埋蔵文化財保護の手引き

― 資料編 ―

令和４年８月

宮城県教育庁文化財課

埋蔵文化財保護の手引き

―　資料編　―

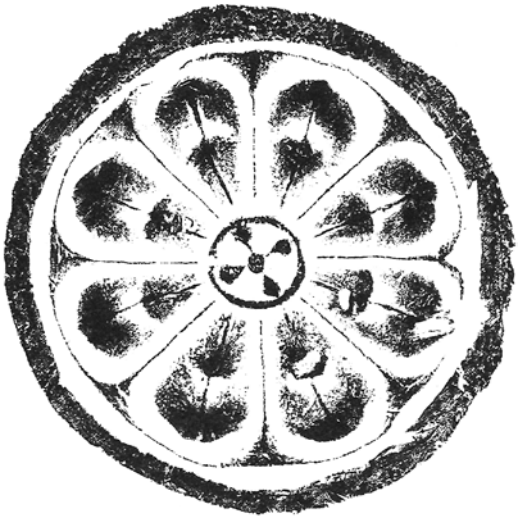

令和４年８月

宮城県教育庁文化財課

目　次

1．関係法令…… 1

（1） 日本国憲法 (抄)〔昭和 21 年 11 月 3 日施行〕…… 1
（2） 地方自治法（抄）〔昭和 22 年法律第 67 号〕…… 1
（3） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）〔昭和 31 年法律第 162 号〕…… 1
（4） 文化財保護法（抄）〔昭和 25 年法律第 214 号〕…… 2
（5） 文化財保護法施行令（抄）〔昭和 50 年政令第 267 号〕…… 7
（6） 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則〔昭和 29 年 6 月 29 日委員会規則第 5 号〕…… 8
（7） 遺失物法（抄）〔平成 18 年法律第 73 号〕…… 9
（8） 民法 (抄)〔明治 29 年法律第 89 号〕……10
（9） 行政手続法 (抄)〔平成 5 年法律第 88 号〕……10
（10） 国立国会図書館法（抄）〔昭和 23 年法律第 5 号〕……11
（11） 著作権法（抄）〔昭和 45 年法律第 48 号〕……12
（12） 鉱業法（抄）〔昭和 25 年法律第 289 号〕……18
（13） 採石法（抄）〔昭和 25 年法律第 291 号〕……19
（14） 土壌汚染対策法（抄）〔平成 14 年法律第 53 号〕……20
（15） 労働安全衛生法〔昭和 47 年法律第 57 号〕……20
（16） 労働安全衛生法施行令（抜粋）〔昭和 47 年政令第 318 号〕……20
（17） 労働安全衛生規則（抜粋）〔昭和 47 年労働省令第 32 号〕……21

2．県条例・規則・要領等 ……24

（1）文化財保護条例（抄）〔昭和 50 年 12 月 25 日条例第 49 号〕……24
（2）文化財保護条例施行規則（抄）〔昭和 51 年 5 月 29 日教育委員会規則第 53 号〕……25
（3）宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程〔平成 2 年 10 月 7 日宮城県教育委員会訓令甲第 4 号〕……25

3．関係通知・報告・覚書等（国）……29

（1） 埋蔵文化財の取扱について〔昭和 26 年 9 月 25 日〕……29
（2） 古墳等より出土の人骨について〔昭和 28 年 6 月 13 日〕……30
（3） 文化財保護に関する関係省庁間の連絡強化について〔昭和 32 年 6 月 22 日〕……31
（4） 漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について〔昭和 34 年 1 月 27 日〕……31
（5） 文化財保護行政事務組織の充実強化について〔昭和 34 年 1 月 17 日〕……31
（6） 海底から発見された物の取扱いに関する疑義について〔昭和 35 年 3 月 15 日〕……32
（7） 文化財保護に関する関係省庁間の連絡強化について〔昭和 39 年 3 月 14 日〕……33
（8） 史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について〔昭和 39 年 2 月 10 日〕……33
（9） 日本住宅公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書〔昭和 40 年 6 月 22 日〕……34
(10) 日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書〔昭和 41 年 4 月 1 日〕……34
(11) 日本国有鉄道の建設事業等工事施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書〔昭和 42 年 3 月 8 日〕……35
(12) 日本道路公団の建設事業等工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書〔昭和 42 年 9 月 30 日〕……35
(13) 直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて〔昭和 46 年 11 月 1 日〕……36
(14) 建設省がおこなう道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて〔昭和 46 年 11 月 20 日〕……37
(15) 文化財保護法第五十七条の三第一項の政令で定める法人の指定について〔昭和 50 年 10 月 6 日〕……38
(16) 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議について〔昭和 50 年 10 月 15 日〕……38
(17) 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について〔昭和 50 年 10 月 20 日〕……38
(18) 採石法及び砂利採取法の規定による認可処分と史跡等の文化財の保護について〔昭和 50 年 10 月 1 日〕……39
(19) 文化財保護法の一部改正に伴う文化財の保護と林業生産活動等との関係の円滑な調整について（抄）
〔昭和 50 年 10 月 1 日〕……40

(20)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について〔昭和 53 年 9 月 25 日〕……41
(21)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について〔昭和 56 年 2 月 7 日〕……41
(22)　埋蔵文化財調査の実施について〔昭和 27 年 5 月 26 日〕……41
(23)　開発と文化財の取扱いについての調整，調査等に関する事務処理等の標準について〔昭和 61 年 4 月 28 日〕……42
(24)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について〔平成 3 年 3 月 18 日〕……43
(25)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について〔平成 5 年 11 月 19 日〕……43
(26)　埋蔵文化財保護体制の整備充実について〔平成 7 年 12 月〕……43
(27)　近代遺跡調査実施要項〔平成 8 年 7 月 18 日〕……52
(28)　埋蔵文化財の鑑査等の事務の委任について〔平成 8 年 9 月 2 日〕……55
(29)　地方公共団体が文化財保護法第９８条の２第１項に基づく発掘調査を行う際の文化庁長官への通知について
〔平成 8 年 9 月 5 日〕……55
(30)　公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について〔平成 9 年 8 月 7 日〕……56
(31)　出土品の取扱いについて〔平成 9 年 8 月 13 日〕……56
(32)　埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて〔平成 10 年 6 月〕……61
(33)　埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について〔平成 10 年 9 月 29 日〕……70
(34)　「埋蔵文化財保管証」の押印の義務付けの廃止について〔平成 11 年 1 月 11 日〕……76
(35)　埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について〔平成 12 年 11 月 17 日〕……76
(36)　埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について〔平成 12 年 9 月 28 日〕……77
(37)　埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について〔平成 12 年 12 月 14 日〕……87
(38)　埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について〔平成 15 年 1 月 20 日〕……87
(39)　出土品の保管について (報告)〔平成 15 年 10 月 20 日〕……88
(40)　出土品の保管について〔平成 15 年 10 月 30 日〕……92
(41)　国立大学等の法人化に伴う埋蔵文化財に関する手続きの変更について〔平成 16 年 3 月 25 日〕……92
(42)　行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準 (報告)〔平成 16 年 10 月 29 日〕……93
(43)　行政目的で行う埋蔵文化財調査の標準について〔平成 16 年 12 月 20 日〕…… 115
(44)　発掘調査事業の適正な執行等について〔平成 17 年 9 月 15 日〕…… 115
(45)　埋蔵文化財の保存と活用 (報告) －地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－
〔平成 19 年 2 月 1 日〕…… 116
(46)　埋蔵文化財の保存と活用について〔平成 19 年 3 月 27 日〕…… 126
(47)　今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について (報告)〔平成 30 年 3 月 31 日〕…… 126
(48)　今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について〔平成 20 年 4 月 28 日〕…… 137
(49)　埋蔵文化財保護行政における資格のあり方〔平成 21 年 3 月 31 日〕…… 137
(50)　道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化について〔平成 22 年 11 月 2 日〕…… 142
(51)　道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との
協議結果について（周知）〔平成 25 年 3 月 29 日〕…… 144
(52)　適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について―これからの埋蔵文化財保護行政に求められる体制―
〔平成 26 年 10 月 31 日〕…… 145
(53)　国土交通省が行う道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについて〔平成 26 年 12 月 15 日〕…… 156
(54)　埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 1(報告)〔平成 29 年 3 月 31 日〕…… 158
(55)　埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 2 (報告)〔平成 29 年 9 月 25 日〕…… 168
(56)　水中遺跡保護の在り方について (報告)〔平成 29 年 10 月 31 日〕…… 180

４．関係通知・事務連絡等（県）…… 192

（１）　宮城県埋蔵文化財事務取扱要領〔平成 17 年 3 月 31 日〕…… 192
（２）　一定規模以上の土地の形質の変更届出について〔平成 22 年 6 月 25 日〕…… 193
（３）　発掘調査安全衛生管理マニュアル〔平成 26 年 11 月 1 日〕…… 193
（４）　宮城県埋蔵文化財発掘調査標準〔平成 31 年 3 月 20 日〕…… 197

１．関係法令

（１） 日本国憲法 (抄)

昭和二十一年十一月三日施行

第一～二十八条〔略〕

第二十九条　財産権は，これを侵してはならない。

②　財産権の内容は，公共の福祉に適合するやうに，法律でこれを定める。

③　私有財産は，正当な補償の下に，これを公共のために用ひることができる。

第三十～百三条〔略〕

（２） 地方自治法（抄）

昭和二十二年法律第六十七号

改正　平成二十九年法律第七十四号

第一編

第一条～第一条の三〔略〕

第二条【地方公共団体の法人格，事務，地方自治行政の基本原則】第二条　地方公共団体は，法人とする。

②普通地方公共団体は，地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③市町村は，基礎的な地方公共団体として，第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き，一般的に，前項の事務を処理するものとする。

④市町村は，前項の規定にかかわらず，次項に規定する事務のうち，その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては，当該市町村の規模及び能力に応じて，これを処理することができる。

⑤都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，第二項の事務で，広域にわたるもの，市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

⑥都道府県及び市町村は，その事務を処理するに当つては，相互に競合しないようにしなければならない。

⑦特別地方公共団体は，この法律の定めるところにより，その事務を処理する。

⑧この法律において「自治事務」とは，地方公共団体が処理する事務のうち，法定受託事務以外のものをいう。

⑨この法律において「法定受託事務」とは，次に掲げる事務をいう。

一　法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであつて，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二　法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて，都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか，法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に，第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり，政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪地方公共団体に関する法令の規定は，地方自治の本旨に基づき，かつ，国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫地方公共団体に関する法令の規定は，地方自治の本旨に基づいて，かつ，国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて，これを解釈し，及び運用するようにしなければならない。この場合において，特別地方公共団体に関する法令の規定は，この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように，これを解釈し，及び運用しなければならない。

⑬法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては，国は，地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

⑭地方公共団体は，その事務を処理するに当つては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮地方公共団体は，常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに，他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯地方公共団体は，法令に違反してその事務を処理してはならない。なお，市町村及び特別区は，当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は，これを無効とする。

第三条～第四条の二〔略〕

第二編～第四編〔略〕

※別表省略

（３） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和三十一年法律第百六十二号

改正　平成三十一年法律第四二号

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は，教育委員会の設置，学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育　行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

第二章〔略〕

第三章　教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十一条　教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

一～十三〔略〕

十四　文化財の保護に関すること。

十五～十九〔略〕

（長の職務権限）

第二十二条　地方公共団体の長は，大綱の策定に関する事務のほか，次に掲げる教育に関する事務を管理し，及び執行する。

一　大学に関すること。

二　幼保連携型認定こども園に関すること。

三　私立学校に関すること。

四　教育財産を取得し，及び処分すること。

五　教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

六　前号に掲げるもののほか，教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること

（職務権限の特例）

第二十三条　前二条の規定にかかわらず，地方公共団体は，前条各号に掲げるもののほか，条例の定めるところにより，当該地方公共団体の長が，次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し，及び執行することとすることができる。

一　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

二　文化に関すること（次号に掲げるものことを除く。）。

三　文化財の保護に関すること。

２　地方公共団体の議会は，前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に，当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第二十四条～第二十九条〔略〕

第四章〔略〕

第五章　文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

第四十八条～第五十四条〔略〕

（条例による事務処理の特例）

第五十五条　都道府県は，都道府県委員会の権限に属する事務の一部を，条例の定めるところにより，市町村が処理することとすることができる。この場合においては，当該市町村が処理することとされた事務は，当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

２　前項の条例を制定し又は改廃する場合においては，都道府県知事は，あらかじめ，当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

３～８〔略〕

９　地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項から第七項までの規定は，第一項の条例の定めるところにより，都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において，これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と,「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と，「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し，及び執行する事務については，市町村長）」と読み替えるものとする。

１０〔略〕

第六章〔略〕

（４）　文化財保護法（抄）

昭和二十五年法律第二百十四号

改正　平成三十年法律第四十二号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は，文化財を保存し，且つ，その活用を図り，もつて国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは，次に掲げるものをいう。

一　建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

２～３〔略〕

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は，文化財がわが国の歴史，文

化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり，且つ，将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し，その保存が適切に行われるように，周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民，所有者等の心構）

第四条　一般国民は，政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

２　文化財の所有者その他の関係者は，文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し，これを公共のために大切に保存するとともに，できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

３　政府及び地方公共団体は，この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章　削除

第三章～第五章〔略〕

第六章　埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出，指示及び命令）

第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について，その調査のため土地を発掘しようとする者は，文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて，発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし，文部科学省令の定める場合は，この限りでない。

２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは，文化庁長官は，前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し，又はその発掘の禁止，停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で，貝づか，古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には，前条第一項の規定を準用する。この場合において，同項中「三十日前」とあるのは，「六十日前」と読み替えるものとする。

２　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは，文化庁長官は，前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し，当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条　国の機関，地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が，前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては，同条の規定を適用しないものとし，当該国の機関等は，当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて，あらかじめ，文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

２　文化庁長官は，前項の通知を受けた場合において，埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは，当該国の機関等に対し，当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

３　前項の通知を受けた国の機関等は，当該事業計画の策定及びその実施について，文化庁長官に協議しなければならない。

４　文化庁長官は，前二項の場合を除き，第一項の通知があつた場合において，当該通知に係る事業計画の実施に関し，埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

５　前各項の場合において，当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは，これらの規定に規定する通知，協議又は勧告は，文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条　国及び地方公共団体は，周知の埋蔵文化財包蔵地について，資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

２　国は，地方公共団体が行う前項の措置に関し，指導，助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出，停止命令等）

第九十六条　土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか，住居跡，古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは，第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き，その現状を変更することなく，遅滞なく，文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて，その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし，非常災害のために必要な応急措置を執る場合は，その限度において，その現状を変更することを妨げない。

２　文化庁長官は，前項の届出があつた場合において，当該届出に係る遺跡が重要なものであり，かつ，その保護のため調査を行う必要があると認めるときは，その土地の所有者又は占有者に対し，期間及び区域を定めて，その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし，その期間は，三月を超えることができない。

３　文化庁長官は，前項の命令をしようとするときは，あらかじめ，関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

４　第二項の命令は，第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

５　第二項の場合において，同項の期間内に調査が完了せず，引き続き調査を行う必要があるときは，文化庁長官は，一回に限り，当該命令に係る区域の全部又は一部について，その期間を延長することができる。ただし，当該命令の期間が，同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

６　第二項及び前項の期間を計算する場合においては，第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

７　文化庁長官は，第一項の届出がなされなかつた場合においても，第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

８　文化庁長官は，第二項の措置を執つた場合を除き，第一項

の届出がなされた場合には，当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き，第一項の届出がなされなかつたときも，同様とする。

９　第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては，国は，その通常生ずべき損失を補償する。

１０　前項の場合には，第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条　国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは，同条の規定を適用しないものとし，第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き，その現状を変更することなく，遅滞なく，その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし，非常災害のために必要な応急措置を執る場合は，その限度において，その現状を変更することを妨げない。

２　文化庁長官は，前項の通知を受けた場合において，当該通知に係る遺跡が重要なものであり，かつ，その保護のため調査を行う必要があると認めるときは，当該国の機関等に対し，その調査，保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

３　前項の通知を受けた国の機関等は，文化庁長官に協議しなければならない。

４　文化庁長官は，前二項の場合を除き，第一項の通知があつた場合において，当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

５　前各項の場合には，第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条　文化庁長官は，歴史上又は学術上の価値が特に高く，かつ，その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については，その調査のため土地の発掘を施行することができる。

２　前項の規定により発掘を施行しようとするときは，文化庁長官は，あらかじめ，当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し，発掘の目的，方法，着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

３　第一項の場合には，第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条　地方公共団体は，文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き，埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは，埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

２　前項の規定により発掘を施行しようとする場合において，その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し，又は国の機関の占有するものであるときは，教育委員会は，あらかじめ，発掘の目的，方法，着手の時期その他必要と認める事項につき，関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

３　地方公共団体は，第一項の発掘に関し，事業者に対し協力を求めることができる。

４　文化庁長官は，地方公共団体に対し，第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

５　国は，地方公共団体に対し，第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第百条　第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において，文化庁長官は，当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し，所有者が判明しないときは，遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）第四条第一項の規定にかかわらず，警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

２　前項の規定は，前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

３　第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは，警察署長は，直ちに当該文化財につき遺失物法第四条第二項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第百一条　遺失物法第四条第一項の規定により，埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは，警察署長は，直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては，当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし，所有者の判明している場合は，この限りでない。

（鑑査）

第百二条　前条の規定により物件が提出されたときは，都道府県の教育委員会は，当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

２　都道府県の教育委員会は，前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは，その旨を警察署長に通知し，文化財でないと認めたときは，当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第百三条　第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から，警察署長に対し，その文化財の返還の請求があつたときは，文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は，当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第百四条　第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立博物館若し

くは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で，その所有者が判明しないものの所有権は，国庫に帰属する。この場合においては，文化庁長官は，当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し，かつ，その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

２　前項の場合には，第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条　第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で，その所有者が判明しないものの所有権は，当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては，当該都道府県の教育委員会は，当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し，かつ，その価格に相当する額の報償金を支給する。

２　前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは，前項の報償金は，折半して支給する。

３　第一項の報償金の額は，当該都道府県の教育委員会が決定する。

４　前項の規定による報償金の額については，第四十一条第三項の規定を準用する。

５　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては，都道府県を被告とする。

（譲与等）

第百六条　政府は，第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて，当該文化財の発見された土地の所有者に，その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

２　前項の場合には，その譲与した文化財の価格に相当する金額は，第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

３　政府は，第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて，独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し，その申請に基づき，当該文化財を譲与し，又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条　都道府県の教育委員会は，第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて，当該文化財の発見者又はその発見された土地　の所有者に，その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

２　前項の場合には，その譲与した文化財の価格に相当する金額は，第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

第百八条　埋蔵文化財に関しては，この法律に特別の定めのある場合のほか，遺失物法第四条の規定の適用があるものとする。

第七章～第十一章〔略〕

第十二章　補則

第一節　聴聞，意見の聴取及び不服申立て

（聴聞の特例）

第百五十四条　文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には，当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は，次に掲げる処分を行おうとするときは，行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず，聴聞を行わなければならない。

一～二　〔略〕

三　第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四　第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五　〔略〕

２　文化庁長官は，前項の聴聞又は第四十三条第四項（第百二十五条第三項で準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは，当該聴聞の期日の十日前までに，行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし，かつ，当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

３　前項の聴聞の期日における審理は，公開により行わなければならない。

第百五十五条～第百八十一条　〔略〕

第三節　地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第百八十二条　地方公共団体は，文化財の管理，修理，復旧，公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

２　地方公共団体は，条例の定めるところにより，重要文化財，重要無形文化財，重要有形民俗文化財，重要無形民　俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して，その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

３　前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には，教育委員会は，文部科学省令の定めるところにより，文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

第百八十三条　〔略〕

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は，政令で定めるところにより，都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条，第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含

む。) 及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)，第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)，第四十六条の二第二項，第七十四条第二項，第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。)，第八十三条，第八十七条第二項，第百十八条，第百二十条，第百二十九条第二項，第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三　第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。)，第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四　第五十三条第一項，第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)，第五十五条，第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六　第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理，第九十二条第二項の規定による指示及び命令，第九十三条第二項の規定による指示，第九十四条第一項の規定による通知の受理，同条第二項の規定による通知，同条第三項の規定による協議，同条第四項の規定による勧告，第九十六条第一項の規定による届出の受理，同条第二項又は第七項の規定による命令，同条第三項の規定による意見の聴取，同条第五項又は第七項の規定による期間の延長，同条第八項の規定による指示，第九十七条第一項の規定による通知の受理，同条第二項の規定による通知，同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

２　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については，行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

３　都道府県又は市の教育委員会が，第一項の規定により，同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には，第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

４　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては，当該各号に定める規定にかかわらず，当該都道府県又は市が，その通常生ずべき損失を補償する。

一　第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二　第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行　第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

三　第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令同条第九項

５　前項の補償の額は，当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

６　前項の規定による補償額については，第四十一条第三項の規定を準用する。

７　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては，都道府県又は市を被告とする。

８　〔略〕

第百八十五条～第百八十七条　〔略〕

（書類等の経由）

第百八十八条　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は，都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

２　都道府県の教育委員会は，前項に規定する書類及び物件を受理したときは，意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

３　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令，勧告，指示その他の処分の告知は，都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし，特に緊急な場合は，この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条　都道府県及び市町村の教育委員会は，当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し，文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第百九十条～第百九十二条　〔略〕

第七章　罰則

（刑罰）

第百九十三条～第百九十六条　〔略〕

第百九十七条　次の各号のいずれかに該当する者は，二十万円以下の罰金に処する。

一　〔略〕

二　第九十六条第二項の規定に違反して，現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条～第百九十九条　〔略〕

（行政罰）

第二百条～第二百一条　〔略〕

第二百二条　次の各号のいずれかに該当する者は，十万円以下の過料に処する。

一～五　〔略〕

六　第九十二条第二項の規定に違反して，発掘の禁止，停止又は中止の命令に従わなかつた者

七　〔略〕

第二百三条　次の各号のいずれかに該当する者は，五万円以下

の過料に処する。
一　〔略〕
二　第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。），第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。），第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。），第八十条及び第百二十条（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。），第三十三条（第八十条，第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。），第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。），第四十三条の二第一項，第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。），第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。），第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。），第七十三条，第八十一条第一項，第八十四条第一項本文，第九十二条第一項，第九十六条第一項，第百十五条第二項（第百二十条，第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。），第百二十七条第一項，第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して，届出をせず，又は虚偽の届出をした者
三　〔略〕

（5）　文化財保護法施行令（抄）

昭和五十年政令第二百六十七号
改正　平成二十九年第一五六号

内閣は，文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項，第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき，この政令を制定する。
（法第九十四条第一項の政令で定める法人）
第一条　文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は，港務局，国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構，国立研究開発法人科学技術振興機構，国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構，国立研究開発法人森林研究・整備機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構，国立研究開発法人理化学研究所，国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，四国旅客鉄道株式会社，首都高速道路株式会社，新関西国際空港株式会社，地方住宅供給公社，地方道路公社，独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構，独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構，独立行政法人中小企業基盤整備機構，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構，独立行政法人都市再生機構，独立行政法人水資源機構，独立行政法人労働者健康安全機構，土地開発公社，中日本高速道路株式会社，成田国際空港株式会社，西日本高速道路株式会社，西日本電信電話株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本勤労者住宅協会，日本電信電話株式会社，日本放送協会，日本郵便株式会社，阪神高速道路株式会社，東日本高速道路株式会社，東日本電信電話株式会社，北海道旅客鉄道株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。
（法第百二十六条の政令で定める処分等）
第二条　法第百二十六条の政令で定める処分は，次の各号に掲げるものとする。
一　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては，岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
二　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては，砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
２　前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第百二十六条の規定により通知する事項は，次のとおりとする。
一　前項各号に掲げる認可の別
二　当該認可に係る区域
三　当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名
四　当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期
第三条～第四条　〔略〕
（法第百四十一条第二項の規定による協議）
第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は，都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし，我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について，文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは，自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。
一　法第三十五条第三項（法第八十三条，第百十八条，第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条，第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。），第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
二　法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
三　法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四　法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
五　法第九十二条第一項の規定による届出の受理，同条第二項の規定による指示及び命令，法第九十四条第一項の規定による通知の受理，同条第二項の規定による通知，同条第三項の規定による協議，同条第四項の規定による勧告，法第九十七条第一項の規定による通知の受理，同条第二項の規定による通知，同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
２　法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理，法第九十三条第二項の規定による指示，法第九十六条第一項の規定による届出の受理，同条第二項又は第七項の規定による命令，同条第三項の規定による意見の聴取，同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は，都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては，当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし，我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について，文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは，自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
３～７　〔略〕
第六条～第七条　〔略〕

（６）　埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第五号
改正　平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）
第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第九十二条第一項の規定による届出の書面には，次に掲げる事項を記載するものとする。
一　発掘予定地の所在及び地番
二　発掘予定地の面積
三　発掘予定地に係る遺跡の種類，員数及び名称並びに現状
四　発掘調査の目的
五　発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は，その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
六　発掘担当者の氏名及び往所並びに経歴
七　発掘着手の予定時期
八　発掘終了の予定時期
九　出土品の処置に関する希望
十　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には，次に掲げる書類を添えなければならない。
一　発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は，当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
二　発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは，発掘担当者の発掘担当承諾書
三　発掘予定地の所有者の承諾書
四　発掘予定地につき権原に基く占有者があるときは，その承諾書
五　発掘予定地の区域において，石灰石，ドロマイト，耐火粘土，砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは，当該鉱業権者の承諾書
一部改正〔昭和五〇年文令三三号・平成一二年八号〕
（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類）
第二条　法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には，次に掲げる事項を記載するものとする。
一　土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
二　土木工事等をしようとする土地の面積
三　土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
四　土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類，員数及び名称並びに現状
五　当該土木工事等の目的，計画及び方法の概要
六　当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは，契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は，その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
七　当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
八　当該土木工事等の着手の予定時期
九　当該土木工事等の終了の予定時期
十　その他参考となるべき事項
２　前項の届出の書面には，土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。
一部改正〔昭和五〇年文令三三号・平成一二年八号〕
（事前の届出を要しない場合等）
第三条　法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は，次に掲げる場合とする。
一　当該発掘に関し，法第百二十五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
二　非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
２　前項第二号に掲げる場合においては，当該発掘を行つた者は，発掘終了後遅滞なく，法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行

令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には，当該都道府県の教育委員会）に，法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には，当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

一部改正〔昭和四三年文令三一号・平成一二年八号〕

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第四条　法第九十六条第一項の規定による届出の書面には，次に掲げる事項を記載するものとする。

一　遺跡の種類

二　遺跡の所在及び地番

三　遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名

四　遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名

五　遺跡の発見年月日

六　遺跡を発見するに至つた事情

七　遺跡の現状

八　遺跡の現状を変更する必要のあるときは，その時期及び理由

九　出土品のあるときは，その種類，形状及び数量

十　遺跡の保護のため執つた，又は執ろうとする措置

十一　その他参考となるべき事項

２　前項の届出の書面には，遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは，当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

追加〔昭和五〇年文令三三号〕，一部改正〔平成一二年文令八号〕

（7） 遺失物法（抄）

平成十八年法律第七十三号

改正　平成二十七年法律第六十五号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は，遺失物，埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「物件」とは，遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物，他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

２　この法律において「拾得」とは，物件の占有を始めること（埋蔵物及び他人の置き去った物にあっては，これを発見すること）をいう。

３　この法律において「拾得者」とは，物件の拾得をした者をいう。

４　この法律において「遺失者」とは，物件の占有をしていた者（他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者があるときは，その者を含む。）をいう。

５　この法律において「施設」とは，建築物その他の施設（車両，船舶，航空機その他の移動施設を含む。）であって，その管理に当たる者が常駐するものをいう。

６　この法律において「施設占有者」とは，施設の占有者をいう。

第三条〔略〕

第二章　取得者の義務及び警察署長等の措置

第一節　取得者の義務

第四条　拾得者は，速やかに，拾得をした物件を遺失者に返還し，又は警察署長に提出しなければならない。ただし，法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は，速やかに，これを警察署長に提出しなければならない。

２～３〔略〕

第二節　警察署長等の措置

第五～六条〔略〕

第七条　警察署長は，提出を受けた物件の遺失者を知ることができず，又はその所在を知ることができないときは，次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　物件の種類及び特徴

二　物件の拾得の日時及び場所

２　前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は，同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

３　警察署長は，第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることができる。

４　警察署長は，公告をした後においても，物件の遺失者が判明した場合を除き，公告の日から三箇月間（埋蔵物にあっては，六箇月間）は，前二項に定める措置を継続しなければならない。

５〔略〕

第八～二十六条〔略〕

第三章〔略〕

第四章　物件の帰属

（所有権を取得することができない物件）

第三十五～三十六条〔略〕

第三十七条　物件（第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書，図画又は電磁的記録に該当する物件を除く。）について，

すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は第七条第一項（第十八条において準用する場合を含む。）の規定による公告をした後三箇月以内（埋蔵物にあっては，六箇月以内。次項において同じ。）に遺失者が判明しない場合において，民法第二百四十条若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する者がないとき（その者のすべてが前条の規定によりその所有権を失ったときを含む。）は，当該物件の所有権は，次の各号に掲げる当該物件を保管する者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める者に帰属する。

一　警察署長　当該警察署の属する都道府県（第三十五条第一号に掲げる物に該当する物件にあっては，国）

二　特例施設占有者　当該特例施設占有者

２～３〔略〕

第五～六章〔略〕

（８）　民法（抄）

明治二十九年法律第八十九号

改正　平成二十九年法律第四十四号

第一～二百三十九条〔省略〕

（遺失物の拾得）

第二百四十条　遺失物は，遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは，これを拾得した者がその所有権を取得する。

（埋蔵物の発見）

第二百四十一条　埋蔵物は，遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは，これを発見した者がその所有権を取得する。ただし，他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については，これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。

第二百四十二～一千四十四条〔省略〕

（９）　行政手続法（抄）

平成五年法律第八十八号

改正　平成二十九年法律第四号

第一章　総則

（目的等）

第一条　この法律は，処分，行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し，共通する事項を定めることによって，行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について，その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り，もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

２　処分，行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について，他の法律に特別の定めがある場合は，その定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　法令　法律，法律に基づく命令（告示を含む。），条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。

二～四〔略〕

五　行政機関　次に掲げる機関をいう。

イ　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関，宮内庁，内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関，国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関，会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員

ロ　地方公共団体の機関（議会を除く。）

六　行政指導　行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導，勧告，助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

七　届出　行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって，法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

八〔略〕

第三章〔略〕

第四章　行政指導

（行政指導の一般原則）

第三十二条　行政指導にあっては，行政指導に携わる者は，いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

２　行政指導に携わる者は，その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として，不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第三十三条　申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては，行政指導に携わる者は，申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第三十四条　許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が，当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては，行政指導に携わる者は，当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第三十五条　行政指導に携わる者は，その相手方に対して，当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

２　行政指導に携わる者は，当該行政指導をする際に，行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは，その相手方に対して，次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二　前号の条項に規定する要件

当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

３　行政指導が口頭でされた場合において，その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは，当該行政指導に携わる者は，行政上特別の支障がない限り，これを交付しなければならない。

４　前項の規定は，次に掲げる行政指導については，適用しない。

一　相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二　既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第三十六条　同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは，行政機関は，あらかじめ，事案に応じ，行政指導指針を定め，かつ，行政上特別の支障がない限り，これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

第三十六条の二　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は，当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは，当該行政指導をした行政機関に対し，その旨を申し出て，当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし，当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは，この限りでない。

２　前項の申出は，次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該行政指導の内容

三　当該行政指導がその根拠とする法律の条項

四　前号の条項に規定する要件

五　当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六　その他参考となる事項

３　当該行政機関は，第一項の規定による申出があったときは，必要な調査を行い，当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは，当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第五章　届出

（届出）

第三十七条　届出が届出書の記載事項に不備がないこと，届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は，当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに，当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第六～七章〔略〕

(10)　国立国会図書館法（抄）

昭和二十三年法律第五号

改正　平成二十七年法律第五十九号

第一～八章〔略〕

第九章　収集資料

第二十三条　館長は，国立国会図書館の収集資料として，図書及びその他の図書館資料を，次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二及び第十一章の三の規定による記録によるほか，購入，寄贈，交換，遺贈その他の方法によつて，又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は，その部門においては必ずしも必要としないが，館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は，国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を，行政若しくは司法の各部門に移管し，又は交換の用に供し，若しくは処分することができる。

第十章　国，地方公共団体，独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条　国の諸機関により又は国の諸機関のため，次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式，ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは，当該機関は，公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために，館長の定めるところにより，三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一　図書

二　小冊子

三　逐次刊行物

四　楽譜

五　地図

六　映画フィルム

七　前各号に掲げるもののほか，印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八　蓄音機用レコード

九　電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字，映像，音又はプログラムを記録した物

②次に掲げる法人により又はこれらの法人のため，前項に規定する出版物が発行されたときは，当該法人は，同項に規定する目的のため，館長の定めるところにより，五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三　特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち，別表第一に掲げるもの

③前二項の規定は，前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし，その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく，かつ，その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては，この限りでない。

第二十四条の二　地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため，前条第一項に規定する出版物が発行されたときは，当該機関は，同項に規定する目的のため，館長の定めるところにより，都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を，町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を，直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

②次に掲げる法人により又はこれらの法人のため，前条第一項に規定する出版物が発行されたときは，当該法人は，同項に規定する目的のため，館長の定めるところにより，都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を，町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を，直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六　特殊法人等のうち，別表第二に掲げるもの

③前条第三項の規定は，前二項の場合に準用する。

(11)　著作権法（抄）

昭和四十五年法律第四十八号

改正　平成三十年法律第三十九号

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一条　この法律は，著作物並びに実演，レコード，放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め，これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作者等の権利の保護を図り，もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二　著作者　著作物を創作する者をいう。

三～十の二〔略〕

十の三　データベース　論文，数値，図形その他の情報の集合物であつて，それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一〔略〕

十二　共同著作物　二人以上の者が共同して創作した著作物であつて，その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三～十四〔略〕

十五　複製　印刷，写真，複写，録音，録画その他の方法により有形的に再製することをいい，次に掲げるものについては，それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ　脚本その他これに類する演劇用の著作物　当該著作物の上演，放送又は有線放送を録音し，又は録画すること。

ロ　建築の著作物　建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六～十八〔略〕

十九　頒布　有償であるか又は無償であるかを問わず，複製物を公衆に譲渡し，又は貸与することをいい，映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては，これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し，又は貸与することを含むものとする。

二十　技術的保護手段　電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により，第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号，第三十条第一項第二号及び第百二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）

をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて，著作物，実演，レコード，放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し，これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物，実演，レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し，若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物，実演，レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し，若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一　権利管理情報　第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて，イからハまでのいずれかに該当するもののうち，電磁的方法により著作物，実演，レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され，又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握，著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ　著作物等，著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ　著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ　他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十二　国内　この法律の施行地をいう。

二十三　国外　この法律の施行地外の地域をいう。

２　この法律にいう「美術の著作物」には，美術工芸品を含むものとする。

３　この法律にいう「映画の著作物」には，映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され，かつ，物に固定されている著作物を含むものとする。

４　この法律にいう「写真の著作物」には，写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

５〔略〕

６　この法律にいう「法人」には，法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

７〔略〕

８　この法律にいう「貸与」には，いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず，これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

９　この法律において，第一項第七号の二，第八号，第九号の二，第九号の四，第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前二項に掲げる用語については，それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

（著作物の発行）

第三条　著作物は，その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が，第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項，次条第一項，第四条の二及び第六十三条を除き，以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて作成され，頒布された場合（第二十六条，第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において，発行されたものとする。

２　二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され，頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条，第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には，その原著作物は，発行されたものとみなす。

３　著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は，それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして，前二項の規定を適用する。

（著作物の公表）

第四条　著作物は，発行され，又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項，第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて上演，演奏，上映，公衆送信，口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては，第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によつて建設された場合を含む。）において，公表されたものとする。

２　著作物は，第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて送信可能化された場合には，公表されたものとみなす。

３〔略〕

４　美術の著作物又は写真の著作物は，第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には，公表されたものとみなす。

５　著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は，それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして，これらの規定

を適用する。
第四条の二～第五条〔略〕
第二節　適用範囲
（保護を受ける著作物）
第六条　著作物は，次の各号のいずれかに該当するものに限り，この法律による保護を受ける。
一　日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物
二　最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが，その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）
三　前二号に掲げるもののほか，条約によりわが国が保護の義務を負う著作物
第七～九条〔略〕
（著作物の例示）
第十条　この法律にいう著作物を例示すると，おおむね次のとおりである。
一　小説，脚本，論文，講演その他の言語の著作物
二　音楽の著作物
三　舞踊又は無言劇の著作物
四　絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物
五　建築の著作物
六　地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物
七　映画の著作物
八　写真の著作物
九　プログラムの著作物
２　事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は，前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
３　第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は，その著作物を作成するために用いるプログラム言語，規約及び解法に及ばない。この場合において，これらの用語の意義は，次の各号に定めるところによる。
一　プログラム言語　プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
二　規約　特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
三　解法　プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。
第十一～十三条〔略〕
第二節　著作者
（著作者の推定）
第十四条　著作物の原作品に，又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に，その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号，筆名，略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は，その著作物の著作者と推定する。
（職務上作成する著作物の著作者）
第十五条　法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で，その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は，その作成の時における契約，勤務規則その他に別段の定めがない限り，その法人等とする。
２　法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は，その作成の時における契約，勤務規則その他に別段の定めがない限り，その法人等とする。
第十六条〔略〕
第三節　権利の内容
第一款　総則
（著作者の権利）
第十七条　著作者は，次条第一項，第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。
２　著作者人格権及び著作権の享有には，いかなる方式の履行をも要しない。
第二款　著作者人格権
（公表権）
第十八条　著作者は，その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し，又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても，同様とする。
２　著作者は，次の各号に掲げる場合には，当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。
一　その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合　当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し，又は提示すること。
二　その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合　これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。
三　第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合　当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し，又は提示すること。
３　著作者は，次の各号に掲げる場合には，当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。
一　その著作物でまだ公表されていないものを行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に提供した場合（行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）　行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供

し，又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理法第八条第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては，公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し，又は提示することを含む。）。

二　その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）に提供した場合（独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し，又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行政法人等から公文書管理法第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては，公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し，又は提示することを含む。）。

三　その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し，又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等が当該地方公共団体又は地方独立行政法人から公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理条例の規定（公文書管理法第十六条第一項の規定に相当する規定に限る。以下この条において同じ。）による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては，公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長（地方公文書館等が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をいい，地方公文書館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し，又は提示することを含む。）。

四　その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し，又は提示すること。

五　その著作物でまだ公表されていないものを地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し，又は提示すること。

４　第一項の規定は，次の各号のいずれかに該当するときは，適用しない。

一　行政機関情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し，若しくは提示するとき，又は行政機関情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し，若しくは提示するとき。

二　独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し，若しくは提示するとき，又は独立行政法人等情報公開法第七条の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し，若しくは提示するとき。

三　情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第二項及び第三項の規定に相当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。）の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し，又は提示するとき。

四　情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し，又は提示するとき。

五　情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し，又は提示するとき。

六～八　〔略〕

（氏名表示権）

第十九条　著作者は，その著作物の原作品に，又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し，その実名若しくは変名を著作者名として表示し，又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公

衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても，同様とする。
２　著作物を利用する者は，その著作者の別段の意思表示がない限り，その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。
３　著作者名の表示は，著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは，公正な慣行に反しない限り，省略することができる。
４　第一項の規定は，次の各号のいずれかに該当するときは，適用しない。
一　行政機関情報公開法，独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長，独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し，又は提示する場合において，当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。
二　行政機関情報公開法第六条第二項の規定，独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長，独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し，又は提示する場合において，当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。
三　公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し，又は提示する場合において，当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。
（同一性保持権）
第二十条　著作者は，その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し，その意に反してこれらの変更，切除その他の改変を受けないものとする。
２　前項の規定は，次の各号のいずれかに該当する改変については，適用しない。
一　第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。），第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で，学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
二　建築物の増築，改築，修繕又は模様替えによる改変
三　特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため，又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変四　前三号に掲げるもののほか，著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変
第三款　著作権に含まれる権利の種類
（複製権）
第二十一条　著作者は，その著作物を複製する権利を専有する。
（上演権及び演奏権）
第二十二条　著作者は，その著作物を，公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し，又は演奏する権利を専有する。
（上映権）
第二十二条の二　著作者は，その著作物を公に上映する権利を専有する。
（公衆送信権等）
第二十三条　著作者は，その著作物について，公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては，送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
２　著作者は，公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。
（口述権）
第二十四条　著作者は，その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。
（展示権）
第二十五条　著作者は，その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。
（頒布権）
第二十六条　著作者は，その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
２　著作者は，映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。
（譲渡権）
第二十六条の二　著作者は，その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては，当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。
２　前項の規定は，著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には，適用しない。
一　前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
二　第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
三　第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
四　前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
五　国外において，前項に規定する権利に相当する権利を害することなく，又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品

又は複製物

（貸与権）

第二十六条の三　著作者は，その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては，当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

（翻訳権，翻案権等）

第二十七条　著作者は，その著作物を翻訳し，編曲し，若しくは変形し，又は脚色し，映画化し，その他翻案する権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

第二十八条　二次的著作物の原著作物の著作者は，当該二次的著作物の利用に関し，この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

第四款〔略〕

第五款　著作権の制限

（私的使用のための複製）

第三十条　著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は，個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは，次に掲げる場合を除き，その使用する者が複製することができる。

一　公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し，これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二　技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物，実演，レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）を行うことにより，当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし，又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり，又はその結果に障害が生じないようになつた複製を，その事実を知りながら行う場合

三〔略〕

第三十条二～四〔略〕

（図書館等における複製等）

第三十一条　国立国会図書館及び図書，記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては，次に掲げる場合には，その営利を目的としない事業として，図書館等の図書，記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一　図書館等の利用者の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては，その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二　図書館資料の保存のため必要がある場合

三　他の図書館等の求めに応じ，絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

２　前項各号に掲げる場合のほか，国立国会図書館においては，図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失，損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため，又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には，必要と認められる限度において，当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

３　国立国会図書館は，絶版等資料に係る著作物について，図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には，前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において，当該図書館等においては，その営利を目的としない事業として，当該図書館等の利用者の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し，当該複製物を一人につき一部提供することができる。

（引用）

第三十二条　公表された著作物は，引用して利用することができる。この場合において，その引用は，公正な慣行に合致するものであり，かつ，報道，批評，研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

２　国若しくは地方公共団体の機関，独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し，その著作の名義の下に公表する広報資料，調査統計資料，報告書その他これらに類する著作物は，説明の材料として新聞紙，雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし，これを禁止する旨の表示がある場合は，この限りでない。

（教科用図書等への掲載）

第三十三条　公表された著作物は，学校教育の目的上必要と認められる限度において，教科用図書（小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて，文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

２　前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は，その旨を著作者に通知するとともに，同項の規定の趣旨，著作物

の種類及び用途，通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

３　文化庁長官は，前項の定めをしたときは，これを官報で告示する。

４　前三項の規定は，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二　教科用図書に掲載された著作物は，視覚障害，発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため，当該教科用図書に用いられている文字，図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

２　前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き，当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は，あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに，営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては，前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

３　文化庁長官は，前項の定めをしたときは，これを官報で告示する。

４　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は，その提供のために必要と認められる限度において，当該著作物を利用することができる。

第三十四～四十七条〔略〕

（出所の明示）

第四十八条　次の各号に掲げる場合には，当該各号に規定する著作物の出所を，その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により，明示しなければならない。

一　第三十二条，第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。），第三十三条の二第一項，第三十七条第一項，第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合

二　第三十四条第一項，第三十七条第三項，第三十七条の二，第三十九条第一項，第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合

三　第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条，第三十六条第一項，第三十八条第一項，第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において，その出所を明示する慣行があるとき。

２　前項の出所の明示に当たつては，これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き，当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

３　第四十三条の規定により著作物を翻訳し，編曲し，変形し，又は翻案して利用する場合には，前二項の規定の例により，その著作物の出所を明示しなければならない。

第四十九～五十条〔略〕

第四節　保護期間

（保護期間の原則）

第五十一条　著作権の存続期間は，著作物の創作の時に始まる。

２　著作権は，この節に別段の定めがある場合を除き，著作者の死後（共同著作物にあつては，最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間，存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条　無名又は変名の著作物の著作権は，その著作物の公表後五十年を経過するまでの間，存続する。ただし，その存続期間の満了前にその著作者の死後五十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は，その著作者の死後五十年を経過したと認められる時において，消滅したものとする。

２　前項の規定は，次の各号のいずれかに該当するときは，適用しない。

一　変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。

二　前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三　著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）

第五十三条　法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は，その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは，その創作後五十年）を経過するまでの間，存続する。

２　前項の規定は，法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは，適用しない。

３　第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に関しては，第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても，当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。

第五十四～百二十四条〔略〕

（12）　鉱業法（抄）

昭和二十五年法律第二百八十九号

改正　平成二十九年法律第四十五号

第一～四章〔略〕

第四章の二　鉱物の探査

（鉱物の探査の許可）

第百条の二　鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて，地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は，経済産業大臣に申請して，その許可を受けなければならない。

２　前項の規定による申請をしようとする者は，経済産業省令で定める手続に従い，次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて，経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地

二　探査の期間

三　探査の方法

四　氏名又は名称及び住所

五　その他経済産業省令で定める事項

３　経済産業大臣は，第一項の許可をしたときは，許可証を交付しなければならない。

４　前項の規定により許可証の交付を受けた者は，当該許可に係る探査を行うときは，当該許可証を携帯していなければならない。

５　第三項の許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は，経済産業省令で定める。

（探査の許可の基準）

第百条の三　経済産業大臣は，前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ，その申請を許可してはならない。

一　その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　その申請に係る者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律に規定する罪を犯し，刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第百条の五（第三号を除く。）の規定により許可を取り消され，その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　法人であつて，その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

三　その申請に係る探査が，他人の鉱区で行われるものであつて，当該鉱区における他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

四　その申請に係る探査が，公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し，文化財，公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ，又は農業，林業若しくはその他の産業の利益を損じ，公共の福祉に反するものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか，その申請に係る探査が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり，公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第百条の四～第百五十二条〔略〕

（13）　採石法（抄）

昭和二十五年法律第二百九十一号

改正　平成二十七年法律第五十号

第一節　〔略〕

第二節　採取計画の認可等

（採取計画の認可）

第三十三条　採石業者は，岩石の採取を行おうとするときは，当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め，当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては，当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七，第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

（採取計画に定めるべき事項）

第三十三条の二　前条の採取計画には，次に掲げる事項を定めなければならない。

一　岩石採取場の区域

二　採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間

三　岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項

四　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか，経済産業省令で定める事項

（認可の申請）

第三十三条の三　第三十三条の認可を受けようとする採石業者は，次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名

二　登録の年月日及び登録番号

三　採取計画

２　前項の申請書には，岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（認可の基準）

第三十三条の四　都道府県知事は，第三十三条の認可の申請があつた場合において，当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし，公共の用に供する施設を損傷し，又は農業，林業若しくはその他の産業の利益を損じ，公共の福祉に反すると認めるときは，同条の認可をしてはならない。

（変更の認可等）

第三十三条の五　第三十三条の認可を受けた採石業者は，当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは，その認可をし

た都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし，経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは，この限りでない。

２　第三十三条の認可を受けた採石業者は，当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは，その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

３　前条の規定は，第一項の規定による変更の認可に準用する。

４　第三十三条の認可を受けた採石業者は，第三十三条の三第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは，遅滞なく，その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条の六以下〔略〕

（14）　土壌汚染対策法（抄）

平成十四年法律第五十三号

改正　平成二十九年法律第四十五号

第一条～第三条〔略〕

第四条　土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって，その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は，当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに，環境省令で定めるところにより，当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし，次に掲げる行為については，この限りでない。

一　軽易な行為その他の行為であって，環境省令で定めるもの

二　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

第五条以下〔略〕

（15）労働安全衛生法（抜粋）

公布　昭和四十七年法律第五十七号

最終改正　平成二十九年五月三十一日法律第四十一号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第二章　略

第三章　安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第十条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

一　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二　労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

三　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

四　労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

２　総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

３　都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

（作業主任者）

第十四条　事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第四章　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

第二十五条の二　建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一　労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二　労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

２　前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

（16）労働安全衛生法施行令（抜粋）

昭和四十七年政令第三百十八号

最終改正　平成三十年四月六日政令第百五十六号

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）

第二条　労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分

に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。
一　林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業　百人
二　製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業　三百人
三　その他の業種　千人
第六条　法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。
一～八（略）
九　掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（第十一号に掲げる作業を除く。）
十　土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業
十の二　ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の掘削の作業（掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。）又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業
十の三　ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工（ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。）の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業
十一　掘削面の高さが二メートル以上となる採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削の作業
十二　高さが二メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。）
十三　船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業（総トン数五百トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く。）
十四　型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。）の組立て又は解体の作業
十五　つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業
十五の二～二十三（略）

（17）労働安全衛生規則（抜粋）

昭和四十七年労働省令第三十二号
最終改正　平成三十年二月九日厚生労働省令第十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。
第一編　通則
第二章　安全衛生管理体制
第五節　作業主任者
（作業主任者の職務の分担）
第十七条　事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。
（作業主任者の氏名等の周知）
第十八条　事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
第四章　安全衛生教育
（雇入れ時等の教育）
第三十五条　事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。
一　機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
二　安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
三　作業手順に関すること。
四　作業開始時の点検に関すること。
五　当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
六　整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
七　事故時等における応急措置及び退避に関すること。
八　前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
２　事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。
第二編　安全基準
第一章の二　荷役運搬機械等
第一節　車両系荷役運搬機械等

第一款　総則

（立入禁止）

第百五十一条の九　事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フオーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフオーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フオーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロツク等を使用させるときは、この限りでない。

２　前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロツク等を使用しなければならない。

第二章　建設機械等

第一節　車両系建設機械

第二款　車両系建設機械の使用に係る危険の防止

（接触の防止）

第百五十八条　事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

２　前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

（合図）

第百五十九条　事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

２　前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

第六章　掘削作業等における危険の防止

第一節　明り掘削の作業

第一款　掘削の時期及び順序等

（作業箇所等の調査）

第三百五十五条　事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

一　形状、地質及び地層の状態

二　き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態

三　埋設物等の有無及び状態

四　高温のガス及び蒸気の有無及び状態

（掘削面のこう配の基準）

第三百五十六条　事業者は、手掘り（パワー・シヨベル、トラクター・シヨベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。）により地山（崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になつている地山を除く。以下この条において同じ。）の掘削の作業を行なうときは、掘削面（掘削面に奥行きが二メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。）のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ（単位m）	掘削面のこう配（単位°）
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5未満	90
	5以上	75
その他の地山	2未満	90
	2以上5未満	75
	5以上	60

２　前項の場合において、掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できないときは、当該掘削面について、同項の基準に従い、それよりも崩壊の危険が大きくないように当該各部分の傾斜を保持しなければならない。

第三百五十七条　事業者は、手掘りにより砂からなる地山又は発破等により崩壊しやすい状態になつている地山の掘削の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

一　砂からなる地山にあつては、掘削面のこう配を三十五度以下とし、又は掘削面の高さを五メートル未満とすること。

二　発破等により崩壊しやすい状態になつている地山にあつては、掘削面のこう配を四十五度以下とし、又は掘削面の高さを二メートル未満とすること。

２　前条第二項の規定は、前項の地山の掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できない場合について、準用する。

（点検）

第三百五十八条　事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一　点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。

二　点検者を指名して、発破を行なつた後、当該発破を行なつた箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

（地山の掘削作業主任者の選任）

第三百五十九条　事業者は、令第六条第九号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

（地山の掘削作業主任者の職務）

第三百六十条　事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。
一　作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
二　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。
（地山の崩壊等による危険の防止）
第三百六十一条　事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。
（保護帽の着用）
第三百六十六条　事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
２　前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。
第七章　荷役作業等における危険の防止
第一節　貨物取扱作業等
第二款　はい付け、はいくずし等
（はいの昇降設備）
第四百二十七条　事業者は、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。以下同じ。）の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。
２　前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。
（はい作業主任者の選任）
第四百二十八条　事業者は、令第六条第十二号の作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。
（はい作業主任者の職務）
第四百二十九条　事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。
一　作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
二　器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
三　当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
四　はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
五　第四百二十七条第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。
第十章　通路、足場等
第二節　足場
第二款　足場の組立て等における危険の防止
（足場の組立て等の作業）
第五百六十四条　事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。
一　組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
二　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
三　強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
四　足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
イ　幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。
ロ　安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
五　材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
２　労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。
（足場の組立て等作業主任者の選任）
第五百六十五条　事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。
（足場の組立て等作業主任者の職務）
第五百六十六条　事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。
一　材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
二　器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
三　作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
四　安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。
第三編　衛生基準
第六章　休養
（休憩設備）
第六百十三条　事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。
（休養室等）
第六百十八条　事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人

以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。
（給水）
第六百二十七条　事業者は、労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。
２　事業者は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置以外の給水に関する設備を設けて飲用し、又は食器の洗浄に使用する水を供給するときは、当該水について次に定めるところによらなければならない。
一　地方公共団体等の行う水質検査により、水道法第四条の規定による水質基準に適合していることを確認すること。
二　給水せんにおける水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのあるとき又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのあるときは、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上にすること。
三　有害物、汚水等によつて水が汚染されないように、適当な汚染防止の措置を講ずること。
（便所）
第六百二十八条　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。
一　男性用と女性用に区別すること。
二　男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
三　男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
四　女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。
五　便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
六　流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。
２　事業者は、前項の便所及び便器を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

２.県条例・規則・要領等

（１）文化財保護条例（抄）

昭和五十年一二月二五日宮城県条例第四九号
最終改正　平成一七年三月二五日宮城県条例第一五号

第一章　総則
（目的）
第一条　この条例は，文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき，法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち重要なものの保存及び活用を図るため必要な措置を講ずるとともに，法の施行に関し必要な事項を定め，もつて県民の文化の向上に資することを目的とする。
（定義）
第二条　この条例で「文化財」とは，次に掲げるものをいう。
一　建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二　演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三　衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四　貝づか，古墳，城跡，旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている
土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
第二章～第四章〔略〕
第五章　埋蔵文化財
（報償金）
第三十条　法第百五条第一項後段の規定による報償金の支給及び同条第三項の規定による報償金の額の決定に関し必要な事項は，教育委員会規則で定める。
（譲与等）
第三十一条　教育委員会は，法第百五条第一項前段の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて，当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他教育委員会が適当と認める団体に対し，その申請に基づき，当該文化財を譲与し，又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。
第六章～第九章〔略〕
第十章　雑則
（申請等の受理等の特例）
第五十一条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定により，別表第一号の表の上欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の下欄に掲げる市町村が受理することとし，別表第二号の表の上欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の下欄

に掲げる市町村が伝達することとする。

第五十二条〔略〕

別表（第五十一条関係）

一　市町村が受理する申請等の範囲

申　請　等	市　町　村
一　法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの イ　法第九十二条第一項の規定による届出 ロ　法第九十四条第一項及び第三項の規定による通知等 ハ　法第九十七条第一項及び第三項の規定による通知等 ニ　〔略〕	各市町村
二　法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの イ～ロ　〔略〕 ハ　法第九十三条第一項の規定による届出 ニ　法第九十六条第一項の規定による届出	各市町村 （仙台市を除く）
三　法第百八十八条第一項の規定による文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届出書その他の書類及び物件の提出	各市町村

二　市町村が伝達する処分等の範囲等

処　分　等	市　町　村
一　法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの イ～ハ　〔略〕 ホ　法第九十二条第二項の規定による指示等 ヘ　法第九十四条第二項及び第三項の規定による通知等 ト　法第九十七条第二項及び第三項の規定による通知等 チ～リ　〔略〕	各市町村
二　法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの イ～ハ　〔略〕 ニ　法第九十三条第二項の規定による指示 ホ　法第九十六条第二項、第五項、第七項の規定による命令等	各市町村 （仙台市を除く）
三　法第百八十八条第三項の規定による文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知	各市町村
四　〔略〕	〔略〕

（２）文化財保護条例施行規則（抄）

昭和五一年一月三〇日宮城県教育委員会規則第五号

最終改正　平成一七年三月三一日宮城県教育委員会規則第五〇号

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は，文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章～第四章〔略〕

第五章　埋蔵文化財

（報償金の額を決定するための埋蔵文化財の価格の決定）

第二十五条　条例第三十条の規定による報償金の額を決定するため，埋蔵文化財の価格を決定しようとするときは，埋蔵文化財価格評価員（以下「評価員」という。）の意見をきかなければならない。

（評価員の職務）

第二十六条　評価員は，独立して前条の埋蔵文化財の価格を評価する。

２　前条の評価は，原則として文書によるものとし，口頭による場合は，これを記録しなければならない。

（評価員の資格）

第二十七条　評価員は，学識経験者であつて，評価すべき物件について，直接利害関係のないもののうちから，物件ごとに二人以上を，必要のつど教育長が委嘱する。

第六章～第九章〔略〕

（３）宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程

（平成２年10月５日　宮城県教育委員会訓令甲第４号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　職員の安全及び衛生管理については，労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。）及びその他の法令に別に定めがあるもののほか，この訓令の定めるところによる。

（定義）

第２条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本庁　宮城県教育委員会行政組織規則（昭和 41 年教育委員会規則第４号）第３条第１項に規定する本庁をいう。

(2) 地方機関等　宮城県教育委員会行政組織規則第３条に規定する地方機関及び教育機関をいう。

(3) 職員　本庁，地方機関及び教育機関の一般職の常勤職員をいう。

(4) 所属所　本庁の各課室及び各地方機関等をいう。

(5) 所属長　所属所の長をいう。

（所属長の責務）

第３条　所属長は，所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

（職員の責務）

第４条　職員は，所属長，健康管理医その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは，これを誠実に守らなければならない。

第２章　安全衛生管理体制

第１節　職員安全衛生管理者等

（職員安全衛生管理者）

第５条　安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き，教育長をもって充てる。

（職員安全衛生管理者の代理者）

第６条　職員安全衛生管理者が事故等やむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として職員安全衛生管理者の代理者を置き，教育次長をもって充てる。

（職員安全衛生管理責任者）

第７条　職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き，福利課長をもって充てる。

（安全衛生管理者）

第８条　本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き，次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 本庁　福利課長

(2) 地方機関等　所属長

（安全衛生管理者の職務）

第９条　安全衛生管理者は衛生管理者又は衛生推進者を指揮するとともに次の業務を統括管理する。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
(3) 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること。
(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか，職員の安全衛生に関すること。
（安全衛生管理者の代理者）
第 10 条　安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときの代理者として安全衛生管理者の代理者を置き，次の各号に応じ当該各号の掲げる職にある者をもって充てる。
(1) 本庁　福利課長補佐
(2) 地方機関等　所属長の次席の職
（健康管理医）
第 11 条　健康管理医とは安衛法第 13 条に規定する産業医をいい，本庁及び地方機関等に置く。
２　健康管理医は，教育委員会が選任する。
（健康管理医の職務）
第 12 条　健康管理医は，次の事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。
(1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
(2) 健康教育，健康相談，衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
(3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
２　健康管理医は，前項各号に掲げる事項について，職員安全衛生管理者に対して勧告し，又は所属長若しくは衛生管理者等を指導し，助言することができる。
３　健康管理医は，職場を巡視し，作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは，直ちに所属長に対し，職員の健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。
（衛生管理者又は衛生推進者の選任）
第 13 条　所属長（本庁にあっては福利課長。以下本条において同じ。）は，所属職員（本庁にあっては本庁職員）のうちから，安衛法第 12 条 1 項及び安衛法第 12 条の 2 の規定による衛生管理者又は衛生推進者を次の各号に掲げる所属職員の数に応じ，当該各号に定める人員を選任しなければならない。
(1) 50 人未満　衛生推進者　1 人
(2) 50 人以上 200 人以下　衛生管理者　1 人
(3) 200 人を超え 500 人以下　衛生管理者　2 人
２　所属長は，衛生管理者又は衛生推進者を選任したときは，速やかに衛生管理者・衛生推進者選任報告書（様式第 1 号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。
（衛生管理者及び衛生推進者の職務）
第 14 条　衛生管理者又は衛生推進者は，安全衛生管理者及び健康管理医の指揮を受け，職員の健康に配慮し，職員の従事する業務を適切に管理し次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。
(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
(3) 健康診断その他健康保持増進のための措置に関すること。
２　衛生管理者又は衛生推進者は職場を巡視し，設備，作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。
（衛生担当者）
第 15 条　所属長は所属職員のうちから衛生担当者を 1 名選任しなければならない。
２　前項の衛生担当者は，衛生管理者又は衛生推進者を補助する。
３　第 13 条第 2 項の規定は，第 1 項の衛生担当者の選任について準用する。
（作業主任者）
第 16 条　労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条各号に規定する作業を行う地方機関等の所属長は，当該作業の従事する職員のうちから安衛法第 14 条の規定に基づく作業主任者を 1 名選任しなければならない。
２　前項の作業主任者は，作業に従事する職員を指揮し，機械の安全点検，工具等の監視その他の厚生労働省令で定める職務を行うものとする。
３　第 13 条第 2 項の規定は，第 1 項の作業主任者の選任について準用する (様式第 2 号)。
第 2 節　職員安全衛生委員会及び衛生委員会
（設置）
第 17 条　教育委員会に職員安全衛生委員会を置き，本庁及び地方機関等に衛生委員会を置く。
（所掌事務）
第 18 条　職員安全衛生委員会は，職員の安全及び衛生の確保のため，職員安全衛生管理者の諮問に基づき各衛生委員会からの報告，意見，健康管理医からの勧告その他必要事項について審議し，答申する。
２　衛生委員会は，次の事項を審議し，本庁においては福利課長，他の所属所においては所属長に対し意見を述べるものとする。
(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
(4) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に関すること。
(5) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか，職員の健康障害の防止及び健

康の保持増進に関すること。

（委員の構成）

第 19 条　職員安全衛生委員会の委員は，次の者で構成する。

(1) 教育長

(2) 教育次長

(3) 本庁の各課室長

(4) 安全衛生管理者のうちから職員安全衛生管理者が指名する者

(5) 健康管理医（本庁所属）

(6) その他必要に応じて，職員安全衛生管理者が認める者

２　衛生委員会の委員は，次の者で構成する。

(1) 安全衛生管理者又はその代理者

(2) 健康管理医（選任されている所属所に限る。）

(3) 衛生管理者又は衛生推進者

(4) 職員のうちから衛生に関して経験を有する者のうち所属長が指名する者

（委員の任期）

第 20 条　職員安全衛生委員会及び衛生委員会の委員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）

第 21 条　職員安全衛生委員会及び衛生委員会の会議の議長は，それぞれ第 19 条第 1 項第 1 号又は同条第 2 項第 1 号に規定する委員が行う。

２　議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，議長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

（会議）

第 22 条　職員安全衛生委員会及び衛生委員会は，議長が招集する。

２　職員安全衛生委員会及び衛生委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　職員安全衛生委員会及び衛生委員会の議事録は，これを 3 年間保存しなければならない。

４　職員安全衛生委員会の庶務は，福利課において処理し，衛生委員会の庶務は，本庁にあっては福利課，地方機関等にあっては庶務を担当する班又は所属長が指名する者において処理する。

（報告）

第 23 条　所属長（本庁にあっては福利課長。次項において同じ。）は，委員を指名したときは，衛生委員会委員選任報告書（様式第 3 号）により職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

２　所属長は，衛生委員会の会議を開いたときは，その都度衛生委員会開催状況報告書（様式第 4 号）により職員安全衛生管理者に報告するものとする。

第 3 章　事前管理

（安全衛生管理者等に対する教育等）

第 24 条　職員安全衛生管理者は，職場における安全衛生の水準の向上を図るため，安全衛生管理者，衛生管理者，衛生推進者及び衛生担当者に対し，これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育，講習等を行い，又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

（職場環境の維持管理）

第 25 条　所属長は，厚生労働大臣の定める事務所衛生基準等に従い，快適な職場環境の形成を図るため，職員の勤務場所及び勤務内容に応じ，換気，採光，照明，保温，防湿，清潔，騒音防止及び危険防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 26 条　所属長は，有害なガス，放射線等有害物から職員を保護するため必要な措置を講じなければならない。

（職場環境測定評価等）

第 27 条　所属長は，厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従い，職員の作業環境測定を行い，その結果を記録しておかなければならない。

２　前項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づき，職員の健康を保持する必要があると認められるときは，施設又は設備の整備，健康診断の実施その他適切な措置を講じなければならない。

（健康の保持増進のための措置）

第 28 条　所属長は，職員の健康の保持増進を図るため，地方公務員法（昭和 25 年法律第　261 号）第 42 条の規定により実施する厚生活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（健康相談）

第 29 条　健康管理医及び所属長は，職員から健康について相談を受けた場合は，適切な指導及び助言を行わなければならない。

（精神衛生）

第 30 条　所属長は，精神疾患予防のため，職員の融和，身上相談等に努めるとともに，精神疾患の疑いのある者については，健康管理医その他の専門の医師と協議の上受診勧奨等適切な措置をとるようにしなければならない。

２　前項に規定するもののほか，その他必要な事項については別に定める。

（予防接種等）

第 31 条　職員安全衛生管理者は，職員に伝染病等の発生のおそれがあると認められるときは，直ちに予防接種，消毒その他必要な措置を講じなければならない。

第 4 章　健康管理

（健康診断）

第 32 条　職員安全衛生管理者は，次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

(1) 採用時健康診断

(2) 定期健康診断

(3) 結核健康診断
(4) 特殊業務従事職員健康診断
(5) 海外派遣職員の健康診断
(6) 生活習慣病健康診断
(7) 臨時健康診断
２　前項各号に掲げる健康診断の内容及び時期並びに実施方法等については，職員安全衛生管理者が別に定める。
（健康診断の担当）
第 33 条　健康診断は，職員安全衛生管理者がその業務を検診機関等に委託して実施するものとする。
（健康診断の周知）
第 34 条　職員安全衛生管理者は，健康診断を行うときは，所属長に通知するものとする。
２　所属長は，前項の通知を受けたときは，直ちに職員に周知するとともに，職員が定められた期日又は期間内に健康診断を受診させなければならない。
第 35 条　削除
（受診の義務）
第 36 条　職員は，指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。
２　定期健康診断において，指定された期日又は期間内に受診できなかった職員は，速やかに医療機関等が行う健康診断を受け，診断書又はその結果を証明する書面を所属長に提出しなければならない。
（健康診断の免除）
第 37 条　健康診断の際，現に当該健康診断の対象となる疾病の治療中の者又は当該疾病について医師の管理を受けている者については，健康診断を免除することができる。
（健康診断の結果通知等）
第 38 条　健康診断を実施した検診機関等は，別表 1 の判定区分により判定した結果を，健康診断を受けた職員及び所属長に対し通知するとともに，職員安全衛生管理者に報告しなければならない。
２　職員安全衛生管理者は，前項の報告を受けたときに必要と認める場合は，所属長及び健康診断を受けた職員に対し適切な指示を与えなければならない。
（健康診断の結果の保存）
第 39 条　　所属長は，職員の健康診断の結果を 5 年間保存しなければならない。
第 5 章　事後管理
（事後措置）
第 40 条　所属長は，健康診断の結果に基づき，別表 2 の健康管理指導区分により，適切な措置を講じなければならない。
第 6 章　雑則
（秘密の保持）
第 41 条　職員の健康管理業務に従事する者は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（書類の経由）
第 42 条　この訓令に基く職員安全衛生管理者に提出する書類は，職員安全衛生管理責任者を経由しなければならない。
（職員の異動に伴う措置）
第 43 条　所属長は，所属の職員に異動があった場合は，健康管理に関する記録を職員の異動先の所属長に送付しなければならない。
（臨時職員等への準用）
第 44 条　第 2 条第 3 号の規定にかかわらず臨時職員，非常勤職員等について，職員安全衛生管理者が必要と認めた者については，予防接種及び健康診断を受けさせることができる。
（その他）
第 45 条　この訓令に定めるもののほか，職員の安全衛生管理について必要な事項は，別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この訓令は，平成 2 年 10 月 1 日から施行する。
（宮城県教育庁等職員健康管理規程の廃止）
２　宮城県教育庁等職員健康管理規程（昭和 30 年宮城県教育委員会訓令甲第 1 号）は廃止する。
附　則（平成 13 年 1 月 5 日教育委員会訓令甲第 1 号）
この訓令は，平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
附　則（平成 21 年 3 月 24 日教育委員会訓令甲第 4 号）
この訓令は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 22 年 3 月 26 日教育委員会訓令甲第 2 号）
この訓令は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1　判定区分

判定区分	異常を認めず	異常が認められないものをいう
	要観察	定期的に医師による観察指導が必要なものをいう
	要再検査	早期に再検査が必要なものをいう
	要医療	医師による医療行為が必要なものをいう

別表２　健康管理指導区分及び事後措置の健康診断の種類にｋ

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分		判定基準	
生活規正の面	A（要休業）	勤務を休む必要のあるもの	休暇又は休職等の方法により，療養のため必要な期間勤務させないこと。
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により，勤務を軽減し，かつ，深夜勤務，時間外勤務，休暇勤務，宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務，時間外勤務及び出張を制限すること。
	D（健康）	平常の勤務でよいもの	
医療の面	1（要治療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるように指示すること。
	2（要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等行うこと。
	3（健康）	医師による直接の医療行為または指導を必要としないもの	

健康診断の種類によっては，この表の区分によらないことがある。

３．関係通知・報告・覚書等（国）

（１）　埋蔵文化財の取扱について

昭和二十六年九月二十五日　文委保第七一号
文化財保護委員会事務局長から
各都道府県教育委員会あて通達

埋蔵文化財に関しては，文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号，以下「法」という。）第 57 条から第 65 条までの規定があり，これらの適用については，必要のつどお知らせしてきたのでありますが，今回この運用の基本方針を中心に埋蔵文化財の取扱に関し下記のように取りまとめましたので，御了知のうえ，埋蔵文化財の取扱を適法かつ円滑ならしめるため御協力願います。

なお，埋蔵文化財については，遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）の適用があり，埋蔵文化財の取扱上この関係においては，警察関係機関と密接な連絡を保つことが必要でありますので，とくに御留意願います。（この取扱に関しては，国家地方警察本部と打合済であります。）

記

１　史跡に指定又は仮指定された土地以外の土地において埋蔵文化財の発掘をしようとするときは，文化財保護委員会に届け出なければならないこと（ただし史跡に指定または仮指定された土地においてこれをしようとするときは，現状変更として文化財保護委員会の許可を受けなければならない）。（法第 57 条第 1 項および第 80 条第 1 項）

この届出は，発掘しようとする日の 20 日前までに埋蔵文化財発掘届出書規則（昭和 25 年文化財保護委員会規則第 4 号）による届出書により，（許可の申請は，特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）による申請書により，）都道府県の教育委員会（以下「教育委員会」という。）を経由して行うこと。

２　文化財保護委員会は，埋蔵文化財の保護上とくに必要があると認めるときは，届出にかかる発掘に関し必要な指示をし，または発掘の禁止，停止もしくは中止を命ずることができる（許可の場合は，許可の条件として必要な指示をし，これに従わなかつた場合は，発掘（現状変更）を停止し，または許可を取り消すことができる）のであり，教育委員会においてこれに該当する事例があると認めるときは，すみやかにそのむねを通知されたいこと。（法第 57 条第 2 項および第 80 条第 2 項）

３　発掘により埋蔵文化財を発見したときは，埋蔵物としてこれを警察官署に差し出さなければならない（法第 65 条及び遺失物法第 1 条第 1 項）（偶然に発見した場合ももちろん同様である。）

ただし，発掘により発見された埋蔵文化財または偶然に発見された埋蔵文化財がきわめて多量もしくは重いものである場合またはこれらがき損もしくは混ごうするおそれが多い場合，学術的な整理研究上必要である場合など警察官署に差し出すことが困難であり，またははなはだしく保存上支障があるときは，発掘担当者または発見者が警察官署に対し発見届をし，これをもつて警察官署への差出としての便宜の取扱を受けることができる。この場合には，教育委員会において発掘担当者を指導し，かつ，所轄警察署長と密接な連絡を保つよう留意されたいこと。

４　埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは，警察署長は，ただちにこれを教育委員会を経由して文化財保護委員会に提出しなければならない。（所有者が判明している場合を除く。この場合は，遺失物法第 1 条第 2 項の規定により，所有者に返還する必要があるので文化財保護委員会には提出しない。）（法第 60 条）

ただし，前項但書により，発見届出をもつて警察官署への差出として取り扱う場合には，教育委員会において，発見の現場において立会のうえで，所轄警察署長から引渡を受け，これを

もつて便宜上述の文化財保護委員会の提出として取り扱うこととする。

物件の提出(本項但書による引渡を含む。以下同じ。)のさい，警察署長は，別記一のような埋蔵文化財提出書を添えることになつている。教育委員会においては，提出を受けたときは，物件と引換に当該物件を明細にした受領証を警察署長に対し交付されたい。

５　提出された物件について，文化財保護委員会は，鑑査し，その結果これを文化財と認めたときは，そのむねを警察署長に通知し，文化財でないと認めたときは，そのむねを警察署長に通知し，文化財でないと認めたときは，これを警察署長に差し戻さなければならない。(法第 61 条)

提出された物件は，ただちにこれを当委員会に送付することなく，教育委員会においてこれがいちおう文化財と認められるときは，そのむねを警察署長に通知し，かつ，これを保管されるとともに，次の書類を当委員会に提出されたい。

１　警察署長から受けた埋蔵文化財提出書（教育委員会には写を保管すること。）

２　所有者が判明しなかつた場合に当該埋蔵文化財の国庫帰属が確定するが，そのさいにおける現品の処置（後述７の４）に関する意見その他必要と考える事項を記載した書類

３　発掘者の提出した報告書（現品の名称・数量・説明などを記載し，重要と思われるものについては実測図・拓本・写真などを添付するものとする。）（なお，偶然に発見された埋蔵文化財の提出を受けた場合には，報告書は，教育委員会において作成されたい。）

この報告書により，当委員会において調査し，必要があると認めるときは，さらに実地につき調査のうえ，適当な指示をし，または措置をとることとなる。なお，偶然に発見されたものの場合，教育委員会において，文化財と認められるか否かにつき疑義のあるときは，資料添付のうえすみやかに当委員会に照会されたい。

６　提出された物件は，前項によりいちおう教育委員会に保管願うのであるが，３の項但書の場合その他教育委員会において学術上の分類，整理などのための必要性を認め発掘者（偶然の発見の場合は，発見者）に一時保管させることを適当と判断した場合には，これらの者をして，その関係する官公署・学校・博物館・図書館・研究所などまたは発掘地の適切な場所において，暫時保管させることはさしつかえないものであること。そのさいには，このような取扱は，学術研究上とくに便宜の措置をとつたものであり，教育委員会に代つて保管するのであるむねを承知せしめ，したがつて当該文化財をき損，滅失するようなことなく，現状において厳重な注意の下に管理保存するよう注意を与え，かつ，別記二の様式による埋蔵文化財保管証を提出させ，その写を当委員会に提出されたい。

７

（１）３の項により埋蔵物として物件の差出を受けた場合，その物件の所有者が知れないときは，警察署長は，遺失物法第１条第２項の規定により公告をする。

（２）公告後六カ月内に所有者が判明し，その所有者から，警察署長に対し，当該文化財の返還の請求があつたときは，警察署長から連絡があるから，教育委員会においては，４の項により交付した受領証と引きかえにこれを当該警察署長に引き渡し，かつ，そのむねを当委員会に連絡せられたい。(法第 62 条)

（ちなみに，所有者の出ることは，通常の考古資料たる埋蔵文化財に関しては，ほとんど皆無である。）

（３）公告後六カ月内に所有者が判明しないときは，そのものの所有権は国庫に帰属する。この場合には，文化保護委員会から当該文化財の発見者および発見された土地の所有者にそのむねが通知され，かつ，これらの者に折半して報償金が支給されることになる。(法第 63 条，民法第 241 条)

（４）国庫に帰属した文化財のうち，その保存のため，またはその効用から見て国が保有する必要がないものは，報償金にかえ，これを発見者または発見された土地の所有者に譲与することができ，または申請にもとづき，発見された土地を管轄する地方公共団体に譲渡することができる。(法第 64 条）国が保有するか，あるいはこれらに譲与または譲渡するかは，当該文化財を国に保有すべき必要性を検討し，関係教育委員会・発掘関係者・地元市町村などの希望・意見・当該文化財の性質などを考慮して，決定のうえ教育委員会に連絡して措置することとする。

（５）なお，発見の日から７日内に警察官署に差出（または届出）をしない者は，報償金の支給または当該文化財の譲与を受ける権利を失うことになつている(法第65条･遺失物法第９条)から発掘終了後７日以内に差出（届出）を行うこと。

８　なお，埋蔵文化財発掘の届出があつた場合当委員会において，禁止命令などの措置をとる必要を認めないものに対しては，そのつど発掘者あてにおおむね別記三のように指示することとする。そのさい教育委員会にはそのむね通知するがこの指示は緊急を要する場合が多く，また画一的なものであるから，直接本人に送付することとするから了承されたい。

９　法第 57 条第１項の規定に違反して，発掘の届出をせず，または虚偽の届出をした者は，5,000 円以下，同条第２項の規定に違反して，発掘の禁止または停止もしくは中止の命令に従わなかつた者は，5,000 円以下，史跡の指定または仮指定地域内の発掘に関し，法第 80 条の規定に違反して，許可を受けず，もしくはその許可の条件に従わないでこれを行い，またはその発掘の停止の命令に従わなかつた者は，25,000 円以下の，それぞれ過料に処せられること。(法第 109 条第４号・第 111 条第２号・第５号)

※別記は省略

(2)　古墳等より出土の人骨について

照　会　（昭和二十八年六月十三日　文化財保護委員会事務局長から厚生省医務局長あて）

貝塚，古墳又は上代墳墓等から出土した人骨であつて文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により埋蔵文化財としての取扱いを受けるものについては，死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）にいう死体又は死体の一部に該当しないものとしての取扱いを行つて差支えないか照会します。

回　答（昭和二十八年六月二十二日 厚生省医務局長から文化財保護委員会事務局長あて）

昭和二十八年六月十三日文委記第八七号をもつて照会のあつたことについては，お見込みのとおり解して差し支えない。

（３） 文化財保護に関する関係省庁間の連絡強化について

昭和三十二年六月二十二日　文委庶第二六号
文化財保護護委員会事務局長から
首部圏整備委員会事務局長，宮内庁次長，調達庁次長，行政管理庁次長，北海道開発庁次長，自治庁次長，防衛庁次長，経済企画庁次長，大蔵省大臣官房官房長，厚生省大臣官房官房長，農林省大臣官房官房長，林野庁長官，通商産業省大臣官房官房長，運輸省大臣官房官房長，郵政省大臣官房官房長，電波管理局長，建設省大臣官房官房長あて依頼

かねて貴省（庁）（委員会）に連絡して内意を得ていたことこのことについては，別添のとおり，昭和 32 年６月 11 日閣議了解になりましたので，今後，事務処理にあたっては，この閣議了解に基き連格を密にし，文化財の保護に協力くださるようお願いします。

なお，権限委任等に基いて貴省（庁）（委員会）の地方支分部局において許認可等の事務を処理している場合ならびに国の機関としての都道府県知事が貴省（庁）（委員会）所管の事務を処理している場合には，この閣議了解の趣旨に基いて連絡を密にするようよろしく御指示方お願いします。

おって，各都道府県知事および各都道府県教育委員会教育長あてには，それぞれ別紙写の通り依頼および通知を出しましたので，参考までに添付します。

別　添

文化財保護に関する関係官庁間の連絡強化について

昭和三十二年六月十一日　閣議了解

近時，国土開発その他の事業の施行等にあたり，文化財保護に支障をきたすおそれが少なくないので，文化財の保護と事業の施行等との円滑な調整を図って文化財の保護に遺憾なきを期するため，関係各省各庁間における相互の連絡をいっそう緊密にするものとする。

理由

国土開発等の公益的事業その他一般の工事等の施行が史跡名勝天然記念物その他の文化財に現状変更を加えることとなる例が最近きわめて多い。それらは，すべて文化財保護委員会の許可を必要とするが，同時に他の官庁の許認可等を要するものが少なくない。このような場合，関係官庁間において，特に許認可前に，あらかじめ相互にいっそう密接な連格を行って官庁間の意思および措置の不統一を避け，文化財保護の完遂と国土の開発等の遂行とに遺憾なきを期そうとするものである。

※別紙省略

（４） 漂流物又は沈没品で埋蔵文化財と認められるものの取扱について

昭和三十四年一月二十七日　文委記第二号
文化財保護委員会事務局長から
運輸省海運局長あて依頼

漂流物あるいは沈没品であって社会通念上も埋蔵文化財と認められるものについては，水難救護法（第２４条～第３０条）の規定によらず，遺失物法（第十三条）ならびに文化財保護法（第５９条～第６５条）による処理をすることが適当と思料されるので，この旨貴省関係方面に周知徹底方御配慮願います。

なお，当委員会としては文化財保護法にいう埋蔵文化財を下記のとおり解していることを申し添えます。

記

埋蔵文化財とは，地下・水底その他の場所に人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいう。埋蔵文化財は，人為的に埋蔵文化財されたものであると，自然的に埋蔵されたものであるとを問わない。

（５） 文化財保護行政事務組織の充実強化について

昭和三十四年一月十七日　文委庶第二号
文化財保護委員会事務局長から
各都道府県教育委員会教育長あて依頼

文化財保護行政については，かねてから御協力を賜り感謝します。

文化財保護行政は申すまでもなく，政府および地方公共団体の周到な配慮と法の趣旨にそう積極的な活動にまつものが多いのでありますが，地方公共団体なかんずく都道府県における文化財保護に関する事務内容はますます広汎多岐に及ぶ実情にあるにもかかわらず，その事務組織は必ずしも満足すべき状況にあるとはいえません。

各都道府県においては，このことについて，かねてから考慮されていることと思いますが，文化財保護行政に附する事務組織の強化については下記の点を御勘案の上格段の配慮をお願いします。

記

１　係組織の充実について

各部道府県に所在する文化財の種類および数量ならびに修理，防災等保護事業の実情などによって，各都道府県の文化財保護行政事務量は種々差があるため，その事務組織も一律に考えることはできないが，調査の結果によれば，独立の課を有する東京，京都，奈良の三都府県を除いては，文化財保護行政事務関係の専任者の数，係組織の態様，内容等その組織陣容は必ずしも十分とはいいがたく，なかには文化財保護行政の拡充はおろか事務の円滑な処理さえも期し難いと思われる県もある実情である。各都道府県においては，この点について，十分な検

討を加え，実情に応じて，係組織ならびに専任者の充実等事務組織の強化について格別の御考慮をお願いしたい。

２　専門職の設置について

文化財保護行政事務内容はかなり専門的分野に及び専門的識見を有する職員を必要とするにもかかわらず，その職制が明確にされていないため，職員組織の充実ならびに事務遂行に種々支障がある向が多いので，当委員会としては都道府県教育委員会事務局に，例えば，「文化財保護主事」のごとき専門職の設置を法的に規定し，その給与上の格付等についても考慮を払うような措置について検討を重ねてきたが，直ちにこれを実現しえない事情にあり，目下さらに研究中である。

ついては，さしあたり「地方教育行政の組織および運営に関する法律施行令」（昭和 31 年政令第 221 号）第６条の規定に基き，教育委員会規則によって文化財保護主事等専門職の設置をはかるよう格別の措置をお願いしたい。

(６) 海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年三月十五日　文委庶第二六号
文化財保護委員会事務局長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

このことについて別紙甲のとおり照会したところ，別紙二のとおり回答を得ましたので参考までにお知らせします。

別紙甲

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十四年八月三日　文委庶第二六号
文化財保護委員会事務局長から
法制局第一部長あて照会

標記のことについて下記のとおり疑義がありますので貴見を承りたくお伺いします。

なお，このことについては，事務処理上さし迫つた問題もありますので，至急御回答をお願いします。

記

１　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十条※１に規定する遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により差し出される埋蔵物とは海底から発見された物も含むと解してよいか。

２　文化財保護法第六十三条※２第二項の規定により埋蔵文化財の価格に相当する額の報償金に対して発見者と折半して受給権を取得する当該埋蔵物の発見された土地の所有者とは，領海内の海底については，国と解してよいか。

３　この照会を必要とする具体的事情は次のとおりである。

昭和三十二年二月二日午前十一時三十分頃，東京都大島町岡田勝崎海岸沖合二百五十メートルの地点において，折からあわび漁に出漁中の同町岡田漁業組合所属船三宅丸が，水深十五メートルの海底から小判を発見し，さらに近くの砂に埋もれていた同様のもの八枚を発見した。そこで同海底には，なお小判が埋もれているものと推定し，同組合の他の所属船とともに潜水夫を入れて発掘の結果，都合七十三枚を発見した。さらに同月十日同様の発掘を行い引き続いて小判二十七枚，一分金三枚，同月二十日に一分金一枚を発見し，合計小判百三枚，一分金六十三枚計百六十六枚が引き上げられた。（大島警察署長の提出通知より）

別紙乙

海底から発見された物の取扱いに関する疑義について

昭和三十五年二月十八日 法制局一発等二号
法制局第一部長から
文化財保護委員会事務局長あて回答

昨年八月三日付け文委庶第二六号をもつて照会にかかる標記の件に関し，次のとおり当局の意見を回答する。

一　問　題

(イ) 文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には，海底から発見された物件を含むと解することができるか。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項の規定により，同条第一項の報償金について発見者と折半して支給を受ける土地所有者とは，領海における海底については，国と解することができるか。

二　意見及び理由

(イ) 民法第二百四十一条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物とは，長期間，土地その他の物の中に包蔵され，その所在を発見しがたい状態にあつたため，発見された際においては，その所有権が何人に属するかを容易に識別することができなくなつた物件をいうのであるが，その包蔵の状態については，海底に埋没している状態を含むことはもちろん，海水等液体である物が右にいう「土地その他の物」に含まれないと解するいわれはないから，海底から発見される物件も，長期間，海底にあつて，その 所在を発見しがたい状態にあり，発見の際にはその所有権の帰属を容易に識別することができなかつたという要件を満たす限り，民法第二百四十一条及び遺失物法第十三条にいう埋蔵物であり，これらの規定及び文化財保護法第六十条から第六十五条までの規定の適用を受けるものと解する。

これに対しては，水難救護法第二章が「沈没品」について規定しているところからいつて，海底にある物件は埋蔵品をも含めて同法にいう沈没品であり，したがつて，お示しの物件は埋蔵物に係る前述の規定の適用を受けるべきではなく，水難救護法の第二章の規定の適用を受けるべきであるとする見解があるかもしれない。

しかしながら水難救護法にいう沈没品とは，占有者の意思に反し，その所持を離れ，現に海底にある物件を意味するのであつて，民法第二百四十条にいう遺失物に該当し，民法第二百四十一条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきであろう。けだし，民法は，第二百四十条において，「遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有権ヲ取得ス」と規定し，第二百四十一条において「埋蔵物ハ特別法ノ定ムル所ニ従ヒ公告

ヲ為シタル後六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ発見者其所有権ヲ取得ス但他人ノ物ノ中ニ於テ発見シタル埋蔵物ハ発見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有権ヲ取得ス」と規定して，遺失物及び埋蔵物に対する取扱の基本を表現しているところからいつて，水難救護法上，発見者ではなく拾得者が所有権を取得することとされている沈没品（第二十八条第一項及び第二項参照）は，民法第二百四十条にいう遺失物であつて，第二百四十一条にいう埋蔵物を包含しないものと解すべきは，当然だからである。

お示しの海底から発見された物件が埋蔵物であるか，沈没品であるかは，にわかに判断することはできないが，お尋ねの文化財保護法第六十条に規定する遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により埋蔵物として差し出される物件には，海底から発見された物件を含むかという点については，以上に述べたところにより，積極に解する。

(ロ) 文化財保護法第六十三条第二項は，同法第五十九条（※３）第一項又は第六十一条（※４）第二項に規定する文化財でその所有者が判明しないものの所有権が国庫に帰属する場合において，当該文化財の発見者とその発見された土地の所有者とが異なるときは，委員会は，当該文化財の価格に相当する報償金を折半して支給する旨を規定している。

ところで，領海における海底について，国が文化財保護法第六十三条第二項にいう「土地の所有者」であるかどうかの疑問が生ずるゆえんは，領海が条理上私権の対象となるものではないとされていることにあるのであろう。しかしながら，領海が条理上私権の対象となるものではないとされるのは，領海について，国が本来排他的支配権を有するものであることを否定するのではなく，むしろそのことを当然の前提とし，国以外の者が排他的支配権をもつことができるのは，領海の公共性に反しないものとして，特に国からその権利を与えられた場合に限られることを意味するのであるから，国が文化財保護法第六十三条にいう「土地の所有者」であると解するのを相当とする。

以上によつてお示しの問題は，積極に解する。

※１　平成 16 年度の法改正により第 60 条は第 101 条に改正　以下同じ

※２　同じく第 63 条は第 104 条に改正　以下同じ

※３　同じく第 59 条は第 100 条に改正

※４　同じく第 61 条は第 102 条に改正

(７) 文化財保護に関する関係省庁間の連絡強化について

昭和三十九年三月十四日　文委記第一七号
文化財保護護委員会事務局長から
各都道府県知事あて依頼

このことについては，別紙１のとおり，昭和 32 年６月 11 日閣議了解があり，昭和 32 年６月 22 日付け文委庶第 26 号で貴職あて格別の配慮方をお願いいたしてあるところであります。

しかしながら，最近の開発事業に活発な進展等にともない，特に市町村段楷においては必ずしも上記閣議了解の趣旨が徹底せず，文化財指定地域内における家屋，建築，道路，上下水道，土地改良，公園等の各種事業について同一地方公共団体においても相互の連絡が不十分のため，一方の許認可をえたのみで，文化財保護行政を所管する教育委員会さらには当委員会に無断で史跡名跡記念物の現状変更または埋蔵文化財の発掘が行われる事例が多く，これら文化財の保存に重大な支持を生じております。

ついては，当委員会としても，今後さらに関係者および一般国民に対し文化財保護法の趣旨徹底に努めるとともに，許可申請または発掘届の励行を強力に指導いたしますが，貴職におかれても，貴管下の各種事業については，この閣議了解の趣旨にそって，今後とも格別の御配慮を賜わるとともに貴管下市町村に対し適切な御指導をお願いいたします。

なお，上記閣議了解の趣旨にそって，他省所管の各種法令中に文化財保護に関する規定が設けられているほか，当委員会としても，文化財保護に関し関係各省との間に覚書を交換し，各所管行政の調整をはかっておりますが，さらにこのたび別紙２のとおり「史跡，名勝，天然記念物および埋蔵文化財の保護について」関係各省庁等に依頼いたしましたので，御了知おき願います。

別紙１・２省略

(８) 史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について

昭和三十九年二月十日　文委庶第一四号
文化財保護委員会事務局長から

建設省官房長，農林省，官房長，運輸省官房長，厚生省官房長，通商産業省官房長，北海道開発庁事務次官，首都圏整備委員会事務局長，近畿圏整備委員会本部次長，日本国有鉄道副総裁，日本住宅公団副総裁，水資源開発公団副総裁，首都高速道路公団理事長，阪神高速道路理事長，帝都高速度交通営団副総裁，東北開発株式会社副総裁，電源開発株式会社副総裁あて依頼

最近における土地開発等の公共事業の活性化にともない，史跡，名勝，天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護については，まことに憂慮すべきものがあり，国会でも埋蔵文化財保護の立場からしばしばとりあげられ，当委員会としても従来から関係各方面に対して，その保護について協力方を要請してきたところであります。

ついては，今後とも，貴管下各種事業の計画立案にあたっては，文化財保護法の趣旨を尊重され，史跡，名勝，天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について，下記により格別の御理解と御協力をお願いします。

また，このことについては，貴管下の出先機関に対しても御連絡のうえ，関係各都道府県および市町村の教育委員会とつねに密接な連絡をとられるよう御指示願います。なお，このことについて大蔵省主計局長あて別紙写し（１）のとおり依頼しましたので御了知ください。

おって，日本道路公団においては，下記の趣旨を諒とされ，

先般それに基づく「埋蔵文化財発掘調査要領」を別紙写し（２）の通り定めましたので，御参考までに送付します。

記

貴事業計画地内に，史跡，名勝，天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等が所在する場合には，当該計画の遂行に重大な支障を生ずるような計画変更を要することとなることもあるので，計画の立案および実施にあたっては，次の措置をとられたいこと。

（１）史跡，名勝，天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等については，原則として当該計画から除外すること。ただし，そのことにより計画に重大な支障が生ずる箇所については，当委員会に対し事前協議を行うこと。

（２）事前協議の結果，当委員会が現状変更または埋蔵文化財包蔵地の発掘もやむをえないと考えるものについては，文化財保護法による所定の許可申請等の手続きをとること。

（３）上記（２）により現状変更が行なわれ，または滅失することとなるものについては，貴機関が，関係各都道府県教育委員会に委嘱して，事前発掘調査等を行ない，記録保存の措置をとること。

（４）上記（３）に必要な経費は，当該事業関係予算により負担されたいこと。

別紙１

史跡，名勝，天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について

昭和三十九年二月十日　文委記第十四号
文化財保護委員会事務局長から
大蔵省主計局長あて依頼

このことについて，別紙写しのとおり関係各機関に依頼しましたので，貴局におかれても，その予算措置等について格別の御理解と御協力をお願いします。

（９）日本住宅公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和四十年六月二十二日　文委記第五十三号六十四－五十一
文化財保護委員会事務局長
日本住宅公団副総裁調印

文化財保護委員会（以下「委員会」という。）と日本住宅公団（以下「公団」という。）とは，公団の住宅建設事業及び宅地開発事業（以下あわせて「事業」という。）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて，下記のとおり覚書を交換する。

記

１　事業施行前の協議

公団は，公団の事業の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては，先に委員会事務局長から依頼のあった「史跡，名勝，天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（昭和39年２月10日文委記第14号）の趣旨を尊重し，事業施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取のうえ，委員会と協議して措置するものとする。

上記の協議においては，公団の事業地区に関係のある埋蔵文化財包蔵地について㋑事業地区から除外するもの，㋺事業地区に含めるが，公園，緑地に取り込む等により保存を図るもの，㋩発掘調査を行って記録を残すものの３種類に区分し，可及的速やかに協議を終了するものとする。

２　工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合の協議

公団は，埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった事業地区において，工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合には，その取扱いについて，１の場合に準じ委員会と協議して措置するものとする。

３　発掘調査

（１）前２項の協議の結果，発掘調査を行うこととなった埋蔵文化財包蔵地の発掘調査（以下「発掘調査」という。）は，公団が，これを都道府県教育委員会または都道府県教育委員会が指定する者（以下「都道府県教育委員会等」という。）に委託して実施することとし，委員会は，都道府県教育委員会等に発掘調査を受託するよう指導するものとする。

（２）発掘調査を委託する場合に公団が負担する委託費の範囲は，発掘作業費（調査員・補助員・人夫・日当・旅費・機械・器具借損料，立入補償費）報告書作成費及び雑費とする。

（３）委員会は，公団と都道府県教育委員会等との間で，㋑発掘調査の実施方法，実施期間，委託費等について協議が整わない場合，㋺発掘調査の実施中における調査期間の延長，委託費の増額等委託契約の変更その他について協議が整わない場合には，両者の意見を調整し，速やかに発掘調査を完了し得るよう取り計らうものとする。

（４）公団の事業区域において，公団が都道府県教育委員会等に委託した発掘調査のほかに別途，文化財保護法に基づく発掘調査の届出が提出されたときには，委員会は，当該届出の取扱いについて，公団と協議するものとする。

(10)　日本鉄道建設公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和四十一年四月一日
文化財保護委員会事務局長
日本鉄道建設公団副総裁調印

文化財保護委員会（以下「委員会」という。）と日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）とは，公団の鉄道建設事業（以下「事業」という。）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて，下記のとおり覚書を交換する。

記

１　事業施行に際しての意見聴取及び協議

公団は，公団の事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては，さきに委員会事務局長から要望のあった「鉄道建設等に伴う史跡，名勝，天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（昭和39年５月18日付文委記第45号）の趣旨を尊重し，事業施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取のう

え，委員会と協議して措置するものとする。上記の協議において，公団の事業に関係のある埋蔵文化財包蔵地について
（イ）事業地区に含めないもの
（ロ）事業地区に含めるが，これが保存を図るもの
（ハ）発掘調査を行って記録を残すもの
の３種に区分し，可及的すみやかに協議を終了するものとする。
２　工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合
公団は，埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった事業地区において，工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合は，その取扱いについて前項の場合に準じ委員会と協議して措置するものとする。
３　発掘調査
（１）前２項の協議の結果，発掘調査を行うこととなった埋蔵文化財包蔵地の発掘調査（以下「発掘調査」という。）は，公団が，これを都道府県教育委員会又はこれが指定する者（以下「都道府県教育委員会等」という。）に委託して実施することとし，委員会は，教育委員会等に発掘調査を受託するよう指導するものとする。
（２）発掘調査を委託する場合に公団が負担する委託費の範囲は，発掘作業費（調査員及び補助員並びに人夫の日当，旅費，機械器具損料，立入補償費），報告書作成費及び雑費とする。
（３）委員会は，公団と都道府県教育委員会等との間で発掘調査の実施方法，実施期間，委託費等について，協議が整わない場合及び発掘調査の実施中における調査期間の延長，委託費の増額等委託契約の変更その他について協議が整わない場合は，両者の意見を調整し，すみやかに発掘調査を終了し得るよう取り計うものとする。
（４）公団の事業区域において，公団が，都道府県教育委員会等に委託した発掘調査のほかに別途文化財保護法に基づく発掘調査の届出が提出されたときは，委員会は，当該届出の取扱いについて，公団と協議するものとする。以上覚書の証として，おのおの記名なつ印のうえ，その一通を保有するものとする。

(11)　日本国有鉄道の建設事業等工事施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和四十二年三月八日
文化財保護委員会事務局長
日本国有鉄道副総裁調印

文化財保護委員会（以下「委員会」という。）と日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）とは，国鉄の建設事業等の諸工事及びこれに伴う付帯工事（以下「国鉄事業」という。）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の措置について，下記のとおり覚書を交換する。

記

１　工事施行に際しての意見聴取及び協議
国鉄は，国鉄事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の措置については，さきに委員会事務局長から要望のあった「史跡，名勝，天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（昭和39年２月10日付文委記第14号）の趣旨を尊重し，工事施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取し，委員会と協議の上，次の各号に区分して必要な措置をとるものとする。
（１）事業地区に含めないもの
（２）事業地区に含めるが，これが保存を図るもの
（３）発掘調査を行なって記録を残すもの
２　工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合
埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった地域において，国鉄が工事施行中に埋蔵文化財を発見した場合の取扱いについては，国鉄は前項に準じ委員会と協議して措置するものとする。
３　事前の大規模分布調査
（１）長大区間の新線増設等大規模な国鉄事業を施行する場合においては，国鉄は，事前に経過予定地域の埋蔵文化財包蔵地の分布調査について，委員会と協議するものとする。
（２）（１）の分布調査について委員会の指導助言により，都道府県教育委員会が実施する場合には，国鉄はできる限りの協力をするものとする。
（３）（１）の分布調査に要する費用は，原則として文化財保護行政側において措置するものとする。
４　発掘調査
（１）協議の結果，埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を行い，記録保存等が必要となった場合で，工事が急施を要するときは，原則として国鉄が都道府県教育委員会又はこれが指定する者（以下「都道府県教育委員会等」という。）に委託して実施するものとし，委員会は都道府県教育委員会等に発掘調査を受託するよう指導するものとする。
（２）（１）の場合において，国鉄が負担する発掘調査費は，原則として国鉄事業施行地内とし，その内容は発掘作業費（調査員，補助員及び労働者の日当，旅費並びに機械器具損料，立入補償費），報告書作成及び雑費とする。
（３）発掘調査等を実施する場合，国鉄と都道府県教育委員会等との間で，発掘調査に関する実施方法，実施期間及び国鉄が共用負担する場合の負担額等について，協議が整わない場合は，委員会は，両者の意見を調整し，速やかに，発掘調査を終了し得るよう取り計らうものとする。
５　その他
国鉄は，国鉄事業関係請負業者に対し，その請負工事に伴う土取場及び土捨場に埋蔵文化財包蔵地があらかじめ周知されている場合若しくは工事施行の途中においてこれが発見された場合は，前各項に準じ都道府県教育委員会に協議，届出等所要の手続きを経るようあらかじめ指導するものとする。

(12)　日本道路公団の建設事業等工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書

昭和四十二年九月三十日
文化財保護委員会事務局長
日本道路公団副総裁調印

文化財保護委員会(以下「委員会」という。)と日本道路公団(以下「公団」という。）とは，公団の建設事業及びこれに伴う付帯工事（以下「事業」）の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて，下記のとおり覚書を交換する。

記

１　事業施行に際しての意見聴取及び協議

公団は公団事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては，文化財保護法の趣旨を尊重し，事業施行前に都道府県教育委員会の意見を聴取し，委員会と協議のうえ，次の各号に区分して必要な措置をとるものとする。

（１）事業地区に含めないもの。

（２）事業地区に含めるが保存をはかるもの。

（３）発掘調査を行って記録を残すもの。

２　工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合

埋蔵文化財包蔵地の所在が周知されていなかった地域において，公団が工事施行中に埋蔵文化財包蔵地を発見した場合の取扱いについては，公団は前項に準じ委員会と協議して措置するものとする。

３　事前の分布調査

（１）公団が事業を施行する場合においては，事前に経過予定地域の埋蔵文化財包蔵地の分布調査について委員会と協議するものとする。

（２）（１）の分布調査を委員会の指導助言により都道府県教育委員会が実施する場合には，公団は図面資料の提出等できる限りの協力をするものとする。

（３）（１）の分布調査に要する経費は，原則として文化財保護行政側において措置するものとする。

４　発掘調査

（１）前記１および２の協議の結果，埋蔵文化財包蔵地の発掘調査が必要となった場合，公団は都道府県教育委員会に委託して実施するものとし，委員会は都道府県教育委員会が受託するよう指導するものとする。

（２）発掘調査を委託する場合公団が負担する発掘調査費は原則として公団の事業施行地内（土取場その他付帯工事用地等を含む。）に係るものとし，その内容は①発掘作業費（調査員・補助員の日当旅費及び人夫の賃金，機械器具借損料，立入補償費等直接発掘作業に要する費用）②報告書作成費（記録作成のための印刷製本費）③調査雑費とする。

（３）発掘調査を実施する場合，公団と都道府県教育委員会との間で発掘調査に関する実施方法，実施期間及び公団の負担額等について協議が整わない場合,委員会は両者の意見を調整し，すみやかに発掘調査を終了し得るよう取り計らうものとする。

５　費用負担の範囲

公団の事業施行地区内における埋蔵文化財包蔵地の保護に関して公団が負担する費用は，原則として発掘調査にかかる経費の範囲内とする。

６　埋蔵文化財の取扱い

発見した埋蔵文化財について，公団は文化財保護法の趣旨にかんがみ公団に帰属する埋蔵文化財に関する権利を放棄するものとする。

７　この覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については，その都度委員会と公団は協議するものとする。

(13)　直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

昭和四十六年十一月一日　建設省道一発第九十三号

道路局国道第一課長から

各地方建設局道路課長，北海道開発局建設部長あて通知

直轄道路事業の建設計画線の立案にあたつて，貝づか，古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「文化財包蔵地」という。）を極力回避するよう努力することは当然のことであるが，道路の線形等の関係から止むを得ず文化財包蔵地が支障となる場合の取扱については，今後左記事項に留意のうえ処理されたい。

なお，文化庁文化財保護部記念物課とは，協議済であるので申し添える。

記

１　事業施行前に文化財包蔵地の支障となることが判明している場合は，文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の趣旨を尊重し，事前に関係教育委員会と充分協議を行ない，直轄道路事業との調整を図るよう努めること。

なお，協議が整わない場合は，当職あて当該教育委員会の意見及び関係資料を添えて報告すること。

２　工事施工中に埋蔵文化財を発見した場合には，前項に準じて措置すること。

３　前記１及び２の協議の結果，文化財包蔵地の発掘調査が必要となつた場合は，関係教育委員会と左記事項について取決めのうえ実施すること。

なお，（ハ）に掲げる発掘調査費用の全体計画額が 3,000 万円を超える場合は事前に当職あて関係書類を添えて承諾を得ること。

（イ）発掘調査期間　発掘調査は，路線計画決定後すみやかに実施するものとし，その期間は工事工程等を勘案し，建設工事の実施に支障をきたさぬよう当該教育委員会と協議のうえ定めること。

（ロ）発掘調査の方法　発掘調査の実施は，原則として当該教育委員会に委託して行なうこと。

（ハ）発掘調査費用　発掘調査費用は，原則として直轄事業施行地内に係るものとし，発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費等を負担するものとし，継続的な管理費，その他学術的研究のための費用は含まないものとする。

１　発堀作業費・・・調査員，補助員の日当旅費及び人夫の貸金，機械器具券具損料，立入補償費等

２　整理保存費・・・洗浄，接合，分類，復原，実測，写真撮影等の整理費及び錆止め，腐蝕止めのための理化学的保存処理

費等
３　報告書類作成費・・・発掘調査報告書の印刷製本費等
４　調査雑費
（ニ）経費の支出方法　発掘調査を実施するために必要な経費は，必要に応じ概算払いすることができる。この場合予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日付け勅令第 165 号）第 58 条の規定により大蔵大臣の協議手続が必要である。
（ホ）精算調査等の提出　発掘調査が完了したときは，当該教育委員会から発掘調査の実施結果に基づく報告書及び費用の精算調書を提出させること。
（へ）埋蔵文化財の処理　発掘され又は発見された埋蔵文化財は，文化財保護法の趣旨にかんがみ一切の権利を放棄するとともにすみやかに，遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 1 条及び第 7 条所定の手続を行なうこと。
（ト）その他必要事項

(14)　建設省がおこなう道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

昭和四十六年十一月二十日　国保第四十七号
文化庁文化財保護部長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

かねてから協議中の建設省がおこなう建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて，このたび，建設省道路局国道第一課との協議が整い，同省国道第一課長から同省関係機関へ別紙写しのとおり通知が出されました。

ついては，貴教育委員会におかれても，別添通知（写し）に留意のうえ交渉にあたられ，埋蔵文化財の保護に万全を期されるよう願います。

なお，今回の取扱いでは，発掘調査費用のなかに整理保存費の負担が明記されておりますので申し添えます。

建設省道一発第九八号
昭和四十六年十一月一日

北海道開発局　建設部長殿
地方建設局　道路部長殿

道路局国道第一課長

直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

直轄道路事業の建設計画線の立案にあたつて，貝づか，古墳，その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「文化財包蔵地」という）を極力回避するよう努力することは当然のことであるが，道路の線形等の関係から止むを得ず文化財包蔵地が支障となる場合の取扱については，今後下記事項に留意のうえ処理されたい。

なお，文化庁文化財保護部記念物課とは，協議済であるので申し添える。

記

１　事業施行前に文化財包蔵地の支障となることが判明している場合は，文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の趣旨を尊重し，事前に関係教育委員会と充分協議を行ない，直轄道路事業との調整を図るよう努めること。

なお，協議が整わない場合は，当職あて当該教育委員会の意見及び関係資料を添えて報告すること。

２　工事施行中に埋蔵文化財を発見した場合には，前項に準じて措置すること。

３　前記１及び２の協議の結果，文化財包蔵地の発掘調査が必要となつた場合は，関係教育委員会と下記事項について取決めのうえ実施すること。

なお，(ハ) に掲げる発掘調査費用の全体計画額が三，〇〇〇万円を超える場合は事前に当職あて関係書類を添えて承諾を得ること。

(イ)　発掘調査期間

発掘調査は，路線計画決定後すみやかに実施するものとし，その期間は工事工程等を勘案し，建設工事の実施に支障をきたさぬよう当該教育委員会と協議のうえ定めること。

(ロ)　発掘調査の方法

発掘調査の実施は，原則として当該教育委員会に委託して行なうこと。

(ハ)　発掘調査費用

発掘調査費用は，原則として直轄事業施行地内に係るものとし，発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最抄限の整理保存費等を負担するものとし，継続的な管理費，その他学術的研究のための費用は含まないものとする。

① 発掘作業費　調査員，補助員の日当旅費及び人夫の賃金，機械器具借損料，立入補償費等

② 整理保存費　洗浄，接合，分類，復原，実測，写真撮影等の整理費及び錆止め，腐触止めのための理化学的保存処理費等

③ 報告書類作成費 発掘調査報告書の印刷製本費等

④ 調査雑費

(ニ)　経費の支出方法

発掘調査を実施するために必要な経費は，必要に応じ概算払いすることができる。この場合予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日付け勅令第百六十五号）第五十八条の規定により大蔵大臣の協議手続が必要である。

(ホ)　精算調書等の提出

発掘調査が完了したときは，当該教育委員会から発掘調査の実施結果に基づく報告書及び費用の精算調書を提出させること。

(へ)　埋蔵文化財の処理

発掘され又は発見された埋蔵文化財は，文化財保護法の趣旨にかんがみ，一切の権利を放棄するとともに，すみやかに遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）第一条及び第七条所定の手続を行なうこと。

(ト)　その他必要事項

(15)　文化財保護法第五十七条の三第一項の政令で定める法人の指定について

昭和五十年十月六日　庁保記第一八九号
文化庁次長から
財団法人，青森県造林公社ほか二五〇法人あて通知

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第一条の規定により，貴法人は，文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人として指定され，昭和五十年十月六日付け文化庁告示第十三号で官報告示されました。

この指定により，貴法人は，法の埋蔵文化財保護関係規定の適用については，次のように国の機関又は地方公共団体と同様の取扱いを受けることとなります。

(1) 貴法人が周知の埋蔵文化財包蔵地において行う土木工事等については，当該土木工事等に係る事業計画の策定に当たつて，あらかじめ，文化庁長官にその旨を通知しなければならないこと（法第五十七条の三第第一項）。

(2) (1) の通知に対し，文化庁長官が埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めて通知したときは，貴法人は，当該事業計画の策定及び実施について，文化庁長官に協議しなければならないこと（法第五十七条の三第二項及び第三項）。

(3) 貴法人が所有し，又は占有する土地において遺跡と認められるものを発見したときは，遺跡の所在する土地の現状を変更することなく，遅滞なく，文化庁長官に通知しなければならないこと（法第五十七条の六※第一項）。

(4) (3) の通知に対し，文化庁長官が当該遺跡が重要なものであり，その保護のため調査を行う必要があると認めて通知したときは，貴法人は，遺跡の調査，保存等について，文化庁長官に協議しなければならないこと（法第五十七条の六第二項及び第三項）。

(5) (1) 又は (3) の通知があつた場合において (2) 又は (4) の協議を要しない場合は，文化庁長官は，貴法人に対し，埋蔵文化財等の保護上必要な勧告をすることができること（法第五十七条の三第四項及び第五十七条の六第四項）。

貴法人におかれては，かねてから埋蔵文化財の保護について御協力をいただいているところでありますが，前述のような新たな制度が設けられたことに伴い，特に下記の点に御留意の上，その円滑な運用に一層の御尽力をお願いします。

記

１　貴法人の行う土木工事等については，その計画の早期の段階から都道府県の教育委員会と密接な連絡をとり，当該計画と埋蔵文化財の保護の関係につき調整を進めることとし，法第五十七条の三第一項の規定による通知が行われるときは，事実上事前の調整が完了しているように取り計らわれたいこと。

２　１のように事前の調整が適切に完了している場合の事業計画については，法第五十七条の三第二項及び第三項の規定による通知及び協議を要しないものとして取り扱う予定であること。

３　貴法人の行う土木工事等による遺跡の発見の場合においても，都道府県の教育委員会と密接な連絡をとり，法第五十七条の六の規定による通知を行うとともに当該土木工事等と発見された遺跡の保護との関係につき調整を進めることとされたいこと。これに対しては，２に準じた取扱いをする予定であること。

なお，貴法人による遺跡の発見は，法第五十七条の三の規定による協議等の対象となつた土木工事等によるものが相当数にのぼるものと考えられるので，運用上は，同条の規定による協議に際し，遺跡が発見された場合の取扱いについても，あらかじめ定めておくこととしたいので留意の上協力されたいこと。

４　埋蔵文化財関係行政と貴法人の事業との関係については，都道府県の教育委員会又は文化庁との間に常に密接な連絡を保つこととしたいので協力されたいこと。

※平成 16 年度の法改正により第 57 条の３は第 94 条に，第 57 条の６は第 97 条に改正　以下同じ

(16)　周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議について

昭和五十年十月十五日　庁保記第二〇一号
文化庁文化財保護部長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化財保護法の一部改正により，国の機関，地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令で定めるものが，周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等をしようとする場合及び遺跡と認められるものを発見した場合の協議の制度が設けられましたが（文化財保護法第五十七条の三及び第五十七条の六※），この協議については，下記の事項に留意して処理したいと考えますので，各都道府県教育委員会においてもよろしくお取り計らい願います。

記

１　協議のために工事等が遅延し，工事費が増加する等の事態を生ずる場合も考えられるので，可能な限り速やかな処理に努めること。

２　最終的に住民が費用を負担することとなる宅地開発，住宅建設等の事業に関しては，調査，保存等に要する費用の負担が住民に対して過大なものとならないよう十分配慮すること。

※平成 16 年度の法改正により第 57 条の３　は第 94 条に，第 57 条の６は第 97 条に改正

(17)　農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について

昭和五十年十月二十日　庁保記第二一一号
文化庁文化財保護部長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い，既に「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和五十年九月三十日付け庁保管第一九一号，文化庁次長から各都

道府県教育委員会教育長あて通達）において通達した事項を除くほか農林省と文化庁とは，農業基盤整備事業及び林業生産基盤の整備の事業（以下「農業基盤整備事業等」という。）と埋蔵文化財保護との関係について，下記Ｉの事項について了解に達しました。当庁としては，この趣旨に沿い，農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整に努めることとしておりますが，貴職におかれても，下記Ⅱの事項に御留意の上，これらの事業と埋蔵文化財の保護との調整について御配慮くださるようお願いします。

なお，この通知の内容については農林省においても了解ずみですので申し添えます。

Ｉ（１）農業担当部局は，周知の埋蔵文化財包蔵地において農業基盤整備事業の実施を予定する場合には，文化財保護担当部局の当該事業実施予定地区内における当該埋蔵文化財の調査に要する期間等を考慮して，あらかじめ，工事の実施計画について，文化財保護担当部局と連絡調整を図るものとする。

（２）文化庁は，農業基盤整備事業に係る国の機関等が行う周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘についての文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三の規定の適用については，同条中「当該発掘に係る事業計画」及び「当該事業計画」とは，埋蔵文化財包蔵地における発掘に係る部分の工事の実施計画を意味するものであつて，土地改良法に規定する土地改良事業計画を意味するものではないことを確認する。

（３）文化財保護担当部局は，農業基盤整備事業に係る法第五十七条の三第三項及び第五十七条の六第三項※の協議並びに農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る各種文化財の調査に当たつては，当該事業の計画的かつ円滑な実施に支障が生じないよう速やかに措置するものとする。

（４）農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は，原則として，文化財保護担当部局において実施するものとし，かつ，当該調査に要する経費は，すべて文化財保護担当部局において負担するよう努めるものとする。

（５）（４）にかかわらず，やむを得ず，当該調査に要する経費を，農業基盤整備費のなかで負担せざるを得ない場合においても，当該経費のうち農家負担分については，文化財保護担当部局において負担するものとする。

（６）文化財保護担当部局は，文化財の事前分布調査を実施するに当たつては，農業基盤整備事業実施地区及び実施予定地区において優先的に実施するよう努めるものとする。

（７）文化財保護担当部局は，法第五十七条の五の行為の停止命令の発動に当たつては，季節に左右されることの多い農林漁業活動及び農業基盤整備事業等の円滑な実施に支障が生じないよう十分留意するものとする。

（８）林業生産基盤の整備の事業に関しても，上記(1)から（７）に準じた方向で処理するものとする。

Ⅱ（１）各都道府県の教育委員会においては，農林業関係事業と文化財の保護との調整に資するため，常にそれらの行政担当部局等との密接な連絡を保つこと。

（２）農業基盤整備事業等に関するＩの了解事項のうち予算を伴うものについては，昭和五十一年度から実施されることとなるが，この場合，農林業担当部局から，埋蔵文化財の調査に要する期間及びその経費の予算的準備等に要する期間を考慮して可能な限り早期に農業基盤整備事業等の工事の実施計画等について文化財保護担当部局に連絡し，調整を図ることとする旨了解されているので，適宜事前の分布調査，遺跡の確認調査，保存措置等を行うとともに，事前調査及びその経費負担等について十分に調整するよう配慮されたいこと。

（３）Ｉ（４）の趣旨に沿う埋蔵文化財の調査経費の負担については，農業基盤整備事業等における農家及び林家の負担が多様であること等の事情もあるので，各地方における実情に応じ，各都道府県教育委員会において，関係部局と十分に調整されるよう配慮されたいこと。

※平成 16 年度の法改正により第 57 条の３は第 94 条に，第 57 条の６は第 97 条に改正

(18)　採石法及び砂利採取法の規定による認可処分と史跡等の文化財の保護について

昭和五十年十月一日　庁保記第一九四号
文化庁文化財保護部長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）による改正後の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第八十条の二（※１）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条の規定によつて，史跡，名勝又は天然記念物につき法第八十条（※２）の規定により文化庁長官の許可を受けなければならないこととされている行為で，採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（第三十三条の五第一項の規定による認可にあつては，岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（第二十条第一項の規定による認可にあつては，砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）をも要するものについては，当該認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は，当該認可をするときは，令第三条各号に掲げる事項を文化庁長官に通知するものとされております。

この制度は，採石又は砂利採取と史跡等の文化財の保護との関係について，それぞれの行政の担当機関の間で連絡調整する必要から生まれたものであり，この趣旨に沿い，文化庁と通商産業省及び建設省は，その運用について下記Ｉのとおり了解に達しております。ついては，貴職におかれてもこのことを御了知の上，下記Ⅱのとおり適切な措置を講じるよう御配慮ください。

記

Ｉ (1) 都道府県の採石法施行担当部局が，法第八十条の二に規

定する行為に係る岩石採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し，採石法施行規則第八条の十五第一項に規定する申請書の全部若しくは一部（申請者の住所及び氏名等，岩石採取場の区域，採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間の記載があるものに限る。）の写し又は同規則第八条の十六第一項に規定する申請書の写しを送付したときは，それをもつて法第八十条の二の通知を行つたものとすることができること。

また，都道府県の採石法施行担当部局が，法第八十条の二に規定する行為に係る岩石採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し，採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の認可についての連絡を行つたときは，それをもつて法第八十条の二の通知を行つたものとすることができること。

(2) 都道府県の砂利採取法施行担当部局又は河川管理者が，法第八十条の二に規定する行為に係る砂利採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し，砂利の採取計画等に関する規則第三条第一項に規定する申請書の全部若しくは一部（申請者の住所及び氏名等，砂利採取場の区域，採取をする砂利の種類及び数量並びに採取の期間の記載があるものに限る。）の写し又は同規則第四条第一項に規定する申請書の写しを送付したときは，それをもつて法第八十条の二の通知を行つたものとすることができること。

また，都道府県の砂利採取法施行担当部局又は河川管理者である都道府県知事が，法第八十条の二に規定する行為に係る砂利採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し，砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の認可についての連絡を行つたときはそれをもつて法第八十条の二の通知を行つたものとすることができること。

Ⅱ (1) 都道府県の教育委員会は，Ⅰによる書類等の送付又は連絡があつた場合において，当該書類の送付等に係る採石又は砂利採取が史跡，名勝又は天然記念物につき法第八十条の規定による許可を要するものであり，現に同条の規定による許可の申請が行われていないときは，当該採石又は砂利採取を行おうとする者に対し，法の趣旨に基づく適切な指導を行うとともに文化庁に関係書類を添えて通知すること。

(2) 都道府県の教育委員会は，この制度の運用に当たり，各都道府県の採石又は砂利関係行政担当部局その他の関係行政機関と十分連絡し，その円滑な推進に配慮すること。

※1・2　平成16年度の法改正により第80条及び第80条の2はそれぞれ第125条及び第125条126に改正　以下同じ

(19)　文化財保護法の一部改正に伴う文化財の保護と林業生産活動等との関係の円滑な調整について（抄）

昭和五十年十月一日 50 林野企第 49 号
林野庁長官から各都道府県知事あて通知

文化財保護法の一部改正する法律が，昭和50年7月1日公布され，同年10月1日から施行された。同法により伝統的建造物群保存地区制度の創立，埋蔵文化財に関する制度の整備等が図られたところであるが，これらの文化財の保護と林業生産活動等との関係について下記事項に留意の上，その円滑な調整に努められたい。

なお，市町村に対しては，貴職から通知されたい。

おって，このことについては，文化庁とは了解済であるので，念のため申し添える。

２　埋蔵文化財関係について

(1)　埋蔵文化財関係の規定が整備され，土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で貝づか，古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には，発掘に着手する日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならないこととされるとともに，森林開発公団等国の機関等が発掘をする場合の特例が定められた（法第57条の2，第57条の3）が，これらの規定は，非常災害のために必要な応急措置として行う行為，例えば，緊急な治山工事等を予定したものではないものとされている。

(2) 林業生産基盤の整備の事業と埋蔵文化財の保護との関係の円滑な調整に資するため，次のような方向で処理するものとされている。

ア　林務担当部局は，周知の埋蔵文化財包蔵地において林業生産基盤の整備の事業の実施を予定する場合には，文化財保護担当部局の当該事業実施予定地区内における当該埋蔵文化財の調査に要する期間等を考慮して，あらかじめ工事の実施計画（対象地域が特定できる段階のもの）について，文化財保護担当部局と連絡調整をはかるものとする。

イ　文化財保護担当部局は，林業生産基盤の整備の事業に係る法第57条の3第3項及び第57条の6第3項の協議並びに林業生産基盤の整備の事業の実施地区及び実施予定地区に係る各種文化財の調査に当たっては，当該事業の計画的かつ円滑な実施に支障が生じないように速やかに措置するものとする。また，文化庁は，法第57条の3第2項の通知を行う場合には，同条第1項の通知の日から60日以内に行うものとする。

ウ　林業生産基盤の整備の事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は，文化財保護担当部局において実施するものとし，かつ，当該調査に要する経費は，すべて文化財担当部局において負担するよう努めるものとする。

エ　ウにかかわらず，やむを得ず当該調査に要する経費を，林業生産基盤の整備のための費用のなかで負担せざるを得ない場合においても，当該経費のうち林家等林業事業体の負担分については，文化財保護担当部局において負担するものとする。

オ　文化財保護担当部局は，文化財の事前分布調査を実施するに当たっては，林業生産基盤の整備の事業の実施地区及び実施予定地区において優先的に実施するように努めるものとする。

カ　文化財保護担当部局は，法第57条の5の行為の停止命令の発動に当たっては，季節に左右されることの多い農林漁業活動及び林業生産の整備の事業等の円滑な実施に支障が生じないよう十分留意するものとする。

※別紙は省略

(20)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について

昭和五十三年九月二十五日　庁保記第二九号
文化庁長官から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正を図るため，周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する届出及び通知並びに遺跡の発見に関する届出及び通知の取扱いに関し，下記の１に該当する場合には下記の２のとおり取り扱うこととしますので，貴教育委員会におかれては別添様式を参考にして，事務処理に遺漏のないようよろしくお取り計らいください。なお，この通知による取扱いは，昭和 53 年 11 月１日以降とします。

記

１　該当する事例

（１）近隣地の調査等によつて地下遺構等の状況が明らかになつている地域において，既設の建物その他の工作物の増改築，仮設の建物その他の工作物の新築，送電線･電話線の埋設工事，水道・ガス配管工事，圃場整備事業，土地区画整理事業等を行うに当たり必要となる掘削又は土盛で次に掲げるもの

（ア）掘削工事

１　遺構等の所在する層位に達しない部分で行われる等，地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合

２　既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ，新たな地下遺構等への影響を生じないと考えられる場合

（イ）土盛工事

１　盛土の厚さが薄く，地下に対する加圧の程度その他の観点から，地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合

２　既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ，新たな地下遺構等への影響を生じないと考えられる場合

（２）工事施行前に執るべき発掘調査その他の措置を全面的に完了している場合において掘削，土盛等を行う場合

２　取扱いの内容

前記１に該当する事例に係る文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第５７条の２第１項及び第５７条の３第１項に定める届出及び通知並びに同法第５７条の５第１項及び第５７条の６第１項に定める届出及び通知があつた場合は，当該届出等に係る埋蔵文化財又は遺跡と土木工事等の状況を勘案し，次の（ア）又は（イ）のいずれかの取扱いをすることとし，速やかに貴教育委員会からこの旨を当該届出等をした者その他の者に対して指導することとされたい。なお，取扱いの判断に疑義がある場合は，当庁に照会されたい。

（ア）工事等の実施に当たつて地方公共団体の職員が立ち会うこととする。

（イ）工事等に際して埋蔵文化財等に悪影響を及ぼすことのないよう，慎重に実施すべき旨を指導することとする。おつて，上記の取扱いをした事案に係る届出等の書類は，１か月ごとにまとめて，各々その取扱いの内容を明らかにして，当庁あて送付することとされたい。

(21)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について

昭和五十六年二月七日　庁保記第一一号
文化庁長官から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

埋蔵文化財関係の事務処理については，昭和 53 年９月 25 日付け庁保記第 29 号で貴職あて通知したところでありますが，今後さらに，下記の取扱いにより一層の迅速適正化を図ることとしますので，貴教育委員会におかれては，別添様式１及び２を参考にして，事務処理に遺漏のないようお取り計らいください。なお，この通知による取扱いは，昭和 56 年４月１日以降とします。

記

文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第 57 条の２第１項及び第 57 条の３第１項に定める届出及び通知並びに同法第 57 条の５第１項及び第 57 条の６第１項に定める届出及び通知があった場合において，当該届出及び通知（以下「届出等」という。）に係る埋蔵文化財又は遺跡の状況と工事内容を勘案し調整した結果，当該届出等に係る土木工事等の計画を変更し，遺構等の全部又は一部の現状保存を必要とすると認められる場合以外の場合には，昭和 53 年９月 25 日付け庁保記第 29 号により立会等の取扱いとする場合を除き，発掘調査を行うよう指導することとし，その旨を速やかに，貴教育委員会から当該届出等をした者に対して通知することとする。

なお，特に重要な遺構等に係る事実等取扱いの判断に疑義がある場合は，当庁と連絡し，打合わせの上処理すること。

おつて，上記の取扱いをした事実に係る届出等の書類及び昭和 53 年９月 25 日付け庁保記第 29 号により貴教育委員会で処理することとされている事案に係る届出等の書類は，今後一括して，１か月ごとにまとめて，各事実に対する処理内容等を明らかにした別添様式３の総括表を付し，当庁あてに送付すること。

※別紙は省略

(22)　埋蔵文化財調査の実施について

昭和五十七年五月二十六日　五七管計第七号
文部省管理局教育施設部計画課長から
各国立学校，各国立大学共同利用機関，大学入試センター，施設担当部（課）長あて通知

国立学校施設整備事業のための埋蔵文化財調査の経費は，本年度より施設整備費で支出出来ることになりました。ついては，その事務処理等を下記により取り行うことにしましたので，周知方よろしくお願いいたします。

なお，その計画・執行にあたつては，関係部局と十分協議の上，遺漏のないようお取りはからいください。

又，この件に関しての問い合せ等については，当課計画第二係宛ご連絡ください。

記

一　予算執行について

管理局において取り扱う埋蔵文化財調査（以下「文化財調査」という。）の範囲は文教施設費による施設整備に係る調査に限るものとする。

なお，具体的な対象経費は別表 (一) で示すとおりであるが，この表に掲載されない経費及び疑義が生じた場合は連絡するものとする。

二　文化財調査の事業の内示及び実施計画案調書の作成について

(一)　原則として，年度内に文化財調査を行う予定のものについては，当該年度の第一次施設整備事業の内示の際に一括して内示を行う。

(二)　なお，年度途中において急遽文化財調査を行う必要が生じた場合にはその都度協議するものとする。

(三)　文化財調査の事業の内示を受けた後，その調査費の実施計画案調書の作成については，次によるものとする。

(ア)　第一次で内示された施設整備事業に係る場合は，その建物関係工事費調書の特殊工事欄，又は基幹整備関係工事費調書に記入する。

(イ)　第二次以降又は，翌年度の施設整備事業に係る文化財調査の場合は，建物関係工事費調書の特殊工事欄にその調査費のみを記入する。

なお，上記の調書に記入する積算内訳は別表 (一) で示した区分に基づき表わすものとする。

三　調整について

予算執行にあたり，過不足が生じる場合には，調整を行うので，早めに連絡するとともに，予算執行計画書に過不足額及びその内訳を記入の上，送付すること。

四　支出実績報告書の作成について

次により報告書を所轄工事事務所長等を経由して提出するものとする。

(一)　様　　式　別表 (二) のとおりとする。

(二)　提出時期　文化財調査が終了次第

（なお，必要に応じて随時提出を求めることがある。）

(三)　添付書類

(ア) 調査した範囲を明示した構内配置図

(イ) 外部に調査を委嘱した場合，その契約書の写

別表 (1)

「国立学校施設整備敷地造成工事」に係る

埋蔵文化財調査対象経費

区分	説明	備考
備品費	机・椅子等事務用品，ロツカー・保管庫等	
消耗品費	発掘用具，事務用品，フイルム等	
印刷製本費	教育委員会への報告のための報告書印刷製本費	
通信運搬費	電話料，事務連絡の郵便料等 学外指導監督者の連絡調査のための運賃等	
光熱水料	調査事務所・仮設小屋等の電気料燃料費等，ガソリン，灯油等	
借料及び損料	器具機械，プレハブ，車両等	
会議費	打合せのための茶菓弁当等	
賃金	学外からの発掘調査のための指導，監督者，発掘人夫報告書作成のための遺物水洗等資料整理者 上記の労働保険料等	
保険料	調査器機等修繕料　埋め戻し等工事諸経費	
雑役務費	セメント，木材，砂利等 請負契約の場合の諸経費	
資材費		
その他		

別表 (2)

埋蔵文化財調査費支出実績報告書

学校名＿＿＿＿＿＿

1 調査対象施設事業名

2 調 査 面 積

3 調 査 期 間　　年　月～　　年　月

4 調査施行機関

○年○月○日現在（単位千円）

区分	予算額 (A)	支出額			差引額 △減 (B−A)	支出の内訳
		支出済額	支出予定額	計 (B)		
(記入例) 賃金 発掘人夫賃金 ×××× 消耗品費 ×××× ×××× 計						○○人 ×○○ 日@ …

(23)　開発と文化財の取扱いについての調整，調査等に関する事務処理等の標準について

昭和六十一年四月二十八日　六一保記第四○号

文化庁文化財保護部記念物課長から

各都道府県教育委員会教育長あて通知

このたび，宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて，建設省と協力して別添「開発と文化財の取扱いについての調整，調査等に関する事務処理等の標準」（以下「標準」という。）を取りまとめました。

この標準は，主として宅地開発事業者に対し埋蔵文化財への早期の対応を促すものであり，今後，建設省は，宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて，この標準を参考とするよう都道府県の土木部局等を通じて事業者を指導することになつています。

ついては，貴職においても，宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては，従前の通知によるとともに，今後，この標準を参考にして対応してください。

おつて，貴管下各市町村教育委員会に対し，この趣旨の徹底を図るとともに，適切な指導をお願いします。

(24)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について

平成三年三月十八日　庁保記第五六号
文化庁長官から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条の２，第 57 条の３，第 57 条の５及び第 57 条の６の規定による発掘及び遺跡発見の届出等については，昭和 53 年９月 25 日付け庁保記第29号及び昭和56年２月７日づけ庁保記第11号により，一定の場合，各都道府県教育委員会で処理し，処理後の届出等の書類は１か月ごとにまとめて送付することとされていましたが，平成３年４月１日以降に提出された届出等の書類については，これを３か月ごとに行う事に改めますので，この旨御了知の上事務処理に遺痛のないようお取り計らいください。

(25)　埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について

平成五年十一月十九日　庁保記第七四号
文化庁長官から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化を図るため，文化財保護法 (昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。) 第五七条の規定による埋蔵文化財の発掘調査に関する届出等については，平成六年一月一日以降，左記１のとおり取り扱うこととしますので，貴教育委員会におかれては，左記２の事項に留意の上，事務処理に遺漏のないようよろしくお取り計らいください。

記

１　事務処理の内容

(一)　法第五七条第一項の規定による発掘調査の届出があった場合，貴教育委員会において，次のとおり措置すること。

①　届出に係る発掘調査の計画内容が適切である場合は，届出を行った者に対して，

ア)　発掘調査の結果については報告書を作成し提出することとし，報告書作成に長期間を要する場合は，発掘調査終了後六カ月内に調査結果の概要を記した書面を提出すること。

イ)　発掘調査の期間，調査体制，調査内容等に変更があった場合は直ちに報告すること。

ウ)　遺失物法等による出土品の取扱いを適切に行うべきこと。等を，別紙様式一を参考にして，指導すること。

②　届出に係る発掘調査の計画内容が適切でない場合は，届出を行った者に対し適切でない事項について是正を求め，その上で前記①の措置を執ること。届出を行った者が是正指導に応じない場合は，その旨を明記して届出書類を当庁へ進達すること。

(二)　前記 (一) の取扱いをした事案に係る届出書類は，三カ月ごとにまとめ，別紙様式二による総括表を付して，当庁あて送付すること (上記 (一)，②において，届出書類を当庁あてに進達した場合を除く。)。

２　留意事項

一　発掘調査の計画について

発掘調査の計画については，調査の目的，対象の埋蔵文化財の内容及び調査の規模，調査体制，調査期間等について適切な発掘調査であるかどうかを判断すること。

なお，埋蔵文化財保護の観点から，調査対象範囲や調査方法等が適切であるかどうかについても留意すること。

二　調査主体者及び調査担当者について

(一)　届出書に調査主体者として記載されている個人又は組織については，計画されている発掘調査全体を適切に遂行し，完了させることができる能力を有し，責任を負うことができるものであるかどうかを判断すること。

(二)　届出書に発掘調査担当者として記載されている者については，専門的知識・技術・経験の上で，その発掘調査の対象となる遺跡を発掘調査するに十分な能力を有し，かつ，発掘調査の現場と作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができるものであるかどうかを判断すること。

(三)　複数の届出において，同一個人又は組織が期間の重複する複数の発掘調査において調査主体者又は調査担当者として記載されている場合は，それぞれの発掘調査計画を対比し，それら全ての発掘調査が適切に遂行されうるかどうかについて判断すること。

三　出土品の取扱いに関する指導について

出土品については，その散逸等を防ぐため，可能な限り地方公共団体その他の公共的機関が一括して保存できるよう指導すること。

四　その他

大学等が研究活動として行う発掘調査に係る届出に対する指導等は，発掘調査が学術研究活動として行われるものであることに留意すること。

(26)　埋蔵文化財保護体制の整備充実について

平成七年十二月

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会（以下「本委員会」という。）は，平成６年10月，近年の各種開発事業の増大に伴う埋蔵文化財発掘調査件数の増加等，埋蔵文化財の発掘調査に関する諸課題に適切に対応するため，埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実について調査研究を行うことを目的として設置された。

調査研究を進めるに当たっては，各地方公共団体等における実態等を踏まえ，より審議を深めるため，都道府県・市町村教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を設置した。

本委員会の調査研究課題は

（１）埋蔵文化財発掘調査体制の整備充実
（２）埋蔵文化財発掘調査方法の充実
（３）遺物の整理収納方法等の充実
（４）その他必要な事項

と極めて広範多岐にわたるが，本委員会では，概ね次のように検討項目を整理して調査研究を進めたいと考えている。

（１）埋蔵文化財保護体制の整備
（２）埋蔵文化財包蔵地の周知化と開発事業との調整
（３）発掘調査の方法・期間・費用
（４）出土遺物の取扱いと保管法
（５）その他

そして，このうち先ず「埋蔵文化財保護体制の整備」に関する課題について，現状及び課題の分析と改善方策の検討を行うこととし，本委員会では地方公共団体及び大学に対して実態調査を実施するとともに開発事業を行う機関や埋蔵又化財の保護団体等からの意見聴取を含め合計６回，協力者会議で４回にわたり会議を開催して論議した結果を，ここに第１次報告として取りまとめた。その他の検討項目についても，今後順次検討を進める予定である。

本委員会としては，今後，文化庁において，本報告を踏まえ，所要の施策の実施又は検討を進められるように期待するものである。

第１章　埋蔵文化財保護の基本的課題と検討の視点

１　埋蔵文化財保護の基本的課題

(1) 埋蔵文化財保護の意義と埋蔵文化財保護行政

埋蔵文化財は，我が国の歴史や文化の成立ちを理解する上で欠くことのできない豊かな情報を提供する国民共有の貴重な歴史的遺産であり，将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。特に，近年の考古学や幅広い関連分野の研究の進展によって，文化や学術の進展に必要な情報資源としての重要性が一層高まっている。また，生涯学習社会の到来が言われるなか，国民の埋蔵文化財に対する興味，関心が大きな高まりをみせている。

さらに，埋蔵文化財は，各地域の自然・社会環境の中で先人たちが営んできた生活の直接的な証であり，その地域固有の歴史と文化を物語る遺産である。それらは，地域にとって誇りと愛着をもたらす精神的拠り所であり，個性豊かな地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素である。

このような観点から考えると，埋蔵文化財保護の推進に当たっては，「文化財は国民共有の財産である」という認識が必要なことはもちろんであるが，それに加えて，文化財が地域固有の財産であるという認識に立って，「地域の文化財は地域で保存し活用する」という理念をこれまで以上に大切にしていくことが必要である。

したがって，これからの埋蔵文化財保護行政は，埋蔵文化財の保存と活用について広く国民の理解と支援を得ながら，国，都道府県，市町村が適切に役割分担しつつ相互に連携を強化して進める必要がある。また，関係行政との連携協力の下，埋蔵文化財包蔵地の的確な把握と周知，国土開発等現代社会生活との調整，適切な保存措置，発掘調査の適切な実施，発掘成果の活用等の様々な要請に的確に応えられるよう，総合的，体系的に埋蔵文化財保護行政を展開する必要がある。

(2) 開発事業と埋蔵文化財の保護・調整

今日においては，生活の利便性の向上や生活・産業基盤の整備を目指して，道路建設，住宅建設等様々な開発事業が行われている。全国には現在約37万か所の埋蔵文化財包蔵地が周知されており，これらの包蔵地において土木工事等を行う場合はあらかじめ届出又は通知を求め，できる限り現状保存を図るとともに，現状保存できない場合には，発掘調査を実施し，貴重な文化財のもつ情報を記録の形で残している。

平成６年度についてみると，工事等に伴う届出等が約24,500件，発掘調査の届出等が約９，500件となっており，昭和40年代以来一貫して増加してきている。

埋蔵文化財は，そもそも地下に埋蔵されているため発掘してみないとその全貌がとらえにくいという性質を有しているので，埋蔵文化財の発掘調査は，一般の建設工事等と異なり，あらかじめ計画化しにくい側面がある。したがって，開発事業と埋蔵文化財保護との調整を円滑に進めるためには，埋蔵文化財保護行政における開発事業との調整の進め方，個々の埋蔵文化財の取扱い内容等について，一層の客観化と標準化を進める必要がある。

そのため，それぞれの地域において，埋蔵文化財包蔵地の範囲や性格をできる限り正確に把握し，広くその情報を公開するとともに，発掘調査方法の効率化，迅速化，発掘調査期間と費用の算定基準の設定，出土遺物の保管・活用方法の開発等の諸課題に適切に対応することが必要である。

(3) 今年度の調査研究課題

本委員会としては，上記（１）及び（２）で述べた認識に立って，埋蔵文化財保護行政の「総合化，体系化」，「客観化，標準化」を推進するための方策を検討することとし，その根幹とな

り，基盤を形成する地方公共団体を中心とした埋蔵文化財保護体制の整備充実に関する課題をまず取り上げ，ある程度長期的な展望に立って将来向かうべき方向を明らかにするとともに，具体的な改善策を提言することとした。

他の課題については，今後順次研究を進め改善策を取りまとめることとしている。

２　埋蔵文化財保護体制の検討の視点

(1) 役割分担の明確化と体制整備の推進

埋蔵文化財の保護体制は，戦後我が国の急激な経済成長による国土の利用形態の大幅な改変に伴って拡充されてきたものであるため，地域ごとにそれぞれの事情に応じて多様な組織形態を発展させてきた。埋蔵文化財の保護体制の在り方を検討するに際しては，国，都道府県，市町村がそれぞれどのような役割分担を担うべきかを明らかにした上で，それぞれの体制の充実と連携強化を図る必要がある。

(2) 保護体制の人的充実

埋蔵文化財保護体制の充実については，専門的知識をもった人材を確保することが重要である。地方公共団体とその関係機関の埋蔵文化財担当の専門職員は，平成６年度で全国で 5,526 人配置されている。これは，10 年前の昭和 59 年の約２倍であり，このことから地方公共団体における埋蔵文化財保護体制は，逐次充実が図られてきているといえる。しかし，なお開発事業に伴う発掘調査は急増しており，これらの開発事業に著しい影響を及ばさないようにするためには，さらに市町村を中心にした人的な整備充実が必要である。

一方，地方公共団体においては，近年，埋蔵文化財担当専門職員に大学で考古学を専門に学んだ経歴のない者を採用する比率が高まる等，適正な人材確保の観点から問題がないとはいえない状況にある。特に，大都市圏以外の市町村では人材難が深刻で，必要な専門職員を充足できない事態が見受けられる。このため，人材確保についての長期的な方策が必要である。

さらに，埋蔵文化財担当専門職員として必要な１埋蔵文化財保護と開発事業との的確な調整，２発掘調査の管理・運営，３発掘調査結果の整理・評価，４発掘成果の活用等についての資質・能力の向上を図る必要がある。

(3) 調査体制相互間の支援の充実

埋蔵文化財の体制整備に当たっての大きな障壁の一つは，発掘調査に関する正確で長期的な事業量の予測が困難である点であり，また一つは，地域によっては一時期に予想をはるかに超える量の発掘調査の集中又は急増により，発掘調査事業量に凹凸が生じることである。そのため，あらかじめ発掘調査事業量を想定してそれに対応できる体制を準備しておくことが極めて困難であり，また，発掘調査事業が集中又は急増した場合に，直ちにこれに対応して専門職員を増員することができず，調査の遅延が生じることとなる。

それぞれの地方公共団体が，その管下の埋蔵文化財包蔵地の所在状況，規模等に応じ，適正な保護体制を整備するとともに，発掘調査事業量の変化に柔軟に対応できるよう，他の地方公共団体等との間において相互に支援する体制を整えておくことが必要である。

第２章　埋蔵文化財保護体制の現状と課題

１　埋蔵文化財保護行政の業務と組織

(1) 地方公共団体における埋蔵文化財保護行政の業務

埋蔵文化財保護行政には，おおよそ次のような業務がある。

調整：埋蔵文化財の所在等の状況把握，開発事業計画との調整，開発事業に対応する埋蔵文化財の取扱い方針の決定，記録保存等のために行われる発掘調査の管理等を行うこと。なお，都道府県においては市町村に対する指導・支援がこれに加わる。

調査：遺跡の発掘調査を実施し，その成果をまとめた報告書の作成を行うこと。

保存・活用：重要な遺跡等の保存・活用を図り，発掘調査成果の公開等を行うこと。

(2) 業務と組織の関係

都道府県では，主に調整業務を行う教育委員会の「文化課」，「文化財保護課」等の文化財主管課（以下「調整組織」という。）と，主に発掘調査等の業務を行う文化財主管課内の調査部門，教育委員会の付属機関及び公益法人の「埋蔵文化財センター」等の組織（以下「調査組織」という。）とに分かれている。保存・活用の業務については，各都道府県の実状に応じて調整組織と調査組織とで分担しながら行っている。市町村にあっては，上記のような業務ごとの組織を分けて整備しているところは少ない。

２　都道府県と市町村の調整体制

(1) 都道府県

ア　現状

都道府県の調整業務は，多岐にわたっている。都道府県が調査主体となる埋蔵文化財についての分布・確認調査を含む開発事業との事前調整，調査組織との連絡・調整，管下の市町村への行政的・技術的指導，市町村主体の発掘調査事業への支援，国との連絡・調整，届出等に対する文書処理事務等である。都道府県の調整組織は市町村が行う調整や調査を含めて管内のあらゆる埋蔵文化財の問題について調整し，指導する等，埋蔵文化財保護行政全般の方向を決定する上でもっとも重要な役割を担っている。

調整組織に配置されている埋蔵文化財担当専門正規職員数は，全国で合計 210 人であり，調査組織に配置されている職員数を合わせた正規職員数 1,861 人の 11％に当たる。調査組織の形態別に調整組織の職員が占める比率をみると，発掘調査を教育委員会直営の形態で行っている都道府県では 14％，公立調査機関の形態で行っている都道府県では７％，公益法人調査機関の形態で行っている都道府県では９％である（複数の調査形態をもつ都道府県は除く。）。

調整に当たる専門職員には，埋蔵文化財や発掘調査について

の専門的な知識と経験が不可欠であり，開発事業者や発掘調査機関に対する適切な指導の能力が必要であるが，現状では，発掘調査の経験が十分でない等専門性や指導的能力が不足している者が配置されている場合がみられる。

また，近年，調査規模の大型化や市町村における調査量の増加により，都道府県が行う調整の業務量は増加傾向にあるが，これに伴う人員の増加が図られていないところが多い。

発掘調査のための組織として公益法人を設けており，その法人が固有の職員を多く採用している都道府県の場合は，調整組織に配置してその体制の強化を図ることができる人材を有しているにも関わらず，調査組織（公益法人）との人事交流が困難なこともあって，その人材を十分に活用することができない実態がある。

発掘調査のための公益法人等の独立した調査組織を設けている場合は，それと調査組織との間の連絡・調整や相互理解が不十分となる場合がある。

イ　課題

（ア）都道府県の調整組織は，自らが行う調整と市町村に対する指導・支援に必要な専門的能力をもった職員を十分に備える必要がある。

（イ）発掘調査のための独立した組織を設けている場合は，それとの連絡・調整や相互理解を十分図り，有能な人材の配置を促進するために，人事交流等の方策を講じる必要がある。

(2) 市町村

ア　現状

市町村の調整組織が担当している業務は，管内の埋蔵文化財の周知徹底，保存・活用，市町村が調査主体となる開発事業に係る事前調整等多岐にわたっている。市町村は，住民と最も密接に関わっている行政機関であり，埋蔵文化財保護をそれぞれの地域で推進する上で重要な役割を担っていることからも，文化財保護と開発事業との調整は市町村が中心となって行うべきであるが，必ずしも十分には行われていない。

都道府県が行う調整業務は公共事業に関係するものが中心であるのに対し，市町村が行う調整業務は民間事業に関係するものが多く，そのために，発掘調査の必要性や費用負担等について理解を得るのに相当の努力を要する場合が多い。

埋蔵文化財担当専門職員を配置している市町村は全体の39％であり，専門職員未配置の市町村では基礎的な調整業務を行っていないところも多い。また，埋蔵文化財担当専門職員が配置されていても少人数であるため，都道府県のように調査と調整の組織が分かれているところは少ない。専門職員未配置の市町村においては，その管下における埋蔵文化財に関する行政を適切に執行することができず，発掘調査を自ら行うことができないことはもとより，他の組織に調査を委託する場合も，これを適正に指導･監督することができないものと考えられる。

また，発掘調査のための独立した組織を設置している市町村では，都道府県と同様に調整組織が十分機能していない場合や調査組織との相互の連絡・調整が不十分な場合がみられる。

イ　課題

（ア）埋蔵文化財保護行政における市町村の役割をより明確にし，埋蔵文化財保護体制の整備充実を一層進める必要がある。

（イ）調整は，埋蔵文化財の取扱いを決定する重要な業務であるから，これを適切に行うため，専門職員が未配置の市町村では専門職員の配置を促進する必要がある。

専門職員が配置されている市町村にあっても，調整や調査組織との連絡等について，組織として適切に対応することができるよう措置する必要がある。

３　都道府県と市町村の調査体制

(1) 都道府県

ア　現状

(ア) 調査組織の形態　かつては大半の都道府県において教育委員会の文化財主管課が自ら直営で発掘調査を実施していたが，発掘調査量の増大やそれに対応する職員の増員に伴い，昭和40年代末以降，次第に発掘調査を行う組織を，教育委員会の付属機関や公益法人として，文化財主管課から独立させ，調整業務と調査業務の組織を分化させる動向が続いている。この結果，発掘調査業務を行う組織の形態としては，現在，１教育委員会直営，２公立調査機関，３公益法人調査機関の三つがある。

１教育委員会直営　教育委員会の文化財主管課が調整の業務と調査の業務とを行う形態であり，後述の公立又は公益法人の調査機関の設立に伴い，この形態は減少したが，現在12県がこの形態をとっている。このうち４県では，公益法人の調査機関も設けている。

この組織の形態では，調整と調査の業務を円滑に進めることができるが，職員定数の関係で増員を図ることが困難な面がある。

２公立調査機関　調査を実施する組織を教育委員会の付属機関として設置しているものであり，現在22県がこの形態をとっている。この機関の他に公益法人調査機関を設置したり，当初は公立調査機関を設けていたが公益法人調査機関に改組した例もある。

教育委員会の付属機関であり，調整を行う文化財主管課との関係は比較的円滑であるが，職員の増員を図りにくい面では教育委員会直営と同じである。

３公益法人調査機関　調査を実施する組織として都道府県が公益法人を設立しているものであり，既存の公益法人に発掘調査部門を付設した例もある。現在29県（うち７県は直営あるいは公立調査機関を併置する。）がこの形態をとっている。

組織の独立性が強いことから，調整を行う教育委員会との連絡・調整を円滑に行いにくい面がある。

また，現在の公益法人調査機関は，財政基盤が脆弱なものが多く，運営が不安定になりやすい面がある。

教育委員会の職員定数に関わらず職員を採用することができるので，上記１，２の組織形態に比べて，発掘調査事業量の変

化に応じた職員の増員等を図りやすい。

(イ) 埋蔵文化財担当専門職員の配置状況　全国の都道府県とその関係機関に配置された埋蔵文化財関係の専門職員は，平成６年度で，合計 2,252 人である。このうち 235 人は博物館等関係機関において教育普及，学術研究等に専従し，156 人は嘱託職員であり，これを除いた 1,861 人が埋蔵文化財を担当している正規職員である。調査組織に配置されているのは調整業務を担当する 210 人を除いた 1,651 人である。

組織形態別の内訳は，教育委員会直営が 156 人，公立調査機関が 395 人，公益法人調査機関が 1,091 人である。

教育委員会直営の調査部門と公立調査機関の職員は，都道府県の採用試験により採用された職員と教員から異動してきた職員とに分けられる。両者の職員の比率は各都道府県ごとに様々であり，教員から異動しできた職員がいないところもある。

公益法人調査機関の職員は，都道府県から派遣された職員と法人に直接採用された法人固有職員とに分けられる。その内訳は，合計 1,091 人の公益法人調査機関職員のうち前者が全体の 65％の 707 人，後者が 35％の 384 人であるが，その比率は各法人ごとに様々であり，法人固有職員を採用していない法人もある。さらに都道府県から公益法人調査機関に派遣された職員にも，都道府県に直接採用された者と教員から異動してきた者がある等，採用の形態は多様である。

大学で考古学を専門に学んだ経歴をもつ職員の比率は，調整組織に配置された職員を含めて，都道府県に直接採用された者 748 人のうち 665 人（89％），教員から異動してきた者 726 人のうち 211 人（29％），法人に直接採用された者 387 人のうち 324 人（84％）であり，教員から異動してきた者においてはその比率が低い。

（ウ）埋蔵文化財担当専門職員の増員の動向　平成６年度における都道府県とその関係組織の埋蔵文化財担当専門職員数は，10 年前の昭和 59 年度の約 1.7 倍に増加しており，都道府県の埋蔵文化財保護体制はかなり充実が図られてきている。しかし，国・都道府県等が行う公共事業等に伴う発掘調査の事業量が著しく増加しているため，調査体制の充実がこれに追いつかず，一部で，事業計画への影響がみられる。このような事態に対応するために埋蔵文化財担当専門職員の増員が必要と考えている都道府県は，41 県，全体の 87％に達している。

イ　課題

(ア) 調査組織の形態に適合した運営　教育委員会直営，公立調査機関，公益法人調査機関という調査組織の形態の違いによって，組織の運営基盤，職員の採用形態，調整組織との相互の関係等も異なる面がある。したがって，それぞれの組織ごとの長所・短所を的確に認識して，組織運営の充実・改善を行う必要がある。

(イ) 職員の専門性　調査組織に属する埋蔵文化財担当専門職員のうち大学で考古学を専門に学んだ経歴をもつ者の比率は全体の 63％である。このような経歴をもたなくとも発掘調査の経験と実績を十分もち，専門性を備えた者も多いが，それが不十分な者もみられる。発掘調査の精度を保ちつつその効率的な実施を図るためにも，職員の専門性を確保する必要がある。

（ウ）職員の充実　開発事業計画の進捗に著しい影響を及ぼさないために，それに伴う発掘調査の事業量に応じた埋蔵文化財担当専門職員数を確保する必要がある。

（２）市町村

ア　現状

(ア) 埋蔵文化財担当専門職員の配置状況　平成６年度における市町村の埋蔵文化財関係の専門職員は，嘱託職員を含めて全国で 3,274 人であり，昭和 59 年度の約 2.1 倍となっている。このうち 105 人が教育普及，学術研究等に専従し，これを除いた 3,169 人が埋蔵文化財を担当している。地方公共団体における埋蔵文化財保護の体制が整備されはじめた昭和 40 年代後半から 50 年代前半にかけては，都道府県の職員数が市町村を上回っていたが，昭和 57 年にほぼ同数となり，現在では都道府県の職員数の約 1.5 倍となっている。なお，市町村の専門職員のうち大学で考古学を専門に学んだ経歴をもつ者の比率は 69％である。

このように市町村の専門職員が急速に増加した背景には，市町村において「地域の文化財は地域で保存し活用する」という理念が理解され，重要な遺跡を保存し，その整備・活用を図ることに対して関心が高まったことや，開発に伴う発掘調査の件数が増加したことにより都道府県だけでは発掘調査に対応できなくなり，次第に都道府県と市町村の役割分担が定まってきたこと等がある。

平成６年度には 1,259 市町村に埋蔵文化財担当専門職員が配置されており，全国 3,258 市町村に対する配置率は 39％で，10 年前の昭和 59 年度の 680 市町村と比べて着実な伸びを示している。しかし，市町村別の職員配置状況は 556 市・特別区（配置率 82％），639 町（配置率 32％），64 村（配置率 11％）であり，市・特別区に対して町村の配置が遅れている。

専門職員が配置されている市町村における一市町村当たりの専門職員数の全国平均は約 2.6 人であり，これを市町村別にみると，市は 4.1 人，特別区は 2.5 人，町は 1.5 人，村は 1.3 人である。専門職員の配置が１人のみの市町村は全国で 690 市町村あり，専門職員配置市町村の 55％に当たっている。

以上のような状況からすると，市町村における埋蔵文化財保護体制はまだ十分とはいえない。

(イ) 調査組織の形態　各市町村における埋蔵文化財担当専門職員数は，都道府県に比べて著しく少ないのが一般的である。したがって，はとんどの市町村が教育委員会直営の形態で発掘調査を行っている。

埋蔵文化財が多く，開発事業も多い大規模な市を中心に，教育委員会の文化財主管課から独立した調査組織を設立して対応しているところが，現在，38 市１町ある。そのうち公立調査機関は 18, 公益法人調査機関は 21 である。なお, 市町村によっては，任意団体として恒常的な調査組織を設けて管内の発掘調査を行っている例がある。

（ウ）埋蔵文化財担当専門職員未設置の市町村における発掘調査への対応　埋蔵文化財担当専門職員を置いていない市町村において発掘調査を行う必要が生じた場合，現状では，以下のような方法により対応している。

・新たに専門職員を採用する。
・市町村の一般事務職員を都道府県が実施する養成研修に参加させ，調査担当者とする。
・都道府県職員の派遣を受ける。
・発掘調査を行う能力を有する個人に委嘱する。
・会社組織その他の民間調査機関を導入する。

イ　課題

(ア) 埋蔵文化財保護行政における市町村の位置付け　埋蔵文化財保護行政における市町村の役割をより明確にし，体制の整備充実を一層進める必要がある。

(イ) 埋蔵文化財担当専門職員の配置の促進　近年，埋蔵文化財担当専門職員を配置する市町村はかなり増加してきているものの，その数は全体の 40％弱にとどまっている。専門職員が配置されていない市町村では埋蔵文化財保護に関する基本的な行政を十分に行うことができないので，市町村が責任をもって埋蔵文化財保護を進めるためには，専門職員未配置の市町村にその配置を促進する必要がある。

(ウ) 適正人員の確保　埋蔵文化財担当専門職員の日常業務は開発業者等との事前協議，発掘調査の運営・管理等多岐にわたり，その量も多い。市町村の体制は小規模のところが多いが，既に専門職員が配置されている市町村においても，経常的な発掘調査室に応じた適正な専門職員の確保に努めることが必要である。

(エ) 都道府県による指導・支援の充実　市町村においては，都道府県と異なり，専門職員数が少ないため，専門職員同士相談しつつ発掘調査等を進める必要がある場合であってもそれが困難な事情にあることが多いことから，都道府県は，市町村が行う発掘調査等に対して積極的に指導･支援を行う必要がある。

また，埋蔵文化財の保存，発掘調査の成果の公開活用等に関しても都道府県の一層の指導・支援が期待される。

(オ) 公益法人調査機関における留意点　大規模な市では公益法人の調査組織が設立される傾向があるが，公益法人調査機関は調整組織との連結・調整が困難になりがちであり，また法人固有職員を採用した場合は他の組織との人事交流が困難である等の問題点があることを十分認識しておく必要がある。

(３) 広域調査組織

ア　現状

財政規模の小さな町村では単独で専門職員を採用することが難しいことから，兵庫県，長野県では，既存の広域行政事務組合等の組織内に専門職員を配置することが行われており，平成６年度においてこのような組織が兵庫県で５，長野県で１ある。専門職員は広域行政事務組合等で採用されており，その数は１人から２人である。

千葉県では，市町村が分担する発掘調査に即応するための調査体制として，大規模な市を除いて県下を地区割りし，各地区ごとに複数の市町村が共同して財団法人の「地区文化財センター」を設立しており，これが現在６ある。職員数は大きいところは 30 人以上，小さいところでも５人から６人で，他県の広域調査組織に比べて大規模である。専門職員はすべて県と市町村から派遣されており，法人固有職員は採用していない。

イ　課題

（ア）調査の具体的な実施等について各構成市町村の意向の影響を受けやすい傾向があるため，円滑な調査の実施に困難を伴うことがあり，構成市町村間の理解と合意が必要である。

（イ）組織の性格・位置付け上，調整を行う各構成市町村の教育委員会との連絡・調整を円滑に行いにくい面があるので，それらとの連携を密に保つ必要がある。

４　民間調査組織

ア　現状

民間調査組織としては，発掘調査を行う組織（以下「民間調査機関」という。）と排土作業，測量等の発掘調査関連の仕事で必ずしも考古学的な知識・技能を要しない分野について調査を支援する組織（以下「民間調査支援機関」という。）がある。

(ア) 民間調査機関　民間調査機関としては，発掘調査を専門に行う会社，建設・測量会社の一部門で発掘調査を行うもの，発掘調査を専門に行う者が組織した恒常的な任意団体，特定の埋蔵文化財の発掘調査のために地方公共団体がその都度臨時的に組織する任意団体等がある。

その活動は，関東圏及び近畿圏に集中する傾向があり，関東圏で活動するものとしては，主に発掘調査を専門に行う会社，建設・測量会社の一部門，地方公共団体が臨時的に組織する任意団体が多く，近畿圏で活動するものとしては，発掘調査を専門に行う者が組織した恒常的な任意団体が多い。このうち発掘調査を専門に行う会社，建設・測量会社の一部門，発掘調査を専門に行う者が組織した恒常的な任意団体については，これまでに 25 の団体が 18 都道府県において活動した実績がある。

民間調査機関の活動範囲は多くの場合県内あるいは隣接県内となっているが，さらに広域で活動しているものが４団体ある。

(イ) 民間調査支援機関　民間調査支援機関が行う作業は，一測量，表土掘削，遺構・遺物実測，遺構・遺物撮影，整図等である。民間調査支援機関に作業を委託している都道府県は 43（91％），市町村は 687（54％）であり，大規模な調査が多い都道府県においてその導入が活発である。委託している作業内容は測量，遺構・遺物の実測・撮影等が多い。

イ　課題

開発事業との関連で行われる発掘調査は，文化財行政の一部として行われるものであることから，発掘調査に民間調査機関を活用する場合にあっても，地方公共団体の埋蔵文化財保護行政の枠組みの中で，その明確な指導・管理のもとに行う必要がある。

したがって，民間調査機関を導入する場合は，当該地方公共

団体は，それを十分指導・管理することができる職員を配置する等，まず埋蔵文化財保護の体制を充実する必要がある。

また，民間調査機関を導入することにより行政の体制整備の推進と相反する面が生ずることが懸念されるので，都道府県・市町村の文化財担当部局では民間調査組織の導入に対して慎重にすべきだという意見がかなりある。

以上の点から民間調査機関の導入については，それが埋蔵文化財の保護にとって支障とならないよう，条件を明確にする等周到な配慮の下に行う必一要がある。

５　都道府県と市町村の役割分担と相互支援

（１）発掘調査における都道府県と市町村の役割分担

ア　現状

発掘調査に係る都道府県と市町村の役割分担は，それぞれの地域における状況に応じて決められており，必ずしも同じ基準によっているものではない。多くの地域では，発掘調査の原因となった開発事業の主体者の区分に従い，公共事業のうち国・都道府県及び公社・公団の事業に係るものは都道府県，市町村の事業及び民間の事業に係るものは市町村が担当している。なお，圃場整備事業に伴う調査は，事業主体が国・県であっても市町村が実施している場合が多い。その他に，発掘調査の規模や複数の市町村に関係するか否か等の広域性の観点によって分担を決めている場合もある。いずれの場合でも市町村と民間の事業に伴う調査は基本的に市町村が分担している。

民間の事業に伴う発掘調査は，公共事業に伴うものに比べて計画的に実施しにくい面があるため，これを分担している市町村においては，計画的に調査体制を整備することが困難な面をもっている。また，市町村では，民間の開発事業に伴う発掘調査を市町村だけが分担することとされていることに対する不満がある等，都道府県と市町村との間で役割分担について共通理解が必ずしも得られていない場合もある。

イ　課題

各地域において開発事業の内容と調査体制に差異があるので，直ちに全国一律の役割分担を定めるのは困難であるが，「地域の文化財は地域で保存し活用する」という理念に立って埋蔵文化財の保護を行うためには，市町村の体制の整備充実とそれを推進する上での都道府県の十分な指導・支援が必要である。その上で，将来的には，関係者の共通理解により，全国一律の役割分担に基づいた調査体制の構築をめざす必要がある。

（２）地方公共団体間の相互支援

ア　現状

(ア) 都道府県間の相互支援　これまでに，関西国際空港建設関連公共事業に伴う発掘調査に対応するために，大阪府が昭和60年から平成６年度までの開設置した財団法人大阪府埋蔵文化財協会へ，近畿ブロックの５府県の職員が派遣されたことがある。また，平成７年度には阪神淡路大震災の復興事業に伴う発掘調査に対応するために，全国25都道府県から35人が兵庫県に派遣されている。

(イ) 都道府県と市町村間の相互支援　いくつかの県では，県の専門職員が市町村へ出向する形の人事交流が行われている。また，34の都道府県において，市町村の担当する調査に都道府県の専門職員を派遣した事例があり，19の都道府県において，都道府県の担当する調査に市町村の専門職員を派遣した事例があるが，総じて活発でない。

（ウ）市町村間の相互支援　全国199市町村が他の市町村の行う発掘調査に専門職員の派遣を行った経験をもっている。

イ　課題

都道府県間の相互支援においては，人事に関する制度が異なる他の都道府県への異動，遠隔地への赴任，個々の職員の派遣元の事情等により様々な問題が生じるので，特にそれらについての周到な対策が必要である。

地方公共団体間における専門職員の派遣，人事交流を活発にするための方策を検討する必要がある。

６　人材の養成と研修

埋蔵文化財保護体制をより充実させるためには，考古学や発掘調査に関する専門的知識・能力を備えた人材を確保することが必要である。そのためにこれを修得させることを目的とする人材養成（以下「養成」という。）と，地方公共団体の埋蔵文化財担当専門職員の資質・能力の向上を図ることを目的とする研修（以下「研修」という。）を拡充する必要がある。

(1) 大学における教育

ア　現状

大学は，埋蔵文化財行政の基礎となる考古学，歴史学，文化財学等の幅広い知識を修得するところであるから，埋蔵文化財行政の担当者となる人材の養成について，その果たす役割は大きい。

考古学関係の講義を担当する常勤の教員を置いている大学・大学院のうち，卒業生・修了生等の進路について把握できた54大学，34大学院についてみると，平成元年度から５年度までの５年間に地方公共団体等の埋蔵文化財担当専門職に就職した卒業生・修了生は，大学卒業生で2,339人のうち555人（24％），大学院修了生で347人のうち133人（36％）である。大学と大学院を合わせると，2,713人のうち688人（25％）が地方公共団体等の埋蔵文化財担当専門職に就職しており，年平均では約540人のうち約140人が地方公共団体の埋蔵文化財担当専門職に就職している。

地方公共団体等の埋蔵文化財担当専門職員数は，平成元年度から５年度では毎年300人前後が増加しており，このうち約半数が大学で考古学を専門に学んだ者である。この傾向は平成元年度以降大きく変動はしていない。

大学で考古学を専門に学んだ卒業生・修了生の志望は，都道府県と大都市圏の市町村及び人口規模の大きい市の埋蔵文化財担当専門職への就職に偏る傾向がある。

イ　課題

（ア）大学で考古学を専門に学んで卒業した者だけでは地方公

共団体等における埋蔵文化財担当専門職員の採用予定数を満たすことができない。特に大都市圏の市町村及び人口規模の大きい市を除いた市町村においては，人材の確保が困難な状況にあり，その対応策を検討する必要がある。

（イ）現状における大学の教育内容は，埋蔵文化財保護のための人材養成という観点からみると必ずしも十分なものとはいえないので，大学教育における講義内容において埋蔵文化財行政に関する実務や法制度，発掘調査に関わる実習等をさらに充実させる必要がある。

（２）国及び都道府県が実施する養成・研修

１　専門職員の養成

ア　現状

（ア）奈良国立文化財研究所　奈良国立文化財研究所が行っている「一般研修」は，地方公共団体等の職員で大学で考古学を専門に学んだ経度をもたない職員を対象にしており，埋蔵文化財に関する基礎的な知識・技術の習得を目的としている。研修期間は約 40 日であり，発掘調査の実習は，同研究所が所在する平城宮跡が特殊な遺跡であることもあって，発掘調査現場の見学程度にとどまっている。毎年約 30 人程度が受講している。

（イ）都道府県　現在，半年から１年の期間で市町村の一般事務職員を対象として，発掘調査と室内作業の実習及び埋蔵文化財行政に関する講義により専門職員の養成を行っているところが６都道府県ある。

養成には１年程度の期間が必要であるが，市町村にはその期間職員を参加させる人的・財政的余裕のないところが多く，養成を行う都道府県の人的負担も大きい。

イ　課題

（ア）奈良国立文化財研究所　奈良国立文化財研究所が行っている養成では，受講期間が短く発掘調査の実習をはとんど行っていないため，発掘調査担当者を養成するには不十分である。したがって，国の養成機能の充実強化が必要であり，このための養成組織の在り方などについて検討する必要がある。

（イ）都道府県　現在都道府県が行っている養成では，その後発掘調査の担当者として自立するまでにさらに２年から３年の実地経験が必要であり，その間都道府県からの手厚い指導・支援が不可欠である。

発掘調査の技術だけではなく，考古学，歴史学の基礎的な素養を十分に養う必要がある。養成に伴う都道府県及び市町村の負担を軽減するための措置を講ずる必要がある。

２　現職の研修

ア　現状

（ア）奈良国立文化財研究所　写真技術・遺跡探査・保存科学等の専門的な研修を年間 10 から 11 講座行っており，全国の都道府県・市町村から 270 人前後が受講しているが，受講希望者は定員をかなり上回っている。研修期間は１週間から２週間程度である。

（イ）都道府県　29 都道府県が，都道府県又は市町村の職員を対象として，発掘調査等に関する研修を実施している。研修の期間は１日から３日の短期のところが多い。

イ　課題

国と都道府県が分担しながら体系的に現職の研修を推進する必要がある。

（ア）奈良国立文化財研究所　研修期間が１週間から２週間とやや長いことや研修の場所が全国で１か所しかないこと等の理由で研修に参加しにくい面があるとともに，受講希望者のすべてを受け入れることができない実情にあることから，短期間の研修，地方ブロックごとの研修等多様な形態を検討する必要がある。

（イ）都道府県　都道府県が実施している研修は，回数・期間ともに極めて限られており，埋蔵文化財に関する最新の調査方法等の知識・技術を習得するには不十分であるので，今後一層その充実を図る必要がある。

（３）資格制度

ア　現状

埋蔵文化財専門職員の技術，知識，経験等の水準は必ずしも一定でない状況にあるが，資格制度を設けて，発掘調査を行う能力を有する者であることを客観的に示す仕組みをとることによって，調査の水準を一定程度の高さに確保することや専門職員採用の際の判断基準等として活用すること，さらに地方公共団体職員の行政内における専門性を裏付けることにも資することができるという指摘がある。

イ　課題

資格制度については，技術の分野・水準の設定，審査基準，審査方法，資格の効果等調査・研究すべき多くの課題がある。

第３章　埋蔵文化財保護体制に関する改善方策

埋蔵文化財は，それぞれの地域の歴史と文化に根ざした貴重な歴史的遺産であり，地域独自の歴史・文化環境を形作る重要な要素として個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に欠かせないものである。したがって，埋蔵文化財保護体制の構築に当たっては，「文化財は国民共有の財産」であると同時に，「地域の埋蔵文化財は地域で保護し活用する」という理念に基づいて進められることが必要である。

１　国，都道府県，市町村の役分担と連携強化

国，都道府県，市町村は，埋蔵文化財保護行政においてそれぞれ果たすべき役割を正しく認識し，それに対応し得る埋蔵文化財保護体制を長期的な展望のもとに整備充実するとともに，相互の連携を強化する必要がある。

（１）原則的な市町村の役割

埋蔵文化財に関する調整，調査，保存・活用については，地域に密着した文化財がもつ特性から，その在るべき姿としては市町村が大きな役割を担うべきものであり，長期的にはすべての市町村がこの機能を備える必要がある。

（２）原則的な都道府県の役割

都道府県は，大規模あるいは広域にまたがる埋蔵文化財の発掘調査とその調整及び重要な遺跡の保存・活用を国，市町村と連携して行う一方，市町村の業務を総合的に指導・支援する必要がある。

（３）当面の都道府県と市町村の役割分担

現状では，発掘調査等についての都道府県と市町村の役割分担は，各都道府県ごとに開発事業者の種別や調査規模等によってある程度確立されてきている。各地の開発事業の内容，行政的な事情の相違を考慮すると，当面は全国一律の分担基準を設定してそれによることとするのは適当ではないが，上記に示す基本的な方向に沿って都道府県と市町村はそれぞれ埋蔵文化財保護体制の整備充実を図る必要がある。

（４）国の役割

国は，全国的な視点に立って，埋蔵文化財保護に関する基本的な理念及び政策を確立し，それに基づいて地方公共団体を適切に指導するとともに，人材の養成・研修の実施と支援，調査水準の維持向上，地方公共団体に対する財政的支援の充実等に努める必要がある。

また，国として重要な遺跡については，関係者の理解と協力を得て史跡に指定する等積極的な保護を図る必要がある。

２　都道府県の調整・指導・調査体制の強化

都道府県は，管下の埋蔵文化財行政の中枢的な立場にあり，自らが主体となって発掘調査を行うだけでなく，調整・指導の機能をさらに高める必要があり，そのための体制をより一層整備充実する必要がある。

（１）適正な職員数の確保

都道府県は，自らが行う諸業務を十分に遂行しうる適正な職員数を確保する必要がある。

（２）専門性の高い職員の確保

都道府県は，市町村に対する指導・支援を十分に行うことができるよう，埋蔵文化財の取扱い等の調整及び発掘調査業務等に関する適切な対応能力等を備えた人材を確保する必要がある。

（３）人事交流の促進

調整組織に発掘調査等について経験豊富な人材を配置し，調査組織と連絡・調整を円滑に行うために，調査組織との人事交流を促進する必要がある。

（４）調査体制の改善

現状では，全国の発掘調査体制を単一の形態に統一することは現実的でないので，各地方公共団体のこれまでの組織体制の特性を認識して，これを改善充実することを原則的な方向とするのが適切である。

各調査組織は，十分な職員体制と財政的基盤をもつことが必要である。

３　市町村の調整・調査体制の整備充実

埋蔵文化財は地域の歴史･文化に根ざした性格を有しており，その適切な保護・管理に当たっては住民の理解・協力を得つつきめ細かな対応を必要とすること等から，埋蔵文化財の保護については市町村が大きな役割を担うべきものである。

この基本的理解に立って市町村の役割を明確にするとともに，より一層の体制の整備充実を進める必要がある。

（１）教育委員会と市町付長部局との理解の確保

埋蔵文化財保護行政を適切に進めるためには，教育委員会と市町村長部局との相互理解と連携が必要であることから，市町村の行政内部において埋蔵文化財保護と埋蔵文化財担当専門職員の業務に関する市町村長部局の理解を深めるとともに，相互の連携を強化する必要がある。

（２）埋蔵文化財担当専門俄員の配置の促進

市町村における埋蔵文化財保護体制は，専門職員を配置していないところが多く，あるとしても小規模である場合が多いため，調査等の能力に限界があることから，既に専門職員が配置されている市町村においては，経常的な発掘調査量に応じた適正な数の専門職員の配置を促進し，専門職員が配置されていない市町村においては，少なくとも埋蔵文化財保護に関する基本的な行政を行うことができるよう，専門職員の配置に努める必要があり，そのための所要の財政措置の充実を図る必要がある。

（３）広域調査組織の検討

小規模の市町村においては，一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の調査組織を設立することも考えられる。ただし，広域調査組織の設立，運営に当たっては市町村間の理解と合意の確保，各市町村の調整組織と調査組織との連携，職員の採用形態等に十分配慮する必要があり，そのためにはこれらに関する都道府県による調整と指導･支援が不可欠である。

（４）施設の充実

発掘調査に関連する業務を円滑に進め，出土品の収納保管，調査成果の活用を図り，地域の歴史・文化の拠点施設となる埋蔵文化財センター等の施設の充実を図る必要がある。そのため，補助金等財政的措置の拡充を検討する必要がある。

４　相互支援の推進

都道府県と市町村は，それぞれ必要な体制を整えた上でなお対応能力を超過する発掘調査事業が必要になった場合は，相互に支援を行う等柔軟な対応に努めることが必要である。そのことによって，相互に埋蔵文化財保護の業務内容についての理解が深められるとともに，一層の相互支援，連携強化，職員の能力・資質の向上等についての効果も期待される。

（１）地方公共団体間の人事交流の推進

都道府県は，埋蔵文化財保護体制が脆弱な市町村の体制充実のために一定期間，業務に精通した職員を出向させ，市町村も，体制の整っている都道府県へ職員を出向させる等の都道府県と市町村間の人事交流や，都道府県間，市町村間の人事交流等を推進する必要がある。

（２）地方公共団体間の相互派遣の推進

都道府県と市町村のそれぞれの対応能力を超える突発的な発

掘調査事業の急増等に対しては，都道府県と市町村の間あるいは市町村間において専門職員を適宜相互に派遣する方策を講ずる必要がある。

５　人材確保と資質の向上

埋蔵文化財保護体制の整備充実を推進するためには，地方公共団体とその関連機関において専門的な知識・技能を備えた人材を確保することが不可欠であるが，現状では大学で考古学を専門に学んで卒業した者だけでは地方公共団体等における埋蔵文化財担当専門職員の採用予定数を満たすことができないため，新たな養成の仕組みを検討する必要がある。また，現職の埋蔵文化財担当専門職員の資質の向上を図る必要がある。

（１）大学における埋蔵文化財に関する教育の充実

埋蔵文化財行政を担当する専門職員には考古学の知識・素養が必要であり，埋蔵文化財保護行政に有用な人材の養成は，大学に期待するところが今後とも大きい。したがって，埋蔵文化財保護のための人材養成という観点からは，それに資するような教育研究組織の整備や考古学，埋蔵文化財等に関する授業科目の開設等が期待される。

（２）人材養成を中心とした埋蔵文化財機構設立の検討

埋蔵文化財担当の専門職員を養成するため，地方公共団体の職員を対象にした専門職員の養成を行う埋蔵文化財機構の設立を検討する必要がある。この機構は，全国的な視点から，専門職員の養成の他に現職の専門職員の資質向上のための研究を行うとともに，さらに埋蔵文化財の調査方法及びその整備・復元等を含めた保存・活用方法の開発・指導・助言，埋蔵文化財に関する先端，最新の情報や埋蔵文化財専門聯員及び埋蔵文化財関連の人材，組織等に関する情報の提供を行う等，埋蔵文化財とその関連分野に関する総合的機能をもったものとすることを検討する必要がある。

（３）現職研修のシステムの改善と支援

埋蔵文化財担当専門職員の資質の向上を図るために，国及び都道府県の現職研修，地方ブロックごとの研修等多様な研修機会を充実するとともに，大学，奈良国立文化財研究所等に大学院レベルの研修コースを設置することを検討する必要がある。また，都道府県で行う研修をさらに充実させるための財政的支援や研修に伴う財政的な支援を検討する必要がある。

（４）資格制度の検討

現状では発掘調査を担当できる能力判定の基準は必ずしも明確ではない。今後予想される調査室の増加と調査形態の多様化に対応するために，発掘調査の水準の確保や調査の担当能力を客観的に示す基準の設定が求められよう。資格制度は，このような要請に応えるものであると考えられるが，制度の創設，在り方についてはなお検討すべき多くの課題があり，引き続き検討する必要がある。

６　民間活力の適正な活用

発掘調査に民間の活力を導入することは，調査に関連する作業等の分野については調査の迅速化等に資する面があるが，他方，民間の調査機関の導入は行政の体制整備の推進と相反する面が生じることが懸念される。したがって，民間活力の導入に際しては，次のような原則の下に進めることとするとともに，特に民間調査機関の導入については，あらかじめ，導入の前提条件，導入の形態，標準的な発掘調査内容と民間機関に行わせることのできる範囲等について指導方針を定めて行う必要がある。

（１）民間調査支援機関の効果的な利用

排土作業・測量等の発掘調査朗連の仕事については，発掘調査を効率よく進めるために有効な場合は，民間調査支援機関の効果的な導入を図る必要がある。

（２）民間調査機関の導入

民間調査機関の導入は，それを行う地方公共団体が一定程度の調査体制をもっており，その体制によっては著しく調査の遅延が生じている場合又は短期的な調査の急増があった場合で，他の地方公共団体との相互支援等によっても対応できない事態が生じた場合に限って，次の条件の下で行うことができることとする必要がある。

（ａ）民間調査機関の選択，調査に関する事業者との契約等について，その地方公共団体が責任をもって対応すること。

（ｂ）導入しようとする民間調査機関とその調査担当職員は，調査につき十分な能力と実績をもつものであること。

（ｃ）発掘調査は，地方公共団体が主体となり，民間調査機関をその調査組織に組み込む形態で，地方公共団体の責任の下に行うこと。

※参考資料は省略

(27)　近代遺跡調査実施要項

平成八年七月十八日文化財保護部長決裁

近代の遺跡については，従来文化財保護法による指定等の保護は，あまり進んでいない状況にある。一方，土地利用の改変や都市の再開発等に伴い，消滅の危機に瀕しているものも少なくないと考えられる。このため，我が国の近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡について適切な保護をはかることが急務となっているが，遺跡の保存状況についての全国的な調査は，未だ十分に行われていないのが現状である。そこで，文化財保護企画特別委員会報告（平成六年七月十五日）や近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告（平成七年一月二十日＝記念物分科会関係報告，平成八年七月八日＝全体報告）等の提言を踏まえ，平成八年度から近代遺跡の全国調査を実施する。

調査は，次の要領により，都道府県教育委員会，市町村教育委員会，その他近代の遺跡に関する情報を有する機関等の協力を得て行い，調査の成果は報告書としてまとめ，国，都道府県，市町村等の関係者の活用に供することとする。

１　対象とする時期

対象とする遺跡の時期は，幕末・開国頃から第二次世界大戦

終結頃までとする。

２　対象とする遺跡の分野区分

調査の対象は，政治・経済・社会・文化その他のすべての分野にわたるが，便宜上，近代の遺跡が特に多く残存していると考えられる経済の分野を産業別に区分し，次の一一の分野区分に従い調査を行う。

なお，近代の遺跡はその種類もきわめて多岐にわたるため，各地域の近代化にとって重要な遺跡であって，以下の分野区分に適合しないものもあると考えられる。このような遺跡については，各分野の「その他」の項で報告されたい。

経済

①鉱業

②エネルギー産業（鉱業を除く。）

③重工業

④軽工業

⑤交通・運輸・通信業

⑥商業，金融業

⑦農林水産業

社会

⑧社会（生活様式，都市計画，保健・衛生，福祉，社会運動等）

政治

⑨政治（立法，行政，司法，外交，軍事，政治運動等）

文化

⑩文化（学術，芸術，教育，情報伝達等）

その他

⑪その他（上記①～⑩に属しない分野）

３　選択の基準

今回の調査は，近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡について，国および地方公共団体の適切な保護を図るための基礎資料を得るため，近代の遺跡の遺存状況について調査するものである。

(1) 調査の対象とする遺跡は，次のア及びイを満たすものとする。

ア　次のいずれかに該当するものであること。

①我が国の近代史を理解する上で，欠くことができない遺跡であること。

②近代史の各分野において，学術研究上重要な意義を有する遺跡であること。

③各地域における近代史の特徴をよく示す遺跡であること。

イ　遺跡の保存状態が良好で，遺跡にかかわる建造物，遺構，敷地等が良好に保存されており，学術的価値が高いこと。

(2) 留意事項

①近代の歴史事象に直接又は密接にかかわる遺跡を対象とし，記念碑・顕彰碑，復元建物等の二次的な遺跡は対象としない。

②移築された建造物等であっても，歴史的意義を有する物件は調査の対象とする。

③近世以前から続いている遺跡であっても，近代の遺跡としての特色を備えている遺跡は調査の対象とする。

４　調査の方法

(1) 調査は，平成八年度から概ね八年計画で実施する。

(2) 調査は，所在調査と詳細調査の二段階に分けて行う。

①所在調査

所在調査は，一一分野のうち三～四分野ずつ平成八年度から三年間で行う。

②詳細調査

詳細調査は，各分野ごとに，第一年度に検討委員会により詳細調査の対象となる遺跡の選定，第二年度に調査の実施，第三年度に調査報告書の作成と保存を要する遺跡の選定，の三年計画で行う。平成九年度以降，同十五年度までの間に，所在調査の終了した分野のうち二～三分野ずつ年次計画により行う。（別紙調査スケジュール表参照）

５　所在調査

(1) 所在調査は，近代遺跡の全国的な所在状況を把握することを目的とし，各都道府県教育委員会に依頼し，市町村教育委員会や都道府県および市町村の関係部局・機関等の協力を得て実施する。

(2) 所在調査のデータは，所在調査票に記入し，毎年度十一月末まで（平成八年度は一月末まで）に文化庁に提出する。（別紙所在調査票様式参照）　その際，Ａランク遺跡（下記 (4) 参照）については，写真三～四点（スライドとも）も合わせて提出されたい。

(3) 調査項目は次の通りとする。

１　分野，遺跡の名称	６　保存の状態
２　所在地	７　管理の状況
３　所有者	８　指定の有無
４　年代	９　遺跡の評価
５　遺跡の説明	

(4) 遺跡の評価については，3(1) の選択の基準に照らして遺跡を評価し，Ａ，Ｂ，Ｃの三段階にランク付けを行う。

その際，我が国の近代史を理解する上で欠くことのできない遺跡をＡ，各地域の近代史を理解する上で特に重要な遺跡をＢ，その他の遺跡をＣとする。

６　詳細調査

(1) 詳細調査は，遺跡の歴史的意義，保存状態等について詳細な調査を行うことを目的に，当該遺跡に詳しい専門家等に委嘱して行う。

(2) 詳細調査の実施に当たっては，都道府県・市町村教育委員会に対し，資料提供及び現地調査への協力を依頼する。

(3) 詳細調査の結果は，所定の調査票に記入し，毎年度三月末までに文化庁に提出する。

(4) 詳細調査の調査票には，遺跡の立地，成立年代，歴史的変遷，遺跡の現況，保存修理の経緯，遺跡の文化財的価値，関連する古絵図，古写真，古文献の所在，調査・研究歴等について，六，〇〇〇字（四〇〇字詰原稿用紙一五枚）程度にまとめて記述す

る。また，次の資料を添付する。

a　遺跡の現況写真一○枚程度，関連する古絵図の写真・古写真一○枚程度

b　遺跡についての調査報告書・研究論文等のリスト

調査スケジュール表（①，②，③・・・は分野を示す。）

	所在調査	詳　細　調　査		
		対象遺跡の選定	調査	報告書作成
H8	①②③④			
9	⑤⑥⑦⑧	①②		
10	⑨⑩⑪	③④	①②	
11		⑤⑥	③④	①②
12		⑦⑧	⑤⑥	③④
13		⑨⑩⑪	⑦⑧	⑤⑥
14			⑨⑩⑪	⑦⑧
15				⑨⑩⑪

近代遺跡の分野区分およびコード

①鉱山

鉄山　銅山　金銀山　その他各種鉱山（選鉱場，精錬所，軌道施設等の関連施設を含む）

②エネルギー産業 (鉱業を除く)

炭坑　油田　発電所　ダム　その他

③重工業

製鉄　冶金　機械　造船　自動車　石油コンビナートその他

④軽工業

紡績　製糸　その他繊維産業　食品　化学　窯業　セメント　地場産業　その他

⑤交通・運輸・通信業

鉄道　道路　橋梁　隧道　港湾　倉庫　灯台　運河　河川・堤防　飛行場　郵便　電信　電話　その他

⑥商業・金融業

会所　商館　商店・百貨店　市場　会社　金融機関（銀行　証券取引所等）　その他

⑦農林水産業

農業 (灌漑施設　干拓施設　農業試験場等）　牧畜　開拓　林業（貯木場　製材所　森林軌道等）　漁業 (漁港　番屋　養殖施設　水産加工施設等）　養蚕業 (蚕室　蚕種　製造所　繭集荷場等）　製塩業　その他

⑧　社会

上下水道施設　都市開発　集合住宅　公衆浴場　公園　保健医療施設（病院　診療所　療養所等）　社会福祉施設　(孤児院　養老院　保健所　授産施設等）　娯楽・観光施　設 (映画館　芝居小屋　遊園地等）　災害　公害・労働争　議等社会運動に関する遺跡　その他

⑨　政治

行政 (郡役所　地方自治体の庁舎　官庁等）　立法 (議事　堂等）　司法 (裁判所　刑務所等）　政党・政治結社等政治　的活動および政治的事件に関する遺跡　外交 (税関　領事　館等）　軍事に関する遺跡　その他

⑩　文化

学校　研究施設 (研究所　試験場　実験場　天文台等）　文化施設 (文庫　図書館　美術館　博物館　音楽堂　劇場　等）　出版・報道に関する施設　競技場等のスポーツ施設　その他

⑪　その他

①～⑩に属しない分野

（注１）　宗教に関する遺跡（寺院，神社，教会等）で福祉，教育等に関連する場合は，⑧または⑩等それぞれの分野で取り扱うこと。

（注２）　①～⑪の分野に関連する特に著名な個人の旧宅については，それぞれの分野で取り扱うこと。

近代遺跡所在調査票様式　　都道府県名：

分野	遺跡の名称
遺跡の所在地	
所有者	
遺跡の年代	
遺跡の説明	
保存の状態	
管理の状況	
指定の有無	
遺跡の評価	

調査票記入要領

・原則として，遺跡１件につき調査票１枚を使用すること。

・国の史跡に指定されている遺跡については，取り上げない。

・分野

①，②，③・・・の分野区分を記入すること。併せて分類コードを記入すること (「近代遺跡の分野区分及びコード表」参照)

・名称

地方公共団体指定の遺跡については指定名称を用い，指定されていない遺跡については，地元で通用している名称等適宜名称を記入すること。

・所在地

現在の住居表示で記入すること。

・所有者

現在の所有者を記入すること。

・遺跡の年代

歴史的建造物等の創設年代，歴史的事件の生起した年代等遺跡の年代を記入すること。年代が明確でない場合は，およその年代あるいは時期 (例：明治中期等) を記入すること。

・遺跡の説明

遺跡について，歴史的な経緯，関連する歴史的事件，近代史における意義等を記述すること。

・保存の状態

遺存する建造物あるいは構築物の名称・数・保存状態，修復の経緯，敷地等遺跡のエリアの保存状態等を記入すること。

・管理の状況

管理の主体および管理・公開・活用等の状況を記入すること。

・指定の有無

県あるいは市町村指定のあるものについて，指定県市町村名，指定の種類および指定年月日を記入すること。

・遺跡の評価

調査要項に従って，遺跡の評価をＡ，Ｂ，Ｃの３段階にランク付けして記入する。

(28)　埋蔵文化財の鑑査等の事務の委任について

平成八年九月二日　庁保記第九八号

文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通達

このたび，文化財保護法の一部を改正する法律（平成８年法律第 66 号）により，文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の一部改正が行われ，改正後の法第 100 条の２第１項の規定に基づき，平成８年９月２日付け庁保記第 98 号により，平成８年 10 月１日以降，各指定都市及び中核市（以下「各指定都市等」という。）の区域内の警察署長から提出された物件の鑑査等に関する事務が各指定都市等の教育委員会に委任され，これに従い，当該各指定都市等の所在する都道府県教育委員会に委任される事務が改正されました。なお，このことについては，平成８年９月２日付け文化庁告示第 13 号で官報に告示しました。

この措置は，埋蔵文化財の鑑査等の事務の簡素化・迅速化を図ることを目的として執られたものでありますので，この趣旨及び下記の事項に御留意の上，必要な体制を整備し，適切に事務処理に当たるようお願いします。

また，指定都市等の教育委員会においては，上記の事務委任の伴う事務処理に係る具体的な手続きについて，あらかじめ関係都道府県警察との間で十分に協議してください。

記

１　手続きの概要

今回の事務委任による埋蔵文化財の鑑査等に関する取扱いは，次のとおりである。

（１）法第の条の規定による指定都市等の区域内の警察署長からの物件の提出は，それぞれ各指定都市等の教育委員会に対して行われることとなること（法第 100 条の２第２項）。

（２）（１）により提出された物件に関する，法第 61 条第１項の規定による，文化財であるかどうかの鑑査，同条第２項の規定による，文化財であると認められた場合における警察署長への通知及び文化財でないと認められた場合における警察署長への物件の差戻しは，指定都市等の教育委員会が行うこととなること（法第 100 条の２第１項）。

（３）（１）により提出された物件に関する，法第 62 条の規定による当該物件の所有者から返還請求があった場合の警察署長への引渡しは，指定都市等の教育委員会が行うこととなること（法第 100 条の２第１項）。

（４）各指定都市等が所在する都道府県の教育委員会においては，各指定都市等の区域を除く当該都道府県の区域内の警察署長から提出された物件に関する（１）～（３）に関する事務を行うこととなること。

２　「埋蔵文化財保管証」の提出

（１）「埋蔵文化財保管証」

従来，発掘調査等により発見された埋蔵物について，これを発見者において保管する場合には，発見者から都道府県教育委員会に対して「埋蔵文化財保管証」を提出させているところであるが，平成８年 10 月１日以降は，各指定都市等の教育委員会で鑑査等を行う物件については，「埋蔵文化財保管証」は，各指定都市等の教育委員会に対し提出させることとすること。

（２）文化庁及び都道府県教育委員会への報告

各指定都市等の教育委員会が発見した文化財及び前記１（２）により各指定都市等の教育委員会が行った鑑査の結果は・当該各指定都市等の所在する都道府県の教育委員会及び文化庁へ報告すること。

３　その他

鑑査に当たって留意すべき事項，鑑査結果の通知の様式，文化庁及び都道府県教育委貞会への報告の方法等については，「埋蔵文化財の鑑査等の事務の委任について」（昭和 46 年９月１日付け庁保管第 182 号文化庁次長通達。別添写参照）に準ずること。

(29)　地方公共団体が文化財保護法第９８条の２第１項に基づく発掘調査を行う際の文化庁長官への通知について

平成八年九月五日　庁保記第一二三号

文化庁次長から

各都道府県教育委員会教育長あて通知

地方公共団体が，文化財保護法第 98 条の２第１項に基づき埋蔵文化財の発掘調査を実施する場合には，同法第 57 条第１項に基づく文化庁長官への届出は不要ですが，「文化財保護法の一都を改正する法律等の施行について」（昭和 50 年９月 30 日付け庁保管第 191 号文化庁次長通達）第 11 の１（１）により，別途，文化庁長官に対しその着手の 30 日前までに同法第 57 条第１項の規定による届出に準ずる方式により通知するよう求めていたところです。

この場合の文化庁長官への通知については，事務の簡素化を図る観点から，下記のとおり取扱いを改めることとしますので，御留意願います。

また，このことについて，管下市町村教育委員会に対し周知願います。

記

１．地方公共団体が文化財保護法第 98 条の２第１項に基づいて行う埋蔵文化財の発掘調査で，平成８年 10 月１日以降に着手されるものについては，着手後速やかに，同法第 57 条第１項の規定による届出に準ずる方式により，文化庁長官に対し報告すること。

なお，平成８年 10 月１以降に着手きれる発掘調査であって，平成８年９月 30 日までに従前の方式により文化庁長官に通知きれたものについては，改めて報告する必要はないものとする。

２．都道府県教育委員会においては，上記１により市町村教育委員会から提出された報告及び都道府県教育委員会が実施した発掘調査に係る報告に係る書類を，３か月ごとにまとめ，別添

様式の総括表を付して，当庁あてに送付すること。
※様式は省略

(30)　公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について

平成九年八月七日　庁保記第一八三号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

埋蔵文化財の保護を図りつつ，開発事業を円滑に進めるためには，開発関係部局と文化財保護担当部局との連絡調整を緊密に行うことが必要であります。このため，これまで，昭和五十六年七月二十四日付け庁保記第一七号，昭和六十年十二月二十日付け庁保記第一〇二号，平成五年十一月十九日付け庁保記第七五号及び平成八年十月一日付け庁保記第七五号で通知してきたところであり，これらの通知を踏まえ，貴教育委員会及び貴管下各市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会並びに関係機関の御努力により，逐次必要な措置が講じられているところであります。

しかしながら，この点については，「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」（平成九年四月四日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定）及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」（平成九年四月二十二日付け文施指第一四四号文部事務次官通知）において，公共工事に係る埋蔵文化財の取扱い等に関し，公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整システムの整備を行うよう求められているところであり，公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整について，なお一層の改善を図る必要があると考えられます。

ついては，貴教育委員会におかれては，下記の事項に御留意の上，公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を早急に整備されるようお願いします。

おって，上記の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」においては，その実施状況のフォローアップを行い，公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議に報告することとなっていますので御承知おき願います。

なお，本通知については，公共工事担当省庁と協議済みのものであり，文化庁では，併せて，各都道府県知事宛に，各都道府県の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼するとともに，公共工事担当省庁に対して，関係地方支分部局等の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼していることを申し添えます。

記

１　国，都道府県等の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

公共工事に係る埋蔵文化財の適切な取扱いのためには，公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整を一層緊密にする必要がある。

このため，各都道府県教育委員会は，別図を参考にして，国，公団，都道府県，都道府県の公社が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し，教育委員会とこれらの公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け，以下のような措置を講ずること。

(一)　事業計画等の情報交換

教育委員会は，公共工事担当部局に対し，埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに，公共工事担当部局の今後の事業計画について情報収集を行い，当面の予定のみならず，計画の初期段階にあるものも含め，できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。

(二)　埋蔵文化財の取扱い等に関する協議

教育委員会は，把握した事業予定地のうち，必要なものについては，できる限り速やかに現地踏査，試掘調査，確認調査により埋蔵文化財包蔵地の有無及びその内容を確認し，その結果を公共工事担当部局に示すこと。

事業予定地に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認された場合は，当該埋蔵文化財の保存の要否，発掘調査を要する場合の発掘調査範囲，期間や経費の見積もり等を含め，その取扱いについて協議を行うこと。

(三)　次年度調査体制等に関する調整

公共工事担当部局の事業実施計画を踏まえ，発掘調査を実施する日程・体制について調整を行うこと。

２　市町村の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

各都道府県教育委員会は，市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し，１に準じて，各市町村教育委員会が当該市町村の公共工事担当部局との連絡調整体制を整備し，その取扱いを適切に行うよう指導すること。

３　その他

(一) 連絡調整のスケジュールについては，各都道府県の実状に応じて適宜定めるが，次年度の埋蔵文化財調査の円滑な実施に支障を生じないよう配慮すること。

(二) 連絡調整の場においては，発掘調査に伴い出土した文化財の展示等，発掘調査の成果を活用することについても，積極的に検討を行うこと。

(31)　出土品の取扱いについて

平成九年八月十三日庁保記第一八二号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

発掘調査等による出土品に関しては，文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第六十三条※第一項の規定により国庫に帰属した出土品について，「出土文化財取扱要領」（昭和五十五年二月二十一日付け文化庁長官裁定）により，出土品のうち国で保有するものの選択基準，法第六十四条第一項又は第三項の規定に基づく出土品の譲与と譲与後の取扱い，国で保有しているものの貸付け等について定

め，これに即して「出土文化財の取扱について」の通知（昭和五十五年二月二十一日付け庁保記第一二号。文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知）により，国が保有した出土品及び譲与された出土品の取扱いについて指導を行ってきたところであります。

しかしながら，近年，出土品は，開発事業等に伴う発掘調査事業量の増大に比例して増加し続けており，既に収蔵されているものも含めて，その取扱いは文化財保護行政上の大きな課題とされております。

このため，当庁では，出土品の取扱いの在り方について，「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において検討を行ってきたところでありますが，平成九年二月の同委員会報告「出土品の取扱いについて」（以下「報告書」という。）を踏まえ，出土品全体の取扱いに関し，別紙のとおり「出土品の取扱いに関する指針」(平成九年八月十三日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）を定めました。

ついては，出土品の取扱いに関しては，今後，この「指針」に従い，下記により行うこととしますので，貴教育委員会におかれては，出土品の適切な保存・活用に必要な措置を講ずるとともに，貴管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会その他の関係機関に対し，このことを御伝達の上，出土品の具体的な取扱いに関する指導・調整等につき遺漏のないよう御配慮ください。

なお，この通知により昭和五十五年二月二十一日付け庁保記第十二号の通知は廃止することとしますので，御承知おきください。

記

１出土品の取扱いに関する基本的な考え方（「指針」１関係）

出土品の文化財としての取扱いについては，次に掲ける基本的な考え方により，具体的な措置を執ることとされたい。

（ア）出土品については，一定の基準に基づき，将来にわたり文化財として保存を要し，活用の可能性のあるものと，それ以外のものとに区分し，その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと。

（イ）上記（ア）の区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については，その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて，適切な方法で保管・管理を行うこと。

（ウ）出土品の活用については，専用施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず，広範な方途により積極的に行うこと。

（エ）法第 63 条第 1 項の規定により国庫に帰属した出土品は，法第 64 条の規定により，その保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し，それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。

（オ）国で保有した出土品については，その活用のために必要があるときは，地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

各都道府県教育委員会においては，この基本的な考え方に従い，以下の各項目について，各地域の歴史的特性等に応じた具体的な基準を定めること等により，出土品の適切な保存・活用を進めることができるよう措置されたい。

※平成 16 年の法改正により第 63 条は第 104 条に改正された。以下引用される条文で第 57 条は第 92 条に，第 59 条は第 100 条に，第 64 条は第 106 条に改正された。また第 98 条の 3 については平成 11 年の法改正により削除された。

２　保存･活用の必要性･可能性のある出土品等の区分（「指針」２関係）

(1) 区分に関する基準

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分については，一定の基準に即して行う必要がある。したがって，各都道府県教育委員会においては，次に示す諸要素を総合的に勘案し，かつ，各地域の歴史的特性や関連の学問分野等に係る要素を加えて，区分に関する具体的な基準を定めることとされたい。

①種類：出土品の種類・性格による分類の要素
②時代：出土品が製作され，又は埋蔵された時代の要素
③地域：出土品が出土した場所，地方又は歴史的・文化的区域の要素
④遺跡の種類・性格：出土した遺跡の種類・性格の要素
⑤遺跡の重要度：出土した遺跡の重要度の要素
⑥出土状況：出土の状況，特に遺構との関係に関する要素
⑦規格性の有無：出土品が型作り等による規格品・大量生産品であるか否かの要素
⑧出土量：同種・同型・同質の出土品の出土量の要素
⑨残存度・遺存状況：出土品の残存・保存の程度の要素
⑩文化財としての重要性：出土品自体が有している文化財としての性格・重要度の内容・高低の要素
⑪移動・保管の可能性：出土品の大きさ・形状・重さ，それによる移動・保管の可能性の要素
⑫活用の可能性：出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度に関する要素

この基準の策定に際しては，前記「報告書」の第２章，２，(２)中の「選択についての標準・方針の要素・視点となる事項」を参照されたい。

なお，この基準については，策定後もその妥当性・有効性について随時検討し，学術的な進歩，社会的認識の変化等に従って，最適なものとなるよう改善していくことが望ましい。

(2) 区分の対象等

出土品の区分は，現在収蔵・保管が行われているもの及び今後発掘調査等により出土するものを対象とし，発掘調査の段階，出土品の整理作業の段階，それ以降の段階等において随時行うことが望ましい。

３　出土品の保管・管理等（「指針」３関係）

(1) 保管・管理に関する基本的な考え方及び方法

（ア）基本的な考え方

将来にわたり適切に出土品の保存・活用を図り，かつ，保管スペースを効率的に利用していくためには，出土品について，その種類･形状･形態，材質･遺存状況，文化財としての重要性，発掘調査報告書・記録等への登載の有無，整理済み・未整理の別，活用の状況･可能性等の諸要素を総合的に勘案して区分し，その区分に応じて保管・管理の態様をいくつかの種類・段階に分け，適切かつ合理的に保管・管理を行うことが必要である。

このような出土品の区分とそれに対応した保管・管理の在り方としては，次のようなものが考えられる。

①文化財としての価値が高く，展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し，一般の収蔵庫等とは別の展示・収蔵施設において保管・管理を行うことが考えられる。また，材質・遺存状況において脆弱なもの，特別の保存措置を要するものについては，適切な収納・保管設備，空気調節などの環境調整のための設備の整った施設において保管・管理を行う。

②文化財としての価値，活用の頻度等において①の区分に次ぐもの

保存及び検索・取出しの便と保管スペースの節約を考慮しつつ，収蔵箱に入れ収蔵棚に整理する等，適切な方法で保管・管理を行う。発掘調査報告書に記載されたものとそれ以外のもの，完形品とそれ以外のもの，展示・公開や研究資料としての活用の可能性の大小等の観点で，更に数区分に分けることも考えられる。

③文化財としての価値，活用の可能性・頻度が比較的低いもの

必要があれば取出しが可能な状態で，保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納する。

この場合，出土品の保管・管理は，必ずしも同一遺跡から出土した出土品を同一の地方公共団体等で一か所に一括して保管するという考え方にとらわれる必要はなく，適切かつ合理的な保管・管理の観点から柔軟に対応することが望ましい。

各都道府県教育委員会においては，上記の基本的な考え方に即し，出土品の適切かつ合理的な取扱いについて，管下の教育委員会等に対する指導等を含め，配慮されたい。

（イ）適切な保管・管理のための記録の整備・管理

出土品の保管・管理を行う地方公共団体等においては，出土品の適切な管理や活用のため，その名称･内容･数量･発見時期･出土遺跡名，発掘調査報告書への記載状況，保管の主体・場所等に関する記録を作成し，管理する必要がある。

各都道府県教育委員会においては，この趣旨に沿って，出土品の適切な保管・管理について管下の市町村教育委員会その他出土品の保管・管理を行う機関等に対する指導等を含め，配慮するとともに，管下における出土品の保管・管理状況について的確に把握しておくこととされたい。

なお，地方公共団体等へ譲与された出土文化財については，従来，その滅失，き損，所有者又は所在場所の変更について，都道府県教育委員会を経由して文化庁へ報告することとされていたが，この制度は廃止することとした。

(2) 保管・管理のための施設・体制の整備等

出土品について適切かつ合理的な保管・管理を行っていくためには，地方公共団体等における必要な施設の充実と専門的知識を有する職員による体制の整備を進める必要がある。

出土品の保管・管理施設としては，従来，各地方公共団体において，埋蔵文化財収蔵庫，歴史民俗資料館，埋蔵文化財調査センター，出土文化財管理センター等が設置されてきているが，当庁では，現在，出土品の保管・管理と展示等の活用のための「埋蔵文化財センター」の建設に対し国庫補助を行っているので，これを活用する等により，今後ともその充実を図ることとされたい。

(3) 出土品の廃棄その他の措置と配慮事項

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性がないとされた出土品については，発掘調査現場から持ち帰らず，あるいは埋納，投棄などにより廃棄することができることとなるが，これらの措置は，発掘調査の段階，出土品の整理作業の段階，それ以降の段階等において，発掘調査主体，法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による譲与を受けた地方公共団体等が行うこととなる。

これらの措置を執ることについては，後記 4 による広範な活用の方途を検討した上で，なおかつその可能性のない場合に限る等，慎重な配慮が必要であり，特に地方公共団体以外の者による廃棄等は，関係地方公共団体の教育委員会による指導の下に行われる必要があるので，各都道府県教育委員会においてはこの旨留意の上，適切に措置されたい。

また，廃棄その他の措置を執る場合は，後日無用の誤解・混乱を生ずることのないよう，対象の出土品の種類・性格・数量等に応じて，何を，どこにおいて，どのような措置を執ったかの概要に関する記録・資料を作成し，保管しておくことが必要である。

各都道府県教育委員会においては，出土品の廃棄その他の措置を執った管下の市町村教育委員会等から上記の記録・資料の提出を受ける等により，管下における取扱いの状況を把握するとともに，出土品の適切な取扱いの確保のため，必要に応じて適宜指導することとされたい。

なお，地方公共団体等による出土品の廃棄は，発見者による当該出土品に係る遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 13 条で準用する同法第 1 条の規定による警察署長への差出し（都道府県，指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については，法第 98 条の 3 第 1 項で準用する同法第 59 条第 1 項の規定による通知）の時から，法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による地方公共団体等への譲与が行われるまでの間は，行うことができないので留意されたい。

４　出土品の活用（「指針」４関係）

(1) 活用に関する基本的な考え方

出土品については，埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも，国民が様々な機会に種々の方法でこれにふれることができるよう，従来行われている方法による活用を拡充するとともに，出土品の種類・性格に応じた新たな方法を開発し，積極的にその広範な活用を図る必要がある。

このような出土品の活用方法の改善・充実については，出土品の保管・管理を行う地方公共団体等が，次に示す例を参考として，それぞれ有効かつ適切な方途を検討し，実施することが望まれる。

したがって，各都道府県教育委員会においては，出土品の積極的な活用について，出土品の保管・管理を行う管下の市町村教育委員会等に対する指導を含め，配慮されたい。

（ア）博物館等の展示専用施設における活用の改善・充実

博物館や歴史民俗資料館等の展示専用施設における展示については，発掘調査組織と博物館等との連絡･協力関係を強化し，発掘調査の成果を地域に広く公開するため最新の調査成果を反映した常設展示の更新や速報的な展示の企画等を積極的に進めること。

また，展示の方法としても，出土品の種類によっては，見るだけではなく直接触れることができるようにする等の工夫も必要である。

※平成 18 年 6 月 15 日付け法律第 73 号の遺失物法の改正により，第 13 条で準用する同法第 1 条は第 4 条第 1 項に改正された。

（イ）学校教育における活用の充実

出土品は，子ども達が直接，見て，触れながら，地域の歴史や文化を学ぶことができる貴重な資料であるため，これを学校教育における「生きた教材」として，一層積極的に活用すること。

この場合，地方公共団体においては，出土品の提供や資料の作成・提供，埋蔵文化財担当専門職員による説明等の協力を行うことも必要である。

（ウ）地域の住民に対する活用の工夫

市町村役場や公民館等の住民に身近な公共施設における出土品の展示や地域の行事への出品，発掘調査の現地説明会における活用等，地域の住民が直接出土品にふれることができる機会を設けること。

（エ）民間施設を利用した活用

公的な展示専用施設に限らず，例えば発掘調査の原因となった開発事業により建設された施設での展示等，展示専用施設でない民間の施設を有効に利用した活用も積極的に進めること。

（オ）他の地方公共団体等との連携

出土した地域や地方公共団体内に限らず，相互交換・貸借により，国内の他の地域における展示・公開あるいは研究資料としての活用を図ること。

なお，我が国の多様な文化と歴史に対する理解を深める上から，外国における展示・公開等も有益であると考えられる。

（カ）学術的な活用の推進

出土品は，文化財としての活用のほか歴史学・考古学等の研究資料としての活用の可能性を有するものであり，その研究資料としての活用は，学術の進歩・発展にとっても有効なものであるので，大学，研究機関等における研究活動等における出土品の活用を今後一層拡充すること。

そのためには，各地方公共団体において，大学・研究機関・関係学界との間で，出土品に関する情報提供等のための恒常的な連携・連絡の方途を確保し，出土品を研究資料として提供する等の仕組みを構築することが望ましい。

なお，活用に伴って出土品の交換，譲与，貸出し等を行う場合は，出土品の保管・管理を行う地方公共団体等において，その種類，数量等必要な事項を記録し，適正な取扱いを確保するよう配慮されたい。

(2) 展示・公開のための施設・体制の整備等

出土品の展示・公開等その積極的な活用の推進のため，地方公共団体，特に市町村においては，必要な施設の設置や既存の施設の充実・改善及び専門職員の配置等による体制の整備を図る必要がある。

また，埋蔵文化財の発掘調査，出土品の収蔵・保管等の拠点となる施設の設置・整備に際しては，発掘調査の成果を住民に還元できるよう，出土品の展示等の活用のための機能にも十分配慮することが必要である。

前記３，(2) の「埋蔵文化財センター」は，このような施設としても有効なものであるので，これを活用されたい。

また，出土品の広範な活用のため，その保管・管理や活用状況について，広報誌・コンピュータ利用の情報ネットワークなどを活用して情報発信を図ることについても配慮されたい。

５　出土品の整理の促進

上記のような出土品の区分，適切かつ合理的な保管・管理その他の取扱いを適正に行うためには，出土品の整理を行い，その内容等が的確に把握されていることが必要である。

各都道府県教育委員会においては，発掘調査が出土品の整理を経て報告書の作成をもって完了するものであることを十分認識し，現在未整理のまま収蔵されているものを含めて出土品の整理を促進すること，及び出土品の整理作業のための体制や施設の整備・充実を図ることについて，管下の市町村教育委員会その他の発掘調査を行う機関に対する指導を含め，配慮されたい。

６　出土品の国保有（「指針」５関係）

従来から，保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある出土品は，国で保有することとしてきたところである。

出土品の国保有については，これまで出土地の関係地方公共

団体の協力を得て進めてきたところであるが，今後とも，全国的視野に立って協力するとともに，管下の市町村教育委員会の協力方につき配慮されたい。

なお，国で保有する出土品の選択基準は，従来どおりである。

７　出土品の地方公共団体等への譲与（「指針」６，７関係）

(1) 地方公共団体への譲与の促進

従前から，国庫に帰属した出土品のうち国で保有することとしたもの以外のものについては，その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土品に係る法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合，原則として，法第 64 条第 3 項の規定により，出土地を管轄する地方公共団体に譲与することとしている。

出土品の保存・活用は，各地方公共団体が，その管轄する区域内において発見された出土品の譲与を受け，その責任において行うことが最も適切であるので，各都道府県教育委員会においては，この趣旨に沿い，法第 64 条第 3 項の規定による譲与の申請手続きを進めるよう，管下の市町村教育委員会に対する指導を含め，配慮されたい。

地方公共団体への譲与について，当該出土品の発見者等が法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合に限ったのは，発見者等との間の無用の混乱を避けるためである。したがって，地方公共団体が出土品の譲与を受けようとする場合は，あらかじめ当該出土品の発見者等と連絡をとり，その了承を得ておくことが必要である。

また，工事等に伴う発掘調査その他の場合で，発見者等が企業，個人，法人格を有しない遺跡調査会等出土品の保存・活用を行うに適さないと考えられる者である場合には調査に関する法第 57 条第 1 項の規定による届出又は工事の事業者との間の発掘調査に係る委託契約等の段階で，出土品について，発見者等としての権利を放棄する旨を確認する等，前記の取扱いを円滑にする措置について配慮することが望ましい。

(2) 発見者等への譲与

上記 (1) による国保有又は法第 64 条第 3 項の規定による地方公共団体への譲与を行うことができない場合については，法第 64 条第 1 項の規定により発見者等に譲与することとなる。

なお，地方公共団体以外の組織が行った発掘調査による出土品について，当該組織が自ら譲与を受けることを希望する場合は，当該組織が法人格を有する場合に限り，出土地を管轄する地方公共団体が譲与を受けた上で，適切な保存・活用が確保されることを確認の上当該組織に貸与又は再譲与を行う等の措置を執ることとし，その後の保管・管理等についても当該地方公共団体の教育委員会が指導等を行うことが適切であると考えられるので，この趣旨に沿って指導されたい。

(3) 譲与の手続

法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による出土品の譲与は，別紙様式 1 の「出土品譲与申請書」の提出に基づき行うこととしているので，譲与を希望する者に対し，手続きについての指導等に配慮されたい。

８　国が保有している出土品の貸付け（「指針」８関係）

国が保有している出土品については，従来から，その出土地等の適切な施設において保管･展示等を行うため，貸付けを行ってきたところであるが，今後も，地方公共団体，博物館，歴史民俗博物館，大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から借り受けたい旨の申し出があった場合は，次の事項を確認した上，物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）の定めるところにより，当該出土品を貸し付けることとしている。

①借受けの目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること

②当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること

③貸付けの期間中，当該出土品が適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

貸付けは，別紙様式２の「物品（国保有出土品）借受け申請書」の提出に基づき行うこととしているので，各都道府県教育委員会においては，借受けを希望する者等に対し，その手続き及び当該出土品の貸付け期間中の取扱い等についての指導に配慮されたい。

（別紙）出土品の取扱いに関する指針

平成九年八月一三日

文化庁長官裁定

（出土品の取扱いの基本方針）

１　出土品の取扱いについては，次の基本方針に従い，適切に措置するものとする。

（ア）出土品については，一定の基準に基づき，将来にわたり文化財として保存を要し，活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し，その区分に応じて取り扱うこと。

（イ）保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については，その文化財としての重要性，活用の状況等に応じて，適切な方法で保管・管理を行うこと。

（ウ）出土品の活用については，広範な方途により積極的に行うこと。

（エ）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 63 条第 1 項の規定により国庫に帰属した出土品は，法第 64 条の規定により，出土品の保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し，それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。

（オ）国で保有した出土品については，その活用のために必要

があるときは，地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

（保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分）
２　将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分は，その種類，性格その他の要素を勘案して各都道府県教育委員会が定める基準に基づき，行うものとする。

（出土品の保管・管理等）
３　出土品のうち前項の規定により将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては，その種類，性格，活用の状況等を総合的に勘案して，文化財としての価値が高く活用の機会が多いもの，文化財としての価値・活用の可能性が比較的低いもの等に区分し，それぞれの区分に応じた適切な方法により，適切な施設において保管し，管理するものとする。保存・活用の必要性・可能性がないとされた出土品については，廃棄その他の措置を執ることができるものとする。

（出土品の活用）
４　出土品の活用については，博物館における展示・公開等のほか，学校教育における教材としての利用，住民に身近な施設における展示，研究活動における学術的な資料としての利用等広範な方途により積極的に行うものとする。

（国で保有する出土品の選択基準）
５　国庫に帰属した出土品のうち，次のいずれかに該当し，製作技術に優れ，類例に乏しく代表的であり，学術上又は芸術上極めて価値の高いものは，国が保有するものとする。
（ア）石器，骨角器等旧石器時代に属するもの
（イ）土器，土製品，石器，骨角器等縄文時代に属するもの
（ウ）土器，青銅器，鉄器，石器，木製品等弥生時代に属するもの
（エ）鏡，武器，武具，馬具，装身具，埴輪，石製品，土器等古墳時代に属するもの
（オ）瓦，貨幣，印章，仏像，経筒，骨壺，墓誌，陶磁器，木簡等歴史時代に属するもの

（譲与）
６　出土品のうち前項に該当し国が保有したもの以外のもので，その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給又は法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは，法第 64 条第 3 項の規定により，その出土地を管轄する地方公共団体に対し，その申請に基づき，譲与するものとする。
７　出土品のうち前 2 項に規定する取扱いにより国が保有し，又は地方公共団体に譲与したもの以外のものは，法第 64 条第 1 項の規定により発見者等に譲与するものとする。

（国が保有した出土品の貸付け）
８　国が保有した出土品について，地方公共団体，博物館，歴史民俗資料館，大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から貸付けを受けたい旨の申出があった場合は，次の事項を確認した上，物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）の定めるところにより，当該出土品を貸し付けることができるものとする。
（ア）貸付けを受ける目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること。
（イ）当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること。
（ウ）貸付けの期間中，当該出土品が，適切な知識・技能を有する者により取り扱われること。

（附則）
９　出土文化財取扱要領（昭和 55 年 2 月 21 日文化庁長官裁定）は，廃止する。
※平成 16 年度の法改正により第 63 条は第 104 条に，第 64 条は第 106 条に改正

(32)　埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて

平成十年六月
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会（以下「委員会」という。）は，平成 6 年 10 月に，近年の開発事業の増大に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関する諸課題に適切に対応するため，埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実について調査研究を行うことを目的として設置された。調査研究を進めるに当たっては，各地方公共団体等における実態を踏まえより審議を深めるため，都道府県・市町付教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を設置した。

委員会では，概ね（1）埋蔵文化財保護体制の整備，（2）埋蔵文化財包蔵地の周知化と開発事業との調整，（3）発掘調査の方法･期間･費用，（4）出土遺物の取扱いと保管方法，（5）その他，の検討課題について調査研究を進めることとし，平成 6 年度・7 年度に埋蔵文化財保護体制の整備について，平成 7 年度・8 年度に出土遺物の取扱いと保管方法についてそれぞれ検討を行い，その結果を「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」及び「出土品の取扱いについて」として報告したところである。

近年の周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の届出・通知の件数とそれに伴う発掘調査件数は依然として増加傾向を示しており，開発事業との関わりにおける調整や発掘調査が埋蔵

文化財行政において重要な部分を占めている。このような開発事業との関わりにおける埋蔵文化財行政の適切な推進に際しては，対象となる埋蔵文化財の把握とその取扱いについての客観的，標準的な考え方を検討する必要がある。

このことから，このたびの検討課題は，「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱い」とし，委員会・協力者会議とも七回開催して検討を重ねてきた。

今回の調査研究では，この課題について，各地方公共団体における状況を把握した上で課題を整理し，埋蔵文化財保護の理念や方途の検討を踏まえた改善方策を提示し，さらにより強固な保護システムの構築をめざすことを提言するものである。

本委員会としては，今後文化庁において，本報告を踏まえ所要の施策の実施又は検討を進められるように期待するものである。

序章

埋蔵文化財はわが国あるいは全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的遺産であり，将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。

埋蔵文化財保護行政の推進については，国民の理解と協力を得ることが不可欠であり，このため特に開発事業との円滑な調整を図りつつ埋蔵文化財を適切に保護する上では，行政の各段階における判断や措置は，可能な限り客観的・合理的な標準に基づいて行われる必要がある。

開発事業に伴う埋蔵文化財保護のための措置は，通常，開発事業を早期に把握し，事業計画との調整により，重要な遺跡は史跡指定を図る等により現状で保存し，現状保存か不可能なものについては発掘調査を行ってその内容を記録にとどめることとされている。埋蔵文化財については，地下に埋もれているためその所在や範囲，性格等を把握しにくく，保護の対象を特定しにくいという特性があり，埋蔵文化財の開発事業との調整を円滑に進められない要因ともなっている。

このような性格の埋蔵文化財について，国民の理解を得ながら保護の行政を進めていくためには，その行政の対象である埋蔵文化財を可能な限り的確に把握するとともに，一定の基準となる考え方に即して各種の措置を講ずる必要がある。このような視点から，一連の埋蔵文化財保護の行政の流れの中で特に客観性・合理性を必要とする事項として，今回，次の事項を取り上げそのあり方について検討することとした。

１　埋蔵文化財の把握と周知（第１章関係）

文化財保護法が国民に保護を求める埋蔵文化財はどのような時代･種類の遺跡であり，それをどのような方法により把握し，国民に周知するかの課題である。

２　試掘・確認調査の意義と方法（第２章関係）

埋蔵文化財の保護と開発事業との調整において不可欠である埋蔵文化財の所在・範囲・性格等の内容を的確に把握するための試掘・確認調査をどのようにして行うかの課題である。

３　本発掘調査を要する埋蔵文化財の範囲及び工事等の内容（第３章・第４章関係）

開発事業との調整において，現状保存が不可能な場合に行われる埋蔵文化財の記録を保存するための発掘調査について，その必要性の有無を判断する際の次の二つの要素についての課題である。第一の要素は，その開発事業地が記録保存のための本発掘調査を要する遺跡の所在する区域かどうかの要素であり，第二の要素は，その開発事業の工事内容が遺跡にどのような影響を与えるかの要素である。

これらの課題はいずれも埋蔵文化財保護行政における基本的事項であるが，従来必ずしも十分に検討されその標準となる考え方が明らかにされてはこなかった面もあり，今後，この検討を踏まえた行政の推進が期待される。特に，都道府県については，地方分権推進の観点から，今後，埋蔵文化財保護行政の中心になることが期待されているところであり，この報告を踏まえ，基準の作成や埋蔵文化財保護体制の整備に努めることが望まれる。

第１章　埋蔵文化財包蔵地の把握と周知

文化財保護法による埋蔵文化財の保護においては，あらかじめ埋蔵文化財の存在を把握し，これを法律上の保護対象である「周知の埋蔵文化財包蔵地」として明らかにすることにより，その区域における開発事業等について事前の届出又は通知を求めることが基本である。法律に基づき国民に等しく保護を求める対象としての埋蔵文化財の範囲を，どのような考え方に立って，いかなる時代・種類の遺跡をどのような手順・手続によって周知の埋蔵文化財包蔵地として資料に登載して周知を徹底するかは，埋蔵文化財保護行政を進める上で，基本的かつ重要な課題である。

文化庁では，昭和 35 ～ 37 年にかけて全国的な埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施し，これに基づいて「全国遺跡地図」を作成し，以後改訂を行った。また地方公共団体の分布調査や遺跡地図の刊行について，昭和 45 年から国庫補助事業を創設して支援してきた。さらに，都道府県を通じて，各地方公共団体に対して，埋蔵文化財包蔵地の範囲や性格の的確な把握と遺跡地図あるいは遺跡台帳への明示を指導してきた（昭和 60 年 12 月 20 日付け「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の通知，平成 5 年 11 月 19 日付け同名通知）。

１　現状と課題

（１）埋蔵文化財の範囲の拡大と地方公共団体における取扱い

現在，埋蔵文化財包蔵地は，原則として市町村において把握し，遺跡地図等に明示することとされており（昭和 60 年 12 月 20 日付け文化庁次長から各都道府県教育委員会あて通知），市町村がこれに対応できないときは都道府県がこれを行っている。

埋蔵文化財として保護の対象とする範囲をどこまでとするかを決めるための最も一般的な要素としては，遺跡の時代や種類が挙げられる。地方公共団体の状況を調査した結果によると，遺跡の種別を問わず時代の要素だけで埋蔵文化財として取り

扱う範囲を決めているところは全体の 54％である。その内訳は，古代までの遺跡を埋蔵文化財としているところが１％，中世までが 16％，近世までが 74％，近代までが９％となっている。ただし，近世以降について埋蔵文化財としているところであっても，対象としているのは特定の種類の遺跡に限っており，必ずしも近世以降の遺跡のすべてを対象としているものではない。また，近代の遺跡を実際に取り扱った事例も，より古い時代の遺跡調査に伴って行ったものか多いが，全体で 23％にのぼっている。このように遺跡の時代は，各地方公共団体が埋蔵文化財の対象とする範囲を定める上で大きな要素となっている。また，かつては古代までのものが主要な対象であったが，今日では，中世はもちろん近世のものについても埋蔵文化財の対象として扱う傾向にある。

遺跡の種類の要素については，それまで対象として認識されていなかったもの（たとえば水田跡や縄文時代の落し穴等）が遺跡としての性格付けがなされ，発掘調査による検出法か確立されること等により，同種の検出例が増加して研究が進展し，埋蔵文化財として定着していくというような経過をたどることが多い。

このように埋蔵文化財の対象とする範囲が大勢として拡大する傾向にある中で，各地方公共団体が実際に対象としている範囲には同じような時代・種類の遺跡についても差異が生じてきている。地方公共団体の状況を調査した結果によれば，たとえば一般集落遺跡の場合，中世のものはすべて対象としている地方公共団体が 65％であるのに対し対象としていないところが 11％であり，近世のものはすべて対象としている地方公共団体が 23％であるのに対し対象としないところが 43％である。また田畑の遺跡の場合，中世のものはすべて対象としている地方公共団体が 20％であるのに対して対象としないところが 51％であり，近世のものはすべて対象としているところが７％，対象としないところが 71％である。

上記のように，どのようなものを埋蔵文化財とするかについての考え方には各地方公共団体間に少なからぬ差異が生まれており，これらの差異が今後さらに拡大することが予想される。このような地方公共団体間の差異が地域的な特質に基づく違いの範囲を超える場合は是正する必要があろう。

（２）埋蔵文化財包蔵地の把握，周知の埋蔵文化財包蔵地の決定及び資料化

埋蔵文化財包蔵地は，各地方公共団体が独自の分布調査や試掘・確認調査を実施して，詳細に埋蔵文化財の有無，包蔵地としての範囲を把握するのが原則であるが，地方公共団体の状況を調査した結果によると，独自の分布調査によって埋蔵文化財の所在・範囲を把握したところは都道府県が全体の 74％，市町村が 40％である。

また，各地方公共団体において及び都道府県と市町村の間において，把握された埋蔵文化財包蔵地について，これを周知の埋蔵文化財包蔵地とするための手続を定めているところはわずかである。

周知の埋蔵文化財包蔵地とされた場所については，これを「遺跡地図」や「遺跡台帳」等の基礎資料に登載し，開発事業者等に対して提示できるようにしておくことが必要であるが，このような資料を備えている地方公共団体は全体の 96％に及ぶ。しかし，資料の質をみると都道府県作成のものを内容的に引き写しているだけの市町村（44％），埋蔵文化財包蔵地の位置のみが点で示され範囲が表示されていないところ（６％）等さまざまであり，地方公共団体の中には周知の埋蔵文化財包蔵地の区域のうち，遺跡の重要性等により開発事業との調整の際に取扱いの差異を設ける範囲を区分して表示しているところ（６％），周知の埋蔵文化財包蔵地ではないがこれに準ずる区域を表示した内部資料をもっているところ（36％）もある。

以上のことから，埋蔵文化財包蔵地を把握し，法律により対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を決め，これを資料化することについては，一定のルールを定め，各地域，地方公共団体間の取扱いの差異を少なくすることが必要と考えられる。

（３）周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲に関する情報の集約と精度

法律上の保護の対象となる「周知の埋蔵文化財包蔵地」は，試掘・確認調査その他の発掘調査等の成果に基づいて，高い精度で把握・決定されることが必要である。しかし，開発事業に伴って必要とされる場合や重要遺跡に係る場合を除くと，埋蔵文化財包蔵他の所在や範囲を広く一般的に把握することを目的とした発掘調査はほとんと実施されていない。地方公共団体における状況を調査した結果によれば，試掘・確認調査を管下について網羅的に実施している地方公共団体は１％，可能な地域についてのみ実施しているところは 14％，重要遺跡について実施しているところは 18％，実施していないところが 66％である。

また，周知の埋蔵文化財包蔵地の所在や範囲は，新たな発見や確認調査の所見に基づいて常に更新していく必要があるが，地方公共団体によっては，そのような更新の手続をとっていないところ，「遺跡地図」等の資料の改訂・更新を十分に行っていないところ，そのための必要な仕組みを特に定めていないところがある。

以上のことから，各地方公共団体における周知の埋蔵文化財包蔵地の的確な把握，資料の更新等について国は一定の指針を示すことか必要であると考えられる。

２　改善方策

（１）埋蔵文化財包蔵地の把握と周知についての基本的な考え方

埋蔵文化財包蔵地の所在と範囲を的確に把握し，これに基づき法律による保獲の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め，これを「遺跡地図」等として資料化し国民への周知の徹底を図ることは，埋蔵文化財の保護上必要な基本的重要事項である。法律の対象として等しく国民に保護を求めるものであるから，周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は，可能な限り正確に，か

つ，各地方公共団体間で著しい差異のないものとして把握され，適切な方法で定められ，客観的な資料として表示されていなければならない。このような行政上の措置が十分に執られていることによって，はじめて国民に埋蔵文化財保護への正しい対応を求めることがてき，開発事業の事業者に対しても計画段階から埋蔵文化財の保護に配慮することを期待するとともに事業計画との円滑な調整を図ることができる。

このような基本的な認識に立って，埋蔵文化財包蔵地の把握と周知は，各地域の歴史的な特性等に即しつつ，一方では地域間における著しい差異や不明確な状態を避けるという観点から，以下に示すような各項目についての，合理的な考え方に基づく一定の基準や仕組みによって行うことが必要である。

（２）埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては，次の１）に示す原則に即しつつ，かつ２）に示す要素を統合的に勘案するとともに地域における遺跡の時代・種類・所在状況やより細かな地域的特性等を十分に考慮して，各都道府県教育委員会において一定の基準を定める必要がある。

１）埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

何を埋蔵文化財とするかについての全国に共通する原則としては，当面，次のとおりとするのが適切と考えられる。

１　おおむね中世までに属する遺跡は，原則として対象とすること。

２　近世に属する遺跡については，地域において必要なものを対象とすることができること。

３　近現代の遺跡については，地域において特に重要なものを対象とすることができること。

２）埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素となる事項

ア）主たる要素

○遺跡の時代　遺跡の属する時代の要素である。同じ種類の遺跡であってもその属する時代により歴史的意義は異なるものである。したがって，遺跡の属する時代は埋蔵文化財の範囲に関する基準の基礎的な要素であると考えられる。

○遺跡の種類　集落遺跡・生産遺跡・祭祀遺跡・埋葬遺跡等，遺跡の種類の要素である。遺跡の種類はその属する時代との組み合わせが埋蔵文化財の範囲に関する基準の基本となるものと考えられる。

イ）副次的要素

○遺跡の所在する地域　遺跡の所在する地域の歴史的な特性の要素である。その地域の歴史を特色づける遺跡であるかどうかは，埋蔵文化財の範囲を定める際に補完的に考慮することを要する要素であると考えられる。

○他の資料との補完関係　文献や絵図・民俗資料等，その遺跡に関する他の資料の有無・質・量の要素である。その遺跡に関わる他の資料の質・量は埋蔵文化財の範囲を定める際に補完的に考慮することを要する要素と考えられる。

○その他　遺跡の時代や種類によっては，遺跡の遺存状況やその歴史的意味，遺跡から得られる情報量の要素を加えて基準化することも考えられる。なお，埋蔵文化財とする範囲は，今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積，遺跡の評価の変化によって消長する性格のものであるので，上記の方法，原則及び基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

（３）埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は，既往の開発事業に伴って行われた分布調査，試掘・確認調査やその他の発掘調査の成果に加えて，埋蔵文化財の所在状況を把握することを目的として，地方公共団体の全区域を対象として行う調査に基づくのが原則である。このような調査のうち最も一般的なものは分布調査であるが，その実施に際しては可能な限り試掘調査を組み合わせて，遺跡の所在や範囲について確かな判断ができるよう努める必要がある。また，遺物の散布状況や地形の観察，地質・地形の形成過程を踏まえ，各時代の生活・生業に適した立地の想定，地形図・空中写真・地籍図・絵図等の資料等の総合的な活用も必要である。

悉皆的な分布調査等に基づき埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲が把握された後も，開発事業の多い地域における重点的な分布調査や，貝塚・古墳あるいは城跡といった特定の種類の遺跡を対象とする分布調査等を必要に応じて行い，それらの結果を統合することや範囲･内容を確かめる確認調査を計画的に実施し，個々の遺跡の範囲や内容を把握しておくことが，埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の精度を高める上で望ましいものと考えられる。

このような埋蔵文化財包蔵地の所在･範囲を把握する事業は，地域に密着して状況を把握しやすい市町村が行うのが適切である。現在そのような体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については，当面，都道府県が自ら計画的な分布調査等を実施し，又は市町村が行うそれらの調査に関する指導・助言や援助を行う必要がある。国はそれらの事業について都道府県を通じて指導･助言と財政的な援助を行うことが必要である。

地方公共団体にあっては，これらの事業を行うため，埋蔵文化財包蔵地の有無や広がりを専門的に判断することがてきるような体制を整備することか必要である。

（４）周知の埋蔵文化財包蔵地の決定

埋蔵文化財包蔵地として周知する必要のあるものは，上記（２）及び（３）の原則に従い，客観的な根拠をもって所在と範囲が確かめられるものでなければならない。このことからすると，周知の埋蔵文化財包蔵地は，市町村が分布調査等により把握した範囲に基づき，都道府県教育委員会が，関係市町村教育委員会との間で個別の遺跡の所在・範囲についての必要な協議・調整を行い，決定することとするのが適切である。

（５）周知の埋蔵文化財包蔵地の資料化

上記（４）により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については，都道府県及び市町村において「遺跡地図」，「遺跡台帳」等の資料に登載し，それぞれの地方公共団

体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知をより徹底する必要がある。この場合，埋蔵文化財包蔵地の区域は，類別として，実線で範囲として明確に示す必要がある。また，「遺跡地図」等の資料には，遺跡が完全に滅失したり，本来的に存在しないことか明らかな区域，史跡に準ずるような重要な遺跡の区域，周知の埋蔵文化財包蔵地であることは確認されていないが埋蔵文化財が所在する可能性のある区域等をあわせて表示しておくことも，開発事業者側，文化財保護行政側の双方にとって有効なものと考えられる。

（６）周知すべき埋戴文化財包蔵地の所在・範囲及びそれに関する資料の更新等

周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は，その決定後の新たな調査や開発事業の実施によって変動するものである。したがって，地方公共団体においては，常に最新の状況状態を把握するとともに，所在や区域の範囲を更新していく必要がある。また，当然，都道府県と市町村が共有している資料も，最新の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況を国民に提示できるよう適宜更新する必要かある。この場合，刊行物としての「遺跡地図」等は，広く配布する等の手段としては有効であるか，常時最新の情報を表示しておくためには限界があるため，随時表示内容を更新していくことに適した，加除訂正が可能な基本原図を用いる等，機能的な方法を工夫する必要がある。特に都市部等試掘・確認調査を含む調査件数がきわめて多く新しい知見が常時加わってくる状況のところは，必要に応じてコンピューターによる情報管理の導入も有効であり，将来的にはこれを全国的に拡大することも検討する必要があろう。

また，都道府県と市町村においては，周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲に関する資料について，基本的には同じ内容の資料を共有するとともに，各々の保有又は入手している埋蔵文化財包蔵地に関する最新情報を相互に提供し合い，国民が各都道府県下の埋蔵文化財包蔵地の情報を都道府県，市町村のいずれの担当部局においても入手できるようにしておく必要がある。各都道府県にあっては，このための有効な仕組みを構築し，随時より優れたものに改良していくことが必要であるし，将来的にはこれを全国規模に拡大することも考慮する必要がある。

第２章　試掘・確認調査の意義と方法

保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地の決定や開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整を行うため，あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲を過不足なく適正に決定し，調査に要する経費・期間を可能な限り正確に算定するためには，埋蔵文化財の有無・所在範囲・性格・内容等を的確に把握することが不可欠である。埋蔵文化財行政の全般にわたって必要な，埋蔵文化財の有無，範囲，性格等の把握のためには，試掘・確認調査の実施がきわめて重要な意義をもつ。しかし，現状では，このような試掘・確認調査の意義が十分認識されておらず，その方法も必ずしも十分に確立されていないと考えられる。

１　現状と課題

（１）試掘・確認調査の実施状況等

現状では，試掘・確認調査の大部分は，開発事業が計画された地域について，事業計画との調整上の必要から行われるものであり，平成７年度に行われた試掘・確認調査の総件数は11,877 件余りである。

開発事業に伴う試掘・確認調査は，埋蔵文化財の有無の確認や埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格等の概況を把握するために行われるものであり，具体的には，そのときの目的により，遺跡の有無，その属する時代・性格・範囲，遺構の密度，重要度，第一遺構面までの深さ，遺構面の数等の把握をめざして行われる。試掘・確認調査の方法は，この把握すべき目標に即してさまざまであるが，たとえば，埋蔵文化財の有無は坪掘り等のごく一部の発掘により確認できるが，埋蔵文化財の範囲・性格等の概況を知るにはより広範な発掘が必要であり，一般に，埋蔵文化財の有無の確認，範囲・性格等の把握を一連の調査で行う方式（以下「一段階方式」という。）と二つの工程に分け段階的に行う方式（以下「二段階方式」という。）が行われている。地方公共団体における状況を調査した結果によると，一段階方式を採用する地方公共団体は 79％，二段階方式を採用する地方公共団体は 17％である。

埋蔵文化財包蔵地の概況を把握するためにどの程度の面積を発掘しているかの実態を地方公共団体の現況でみると，対象となる埋蔵文化財包蔵地の面積に対する割合で３％以下の地方公共団体は一段階方式のところ 32％，二段階方式のところ 26％，４～６％の地方公共団体は一段階方式のところ 28％，二段階方式のところ 19％，７～ 12％の地方公共団体は一段階方式のところで 23％，二段階方式のところで 18％となっている。

試掘・確認調査の実態としては，開発事業件数そのものが膨大で，これを実施するための十分な体制が確保てきていないこと等により実施されていない場合，確認調査は行ったものの面積が少なかったため範囲や遺構の密度，重要度及び遺構面の数等の必要な事柄が把握されていなかった場合などがあり，また，その結果，記録保存することとして本発掘調査が進んだ後に保存を要する重要な遺跡が検出されたり，本発掘調査を要する範囲とそれに係る費用と期間の見積の誤りが判明し，開発事業との再調整が必要となった事例もある。

なお，このような目的で行われる試掘・確認調査を表す用語については，「試掘調査」，「確認調査」という二種の呼称が多いが，実態上はこの他にも地方公共団体によって多様な用語が使用されており，それぞれの用語の意味内容が異なることもあって，開発事業との調整の場等において混乱を招くおそれがある。

（２）試掘・確認調査の方法

試掘・確認調査の実施方法は，遺跡の種類やその立地・環境のあり方によって異なるが，現状では，遺跡の種類・立地・時

代等に対応した最も適切な試掘・確認調査の方法が必ずしも確立していない。そのため，遺跡が低湿地に立地し遺構面や遺物包含層が地下深くにある場合や，窯跡・製鉄炉跡等のように斜面地に立地する場合，ローム層中に遺物が包含される旧石器時代の場合等は，台地上に立地する通常の遺跡を対象とする場合と比べて，その有無や概況を把握することは困難な状況にある。

２　改善方策

（１）試掘・確認調査に関する基本的な考え方

法律の対象として国民に保護を求める埋蔵文化財の所在・範囲等を把握し，提示すること，開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整に際して，１現状保存を必要とする重要な遺跡の有無や範囲の確定，２本発掘調査を要するか否か及び要する際の範囲の特定，３本発掘調査に要する期間・経費等の見積等を行うことのためには，埋蔵文化財の内容，性格等を的確に把握しておかなければ適切な判断をすることができない。また，後述（第４章）の遺跡上の埋立，盛土に際しても，確認調査が必要である。通常，地下に埋もれている埋蔵文化財についてその所在・範囲，内容等を把握するためには地表面の観察のみでは不十分であり，また，近年，開発されている直接発掘することなく地下の状況を探る科学的探査等の手法は，特定の条件下ではきわめて有効であるが，あらゆる条件下で使用されるためには，さらなる開発・改良を進めることが必要がある。このため，現状では埋蔵文化財保護行政を進めるあらゆる場面でそれぞれの目的に応じて試掘･確認調査を行うことが最も有効な方法であり，きわめて重要な意味をもつものである。

したがって，地方公共団体においては，このような試掘・確認調査の重要性・有効性を十分に認識し，これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけるとともにその十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図る必要がある。また，国はそのために必要な指導，助言と財政的な援助を行うことが必要である。

（２）試掘・確認調査の内容についての留意事項

埋蔵文化財保護行政の各段階において必要とされる具体的な知見・情報はさまざまであり，それを得るための試掘・確認調査もそれに応じて内容，規模等を異にする。開発事業との調整の場面においては，一般的には，初期の段階においては埋蔵文化財の有無が大きな問題となり，その後の段階においては現状保存を要する重要な遺跡の有無や範囲の決定，現状保存できない遺跡に係る本発掘調査の範囲の決定やその正確な期間・経費等の見積に不可欠な遺構面積，遺構面までの深さ，遺構と遺物の分布範囲・密度，遺跡の時期，種類・性格等を把握する必要が出てくる。

このため，具体的な試掘・確認調査を計画する際には，個別の案件の状況を踏まえながらそれぞれの地域的な特性や遺跡の立地・種類，あるいは開発事業の規模等を考慮して，目的とする情報・資料が効果的，効率的に得られるよう，一段階方式でやるか二段階方式とするかを含め，調査の面積や深さ，方法等を過不足なく柔軟な判断に基づいて設定する必要がある。なお，これまでの実績や研究等によると，たとえば，台地上の比較的単純な遺跡の場合には，埋蔵文化財包蔵地の範囲の 10％について確認調査を行えば，本発掘調査の範囲の決定に必要な情報を得ることができるとされている。

用語については，「試掘調査」は表面観察等からだけでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査，「確認調査」は埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査とし，両方の目的で一連の調査を行う場合を「試掘確認調査」と呼称することにより，開発事業者との協議・調整に際しての混乱を避けることが望ましい。

（３）試掘・確認調査方法の研究・開発

低湿地・斜面地に立地する遺跡，遺構面の深い旧石器時代の遺跡等，現状ではその有無の確認や概況の把握のための手法が確立していないものについては，効率的かつ安全に必要な知見・情報を得るための調査手法や掘削機器の研究・開発が必要である。この場合，確認調査と本発掘調査の事例を集成して遺跡の種類とその立地条件等を比較検討することによる，遺構を最も効率的に把握するためのトレンチの設定方法等の開発や古環境に関する地質学上の成果をとり入れること等，広く関係学界を含めて研究・開発を推進する必要がある。

第３章　埋蔵文化財包蔵地のうち本発掘調査を要する範囲の特定

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果，現状保存することができないこととされた遺跡については，本発掘調査を行い，その記録を保存することとされている。この場合，本発掘調査を行うかどうかは，第１にその工事区域が，地下遺構の状況，その種類・性格等の観点で本発掘調査を必要とする範囲に含まれるかどうか，第２に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で本発掘調査を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。第３章においては，前者の観点について検討することとする（後者については第４章で検討する。）。

本来，埋蔵文化財包蔵地にはさまざまな種類の遺跡や遺物が多様なあり方で所在しているものであり，また，現状では，周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は，必ずしも試掘・確認調査により地下遺構の存在を確認した上で定めたものではないことから，開発事業との調整に際しては，本発掘調査を要する範囲は事業の行われる周知の埋蔵文化財包蔵地の区域のうちから埋蔵文化財の記録保存の目的に即して過不足のない適切なものとして特定する必要がある。

そのような本発掘調査を要する範囲の特定は，各地方公共団体間に著しい差異のないように行われる必要がある。

１　現状と課題

（１）本発掘調査を要する範囲に関する基準

本発掘調査を要する範囲は，個々の事業ごとに，それぞれの地方公共団体の判断によって特定されているが，これについての全国的に共通する基本的な考え方や原則はなく，また，地方公共団体単位でみても本発掘調査を要する範囲を特定するための明文化した基準をもっているところは，約４％にとどまる。一方，このような基準を作るべきである，あるいはできれば作るべきであるとする地方公共団体は 66％に達することから，多くの地方公共団体では，明文化した基準の必要性を認めながらも，それには至っていない状況にあると考えられる。

（２）本発掘調査範囲の特定の現況

本発掘調査を要する範囲は，地域性，遺跡の時代・性格，遺構の残存状況等を統合的に勘案して定める必要があるが，それらの要素を具体的事業に適用するについての基準となる考え方がない場合，各地方公共団体や担当者によって，本発掘調査の範囲に，地域的な特性等に伴う差異を越える異同が生ずることがある。特に本発掘調査を要する範囲が大規模となる田畑や近世の都市・集落の遺跡等の事案が増加するに従って，これまでこの種の遺跡の調査が進展している地域とそうでない地域との間で，取扱いに大きな差異か生ずるおそれがある。

同一地方公共団体内あるいは同一都道府県内の市町村相互間での判断の大きな差異は避けるべきであり，また，本発掘調査を要する範囲や本発掘調査のための経費等の根拠の客観性，合理性を確保するためにもとこまでを本発掘調査対象範囲とするかについての一定の標準が必要である。

２　改善方策

（１）本発掘調査を要する範囲の特定に関する基本的な考え方

周知の埋蔵文化財包蔵地のあり方からすれば，その区域全域を本発掘調査の対象とすることが必ずしも適切でない場合があり，開発事業との調整に際しては，現状保存の要否とともに本発掘調査を必要とする範囲を特定することが必要である。そして，この本発掘調査を要する範囲の特定は，各地方公共団体や担当者によって著しい差異が生ずることを避けるため，一定の標準に従って行われる必要がある。

また，現在，開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは，本発掘調査の要否を含めて実質的に都道府県教育委員会が事業者を指導するしくみとなっていることから，個々の事業に係る本発掘調査の範囲の特定は，一定の標準に即して，都道府県教育委員会が行うこととするのが適切である。この場合，その範囲の特定は，試掘・確認調査等に基づく遺跡の性格・内容の解釈や遺跡の構造についての知識，経験に基づき，個々の埋蔵文化財包蔵地の状況に応じて行われる必要があることから，都道府県教育委員会は，原則として市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあってはその結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き，協議・調整の上行うこととする必要がある。

（２）本発掘調査を要する範囲の特定に関する標準

本発掘調査を要する範囲の特定に関する標準は，次のとおりとするのが適切である。

（ア）遺構の所在する場所にあっては，遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とするが，遺構が歴史的な意味あいをもつ群をなす場合は群全体の範囲（外側の遺構をを順次結んで囲まれる）とする。また，ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は，各遺構のみを範囲とするかこれらを含む区域全体を範囲とするかを，それらの遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断する。

遺跡の中の空閑地については遺跡の時代・性格等を考慮し，広場等歴史的意味があると考えられる場合は，原則として遺構の範囲に含める。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように，顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は，遺構に含める。

（イ）遺物包含層のみの場合は，遺物の出土状況に基づいて，一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし，遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外する。ただし，出土状況の判定に当たっては，地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要が為る。たとえば旧石器時代，縄文時代草創期等本来遺物が多量に出土することのまれな時代の場合，遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性を考慮して範囲に含めるかどうかを判断する。

（ウ）田畑及び近世の都市・集落等を構成する一部の遺構等，規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構のあり方から全体が推定できる場合，現代の市街地との重複により著しく遺構か損なわれている場合，古文書等の考古学的情報以外の資料が豊富に残されている場合にあっては，地域性，遺構の残存状況，発掘調査で得られる情報の内容，考古学関係以外の資料から得られる情報等の諸要素を総合的に勘案し，本発掘調査を要する範囲に含めるかどうかを判断するものとする。

なお，この標準は，今後，発掘調査成果の蓄積，研究の進展等に照らして，適宜見直しを図る必要がある。

第４章　本発掘調査を要する場合の原則及びその考え方

前章においては，周知の埋蔵文化財包蔵地における区域の遺跡のあり方等の観点からの本発掘調査を必要とする範囲の特定について検討したが，本発掘調査を必要とするかどうかは，このはかに，開発事業が埋蔵文化財に及ぼす影響の観点からも判断する必要があることは，前章において述べたとおりである。

どのような工事内容の場合に本発掘調査を行う必要があるかについては，文化庁は，都道府県教育委員会あての通知によりその基本的な考え方を示しているが，その内容は必ずしも具体的ではなく，これを実際の取扱いに当てはめるに際しては，各地方公共団体間に差異が生じている。本発掘調査を必要とするかどうかについての各地方公共団体間の判断の差異は，開発事業者の負担内容に関わる事柄でおり，可能な限り避ける必要がある。

１　現状と課題

（１）文化庁の昭和 60 年通知

文化庁では，昭和 60 年 12 月 20 日付け及び平成５年 11 月 19 日付けの各都道府県教育委員会あての「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の通知により，本発掘調査を必要とするのは次の三つの場合である旨の原則（以下「三原則」という。）を示した。

１工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合

２恒久的な建築物，道路その他の工作物を設置する場合

３盛土，一時的な工作物の設置等で，それが埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

本発掘調査が必要か否かについての三原則が準拠している考え方を整理すると，原則の１は，掘削により埋蔵文化財が損壊するため，原則の２は，埋蔵文化財を損壊することはないものの恒久的な建築物，道路その他の工作物の設置によって，相当期間にわたって当該埋蔵文化財と人との関係が断たれ，その埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となるため，原則の３は，盛土による土圧等による埋蔵文化財の変形，損傷などの影響が生ずるために，それぞれ記録保存の措置を必要とするとされているものである。

この三原則を実際の事業に当てはめる段階における問題点としては，原則の１の内容は明確であるが，原則の２の「恒久的な建築物，道路その他の工作物」と原則の３の「埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合」については，その具体的な内容が必ずしも明らかでないことが挙げられる。

このため，平成２年度から，関東甲信越静ブロックをはじめとして全国の各地方ブロックごとに，「恒久的な建築物，道路その他の工作物」及び「埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合」の具体的な適用基準についての検討が行われ，現在，関東甲信越静ブロックと九州・沖縄ブロックでは基準を策定済み，その他のブロックでは検討中となっている。なお，文化庁では，平成５年11月19日付けの都道府県教育委員会あての「埋蔵文化財の保護と発施調査の円滑化について」の通知により，各地方ブロックごとにこのような基準を策定することを求めている。

（２）本発掘調査を行うかどうかの取扱いの現状

三原則のうちの２の「恒久的な建築物，道路その他の工作物」と３の「埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合」について各地方公共団体における適用の状況を調査した結果，概ね次のとおりとなっている。

（ア）「恒久約な建築物，道路その他の工作物」について

○道路等　道路については，掘削が及ばない部分も発掘調査することとしている地方公共団体は，高速道路・国道 74％，都道府県道 73％，市町村道 72％であり，国道・地方道等の種別による取扱いの差異は顕著ではない。高速道路・国道に伴う側道，路側の緑地帯についても同様に扱う傾向がある。高架構造の場合の橋脚以外の部分についても本発掘調査をすることとしている地方公共団体は 70％である。ただし，工事用仮設道路や私道については，掘削が及ばない部分を本発掘調査の対象としている地方公共団体は 50％前後と，一般道路の場合と比べて少ない。農道については，掘削が及ばない部分も本発掘調査の対象としている地方公共団体は，広域農道については 65％，それ以外の農道で舗装されるものについては 62％，舗装されないものについては 49％となっている。

○河川・ダム　河川敷・堤防における工事については，65％の地方公共団体が，掘削が及ばない部分についても本発掘調査を行うこととしている。ダムについては，異常増水時にのみ水没することとされている区域を，全域本発掘調査することとされているところは 20％，本発掘調査の対象としないこととされているところは 11％である。

○駐車場　舗装の有無及び地下部分の構造により取扱いに差異があり，掘削が及ばない部分についても本発掘調査することとしている地方公共団体は，本格舗装の場合にのみ調査することとしているところ 56％，簡易舗装の場合にも調査することとしているところ 41％，砂利敷きの場合まで調査することとしているところ 29％である。

○建物　その構造により取扱いに差異がある。掘削が及ばない部分をも本発掘調査することとしている地方公共団体のうち，鉄筋コンクリート造について調査することとしているところ 67％，鉄骨造についても調査することとしているところ 64％，木造モルタル造まで調査することとしているところ 54％となっている。

（イ）「埋蔵文化財に影響を及ばすおそれのある場合」について

○盛土　埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある盛土の厚さの数値基準をもっている地方公共団体は 63％であり，本発掘調査を要する盛土の厚さを１メートル以上としている地方公共団体は 10％，２メートル以上としているところは 38％，３メートル以上としているところは５％である。

（ウ）保護層について

工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するための一定の厚さの土層，樹脂等による緩衝層（以下「保護層」という。）を確保することができないときは本発掘調査を行うこととしている地方公共団体が 26％あり，その厚さは 20 ～ 30 センチ（９％），30 ～ 50 センチ（48％），50 ～ 60 センチ（14％）などとなっている。

以上を総合すると，埋蔵文化財に掘削が及ばない区画を本発掘調査の対象とするか否か等の本発掘調査面積に大きな影響を与える事柄について，各地方公共団体間でかなりの差異が生じているといえる。

（３）本発掘調査を必要としない場合の取扱いの現状

開発事業の工事の規模・内容と対象地内の埋蔵文化財の内容によっては，本発掘調査の必要はなくても他の措置を講ずる必要がある場合がある。これに関して，文化庁は，昭和 53 年９月 25 日付けの都道府県教育委員会あての「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」の通知において，工事による掘削・盛土が，１遺構等の所在する層位に達しない部分で行わ

れる等，地下遺構等に影響を与えないと考えられる場合，２既に行われた工事その他による遺構等の損壊の範囲内で行われ，新たな地下遺構等への影響が生じないと考えられる場合，３盛土の厚さが薄く，地下に対する加圧の程度その他の観点から，地下遺構等に影響を生じないと考えられる場合については，工事の実施に際して地方公共団体の専門職員が立ち会うこと（「工事立会」と略称）又は埋蔵文化財に影響を及ぼすことのないよう慎重に工事を行うこと（「慎重工事」と略称）のいずれかの取扱いを行うよう指示している。

平成８年度の周知の埋蔵文化財包蔵地における工事の届出及び通知に対する都道府県の指導は，合計 29,817 件で，そのうち本発掘調査を求めるものは 12,344（41％），工事立会を求めるものは 11,030 件（37％），慎重工事を求めるものは 6,409 件（32％）となっている。

工事立会の場合は，工事期間中地方公共団体の専門職員が適宜立ち会うのが一般的であり，慎重工事の場合は，職員は立ち会わず，遺物・遺構等が出土した場合には連絡を求め，あるいは工事期間中最低一回程度は現地を確認するなどの対応をとることとしている地方公共団体が多い。

（４）課題

本発掘調査を必要とするか否かの判断の要素の一つである，工事が埋蔵文化財に与える影響の度合いについては，その判断の基準となる三原則に個々の事案を当てはめるには具体的でない部分があり，かつ，そのために実際の処理上地方公共団体間に相当の差が生じており，この状況は改善する必要がある。

また，発掘調査は，それによって埋蔵文化財の内容を明らかにすることができる反面，対象の遺跡を再現できない状態に改変・破壊してしまうものであることを考慮し，記録保存の範囲を最小限におさえ，たとえば，盛土の下に保存される埋蔵文化財については本発掘調査をひかえること等も併せて検討する必要がある。

工事立会及び慎重工事の措置を執る場合とその対応についても基本的な考え方を示すことが望ましい。

２　改善方策

（１）本発掘調査を要する場合についての基本的な考え方

どのような工事内容の場合に本発掘調査を要するかについては，現行の三原則の基本的な考え方を維持しつつ適宜必要な見直しを行い，また，その当てはめに際して各地方公共団体間に地域的な特性を超える大きな差異を生じないよう，具体的な標準を示すことが必要である。

また，この場合，遺跡等が破壊されてしまうのではなく，たとえば盛土の下に残っていく場合等については，本発掘調査を合理的な範囲にとどめ，調査の期間や経費の節約と埋蔵文化財の将来への保存（必ずしも好ましい形態といえないが）の観点も勘案する必要があろう。

このような標準は，次に示すとおりとするのが適切であると考えられるが，その各項目の中には，実際の適用に際しては地域的な特性や従前の取扱いとの関連においてさらに細目的な基準を必要とするものがあると考えられるので，それらについては都道府県教育委員会が，各地方ブロックで策定され，又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱いや数値の適用基準を定めることとするのが望ましい。

なお，これらの標準及び適用基準に基づく具体的な事業ごとの本発掘調査を必要とするかどうかの判断（後述（２）の工事立会等を要するかどうかの判断も含む。）は，前章で述べたところと同様，都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聞き，両者協議・調整の上，行うこととするのが適切である。

本発掘調査を要する場合の三原則についての標準

三原則の各項目の意味・内容及び適用についての基本的な考え方は次のとおりである。

ア）三原則の１について

工事により埋蔵文化財が掘削され，破壊される場合には本発掘調査を行うものとする。遺構面に直接掘削が及ばない場合であっても，一定の保護層が確保できない場合には本発掘調査を行うこととするかどうか，及び保護層の厚さをどの程度とするかについては，各都道府県教育委員会において適用基準を定めることができる。

イ）三原則の２について

従来,「恒久的な建築物,道路その他の工作物を設置する場合」は本発掘調査の対象とされているが，工事の性質・内容に即して当該の工作物の設置，盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から，本発掘調査の必要性の有無については以下のとおりとする。

○道路等　次に掲げるもの以外は，本発掘調査の対象とする。

（ア）一時的な工事用道路，道路に付帯した緑地部，歩道等

（イ）高架・橋梁の橋脚を除く部分

（ウ）道路構造令の適用を受けない農道，私道

（エ）道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし，上記のものについても，各都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無，内容等を考慮して本発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については，道路に準じて取り扱う。

○ダム・河川　ダムについては堤体及び貯水池，河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は本発掘調査の対象とする。ただし，ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の堤防敷間の高水敷については，各都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無，内容等を考慮して本発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立　盛土・埋立については，その施工後の状況が，必要な場合は発掘調査か可能なものかどうか等の観点で，個々の事業に即し，本発掘調査か必要か否かを定めることとする。ただし，各都道府県教育委員会の定める適用基準により，あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができる

ものとする。この場合，現在の掘削工法の限界，従前の例等から盛土等の厚さの標準は２～３メートル程度が適当である。

なお，野球場・競技場，駐車場等についても，各都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無，内容等を考慮して本発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物　建築物については，規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため，原則として本発掘調査の対象とはしない（ただし，その規模・構造・耐用年数・利用計画等の観点で，各都道府県教育委員会の定める適用基準により，本発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。）

ウ）三原則の３について

工事による掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合や一時的に工作物を設置する場合であっても，工作物や盛土等の重さによって，地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある。このような場合には，本発掘調査を行うことが必要であるが，当該工事等が埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは，埋蔵文化財の所在する地域ことの地質・土壌条件と工事の規模等を勘案し，個々に判断せざるを得ないものである。しかしながら，同一地域の同規模の工事に対し，その判断に著しく差異が生じることは適切ではなく，各都道府県教育委員会において，具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましい。

（２）工事立会・慎重工事についての基本的な考え方

「工事立会」，「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は，次のような基本的な考え方によるのが適切である。

１「工事立会」を求める場合について

対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には，工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うこととする。なお，その際，遺構が確認される等のことがあった場合はその記録をとる等適切な措置を講ずることとする。

２「慎重工事」を求める場合について

遺構の状況と工事の内容から，本発掘調査，工事立会の必要がないと考えられる場合は，埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工するとともに，遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めることとする。

（３）留意事項等

ア）盛土等によって地下に埋蔵文化財を残す場合の留意事項

盛土や工作物等の下に本発掘調査を行わないで埋蔵文化財を残す場合，その施工後は，当該地は，周知の埋蔵文化財包蔵地であることにかわりはないとしても，地形・地質が大きく変化し，試掘・確認調査を行うこともかなり困難になる。したがって，盛土等の処理をする場合には，地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲，遺跡の内容・性格等を記録しておく必要があり，そのために事前にその目的に即した確認調査等を行うこと等が必要である。

また，盛土等の処理に関する協議・調整，それに伴う踏査，試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録は重要な資料となることから，これらを機能的に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに，将来，別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう，関係事業者，土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

盛土によって地下に埋蔵文化財を残す場合等の確認調査や保護層の確保等の措置については，国による財政的補助の方途を講ずることが望ましい。

イ）本発掘調査を要する場合についての基本的な考え方等の見直し等

本発掘調査を要する場合についての三原則，それに関する標準及び適用基準は，埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから，今後，適宜，適切に検討・見直しを行っていく必要がある。また，盛土等によって地中に埋蔵文化財を残すことをその保存の立場から積極的に位置づけ，保存の手法の一つとして確立するために，盛土等の埋蔵文化財への影響の程度・内容等の科学的な把握方法，有効な工法等に関する研究，技術開発を進める必要がある。

※参考資料省略

(33)　埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

平成十年九月二十九日 庁保記第七五号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

標記のことについては，これまで数次にわたり通知したところであり，貴教育委員会，貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により，逐次必要な措置が講じられ，各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら，この数年来，平成六年七月の規制緩和に関する閣議決定，平成七年十一月の総務庁による勧告等において，埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整，発掘調査の迅速化，発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど，埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また，当庁では，平成六年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており，平成九年度においては，埋蔵文化財の把握と周知，開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い，平成十年六月，その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ，貴教育委員会におかれては，特に下記の事項に留意の上，埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また，管内の市町村教育委員会に対しこの趣

旨の周知が図られるようお願いします。

なお，埋蔵文化財に関する重要な事項については，今後とも，速やかに当庁と連絡を取り，適切に対処するようお願いします。

本通知により，昭和五十六年七月二十四日付け庁保記第一七号，昭和六十年十二月二十日付け庁保記第一〇二号，平成五年十一月十九日付け庁保記第七五号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成八年十月一日付けの庁保記第七五号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

１　基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は，国民共通の財産であると同時に，それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり，その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから，基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては，市町村，都道府県，国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進，埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実，発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては，事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し，その理解と協力を基本として進めること。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は，各地方公共団体における開発担当部局等，教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は，保護の対象が地下に埋もれているため的確に把握することが困難であり，また，その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの，その施策について国民の理解と協力を得るために，可能な限り客観的・標準的な基準を設け，それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては，発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより，埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得，その協力によって進めること。

２　埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整，発掘調査等を円滑に進めるには，それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については，各地方公共団体において，今後とも更に以下の各事項に留意の上，その整備・充実に努められたい。

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては，埋蔵文化財の保護を図るため，史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用，埋蔵文化財包蔵地の把握と周知，開発事業との調整及び発掘調査の実施，発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。

このため，適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し，それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに，常時その能力の向上を図る必要がある。

また，専門職員の資質・技能の向上のため，地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに，自らの職員，管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施，奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。

さらに，埋蔵文化財の保護については，人的な体制とともに発掘調査，出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから，今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから，地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。

このため，埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては，少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし，既に専門職員を配置している市町村においても，適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため，適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお，小規模な市町村の場合，一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には，広域調査組織の設立，運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保，各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携，職員の採用形態等について十分配慮し，その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は，大規模な，あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い，重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに，管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に，埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け，行政の客観化・標準化を進めるためには，各都道府県教育委員会において，保護の基本となる方針や標準を定め，それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また，体制の未整備な市町村に係る事業に関して，当面の措

置として，発掘調査の緊急性等を踏まえ，自ら発掘調査を実施する等の措置を執り，管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないよう配慮されたい。

このため，各都道府県においては，開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに，保護の基本となる方針や標準を策定し，管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお，市町村と都道府県との役割分担について，従来の区分では適切な対応が困難な場合には，都道府県と市町村で調整の上，区分の在り方を見直すなど，開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより，発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)，(3) で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも，増大する開発事業との円滑な調整を図り，埋蔵文化財の適切な保護を図るためには，各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。

各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的，急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには，都道府県相互間，都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。このため，次の各事項に留意の上，適切な措置を講ずることとされたい。

①都道府県教育委員会においては，管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに，体制が不十分な市町村への専門職員の出向・派遣，市町村間の専門職員の出向・派遣の調整等に努める必要があること。

②地方ブロック毎の連絡会議等で，各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い，近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について，検討を進めること。

③当庁では，これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが，今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は，発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに，財政的な基盤を確保する必要がある。

また，各教育委員会は，こうした調査組織・機関による発掘調査であっても，調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから，これらの組織・機関との連絡を密にすることが必要である。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については，地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として，導入の形態，導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合，次のような原則によるのが適切である。

(ｱ) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等，発掘調査に関連しこれを支援する業務については，発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は，民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(ｲ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については，本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって，その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され，他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によつても対応することができない場合に限って，次の要件の下に行うこと。なお，発掘調査への民間調査組織の導入を行うときは，そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

①導入しようとする発掘調査組織は，発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており，埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。

②民間の発掘調査組織の導入は，発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし，発掘調査組織の選択，発掘調査の実施の管理等は，当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

３　開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は，事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ，次の各事項に留意の上，遺漏のないよう措置されたい。

なお，公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については，平成９年８月７日付け庁保記第 183 号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり，連絡調整体制の整備等による一層の連携強化に努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し，各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては，次の各事項に留意する必要がある。

①事業計画が把握された場合は，速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また，埋蔵文化財に係る調整は，当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

②事業者との事前協議に当たっては，事業の計画や実情についで十分了知するとともに，埋蔵文化財の保護についてよく説明

して理解を得るよう努めること。
③埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は，速やかに後述の試掘・確認調査等を行い，これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし，調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。
④調整により本発掘調査が必要となった場合は，その範囲・調査期間・経費等を提示し，十分に説明し理解を得ること。
⑤事業者との調整の経過等については，逐次記録し，調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については，効率的に進めるため，次の各事項に留意する必要がある。
①試掘・確認調査を積極的に活用し，その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。
②作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして，その円滑かつ迅速な実施に努めること。
③事業者との連絡を密にし，調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

４　埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し，これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め，これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは，埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は，法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから，その範囲は可能な限り正確に，かつ，各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され，適切な方法で定められ，客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため，都道府県教育委員会においては，平成 10 年 6 月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第 1 章，2 を参照の上，次の各事項に留意の上，必要な措置を講ずることとされたい。

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては，次の 1) に示す原則に則しつつ，かつ 2) に示す要素を総合的に勘案するとともに，地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して，各都道府県教育委員会において一定の基準を定めることが望ましい。

なお，埋蔵文化財とする範囲は，今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積，研究の進展により変化する性格のものであるので，上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則
①おおむね中世までに属する遺跡は，原則として対象とすること。
②近世に属する遺跡については，地域において必要なものを対象とすることができること。
③近現代の遺跡については，地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし，遺跡の所在する地域の歴史的な特性，文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係，遺跡の遺存状況，遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は，地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。

ただし，現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については，当面，都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること，又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し，必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は，これまでに行われた諸調査の成果に加え，今後，埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査，試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し，常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。

なお，これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については，早急に所要の調査等を行い，順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については，都道府県教育委員会が関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い，周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記 (2) により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については，都道府県及び市町村において，「遺跡地図」，「遺跡台帳」等の資料に登載し，それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また，必要に応じて，関係資料の配付等の措置を講ずること。

この資料については，都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに，常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう，加除訂正が可能な基本原図を用いることや，コンピュータを用いた情報のデータベース化等，機能的な方法を工夫すること。

なお，資料への表示としては，埋蔵文化財包蔵地の区域は，原則として，その範囲を実線で明確に示すこと。また，遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など，

表示方法を工夫することも開発事業者側，文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

５　試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定，開発事業と埋蔵文化財の取り扱いの調整，あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには，あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容，遺構・遺物の密度，遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。

また，開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても，後述の６(3) のとおり，一定の記録を残しておくことが求められる。

このため，各教育委員会においては，それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために，十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査），確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。

各地方公共団体においては，このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し，これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置づけ，その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに，より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお，開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は，事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

６　開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果，現状保存することができないこととされた遺跡については，記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが，どのような取扱いにするかについては，第一にその工事区域が地下遺構の内容や状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか，第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この２点についての基本的な考え方は別紙１及び別紙２のとおりであるので，各教育委員会においては，これを踏まえ，「報告書」の第３章及び第４章を参照の上，必要な措置を講ずることとされたい。

特に，別紙２の各項に示す事項の中には，実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので，それらについては各都道府県教育委員会において，各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお，この適用基準は，埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから，今後，適切に検討の上，見直しを図っていく必要がある。

(2) 記録保存のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか，また，本発掘調査を行う場合の調査範囲については，上記 (1) に基づき判断することになるが，試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上，専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため，都道府県教育委員会が，市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては，その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き，調整の上決定することが適切である。

また，その決定内容については，事業者に対し十分に説明を行い，その理解を得ることが必要である。

(3) 盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては，建築物等の工作物や盛土の下であつても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ，調査のための期間や経費を節減できる場合には，記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ，盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし，この場合も，このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと，盛土等の施工後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり，試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し盛土等の施工以前に，地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲，遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また，盛土等の処理に関する協議・調整，それに伴う踏査，試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに，将来，別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう，関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

７　発掘調査の経費等について

(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は，我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり，可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが，開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合，少なくとも，発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし，この場合，当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は，文化財保護法第 57 条の２第２項 (※) による指示等

及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について（昭和56年２月７日付け庁保記第11号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2) 事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者に経費の負担を求めるのは，発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料，立入補償費等を含む。）出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む。)，報告書作成費等である。

なお，開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては，当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等，その節減に努める必要がある。

(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については，各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが，今後，標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに，必要に応じ，より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また，開発事業者と発掘調査経費について協議する際には，経費の具体的な積算根拠等について十分説明し，その理解を得る必要がある。

８　発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については，広く国民の理解を求め，その協力によって進めることが肝要であることから，各地方公共団体及び関係の機関において，発掘調査現場の公開調査成果のわかりやすい広報，出土品の展示，その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお，出土品については，平成９年８月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ，その積極的な活用に努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は，可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い，発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

※平成16年の法改正により第57条の２は第93条に改正された。

別紙１　発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) 遺構の所在する場所にあっては，遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし，遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。

また，ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は，各遺構のみを範囲とするか，これらを含む区域全体を範囲とするかは，その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。

遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し，広場等歴史的意味があると考えられる場合は，原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように，顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は，遺構に含めること。

(2) 遺物包含層のみの場合は，遺物の出土状況に基づいて，一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし，遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。

ただし，出土状況の判定に当たっては，地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり，遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等，本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は，地域性，遺構の残存状況（現在の市街地との重複等），発掘調査で得られる情報の内容，考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し，本発掘調査を要する範囲を判断すること。

別紙２　記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

①工事により埋蔵文化財が掘削され，破壊される場合は発掘調査を行うものとすること。

②掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても，工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や，一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても，その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は，発掘調査を行うものとすること。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは，埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件，工事の規模等を勘案し，個々に判断せざるを得ないものであるが，同一地域の同規模の工事に対し，その判断に不均衡が生じることは適切ではないので，都道府県教育委員会において，具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層，樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

③恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ，当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は，発掘調査を行うものとすること。これを事業の種類ごとに，工事の性質・内容に即して，当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと，次のとおりである。

○道路等　次に掲げるもの以外は，発掘調査の対象とすること。

(ｱ) 一時的な工事用道路，道路の植樹帯，歩道等

(ｲ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分

(ｳ) 道路構造令に準拠していない農道，私道

(ｴ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし，上記のものについても，都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については，道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川　ダムについては堤体及び貯水池，河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は 発掘調査の対象とすること。

ただし，ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については，都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立　盛土・埋立については，その施工後の状況が，必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で，個々の事業に即し，発掘調査が必要か否かを定めることとすること。

ただし，都道府県教育委員会の定める適用基準により，あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合，現在の掘削工法の限界，従前の例等から，盛土等の厚さの標準は２～３メートル程度が適当である。

なお，野球場・競技場・駐車場等についても，都道府県教育委員会の定める適用基準により，施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物　建築物については，規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため，原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし，その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で，都道府県教育委員会の定める適用基準により，発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2) いわゆる「工事立会」,「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で，いわゆる「工事立会」,「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は，次の基本的な考え方によること。

①対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には，工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとすること。

なお，その際，遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

②遺構の状況と工事の内容から，発掘調査，工事立会の必要がないと考えられる場合は，埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し，遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとすること。

※平成二〇年四月二八日　二〇庁財第三六号　各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」により,「２　埋蔵文化財の組織･体制のあり方とその整備･充実について (6) 民間調査組織の適切かつ効果的な導入 (イ) 発掘調査について」は廃止。

(34)　「埋蔵文化財保管証」の押印の義務付けの廃止について

平成十一年一月十一日 庁保記第八四号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

申請・届出に伴う行政手続を簡素化し国民負担を軽減すると共に，地方公共団体における押印見直しの取り組みを支援することを目的として「申請負担軽減対策」が平成９年２月 10 日に閣議決定されました。これを踏まえ,「埋蔵文化財の取扱について」（昭和 26 年９月 25 日付け文委保第 71 号文化財保護委員会事務局長通知）の一部を下記のとおり改めます。

なお，これは「埋蔵文化財保管証」の押印の義務付けを廃止し，署名のみでよいこととするものですので，よろしくお取り計らい願います。

記

埋蔵文化財の取扱について（昭和 26 年９月 25 日付け文委保第 71 号文化財保護委員会事務局長通知）中，別紙二を次のとおりに改める。

※別紙省略

(35)　埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について

平成十二年十一月十七日 庁保記第二三六号
文化庁長官から
各都道府県教育委員会教育庁あて通知

今般，埋蔵文化財の一部の学術調査において，事実のねつ造という極めて重大な行為が行われたことが判明しました。これは埋蔵文化財の発掘調査に対する国民の信頼を著しく損なうものであり，誠に遺憾であります。

埋蔵文化財は，我が国と全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であるとともに，将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであり,埋蔵文化財の発掘調査及び出土品の取扱いについては,文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という) に基づき，適正に行われる必要があります。

埋蔵文化財の発掘調査に関する事務及び出土品の取扱いについては,これまでもその適正化をお願いしてきたところですが,今回の経緯を受け，改めてその改善を図る必要があると考えられます。

ついては，平成十二年四月から，法第五十七条第一項 (※ 1) の規定による埋蔵文化財の発掘調査に関する届出に係る事務は，法第九十九条第一項第六号 (※ 2) 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第一項第五号の規定により，原則として都道府県教育委員会が行うこととされたことを踏まえ，各都道府県教育委員会におかれては，下記の事項に十分留意の上，埋蔵文化財保護行政の適切な事務処理に当

たっていただくようお願いします。

※内容省略

※１　平成 16 年度の法改正により第 57 条は第 91 条に改正

※２　同じく第 99 条は第 184 条に改正

(36)　埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について

平成十二年九月二十八日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は我が国あるいは全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であり，将来の文化の向上・発展の基礎をなすものである。したがって，開発事業との円滑な調整を図りつつ埋蔵文化財を適切に保護することは重要な行政的課題であり，これに対し適切に対応する必要がある。

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会（以下「委員会」という。）は，埋蔵文化財の適切な保護と開発事業との円滑な調整の推進を図る上で行政上必要とされる基本的な方向を検討することを目的として，平成６年 10 月に設置された。検討に当たって，各地方公共団体等における実態を踏まえ，より審議を深めるために，都道府県・市町村の教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議が併せて設置されている。委員会でこれまで検討してきた事項については，『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成７年 12 月），『出土品の取扱いについて』（平成９年２月）及び『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成 10 年６月）として報告したところであり，これらの報告を踏まえた文化庁の通知等により，各地方公共団体において所要の施策の実施が図られてきているところである。

このたびの検討課題は埋蔵文化財の本発掘調査にかかる経費と期間の積算についてである。埋蔵文化財保護行政の推進については開発事業者をはじめとする国民の理解と協力を得ることが不可欠であり，そのためには行政の各段階における判断や措置は，客観的・合理的な標準に基づいて行われる必要がある。このことは，発掘調査に関して特に大きな問題となる発掘調査に要する経費と期間の積算についても同じであることから，委員会では，本発掘調査の経費と期間の積算標準の策定を中心とした課題について検討することとし，委員会を５回，協力者会議を９回開催して検討を重ねてきた。検討に当たっては，協力者会議による実務的な検討を踏まえることはもとより，各地方公共団体における実態を把握し，その分析結果をもとに適正な方法を導き出すようこころがけた。

本委員会としては，この調査研究結果を発掘調査経費の積算標準のあり方として提言するものであり，今後，文化庁及び各地方公共団体において，これを踏まえた施策を進め，埋蔵文化財保護の推進を図るよう期待するものである。最後に，発掘調査の歩掛等の実態調査において多大な御協力をいただいた協力者及び関係地方公共団体等に感謝申し上げる。

第１章　発掘調査に関する積算標準についての現状と課題

埋蔵文化財のうち開発事業との調整の結果，現状で保存を図ることができないものについては，発掘調査を行ってその内容を記録にとどめるものとされている。この記録保存のための発掘調査（以下「本発掘調査」という。）は，埋蔵文化財の保護上必要な行政上の措置であるとともに，通常，当該調査の原因となった開発事業者に負担を求めて行われるものであり，そのために必要な経費及び期間は，文化財行政として適切な範囲のものでなければならない。そして，本発掘調査の経費と期間を適切に算定するためには，まず，その算定に関する客観的・合理的な標準がなければならない。現在，本発掘調査の経費積算の標準は，全国共通のものはないが，すでに全国７地方ブロックすべてでそれぞれのブロック内に共通の内容のものが策定されている。

しかし，各地方ブロックで策定された標準は，必ずしも十分に活用されていない実状も指摘されている（平成７年 11 月総務庁行政監察局の「芸術文化の振興に関する行政監察」）ため，その現状を把握・分析し，全国的に広く適用できる実用的で合理的な標準を策定する必要がある。

本発掘調査は，現地の発掘作業だけではなく，出土品や記録類の整理作業とこれらの成果をまとめた報告書の作成・公刊をもって完了するものであることから，経費及び期間積算の標準はそれら一連の作業について必要であり，かつ，その検討に際しては，それらの各作業ごとに，各地方における実態を踏まえ，実用的で合理的なものとするよう努めなければならない。

１ 積算標準の現状と課題

（１）これまでの経緯

昭和 40 年，日本住宅公団と文化財保護委員会（現文化庁）との間で覚書が交わされ，公団による住宅開発に伴って必要となった発掘調査の経費の公団負担（いわゆる「原因者負担」）と負担する経費の範囲等の原則が示された。以後，この内容を基本として，日本鉄道建設公団（昭和 41 年），日本国有鉄道（昭和 42 年），日本道路公団（昭和 42 年），建設省（昭和 46 年）等との間でも同様の内容が覚書等として確認され，この原則が民間事業を含めて全国的に定着していった。

この原則に従った具体的な発掘調査経費の算出については，各地域や各地方公共団体ごとに独自の積算方法がとられていたが，大型の開発事業の展開により発掘調査が各地で急速に増加していた昭和57年に，関東甲信越静ブロック内で，事業者から，同じ内容の発掘調査であるのに都県間で発掘調査費の額に差異があるのではないかとの指摘がなされ，ブロック共通の積算標準の検討が開始された。

文化庁では，こうした動向を背景に発掘調査経費の積算標準の必要性を認識し，開発事業に伴う発掘調査の実施等の指示を実質上都道府県が行っていること，遺跡のあり方には地域性が

あること等から，この標準は地方単位で共通の内容をもったものとして策定するのが適切であるとし，昭和 60 年 12 月の文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化」において，各地方ブロックごとに標準的な積算基礎を定めて算出するよう通知した。昭和 61 年 10 月には，関東甲信越静ブロックにおいて，発掘作業と整理作業の内容に応じた作業歩掛等を示した標準が策定された。これは，発掘調査の本格的な積算標準としては全国で初めてのものである。この後現在までに全国７地方ブロック（東北･北海道，関東甲信越静，東海，北陸，近畿，中・四国，九州）すべてにおいてそれぞれの区域内に共通の積算標準が策定され，一部ではこれらを基礎にした都道府県の基準も策定されて，地域や担当者間に生じがちな積算の方法とその結果の差異が解消される等の一定の成果が得られている。以下にこの積算標準の具体的内等とその問題点を検討する。

（２）発掘作業についての積算標準の現状と課題

本発掘調査における現場の発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）に必要となる経費と期間の積算においては，個別の遺跡の内容を事前に把握することが前提となる。調査歴のない遺跡については，あらかじめ詳細な内容について把握することは困難であるが，本発掘調査の前に的確な確認調査を行うことにより，積算の前提となる遺跡の内容の概要を把握することは可能である（平成 10 年６月本委員会報告『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』参照）。

これまでの積算標準は，各地方ブロックごとに細部は異なるが，発掘作業は土を掘り上げる作業で，その中心は人力による掘削であることから，それに要する作業員の数を発掘作業量の基礎とするという基本的な考え方は共通している。この考え方に基づく積算標準の原則は，表土・包含層・遺構埋土（覆土）ごとに発掘対象の土量を算出し，それぞれに設定された作業員の歩掛（作業員１人が１日で掘ることのできる標準の土量）で除して，発掘に要する延べ作業員数を算出するというものである。発掘作業期間は，総作業量に対して１日に投入される調査員・作業員の人員編成に基づいて算出する。各工程の歩掛は，各地域の実績をもとに算定されており，多様な遺跡での実例を踏まえ幅のある数値が設定されている。

この方式は，個別の遺跡の内容や発掘作業の人員編成に応じて適用できるものであるが，次のような問題点も指摘されている。まず，設定されている歩掛の幅が大きい点である。歩掛の幅のうちのどの数値を選択するかによって積算の結果に大きな差が生じることとなるが，その数値を選択した理由が明確でなければ積算が恣意的に行われているという印象を与えることになる。歩掛に幅を設けているのは，多様な遺跡の内容や調査の条件に応じて歩掛の数値が異なるからであるが，遺跡の立地，土質，時代・時期，遺構面までの深度，遺構・遺物の数量等に対応する発掘調査の作業量との具体的な相関関係については，これまでの各地域における発掘調査の実績を分析することにより整理することが可能な段階にきていると考えられる。

したがって，遺跡の内容に応じて適切な歩掛の数値を選択できるよう歩掛の数値及びその条件を，実績を踏まえて定めることが適当である。

次に，積算標準の適用対象をどのような種類の開発事業を原因とする調査としているかという点である。地方ブロックの標準は，都道府県が実施する本発掘調査で，建設省や道路公団等の公共事業を原因とするものに限定して適用することとしているものが一般的であり，市町村が実施することの多い民間の事業を原因とする本発掘調査については適用していないところが多い。積算の標準は，どのような開発事業を原因とする本発掘調査であるかを問わず広く適用できるものでなければならない。また，地方公共団体によっては，過去の実績をもとにした独自の基準があり，地方ブロックが策定した基準を用いていないところがある。

このような独自の基準は，全国的な視野の中で客観的に位置付けられているものではなく，他の地方公共団体との対比において合理性のあるものとして理解を得ることが難しい。以上の点から，積算標準は，一定の内容，条件下の遺跡の調査であれば調査機関や原因者がいずれであるかを問わず一定の期間と経費が算出されるものであることが必要である。また，全国に共通して汎用できるもので，現実の多様な遺跡の内容や調査体制に対応できるものでなければならないと考えられる。

（３）整理作業等についての積算標準の現状と課題

現在，出土品等の整理作業から報告書作成まで（以下「整理作業等」という。）に関する積算の標準を定めているところは少なく，地域や地方公共団体ごとに個別に対応している場合が多い。地方ブロックの標準においても整理作業等についての積算標準を定めている例は少ない。地方ブロックの積算標準における整理作業等の標準には，現状では二つの方式がある。一つの方式は，発掘調査の場合と同様，水洗・注記・実測等の各工程ごとに作業歩掛を設けて，それに要する調査員・作業員数等を算出し，それらを積み上げていく方式である。この方式の問題点は，遺物の出土量が把握できない発掘作業前や，整理の各作業ごと等の対象となる遺物を選択する基準がない場合においては積算が困難なことである。もう一つの方式は，整理作業等に要する期間を発掘作業に要した期間と同期間とし，遺物・遺構等の出土量や内容に応じて整理作業等に要する作業員の想定数を増減させるというものである。この方式は，整理作業等の作業量（以下「整理等作業量」という。）は発掘作業量にある程度応じて決まるものであるという考え方によるもので，整理作業等の期間は必然的に定まるが，発掘作業時の体制や必要な整理作業等の総作業量にかかわらず発掘作業の期間がそのまま整理作業等の期間とされている点で合理的ではないという問題がある。

また，遺物・遺構等の内容に応じた作業員数の標準の幅がかなり大きく，その中の数値の選択が恣意的になりがちだという問題もある。整理作業等についての積算標準例が少ない理由と

しては，整理作業等について積算標準は発掘作業の積算標準と比べて難しい要素があることが考えられる。発掘作業の場合に比べて整理作業等についての積算標準の策定を難しくしている第一の要素は，出土遺物の種別や時代によって作業量が複雑に変動することである。発掘作業は時代や遺跡の種別が異なっても遺物を取り上げながら土を掘るという作業においては同じであり，それによって作業量は大きく変動しない。これに対して，整理作業等の対象である出土遺物は，例えば，石器と土器の違いや複雑な文様をもつ縄文土器と須恵器のように，種別や時代，種類，器種等によって実測等の作業量が変動するのが一般的である。第二の要素としては，作業の対象が一定しないことが挙げられる。発掘作業は，基本的に遺物包含層や遺構のすべてを掘るものであるのに対し，整理作業等は洗浄・注記等の作業工程を除くと，すべての遺物を対象とするのではなく報告書に掲載するものを中心に選択して作業を行うものである。そのため出土遺物全体の中から選択されるものの割合に応じて作業量が変動することになる。

以上のことから，整理作業等の積算標準を策定するためには，前提として多種多様な作業歩掛の設定と整理対象とするものの選択基準を含むきめ細かい作業標準を定めなければならないことになる。

報告書については，記載する必要のある事項とその量は，発掘された遺跡の内容に応じて適切なものであることが求められ，かつ印刷製本費の算出の必要性からも報告書の内容と分量についての標準が必要であるが，これらについての標準は，従来策定されている積算標準の中にも含まれている例がない。

２ 標準策定のための検討方針と改善方策

本発掘調査の経費と期間を算定するための積算基準は，埋蔵文化財保護行政において不可欠のものである。一定性格・立地・内容等の遺跡で一定の条件下での本発掘調査であれば，調査機関や調査の原因となった事業の種別を問わず一定の経費と期間が算定されるように，全国共通の積算標準を策定する必要がある。このような標準の策定に際しては，これまでに策定されている地方ブロックの標準を参考にすることが有効である。積算標準を策定するに当たっては，その前提として発掘作業及び整理作業等の内容に関する標準を定めておくことが必要である（第２章関係）。

発掘作業については，発掘作業量が遺跡の立地，土質，遺物・遺構の内容等により変化するものであり，こうした多様な遺跡の内容に応じて適切な作業量を積算することができるような方法の検討が必要である。また，歩掛の数値は，現在全国で行われている実態を踏まえて適切に定めることが適当であり，実態調査を行いその結果を分析する必要がある（第３章１関係）。

整理作業等については，現状では積算標準の事例が少なく，積算の実践の積み重ねが不足しており，発掘作業と同じ精度の標準を策定することは容易ではない。しかしながら，実際に整理作業等に関する経費の積算は必要であり，地域の実績に基づいた積み上げ方式等による積算標準がない場合において参考となる一定の目安が求められていることから，現時点における基本的な考え方を整理し，実態調査に基づいた歩掛を目安として示す必要がある（第３章２関係）。

以上のことから，この調査研究委員会では，現在の地方ブロックの積算標準に関して指摘されている課題に対応するため，第２章以下に全国共通の積算標準を示すこととした。一方，遺跡のあり方には地域性があり，各地域の実態に即していて適用しやすい基準をつくることがより有効で合理的であることから，ここで示す積算標準を参考にして，各都道府県ごとに地域の実績を踏まえて積算基準を策定し，個別の事業に対応して活用することとすることが適当である。

第２章　本発掘調査の作業内容の標準

埋蔵文化財包蔵地において開発事業が行われる場合の当該埋蔵文化財の保護と開発事業の調整及び埋蔵文化財の取扱いに関する総体的な仕事の流れは，事前協議，本発掘調査，記録類・出土品の収納保管となっており，その工程の概要は，別紙１に示すとおりである。この工程において開発事業者に負担を求める経費の積算が関係するのは，「本発掘調査」の部分である。

本発掘調査は，埋蔵文化財保護の行政的手法の一つであるいわゆる記録保存の措置として，開発事業により失われる遺跡の範囲について，遺構・遺物の内容及び所在状況の記録を作成するものであるから，そのための発掘作業や整理作業等は一定の水準を保って行われ，記録には必要な事項が的確に記載されていなければならない。

このことから，本発掘調査に要する費用について標準を策定する場合には，まず，本発掘調査を構成する各作業の内容・精度について保たれなければならない一定の水準を明らかにし，その上で，その各々の作業に要する経費の計算の方法に関する通則的な考え方あるいは一定の数値基準を定めていく必要がある。埋蔵文化財の本発掘調査は，現地での発掘作業と，室内における出土品や記録類の整理作業及び報告書作成からなり，それらはさらに細分化された一連の作業で構成されているので，以下，これらについての内容及び精度の標準とそれに要する経費を積算する場合の標準となる考え方を示すものとする。

１ 発掘作業及び整理作業等の内容に関する標準

（１）発掘作業

本発掘調査として行われる一連の作業は，調査の対象となる遺跡の種類ごとに異なるものであるから，本発掘調査として保つ必要のある一定の水準を想定し，標準を定める際にも，本来は，各種類の遺跡ごとにその検討を行う必要がある。ここでは，遺跡の種類のうち最も普遍的に存在し，そのため発掘調査の対象となる機会が最も多い集落遺跡を対象とし，これを記録保存の目的で発掘調査する場合に必要となる各段階ごとの作業を想定して，それぞれの内容と精度の標準を示すこととする。もとより，各種の遺跡のなかには，調査の内容や重点とすべき調査

事項において集落遺跡を想定した標準を適用することが適切でない種類のものもある。したがって，適切な積算のためには，集落遺跡以外のいくつかの典型的な種類の遺跡の調査を想定した同様の標準を各地域において実績を踏まえて作成しておくことが望ましい。また，調査の内容や各作業の具体的仕様については，調査や記録作成の技術等の進歩・改善に対応するよう適宜見直しを行う必要がある。ある程度の規模を有する集落遺跡の本発掘調査を前提として，その全工程を各作業段階ごとに示すと次のとおりである。各作業のさらに詳細な内容及び留意事項は，別紙２－１に示すとおりである。

１）事前準備

（ア）事務所設置・器材搬入等

発掘調査を安全かつ円滑に実施するために必要な作業拠点の設置，進入路の設置，矢板工事の実施等である。

（イ）発掘前段階作業（対象地の伐採・測量基準点等設置・地形測量）

実際に掘削作業に入る直前に行う作業である。本発掘調査を行う範囲における準備（伐採・本発掘調査前の現況の記録・調査範囲の縄張り・柵囲い等），基準点・水準点の設営等である。利用できる既存の地形図がないときは，新たに地形測量を必要とする場合もある。

２）発掘・掘削作業

（ア）表土等掘削作業

表土層や遺物包含層までの無遺物層を掘削する作業である。土木機械を使えない場合に人力によることもあるが，今日では，バックホー等の機械による掘削作業が一般化している。なお，進入路の確保等調査対象地の条件によっては，機械力を導入できない場合もあることから，機械力を導入するか否かは，それぞれの条件に従ってより効率的，経済的な方を選択することになる。

（イ）遺物包含層の掘削作業

遺構の上層に形成されている遺物包含層を掘削する作業である。遺物包含層には，人為的に残された遺物が，その後の土壌作用によりおおむね原位置に近い範囲に広がって所在しているものであり，これらの遺物は，遺構内の出土遺物とともに重要な資料である。したがって，遺構面までの層序を確認しながら上層から層位ごとに掘り進め，出土遺物については，遺跡の内容や遺物の出土状況に応じて適切な地区割りを行い，その単位ごとに取り上げることを基本とし，必要な場合には厳密な出土位置を記録する。

（ウ）遺構検出作業

遺構面に達し，竪穴住居跡や土坑等土地に掘り込まれた遺構の輪郭を確かめる作業である。これらの遺構は，遺物のように誰にでも存在がわかるというものと異なるので，この段階で調査員の目によって識別されなければ，存在が認識されないまま掘削されてしまい，後から再確認することもできなくなってしまうから，注意を要する重要な段階である。遺構面の精査による遺構検出作業によって，遺構の分布状況を把握するとともに，その平面形態・配置・重複関係・埋土（覆土）の状況から，柱穴や土坑等個々の遺構の性格，形成順序や帰属時期を推定し，次の段階で各遺構を発掘していく方法や順序の計画を立てる必要がある。この段階で簡略な遺構配置図を作成しておくことが望ましい。

（エ）遺構掘削作業

平面として所在を確認した各遺構内部の土を掘り下げていく作業である。遺物の出土状況を含めて遺構内の埋土中に，その遺構の性格や形成時期，使用期間あるいは廃棄されて埋没する過程までの様々な情報が含まれており，そこから情報を引き出すこの作業は本発掘作業のなかで根幹となるものである。遺構掘削作業の具体的な方法については，普遍的な遺構として竪穴住居跡を例に示した (別紙２－２（１)。

通常の発掘のほか，整地層等や石敷面等何らかの人為的な面の下層の掘り下げや，断ち割りによる現在の掘り下げ面の妥当性の確認，葺石や石組み溝等の遺構についての構造や構築順序等の確認，盛土遺構の掘り下げ等，必要な補足調査を行う。遺構中に含まれる遺物については，性格を判断しながら，それに応じた記録を採って取り上げ，必要に応じて花粉分析等のための土壌サンプルの採取等も行う。

（オ）図面作成・写真撮影作業

各遺構の掘り下げにより同じ遺構面にある一定単位の遺構群が検出された段階で行われる図面や写真撮影による記録作業であり，記録保存措置として重要な工程である。図面は，統一した縮尺による遺構群全体の平面図とともに，人為的に置かれた遺物等の出土状況を示す詳細図，構造物の立面図等，遺構の特質に応じて記録として必要なものを作成する。写真も遺跡及び調査区に応じた撮影計画をたて，主要な個々の遺構，遺物の出土状況とともに，一定単位の区画ごとの，あるいは全景の写真撮影等が必要である。具体的な記録すべき内容とその成果品については，別紙２－２（２）に竪穴住居跡を例に示した。

（カ）埋戻し・現地撤収

図面作成・写真撮影が終了した段階で，必要な場合は埋め戻しを行い，現地での一連の作業が完了すると，発掘器材の搬出や設営した設備の撤去，出土遺物や記録類等の搬出を行い，事業者側に現場の引き渡しを行う。

（２）整理作業等

１）記録類と出土品と整理作業（別紙３（１），（２））

（ア）記録類の整理

発掘調査後すみやかに図面・写真・調査日誌その他メモ類等の記録類の整理を行う必要がある。これらは現地作業中に点検し必要な注記や所見を整理しておく必要があることは言うまでもないが，調査終了後，まだ調査所見が明確に記憶されている段階で，これら１次資料についての総括的な点検を行い記録として整理，完成させておく。

以上の作業を行った上で遺構の図面や写真をもとに，各遺構ごとの基礎データを整理しておく。必要に応じて遺構の台帳を

作成するとともに，集合図の作成あるいは各図面相互の整合性の確認等を行う。

（イ）出土品の整理（洗浄・注記・接合）

出土品は，出土位置・層位・遺構番号・出土年月日等を記入したラベルが付され,取り上げた単位ごとに袋詰めされている。こうした出土位置等の情報は出土品を評価する上で欠くことのできないものであり，水洗等を行った上で，出土品に直接必要事項を記入する。この段階で出土品の全体に目を通し，その概要を把握しておき，遺物の種類や出土地点等による分別等を行い，本格的な出土品整理を実施しやすいように工夫しておくことが望ましい。以下，①出土品の接合・復元，②必要なものの保存処理等，③土器の胎土分析や年代測定等各種の分析・鑑定のための試料採取及び分析等の作業が必要となる。

以上の作業を行った上で，上記（ア）で整理された記録類とともに，遺構・遺物の写真・図面の体系的な整理を行い，発掘調査した遺跡の記録を将来にわたり保存し，活用できるように収納し，保管する。

２）報告書作成作業（別紙３（３））

（ア）調査結果の評価・対象遺跡の意味づけの検討

ここまでの段階で資料化され検討を加えられた遺構と出土品のデータ，理化学的分析の結果等を総合的に検討し，発掘調査報告書に掲載するか否か，掲載する場合の程度等を検討する。そして遺構の時期判断，同一時期の遺構の抽出，当該の遺跡がたどった歴史的変遷を明らかにし調査における成果をまとめる。

（イ）出土品の図化・写真撮影

接合作業等が終わった出土品の分類を行うともに，個々の資料に応じた図面や写真等の必要性を判断した上で，実測による図化・製図（トレース）や写真撮影を行う。さらに，整理された遺構等の記録類をもとに，出土した遺物の分析・検討を行う。

（ウ）報告書作成（原稿執筆・遺構・遺物の写真・図面の版下作成・報告書の体裁の調整）

発掘成果を報告書にとりまとめる作業である。文章の執筆，挿図・図版等の製図，版組みを行う。報告書の割付を行い，最終的に文字原稿・図原稿を整えて印刷に入る。全体としては簡潔に記述し，特筆できる成果のあったものは詳述する等の工夫をして，発掘調査で明らかになった事柄の要点を整理しまとめる。

２ 経費積算の標準と積算の実施

以上が，集落遺跡を想定した場合の本発掘調査として行うべき典型的な作業工程である。各作業工程において必要となる人員，施設，器材等については，別紙４に示すとおり多様なものがある。具体的な本発掘調査に関して積算する際には，上記のうちから当該の本発掘調査に必要となる作業項目や施設，器材等を抽出し，それぞれに適した費目（別紙５参照）を選択することとなる。このうち積算の基礎であり経費としても主要な部分となるのは作業員に係る経費であり，その積算標準は第３章において示すこととする。本発掘調査費の内容は，調査に要する直接的な費用である調査費が最も基本となるものである。この他に発掘調査を指揮監督する調査員の人件費が必要となる。また，発掘調査を実施する調査組織の運営・管理等を行うための事務的経費も必要となる。したがって，調査経費の組立は，別紙５に示すように調査経費と事務的経費とに分け，調査経費については調査費と調査員人件費とに分けるのが適当である。

調査経費の積算に用いられる各種の単価においては，地方公共団体や建設省等で定めている各種の基準や地域の実績を踏まえて基準を定めることとし，現場事務所の設置仕様等については，発掘現場の環境・期間や地域の実績に応じた基準を定めることが望ましい。なお，埋蔵文化財の活用のための展示等に関する費用や研究紀要，広報冊子等の刊行などは，原則として別途措置すべきものである。

第３章　本発掘調査費の積算標準

本発掘調査に要する経費は，本発掘調査に要する作業量の多寡によるが，これは発掘対象となる土の量のほかに，その遺跡の遺構面の数や遺構・遺物の量や内容等によって変動する。したがって経費の積算上もっとも大きな課題は，発掘作業から整理作業及び報告書作成までの作業量をいかに遺跡のもつ内容に即して適正に見積もることができるかという点にある。この作業は発掘作業・整理作業等とともに機械化が可能な分野もあるが基本的には人手によるものであるので，その作業量は延べ調査員数と延べ作業員数と言い換えることができる。これが本発掘調査経費を積算する際の基本となる。

本章では，発掘作業と整理作業等に分けて，作業員が行う作業量を客観的に算出するための基本的な考え方と方法を示す。

１ 発掘作業の積算標準

（１）作業量算出方法の基本的な考え方

発掘作業において作業員が行う作業には,①発掘,②記録（測量，写真撮影），③その他（諸作業）がある。これらのうち作業量の基礎になるのが①である。

①の発掘作業員による人力発掘作業に係る作業量については，土を掘削するという性格から，発掘対象となる土量を，作業員の「歩掛」の数値で除すことにより算出する方法が合理的である。これは，建設省作成の「土木工事標準歩掛」における「人力土工」の場合の積算方法と同じであり,全国７地方ブロックで作成されている積算基準も基本的にはこの方式によっている。しかし，遺跡の人力発掘作業は遺構や遺物に注意しながら掘り進める必要があるので，単調な掘削作業である土木工事における「人力土工」の作業とは異なり，遺跡の内容によって作業能率は変動する。したがって，歩掛の数値を単純な定数とすることは不適当であり，遺跡の内容に応じた適切な数値を設定する必要がある。そのためには，標準となる歩掛（標準歩掛）を定めるとともに，歩掛に影響を及ぼす要素を補正項目として設定し，その補正項目の内容，程度に応じた補正係数を定める

ことが必要である。その上で各遺跡の内容に応じて各項目ごとに補正を行い，当該遺跡での歩掛を決定する方式とすることが合理的である。計算式を示すと次のとおりである。
延べ人力発掘作業員数［人・日］＝発掘対象土量［㎥］÷（標準歩掛×補正係数）［㎥ / 人・日］

（２）標準歩掛設定の区分

人力発掘作業においては，①表土等の掘削（以下「表土掘削」という。），②遺物包含層の掘削（以下「包含層掘削」という。），③遺構検出，④遺構埋土の掘削（以下「遺構掘削」という。）の４工程がある。それぞれ，①基本的に遺物に注意する必要のない表土及び無遺物層の掘削，②遺物を取り上げながら，かつ，土層の変化に注意しながら進める遺物包含層の掘削，③遺構面を精査し掘り込まれた遺構等を探す遺構検出，④検出した遺構内部を土層や遺物に留意しながら慎重に掘り進める遺構埋土（覆土）の掘削というように，内容の異なる作業であることから，各工程ごとに標準歩掛を設定する必要がある。

標準歩掛の設定に当たっては，遺跡の立地ごとに数値を定める必要がある。例えば，平坦な地形であっても，低湿地においては，堆積作用が大きく遺構面が深い上に地下水位が高くて常時排水を必要とする場合が多く，そうではない平地に比べて発掘作業の能率がかなり下がる。一方，台地上の場合は湧水のない平坦な地形であり調査を遂行する上での制約は少なく，また遺構面が浅ければ作業の能率は一層高くなる。このように，遺跡の立地は作業の能率すなわち歩掛に大きな影響を与えるものであり，また，その差は徐々に変化する性質のものではないため，係数により補正を加える要素として扱うことは適当ではない。そこで，遺跡の立地を台地・平地・低湿地・丘陵等と区分し，それぞれに標準歩掛を設定する必要がある。

（３）補正項目とすべき要素

人力発掘作業の歩掛に影響を及ぼすと考えられる要素には次のようなものがある。
《全体に関係する要素》
（ア）調査条件　調査面積が小さい場合や調査区の形状が狭長である等の場合，市街地内である等周辺の環境による制約がある場合，排土条件が悪い場合，真夏の猛暑時期や梅雨期等季節・気候の条件が悪い場合は，歩掛が下がると考えられる。
《各作業工程ごとに関係する要素》
（イ）土質　砂質土や粘質土等の土の性質，礫等の混入や含水の程度や硬さ等の，掘削対象の土質は，包含層掘削や遺構掘削の工程の歩掛に影響を及ぼすと考えられる。
（ウ）遺物の内容（質・量）　遺物の種類や多寡あるいは保存状態等は，包含層掘削や遺構掘削の工程において歩掛に影響を及ぼすと考えられる。
（エ）遺構密度　遺構検出に当たっては，遺構密度の程度が，直接的に歩掛に影響を及ぼすと考えられる。
（オ）遺構識別難易度　遺構検出に当たっては，遺構の密度とは別に，遺構検出面が自然面か人為的な面であるか等の遺構埋土と遺構周囲の土壌との識別の難易度が歩掛に影響を及ぼすと考えられる。また，遺構が重複している場合についても，切り合い関係の判断が必要となるため，遺構検出の工程の歩掛に影響を及ぼすと考えられる。
（カ）遺構の内容（質・量）　遺構埋土の掘削に当たっては，遺構の種類や数，重複の程度，石敷その他の構造物の有無等，遺構の内容が歩掛に影響を及ぼすと考えられる。

（４）標準歩掛と補正係数の実態調査とその設定数値

標準歩掛と補正係数を設定する場合，その数値は実際に行われている本発掘調査の実績を踏まえて定めるのが最も適切であると考えられるので，全国の地方公共団体等が行う本発掘調査を対象として実態調査を行った。実態調査は，まず平成 10 年度に全国の地方公共団体等がおおむね過去５年間に実施した調査事例を対象にして行い，立地や土質・遺物・遺構等の遺跡の条件等についての全体の傾向を把握した。その上で，個別の遺跡の内容に応じた歩掛の実態を詳細に把握することを目的として，標準歩掛と補正項目と係数を適切に設定できるように，あらかじめ調査条件を設定して，平成 11 年度上半期に全国の地方公共団体等が行った発掘調査について実態調査を行い，193 件の事例を集成した。これらのデータをもとにして標準歩掛の数値と補正項目及びその係数について分析を行った（参考資料Ⅲ－１）。

ここで示す標準歩掛は，遺物の取上げや排土作業及び朝夕のシート掛けや準備・片づけ等，通常の発掘作業に付帯するものを含めた作業量としての数値であり，歩掛算定の単位となる発掘作業員は，土木建設作業における普通作業員ではなく，通常発掘作業に従事している臨時雇用等の作業員である。また，１日の実働作業時間を昼休みの時間を除いた 6.5 時間としている。以上のことを前提に，実態調査結果の検討により，各作業工程ごとの標準歩掛（単位：㎥ / 人・日，以下「㎥」とする。）と補正係数の数値を以下のように定めることができる。なお，表土掘削の工程及び丘陵・低湿地の立条件における場合については，十分なデータが得られなかったので，ここでは標準歩掛と補正係数は設定できなかった。なお，実態調査の対象としたのは所在数が最も多い集落遺跡である。平成 10 年度に実施された全国の発掘調査の届出等により調査対象となった遺跡の種別をみると，集落遺跡とその可能性が高い遺物散布地を合わせると全体の約７割に及ぶ。また，集落遺跡と同じく土坑等の掘り込まれた遺構を主体とする城館跡や官衙跡等遺構の内容が集落遺跡と類似している遺跡を加えると，ここで示す集落遺跡の調査実績に基づいた標準は全国の８割程度の調査に適用できると考えられる。

標準歩掛と補正係数
（ア）包含層掘削

遺物包含層は遺構面上に形成された土層であり，そのあり方

には，遺物の出土量が比較的希薄で大型の用具（スコップやクワ等）で掘削できる場合と多数の遺物が包含されており小型の用具（移植ゴテや小型グワ等）で丁寧に掘削しなければならない場合とに分けられる（前者を「包含層掘削Ⅰ」，後者を「包含層掘削Ⅱ」と区別することとする）。包含層掘削Ⅰの標準歩掛は，台地の場合は0.7㎥，平地の場合は0.8㎥，包含層掘削Ⅱの標準歩掛は，台地の場合は0.9㎥，平地の場合は0.5㎥とするのが適当である。

補正項目としては土質と遺物の内容の二つの要素が関係する。包含層掘削Ⅰの補正係数は，土質が通常のものに比べて堅い等で作業が進めにくい場合のみ0.8から0.9，遺物の内容が多量・複雑等で作業が進めにくい場合は0.9，少量・単純等で作業が進めやすい場合は1.1とするのが適当である。包含層掘削Ⅱの補正係数は，土質により作業が進めにくい場合は0.9，土質により作業が進めやすい場合は1.1，遺物の内容が多量・複雑等で作業が進めにくい場合のみ0.7から0.9の範囲とするのが適当である。

（イ）遺構検出

遺構検出は遺構面において数㎝程度の厚さを削る作業である。その対象となる土量は少なく，作業員による掘削作業そのものよりも，調査員が遺構を注意深く識別する作業に多くの労力を費やすものであり，土壌条件による遺構の識別の難易度が大きく影響する。標準歩掛は台地の場合は0.7㎥，平地の場合は0.5㎥とするのが適当である。

補正項目としては，遺構密度と遺構識別難易度の２つの要素が関係する。補正係数は，遺構密度が濃密の場合のみその程度により0.7から0.9の範囲とし，遺構識別難易度において，難しい場合はその程度により0.6から0.9の範囲，容易な場合はその程度により1.1から1.4の範囲とするのが適当である。

（ウ）遺構掘削

標準歩掛は台地，平地いずれの場合とも0.4㎥とするのが適当である。この数値は，竪穴住居跡や掘立柱建物跡あるいは土坑等の一般的な遺構を想定したものであり，大溝等の体積が大きな遺構で遺物が少ない場合については，その内容に応じて包含層掘削Ⅰの歩掛を当てる等の対応も考えられる。逆に小規模な土坑が主体の場合は土量に比べて手間がかかることを考慮する必要がある。

補正項目としては，土質，遺構の内容，遺物の内容の３つの要素が関係する。補正係数は，土質により作業が進めにくい場合は0.9，土質により作業が進めやすい場合は1.1，遺構の内容が多量・複雑等で作業が進めにくい場合はその程度により0.8から0.9，少量・単純等で作業が進めやすい場合はその程度により1.1から1.2，遺物の内容が多量・複雑等で作業が進めにくい場合は0.9，少量単純等で作業が進めやすい場合は1.1とするのが適当である。

（エ）全工程に関係する補正項目

全工程に関係する補正項目として，調査条件がある。これについては不良の場合のみ影響がみられ，補正係数は0.9とするのが適当である。

（５）記録作成作業と諸作業の作業量算出

記録作成作業には，測量（遺構実測）と写真撮影作業がある。測量は，写真測量もかなり普及しているが，ここでは人手による測量を行う場合とする。また，主に調査員及び調査補助員が行う場合と主に発掘作業員が行う場合とがあるが，ここでは主に発掘作業員が行う場合とする。写真撮影作業は，写真撮影に伴う遺構や調査区内の清掃作業や足場設営等，作業員が行う作業である。

これら記録作成の作業量は，検出し掘り上げた遺構の数量等に即して積み上げて算出することも考えられるが，遺構の内容やあり方はきわめて多様であり，算出方式を単純化して合理的に定めることはかなり困難である。実際には，検出される遺構の内容に応じて，遺構掘削に要する作業量が増減し，これに応じて記録作成の作業量も変動することから，両者の作業量は相関すると考えられる。したがって，記録作成の作業量は，遺構検出及び遺構掘削の作業量に一定の比率を乗じて算出するのが適当である。

実態調査によれば，測量に要する作業員数は発掘に要する作業員数の40％までの事例が多く，平均値は17％となっている。一般的な場合は発掘作業員数の10～15％程度が適当であり，遺構の内容によっては発掘作業員数の20～40％となる場合を考慮しておくことが必要である。写真撮影に要する作業員数は，発掘に要する作業員数のほぼ５～25％であり，平均は21％となっている。一般的な場合は10～15％程度が適当である。なお，包含層掘削のうち包含層掘削Ⅱを適用する作業においては遺物の出土状況等の記録作成が必要となる場合があり，これについても記録作業の対象とする必要がある。

諸作業は，人力掘削作業と記録作成作業のほかに，発掘の準備作業や撤収作業，雨後の排水作業，現場管理に関わる足場や囲柵の設置等の労務作業等，発掘調査において必要となる様々な作業すべてを含むものである。このような作業は，発掘作業を遂行する上で生じる付帯的な作業という性格をもつので，想定される作業を積み上げる方法よりも，作業員による人力発掘作業と記録作成作業を合わせた作業量（作業員数）に，一定の比率を掛けて作業量を算出する方法が適当である。

実態調査によれば，諸作業の作業員数は人力発掘作業と記録作成作業の作業員数のほぼ30％以内であり，そのうちの大半は10％までで，平均は17％となっている。したがって，一般的な場合は人力発掘作業と記録作業に要した作業員数の合計の５～10％程度とすることが適当である。

（６）延べ調査員数と発掘作業期間の算出

延べ調査員数と発掘作業期間は，本発掘調査の規模や諸条件に応じて必要とされる作業量から調査員と作業員の人員編成を想定し，それを基礎として算出される。本発掘調査を適切に実施するためには，大量の作業員を投入すればよいというもので

はなく，適切な数の作業員が調査員の指揮監督のもとに誤りなく掘り進めることが必要である。また，調査員は発掘現場の安全管理にも注意を払う必要があることから，１人の調査員が指揮監督できる作業員数には自ずから限界がある。実態調査によれば，この作業員数は 10 人程度の場合がもっとも多いが，６人から 20 人の場合もあり，平均は 12.5 人となっている。したがって，一般的には１人から 15 人程度を標準とすることが適当である。実際には，発掘面積が小さく，少ない作業員しか投入できない場合があり，逆に調査補助員が雇用できる場合や作業員の熟練度が高い場合は，より多くの作業員を指揮監督することが可能となる。ただしその場合においても，多くても 20 人程度と考えられる。

（７）都道府県における積算基準の設定と留意事項

各都道府県においては，以上に示したような積算標準の基本的な考え方，集落遺跡の場合として示した歩掛と補正項目及びその係数をもとに，必要な事項を定め，具体的な積算基準を作成する必要がある。その場合，市町村を含めた地域の実態を踏まえた上で，次のような点について留意する必要がある。

（ア）台地，平地以外の遺跡の標準歩掛等の設定

実態調査では，丘陵・低湿地の場合の標準歩掛を定めるのに十分なデータが得られなかったため，これらについては具体的な数値を示すことができなかった。したがって，これについては各地域の実態や経験によって具体的な数値を設定するとともに，その他の立地の遺跡についても，地域における実績を踏まえて定めることが必要である。

（イ）表土掘削

表土・無遺物層等の掘削は機械によることあるいは人力と機械を併用することが一般化しているため，実態調査によって人力のみによる場合の標準歩掛を定めることができなかった。これについては，各都道府県で地域の実績を踏まえるか，あるいは建設省作成の「土木工事標準歩掛」の「人力土工」の数値を参考にして，遺跡の発掘調査における条件，例えば一般の発掘作業員が行うこと，樹木の根等の障害があること，調査区の壁削りその他の作業を伴うこと等を考慮して定めることが適当である。

また，機械を使用する掘削作業については，「土木工事標準歩掛」の「床掘」の数値を参考にして，調査員の立会のもとでの掘削を行う必要のある土層の下部においては特に注意を払いながら作業を行わなければならないことを考慮する必要がある。

（ウ）補正の項目と係数

補正項目となる各要素については，前記（４）において示した係数の幅の範囲内において，適切な段階を設定しそれぞれの段階の係数を定める必要がある。段階の設定においては定量的な指標，一定の考え方や目安を明確にし，可能な限り客観性のあるものとしておくことが適当である。その際，地域の特質に応じて，不要な項目を除外したり，複数の項目をまとめる等，補正項目の取捨選択を行うことも考えられる。

（エ）記録作成作業と諸作業の歩掛

記録作成作業と諸作業について，ここで示した数値を参考に，それぞれの地域における実態を踏まえて定める必要がある。その際，遺構の種類ごとの歩掛を設定し，それぞれを積み上げる方式をとることも考えられる。また，諸作業についても作業量が特定できる作業については，積み上げ方式とすることも考えられる。

（オ）特殊な遺跡の歩掛設定

前記（４）において示した標準歩掛は集落遺跡を対象としたが，その他の遺跡でも掘り込まれた遺構を主体とする遺跡についてはこの標準を適用できると考えられる。集落遺跡以外の，旧石器時代の遺跡，貝塚，古墳，窯跡や製鉄遺跡等については，当面，各地域における実績に応じて標準歩掛等を定める必要がある。これらの遺跡も特殊な要素はあるものの調査工程は基本的に同じであるから，実績を踏まえた補正係数を設定する等の工夫により，この標準を活用することは可能と考えられる。

（カ）遺構検出の作業工程の取扱い

遺構検出については，包含層掘削によってほぼ遺構が判別できる場合や，遺構検出と遺構掘削を一体として実施する場合もある。したがって，この工程を独立させるか包含層掘削あるいは遺構掘削に含めるかは，各地域の実態に応じて定めることが適当である。

（キ）面積を単位とする歩掛

既存の地方ブロックの標準のなかには，遺構検出と遺構掘削については面積を単位とする歩掛を設定しているものもある。しかし，遺構の種別や深さ等の多様なあり方を考慮せずに，遺構面積から単純に作業量を求めることは適切ではなく，原則は土量によるべきである。掘り上げる必要のある土量はあらかじめ算定することが困難な点もあるが，遺構の種類をおおまかに分類し，それぞれの平均的な深さから土量を算出し，合算して総土量を見積もることができると考えられる。ただし，遺構のあり方が比較的均質で平均的な深さが設定できる場合は，遺構検出と遺構掘削について土量から換算した上で面積を単位とする歩掛とすることも考えられる。

（ク）遺構掘削の積み上げ方式

遺構掘削について，遺構の種類ごとの歩掛を設定し，それぞれ作業員数を積み上げる方式も考えられる。ただし，遺構の分類や設定された歩掛を客観性のあるものにしておく必要がある。

（ケ）記録作成作業における作業量の調整

写真測量を実施する場合は，それについて人力作業量から除く必要があり，断面図等人手の測量によらざるをえない作業の量を定める必要がある。また，測量を調査員や調査補助員によって実施する場合は，それに応じた算定を行う必要がある。

２ 整理作業等の積算標準

報告書作成を含む整理作業等の積算方法としては，主として

各作業工程ごとに作業量を積み上げる方式と，発掘作業の期間又は作業員数を基礎として整理作業等の期間・作業員数を算出する方法がある。前者の方式については，第１章で述べたように幾つかの問題点があって，この方式による積算標準を策定することは容易ではないことから，ここでは後者の方式に即し，その標準を示すこととする。

ただ，従来この方式で整理作業等の積算を実際に行っている地域が少ないこと，また整理作業等に関する積算標準自体が，発掘作業の積算標準に比べて実績の積み重ねが不足していることから，今回示す数値は整理作業等に要する総作業量の，当面の目安として適用するのが適当である。

（１）作業量算出方法の基本的な考え方

整理作業等の大部分は調査員･作業員が直接行う作業であり，その作業量は整理作業等に従事する調査員・作業員の延べ人数によって示すことができる。したがって整理作業等の積算を行うためには，遺跡の内容に応じた適切な調査員・作業員の延べ人数を算出することが必要となる。整理等作業量は，その作業内容からみて一般的に出土した遺構・遺物の数量や内容によって大きく変動するものであり，遺構・遺物の数量が増加すれば整理等作業量はそれに応じて増加する傾向がある。遺構・遺物の数量や内容は，発掘作業における作業員等の延べ人数に反映されることから，発掘作業量と整理等作業量は一定の相関関係にあると考えられる。したがって,整理作業等に要する作業員･調査員数を算出する方法としては,発掘作業に要する作業員数･調査員数を基礎として一定の比率を乗ずる方法が適当と考えられる。

発掘作業の場合，作業のほとんどは作業員が実施し，調査員は作業員の指揮監督が主たる業務となる。これに対し整理作業等では，作業員が行う作業も多いが，報告すべき遺物を選択すること，出土遺物や遺構の検討を行うこと，発掘調査の成果について記述すること等，作業員に委ねることのできない作業がある。また出土遺物の実測については，一定の専門的な知識・技術が必要であることから，他の作業工程にも増して調査員の頻繁な指示とともに入念な成果品の点検をを行う必要がある。

このように，整理作業等においては，調査員は作業員の指揮監督だけではなく自ら行う作業が一定量を占めていることから，発掘作業の場合のように作業員の延べ人数だけを算出するだけではなく，調査員についても必要な延べ人数を算出することが必要である。また，室内で行う整理作業等は現地での発掘作業とは作業の内容が異なり，別の観点から補正が必要となる場合があることから，平均的な場合の歩掛（標準歩掛）を設定するとともに，整理作業等の段階で生じる特有の要素を補正項目とし，それぞれに適正な補正係数を定め，個別の遺跡の整理作業等に関する調査員と作業員の歩掛を算出することが適当である。計算式を示すと決のとおりである。

延べ整理作業員数［人・日］
＝延べ発掘作業員数［人・日］×（標準歩掛×補正係数）

延べ整理調査員数［人・日］
＝延べ発掘調査員数［人・日］×（標準歩掛×補正係数）

（２）標準歩掛と補正係数の実態調査とその設定数値

標準歩掛と補正係数は，整理作業等の実態を踏まえたものであることが適当であることから，地方公共団体等が主体となり平成５年度以降に報告書が公刊された発掘調査事例 103 件を対象にして，発掘作業及び整理作業等に要した調査員・作業員の延べ人数，遺跡の内容や発掘作業の条件等について，実態調査を実施した。実態調査により発掘作業と整理作業等に要した延べ調査員数と延べ作業員数についてそれぞれ検討した結果（参考資料Ⅲ－２）,整理作業等に要する延べ人数の標準歩掛は，発掘作業に対して，作業員は 0.4，調査員は 0.7 とするのが適当と考えられる。整理作業等において考慮すべき補正項目とその係数は，以下のものが考えられる。

（ア）発掘作業期間

実態調査によると，発掘作業の期間（実働日数）が 60 日以下の短い事例においては整理作業等に要する調査員数の比率が高くなる傾向がある。小規模な調査であっても報告書作成のためには一連の作業工程に沿って調査員が行うべき一定の作業量があり，その部分は発掘調査の規模に応じて減らないことによると考えられる。発掘作業期間についての調査員の補正係数は，60 日以下 31 日以上の場合は最大 1.5 までの範囲，30 日以下の場合は最小 2.5 までの範囲とするのが適当である。

（イ）遺物の出土密度

実態調査によると，遺物の密度が標準的と考えられる事例（1000㎡当たりの出土量が５～30 箱）に対して遺物密度の低い事例においては，整理作業等に要する作業員数の比率が低くなり，遺物密度の高い事例はその比率が高くなる傾向が認められた。出土遺物に関する実測・トレース等は整理作業等の中でも最も時間がかかる作業であるため，遺物の出土量が発掘作業に影響する以上に整理作業等を行う作業員数に影響を与えていることによると考えられる。

出土遺物の密度についての作業員の補正係数は，遺物密度の低い場合（1000㎡当たり５箱以下）は最小 0.5 までの範囲，遺物密度の高い場合（1000㎡当たり 30 箱以上）は最大 2.0 までの範囲とするのが適当である。

（ウ）出土遺物の内容

一般的に，遺物量が増加すればそれに応じて整理等作業量は増加する。しかし遺物の種別・内容によっては，実測等に要する時間等が変わりその作業量が変動する場合がある。また，遺物量全体の中で図化し記録に残すものをどれだけ抽出するかは，出土量や遺物のもつ様々な質的な要素により，各地域において差が生じるものと考えられる。例えば，少量でも歴史的意義が高いものは小破片であっても図化する場合があり，逆に同型・同質の遺物が多量に出土する場合においてはその一部分のみを図化をすることもある。こうした点から出土遺物に関しては，その量だけではなく，それぞれの地域における出土遺物の

特性を考慮した補正を行う必要がある。

（エ）発掘作業との人員編成比

ここに示す整理作業等の標準歩掛は，発掘作業における調査員１名が指揮監督する作業員数が 10 人前後で実施した場合のデータから導いたものである。しかし大規模な調査や調査補助員が投入される場合等においては，これより多くの作業員を監督することがあり，発掘作業量に対する調査員数の割合が相対的に少なくなる。延べ調査員数を算出する標準歩掛は発掘作業の延べ調査員数を基礎にしているため，このような場合には必要な整理等作業量に応じた適切な調査員数が算出されない場合があることから，発掘作業における調査員と作業員の人員編成に応じた整理作業調査員数の適切な補正を行う必要がある。

（オ）整理作業等の作業分担

整理作業等の標準歩掛は，実測・トレースの作業を基本的に作業員が行う場合を前提として算出していることから，これらの作業を調査員が行う場合においては，それに応じた一定の補正が必要となる。

（３）整理作業等期間の算出

整理作業等に要する期間は，上記の方法により求めた調査員及び作業員の延べ人数に対して，調査員と作業員の１日当たりの人員編成により，所用日数はそれぞれ別に算出されることになる。しかし整理作業等における１日当たりの人員編成は，洗浄や注記あるいは接合等の作業のように，ほとんどが作業員が直接行う工程や，これとは逆に報告書の執筆のように調査員のみが行う工程があることから，全期間を通じて同じ人員編成をとることは適当ではない。この点は発掘作業のような１日当たりの人員編成が決まれば自ずと期間が算出されるのとは異なっている。

したがって，整理作業等の期間は，算出された整理作業等の全体の作業量に対して，各工程において作業が効率よく進行するような調査員と作業員の人員編成に基づいて，整理作業等の期間が決定されることとなる。なお，調査員が整理作業等に専従できない場合や，実測等の作業を行うことができる一定の技能をもった作業員が確保できない場合には，さらに整理作業等の期間が延びることが考えられるので，期間の算出に当たってはこれらの条件を考慮する必要がある。

（４）報告書分量の目安

発掘調査報告書は，発掘調査によって検出された遺構や遺物の内容に応じて必要な情報を過不足なく記載されていなければならないことから，その分量は各遺跡の規模・内容に応じて定まるものと考えられる。報告書の分量を左右するのは掲載される実測図・写真等の量とそれに伴う記載事項の分量であり，それは整理作業等の作業量とおおむね相関関係にあると考えられる。整理作業等のうち報告書作成の作業については特に調査員が関与する部分が多いことから，報告書の分量は調査員の作業量を表す延べ調査員数とある程度相関するものと考えられる。

実態調査によれば，整理作業等に従事した調査員の延べ人数と報告書の分量を比較すると，調査員１名が１日当たりの報告書作成の分量は 1.0 頁を中心に 0.6 ～ 1.4 頁（Ａ４判）の事例が多い。個別の遺跡の分量の算定に当たってはこの数値を参考にして，その内容に応じた過不足ない分量とするのが適当である。

（５）都道府県における積算基準の設定と留意事項

各都道府県においては，以上に示した標準をもとにして，それぞれの地域における実績を踏まえて具体的な積算基準を作成することが望ましい。

補正係数のうちの発掘作業期間と出土遺物の密度の要素は，前記（２）に示した標準歩掛と補正係数を参考にして，各地域で適切な補正係数を定めることが適当である。また，出土遺物の内容，発掘作業との人員構成比，整理作業等の作業分担等の要素については，各地域の実績を踏まえて補正係数とその具体的な条件を定めることが適当である。報告書の分量の目安についても，ここで示した数値を参考として，各地域の実績を踏まえて具体的なものを定めておくことが望ましい。

３ 経費積算上の留意点

本発掘調査に要する経費の積算標準に関する基本的な考え方については第２章の２で示したところであり，経費積算の具体的な方法に関する標準及びこれをもとに各都道府県で定めるべき基準については，本章の１及び２において示したとおりであるが，実際に具体的事業に対応して経費を積算するに当たっての留意点を示すと次のとおりである。

（１）発掘作業経費の積算

(ア)発掘作業に要する経費の積算を適切に行うためには,試掘・確認調査を的確に実施し，基本的な層序や遺構面数，遺構の内容や密度，遺物の内容や量等の遺跡の内容を正確に把握することが前提である。これらの事項について把握されたデータや知見が掘削対象となる土量，土質・遺構・遺物等の補正項目に関する判断材料となる。

これらの事項を的確に把握するためには，通常，調査対象面積の 10％程度について確認調査を行うことが必要であるとされているが，確認調査の精度を高めるためには，各遺跡ごとに確認調査の範囲・方法を工夫した上で，専門的知識と経験を備えた者が各事項に係る判断を行う必要がある。

（イ）本発掘調査の作業のうち測量，作業員の雇用等の業務を調査主体以外の業者へ委託するかどうかや工事請負により発掘作業を行うかどうかについては，本発掘調査の事業規模，遺跡の内容等，発掘調査の効率，それに伴う経費の観点を踏まえ，採否を判断する必要がある。

なお，外部に委託する業務についてはそれぞれの業務に即した適正な基準に基づく設計によることとし，施工を適正に監理する必要がある。

また，調査の進行にともなって，遺構・遺物の内容が明らかになり，それによって当初の積算が実態と異なることが明らかになった場合は，事業者と協議を行い，調査経費の変更等の措置を執る必要がある。その場合には，事業者に対して積算標準及びこれをもとに定められる都道府県の積算基準に即して変更内容を説明することが必要であり，積算の修正に際しては，その後さらに変更が生じないよう作業量を正確に見積もることが不可欠である。

（２）整理作業等経費の積算

報告書作成までを含めた整理作業等の費用は，基本的には，発掘作業経費をもとにして積算することが可能であり，遺跡の内容が十分に把握されていれば，本発掘調査に着手する前に，発掘作業経費だけではなく整理作業等までの概算を見積もることができないこともない。しかし，発掘作業量は発掘調査の進行にともない修正を要する場合もあり，その場合は，発掘作業量をもとに積算された整理等作業量についても変更する必要があり，また，出土遺物の内容等に応じて補正が必要となることもある。このことから，整理作業等の積算は発掘作業が完了した段階で別途に行う方がより正確なものとなる。したがって，原則として発掘作業完了後にすみやかに整理作業等についての構算を行うことが適当である。ただし，事業の期間や性質等によっては，本発掘調査に着手する前に，本発掘調査に要する経費全体を積算しなければならない場合もあるので，その場合には，上記のように変動が生じる可能性を説明した上で積算を行い，必要があれば発掘作業の過程から完了までの間の適切な時期に見直しを行い，その変更を行うのが適当である。

４ 標準の見直し

今回示した発掘作業の積算の方法や基本的な考え方は，既存の各地方ブロックの積算標準にほぼ一致するもので，作業内容に即した作業量を積み上げていくという算出方法を採った。今後この方法による積算の実績を積み重ねることにより，ここで定めた標準歩掛や補正項目が適当であるかどうかについて，発掘技術の向上や「土木工事標準歩掛」の作業歩掛の動向等も考慮して見直しを行う必要がある。また，そのなかでこの方法の簡便化等の可能性についてもあらためて検討する必要がある。整理作業等の積算標準については，現在，具体的に整理作業等の総作業量を算定する基準が策定されている例が少ないため，その場合における算定方法の標準歩掛と補正係数は，目安として示すにとどめた。したがって，整理作業等について示した標準は発掘作業について示した標準とは精度の点で異なることから，特に今後の実績を積み重ねることにより，その基本的考え方と標準歩掛と補正項目及びその係数，報告書分量の目安等が適当であるかどうかについて十分検討し，必要な見直しを行う必要がある。また，整理作業等に係る技術の向上や電子媒体による記録類の及び報告書のあり方等の検討を行い，その検討に伴う見直しを図ることも必要である。

積算標準の総体的な見直しについては，今後の実績の蓄積を考えると，５年程度の期間をおいて行うことが適当である。

※別紙省略

(37)　埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について

平成十二年十二月十四日　庁保記第七八号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化庁では，平成六年十月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行ってきており，平成十二年九月二十八日に，「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」報告を受けたところです。

同報告は，埋蔵文化財の発掘調査の費用･期間の積算に関し，客観化・標準化を進めるための考え方を示した初めての報告であります。そのなかでは，積算標準の現状と課題を整理した上で，多様な遺跡の内容に応じた適切な作業量の積算方法と実態を踏まえた積算基礎の数値などが示されております。

埋蔵文化財の記録保存のための本発掘調査は，埋蔵文化財の保護上必要な行政上の措置であるとともに，通常，当該調査の原因となった開発事業者に負担を求めて行われるものであり，本発掘調査に必要な経費及び期間の算定は，客観的・合理的な標準に基づいて適切に行われる必要があります。このことから，同報告では，本発掘調査に関する全国共通の積算標準を示すとともに，各都道府県においては，この積算標準を参考にして，地域における遺跡のあり方と実績等を踏まえて積算基準を策定し活用することが適当であるとしています。

ついては，同報告の趣旨を十分にご了知の上，埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準の策定及び活用の推進について，よろしくお願い申し上げます。また，域内の市町村教育委員会に対しても同報告の周知を図るとともに，積算基準が十分に活用されるようご配慮願います。

(38)　埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について

平成十五年一月二十日　一四財記念第一〇七号
文化庁文化財部記念物課長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

近年火災により埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の保管・管理施設（以下，「出土品等の保管施設」という。）が連続して全焼したことを受けて，平成十四年度都道府県埋蔵文化財保護行政担当者会議（平成十四年十月三十一日・十一月一日開催）において，出土品等の保管施設の防災等について特に注意を促したところですが，平成十四年十二月二十九日，北海道南茅部町の同町埋蔵文化財調査団事務所において火災が発生し，大きな被害が生じたことは，誠に遺憾であります。

埋蔵文化財は我が国の文化の成り立ちを物語る貴重な歴史的財産であり，発掘調査によって得られた出土品や図面・写真等

の記録類は，適切に保管し，活用することが必要です。出土品等の保管施設の火災は，遺跡から得られた貴重な歴史的財産及び情報を滅失させ，埋蔵文化財の保護上，極めて重大な損失となります。

このため，各教育委員会におかれては，下記の事項に留意の上，これらの施設における火災の発生を防止し，出土品・記録類の適切な保管・管理を行うようお願いします。また，貴管下の市町村（特別区を含む。）の教育委員会その他の関係機関に対し，本通知の趣旨を周知するとともに，各教育委員会等における出土品・記録類の保管状況を確認くださるようお願いします。

記

１　当面必要な措置

(1) 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）を遵守し，消防当局の指導のもと，火災の早期発見･初期消火に必要な管理者･消防用設備等を出土品等の保管施設に適切に配置・設置すること。

(2) 消防当局の協力を得ながら，出土品等の保管施設の消防用設備等の保守点検を行うとともに，光熱施設，火気使用箇所，可燃性物品・危険物保管場所等の点検整理を行うこと。特に，旧校舎等の木造施設やプレハブ施設を出土品等の保管施設に当てている場合には，これらが火災に極めて弱いものであることを認識し，入念に行うこと。

(3) 自衛防災組織の充実強化に努め，休日や夜間など，出土品等の保管施設に十分な人員がいない場合の対策を講じること。

(4) 図面・写真等の記録類は火災に特に弱いばかりでなく，消火活動により被害を被ることも予想されることから，電子媒体の活用等によりバックアップデータをとるなど，保管収蔵方法の工夫を行うこと。

２　今後の課題

(1) 出土品・記録類の適切な保管・管理を行うために，各地方公共団体において，必要な設備を有する恒久的な出土品等の保管施設の整備に努めること。なお，文化庁では埋蔵文化財センターの建設に対して，補助金の交付を行っているので，その活用などを通じて，施設の充実を図られたい。

(2)「出土品の取扱いについて」（平成九年八月十三日付け庁保記第一八二号文化庁次長通知）を参考に，保存・活用の必要性に基づいた出土品の区分を行い，それに応じた保管・管理を行うこと。その際，文化財としての価値が高く活用の機会が多いと判断されるものについては，特に管理に万全を期すこと。

(3) 出土品・記録類の保管・管理については，今後更に文化庁において検討のうえ，その適切な在り方について周知することを予定していること。

(39)　出土品の保管について (報告)

平成十五年十月二十日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」は，埋蔵文化財の発掘に伴う出土品の取扱いについて，平成８年２月から，都道府県・市町村教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を設けて検討を開始し，平成９年２月に「出土品の取扱いについて」の報告を行った。

この報告をもとに，文化庁は，都道府県教育委員会に対し，「出土品の取扱いについて」の通知を行った（文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて平成９年８月 13 日付庁保記第 182 号。以下,「平成９年通知」という。)。この通知において，文化庁は，①出土品について，一定の基準に基づき，将来にわたり文化財として保存を要し，活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し，その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと，②この区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については，その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて，適切な方法で保管・管理を行うこと，③出土品の活用は，専用の施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず,広範な方途により積極的に行うこと，等の基本的な考え方を示すとともに，都道府県教育委員会においては，この基本的な考え方に従って取扱い基準を定め，出土品の適切な保存・活用を進めることを求めた。

これを受けて，全国的に都道府県又は地域ブロックの取扱い基準が策定され，出土品の広範な活用が積極的に進められるなどの取組みが行われている。また,文化財保護法の改正により，平成 12 年４月以降，所有者不明の出土品の所有権は，原則としてその出土品が発見された土地を管轄する都道府県に帰属することとなった。

一方，近年，連続して出土品・記録類の保管・管理施設において火災が発生し（岩手県盛岡市＜平成 12 年 12 月 24 日＞，岩手県大迫町＜平成 13 年７月８日＞，北海道南茅部町＜平成 14 年 12 月 29 日＞)，多数の貴重な出土品，記録類が焼失する事故が発生している。この事態を受けて文化庁では，都道府県教育委員会に対し，「埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について」の通知を行い（文化庁文化財部記念物課長から都道府県教育委員会教育長あて平成 15 年１月 20 日付 14 財記念第 107 号)，出土品の適切な保管とその状況の確認を行うよう依頼するとともに，平成 15 年２月，都道府県・市町村における出土品の保管状況や保管施設の実態を把握するための調査を行った。

この報告は，平成９年の「出土品の取扱いについて」の報告に続くものとして，前記の保管状況等の実態調査の結果を示すとともに，調査結果を踏まえて出土品・記録類の保管のあり方についての基本的考え方を示したものである。

出土品は我が国の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない情報を提供する貴重な歴史的遺産である。各地方公共団体をはじめ関係者においては，この報告をもとに，出土品・記録類の適切な保管について適切な措置をとるよう希望する。

第１章　出土品及び記録類の保管状況

今回の調査は，平成 15 年２月 12 日付で，都道府県教育委員会を通じて，都道府県及び市町村における出土品の保管・管理施設（以下「保管施設」という。）とその保管等についての同年２月現在の状況を調査したものである。回答は，47 都道府県，2,867 市町村，４広域事務組合で，全地方公共団体の約９割に当たる合計 2,918 地方公共団体から得られた。

その結果に基づいて，出土品及び発掘調査記録類の保管・管理の施設･設備及び保管の状況を略述すると次のとおりである。

１ 出土品の保管量と整理状況

（１）出土品の保管量

出土品は，平成 15 年２月１日現在，全国で約 666 万箱（保管箱の大きさは 60㎝× 40㎝× 15㎝のものとして示す。）が保管されており，このうち都道府県で保管されているものが 28%，市町村で保管されているものが 72%となっている。平成６年度には，約 459 万箱（都道府県約 177 万箱，市町村約 282 万箱）であったことから，この８年間で約 207 万箱（都道府県約 11 万箱，市町村約 196 万箱）増加したことになる。年間増加量は，平均で都道府県 1.4 万箱，市町村 24.5 万箱となり，都道府県では平成６年度の増加量の約 10%に激減し，市町村では，逆に約 1.3 倍になっている。

（２）出土品の整理状況

全国の出土品のうち，28%が報告書作成のための整理作業が行われていない（以下「未整理」という。）ものである。このうち都道府県で保管されている出土品の 25%，市町村で保管されている出土品の 28%が未整理の状態にある。平成６年度では，都道府県で約 76 万箱（42%），市町村では約 121 万箱（44%）が未整理であったことから，この９年間で，未整理の出土品は都道府県で約 29 万箱（未整理のものが占める割合で約 17%）減少した。一方，市町村では未整理のものが約 13 万箱増加し，割合は約 12%減少したことになる。

２ 出土品の保管施設の状況

（１）保管施設の概況

出土品の保管施設としては，埋蔵文化財センター，出土文化財管理センターのほか，資料館・博物館等の出土品の保管専用の恒常的保管施設（以下「恒常施設」という。）と，仮設の保管施設のほか，他の目的で作られた既存の施設又はその一部を利用した暫定的保管施設（以下「暫定施設」という。）があり，全国で合計 5,292 施設が設置されている。恒常施設は 46 都道府県，566 市町村に設置されており，保管施設全体の４３％を占める。恒常施設の保管スペースの総床面積（以下「保管可能面積」という。）は，全保管施設の保管可能面積の 62%である。暫定施設は 35 都府県，1,629 市町村に設置されており，これは保管施設全体の 57%を占め，その保管可能面積は 38%となる。なお，いずれの保管施設も設置されていない地方公共団体は，265 市町村である。都道府県が設置している保管施設のうち，恒常施設は 41%であり，保管可能量は 71 %を占める。これに対して，暫定施設は 59%で，保管可能量は 29%である。保管可能量に対する既保管量の割合は，現在までに恒常施設で 75%，暫定施設では 81%である。一方，市町村が設置している保管施設のうち，恒常施設は 43%であり，保管可能量は 52%となっている。これに対して，暫定施設は 57%で，保管可能量は 48%である。保管可能量に対する既保管量の割合は，恒常施設で 92%，暫定施設では 83%に達している。このように，いずれの施設においても保管能力が限界に近く，特に市町村の恒常施設は深刻な状況にある。

（２）保管施設の規模・構造

全恒常施設における１施設あたりの保管可能面積は平均 305.6㎡であり，10 ～ 99㎡のものが 43 %，100 ～ 499㎡のものが 35%となっている。全暫定施設にあっては，平均 136.2㎡であり，10 ～ 99㎡のものが 55%，100 ～ 499㎡のものが 25%である。いずれにおいても，500㎡未満のものが多数を占める。

また，施設の構造からみると，鉄筋・鉄骨造りのものが，恒常施設では施設数で 65%，保管可能面積の 75%を占めるが，暫定施設では施設数で 49%，保管可能面積で 53%にとどまり，軽量プレハブや木造のものが約半数を占める。

（３）保管施設の防災体制

全恒常施設における消火設備及び警報設備（併せて以下「消防用設備」という。）の設置状況は，消火器 80%，自動火災報知器 67%，室内消火栓 27%，スプリンクラー８%である。これら消防用設備は，都道府県の恒常施設の 93%，市町村の恒常施設の 87%に設置されている。防火責任者は全恒常施設の 71%に配置され，防火点検も全恒常施設の 75 %で実施されている。閉庁日・夜間の点検は，全恒常施設の約４分の１で実施されているが，特に都道府県設置の恒常施設では約半数で実施している。

一方，全暫定施設における消防用設備の設置は，消火器 61%，自動火災報知器 24%，室内消火栓 20%，スプリンクラー５%である。これらの消防用設備は，都道府県の暫定施設で 64%，市町村の暫定施設で 38%に設置されている。防火責任者・防火点検は全暫定施設の約半数に配置・実施されている。閉庁日・夜間点検は，都道府県，市町村の施設を問わず，いずれも約 15%で実施されている。

このように，防火責任者の配置や防火点検は半数以上の施設で行われているものの，保管施設の消防用設備については，都道府県の恒常施設を除き設置が進んでおらず，その内容としては，消火器と自動火災報知器が中心となっている。閉庁日・夜間の点検については，都道府県の恒常施設で約５割という比較的高い実施率があるほかは，いずれの施設でも実施率は低い。さらに，保管施設における地震対策については，実施している施設が回答のあった施設の６%で，その対策の内訳は，約半数

が保管棚の固定や保管箱の転落防止柵等の付設である。建物自体の耐震化は回答のあった施設の１％で行われているに過ぎない。

以上をまとめると，保管施設の防災体制は，防火について都道府県の恒常施設がやや充実しているほかは総じて不十分であり，その傾向は，特に市町村の保管施設において顕著である。

３ 出土品の保管状況

（1）出土品の保管状況

全国の出土品は，恒常施設に 59％，暫定施設に 41％が保管されている。そのうち恒常施設で保管されている出土品は，整理棚保管のもの 66％，床積上げのもの 31％，戸外野積みのもの１％である。一方，暫定施設で保管されている出土品は，整理棚保管のもの 22％，床積み上げのもの 73％，戸外野積みのもの５％である。都道府県においては，恒常施設に 69％が保管され，そのうち整理棚保管のものは 65％と多いが，暫定施設になると，整理棚保管のものは 36％と少なくなる。市町村においては，恒常施設に 55％が保管され，そのうち整理棚保管のものは 68 ％であるが，暫定施設では整理棚保管のものは 18％と少ない。

このように，暫定施設では，出し入れしやすい整理棚で保管している出土品が少ない。また，平成６年度の状況と比較すると，市町村の恒常施設で整理棚に保管されているものが大幅に増加したほかは，大きな変動はない。

（2）再整理と選別保管

各地方公共団体においては，出土品の保管スペースの効率的な利用や出土品の活用のために，出土品の取扱い基準等に基づいて改めて行う出土品の整理作業（以下「再整理」という。）が進められており，都道府県の 85％，市町村の 35％で実施されている。都道府県では再整理が積極的に進められており，そのことが１（１）で示したように都道府県の出土品保管量の増加を大きく抑制していると考えられる。

一方，火災や盗難を避けるために，重要な出土品等を一般の出土品と選別する保管（以下「選別保管」という。）は，都道府県の 79％，市町村の 18％で実施されている。選別保管されている出土品の約半数は，重要文化財や条例による指定文化財等，法令により指定されている文化財である。このように，再整理及び選別保管ともに，都道府県では高い割合で実施されているのに対して，市町村ではあまり実施されていないことが分かる。

４ 記録類の保管状況

現在全国で保管されている発掘調査の状況や成果を記録した図面や写真等（以下「記録類」という。）は，図面類約 1,465 万点，写真類約 8,972 万点，合計約１億 437 万点である。そのうち都道府県保管分が 32％，市町村保管分が 68％である。これらの記録類を保管する専用施設は，都道府県では，図面類用のものが 24 都府県（51 ％）に 25 施設，写真類用のものが 27 都道府県（57％）に 29 施設設置されている。市町村では，図面類用のものが 172 市町村（６％）に 172 施設，写真類用のものが 197 市町村（７％）に 197 施設設置されている。

記録類を出土品の保管施設で保管している地方公共団体は，図面類，写真類ともに半数以上となっているが，発掘調査現場事務所等に保管している事例もみられる。記録類を専用施設に保管している地方公共団体は，図面類７％，写真類８％に過ぎない。また，出土品の保管施設で保管している地方公共団体のうち，専ら出土品と同一箇所で記録類を保管しているものは，図面類で 66％，写真類で 49％である。なお，写真類の保管箇所において保管用空調設備が設置されているのは 19％である。記録類の保管施設の防火体制に関しては，何らかの消防用設備を設置している地方公共団体が，図面類のもので 67％，写真類のもので 64％であった。記録類の保管用控え（バックアップ）を作成・管理している地方公共団体は，図面類・写真類ともに８％である。

以上をまとめると，記録類については，約半数の都道府県で記録類の専用保管施設を設置し保管を行っているが，市町村ではその設置率はきわめて低いこと，発掘調査現場事務所等に保管している事例もあること，多くの地方公共団体で出土品と同一箇所で記録類を保管していること，消防用設備の設置率は比較的高いものの，写真類の保管施設での保管用空調設備の設置，記録類の保管用控えの作成等はほとんど行われていないこと等が分かる。

第２章　出土品・記録類の保管のあり方

出土品の保管の状況に関する調査結果は，第１章にまとめたとおりであるが，これをもとにしつつ，最近の火災事故頻発等を考慮に入れて，その課題と今後のあり方を示すと次のとおりである。

１ 出土品等の保管のための施設及び体制

出土品の保管施設については，恒常施設の設置が進まず，暫定施設への依存度が高いことがあげられ，この傾向は市町村において顕著である。暫定施設は，鉄筋・鉄骨構造のものが増加しているとはいえ，プレハブ工法や木造のものも多く，防災・防犯上の問題が多い。防災・防犯面での施設・設備や体制の整備・充実については，都道府県の恒常施設を除き，総じて不十分である。また，都道府県・市町村ともに施設の保管可能量に対する既保管量の割合は７割を超えており，特に市町村の施設については保管能力が限界に達しつつある。

このため，保管施設については，埋蔵文化財センター等の恒久的構造の恒常施設の設置をさらに進めるとともに，防災・防犯のための施設・設備及び体制の充実について改善を図る必要がある。体制に関しては，市町村が保管する出土品の量及び未整理のものの量の増加等に対応し，出土品等の整理・報告書

刊行までを含んだ事業計画を立案し，それを遂行する体制を整える必要がある。市町村においては専門職員を配置している市町村の割合がようやく５割を超えたとはいえ，そのうちの７割以上の市町村における専門職員数は１名ないし２名である等，まだ十分とはいえない。特に，今後市町村合併が行われた場合は，発掘調査の実施をはじめとした埋蔵文化財保護全般の体制充実はもとより，各地方公共団体における文化財の総合的な保存･活用も考慮して，中･長期的視点からの体制整備が急がれる。

２ 出土品及び記録類の保管

出土品に関しては，都道府県・市町村ともに，都道府県基準（地域ブロック基準を準用しているところを含む。）に即した取扱いが進められているが，新たな発掘調査の実施に伴い，特に市町村を中心として，保管量が著しく増加している。したがって，出土品の保管に関しては，出土品の活用や既存の保管スペースを有効活用するためにも，後述する出土品の再整理をこれまであまり行っていなかった市町村でも積極的に進めるとともに，重要な出土品を防災・防犯面に配慮された施設で確実に保管する等，出土品の重要度等に応じた適切な保管を行う必要がある。

記録類の保管に関しては，膨大な量が都道府県・市町村に保管されているが，記録類を保管する専用施設や設備の設置が進んでおらず，出土品と同一箇所や発掘調査現場事務所等で保管される事例もある等，防火面を含めて，十分な措置が執られているとはいい難い。発掘調査の記録類は，出土品や発掘調査報告書とともに，現状保存できなかった埋蔵文化財等に関する貴重な資料であることに留意し，その保管については専用の施設あるいは各記録類の特性に適した施設・設備を整備していく必要があるが，当面，出土品や燃えやすいものと分離して防災に配慮した恒久的構造の施設に保管すること，恒久的に保存する必要がある記録類については保存用の控えを作成しておくこと等の措置を講ずる必要がある。以下，出土品及び記録類の保管について，具体的なあり方等を示す。

（1）出土品関係

出土品については，平成９年通知に即して都道府県基準をもとに整理・区分し，各区分に応じた適切な方法により保管することとされているので，今後ともそれを徹底していく必要がある。上記の通知及び基準においては，下記の①から③の３区分が示されているが，これに整理中の出土品（④）の取扱いを加えて，それぞれについて適切な保管のあり方の概要を示すと次のとおりである。各地方公共団体においては，必要があれば都道府県基準の見直しを行い，出土品の適切な整理，保管を行う必要がある。

また，出土品の保管施設の消防用設備の設置については，消防法・同法施行例等の消防法令を遵守すること。

①文化財としての価値が高く，展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

ｱ) 同一施設内であっても，一般の収蔵庫等とは別の展示・保管施設において保管すること。

ｲ) 展示・保管は，埋蔵文化財センターや博物館等，防災に配慮された恒久的構造の施設において行うものとすること。諸事情からやむを得ず恒久的構造の施設以外の施設（たとえば旧校舎等）を利用する場合は，規模等に応じて，必要な消防用設備を備えるものとすること。なお，施設の規模上消防法令で消防用施設の設置を義務付けられていない施設についても，上記の消防用施設を備えるものとすること。

ｳ) ①区分の出土品の中でも文化財としての価値が特に高いものについては，防火や保存環境に配慮した特別の収蔵庫等に保管すること。重要文化財や条例による指定文化財に相当するような極めて価値の高いものについては，特に保管に配慮し，文化庁が定める指定文化財の展示・公開施設（平成７年文化庁文化財保護部）に準じる施設に保管すること。なお，埋蔵文化財センターを建設する際は，この基準を満たした設備を備えることが望ましい。

ｴ) 展示・保管については，免震ケースの使用や保管棚の転倒防止のための固定，保管物の転落防止の柵等を設置する等，地震対策を講ずること。

ｵ) 警備員の夜間巡回や機械警備，自動施錠等の防犯対策を講ずること。

②文化財としての価値，活用の頻度等において①の区分に次ぐもの

ｱ) 一般の収蔵庫等に，保管箱に入れた上で保管棚に整理して保管すること。

ｲ) 臨時の施設や消防法令上消防用設備の設置を義務付けられていない規模の施設においても，上記の消防用設備を備えるよう努めること。

ｳ) 保管については，保管棚の転倒防止のための固定，保管物の転落防止の柵等を設置する等，地震対策を講ずるよう努めること。

ｴ) 機械警備や施錠の徹底等，必要な防犯対策を講ずること。

③文化財としての価値，活用の可能性・頻度が低いもの

ｱ) 一般の収蔵庫等に，必要があれば取出しが可能な状態で，保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で保管すること。

ｲ) やむを得ず臨時の施設に保管したり，屋外に野積みする場合等は，防火・防犯対策に配慮すること。

④整理途中のもの

ｱ) 整理途中であっても，特に重要と考えられる出土品については，一般の出土品から分離し，①区分の出土品を保管する施設に保管すること。

ｲ) 整理作業を行う施設の規模や構造を考慮し，必要な消防用設備を備えること。

ｳ) やむを得ず臨時の施設で整理・保管したり，戸外に野積する場合等にあっては，防火・防犯対策を講ずること。

（２）記録類関係

ｱ) 発掘調査中及び整理・報告書作成作業中等で，プレハブ施設等の簡易な臨時の施設で記録類を保管する場合は，閉庁日・夜間の警備の徹底や消防用設備の設置等，施設の防火・防犯対策を十分に講ずるとともに，火気及び出土品から離して保管する等類焼を避ける対策を講ずること。

ｲ) 整理・報告書作成作業終了後は，資料台帳・データベース等の作成や収納方法の統一化等，収納や検索の利便を図る措置をとった上で，埋蔵文化財センターや博物館又は庁舎等の，防災について十分な対応がとられている恒久的構造の施設内の保管施設に保管すること。特に写真類は変質しやすいことから，温・湿度管理がなされた専用の保管施設に保管することが望ましい。

ｳ) 重要な写真・図面類で恒久的な保存が必要なものについては，被災した場合の被害を最小限にとどめるために，保存用の控えを作製し正本とは別に保管することが望ましい。なお，電子化した記録類については，関連機器の改良に合わせた更新等を行うこと。

ｴ) 記録類のうち，紙に記されたものは水に濡れてもある程度の利用が可能である一方，写真類や電子化されたものは極めて水に弱い等，記録類の性質に差異があることから，保管場所や設置する消防用設備の種類等は，保管されている記録類の種類・性質に合わせるよう留意すること。

（３）その他の留意事項

ｱ) 出土品・記録類の保管施設の消防用設備等については，消防当局の協力を得ながら保守点検を行うとともに，光熱施設，火気使用箇所，可燃性物品・危険物保管場所等の点検整理を行うこと。

ｲ) 火災全般の原因は放火が第一位であることから，その対策に配慮すること。

ｳ) 出土品の保管施設は，火災や地震の際に迅速な対応ができる場所に設置すること。また，自衛防災組織の充実強化に努め，閉庁日や夜間等，出土品等の保管施設に十分な人員がいない場合の防災対策に配慮すること。

ｴ) 出土品の保管に多用されているプラスチック製保管箱（いわゆるコンテナ，テンバコ）や防水用ブルーシート等は，非常に燃焼しやすいので使用に際して注意すること。特にプラスチック製保管箱は，一度着火すると消火し難く，溶解して出土品に付着・凝固し，その除去が極めて難しいという欠点を持っていることから，重要な出土品の保管等には極力使用を避けること。

ｵ) 出土品の全般については，平成９年通知において示した活用を含めた各種の施策をさらに推進し，適切な取扱いに努めること。

(40)　出土品の保管について

平成十五年十月三十日　一五財記念第四九号

文化庁文化財部記念物課長から

各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化庁では，平成六年十月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており，平成十五年十月二十日に，同委員会より「出土品の保管について」の報告を受けたところです。

出土品の取扱いについては，同委員会より平成九年二月に「出土品の取扱いについて」の報告を受け，都道府県教育委員会に対し，「出土品の取扱いについて」の通知（文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて　平成九年八月十三日付け　庁保記第一八二号）を行っております。各都道府県教育委員会におかれては，この通知を受けて，都道府県又は地域ブロックの取扱い基準を策定し，市町村教育委員会とともに出土品の広範な活用を含めた適切な取扱いを積極的に進めているところと承知しております。

本報告は「出土品の取扱いについて」報告に続くもので，近年，連続して埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の保管施設において火災が発生し，多数の貴重な出土品・記録類が焼失した事態を受けて，文化庁が平成十五年二月に行った都道府県・市町村における出土品・記録類の保管状況や保管施設の実態を把握するための調査の結果を示すとともに，出土品・記録類の保管のあり方についての基本的な考え方を示したものです。

出土品は我が国の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない情報を提供する貴重な歴史的遺産です。本報告の趣旨を十分に御了知の上，出土品・記録類の適切な保管に努めるよう，お願いします。また，域内の市町村教育委員会に対しても本報告の周知を図るとともに，出土品・記録類の適切な保管が行われるよう御配慮願います。

(41)　国立大学等の法人化に伴う埋蔵文化財に関する手続きの変更について

平成十六年三月二十五日付け　十五財記念第九九号

文化庁文化財部記念物課長から

各国立大学文化財事務担当課長・各大学共同利用機関文化財事務担当課長・各国立高等専門学校文化財事務担当課長・各都道府県教育委員会文化財主管課長あて通知

このたび，国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）の施行に伴い，文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（以下「法」という。）第四章に定める埋蔵文化財の取扱いに関し，国立大学，大学共同利用機関及び国立高等専門学校に対する国の機関としての特例措置が適用されなくなることとなります。

したがって，平成 16 年 4 月 1 日（以下「成立日」という。）以降，埋蔵文化財に関する手続き等が下記のとおり変更されることとなりますので，十分御了知の上，遺漏のないようにお取り計らいください。

記

１　土木工事等の発掘に関する届出

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は，都道府県又は指定都市の教育委員会に 60 日前までに届出を行うこと。（法第 57 条の２）

２　遺跡の発見に関する手続き

埋蔵文化財の調査以外の場合で遺跡と認められるものを発見したときは，都道府県又は指定都市の教育委員会に，遅滞なく届出を行うこと。（法第 57 条の５）

３　所有者不明の出土文化財の所有権帰属

（１）　法第 63 条第１項の規定により成立日より前に国庫に帰属した文化財は，成立日に当該文化財を保有する国立大学法人，大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に承継されること。

（２）（１）以外の文化財で，成立日より前に国立大学，大学共同利用機関又は国立高等専門学校が発見し，警察署長に差し出したもののうち，成立日以後所有者が判明しなかったものの所有権は，発見等に係る国立大学法人，大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に帰属すること。

（３）　発掘により発見された（１）及び（２）以外の文化財で，所有者が判明しないものの所有権は，当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属すること。（法第 63 条の２）

（注）上記１及び２に関し，法に規定する文化庁長官の権限に属する事務は，文化財保護法施行令（昭和 59 年政令第 267 号）第５条第２項の規定により，都道府県又は指定都市の教育委員会が行うこととなっている。

(42)　行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）

平成十六年十月二十九日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は我が国あるいは全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であり，将来の文化の向上・発展の基礎をなすものである。そして埋蔵文化財は，先人たちが営んできた生活の直接的な証であり，文字による記録だけでは知ることのできない，各地域の長期にわたる豊かな歴史と文化を生き生きと物語る。そのため，地域にとっての誇りと愛着をもたらす精神的拠り所となるとともに，個性豊かな地域の歴史・文化環境を形作る重要な資産でもある。したがって，埋蔵文化財を，開発事業との円滑な調整を図りつつ，また，国民の理解と協力を得ながら，適切に保護し，活用することは文化財行政上重要な課題である。

「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）は，埋蔵文化財の適切な保護と開発事業との円滑な調整の推進を図る上で行政上必要とされる事項について，基本的な方向を検討することを目的として，平成６年 10 月に設置された。検討に当たって，各地方公共団体等における実態を踏まえ，より審議を深めるために，都道府県・市町村の教育委員会又はその関係機関の実務担当者からなる協力者会議があわせて設置されている。

委員会でこれまで検討してきた事項については，『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成７年 12 月），『出土品の取扱いについて』（平成９年２月），『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成 10 年６月），『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』（平成 12 年９月），『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』（平成 13 年９月）及び『出土品の保管について』（平成 15 年 10 月）として報告されており，これらの報告を踏まえた文化庁の通知等により，各地方公共団体において所要の施策が実施されてきているところである。このたびの検討課題は，「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」である。

行政目的で行う調査には，現状のまま保存を図ることができない埋蔵文化財について，その記録を作成するために行う発掘調査のほか，遺跡の現状保存を前提とし，保護・活用の施策に必要な情報を得るため，あるいは遺跡の整備・活用を進めるために行う発掘調査等がある。発掘調査は遺跡の内容を解明する上で不可欠なものであるが，それはどのような目的であれ調査対象の遺跡の解体・破壊を伴うという側面をもつものである。遺跡から我が国あるいは地域の正しい歴史や文化を復元し，貴重な遺跡を将来にわたって保存していくためには，必要な発掘調査が適切に行われる必要がある。全国において年間数千件行われる，このような，行政目的による発掘調査の適切な遂行を確保するためには，発掘調査の内容や方法に関する標準が必要である。検討は，平成 13 年 11 月から，委員会を３回，協力者会議を 11 回開催して行われた。

本委員会としては，この検討結果をこの報告書にまとめ，提言するものであるが，本標準は，現実に行われている調査をそのまま是認しようとするものではなく，求められる埋蔵文化財の調査のあり方を示したものである。今後，文化庁及び各地方公共団体において，この報告を踏まえた施策を進め，埋蔵文化財の保護の推進が図られることを期待するものである。最後にご協力いただいた委員・協力者，関係機関に感謝申し上げる。

第１章　調査標準に関する現状と課題

埋蔵文化財の保護を進める上において，遺跡の発掘調査は必要不可欠の措置であり，かつ，きわめて重大な意味をもっている。遺跡の多くは地下に埋蔵されており，発掘調査を行うことなしにはその内容を解明することができない反面，発掘調査自体が必然的にその解体・破壊を伴うという側面がある。そのため，国民共有の貴重な財産である埋蔵文化財について適切な保護措置を講じるためには，発掘調査を適切に行うことが必要である。埋蔵文化財行政上の目的で行われる発掘調査は，①記録保存のための発掘調査，②保存・活用のための発掘調査，③試

掘・確認調査に分けられる。

①記録保存のための発掘調査

開発事業との調整の結果，現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について，その内容を記録にとどめるために行われる発掘調査であり，文化財保護法第５７条の２［第９３条。平成１６年の法改正後の条名である。以下同じ。］第２項でいう「埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査」と同義である。現在行われている発掘調査の大半を占めており，多くは当該開発事業の事業者の経費負担により行われている。

②保存・活用のための発掘調査

重要な遺跡について史跡指定その他の保護の措置を執るため，あるいは史跡指定されている遺跡の整備・活用を図るために行われる発掘調査である。

③試掘・確認調査

埋蔵文化財包蔵地の所在や範囲の把握，開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整，あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に関する期間・経費等の算定等のための知見・資料を得ることを目的として行われる発掘調査である（平成 10 年 9 月 29 日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（以下「平成 10 年通知」という。）参照）。

これらの発掘調査の内容や方法は，当然，その目的と対象とする遺跡に応じたものでなければならない。また，これらはいずれも行政上の措置として行われるものであることから，それを実施する地方公共団体等の間で大きな差異がないようにするため，それぞれについての標準的な考え方と方法がなければならない。

なお，③の試掘・確認調査については，平成 10 年通知においてその目的・意義等について示されており，この報告では検討対象としては取り上げていない。ここで示す標準は，基本的には，行政上行われる発掘調査等を対象とするものであるが，埋蔵文化財が国民共有の財産として将来にわたり保存していく必要のあるものであり，学術研究を目的にした発掘調査であっても，埋蔵文化財の解体・破壊を伴うという側面があることから，この標準に示されている事項に配慮することが適当である。まず，以下にそれぞれの発掘調査について，その標準に関する現状と課題を整理しておく。

１．記録保存のための発掘調査

（１）調査標準に関するこれまでの経緯と現状

昭和 30 年代までは発掘調査が少なく，これを行う組織，調査員も限られていたため，発掘調査の内容や方法に関する標準については大きな問題にならなかった。大規模な開発事業の全国的な展開を迎えて，昭和 41 年，文化庁（当時は，文化財保護委員会）は，地方における調査員の養成と資質の向上を目的として，『埋蔵文化財発掘調査の手びき』を編集・刊行し，専門的な知識と技術の普及を図った。これは発掘調査の準備と実施，出土品の整理，調査結果の整理・公開等についてはじめて総括的にまとめられた手引書であり，以来，発掘調査の実施に当たって活用されてきた。しかし，本書は記録保存のための発掘調査について求められる事柄，範囲を直接念頭に置いたものではなく，また現状では，近年の発掘調査の規模拡大や調査技術，関連機器の進歩等に対応していないところも生じてきている。

その後，全国的な発掘調査の増加とともに，それに対応するために地方公共団体では，専門職員の増員や埋蔵文化財調査センター等の調査組織の増加といった，発掘調査体制の整備が行われた。それに伴って発掘調査の内容もしだいに多様化が進み，地方公共団体の埋蔵文化財調査センター等では，作業内容を標準化するために独自の手引き（マニュアル）を作成するところもでてきた。しかし，その内容は地域で伝統的に行われてきた方法を基礎としており，地域ごとで差異がみられる。また，都道府県において，管内の市町村（特別区を含む。）まで含めて統一的に適用する調査標準を策定した事例はほとんどなく，市町村ごとで調査内容に差異がみられる場合もある。

本委員会が平成 12 年に行った『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』の報告においては，発掘調査の作業内容が経費・期間に直接に関係する要素であることから，事例として集落遺跡を対象とした発掘調査の作業工程及び記録類等の成果品についての標準を示した。しかし，この標準は，あくまでも経費等の一般的積算方法を求めるために全国で行われている発掘調査についての平均的な方法・内容を示したものであり，発掘調査の目的や意義を踏まえて調査や記録の作成等の方法・内容を正面から検討したものではないため，ここでいう発掘調査の標準としては十分なものではなかった。

現状では，全国各地で行われている記録保存のための発掘調査の方法･内容は，同種･同規模の遺跡を対象とする場合であっても，各地域における伝統，調査員の資質，確保できた調査の期間･経費等の要因により，必ずしも同じではない。そのため，中には発掘調査を行ったにもかかわらず調査対象の埋蔵文化財に関する必要な情報が把握されておらず，適切な記録保存措置が執られたとはいえないものや，必ずしも必要でない作業が行われて，結果として経費や期間の増大につながっている事例もある。

また，発掘調査の件数・規模が著しく増大した現在では，膨大で多様な遺跡の情報について的確な整理・分析・集約や調査成果に基づいた遺跡の内容・歴史的意義等の総括が行われていない場合，調査成果の活用が困難なことにもなるので，これらについての適切な対応が求められている。

（２）調査標準についての行政的位置付け

文化財保護法第 57 条の２［第 93 条］及び第 57 条の３［第 94 条］の規定により，周知の埋蔵文化財包蔵地において工事を行う場合，事業者は，都道府県又は指定都市の教育委員会（平成 11 年のいわゆる「地方分権一括法」による文化財保護法改正以前は文化庁長官）に届出又は通知を行い，それに対し都道府県又は指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という。）は，工事前に「埋蔵文化財の記録の作成のための発

掘調査の実施その他の必要な事項」（法第 57 条の２［第 93 条］第２項）を指示又は勧告することができることとされている。記録保存のための発掘調査は，埋蔵文化財の現状保存を図ることができない場合に，多くの場合，この指示・勧告を受けた事業者が地方公共団体やその設置する埋蔵文化財センター等の発掘調査機関等（以下「地方公共団体等」という。）に委託して行われている。地方公共団体等によって行われる記録保存のための発掘調査の具体的な方法・内容は，従来，それを行う地方公共団体等の判断に任されてきたが，発掘調査事業の拡大に伴って，全国的には地方公共団体等の間で量的・質的な差異が生じてきた。現状保存できない埋蔵文化財についての記録は，その遺跡に代わって国民の文化的資産として後世に残されなければならないものであるから，常に一定の質が確保されている必要がある。また，記録保存のための発掘調査の方法･内容は，事業者の負担する経費の額や調査に要する期間の長さに直結するものである。それに要する経費は原則として事業者の負担となることから，地方公共団体等によって方法と内容に大きな差異が生ずることは避けねばならない。

これらのことから，記録保存のための発掘調査について地方公共団体等が準拠すべき一定の標準が必要であると考えられるに至った。

（３）発掘調査の方法・内容に関する標準についての基本的な考え方

上記（２）のことから，埋蔵文化財がもっている歴史的な情報を的確に把握し記録するという記録保存のための発掘調査の目的を，地域や調査主体間において大きな差異を生ずることなく達成するためには，発掘調査の方法・内容に関する標準を定め，それに準拠することとする必要がある。発掘調査の方法・内容を示す標準は，記録保存のための発掘調査が法令に基づいて全国共通に執られている措置であることや，調査対象である埋蔵文化財の内容に大きな差異がないにもかかわらず発掘調査の方法・内容が地域ごとに異なることにより，特に事業者の負担に多寡が生ずるのは適切ではないこと等から，国において，全国に共通のものとして定める必要がある。また，この標準は，単に調査や記録・資料作成作業の手引きではなく，記録保存のための発掘調査の基本理念や調査方法の原則を示し，それに基づいた作業工程とその目的・意義等の基本的事項を明らかにしたものでなければならない。

標準作成に当たっては，これまで全国各地で行われてきた多数の発掘調査によって蓄積されてきた手法・知見を踏まえ，広く活用できるものとなるよう留意する必要がある。各都道府県においては法第 57 条の２［第 93 条］第２項に定められている記録保存のための発掘調査の指示等の事務執行における基本的な指針として，この標準に準拠して，「基準」を定める必要がある。この場合，各地域における遺跡のあり方等の特性上，この標準以上の内容が必要と判断される場合があれば，都道府県や地域ブロック単位で，その内容を一部修正し，あるいはより具体化したものとすることが適当である。なお，本委員会が平成 12 年の報告で発掘調査等の経費の積算に関して示した作業工程等の標準は，結果としてここで検討された内容と大きく異なるものではないが，従前の各都道府県の基準と本標準との間で積算の結果が異なる場合には，都道府県において従前の基準を改訂する必要がある。

実際の発掘調査において各現場担当者が標準に従って適切な作業を行うためには，具体的な作業の手順や内容を示した手引きによることが有効と考えられるので，標準に即した全国に汎用できる手引書を作成することが今後の課題である。また，発掘調査の方法・内容は，遺跡の種類によって異なることから，標準は遺跡の種類ごとに定めるのが望ましいが，当面，最も一般的に存在する集落遺跡に関するものを作成することとし，今後，必要に応じて官衙・寺院跡，古墳，貝塚，窯跡等の生産遺跡，低湿地の遺跡等についても標準及び作業の手引きを作成することが望ましい。

２．保存・活用のための発掘調査

行政上必要な発掘調査としては，上記１の現状保存を図ることができない埋蔵文化財について記録保存措置を執るための発掘調査のほかに，重要な遺跡についてその保護を目指して遺跡の内容や範囲を把握するため，あるいは史跡として保護されている遺跡の整備・活用や保存・管理上の必要に伴い遺跡の内容を把握するため等の目的により行われるものがある。このような趣旨・目的による発掘調査は，遺跡の保護や史跡整備事業の進展に伴って各地方公共団体において活発に行われるようになってきている。保存・活用のための発掘調査は，当然，記録保存のための発掘調査とは方法・内容が異なる。また，保存・活用の措置には，多様な目的と内容があり，さまざまな段階や局面がある。たとえば遺跡の保存を目指して範囲・内容を確認する段階と，保存が決定しさらに整備活用の具体的方法を検討する段階とでは，目的はもとより，それぞれ行うべき方法や作業内容も異なる。

現状では，保存すべき遺跡の範囲を決定しなければならない段階での調査であるのに中核部分のみを発掘したり，あるいは遺跡の内容や価値付けを明確にしなければならないのに内容の確認が不十分で保存の措置を決定でない等，それぞれの段階や局面に応じて明確な目的をもった適切な調査が行われていないものがある。また，遺跡の保存に配慮せず，遺構の埋土まで完掘してしまう等，記録保存のための発掘調査とほとんど同じ方法で行い，その遺跡に関する重要な情報が失われてしまっている場合も見受けられる。あるいは，重要な遺跡を対象とする調査であるにもかかわらず，体制が不十分であったり，整理作業や報告書作成が行われていない事例等もみられる。

これは，調査員が記録保存のための発掘調査しか経験していないことが原因の一つであると考えられることから，まず保存･活用を目的とする発掘調査についての理念や方法等についての標準を定め，それを徹底することによって適切な調査が行われるようにするとともに調査目的に即した調査体制の構築・整備を行うことが必要である。なお，史跡整備に伴う発掘調査につ

いては，文化庁が委員会を設けて検討し近く刊行する予定の『史跡等整備のてびき』においても言及されているが，本報告書では史跡等整備に伴うものを含めて広く埋蔵文化財の保存・活用のために行われる発掘調査全般に係る標準を検討対象とすることとした。

３．試掘・確認調査

試掘・確認調査は，主に開発事業と埋蔵文化財の取扱いを調整する場合に，遺跡等の内容・価値等を事前に把握して協議し，その結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲の決定や期間・経費等の算定を行うために必要な資料を得るため実施されるものである。

この調査に関する現状と課題及び改善方策については，平成10年6月の本委員会報告『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』において示されており，この報告を受けた平成10年通知においては，その重要性とそれに関する留意点が以下のように述べられている。

①記録保存のための発掘調査に関して必要な事項を決定，算定するためには，あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容，遺構・遺物の密度，遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことことが求められる。また，開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても，一定の記録を残しておくことが求められる。

②このため，それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために，十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査），確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。

③各地方公共団体においては，試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分認識し，これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置付け，その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに，より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。なお，開発事業が計画されている区域においてあらためて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は，事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

各地方公共団体においては，この通知の趣旨に従って試掘・確認調査を的確に行い，開発事業と埋蔵文化財保護との円滑な調整に成果をあげている。今後とも平成10年通知の趣旨の徹底と試掘・確認調査の適切な実施が期待される。

第２章　記録保存のための発掘調査に関する標準

１．記録保存のための発掘調査に関する基本的事項

（１）発掘調査の性格と内容

行政上の措置として記録保存のための発掘調査を行うものであり，地方公共団体は，発掘調査の実施を適切に管理し，それに伴う記録類及び出土遺物について適切に保管・活用を図らなければならない。発掘調査は，①現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」という。），②調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）を経て，③発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の刊行に至る一連の作業によって完了する。

①発掘作業　現状保存を図ることができない埋蔵文化財について，土壌の特徴を見極めながら掘削し，そこに埋蔵された遺構と遺物の存在及びその相互関係を明らかにするとともに，それらの記録を作成する作業である。遺跡を解体・破壊しつつ行われる作業であり，後にやり直すことや再検証することは不可能な性質のものである。

②整理等作業　発掘作業でとられた記録と出土した遺物について，考古学の手法を中心に既往の学術的な成果に基づいて整理，分析し，最終的には遺跡の内容をまとめた報告書の作成を目的として行うものである。さらに，遺跡に関する基本的な資料である記録類と出土遺物を将来にわたって保管し，公開と活用を図ることに備えるための作業でもある。

③報告書　現状保存を図ることができなかった埋蔵文化財に代わって後世に残す記録のうち最も中心的なもので，発掘調査の成果を周知し活用できるようにするものである。内容は行政的に講じた措置の記録と学術的な成果の記録からなる。標準は，この発掘作業，整理等作業，報告書それぞれの作業あるいは内容について定める必要がある。

（２）発掘調査に関する基本的事項

発掘調査は，今日の考古学等の水準を踏まえた上で，必要な作業を，問題意識をもって，調査目的に対して必要な範囲で実施しなければならない。調査に当たっては，発掘作業から整理等作業に至るまで，必要性に疑問がある作業は避け，遺跡に関する有用な情報の記録を可能な限り客観的で正確かつ必要十分な形で後世に残すことができるようにしなければならない。

（３）発掘調査の工程と調査体制

発掘調査は，発掘作業から報告書刊行に至る合理的な進行体系と個々の仕事の作業量等を見極めて策定した計画のもとで，適切な順序により進めなければならない。特に記録保存のための発掘調査においては，遺跡の内容や規模に応じた適正な経費と期間を踏まえて，遺構調査やその記録作成，あるいは遺物の実測等の時間や手間を要する工程に比重を置く等，全工程を見通してバランスのとれた作業配分で進めなければならない。そのために，各工程の目的・意義や作業内容とそれに要する作業の質及び量の程度等は，各調査員が十分に理解してこれに当たる必要がある。

また，調査の各工程と作業は，内容的に一定の水準を保ったものでなくてはならない。そのため，発掘調査を担当する調査員は「専門的知識・技術の面で，調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し，発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができるとともに，発掘調査報告書を適切に作成できる者」（平成12年11月17日付け文化庁長官通知）でなければならないものとされている。本標準に基づいた作業を行う上でもこ

の要件は不可欠であり，調査員についての資質の向上に努める必要がある。

さらに，発掘調査を円滑に進めるためには，調査全体の進行及び安全管理，経費・施設・人員等の確保のための組織的対応が不可欠であるから，適切な体制作りも必要である。

（４）調査手法の開発・改良

発掘調査の手法は，効率性・経済性，考古学や関連分野の研究進展等の観点から，これに関連する機器や用具の技術開発にあわせて，あらたな開発や改良を進めることも必要である。とりわけ進展が著しいデジタル技術に関しては，測量や記録，報告書の作成，報告の媒体，公開・活用等において，すでに適宜取入れられているところであり，今後，さらにそれらを導入した調査やその成果の公開・活用に関する手法の開発・改良を行うことも必要である。なお，デジタルデータについては保存方法等の課題も指摘されており，それに留意した対応をとることが求められる。

２．発掘作業

（１）発掘作業の基本方針

（ア）遺跡の種類・立地に対応した発掘作業

発掘作業は，遺跡を構成する主要な要素である遺構と遺物の関係を解体することになるものであるから，後の分析，検討にとって有用な情報を細心の注意をはらって確認・把握し，記録しなければならない。

通常，遺跡はその種類や立地環境によって一様ではなく，それぞれに応じた発掘作業方法がある。集落遺跡と古墳や窯跡では作業方法が異なるし，台地上に立地する遺跡は遺構検出面が比較的浅く，遺構面も単一であることが多いのに対し，低湿地に立地する遺跡は遺構面が複数であることが多く，有機質遺物の出土にも注意をはらわねばならない等々の差異がある。このような遺跡の種類・立地の差異に対応できるような，発掘作業が必要である。

（イ）発掘作業方法の適切な選択

発掘作業における各工程の作業は，同じ比重をもっているわけではない。遺跡の本質的な構成要素である遺構と遺物の所在とそれらの有機的な関連を明らかにすることが重要であり，それに関連した工程に重点を置く必要がある。その上で，各工程内の作業については，期待される成果と作業に要する労力を勘案して，最も有効かつ効率的な方法を選択し適用しなければならない。たとえば，遺物包含層の掘削においては，遺構との関係の強弱に応じた方法を選択し，包含される遺物の取扱い方に差をもたせる等の工夫が必要である。全工程の中でも遺構を掘削する「遺構調査」の工程は最も重要であるから，十分な時間を充て慎重に作業する必要がある。遺物は埋土内における状況等によってその資料的価値を的確に判断し，それに応じた取上げ方法を採る必要がある。

（ウ）目的に即した作業の実施

発掘作業における各工程の作業は，作業自体が目的化している傾向もみられるので，本来はどのような趣旨や目的で行うものであるかを正しく認識した上で行わなければならない。選択した作業方法によって得られる結果が，発掘調査全体の中で後の作業や最終の成果にどのように生かせるかを考え，必要十分な作業の実施に努めなければならない。

（エ）客観性と正確さの確保

学術的な活用にも供しうる成果をあげる発掘作業とするためには，その水準を一定の高さに保ち，後の検証に耐えうるように正確で客観的に実施する必要がある。そのため，層位の把握や遺構の重複関係の確認等の重要な工程にとどまらず，発掘作業計画の立案の段階から日々の進行，発掘成果の検討に至るまで，複数の調査員で検証する等，正確さと客観性を保つことが必要である。やむをえず１人の調査員で発掘作業を行う場合においては，過程の要所において第三者の検証を受ける等の配慮が必要である。

（オ）的確な記録・資料の作成

発掘作業の各工程においては，確認した事実や得られた成果の適切な記録を残すことが必要である。単に記録が詳細であればいいというものではなく，後の整理や分析及び報告書作成に有効で無駄のない記録とするために，最善の方法を採らなければならない。

遺物の出土位置の記録は，出土状況によって資料的価値を正しく判断し，その価値に応じた記録方法を選択する必要がある。遺構完掘段階の記録は基礎的な資料であるため，必要な情報を的確に，可能な限り漏れなく捉えた実測図，写真等を作成する必要がある。

（２）発掘作業の工程とその内容

発掘作業の基本的な工程・内容を大別すると，（ア）発掘の前段階の作業，（イ）表土等及び遺物包含層の掘削，（ウ）遺構調査，（エ）理化学的分析・日常管理等となる。このうち（エ）の作業は（ア）から（ウ）の作業と並行して行われるものである。以下，各作業工程についての要点を述べ，具体的な内容については「別紙１」に記すこととする。

（ア）発掘前段階の作業　（別紙１「発掘作業の標準」１参照）

まず，試掘・確認調査等の知見と周辺地域におけるこれまでの調査成果に基づき，発掘調査の範囲・工程等の計画を決定するとともに，具体的な発掘の方法について検討する。次に，調査対象地の正確な位置を記録するため，標準の座標に基づいた基準点を確保する。また，調査地周辺の微地形や遺物の散布状況等は，古墳等地上に顕在している遺構だけでなく，地下遺構についても有用な情報を示していることが多いため，十分な現地踏査を行った上で，特に旧地形が残っている場合は，掘削前に地形測量・写真撮影を実施することが望ましい。それらの作業の後，遺構や遺物の出土位置等を表す基準枠となるグリッドを基本とする発掘区の設定を行う。

（イ）表土等及び遺物包含層の掘削（別紙１「発掘作業の標準」２・３参照）

調査の主目的である遺構を検出するために，表土及び遺物包含層（以下「包含層」という。）上面までの土（「表土等」とい

う。），さらに包含層について土壌とその内容や性格を遺物の出土状況等から的確に見極めながら効率的に掘削する。遺跡における掘削の具体的な方法は，そこに包含された遺物の取上げとその出土状況の記録に関する取扱い方法とに密接に関連するものであり，包含される遺物の性格・意味に応じた適切な方法を選択する必要がある。

①表土等の掘削　表土等は，通常は遺物をほとんど含まないが，含んでいる場合もそれは二次的な堆積や攪乱によるものであり遺構との関連は薄いため，重機等を用いた効率的な掘削を原則とする。

②包含層の掘削と遺物の記録　包含層とは，遺構面上に堆積した遺物を含む層である。包含層には，遺物が遺構面の上におおむね原位置に近い状態で所在して遺構との関連が特に強いものと，二次堆積によるものや後世の形成に関わるものとがあり，ここではそれぞれ「一次的包含層」と「二次的包含層」と呼ぶ。包含層出土の遺物は遺構内出土遺物に次いで意味のある資料であり，特に一次的包含層の出土遺物はより重要である。包含層の厚さ，遺構面の深さ，遺構の分布状況及び遺物の包含状況等については，試掘・確認調査によりある程度の見通しは得られているとしても，確実な予測をもって適切な方法を選択して掘削を行うためには，あらかじめ正確に把握しておくことが重要である。そのためには，必要な箇所に適宜トレンチを設定して，包含層の性格や遺構の分布の概略等の知見を得た上で全体の掘削を行うことが有効である。二次的包含層の掘削は大型の用具（スコップ・じょれん・唐グワ等）により行うが，遺物が少ない場合等は調査員立会下で重機によって薄く剥取ることとし，遺物は主としてグリッドごとに層位単位でまとめて取り上げることを基本とする。一次的包含層は大型の用具又は小型の用具（移植ごて・草削り・手グワ等）により掘削し，遺物については，下層に予想される遺構との関連が特に強いと判断される場合等に限って，必要に応じて三次元的な位置を記録し（以下「ドットマップの作成」という。）又は出土状況を実測する（以下「出土状況の実測」という。）。

（ウ）遺構調査　（別紙１「発掘作業の標準」４・５参照）

遺構調査は発掘作業の中核をなす工程であり，十分な時間を充てて慎重に作業する必要がある。遺構に関しては，調査によってその機能や性格，構築法や時期，補修・改変を含む使用状況，廃棄の時期や状況・過程等を解明することが求められる。そのためには，形状・規模や構造等及び遺構内の埋土（覆土）の基本層位と各土層のあり方及び遺物の包含状況を正しく把握することが重要である。たとえば，形状や規模等から竪穴住居と判断される場合，埋土のうち上層の自然堆積層部分は，住居の廃絶後に形成されたもので，そこに含まれる遺物により廃絶時の時期や状況が示唆され，また，住居の床面に据えられた土器により住居の構築・使用の時期や住居と土器の使用状況が推測される。発掘作業時において，これらのすべてを必ずしも解明できるわけではないが，それを念頭において掘削し記録の作成等を行い，のちの整理等作業に備える必要がある。以下作業ごとの要点を記すが，別紙１においては普遍的な遺構である竪穴住居の場合（標準４）とそれ以外の遺構の場合（標準５）に分けて示すこととする。

①遺構検出　土壌の色調・質・硬さ・混入物等を慎重に見極めながら，遺構の所在を把握し，その規模・平面形態等を明らかにする。さらに，埋土の状況や遺構の配置状況，伴う遺物等にも注意をはらい，遺構の性格や時期を推定する。重複する遺構がある場合は，相互の新旧関係を確認して時期的変遷を把握する。遺構を検出した段階で，遺構番号を付したり遺構配置を検討するために，簡略な配置図を作成することが有効である。

②遺構掘削　遺構の掘削は，漫然と上層から遺物を検出しながら掘り下げるのではなく，解明すべき点を意識しながら，一定の見通しをもって適切な方法により行わなければならない。掘削は遺物の記録及び取上げと並行して行うものであり，それと密接に関連する埋土の基本層位と遺物の包含状況等について，あらかじめある程度把握しておく必要がある。遺構上面の平面的な観察を入念に行うほか適宜トレンチを設定する等して断面からそのあり方を把握することも有効である。基本層位は，各土層が自然堆積か人為的埋め土かをそのあり方から見極め，竪穴住居では床面直上層と上層の自然堆積層等を識別することが重要である。それにより，具体的な掘削方法と遺物の取扱い方法，さらにその手順についての見通しが得られる。掘削は，把握された埋土の基本層位ごとに，遺物の出土状況に留意しつつ，小型用具により慎重に行わなければならない。遺物は，出土状況に特別な意味が認められない限り，基本層位と遺構内の小地区ごとの一括で取り上げることを基本とする。廃棄された遺物についても，個別の遺物の出土位置は偶然の結果であることが多いため，層位ごとに取り上げることを基本とする。一方，たとえば住居床面に据えられたことが確認できる土器やカマドに使用された土器等，意識的に置かれた遺物や遺構を構成する遺物については遺構との関連が分かるように出土状況の実測を行って取上げ，住居との関連が強いと考えられる床面直上のもの等は出土状況の実測又はドットマップの作成を行うこととする。ドットマップの作成を行う場合においても遺物が属する層位は重要であり，基本層位の記録は必須である。なお，玉類・種子類等の微細な遺物の出土が予想される場合においては，遺構内の埋土ごと取り上げて，その洗浄を行って遺物を採取することもある。竪穴住居における柱穴，貼床，周溝等，遺構に伴う付属施設の確認も怠ってはならない。

③遺構の記録　遺構調査の過程及びその完掘後に実測と写真撮影を行って，客観的かつ正確な記録として図面（実測図）と写真を残す。図面は寸法を正確に示すことができ，対象を選択して必要なものだけを表現することができるのに対し，写真は寸法を正確に表現できないが，画面内のものはすべて記録され，記録者の主観が入り込むことが少ないという特徴がある。実測には各種の方式があるが，それぞれの特性や利点，欠点を十分認識し，遺構の特徴を的確に表現できる方法を採用する必要がある。写真は遺跡の状況，性格や遺構の特徴を十分表現し，精

緻な情報を記録した，後世の使用と保存に耐えうるものを撮影する必要がある。

記録保存のための発掘調査において，遺構完掘時の記録は重要な成果品であり，かつ基本資料であるため，図面と写真それぞれの特質を理解し，必要な情報を十分記録できる方法を採らなければならない。

（エ）理化学的分析・日常管理等（別紙１「発掘作業の標準」６参照）

遺跡の性格を総合的に明らかにするため，必要で有効な場合は，土壌や遺物について適切なサンプリングを実施し，理化学的分析を行う。発掘作業においては，日誌や写真により作業進行の記録を残す。日々の成果と課題を整理することにより，以後の調査を円滑に進めることができ，後の検討及び追跡のための資料ともなる。

安全対策は発掘作業の全工程にわたって必須である。発掘作業はその性格上，常に土砂崩壊，感電，高所からの転落等の危険を伴うため，労働安全衛生法等に基づいた安全基準を遵守して事故のないように配慮しなければならない。なお，適当な時期に現地説明会等を行って発掘調査成果の公開・普及に努めることも重要である。

３．整理等作業

（１）整理等作業の基本方針

（ア）作業対象の選択と作業の実施

整理等作業は，発掘作業で明らかにされた遺跡と遺物の内容を踏まえて，適切な方法を検討して実施計画を立案する必要がある。

発掘作業は，遺構・遺物のすべてが作業対象となるものであるのに対し，整理等作業は，遺物については，報告書に掲載されるものを対象として行う作業が多く，遺構についても報告書における取扱いによって必要な作業内容が異なるものである。そのため，整理等作業は，報告書に掲載する資料をどれだけ選択するか等によって作業量が大きく変動することとなる。したがって，その選択は，作業の各工程において，目的に応じ，考古学的な知見･手法に基づき適切に行う必要がある。とりわけ，遺物は遺跡を理解する上で重要な資料であり，遺物に関係する整理等の作業は多大な作業量を要する上に，接合・実測・復元等中核をなす作業は専門的な知識と熟練した技術が不可欠である。そのため，考古学的な観察，分類を適切に行った上で，資料的価値に応じて報告書に掲載するものを正しく選択する必要がある。

従来，発掘調査の規模拡大による整理等作業の大規模化に伴い，各作業工程の目的や意義が十分理解されないまま機械的に進められる傾向もみられるが，作業対象の遺物等の選択が適切に行われなかったり，不必要あるいは不適切な作業方法が採られることがないよう，あらためて目的と意義を正しく認識して作業を進める必要がある。

（イ）作業の担当者

整理等作業は，発掘作業についての情報・成果を正確に把握した上で行わなければならないことから，発掘作業を担当した調査員が行うことが望ましい。特に図面や写真の確認・点検等を行う「調査記録の基礎整理」の工程は原則として発掘作業を担当した調査員が行う必要がある。ただし，一定の水準を確保し，内容に応じて効率よく作業を進める上では，必要に応じて発掘担当者以外の者の協力を得ることが効果的である。作業対象についての分類・選択に際しては複数の調査員が関わる等，客観性を確保するための体制が必要である。

（ウ）作業の実施時期

発掘調査の結果を正確に報告書に反映させるためには，発掘作業についての認識・記憶が確実で鮮明なうちに整理等作業に着手し，報告書を可能な限り早く作成することが必要である。また，調査成果を迅速に公開することも必要である。これらのことから，後述４で示すとおり，報告書は発掘作業終了後おおむね３年以内に刊行することを原則とすることとしているので，それにあわせて整理等作業を 行う必要がある。なお，「調査記録の基礎整理」は発掘作業中の遺構等との照合等が必要であり，出土遺物の種類や時期等の情報は発掘作業を進める上でも大いに参考になるものであることから，「調査記録の基礎整理」や遺物の洗浄等は発掘作業と並行して行い，すみやかに観察を行うことが原則である。

（２）整理等作業の工程とその内容

整理等作業の基本的な工程・内容を大別すると，（ア）記録類と遺構の整理，（イ）遺物の整理，（ウ）調査成果の検討，（エ）報告書作成作業，（オ）保管・活用に備えた作業となる。基本的には（ア）による遺構と（イ）による遺物の整理検討を受けて，（ウ）で両者をあわせた総合的な検討を行い，（エ）の報告書の作成に至る。ただし，これらの各工程の作業は必ずしもすべてが明瞭に区別されて，順番に行われるものではなく，内容によっては複数の工程を並行して行ったり，順序を逆にして行う方が適切な場合がある。以下，各作業工程についての要点を述べ，具体的な内容については別紙２に記すこととする。

（ア）記録類と遺構の整理（別紙２「整理等作業の標準」１参照）

記録類の整理の工程は，主として遺構に関する調査記録の整理，検討等を行うものであり，①調査記録の基礎整理，②遺構データの整理・集約，③遺構の検討の工程がある。「①調査記録の基礎整理」では，発掘作業で作成された図面・写真・日誌等の記録類について，整理等作業に確実かつ効率的に活用できるよう内容を十分確認・点検して台帳等を作成する。

「②遺構の整理・集約」では，前段階の工程で整理された各種の記録類をもとにして，遺構単位ごとに，その種類，規模や形状，新旧関係等のデータを整理し，集約する。

「③遺構の検討」では，整理，集約された結果をもとに遺構の種類・性格・時期，遺構群全体における位置付け等をおおよそ検討し，報告書における各遺構や遺構出土遺物の取扱い等の概略を決める。

（イ）遺物の整理（別紙２「整理等作業の標準」２参照）

遺物の整理の基本的な作業工程としては，①洗浄・乾燥・注記，②接合，③実測，④遺物全体の検討，⑤復元，⑥写真撮影，⑦理化学的分析，⑧保存処理等がある。これらは，遺跡の特徴や遺物の状態により必要のない場合や，いくつかの工程を並行して進めたり，あるいは順序を逆にして行うのが適当な場合もある。

遺物は，遺跡や遺構の時期や性格等を示す重要な資料であり，その出土状況によっては，遺構の埋没過程，一括遺物の器種構成等のほか，共伴遺物の時期や性格等を示すこともある。また，単独でも編年や地域性等を示す資料としての価値を有している。したがって，遺物の整理とその分析は，発掘調査の成果を示す上できわめて重要な作業である。遺物を客観的に示す方法としては，実測図・写真・拓本等の二次元的な表現に，文章や属性表等を加えて説明するのが原則である。実測図は，最も多くの情報を表現することのできる基本となる手法である。写真は実測図では表現できない遺物の質感や量感，製作技法，遺存状況等を示すためには有効であり，拓本は凹凸のある文様や製作技法を墨の濃淡によって簡便に表すのに適している。それぞれの特性に応じたものを選択し，これらを組み合わせて総合的に遺物の全容を正しく示す必要がある。したがって，遺物の出土量や種類ごとの比率等全体の傾向について正確に把握した上で，それぞれの工程において作業の対象とすべきものを適切に選択して作業を進めることが基本である。各作業を作業員が行ったり業者に委託して行う場合，特に実測については，調査員が，成果品が適切に完成しているかどうかを確認する必要がある。以下，各作業についての要点を示す。

①洗浄・乾燥・注記　遺物を正確に観察できるように，付着している土壌等を洗浄して乾燥させたのち，遺物の出土地点等の必要な情報を直接書き込む作業である。注記は乾燥後に遺物全体を観察し，後の作業上及び保管・管理上必要なものについて行う。

②接合　遺物の破片を接合して本来の器形に近づける作業である。これにより遺物の器種・器形・時期等をより正確に判断することが可能となり，関連する各遺構の同時性等を知る上で有効なこともある。この後に実測や写真撮影等の作業が続くことになるので，破損しやすいものについては石膏等で補強を行うこともある。また，この作業工程は遺物の全般的な観察を行う機会でもある。作業は，遺構から出土した遺物等資料的価値が高く，報告書に掲載すべきものを優先して効果的に進める必要がある。

③実測　遺物を観察しながら計測し図化（実測図を作成）する作業である。個別の遺物を最も詳細に観察する機会でもあり，重要な意義をもつ工程である。実測図は，資料の中では遺物の細部にわたる特徴等を含めて最も豊富な情報量を表現することが可能なものであり，その有効性が一般に広く定着しているものであることから，報告書には不可欠のものである。実測は，単純に実測が可能なものすべてについて行うのではなく，その遺跡や遺構を理解する上で有用な情報を有する遺物を選択して行う。遺物はすべて何らかの資料的価値を有しているが，出土した遺構や層位，その状況及び遺物そのものの内容によってその資料的価値は異なる。また，遺物全体について種類・器形，文様，製作技法等を十分観察して考古学的な分類を行った上で，同種・同類のものについては典型的，代表的なものを選択する等の観点も必要である。これらのことから，実測する遺物の選択は，たとえば遺構に伴って出土し一括資料としての価値を有するものは器種構成を可能な限り正確に示すように留意して行い，住居床面直上や溝最下層から出土したもの等，遺構の時期を示す資料を重視する。なお，報告書においては出土遺物全体の概要と実測図を掲載した遺物の位置付け，選択の考え方もあわせて説明する必要がある。

④遺物全体の検討　ここまでの各工程において遺物の観察と検討が行われてきているが，これらの成果を受けてあらためて遺物全体について，考古学的な知見に基づきながら，器種・製作技法・胎土等の分類，遺物の編年等を検討する。それを踏まえて報告書に記載する必要がある遺物をあらためて検討する。

⑤復元　接合した遺物の欠落部分を石膏等の補填材で復元する作業で，遺物本来の姿を理解しやすくするものである。原則として，写真を報告書に掲載するものを対象として行う。土器等の場合，復元後はその断面や内面が観察できなくなるため，実測後に行うことが原則である。

⑥写真撮影　実測図では表現できない遺物の質感や量感，製作技法，遺存状況等を示すために，報告書に写真を掲載する遺物を撮影する作業である。すべての遺物を撮影する必要はなく，前記③同様の観点で撮影対象を選択する必要がある。撮影はしかるべき性能を備えた機材と適切な方法により行う必要がある。

⑦理化学的分析　考古学的な手法や分析では明らかにしにくい年代測定や環境復元，材質・原産地の鑑定・同定等の分析を行うものである。これにより発掘調査の成果が豊かになり，遺跡の総合的理解に役立つ。ただし，分析は必要不可欠な範囲について，有効性が確認されている方法で行うことが必要である。

⑧保存処理　出土したままの状態では整理等作業や保管に支障をきたすような脆弱な遺物について，保存のための科学的な処理を施す作業である。遺物の材質や状況に応じて，形状や質感が大きく損なわれないような方法により行う必要がある。

（ウ）調査成果の総合的検討（別紙２「整理等作業の標準」3 参照）

発掘調査の成果を報告書にまとめるために，「（ア）記録類と遺構の整理」の工程における「③遺構の検討」と「（イ）遺物の整理」の工程における「④遺物全体の検討」の検討成果をあわせて，あらためて総合的に検討する工程である。これにより，報告書の「調査の方法と成果」に記述する個別の遺構・遺物についての基本的内容がまとめられる。その上で考古学上の研究成果を踏まえつつ，必要に応じて周辺の遺跡の情報も収集する等して，遺跡全体の構造や性格，時期的な変遷や展開過程，さらには地域における歴史的位置付け等，報告書の「総括」につながるような総合的検討を行う必要がある。

（エ）報告書作成作業　（別紙２「整理等作業の標準」４参照）

印刷物としての報告書の形にまとめるための作業である。報告書作成の基本的な作業は，①文章作成，②トレース・版下作成，③割付・編集，④印刷等である。「①文章作成」では後述４の発掘調査報告書の記載内容を参照して文章を作成する。「②トレース・版下作成」では報告書に掲載するために遺構や遺物の実測図をトレースし，さらに他の図面，写真も含めて印刷用の版下を作成する。「③割付・編集」では印刷物とするために文章及び図面や写真の配置を割付し，全体を編集する。「④印刷」は仕様を決め発注して印刷物にする工程である。記録保存のための発掘調査にあっては，報告書の内容の如何によって調査事業そのものの成否が左右されることをしっかり認識して各作業を進める必要がある。

（オ）保管・活用に備えた作業（別紙２「整理等作業の標準」５参照）

発掘調査で作成された記録類及び整理等作業で作成された資料類や出土遺物は，調査に関する資料として，また，成果の活用のために重要かつ不可欠のものであり，将来にわたって保存・活用していく必要のあるものであることから，後世に残す必要のあるものについて，遺跡が所在する地方公共団体で確実に保管し，必要に応じて希望者が利用できる状態にしておく必要がある。そのため，地方公共団体以外の調査主体が行った調査の場合にあっては，調査完了後，資料類・出土遺物を遺跡所在地の地方公共団体へ移管することとする等により上記の措置が可能なようにする必要がある。公開すべき記録・資料や遺物は，文化財の普及・活用活動等を通じて積極的に公開し，国民が埋蔵文化財に親しみ，国や地域の歴史についての理解を深めるために活用する必要がある。

４．発掘調査報告書

（１）報告書の意義

記録保存のための発掘調査における報告書は，埋蔵文化財のうち，現状で保存できなかったものに代わって後世に残る記録の中で最も中心となるものであり，埋蔵文化財に代わる公的性格をもった重要な存在である。したがって，報告書は，発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならないのは当然であるが，それとともに，将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものでなければならない。その作成に際しては，事実及び所見の記述と図面・写真等の資料を体系的・合理的に構成し，利用しやすいものとなるよう細心の注意をもって当たる必要がある。

（２）記載事項とその内容（別紙３「発掘調査報告書の標準」１参照）

報告書は，記録保存に関して行政的に講じた措置の記録と，発掘作業及び整理等作業を経て得られた学術的な成果の記録からなる。報告書に掲載する基本的項目は，①経過，②遺跡の位置と環境，③調査の方法と成果，④理化学的分析，⑤総括，⑥報告書抄録等がある。④の理化学的分析は必要な場合に加わるものである。以下，各項目の記載事項についての要点を述べ，具体的な内容については「別紙３」に記すこととする。

①経過　その発掘調査を必要とするに至った開発事業等と埋蔵文化財保護との調整，調査体制，調査活動，調査後の保護措置等，開発事業との調整から調査完了に至る一連の事実を記述する。（地方公共団体以外の者による調査の報告書にあっては，行政的に講じた措置の記録は，関係した地方公共団体から提供する等の対応が必要である。）

②遺跡の位置と環境　その遺跡の歴史的な意味を把握する上で不可欠の要素であり，調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境，他の遺跡のあり方等について把握できるよう記述する。

③調査の方法と成果　報告書の中核をなす部分であり，通常，最も多くの分量を占める。発掘作業と整理等作業の方法について記述した上で，検出・把握できた遺構の状況，遺構と遺物の関係，遺物全体の出土量・内訳，個々の遺物の要点等の事実を，遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述する。調査員が作業途上に思考したことを含め，発掘作業から整理等作業を通して得られたことを的確に記述する。

④理化学的分析　発掘調査の成果をより総合的に理解するために行った年代測定，自然環境，産地同定等に関する分析結果がある場合に記載する。ただ単に分析データを掲載するだけではなく，分析を行った目的や意図を記述し，その成果を「総括」に生かすことが必要である。

⑤総括　「調査の方法と成果」の事実記載だけでは発掘調査の成果全体を的確に理解することができないため，その発掘調査によって把握された遺構・遺物から，遺跡全体の構造や性格，時期的変遷等の客観的事実の整理及びその遺跡が地域の歴史の中でもっている意味，位置付け等を記述する。従来，この項目は「考察」と称されることが多く，その意義付けが明確ではなかったが，その目的・意義を明確に示すために「総括」と呼称するものである。

⑥報告書抄録　発掘調査の基本的情報である調査組織及び調査員，遺跡で得られた成果等を所定の様式の一覧にして巻末等に付するものである。報告書データベースの作成等の利用にも供される。

（３）記載に当たっての留意事項（別紙３「発掘調査報告書の標準」２参照）

報告書に必要な事項が記載されていないものや過剰な情報が未整理のまま掲載されているものがあることから，その作成に当たっては，遺跡を理解する上で必要な遺構や遺物の実測図のうち掲載するものを選択しなければならない。すべての遺構について個々の規模や土層等を表示することや，遺物実測図で示されている製作技法等を再度重複して表にも記載する等のことのないように，報告すべき事項，表現する文章，掲載する資料等について，全般にわたって調査組織全体で綿密な検討を行い，当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すよう努めなければならない。

また，個々の遺構，遺構相互の関係，層位関係，遺構と遺物

の関係等について，総体に矛盾のないように整合した説明を行い，その説明と図や写真等の資料との関係が検索しやすく，使いやすいものとなるように，利用する側の立場に立って理解しやすい構成・表現を工夫しなければならない。特に調査面積が大規模で遺構・遺物が膨大に検出されたため報告書に記載すべき事項が多い場合等にあっても，必要な情報を簡潔にまとめるよう努めなければならない。なお，報告書においては文章による記述が主要な部分を占めるのであるから，客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に表現し，理解しやすい明解な文章表現を心がけなければならない。

（４）体裁

報告書は，現状保存できなかった遺跡の内容を示す唯一の記録刊行物であることから，長期間にわたって保存が可能な印刷方法，製本方法，紙質等を適切に選択する必要がある。ただし，過剰に華美な体裁のものとすることは避けなければならない。現在の報告書は印刷物が一般的であるが，デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり，それを導入した報告書のあり方についても，今後，検討する必要がある。

（５）刊行

現状保存できなかった遺跡の記録を広く活用できるようにするためには，報告書は印刷物として複数作成され広く配布されて，所要の場所において保管・公開される必要がある。そのことは，行政における情報公開にも資するものである。以上のことから，現在，発掘調査成果の公表は報告書の刊行と配布によって行うのが一般的である。

報告書の刊行は，発掘調査単位で行うのが通常であるが，刊行の形は個々の独立の印刷物で行う必要はない。同じ遺跡で発掘調査が数次にわたる場合にはそれらの報告書を同一の印刷物にまとめて掲載したり，対象面積が狭小で得られた情報が少ない場合には年報等に掲載する等，調査の進行や規模等に応じて適切な方法を選択することも考えられる。報告書の刊行部数は，後述する報告書の活用の観点から必要と判断される数とする必要がある。報告書の刊行は，報告書の完成が発掘調査の完了であること，調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから，発掘作業終了後おおむね３年以内に行う必要がある。発掘作業が長期にわたる場合，あるいは整理等作業が長期に及ぶ場合等，やむをえない事情により３年以内に刊行できない場合は，概報（報告書の刊行に先立ち，主に遺構に関する事項を中心に調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行するもの。）を刊行したり，調査の概要を調査機関の年報に掲載する等の措置を執ることが必要である。

現状では，すべての発掘調査について報告書が刊行されているわけではなく，概報を刊行しただけで報告書刊行が行われていなかったり，成果の公表がまったく行われていない場合もある。その原因としては，整理等作業や報告書の作成・刊行に要する経費や時間が確保できない等の予算や体制の問題と，概報の刊行で調査成果の公表責任を果たしたとする等調査主体側の意識に起因するものがある。それらについては，埋蔵文化財行政全体の課題として改善を図る必要がある。

（６）保管・活用

報告書は，調査対象遺跡の所在する都道府県及び市町村において保管し活用に供する必要がある。したがって，地方公共団体は，自ら刊行した報告書のほかに管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに，自らの刊行した報告書については，関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し，発掘調査の成果を国民が広く共有し，活用できるような措置を講ずる必要がある。当該報告書に係る遺跡の所在地においては，地域の図書館，博物館，公民館等に重点的に配布し，地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは地方公共団体以外の調査組織が行った発掘調査の報告書についても同様であるから，関係地方公共団体は，報告書の入手・保管・配布等の指導その他の措置を執る必要がある。また，報告書の配布を受けた機関においては，確実に保管し，かつ，利用希望者に公開できるように管理する必要がある。なお，全国にわたって発掘調査成果の概要や報告書の刊行状況等を把握する手段として，報告書データベースの整備と公開が必要であり，このために，独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所が公開しているデータベースの充実を図る必要がある。

報告書は，発掘調査の結果を客観的に記録したものではあるが，内容は専門的であり，それによって必ずしもすべての国民が調査成果を地域の歴史に結びつけて理解できるものではない。したがって，地方公共団体においては，住民向けのわかりやすいパンフレットや概説書等の普及資料の作成，遺物・関係資料の展示，講演会等を積極的に実施し，埋蔵文化財の価値，発掘調査の意義等に関する理解の向上に努めなければならない。

第３章　保存・活用のための発掘調査に関する標準

１．保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項

学術上の価値が高く，また地域の歴史にとって重要な遺跡について，その保存を図るために，あるいは史跡指定されている遺跡について，その保存・活用のために遺構の復元・整備等の措置を講ずる上で必要な発掘調査（以下「保存・活用のための発掘調査」という。）の意味については，第１章２において述べたとおりである。保存・活用のための発掘調査は，当然，第２章で述べた記録保存のための発掘調査とはその理念をまったく異にするため，調査内容，方法等も異なるところがある。保存・活用のための発掘調査は，歴史的な位置付けと価値を明確にして遺跡を保存・活用していく上での基礎資料を得ることを目的として実施される。この発掘調査の対象となる遺跡は，通常，国や地方公共団体あるいは地域にとって歴史上，学術上の価値が非常に高く，将来の人々にとっても貴重な財産であり，将来に向かって保護していく必要のあるものである。

一方，発掘調査は遺跡の理解のために必要なものとはいえ，

それによって結果的に遺跡自体の解体・破壊をもたらすという一面がある。将来，調査地周辺の調査研究の進展等により，遺構の規模や重複関係，性格等の既往の成果について再検討を行う必要が生じたり，調査技術の進歩により現在では明らかにできないことが確認できる可能性もある。そのため，将来の調査・研究に支障とならないように，また文化財を保護するという観点からも，遺跡を遺構と遺物や土壌相互の関連からなる環境を含めた総体的なものとして，可能な限り現状のままで残しておくことが求められる。そのような点から調査範囲は，調査目的を達成できる範囲で，発掘により失われてしまう遺跡の主要な要素を最小限とするという観点で限定し，遺跡の全面を悉皆的に発掘することを避け，遺跡の重要な情報を含んでいる遺構埋土の保存にも配慮することを心がける必要がある。

保存・活用のための発掘調査に求められる最も重要な基本原則は，遺跡を可能な限り将来に残して保存することを前提にした上で，発掘調査する必要性に関して明確な目的意識をもって臨み，その時点でとりうる最上の体制と手法によって，十分な計画と準備を整えて行うことである。現代人の興味，関心のみで安易に発掘を進めることは慎まなければならない。

そのような観点から，調査計画の策定，調査の実施，調査結果の評価等を適切に行うために，専門家・学識経験者を構成員とする指導委員会を設け，その意見を聴くことが必要である。また，学術的，行政的に指導・支援する都道府県や国との連携も不可欠である。保存・活用のための発掘調査にあっても，調査の結果得られた成果の記録と報告書の刊行が必要であることはいうまでもなく，整理等作業，発掘調査報告書の刊行までの手順を確実に実施しなければならない。

２．発掘作業

（１）発掘作業の基本方針

調査で確認すべき事項は，その調査の目的によって異なるが，通常，①遺跡の所在，②遺跡の範囲，③遺跡の内容である。

①の遺跡の所在確認は，遺構を反映した起伏や遺物の散布等によって地表面の観察により把握できる場合と，地表面からは把握できない場合がある。発掘によらないで所在確認が可能な場合は，できる限りそれによるべきである。所在だけではなく範囲・内容の確認においても，地表面に現れている情報はきわめて重要であり，その詳細な観察は基礎的な作業であることを認識する必要がある。

②の遺跡の範囲確認は，試掘溝等による調査を要する場合が多い。試掘溝の位置等については，現地形の把握や遺物の散布状況，周辺地域におけるこれまでの調査成果を参考にし，目的達成のために必要で最も効果的なものとなるよう周到に検討する必要がある。

③の遺跡の内容把握は，遺構を確認し，遺物の出土状況，時期・内容等をあわせ見極めながら解釈・判断することになるが，調査の目的や遺跡の種類等に応じて調査の範囲や方法は多様である。綿密な計画と調査作業の的確な進行管理が必要である。いずれの場合においても，上記１の基本原則に則して行わなければならないのはいうまでもない。

（ア）遺跡の状況に応じた調査方法

調査対象となる遺跡には，①すでに史跡に指定されて法的な保護を受けている遺跡，②史跡指定を目指し，重要遺跡として確認調査を要する遺跡，③重要な遺構等を一部発見したものの遺跡の内容や価値付けが不明で，将来的な保護のために内容確認を要する遺跡，④記録保存のための発掘調査を始めたものの，重要性が判明して保存・活用調査に転換した遺跡等多様な種類と置かれている段階があるとともに，調査進行上の段階もさまざまである。

調査は，このような遺跡の種類，状況とその時点で把握しなければならない情報を総合的に勘案し，最適の範囲と内容で行わなければならない。したがって，調査は，遺跡の種類・性格や状況，調査の進行段階等に応じた適切な目的と必要な成果を設定し，上記①から④の場合についておおむね以下のような点に留意して進めることが必要である。

①の場合　すでに史跡に指定されている遺跡は法的な保護下にあり，発掘調査自体が重大な現状変更に当たる。遺跡の内容や性格と中核をなす主要な遺構がすでに明らかになっており，重要性が定まっているものが多い。整備によって保存と活用を図るためや管理上の施策の決定や見直し等のため，さらなる内容確認のために調査を要する場合には，遺跡の保存に十分に留意して，既往の調査成果とこれから把握しなければならない知見を整理し，明確な目的を設定した上で所要の範囲について調査を行う必要がある。

②の場合　史跡指定を目的とする等，重要な遺跡として確認調査を要する遺跡は，遺跡の内容等がある程度明らかになっているもので，重要性は史跡に準ずる。保護すべき範囲の決定，価値の確認等は必須であるが，調査に関する留意事項は上記①と同様であり，遺跡の保存に十分に配慮しながら調査を行う必要がある。

③の場合　遺跡の内容や価値付けがまだ不明で確認調査を要する遺跡は，必要に応じて上記①，②に比べてある程度広範囲を対象とした調査を実施して，遺跡の範囲と内容，主要な遺構の配置，年代等を把握しなければならないので，それらの要請に応じた計画のもとに合理的な調査を行わなければならない。

④の場合　記録保存のために調査を開始した遺跡においても，遺跡の重要性と価値が明確になり現状保存へと遺跡の取扱い方針を変更する場合には，その後の調査は保存・活用のための発掘調査に切り換え，上記②に従った調査を行わなければならない。

（イ）遺跡と遺構の内容に対応した調査方法

検出される遺構にはさまざまなものが想定されるが，その内容に応じて最も適切な調査方法を選択することが必要である。古墳の埋葬施設等，その遺跡の中核となる重要な遺構あるいは類例が少なく今後の発見もあまり期待できない重要な遺構については，発掘調査そのものがその遺跡の最も重要な核心部分を

解体することとなるので，豪華な副葬品の出土や顕著な発見を期待して安易に発掘を行うことは慎まなければならない。集落遺跡における竪穴住居等のように普遍的な遺構については，調査目的を考慮した上で発掘の対象を限定し，古代の官衙や寺院等，遺構の配置や構造について一定の規則性が知られている遺跡については，全面的ではなく所要の箇所のみを発掘することによって目的を達成できることが多いので，過剰な調査にならないようにする等の配慮が必要である。また,旧石器時代遺跡，貝塚，捨て場，窯跡の灰原等，明確な掘り込みをもたず，完掘すると失われてしまう遺跡や遺構は，発掘区を慎重に定め，調査によって必要以上の範囲を破壊しないように留意する必要がある。なお，発掘調査が多年度にわたり継続的に行われる遺跡にあっては，具体的な発掘の方法，遺構の取扱い等に関する指針を定めておくことが望ましい。

（ウ）整備に伴う調査

保存･活用のための発掘調査にあっては，予定している保存･活用の内容によって調査の範囲や方法が異なるものであることは前述のとおりである。中でも遺跡を整備し保存と活用を図るための資料と知見を得る目的で行う調査の場合は，遺構を立体復元するか，あるいは平面表示にとどめるかといった整備の内容と手法によって必要とする情報が異なるため，あらかじめ目指している整備の目的に即した調査の範囲や内容等を選択する必要がある。なお，整備事業の中には，城郭の石垣等の修理のように，遺跡の本質的価値の保存上，遺構そのものの全面的な解体と徹底した調査が必要になるものもある。

（エ）遺跡の保存

いずれの調査の場合においても，検出した遺構の掘削は最小限にとどめ，後に再検証が可能な状態を保持しておく必要がある。また，遺構面が複数ある場合にどの面が遺跡の本質的な価値をもち保護を要するものであるかを正しく判断する必要がある。上層が主要な遺構面である場合は，上層の遺構の保存を図るため，下層への掘り下げは行わないことが原則である。主要な遺構面の上層の遺構についてもその内容に応じて保存に配慮しなければならない。また，調査中は遺構が損傷しないようにシートで覆う等の保護措置を施すことが必要であり，当然，遺構の保護に悪影響を与える気象条件の時期は調査を避けなければならない。また，調査後の埋め戻しはすみやかに行う必要がある。

遺構を構成する遺物は可能な限り取り上げないで現状で保存するが,脆弱で保存処理が必要な遺物や重要な遺物については，取り上げるかどうか，取り上げる場合はその方法や保存措置について，遺跡と遺物の状況を判断した上で慎重に決定する必要がある。

（オ）調査の公開と普及

この種の発掘調査の対象となる遺跡の性格上，発掘調査の成果の公開・普及は重要であり，報告書の刊行だけでなく，現地説明会や調査成果の報告会等の開催，成果をわかりやすくまとめたパンフレットや概説書の作成等を行うことが必要である。

（２）調査の方法等

保存・活用のための発掘調査においては，上記２（１）（ア）で述べたように，記録保存のための発掘調査の場合と異なり，対象となる遺跡の状況や調査の目的は多様でり，求められる方法もそれに従って変わることになる。したがって，詳細な作業標準を示すことは困難なため，この報告では基本的な方針を示すにとどめたが，実際の調査に当たっては遺跡の状況を正しく判断し，適切な方法を選択する必要がある。

（ア）事前調査，計画，発掘区の設定

保存・活用のための発掘調査は，調査組織が主体性をもって一連の作業を進めなければならない。そのためには，事前の準備と調査計画の策定が重要である。発掘調査に着手する前に，まず，対象となる遺跡に関するこれまでのあらゆる情報を十分に把握・整理し，その時点で欠けているものが何であり，それをどこまで解明するかという明確な目的を定めなければならない。遺跡の範囲や遺構のある程度の分布等を把握するためには，現地踏査が有効である。古墳や城館等は地表面の観察で遺構の把握が可能であり，遺物の散布状況から遺跡の存在や範囲，時期等をある程度把握できる場合が多い。このほかボーリング棒による探索や物理探査が有効な場合があり，状況に応じてこれらの手法を選択することも考えられる。その上で，目的を達成するために必要な調査の範囲・内容・方法等を盛り込んだ計画を策定する。その場合，発掘調査が遺跡に与える影響と予想される成果とを勘案して最も適切な範囲と方法を選択し，整理等作業や報告書刊行，遺跡の整備と活用までを視野に入れた全体計画や年次計画等を策定する必要がある。

発掘区は事前に策定した調査計画と調査目的に応じて適切な範囲で設定しなければならない。調査範囲が広いほど，あるいは遺跡の中核部を調査するほど得られる成果も相対的に大きくなるのは当然であるが，保存・活用のための発掘調査は，あくまでも目的とする課題を解明するために必要な限度での調査であることを忘れてはならない。必要とされる最小限の調査をもとに，その成果と従前の調査成果，他の類例，それらを総合した広い視点での分析研究等によって遺跡の全体像を的確に判断し，目的とする成果を得るように努めなければならない。

（イ）表土等及び包含層の掘削

発掘区の基本的な土層を把握した後に，それに基づいて表土等と包含層をそれぞれ順次掘削する。遺構検出の工程に至るまでの包含層掘削と遺物の取上げについても，記録保存のための発掘調査において求められる効率性の観点だけではなく，一定の慎重さも必要である。遺構面まで掘削した後，土層観察用ベルトも必要に応じ掘削するが，基本的なものについては原則として保存する。

（ウ）遺構調査

保存・活用のための発掘調査においても，遺構の調査は最も重要な工程である。遺構の状況や配置，あるいは年代等が遺跡の重要性と価値付けを左右する場合が多いため，特に入念に行わなければならない。

①遺構検出　遺構の検出に当たっては，その結果が遺跡の価値付け等を大きく左右するため，特に入念に行わなければならない。
②遺構掘削　記録保存のための発掘調査の場合とは基本的に目的と手法が異なることを十分認識して当たらなければならない。遺構の埋土は重複関係や堆積状況あるいは遺構の性格等を示すものであり，これを完掘してしまえば再検証することが不可能となることから，埋土を残すことがきわめて重要である。検出した遺構については，調査の目的や掘削の進行段階及び遺構の種別に応じ，遺構面の平面検出のみで止めるかさらに掘り下げるかを慎重に判断しなければならない。掘り下げる場合も，遺構内の埋土をできる限り保存することに留意する必要がある。たとえば掘立柱建物の柱穴は，柱痕跡や柱抜取穴及び深さ，あるいは重複関係の確認等の目的で必要な場合についてのみ断割りを行うこととし，その場合も，完掘はせず埋土の保存に留意しなければならない。なお，計画段階での予想を越える重要な，あるいは多量の遺構や遺物が出土した場合等，事前に想定した状況と大きく異なる事態が現出した場合には，調査を中断して計画を検討しなおす等の対応をとることも重要である。
③遺構の保護措置　遺構を保護するため，調査後はすみやかに埋め戻す必要がある。埋め戻しは検出した遺構面の上を一定の厚さの砂等で覆い，不透水層を作らないようにして，遺構を保護するとともに将来の再発掘に備えて掘削が及んだ面を明確に識別できるようにする。

３．整理等作業
（１）整理等作業の基本方針
保存・活用のための発掘調査にあっても，必要な期間と経費を確保した上で迅速かつ確実な整理等作業と報告書刊行が必要である。基本方針は記録保存のための発掘調査に準ずるが，重要な遺跡を対象とすることから，入念に作業を行う必要がある。また，記録類と遺物は確実に保管し，積極的に活用を図らなければならない。
（２）整理等作業の工程とその内容
（ア）遺物の整理
遺物の整理に当たっては，遺跡や遺構の埋土を完掘していない場合があるため，出土した遺物が本来埋蔵されている遺物のすべてではないということを認識した上で，より少ない情報から全体を判断し，復元していく必要がある。遺物の復元は，重要な遺跡の基礎資料として展示・公開する機会も多いため，適切な対象を選んで実施する。
（イ）調査成果の総合的な検討
調査の目的に即して，当該年度の調査成果が遺跡全体の中でどのように位置付けられるか等や，それまでの成果のまとめと今後の課題を整理する。特に遺跡の性格や価値付けに関わる点に関し，重点的に検討を行うことが必要である。また，同一の遺跡を継続して調査する場合も多いことから，単年度の調査のまとめに止まらず，成果の総合的な検討を行い，成果と今後の課題を整理した上で以後の調査計画をあらためて策定する必要がある。

４．発掘調査報告書
（１）基本方針
保存・活用のための発掘調査においても，報告書の刊行までを視野に入れた事前の計画の策定が重要である。刊行の時期は，記録保存目的の発掘調査に準ずる。特に遺跡の整備に伴う調査は，通常，整備内容を計画するための資料を得る目的で行われるものであるが，復元を含めた整備の根拠となる発掘調査の情報を十分に分析・検討した上でその成果をまとめ，公開しなければならないことから，整備事業は，報告書を刊行した後に実施することが原則である。ただし，やむをえず発掘と整備事業を並行して実施しなければならない場合は，報告書刊行前であることを十分認識し，事業対象の一定区画ごとの調査成果をまとめて，それに基づいて整備計画を立案するという基本的な進め方は，確保する必要がある。
（２）報告書の内容
その遺跡を調査することになった経緯と当該調査の行政上，学術上の具体的な目的と意義，それに応じた調査方法，そしてその結果得られた調査成果，そこから導かれる遺跡の評価，重要性まで含めて記載する。また，遺構をどの程度まで掘削したかの記載も必要である。「総括」では，過去の調査成果と当該調査により得られた成果による遺跡の総合的な評価を中心に記述する。その際，過去の発掘区の位置や規模及びそこで検出された主な遺構をあわせ表示する等して，常に遺跡全体を俯瞰して成果をまとめることが重要である。また，同一の遺跡を継続して調査する場合は，必要に応じて過去の調査で出土した遺物を掲載したり，成果の再検討を行うことも必要である。継続的な調査の場合，各年次ごとの概報は必須のものであり，報告書は一定期間内のうちで調査成果がある程度まとまった段階で刊行する必要がある。

別紙１　発掘作業の標準
１．発掘前段階の作業
（１）測量基準点の設置
目的と意義
本発掘調査の対象地を正確かつ客観的に表示し，記録することは不可欠であるため，基準となる座標系に基づいた「点」を確保する作業である。この点は，以後の作業においても，グリッド設定等の基準となる。基準となる点には，三角点等の恒常的に設置されている点（以下「測量原点」という。）と，調査区内に設置する標準の座標と標高を備えた仮設的性格の強い点（以下「実測基準点」という。）とがある。
作業方針と留意事項
○周辺の構造物や土地区画等を実測基準点に代用すると，発掘区の正確な位置を記録することができないことから，基準となる座標系に基づいた実測図を作成する。そのため，実測基準点

を設置するための測量原点を確保する。
○測量原点は３～４級程度の精度のものとし，発掘区付近にない場合はあらたに打設する。測量業者や事業者に依頼して打設する場合もあるが，行政機関が設置している各種の基準点で要件を備えたものを測量原点として活用することもできる。
○実測基準点は発掘作業の全期間を通じて設置し，グリッドの設定や遺構の実測等に使用するもので，正確なものを発掘区近辺に設置する。大規模な調査等の場合には，１０～５０m間隔のグリッド杭を実測基準点として利用することもある。
○基準となる座標系は，平成１５年４月から従前の国土標に替わって世界測地系座標を使用することとされたことから，測量原点は世界測地系座標で表示する。（従来の国土座標による測量成果については，国土地理院が公開している変換ソフトＴＫＹ２ＪＧＤ等を利用し，世界測地系座標に変換することができる。）
成果品：測量データ，実測基準点及びその成果表

（２）現地踏査・掘削前地形測量
目的と意義
調査対象地の状況は，土地の起伏が遺構を反映していることや，地割が遺跡のあり方を示していること，あるいは遺物が遺構の存否や時期，内容を示すことがある等，遺跡に関して有用な情報を示していることが多い。そのため，現地踏査を実施することと，地形や地割等を記録した地形図が必要である。それによって遺物の散布状況と微地形を把握することができ，地下遺構の位置や広がりについてもおよその目安がつき，発掘作業を的確かつ円滑に進めることができる。
作業方針と留意事項
○試掘・確認調査の際等に現地踏査を行い，遺構の概略，残存状況やおよその年代を把握する。
○ 周辺の地形を示す地形図として，都市計画図（1/2,500）や，事業者が作成したもの（1/500 ～ 1/10,000）等，活用できるものもある。その場合は，地下遺構を反映した地形の微妙な起伏や，土地の区画等の必要な情報が入っていないことがあり，必要に応じて適宜補足測量する。
○古墳の墳丘や城館跡の土塁や堀等，地表面が遺構の形状を反映していると考えられる場合は，地形図の作成が必須である。場合によっては，調査地を含めた周辺の地形の状況がわかる範囲について作成する。等高線は，遺跡の地形の特徴を客観的に示すことができる程度の精度で記録する。
成果品：発掘区の位置・立地・周辺環境を示す地形図（1/100 ～ 1/10,000 程度），掘削前地形図（1/100 ～ 1/1,000 程度），掘削前全景写真

（３）発掘区・グリッドの設定
目的と意義
試掘・確認調査等・の成果に基づき決定した本発掘調査が必要な範囲について，遺構や遺物の出土位置等を表す基準枠となるグリッドを基本とする発掘区の設定を行う。グリッドの設定には，大きさや方向等にある程度の統一した基準を設ける方が以後の作業進行において効率的である。
作業方針と留意事項
○グリッドは基準となる座標系に沿って設定することを基本とする。ただし，地形や発掘範囲の形状等の条件により，それらに適応したグリッドの設定が適している場合は，グリッド設定の基準を座標で示すことができるようにしておく。
○グリッドの大きさは２m・４m・５m・10 mが一般的な単位であるが，古代の遺跡を中心に３m単位も用いられている。遺跡の状況にもよるが，同一地域では同じ基準に基づくのが望ましい。発掘区内には，グリッド杭を打設する。
成果品：地区割図，地区の入った発掘区配置図

２．表土等の掘削
目的と意義
調査対象地の表土等（表土及び遺物包含層上面までの層）を除去する。この層は発掘作業の主な対象となる遺構面とそれに伴う包含層の上面に堆積したものであり，調査の直接的な対象ではないことから，効率的に行う。
作業方針と留意事項
○包含層を誤って重機で掘削してしまったり，重機掘削すべき表土等を厚く残して後の作業効率が落ちたりしないよう，包含層の高さや範囲等の所在状況を正しく把握してから作業にかかる必要がある。そのため，試掘・確認調査等の成果も参考にして，適宜サブトレンチを設定する等して遺跡の基本層序を確認し，包含層上面を面的に的確に捉える。
○原則として，調査対象時期の包含層上面近くまでは重機による掘削とし，その後で，人力による掘削，清掃を行って，包含層上面を検出する。窯跡や貝塚等，表土層に大量の遺物を含む場合には，それが遺構を強く反映するものであるため，人力による掘削を行って遺物を取り上げる。
○出土遺物は遺構との関係は不明確であり，詳細な出土位置の記録等は必要でない。
○遺構面が重複しその間に無遺物層をはさむ場合，無遺物層は表土等と同じ取扱いをする。
成果品：写真

３．遺物包含層の掘削
目的と意義
遺構を検出するため，その上に堆積している包含層を掘削する。包含層を正確に掘削するためには，試掘，確認調査での所見等を参考にして，遺構面までの層序を確認する必要がある。そして，その層位に従って掘削し，遺物を取り上げる。包含層出土の遺物は遺構内出土遺物に次いで意味のある資料で，層位や遺物の出土位置等は，遺構との関係に応じて的確に記録する必要がある。

作業方針と留意事項

○発掘区の基本層序を認識するため，発掘区内に適宜土層観察用ベルトを設定する。その後，発掘区壁面や土層観察用ベルト沿いにサブトレンチを掘削し，層序の確認を行う。一次的包含層か二次的包含層かを，遺物の時期，形状や土質等に注意して見極める。

○遺物の取上げ方法と出土位置の記録方法は掘削方法の選択と密接に関連しており，グリッドごとの層位単位で取り上げる場合，ドットマップの作成を行う場合，出土状況の実測を行う場合がある。

○二次的包含層の掘削は，遺物を取り上げながら，大型の用具等による掘削とし，遺物の取上げはグリッドごとの層位単位とする。

○一次的包含層の掘削は，大型又は小型の用具による掘削とする。遺物の取上げは，２～５ｍ単位のグリッド，層位単位を基本とする。本来の位置に近いと考えられ，出土状況に重要な情報が認められる場合は，さらに小単位のグリッドによる取上げや，ドットマップの作成，あるいは出土状況の実測を行うこともある。出土地点の位置と標高を層位図にそのまま投影しても，層位は必ずしもそのまま対応するものではないため，位置を記録する場合でもあわせて層位を記録することが必要である。写真は，重要度に応じた記録方法を採る。

○一次的包含層と認識しているものの中に，掘り込まれた遺構の最上部や当時の生活面である旧地表面が含まれていることもある。下層の遺構と関連があると想定される遺物集中区は遺構に準じて取り扱う等，状況に応じた対応を行う。

○ドットマップ作成に関しては，遺物の出土状況を分析した上での歴史的意義の解明等の成果が必ずしもあげられていないという現状がある。単なる位置記録のみではなく，遺跡を理解するためにそのデータをどのように利用できるかの意義付けを認識しながら取上げ方法を選択し，後の整理等作業と報告書作成に生かしていく必要がある。（なお，本委員会協力者を対象とした実態調査によれば，ドットマップ作成は市町村よりは都道府県，西日本よりは東日本で実施することが多い。）

成果品：出土状況図，ドットマップ（1/10 ～ 1/20），写真

４．遺構調査（竪穴住居の場合）

（１）遺構検出

目的と意義

遺跡を構成する主たる要素である遺構の所在を明らかにするために行う，基礎的かつ重要な工程である。この工程の成否が，発掘調査の成果に密接に関わるもので，技術と経験が求められる。遺構の存在そのものを見落とさないようにしながら，慎重に実施することが肝要である。

作業方針と留意事項

○遺構面を的確に把握した後，じょれん・移植ごて・草削り等の用具で遺構面を削る等して精査し，土の質や色調のわずかな差異に注意しながら，遺構の平面形を確認する。

○重複関係が認められる場合，土の性質の差により可能な限り平面で新旧関係を確認する。竪穴住居では改築を行っていることがあるのでその痕跡を見落とさないよう注意を要する。

○遺構を検出した後は，遺構配置略図を作成した上で，遺構の規模や発掘区内での配置あるいは相互の関係等を明確にして作業を進める。検出した遺構には適宜遺構番号を付け，遺構配置略図にも番号を記入する。

成果品：遺構配置略図（1/50 ～ 1/200），写真

（２）遺構埋土掘削

目的と意義

発掘作業において，遺構の詳細な状況や年代等を明らかにするための最も重要な工程である。遺構内の遺物は最も有意な情報をもつため，遺物の出土とその状況に留意しつつ慎重に掘り下げる。

作業方針と留意事項

○土層観察用ベルトで原則４分割し，サブトレンチを設定する等して，埋土の堆積状況や遺物の包含状況から貼床や埋立て等の人為的埋め土か，自然堆積かを的確に見極めながら，基本層位を確認する。重複関係がある場合は相互の関係がわかる形で土層観察用ベルトを設定し，新しい方の遺構から掘削して遺物を分別する。

○小型の用具を用い，遺物の出土状況と層位の関係に注意しながら，慎重に掘削する。遺物はすぐに取り上げず，出土状況を確認してから，遺構の構築から廃絶までのどの段階のものかを的確に判断し，それに応じた適切な記録を作成した上で取り上げる。記録と取上げの方法には，遺構内の小地区ごとに層位単位の一括，遺物を埋土とともに柱状に残す等してのドットマップの作成，出土状況の実測等の方法がある。原則として，出土状況に特別な意味が認められない限り，土層観察用ベルトで区分した地区ごとに基本層位単位の一括で取り上げる。位置の記録は，写真で代用する場合もある。○柱穴・カマド・炉・貯蔵穴・貼床・周溝等の付属施設を精査，検出し，住居の構造を明らかにする。貼床をもつ場合は床面下の調査まで行う。住居の形態，構造には時代差・地方差・個体差があるので，適切な調査方法を採ることが必要である。

○住居の埋没過程が復元できるように留意しつつ，土層観察用ベルトの壁面を観察，分層し，サブトレンチで確認した基本層位について，埋土の掘り下げにより得られた情報を含めてあらためて詳細に観察し，検討する。その後，土層観察用ベルトの実測，写真撮影を行う。土層断面図には堆積状況の所見も記入し，土層断面図の層位と遺物を取り上げた層位の対応関係の記録も必要である。

成果品：出土状況図，ドットマップ（1/10 ～ 1/20），土層断面図（1/10 ～ 1/20），写真

（３）遺構の記録

目的と意義

遺構の記録は発掘調査においては基本資料であり，とりわけ完掘時のものは重要である。そのため，図面と写真の表現方法の特性を生かした上で，必要な情報が十分表現された正確な記録を作成する。

作業方針と留意事項

○実測は必要な情報を取捨選択して図面に的確に表現するという技術が必要なため，十分な訓練を受けた者が行わなければならない。そして最終的には遺構の状況を熟知した調査員が点検を行う必要がある。実測の方法には遣り方を組んでの人手による測量，平板測量，トータルステーション等を用いたデジタルデータ化，空撮図化等の方法があり正確さを保証できる適切な方法を採用する。平板測量は小範囲の実測には有効で，状況に応じて活用する。空撮図化は校正を調査員が確実に行う必要があり，図化に十分反映しきれない遺構の細部は人手による測量をする。(なお,本委員会協力者を対象にした実態調査によれば,東日本と西日本とでは実測に対する考え方に差がみられる。人手による測量の比率は東日本４割に対し西日本８割であり，調査員が実測に関わる比率は東日本５割に対し西日本 10 割である。)

○写真は遺跡や遺物の最も克明な記録を保存する手段の一つである。多量の情報を正確，簡便に記録できるという利点があるが，使用する器材，フィルムの差により，成果品の品質に著しい差が生じる。そのため重要なものについては，文化財についての精緻な情報を記録し保存できるよう，その時点で採用しうる最善の方法で優れた記録を残すことが肝要である。大型のカメラを使用し,記録できる情報量はカラー写真が優れているが,保存性を考慮して銀塩の白黒写真を撮影することが望ましい。なお，現像に当たっては不適切な処理を行うと保存性が低下するため，適正な処理を行う。また，写真に関するデジタル技術は急速に進歩しており，用途によっては効果的に使用することも考えられる。

成果品：実測図（1/10 ～ 1/20），空撮図化図面（1/20 ～ 1/100
；1/50 程度），写真

５．遺構調査（竪穴住居以外の場合）

（１）掘立柱の遺構

目的と意義

柱穴の集合として検出される掘立柱の遺構について，どの柱穴同士が組み合うのかを判断し，重複関係がある場合は，新旧関係を検討，確認する。また，柱穴の掘形だけではなく，柱痕跡や柱抜取穴も把握するように努める。

作業方針と留意事項

○巻尺や間ざお（板等に目盛りを刻んだ簡易な計測用の道具）等を用いて柱間を計測し，規模や配置，埋土の質の差等に留意しつつ柱穴の組合せを検討する。掘立柱の遺構としては建物や塀等があり，建物の場合は廂や床束の確認までが必要である。一定の正確さを保った遺構配置略図を参考にしながら，現場で確認する作業は必須である。検出に当たっては，遺構配置略図をもとに遺構想定案を検討し，それに基づいて柱穴が未検出である部分を集中して探索すると効果的である。

○検出した建物や塀同士で，複数箇所で重複関係がある場合は，いずれの箇所においても矛盾がないかを確認する。重複関係は平面での確認を基本とするが，断割りを併用する場合もある。遺構検出時にすぐに掘削してしまうと再検討が困難となるため，注意が必要である。

○柱痕跡や柱抜取穴を確認し，それらは柱掘形と峻別して掘削する。掘立柱の遺構は近世までみられるが，柱穴の規模や柱間寸法等は時代・時期によって多様であり，小型の柱穴においてはすべてにわたって土層断面図や個別実測図等の詳細な記録をとる必要はない。

○遺物は柱掘形と柱痕跡，柱抜取穴ごとに分けて，それぞれの一括で取り上げることを原則とする。柱掘形は建設時，柱抜取穴は解体時に掘った穴で，埋土内の遺物はそれぞれ建設時期と廃絶時期を示すことが多い。意図的に埋納した地鎮に関わる遺物，礎盤に使用したもの等，重要な意味があるものは遺構との関係がわかるように出土状況の実測を行う。

○柱穴の断割りで確認すべき項目は，平面で柱痕跡や柱抜取穴が不明確であった場合における断面観察による確定，重複関係の再確認及び柱穴の埋土や深さ，底の状況の確認である。必要なデータをとった後には柱穴を完掘し，遺物を採取することが原則である。

（２）土坑

目的と意義

土坑には，墓坑・埋納土坑・廃棄土坑・貯蔵穴・落とし穴，特殊なものには便所遺構・土器焼成坑等の種類があるが，性格が不明なものも多い。そのため，形態や埋土の特徴等から性格を正しく判断し，それに応じた調査方法を採らなければならない。土坑内の遺物は一括性が高い場合が多く，有意な情報をもつが，その性格によってもつ意味が異なる。

作業方針と留意事項

○適宜土層観察用ベルトを残し，埋土の各層位が人為的に埋めたものか自然堆積かを見極めた上で，主に小型の用具で層位に注意しながら掘り下げる。人為的に埋めた土坑の場合は，細心の注意をはらって遺物の出土状況を確認する。墓坑･埋納土坑･便所遺構・土器焼成坑等は特に注意して調査を行い，必要な場合は分析用のサンプリングを実施する。

○遺物は，土坑内の小地区ごとに層位単位の一括で取り上げることを原則とする。墓坑や埋納土坑等，意図的に置いたものは出土状況の実測まで行う。

（３）溝

目的と意義

一般に溝と呼んでいる遺構には，人工的に開削したものと自

然流路がある。前者は敷地の区画や地割溝，排水路等の性格をもち，関連する遺構の存続期間を示す場合も多い。有機質遺物を含む多量の遺物が期待される点でも重要である。溝の存続期間は，規模にもよるが比較的長いものが多く，段階的に埋没していくため，遺物の一括性は比較的乏しい。また，改修及び溝さらえを行っていることも多いので，地点ごとに層位を正確に認識し，溝の変遷を表す層位の単位の把握が重要である。

作業方針と留意事項

○適当な間隔でサブトレンチを設定し，基本層位を確認する。遺物の出土量や溝の規模に応じて，大型，小型の用具を選択して層位単位で慎重に掘り下げる。

○溝の全長は比較的長いため，地点によって堆積状況に差があることも多く，注意が必要である。溝出土遺物は基本的に廃棄されたものであることと，出土位置は水流の作用に左右され，出土状況は有意な情報をもたないことが多いことから，地区，層位単位に一括で取り上げることを原則とする。特に重要な意味があるものについては，位置を記録することもある。

○自然流路の場合は，サブトレンチを設定して層位や遺物の包含状況を確認し，どの範囲まで調査対象とするかを決定する。

○有機質遺物は脆弱なものが多く，取上げには慎重を要する。また，有効な場合適宜土壌サンプルを採取して必要な理化学的分析を行う。

○実測図作成に際しては，溝の改修，岸の崩壊等，溝の変遷が表現できるように留意する。

（4）井戸

目的と意義

井戸は水を得るための施設であり，遺跡を残した集団の生活に関わる重要な遺構である。有機質遺物を含む多量の遺物が出土することが多い。井戸には，素掘りのもの，井戸枠を残すもの，井戸枠が抜き取られているものがある。掘形，井戸枠内及び井戸枠抜取穴を，埋土の状況から平面・断面で峻別することが重要である。

作業方針と留意事項

○平面で精査して規模や形状から井戸かどうかを判断し，掘形，井戸枠内埋土，井戸枠抜取穴を確認する。

○平面で確認した輪郭に基づき，土層観察用ベルトで層位を確認しながら，大型，小型の用具を選択して，掘形・井戸枠内・井戸枠抜取穴の層位ごとに慎重に掘り下げる。井戸さらえを行っていることも多いので，層位の判定時にはそのことを十分認識する必要がある。また，掘削時や廃棄時に祭祀を行っている例もあり，出土遺物や堆積状況から慎重に見極める。遺物は，掘形・井戸枠内・井戸枠抜取穴ごとで，それぞれの層位単位に一括で取り上げることを基本とするが，状況に応じて位置を記録したり，出土状況の実測を行う。

○井戸枠内のみならず，掘形の平面，断面の精査まで確実に行って井戸の構築法を明らかにし，全体状況の入った断面図を作成する。

○井戸は深いものが多く，湧水もあるため，壁が崩壊する危険性が非常に高い。また，酸素欠乏の危険もあるため，作業の安全管理には十分に注意する。

６．理化学的分析・日常管理等

（1）理化学的分析

目的と意義

理化学的な分析では，考古学的手法とは異なるさまざまな結果が得られ，大きな成果も期待できる。主なものとして，①放射性炭素（C，火山灰，考古地 14）磁気等による年代測定，②花粉，樹種，珪藻，プラントオパール等による古環境の復元，③その他の土壌分析（植物遺体の検出，寄生虫卵による便所遺構の確認等）がある。

作業方針と留意事項

○遺跡の内容やあり方からみて，有効な分析対象を適切に選択する必要がある。サンプリングは，分析担当者とよく問題点を整理し，包含層や遺構埋土等，発掘作業の全期間にわたり適切な対象について行う。将来の分析資料とする意味で，多数のサンプルを採取することもある。

○分析の実施に当たっては，遺跡の理解に必要で，有効性が確認されている方法による分析を，採取したサンプルの中から選択して行う。

○プラントオパールや火山灰等の分析の場合は，分析結果を発掘作業に生かすことを心がける。

成果品：サンプル採取位置図，写真，分析成果品

（2）日常管理

目的と意義

発掘調査全般を安全かつ確実に実施するためには，調査活動全体の日常的な管理が重要である。進行状況を客観的な形で残すためには，日誌類の作成を行う。調査に伴って発生するさまざまな成果や課題を日々検証し，記録することによって，以後の調査を円滑に進めることができ，後の整理等作業の際にも参考となる。

作業方針と留意事項

○日誌類は調査全般を通した唯一の記録であり，行政的な記録を兼ねるものであるため，後に作業の経過がたどれるように留意する。調査日誌には，作業経過，成果，課題，特記すべき遺構，遺物等の項目を記入する。文章のみでなく，略図や写真も併用すると効果的である。

○発掘作業を中心になって担当する調査員は，常に全体の調査を統括し，遺跡全体の状況を把握して日誌を作成する。細部については，各発掘区を担当する調査員と討議をして作成する。

○作業全般にわたり，安全管理を十分に行う。

成果品：調査日誌，写真

別紙２　整理作業の標準

１．記録類と遺構の整理

（1）調査記録の基礎整理

目的と意義

発掘作業によって作成された図面類・写真・日誌類等の記録類は基礎的な資料としてきわめて重要である。必要なデータが整っていないと資料としての価値が著しく失われることから調査記録を整理し，内容の確認を十分に行い，整理等作業に活用できるように適切に保管，管理する。

作業方針と留意事項

○作業は，発掘作業についての情報・成果を正確に把握した上で行わなければならないことから，発掘作業を担当した調査員が行うことが望ましい。

○現場での所見を明確に記憶しているうちに，図面類・写真・日誌類・その他メモ類等調査成果を直接示す資料について，必要な注記や所見，枚数や内容等を正確に確認する。

○図面番号等を付加した上で，整理等作業に確実に活用できるようにするとともに，分類して図面台帳を作成する等して保管する。

（2）遺構の整理・集約

目的と意義

遺構のおおまかな年代や分布の変遷等を明らかにするために，遺構ごとに各種の記録や情報の整理と集約を行う。

作業方針と留意事項

○発掘作業で作成した平面図・土層断面図・遺物出土状況図・遺構部分図，基本層序等の記録に発掘作業時の所見等から検討を加え，遺構の種類，規模や形状，数量，新旧関係等を確認し，遺構ごとに整理する。

○遺構一覧表・台帳等を作成し，情報を管理する。

（3）遺構の検討

目的と意義

個別の遺構のおおまかな年代・種別・遺構群全体における位置付け等を検討し，報告書の中での取扱いや記載内容等の詳細，調査成果を示すために必要な図面・写真等を決定する。

作業方針と留意事項

○遺構や遺構と遺物の関連について，遺跡の年代，遺構の種別や遺構群全体の中での位置付け等を検討する。

○個別の遺構そのものの検討と遺構から出土した遺物についての取扱い方針を決める。

２．遺物の整理

（1）洗浄・乾燥・注記

目的と意義

遺物に付着している土壌等を洗浄して乾燥させたのち，遺物全体を観察し，後の作業と保管のために必要なものについて注記を行う。

作業方針と留意事項

○出土品の全量をすみやかに洗浄することを原則とする。出土遺物の情報を発掘作業や整理等作業に活かすために，遺構出土のもの等遺跡を理解する上で重要な遺物を優先し，遺物の状況に応じて適切な器具を選択しながらできる限り汚れを落とす。

○遺物の劣化やカビの発生を防ぎ，接合作業等を確実に行うために十分に乾燥させる。

○接合や実測の作業を的確に効率よく進めるために，全体の概要を観察し遺物の資料的価値を見極めた上で，報告書に掲載すべき遺物を念頭に置きながら，以後の作業方針を決定し，それに基づき適切に選別する。

○洗浄，乾燥が終わった遺物について，全体の状況を把握した後，以後の作業に供する遺物と，注記の必要がない遺物とを選り分けて，遺跡名・遺構名・層位・取上げ番号等の必要な情報を注記する。場合によっては関係するものを一括してまとめる等，合理的に行う。

○注記は小さく，目立たないところに記入するとともに，長期間経過しても消えないような処置を行う。

○小型品・木製品・金属製品等，遺物によっては直接注記することが適当でないものがあり，その場合には別の表示方法をとる。

（2）接合

目的と意義

遺物の器種・器形・時期等をより正確に判断するために，遺物の破片を接合して本来の姿に近づける作業であり，個々の遺物の観察を詳しく行う機会でもある。また，各遺構の同時性などを知る上で，異なる遺構の出土遺物同士の接合関係の把握が有効なこともある。石器等の接合により製作技法等が復元でき，それに伴う人間活動を知ることができる機会でもある。

作業方針と留意事項

○遺物の資料的価値により報告書に掲載すべき遺物を判断し，それらを優先して接合する。

○遺構出土の一括遺物の場合には，個体数や器種構成を知るために有効であり，可能な限り接合する必要がある。

○軟質で脆弱な土器や瓦等は樹脂等で強化してから接合する必要がある。

○適切な作業スペースを確保し，正確かつ効率的に作業を行う。

（3）実測

目的と意義

実測は，立体である遺物を観察しながら計測し，図化（実測図を作成）する作業である。実測を行う資料は単純に実測が可能なものすべてではなく，報告書に掲載するために必要なものを中心とする。個別の遺物を最も詳細に観察する機会でもあり，重要な意義をもつ工程である。

作業方針と留意事項

○遺物の資料的価値を的確に判断し，それに応じて実測する遺物を選択する。実測対象とする資料は，遺物全体について種別，器種，器形，文様，製作技法等を十分観察して，考古学的な成

果を踏まえて正しく分類を行った上で，同種，同類のものの中から典型的，代表的なもの等を適切に選択する。選択の基本的な考え方は以下のとおりである。
①遺構出土で，かつ，一括資料として高い価値を有する資料必ずしもすべての個体を実測図で表現する必要はないが，すべての器種は基本的に実測図により器種構成を可能な限り正確に示す。なお，正確な器種構成比・出土個体数は別途図表，文章により説明を加えることとする。
②炉・カマドに据えられた土器，埋甕や木棺等，遺構と一体あるいはその一部を構成する資料　すべての資料を示すことを原則とする。
③遺構の時期を示す資料　住居の床面直上，溝跡の最下層等からの遺物の実測は特に重要で不可欠である。埋土中から出土した土器等は適宜選択する。
④その他の遺構及び包含層出土の資料　他地域で生産されたもの，出土例が少ないもの，残存度が高いもの等単独でも意味のあるものを選択する。
○実測図は，観察を十分行った上で，考古学的な基本を踏まえた表現方法で以下のような考え方で表示する。
①製作時の状況を念頭におき，器形・製作技法・時期等の遺物の特徴を適切に表現する。
②製作技法等を表す場合は必ずしもすべて実測をする必要はなく，実測する範囲や表現方法等を工夫する。
③土器や瓦の文様，土器・陶器・瓦のタタキ目，あて具痕等表面に凹凸がある文様や調整痕跡等については拓本により墨の濃淡で簡便に表すことができ，陶磁器の文様等は写真を使用する等効果的に実測図と併用する必要がある。
④表現方法等は，具体的な意味が正確に理解できるようにするために，各地域の中で共通のものとするように努め，全国に流通する遺物等については広く普及している方法をとる。
⑤使用痕等も必要に応じて図示するとともに，図示できないことについては注記することも必要である。
○作業員等が実測したものについては，正しく計測され必要な情報が的確に表現されているかどうかを調査員が必ず点検，確認する。これは，実測を外部委託した場合も同様である。
○作業の効率化を図るために，複雑な形や文様をもつ遺物についてはコンピュータや写真を利用した実測の方法を導入することも有効であるが，実測の本来の目的と意義を正しく認識した作業を行う必要がある。
○実測図は詳細な遺物観察の結果であり，保管・管理の際の資料となることから記録保存の成果として保存する。

（４）遺物全体の検討
目的と意義
　接合や実測等の成果をもとに，個々の遺物を報告書の中でどのように扱うのかの概略を決めるために，遺物の年代・種別，遺物全体の中での位置付け等を検討する。
作業方針と留意事項
○考古学的な知見を十分に踏まえて，出土遺物全体の器種構成や分類，編年を適切に行う必要がある。
○遺物の資料的価値を，記録類の整理の工程で得られた成果を参考にしながら再確認する。

（５）復元
目的と意義
　写真撮影のために欠落部分を石膏等の補填材で復元する作業である。原則として，写真を報告書に掲載するものを対象として行う。
作業方針と留意事項
○主に報告書に写真を掲載する必要のあるもので，器形を復元して表現することが必要なものに限って行うこととし，遺物を汚して資料的価値を損なわないようにする。
○土器等の場合は，復元後はその断面や内面が観察できなくなるため，実測後に行うことが必要である。
○意味のある欠損部分は接合までにとどめ，補填しない。
○写真撮影の際のハレーションを防止するため，適度な着色を施す。

（６）写真撮影
目的と意義
　実測図では表現できない遺物の質感や量感，製作･調整技法，遺存状況等を示すために，報告書に掲載する遺物の写真撮影を行う。
作業方針と留意事項
○報告書に掲載すべき遺物で実測できないものは写真で表現する。
○遺物の形状や特徴，質感や量感，製作・調整技法が鮮明に表現されるような性能を備えた適切な器材と撮影方法を用いる。
○撮影後のネガやスライド等は必要なものについて適切に保存する。

（７）理化学的分析
目的と意義
　発掘調査の成果を豊かにし，遺跡を総合的に理解するために，考古学的な手法や分析では明らかにしにくい年代測定や環境復元，材質・原産地の鑑定・同定等の分析を行う。
作業方針と留意事項
○発掘調査で得られた遺物についての理化学的分析は，すべての遺跡において必要なものではなく，遺跡を総合的に理解する上で必要な場合のみ，明確な目的をもって行うことが必要である。
○理化学的分析は，対象とする資料の考古学的な分析を十分行った上で，分析方法の有効性が確認されている方法で行うことが必要である。

（８）保存処理

目的と意義

出土したままの状態では整理等作業や保管に支障をきたすような脆弱な遺物について，保存のために科学的な処理を施す作業である。

作業方針と留意事項

○脆弱な遺物，形状が不安定な遺物，錆化が著しく本来の形状等が不明なもの等について，遺物の材質や状況に応じて，形状や質感が大きく損なわれないような適切な方法で行う。

３．調査成果の総合的検討

目的と意義

発掘調査の成果を記録としてまとめるために，記録類と遺構の整理の工程における検討結果と遺物の整理における遺物全体の検討結果をあわせて整理した上で，個別及び全体の遺構の時期や性格を明らかにし，報告書における事実記載の検討を行う。

作業方針と留意事項

○調査員が複数の場合には，事前に記載内容について共通理解を得るために十分な意見調整を行い，客観性を保ち齟齬のないようにする。

４．報告書作成作業

（１）文章作成

目的と意義

記録類の整理や出土遺物の整理の各工程で得られた成果と，それらを踏まえた総合的な調査成果を明快に伝えることができるよう，平易で理解しやすいものとする。

作業方針と留意事項

○文章は報告書の根幹となる重要な表現方法であることを十分認識し，基本的なことや，図や写真では表現できないものについて正確にわかりやすく簡潔に記述し，必要に応じて箇条書きや一覧表の形式を採用する。用語や表現についても平易なものとするよう心がける。

○図や写真は本文との関連付けによって適切に選択し，使うように配慮する。

○記載内容については組織内で十分な検討を行い，客観性を確保する。

（２）トレース・版下作成

目的と意義

報告書に掲載するために遺構や遺物の実測図をトレースし，印刷用の版下を作成する。

作業方針と留意事項

○トレースの対象とする資料は，あらかじめ版下のレイアウトを行う等して，必要なものを選択する。

○トレースは，報告書に掲載する必要のある遺構，遺物の実測図について，正確で理解しやすく，鮮明な出来上がりになるように適切な線号を選択して行う。

○実測図に描かれているすべての情報をトレースする必要はなく，遺構や遺物の特徴を示す情報を適切に選択して表現する。

○版下作成は，遺構や遺物の特徴が一目でわかるように十分配慮して，適切な位置に図を配置する。

（３）割付・編集

目的と意義

文章と図の対照，図の配列，全体を通しての見やすさに十分に配慮して割付を行い，利用しやすいように編集を行う。

作業方針と留意事項

○最終的な報告書の構成や体裁を決定する。

○関係する調査員や組織内での意見調整や検討を十分に行うため，必要に応じて編集委員会等を設置し，客観性を保つ必要がある。

（４）印刷

目的と意義

長期間の保存と資料としての活用に耐えられるよう，適切な印刷と体裁で作成する。

作業方針と留意事項

○印刷方法や長期間の保存・活用に耐えられる紙質，装丁等は華美なものにならないよう適切な仕様を決め，発注する。

○誤りのない正確な内容とするために十分な校正を行う。

５．保管・活用に備えた作業

目的と意義

記録類や遺物は，確実に保管し文化財の普及・活用等の一環として積極的に公開することが必要であり，そのために必要な作業を行う。

作業方針と留意事項

○記録類，整理等作業で作成した資料類や出土遺物は遺跡が所在する地方公共団体で確実に保管する。また，それらを利活用できるように適切な保管，管理のための台帳等を作成し，管理する。

○収蔵した記録類，出土遺物を積極的に利活用するために，それらの効率的・効果的な取扱い方法を検討，策定して，必要な体制の整備を図る。

○出土遺物は，各地方公共団体の取扱い基準に従って保管・管理する。

○火災や災害等に備え，記録類や出土遺物の種類や内容によって保管・管理方法を工夫する。具体的には，『出土品の保管について』（平成 15 年 10 月，発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）を参照する。

別紙３　発掘調査報告書の標準

１．報告書の構成と記載事項

（１）報告書の構成

○報告書は，前文・本文からなり，主に以下のような章・節で構成される。

前文
表題，序文，例言・凡例，目次
本文
第１章経過
第１節調査の経過
第２節発掘作業の経過
第３節整理等作業の経過
第２章遺跡の位置と環境
第１節地理的環境
第２節歴史的環境
第３章調査の方法と成果
第１節調査の方法
第２節層序
第３節遺構
第４節遺物
第４章理化学的分析
第５章総括
報告書抄録

○上記の構成は標準的なものであり，個別の発掘調査の内容によっては，章・節の省略や統合，あるいは追加が生じることが考えられる。

○本文第３章では，遺構と遺物を別の節に分けたが，遺構とその出土遺物をまとめて一つの節とする場合も少なくない。遺跡の内容等によって適切な方法を選択することが考えられる。

（２）報告書の記載事項とその内容

（ア）前文

①表題

○検索のための利便性を考慮し，原則として主題か副題のいずれかに遺跡名を入れる。

②例言・凡例

○当該発掘調査についての，調査原因となった事業名，調査地住所（都道府県名を必ず記載する），調査主体，調査期間（発掘作業及び整理等作業の期間），報告書の執筆者及び編集者名，経費負担のあり方，記録類や出土品の保管場所等を記述する。なお，発掘・整理等作業の体制をここで記述する場合もある。

○報告書で示されている，方位や標高の表示方法，遺構・遺物実測図の縮尺等，報告書を利用する上で必要な事項を記述する。

（イ）本文

①経過（第１章）

ａ）調査の経過（第１節）

○調査の原因，取扱い協議，法的手続き，試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議，遺構の保存協議（その経過や設計変更及び保存の内容）等の経過と内容について記述する。

・図面：開発計画図，遺構の保存措置を執った場合はその内容がわかる図等がある。

・写真：調査着手前写真等がある。また，調査地の特定ができるよう，必要であれば開発終了後の調査地風景写真も掲載する。

ｂ）発掘作業の経過（第２節）

○全体計画，体制（主体者，担当者，作業委託の状況等）作業の経過，現地説明会の実施状況等を記述する。

ｃ）整理等作業の経過（第３節）

○全体計画，体制（主体者，担当者，作業委託の状況等），作業の経過等を記述する。

○遺物の保存処理を実施した場合，その概要を記す。

②遺跡の位置と環境（第２章）

ａ）地理的環境（第１節）

○調査対象遺跡を含む一定範囲について行政区分や位置，地形や自然環境等を記述する。地形に関しては，調査終了後に大きく改変される場合があるので，特に詳細に記す。

・図面：遺跡位置図，遺跡周辺地形図等がある。

・遺跡位置図：遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したもの。

・遺跡周辺地形図：遺跡の立地環境がわかる図で，地形図に調査対象地を示したもの。地形分類図を併用することもある。

・写真：遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真，旧地形のわかる航空写真等がある。

ｂ）歴史的環境（第２節）

○調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史的変遷を記述する。発掘調査の成果を理解する上で必要な時代については重点的に説明する。

・図面：地形図等に調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等がある。

・写真：歴史的環境のわかる写真等がある。

③調査の方法と成果（第３章）

ａ）調査の方法（第１節）

○試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し，当該調査の実施に当たって設定された目的や課題等を記述する。

○目的や課題，問題意識に基づいた発掘作業，整理等作業の方針，実際に行った具体的な調査方法等を記述する。あわせて，発掘作業や整理等作業において特に留意した事項についても記述する。

・図面：試掘・確認調査区位置図，既往の調査区位置図，試掘・確認調査及び既往の調査成果に関する遺構・遺物実測図，発掘調査地区割図等がある。既往の調査区位置図と発掘調査地区割図は同一の図面で示してもよい。

ｂ）層序（第２節）

○各層位については，土層名・土色・土質，遺物包含状況，さらにはその層の成因や時期，性格等について記述する。また，発掘作業において遺物を取り上げた層位と土層断面図の関係についても説明する。

○遺構面と包含層の関係や，火山灰のように広範囲にわたって確認され遺跡を理解する上で重要な鍵となる層につ

いては重点的に記述する。

・図面：土層断面実測図あるいは土層断面模式図等がある。その際，遺構面を強調したり，鍵となる重要な層については網掛けで図示する等，層序の特徴がよくわかるよう工夫する。

・写真：層序の特徴を最もよく表した断面写真等がある。

c）遺構（第３節）

○遺構の時期や検出面の数をはじめとする全体の概要，遺構種別ごとの概要を示した後，個別の遺構内容を記述する。その際，遺構の規模や形状といった客観的な成果だけでなく，遺構の検出過程や調査中に試行錯誤したこと等についても言及するよう努める。遺構名称は，遺構種別と番号で示す。

・図面：遺構全体図・遺構配置図・遺構個別図・遺物出土状況図・ドットマップ等がある。

・遺構全体図：検出した遺構のすべてを掲載した図。おおむね１/200 ～１/500 程度の縮尺とし，調査面積が広大な場合は１葉の図面に収まらないこともある。遺構個別図を作成しない遺構については，この図によって遺構が特定できるようにする。付図は紛失しやすく利用しにくい場合が多いので，できる限り避けることが望ましい。やむをえない場合は，図面ごとに必ず遺跡名を付ける等配慮が必要である。

・遺構配置図：主要な遺構について，検出された遺構の構成と配置を一目でわかるように模式的に示した図。

・遺構個別図：遺構の平面実測図と断面実測図で構成された図。

・遺物出土状況図：遺構から出土した遺物の状況を示した図であり，平面実測図とその断面実測図からなる。

・ドットマップ：遺物が出土した平面的位置，垂直的位置をドットによって示した図。発掘作業で作成した図をすべて機械的に掲載するのではなく，遺物の分布や接合関係に意味があり，遺跡や遺構を理解する上で必要と判断されたものについて掲載する。

・写真：全体写真・遺構個別写真・遺物出土状況写真等がある。

・全体写真：調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。前者は遺構の配置状況だけでなく土地の起伏や遺構の深さ等遺跡の立体感を表すことができ，写真の特性が生きる場合が多い。

・個別写真：完掘した遺構の全景写真を原則とするが，必要に応じてその過程やその遺構に付属する施設の詳細を示す写真を掲載する。

・遺物出土状況写真：遺構の時期や性格等を最もよく表した写真を掲載する。遺構と遺物の関係がよくわかるものを掲載する。図はなくても写真だけで足りる場合もある。

・表：遺構の規模や形状等を掲載した一覧表。必要な遺構と項目を選択し掲載する。

d）遺物（第４節）

○遺物全体の種類や時期，おおよその出土量（コンテナ数等で示す。）等の概要を記述したのち，個別説明を行う。個別説明では分類基準を示し，全体の傾向や特徴等について言及する。実測図を掲載したものについての，選択基準を示す。

・図面：形式分類図・遺物実測図等がある。

・形式分類図：土器，石器等の形態に基づいた分類図。多量に遺物が出土し，遺物の特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。

・遺物実測図：遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等，遺構や遺物のあり方を考える上で必要と判断されたものを掲載する。その際，遺構の時期を決定する遺物，遺構出土一括遺物は器種構成やその比率等を考慮し，それぞれ必要な量を掲載する。各遺物の縮尺率はその種類ごとに統一することが望ましいが，特殊なものは大きさや特徴に即して決める。

・写真：個別写真，集合写真等がある。個別写真は遺物の質感，胎土，色調，遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図を掲載したものすべてに個別写真を掲載する必要はなく，たとえば同種同形のものが多数出土した場合は代表的なものを選択する。

・拓本：有効性が認められるものについて掲する。

・表：遺物観察表。遺物の種類によって掲載する必要があるものに用いる。実測図に表現された調整技法の記載は原則として不要であり，特記事項や実測図で表現できないことを中心に記載する。土器の胎土，石器の石材，木器の樹種も記載する。

④理化学的分析（第４章）

○分析の種類には，年代測定，自然環境の復元，土器・石器・金属器等の産地同定，石器・木器等の材質鑑定等があり，遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。

⑤総括（第５章）

○発掘作業から整理等作業の過程で明らかになった遺構や遺物とそれら相互の関係を総合的に検討した上で，遺跡の構造，変遷といった発掘調査成果の基礎的な整理を行い，歴史的位置付けについても言及する。

⑥報告書抄録

○現在普及している様式に，発掘調査成果の要約（約 500 字）の項目を加えるものとする（51 頁様式参照）。

○可能な限り，巻末に掲載することが望ましい。

２．記載に当たっての留意事項

（１）全体に関する留意事項

○遺構出土遺物については，遺構と別々に記述する方法と遺構ごとに出土した遺物をあわせて記述する方法がある。本標準では前者を示したが，それぞれの方法の特性や遺跡の内容により

適切な方法を選択する。
○図面や写真について，既製の地形図や航空写真等を使用する場合は，原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。
○遺構実測図には方位，標高及び縮尺を表した物差し（スケールバー），土層断面図には標高及び縮尺を表した物差し，遺物実測図には縮尺を表した物差しを必ず表示する。
○写真は，カラーと白黒各々の特性を理解した上で使い分けて掲載する。

（２）個別の留意事項
（ア）目次
○報告書全体の構成が把握しやすいように，本文では章と節の構成を，図や写真では個別遺構名と遺構の内容を示す。
○本文と図，写真，表等の検索が容易に行えるように工夫する。
（イ）遺跡の位置と環境
○同じ遺跡ですでに報告書が刊行され，これについて詳細な記述がある場合，その報告書名を示した上で，簡潔に記述することができる。
（ウ）調査の方法と成果
①遺構
○遺構の性格や内容に応じて記述の方法を工夫する。たとえば，竪穴住居や掘立柱建物，井戸等は遺跡を構成する主要な遺構であり，個々の内容について詳細に記述する必要がある。一方，小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等については，必ずしも個々の内容を述べる必要はなく，全体の傾向等を記述することで足りる場合がある。
○遺物の出土状況は，遺構の年代や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解する上で必要と判断されたものについては，遺物の出土層位とその特徴を記述し，それを踏まえて遺構の性格や年代についても言及する。
②遺物
○遺物の個別説明をする際，図や写真をみればわかるような事項については，逐一記述して全体が冗長にならないよう，記述内容を工夫する。
（エ）理化学的分析
○報告書全体の量を考慮して，掲載する分析結果の占める割合が過度に多くならないよう，分析者とあらかじめ調整をする。
（オ）総括
○発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が，学術的成果に基づき，考古学的手法を用いて記述する。
○遺跡を理解することに直接関わらない独立した内容の論文は掲載しない。
○総括に要する分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね数％から 10％程度とする。なお，総括を行うために出土資料の編年や類例の検討等の考古学的分析が必要な場合は，これに要する分量が増加することもある。

(43)　行政目的で行う埋蔵文化財調査の標準について

平成十六年十二月二十日　一六庁財第三一二号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化庁では，平成六年十月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行い，これまで，出土品の取扱い，埋蔵文化財の判断基準等及び発掘調査の積算標準等に関する報告がなされております。各地方公共団体においては，これらの報告の趣旨を踏まえ都道府県基準の策定等，所要の施策が実施されており，大きな成果が上げられているところです。

このたび同調査研究委員会から，別添のとおり「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」について報告を受けました。行政目的で行う発掘調査には，現状のまま保存を図ることができない埋蔵文化財について，その記録を作成するために行う，記録保存のための発掘調査のほか，遺跡の保存・活用のために行う発掘調査等があります。埋蔵文化財の適切な保護措置を講じるためには，発掘調査の目的と対象とする遺跡に応じて，その内容や方法が適切でなければなりません。こうしたことから，同報告では，求められる埋蔵文化財の調査の内容や方法のあり方について，標準として示しています。

また，同報告では，各都道府県において，記録保存の発掘調査の指示等の事務執行における基本的指針として，この標準に準拠して，「基準」を定める必要があるとされておりますので，各地域における遺跡の特性等を考慮し，都道府県や地域ブロック単位でその内容をご検討いただきますようお願いいたします。なお，従前の各都道府県の積算基準と本標準に基づいた積算標準とが異なる場合には，都道府県において従前の基準との整合を図るようお願いいたします。

ついては，同報告の趣旨を十分にご了知の上，調査の基準を策定し，適切な埋蔵文化財行政を推進するようお願いいたします。

また，域内の市町村教育委員会に対しても同報告の周知を図るとともに，調査の基準が十分に活用されるようご配慮願います。

(44)　発掘調査事業の適正な執行等について

平成十七年九月十五日付け一七財記念第三六号
文化庁文化財部記念物課長から
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて通知

貴都道府県におかれましては，かねてから埋蔵文化財の保存・活用についてご尽力いただいているところでありますが，先般実施された会計検査院の実地検査により，一部の市町村において，「補助事業の執行が適正に行われていない」，「補助事業の対象にならないものを補助事業の対象としていた」，「埋蔵文化財の活用を図るための取組が十分でない」事例が指摘されました。

埋蔵文化財は貴重な国民的財産であり，広く公共のために公開･活用に努めるべきであり，また，補助事業の不適正な執行，特に発掘調査報告書の未刊行については，以前から通知あるい会議等において，再発防止について注意勧告してきたところであり，今回，このような指摘を受けたことは誠に遺憾であります。

ついては，下記の事項に留意の上，改めて貴都道府県及び貴管下市町村が行う補助事業の適正な執行，埋蔵文化財の公開・活用を図るための取組等について適切に対応するとともに，貴管下市町村に対しこの趣旨を徹底願います。また，この度，全国の埋蔵文化財の公開・活用を図るための取組事例を紹介したパンフレットを作成し，別途配布いたしますので，参考にしていただくとともに，「埋蔵文化財保存活用整備事業（国庫補助事業）」を積極的に活用するなど，埋蔵文化財の公開・活用の促進に努めていただきますようお願いいたします。

記

１　発掘調査報告書の刊行について

発掘調査事業の計画を策定するにあたり，出土品の整理作業や報告書の刊行が事業期間内に完了できなくなることのないよう，発掘調査報告書刊行に要する期間を確保するとともに，「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成 10 年９月 29 日文化庁次長通知）」，「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について（平成 12 年 11 月 17 日文化庁長官通知）」，及び「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（平成 16 年 10 月 29 日）」に基づいて，発掘作業終了後速やかに刊行を行うこと。

２　国庫補助事業の適切な事務処理について

・国庫補助事業の遂行に際しては，各市町村から定期的に事業の進捗状況を報告させ，随時その状況を把握し適切に指導助言を行うとともに，計画変更・繰越手続等が必要となった場合には速やかに措置を行うこと。

・補助金の額の確定を行う際には，実績報告書だけでなく必ず発掘調査報告書と照らし合わせ現物を確認するよう徹底すること。

・補助対象とならない本発掘調査を補助事業として実施していた事例が指摘されたことから，以後，交付申請書及び実績報告書の添付書類として，別添の「事業内容総括表」を添付し，「試掘確認調査」，「本発掘調査」の別等を明記すること。

・補助事業の申請をするなどの際，当該発掘調査事業が補助対象になるかについての取扱いが不明である場合には，文化庁に対し必ず協議を行うこと。

・「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づいて事務処理を適切に行うこと。

３　埋蔵文化財の活用を図るための取組について

・今回の会計検査院の検査において，出土品に係る文化財の認定の手続が執られていない，整理作業のうちの洗浄すら行われていない，管理台帳が作成されていない，出土品を公開，展示するなどの活用が図られていない，発掘調査報告書が発掘調査終了後速やかに作成されていない，などの事例が指摘されており，文化財保護法及び遺失物法，あるいは「出土品の取扱いについて（平成９年８月 13 日文化庁次長通知）」等の通知等に基づき，出土品の整理作業，報告書の早期刊行等，埋蔵文化財の保存・活用を図るための取り組みを適切に行うこと。

・平成 16 年度から実施している「埋蔵文化財保存活用整備事業（国庫補助事業）」を積極的に活用し，管理台帳の整備，出土品の整理作業，出土品の公開・活用，発掘調査成果の広報・普及等が促進されるよう，適切に指導助言を行うこと。

(45)　埋蔵文化財の保存と活用
－地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－

平成十九年二月一日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は，国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。それを適切に保護し，開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向を検討することを目的として，平成６年 10 月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）が設置された。委員会は，これまで，埋蔵文化財保護行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）の諸課題として重要な事項について検討し，その結果については以下のとおり，報告・提言してきている。

・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成７年 12 月）
・『出土品の取扱いについて』（平成９年２月）
・『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成 10 年６月）
・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』（平成 12 年９月）
・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』（平成 13 年９月）
・『出土品の保管について』（平成 15 年 10 月）
・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』（平成 16 年 10 月）

文化庁では，上記の報告を踏まえ，都道府県教育委員会への諸通知等を行い，現在，各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

以上のように，これまでの課題は，主として開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いと，それに関連する発掘調査の実施に関することであった。しかし，国民の意識が変化し，文化財や環境に対する関心が高まるなか，これまでの埋蔵文化財行政のあり方を見直し，今後の埋蔵文化財行政を展望し，それに応じた体制と理念を構築する必要から，「今後の埋蔵文化財保護行政の展開と体制整備」について検討を行うこととした。課題としては，埋蔵文化財の保存と活用にあり方，それに伴う発掘調査を

含めた体制整備のあり方を大きな柱としていたが，それぞれ別に報告した方がまとまりがいいと考えられるようになったことから，当初の予定を変更し，まず「埋蔵文化財の保存と活用」として本報告を刊行し，引き続き発掘調査を含めた体制整備のあり方についての検討を進めることとした。

検討は，平成 16 年１月から委員会を３回，委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を６回開催して行った。会議と併行して実態調査に基づく現状分析や事例研究も行い，埋蔵文化財の多様な意義と価値を確認しつつ，その積極的な保存の視点，あり方としてとるべき施策を検討した。本委員会としては，この検討結果をまとめ，報告・提言するものであるが，文化庁及び各地方公共団体においては，本報告を踏まえ，埋蔵文化財行政が全体として保存と活用を含めバランスのとれた施策を進め，埋蔵文化財の保護がより一層積極的に図られることを期待するものである。

最後に，検討に参加した委員・協力者及び，調査等にご協力いただいた関係機関ならびに関係者の方々に感謝申し上げる。

序章　本報告の目的－今，なぜ埋蔵文化財の保存と活用か－

埋蔵文化財とは　文化財保護法によれば，埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称である。具体的には集落跡・古墳・城跡といった遺跡，そこから出土する土器・石器・埴輪といった遺物（保存と活用の対象となるのは文化財保護法により文化財とされたものであることから，以下では「出土文化財」を用いることもある。）がこれに当たる。現在，埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている場所（「周知の埋蔵文化財包蔵地」。一般的にはこれが「遺跡」と言われている。）は全国で約 44 万か所に達する。

こうした埋蔵文化財は，記録では知ることのできない国や地域の豊かな歴史と文化をいきいきと物語るものである。したがって，これらは個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる重要な素材・資産であり，国民共有の貴重な財産であるとともに，これらをとおして国や地域に対する誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所となる。

埋蔵文化財に対する社会的要請　日本では，昭和 30 年代以降，経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ，人々の暮らしが豊かになった反面，国土や自然環境は大きく変貌し，家族を含めた社会における人間関係，生活様式も大きく変わり，たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか，人々は失ったものを取り戻そうと，心の豊かさや潤いのあるくらしを求め，生涯にわたる学習意欲を高め，自然や歴史・文化を大切にし，環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで，地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今，それに対する住民の関心や期待は，確実に高まってきている。また，現在，市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは，各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し，新たなシンボルを形成していくうえで，重要な施策となる。

埋蔵文化財を取り巻く状況は変わってきている。埋蔵文化財は，こうした社会からの要請，行政的な必要に応えていくことができる恰好の素材であり，埋蔵文化財行政はそれに対応することが求められる。

これからの埋蔵文化財行政は何を目指すのか　これまでの埋蔵文化財行政は，開発事業等に関連する遺跡の保存と事業計画の調整，現状保存することができない遺跡についての記録保存を行うための発掘調査の実施に多大な努力を払ってきた。その結果，開発事業計画を変更して現状保存された遺跡が増えるとともに，地域の歴史や文化のあり方を明らかにする膨大な出土文化財と調査記録が蓄積された。しかし，地域にとっての重要な遺跡が現状保存されない場合も多く，膨大な発掘調査への対応に追われてきたとはいえ，蓄積された成果を十分に活用するに至っていない場合等，埋蔵文化財行政全体としては適切に機能していないところも一方ではある。

これからの埋蔵文化財行政は，社会からの要請を踏まえ，埋蔵文化財を保存し未来に継承するとともに，国民・地域住民がその多様な価値により豊かな生活を享受できるよう活用を積極的に進めるため質的転換・向上を図ることが必要であり，現在はまさにそのための絶好の時期である。そうすることにより，国民・地域住民が国や地域に対して誇りと愛着をもち，個性ある地域づくり・ひとづくりを実現することができるようになるといえよう。

第１章　埋蔵文化財の保存・活用とその意義

１．埋蔵文化財を保存し活用する必要性

（１）文化財保護法が求めていること

文化財保護法は「文化財を保存し，且つ，その活用を図り，もって国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献すること」（第１条）を目的として，政府・地方公共団体は「文化財が我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり，且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し」，「その保存が適切に行われるように，周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」（第３条）としている。

このように，文化財保護法では文化財について，

①国民の文化的向上に資すること（第１条）
②日本の歴史・文化を正しく理解すること（第３条）
③将来の文化の向上発展の基礎となること（第３条）

につなげていくことを求めている。そのためには，文化財を確実に保存し，将来に伝えることだけでは十分ではなく，国民がその多様な価値を認知し，幅広く享受することができるよう，積極的に公開・活用する必要がある。そして国と地方公共団体は，それぞれ具体的な施策をもってその推進にあたることが求められる。

文化財には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・

文化的景観・伝統的建造物群等があり，埋蔵文化財はそれらが土地に埋蔵されている場合を捉えた類型として文化財保護法に別の制度が規定されているが，保存と活用が求められる点は文化財と同様である（資料編 P102 参照）。

（２）文化審議会文化財分科会企画調査会の提言

また，平成 13 年 11 月 16 日，文化審議会文化財分科会企画調査会が行った，今後の文化財の保存と活用のあり方に関する報告『文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来へ生かすために－』においては，検討の視点として以下のことがらが示された。

①幅広い連携協力による文化財の保存・活用
②文化財の公開・活用の促進
③文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入
④人々の文化財への理解と愛情と参加を促進する文化財行政
⑤文化財を通じた国際交流・国際協力の推進

これらは，埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでも大きな指針となるものであり，こうしたことがらに基づき諸施策が行われる必要がある（資料編 P104 参照）。

２．埋蔵文化財の多様な意義

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには，その意義を正しく認識しておく必要があり，まず埋蔵文化財のもっている意義を整理し，確認しておくこととする。

（１）歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで，欠くことのできない歴史的・文化的資産である。とりわけ，政治・文化の中心地だけでなく各地域に数多く普遍的に，しかもあらゆる人々に関して存在するが，それぞれは個性的である点が大きな特徴である。また，埋蔵文化財は文字や記録のない時代においては唯一の資料であり，文字や記録がある時代においても，人々の生活や生産・生業等，通常文字で記録されることの少ないことがらを明らかにすることのできる資料でもあるという点で学術的価値ももっている。埋蔵文化財は，多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているのであり，この個性豊かな埋蔵文化財こそ，国や郷土への理解・愛着の本源となる。

（２）地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義　埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので，地域のアイデンティティを確立し，歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって，悠久の歴史的･文化的環境のなかで暮らすことは心地よいものであり，その地域ならではの歴史的・文化的資産は，存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。そして，史跡指定等により現状保存された遺跡，重要文化財等に指定された出土文化財をはじめ，地域にとって重要な遺跡や出土文化財は，地域の活性化に貢献し，場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等，地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている。発掘調査によって明らかとなった過去の災害情報や土地利用の変遷等は，地域の防災計画等に生かすことも期待される。

教育的資産としての意義　土の中から掘り出される遺構・遺物は，先人が実際に創りあげ，かつ使ったものそのものである。住民にとって，それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり，国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として，学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。また，埋蔵文化財を通して，現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み，生きる知恵や力，あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき，今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動，さらには生涯学習で活用することもできる。

このほか，体験学習等の諸事業は，地域や世代や様々な立場を超えた多くの人々が交流する機会となり，埋蔵文化財に直接触れる機会は，障害者や高齢者の社会参加の場を提供することにもなる。さらに，埋蔵文化財の内容や先人たちによりその土地が今日まで守り伝えられてきた背景を知ることは，住民の文化財保護意識の向上に貢献することも期待される。

第２章　埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

１．埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

（１）埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本　埋蔵文化財行政の基本，本来のあり方は，地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し，それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから，現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし，その価値を損なう開発事業等に対しては，事業計画との円滑な調整を図りつつ，重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し，積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には，次善の策として記録保存のための発掘調査を行い，その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を確実に保存することが求められる。そして，それらをもとにした調査研究を行うことにより，埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

埋蔵文化財行政の構造　以上のような埋蔵文化財行政の構造は次のとおりである。

①把握・周知　遺跡の所在と内容等を把握し，その存在を広く国民に周知することである。
②調整　開発事業計画が生じた場合，埋蔵文化財の保存と事業計画とを調整し，埋蔵文化財の取扱いを決定することである。
③保存　原則として遺跡を現状のまま後世に保存する措置をと

り（現状保存），やむを得ず，そうした措置をとることができない場合，発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成し，それを保存する（記録保存）ことである。

④活用　現状保存された遺跡の整備や記録保存のための発掘調査による出土文化財等の諸施設における展示等によって，国民・地域住民がその価値をさまざまなかたちで享受できるようにすることである。公開は，活用の手法の一つである。

⑤調査　以上の各段階において，さまざまな目的で行われる調査のことである。すなわち，①「把握・周知」における分布調査や試掘・確認調査，②「調整」における試掘・確認調査，③「保存」における現状保存のための確認調査と記録保存のための発掘調査，④「活用」における整備等に必要な情報を得るための発掘調査等である。このうち，記録保存のための発掘調査が，調査全体のなかでかなりの部分を占めている。

埋蔵文化財行政は，以上の各段階で適切な措置をとる必要がある。特に「活用」は，それが適切に行われることによって，国民・地域住民が埋蔵文化財の価値を認識し，このことが，その後の「把握・周知」や「調整」の，より良いあり方に資することになる。なお，「保存」と「活用」に関しては，相互に密接な関係にある。特に留意しなければならいのは，活用のための措置，たとえば遺跡の整備・公開や出土文化財の展示等が，遺跡や出土文化財の保存にとって支障となることがあってはならない点で，両者はバランスよく行う必要がある。

（２）埋蔵文化財の保存と活用の対象

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の３つであり，それぞれの主な施策を示すと次のとおりである。

①史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡　遺跡は，遺構・遺物がともに土地と一体的に存在していることに大きな意味・価値があることから，現地で保存し活用することがもっとも望ましい。したがって，このような遺跡については，遺跡のもつ歴史的・文化的な価値を将来にわたって保存するとともに，国民・地域住民がその価値を最大限に享受できるよう，活用することが求められる。

②積極的な保存措置等がとられていない遺跡　このような遺跡については，史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず，また，差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので，さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。これらの保存と活用の措置を講じるうえでは，所在は分かっていても遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから，まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして，その価値に着目しつつ，重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また，そこに開発事業等が計画された場合には，保存について事業計画との調整を行い，現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。

③記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財　このような遺跡の場合，遺跡は失われるが，発掘調査によりその遺跡がもっていた歴史的・文化的な意味や事実が明らかとなり，遺跡に代わる調査記録・発掘調査報告書が残される。それらは地域の歴史・文化のあり方を示す資料として，将来にわたり確実に保存するとともに活用することが求められる。出土文化財は，調査記録とともに遺跡の歴史的な意味・内容・価値を示す資料として，適切に保管・管理し公開・活用を図る必要がある。

（３）体制と役割

（ア）組織・専門職員・財政措置

埋蔵文化財行政全体をバランスよく進めるため，各地方公共団体は埋蔵文化財の保存と活用についての明確な方針をもち，施策が実現できる組織，しかるべき資質と能力を備えた専門職員，そして適切な財政措置がそれぞれ確保されていなければならない。

（イ）役割分担と連携

市町村の役割　埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を実施するうえで中心的な役割を果たすのは，地域と密接に関わる市町村である。市町村は，地域住民のニーズを直接知る立場として，それを集約しきめ細かい保存・活用施策を企画・実践していくことが求められる。この市町村の活動が地域住民と埋蔵文化財をつなぐ原点となる。したがって，市町村はこうした措置を適切に行うことができる体制を整備する必要がある。

都道府県の役割　都道府県は，市町村域を越えて包括する立場から，地域の歴史や文化の特徴を把握し，各市町村の実情を踏まえたうえで，それぞれの市町村の保存・活用に関する諸施策に対し適切な指導・助言及び財政的支援を行う必要がある。

また，都道府県が保有している発掘調査成果や出土文化財を用いた活用，及び大規模あるいは複数の市町村にまたがることから市町村で行うことが困難な遺跡の保存・活用については，自らが事業主体となって行うことが求められる。

国の役割及び国・都道府県・市町村間の連携　国は，全国的な観点から都道府県・市町村に対し指導・助言を行う必要がある。特に，史跡指定による遺跡の保存に関しては地方公共団体との連携が求められる。また，各地方公共団体が埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を実施できるよう，財政的支援を行う必要がある。

さらに，埋蔵文化財の保存と活用に関して，海外を含め，幅広い視野から調査研究を継続的に進め，その成果を埋蔵文化財専門職員に提供することのできる研修の場を設けることが求められる。以上を基本として，埋蔵文化財の保存と活用の積極的な推進に向かって，国・都道府県・市町村は，相互に密接に連携しなければならない。

２．これまでの埋蔵文化財行政とその課題

（１）埋蔵文化財行政の進展状況の概要

開発事業に伴う埋蔵文化財保護の体制及び仕組みの整備　埋蔵文化財行政では，これまで，開発事業により失われる遺跡につ

いての記録保存のための発掘調査を円滑かつ迅速に行うことが重要な課題であった。昭和 30 ～ 40 年代のいわゆる高度経済成長期には，大規模宅地開発・工業団地造成等の国土開発，高速道路や幹線鉄道の整備等が本格化した。それらの開発事業対象地にある埋蔵文化財について，現状保存ができないものについては記録保存のための発掘調査を行う必要から，地方公共団体及びそれが設置した法人組織（以下「地方公共団体等」という。）における組織・体制の整備，埋蔵文化財専門職員の配置が進められた。この流れは，昭和 60 年代から平成２・３年頃のいわゆるバブル経済期とその後の景気対策に伴う公共事業が行われた時期まで引き継がれ，その結果，すべての都道府県と半数以上の市町村に埋蔵文化財専門職員が配置され，平成 12 年度にその数は 7,111 人となった（資料編 P28 参照）。そして，記録保存のための発掘調査に要した経費は，平成９年度に約 1,300 億円に達し，その累積額は２兆円を超える（資料編 P27 参照）。

このような埋蔵文化財専門職員の増加に伴い，埋蔵文化財保護のための事前調整の仕組み，分布調査や試掘・確認調査の実施等，埋蔵文化財を保存し活用するうえで基礎的ではあるが重要な仕組みの整備・充実をもたらしてきたが，総体としてみると記録保存のための発掘調査の円滑・迅速な実施を最優先の目的とするものであった。

埋蔵文化財の保存・活用の進展　発掘調査が積み重ねられた結果，考古学や歴史学の研究が進み，従来の歴史の認識が改められ，教科書が書き換えられるような大きな発見もあった。とりわけ各地域の歴史が具体的に解明され，どの地域にもかけがえのない豊かな歴史や文化があることを明らかにした意義は大きく，重要な遺跡については，史跡等により現状保存が図られてきた。

また，発掘調査により得られた膨大な量の出土文化財は，取扱いの内容･程度の差はあるが，基本的にほぼ全数が保管され，それらのなかには，展示公開され，研究対象に供されてきたものもある。また，発掘調査の成果が記載された発掘調査報告書は地方公共団体や各地の埋蔵文化財センター・研究機関・図書館等において保管・公開され，活用されている。

文化財保護の中心的存在である埋蔵文化財専門職員　この間，各地方公共団体等の埋蔵文化財専門職員は，開発事業等との調整や発掘調査に追われながらも，地域に根ざした視点から調査研究を行い，その成果の公開・普及に努めてきた。特に市町村の埋蔵文化財専門職員は，埋蔵文化財以外の文化財の保護にも携わり，文化財を総合的に保存し活用することで，地域の文化財行政全体に大きな役割を果たしてきた。そして，地域に密着して多様な文化財を素材とした地域づくり等に大きな役割を果たしているところもある。

（２）近年の埋蔵文化財行政の動向と課題

（ア）埋蔵文化財行政の基本的課題

行政内における埋蔵文化財行政の位置づけ　埋蔵文化財行政に求められることは，開発事業等への対応だけではなく，重要な遺跡の保存と活用，調査成果や出土文化財の活用等多岐にわたる。しかし，地方公共団体の中には，記録保存のための発掘調査の実施と発掘調査報告書の作成が埋蔵文化財行政である，と認識されているところがあり，埋蔵文化財専門職員のなかにもそうした考え方をもっている場合がある。

行政上の具体的な方針・計画　各地方公共団体は，埋蔵文化財行政を推進するうえで，将来を見渡す方針・計画をたて，施策の一貫性や客観性を保持する必要がある。しかし，そうした方針・計画を策定しているところは限られており，史跡指定地周辺をはじめ地域における重要な遺跡が十分な保存措置をとられることなく失われていること，組織の改変や埋蔵文化財専門職員の異動等により埋蔵文化財の取扱いに変動が生じていること等，埋蔵文化財行政が正しく機能していない場合がある。

行政組織内における連携不足　埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を進めるためには，教育委員会内部及び地域づくり等を行う他の部局との連携が不可欠である。しかしながら，開発事業計画との調整という点を除くと，埋蔵文化財の保存と活用のために必要な連携が行われているところは少ない。

（イ）遺跡の現状保存についての課題

文化財保護法による保存措置　地域における重要な遺跡について，その保存・活用を目的とした発掘調査を実施している地方公共団体は増えてきている。その結果，文化財保護法による史跡指定の件数は，平成 10 年度までは概ね年間 20 件弱であったのに対し，平成 12 年度の３件をはじめ，平成 16 年度は 27 件，平成 17 年度 29 件と増加傾向にある（資料編 P34 参照）。しかし，このような保存措置がとられている遺跡は限られ，記録保存のための調査の過程で重要遺構が発見されても，適切な保存措置がとられていない場合もみられる。

地方公共団体の条例による保存措置　地方公共団体のなかには条例による史跡指定を積極的に図っているところがある一方で，そのような措置をとっていないところもある。条例による指定の措置がとりにくい大きな理由としては，指定をすることにより土地の公有化を求められることがあり，そのための財政負担が課題であることが挙げられるが，国指定の史跡だけでは地域における重要な遺跡の保存を適切に行っているとはいえない。

史跡等の指定以外の手法による保存　文化財保護関係の法令・条例による史跡指定の措置を受けるに至らない場合でも，他部局と協調しながら，以下に例示するような手法により現状保存の措置がとられている。

・遺構や遺物が集中する地点について，開発計画を変更して公園や緑地等にすること
・道路建設や鉄道建設において，遺跡の所在場所を避けて路線や橋脚位置の変更を行うこと
・土地区画整理事業において，遺跡を都市公園等に取り込むこと
・自然公園の中に遺跡を取り込むこと
・田園空間整備事業のなかに遺跡を取り込むこと

しかし，そうした措置が十分とられていないところも認められる。

（ウ）現状保存した遺跡の整備・活用についての課題

史跡等に指定され現状保存された遺跡については，整備・復元を行い公開・活用する事例が多くなってきている。文化庁では平成 16 年に，史跡等の整備による適切な保存・活用をさらに推進するために『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』を作成した。最近では史跡等の整備だけではなく，それに親しむための多様な活用事業が展開される等，史跡等が地域づくりの重要な素材として位置づけられるところが増えてきている。

しかし，その一方で，整備・活用の措置がとられていないもの，整備は行われているが地域住民に親しまれていない等，十分な活用が図られていない史跡等もある。また，開発事業者との協議によって設計変更し現状保存した遺跡であるにもかかわらず，それを示す説明板等がないため，そうした措置がとられたことを住民が認識できない事例もある。

（エ）出土文化財・発掘調査記録類の保存と活用についての課題

出土文化財の保存・活用については，本委員会でも過去に２回の検討とその結果の報告を行い，それを受けて文化庁は，平成９年８月 13 日付で「出土品の取扱いについて」，平成 15 年１月 20 日付で「埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管･管理について」の通知を行っている。近年では，出土文化財・発掘調査記録類を保存し活用するため，埋蔵文化財センターや博物館等の恒久的な施設をもつ地方公共団体が増えつつある。しかし，その一方で，学校等の余裕教室を一時的に使用している地方公共団体，防災・防犯上問題のあるプレハブ等の簡易な収蔵施設を利用している地方公共団体が少なからずある。また，出土文化財･発掘調査記録類の管理については，管理台帳を作成し，活用に供する状態にしているところがある反面，そうした措置をとっていないところもある。

出土文化財については積極的に活用が図られているところもあるが，これまでの膨大な蓄積と比較すると，十分とは言えない。

（オ）発掘調査成果を国民に還元するうえでの課題

発掘調査は行政の施策として行われるものであるから，その成果は国民・地域住民に還元される必要があり，そのための事業として，発掘調査の成果を公開する現地説明会をはじめ，講演会・シンポジウム等，展示会，体験学習，学校を対象とした出前授業，一般を対象とした冊子の刊行等が行われている。

平成 17 年度に実施した平成 16 年度の実態調査によると，何らかの活用事業を実施した地方公共団体及び埋蔵文化財センター等発掘調査組織のうち回答を得たところの 53％である。なかでも学校教育において平成 14 年度に新設され「総合的な学習の時間」は，地域の歴史や文化に触れる機会となり，大きな役割を果たしているが，まだ半数近くのところで活用事業が実施されていないことになる（資料編 P36 参照）。活用事業を行っているところが抱える課題としは，次のような点があげられている。

･活用事業を実施するための体制及び予算措置が十分ではない。
・活用事業を実施するに際しての広報が十分ではない。
・参加者が固定化する傾向にあり，より多くの人々を惹きつける企画，多様な世代や多数の参加者を得るための企画になっていない。

発掘調査成果を広く国民・地域住民に還元する諸事業は，現状では限られた体制の中で，担当者の個人的な努力によって行われていることも多く，改善されるべき点は多い。また，活用事業を実施できない理由としては，以下のような点があげられている。

・埋蔵文化財専門職員が配置されていない。
・他の業務との関係で，事業を実施する時間的余裕や人的余裕がない。
・予算措置ができない。
・施設が整備されていない。
・活用の対象となる埋蔵文化財等がない。

そのうち，「活用の対象となる埋蔵文化財等がない」については，そうした地方公共団体があるとは考えにくく，域内における埋蔵文化財のあり方に対する認識を改める必要がある。

（カ）体制・役割分担上の課題

埋蔵文化財専門職員の減少　近年，各地方公共団体等の埋蔵文化財専門職員数は平成 12 年度を境に減少を続け，平成 17 年度には 6,695 人となった。要因としては，都道府県においては記録保存のための発掘調査事業量及び事業費が減少したのに伴い，教員等から異動してきた職員が復帰したこと，市町村においては合併により組織や体制が変更され他部局へ異動したこと，さらには埋蔵文化財専門職員の高齢化が進むなか，退職者がでても補充が図られていないこと等が考えられる（資料編 P29 参照）。

今後，いわゆる団塊の世代の退職が本格化するに際し世代交代が円滑に図られない場合，従来の豊富な調査成果，遺跡とその調査に関する知識や経験が，それぞれの組織内で継承されないこと，さらに，市町村合併により組織に変動がおこると，埋蔵文化財の保存に関する従来の諸施策や蓄積してきた成果の活用と継承が行われなくなることになりかねない。こうしたことによって埋蔵文化財行政の体制が衰退し，埋蔵文化財の保存と活用が適切な形で実施できなくなることが懸念される。

都道府県及び市町村の役割　市町村において埋蔵文化財専門職員を配置しているところは，平成 18 年度で 57％までに達した。しかし，専門職員が配置されているところでも，埋蔵文化財等の数や内容からすると十分とは言えないところがある。また，史跡等が多数存在しているにも関わらず，専門職員が配置されていない市町村さえある。

市町村が適切に埋蔵文化財行政を進めるうえで重要な役割を担うのが都道府県である。しかし，多くの都道府県ではこれまで開発事業等に伴う発掘調査に対応した調整・調査の充実に重

点が置かれてきた。そのため，市町村が実施する埋蔵文化財の保存と活用について積極的に指導・支援・助言を行っているところや，都道府県が主体となって地域における重要な遺跡の保存と活用を目的とした発掘調査やその整備・活用を行うところは限られており，域内全体の埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでの体制は十分とはいえない。

（キ）地域住民との連携についての課題

これまで，埋蔵文化財の保存と活用に関する計画・立案から実施に至るさまざまなことがらについては行政が実施してきた。たしかに，埋蔵文化財の行政的な取扱い，その本質的価値の保存に関わることについては，行政が主体となって行わなければならないが，地域住民等と連携して取り組む形態も考えられる。また，活用事業を行う際にボランティアを活用しているところは実態調査によると，事業を実施しているところの24％に留まっている。埋蔵文化財の保存と活用において，行政と地域住民等との有効な連携・協力関係を構築することは，今後の大きな課題である。

第３章　埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言

１．「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示

埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから，地域のシンボルとして，地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって，これらを保存し活用することにより，歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを，埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。その際，保存し活用する対象としては，学術的な観点だけではなく，地域の視点，過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。地域づくりにおいては，それを担う地域住民の主体的な活動は不可欠であり，地域の歴史や文化を理解した地域住民を育てる必要がある。埋蔵文化財の発掘調査の成果等を公開・普及することは，地域住民の理解を深めるうえで重要な意味をもつ。

このように，これからの埋蔵文化財行政は，埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を通して，地域づくり・ひとづくりに寄与するという新たな方向性をもたなければならない。

２．保存・活用を進めるために必要な６つの視点

（１）今がその時であること

現在，埋蔵文化財の保存と活用についての社会的要請は高まってきている。しかも，埋蔵文化財の保存と活用を推進することのできる人材，すなわち地域の歴史や文化に関する知識と経験を有する埋蔵文化財専門職員は，地方公共団体によっては十分でないところもあるが，全体としては整備されてきている。今こそ，埋蔵文化財の保存と活用を積極的に行うことにより，第２章第１節で示した埋蔵文化財行政の基本に近づくことのできる時である。

（２）意識改革を行い，埋蔵文化財の保存と活用を行政内に適切に位置づけること

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには，埋蔵文化財担当行政機関及び埋蔵文化財専門職員自身が意識改革を行い，埋蔵文化財行政の基本を再確認する必要がある。そして，埋蔵文化財の保存と活用を各地方公共団体の埋蔵文化財行政の中に適切に位置づけなければならない。活用に関する諸事業も，担当者の個人的な努力ではなく，行政上の施策として行われる必要がある。

（３）蓄積された既往の調査成果を活用すること

各地方公共団体等におけるこれまでの発掘調査の成果，すなわち現状保存された遺跡，記録保存された遺跡の調査記録・発掘調査報告書，発掘された出土文化財等は相当量の蓄積となっている。埋蔵文化財の保存と活用に当たっては，これらが素材として生かされる必要があり，そのための調査研究は不可欠である。

（４）他の文化財を含め総合的に保存し活用すること

通常，地域には埋蔵文化財だけではなく，有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物のほか，文化的景観や伝統的建造物群があり，それに自然環境等が加わり，それらが相互に有機的に関係を保持している。そのため，埋蔵文化財の保存と活用は，これらの多様な文化財と一体的･総合的に行う必要がある。

（５）様々な方法で保存と活用の措置を行うこと

埋蔵文化財を保存し活用する方法は，遺跡の内容・性格・価値に応じて，広い視野から選択することが必要である。現状保存の措置については，史跡の指定等文化財保護の制度によるだけでなく，それ以外の制度を利用する。また，地域住民等が主体となっている活動を事業の一部として組み込むことも考えられ，方法の選択に当たっては，従来のやり方にとらわれないことが必要である。

（６）実情に応じて施策を段階的に具体化すること

本報告で示す具体的な施策は多岐にわたっており，各地方公共団体が直ちにこのすべてを実施に移すことは困難である場合もあると考えられる。したがって，各地方公共団体は住民からのニーズを十分に認識したうえで，本報告に示す事項のうち，早急に実施できることと計画的に実現させていくことを見極め，可能なところから改善を図る必要がある。

３．保存と活用を進めるための具体的施策

（１）蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定

（ア）地域の歴史や文化の特徴の把握

蓄積された成果に基づく基礎的データの整理　各地方公共団体が埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでは，その地域の歴史や文化の特徴を正しく把握する必要がある。そのためにはまず，各地方公共団体等で蓄積された調査成果と出土文化財等について，基礎的データとして個々の遺跡の内容及び取扱いを把握する。具体的な項目としては①調査歴，②検出遺構・出土遺物とその時代・特徴・性格等が考えられ，今後の保存のあり方を検

討するうえで，③それまでの保存措置のあり方，④遺跡の現状等についても整理する。

総合的な地域研究の実施　次に，地域における遺跡のあり方の特徴を把握する必要がある。具体的には，①遺跡の立地と分布の関係，②遺跡の時代ごとの特徴と変遷等を明らかにすることであり，それを踏まえて地域の歴史や文化の特徴を明らかにする。そのためには，これまでと異なる視点からの発掘調査等を行うことも考えられ，これらを総合した地域研究を行うことが求められる。その際には，遺跡だけでなく，史跡・名勝・天然記念物から有形文化財・無形文化財・民俗文化財・伝統的建造物群あるいは文化的景観についても調査・検討の対象とする。

（イ）「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定

各地方公共団体が埋蔵文化財を核とした文化財等の総合的な保存と活用を図るためには，上記（ア）により把握したことがらに基づき，「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」を策定する必要がある。

都道府県で定める方針・計画としては，域内の市町村を統括するかたちで保存・活用全般についての考え方，域内で保存し活用する必要のある重要な遺跡の選定及び選定についての考え方，さらには都道府県自らが主体となって保存・活用する遺跡に関する取扱いについての考え方等を示すことが考えられる（資料編 P84・88 参照）。

一方，市町村で定める方針・計画としては，市町村にとって重要な遺跡がある場合，その保存・活用に向けた発掘調査や整備の実施についての計画，さらにはそうした遺跡を核とし，行政全体が取り組むべき施策の計画等が考えられる（資料編 P92・96 参照）。そして，そのような方針・計画を策定したうえで，当該地方公共団体の総合計画やマスタープラン，景観計画等に組み込むことが望ましい。国においては，各地方公共団体の方針・計画策定を促すとともに，地方公共団体が策定した方針・計画を十分把握し，これに対する支援を図る施策の推進が求められる。

（2）地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

（ア）遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討　前項（1）－（ア）により蓄積された成果を再整理したことに基づき，埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば，現在の都市が城下町を基盤として成立している場合，城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから，それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり，中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また，現状において遺跡の分布に粗密がある場合，その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い，遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存　地域における重要な遺跡については市町村，場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し，その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では，そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても，発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は，それに向けて開発事業者等との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存　現状保存を行う方法として各地方公共団体は，国・都道府県・市町村による史跡等への指定の措置だけでなく，遺跡の時代や内容・性格によっては登録記念物に登録すること等も検討する。また，出土文化財についても，その内容に応じて国・都道府県・市町村指定の重要文化財等に指定し，万全の保存措置を講じて活用する必要がある。

史跡の指定以外の方法による保存　文化財の保護制度以外の制度や方法，すなわち，都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制，あるいは景観法等の個別法，また自然保護・環境保全・観光・景観等に関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また，都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと，遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等，多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには，関係各部局と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また，地域住民の自主的な取り組みや活動があれば，必要に応じて支援を行うことも必要である。

（イ）現状保存された遺跡の整備・活用

現状保存された遺跡については，その遺構を保存するため，多くは埋め戻しを行うが，このことは結果として，遺構の存在や内容，価値を認識しにくくしてしまう。したがって，遺跡の内容や価値を理解しやすくするための整備を行う必要がある。遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから，それは従来の方法にとらわれず，それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる（資料編 P60・68・76・80 参照）。

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても，遺構表示や説明板等の設置により，その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。

また，現状保存できなかった遺跡についても，地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることは重要であり，現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

（ウ）出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用

出土文化財については，各地方公共団体等が確実に保存することが基本で，さらに広範な活用を図らなければならない。発掘調査の成果である記録類や発掘調査報告書についても，適切な施設において確実に保存しなければならない。発掘調査報告書は，都道府県の埋蔵文化財センター等が積極的にその収集と保存を図るとともに，利用者への便宜を図ることが求められる。

また，発掘調査の記録類については，それを保存している地方公共団体等が保存と活用のため，必要に応じてデジタル化を

進めることを考慮する必要がある。

（エ）国民・地域住民のニーズに応じた公開・活用事業の実施

わかりやすく親しみやすい内容　埋蔵文化財に関する研究成果の公開・普及は，従来の方法にとらわれることなく，さまざまな手法をとるよう工夫するべきである 。重要なこ（資料編・・P52 54 58）とは，可能な限りより多くの地域住民が埋蔵文化財に接する機会を作り出し，身近なものとして親しんでもらうことである。これは，研究の最先端の成果を普及する場合でも同様である。そのためには，難しい学術用語には説明を加え，難解な言い回しを避ける等，地域住民にとってわかりやすいものにしなければならない（資料編 P74 参照）。

なお，活用事業を進める際には，事業の形や進め方によっては少ない予算で可能な場合もあるので，工夫することが求められる。また，聴覚・視覚障害者への手話通訳その他の対応も，今後不可欠の施策である。

発掘調査現場の積極的公開　発掘調査現場は日々新たな歴史が発見される場であり，住民が地域の歴史への興味関心と埋蔵文化財行政に対する理解を深めるうえで果たす役割は非常に大きく，現地説明会等による発掘調査現場の公開は積極的に行わなければならない。遺跡の保存・活用を目的として行われる発掘調査においては,特にその方法等を配慮することが求められる。その際には，現場で遺構や遺物を発見した時の感動や調査中の思いを語る等，埋蔵文化財の魅力が生き生きと伝わるよう工夫する。遺跡と発掘調査に直接触れる機会として，児童・生徒あるいは市民が体験発掘に参加することは有効である。その際には，遺跡や発掘調査の意義や留意点等を説明して，遺跡の保存上支障のない方法で実施する配慮が必要である。また，進行中の発掘調査の状況を速報するために，現地での表示板の設置や資料の配布，インターネットを利用した公開等は有効である。

（オ）埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫

埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから，地域整備の中に生かすことは有効であり，それによって現代の日常的生活空間の中に歴史性をもたせ，ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。

・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせること等，歴史的な特質や土地利用の変遷や従来のまちの構造等を踏まえ，都市計画の輪郭を描くこと（資料編 P62 参照）。

・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。

こうしたことは経済的な利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり，各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。また，発掘調査により明らかになった過去の地震や災害の痕跡，地形・地質の特徴は，現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので，地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる（資料編 P72 参照）。

（３）体制の整備

（ア）組織の整備

埋蔵文化財専門職員の適切な配置　各地方公共団体には，埋蔵文化財及び文化財全般に精通し，地域の歴史や文化の成り立ちを把握し，それらを保存し活用する方針・計画を立案し実行できる専門職員が不可欠である。

埋蔵文化財の保存と活用においては市町村が中心的な役割を果たすことから，市町村においては，埋蔵文化財及びその他の文化財の保存と活用に必要な専門職員を適切に配置することが求められる。

一方，都道府県においては，市町村が適切に埋蔵文化財の保存と活用を推進するよう指導・支援するうえで，あるいは都道府県自身がそうした施策を実施するうえで十分な体制を整備することが求められる。なお，近年，市町村合併等を機会に埋蔵文化財専門職員が他部局に配置転換される例が増えている。埋蔵文化財の保存と活用に向けた施策を展開するため，埋蔵文化財の保存と活用を行政全体の中に位置づけ，他部局とも連携して仕事のできる人材の育成は重要ではあるが，そのために埋蔵文化財行政が弱体化することがあってはならず，十分な配慮のもとで行われる必要がある。

埋蔵文化財専門職員の意識改革　埋蔵文化財専門職員は，埋蔵文化財行政の基本を的確に認識するとともに，開発事業に対応する発掘調査だけでなく，埋蔵文化財の保存と活用についても積極的に行う必要があるという意識を強くもたなければならない。また，埋蔵文化財行政を通した地域づくり・ひとづくりの諸施策や事業に携わることが求められるので，他の文化財を含めた広範な領域を視野に入れ，総合的な文化財の保存と活用を担当する資質・能力を備えていることが必要である。そのため埋蔵文化財専門職員には，従来からもっている発掘調査能力に加え，他部局との調整能力，さらには地域住民と連携を図りながら保存と活用に関する多様な施策や事業を進めることのできる能力が必要で，こうしたことのための研鑽が求められる。

（イ）財源の確保

各地方公共団体は，埋蔵文化財の保存と活用を進めるため，施策・事業実施のための財政措置を講じなければならない。そのうえで，「埋蔵文化財発掘調査」，「史跡等購入費」，「史跡等総合整備活用推進事業」等のほか，平成 16 年度に新設された「埋蔵文化財保存活用整備事業」（資料編参照）等の国庫補助事業を活用することが望まれる。また，事業内容によっては他省庁の補助金や交付金等他の行政・事業の財政措置を活用することも有効である（資料編 P70・72 参照）。

国は，各地方公共団体等が実施する埋蔵文化財及び広汎な文化財の保存と活用を推進するため，多様な事業を柔軟に実施できる新規の事業やモデル事業の創設，既存事業の内容の改変等を行い，積極的な支援方策を進め，充実させる必要がある。都道府県においても同様の観点から，市町村への支援の充実を図る必要がある。

（ウ）拠点施設の確保

発掘調査による調査記録類や出土文化財は，これまでの埋蔵

文化財行政の成果として，また今後の埋蔵文化財行政の素材として確実に保存し公開・活用しなければならない。

各地方公共団体では地域住民が地域の歴史や文化，人々の暮らしに親しむことのできる機会をつくるため，また地域住民が積極的に埋蔵文化財の保存と活用を推進していく場を提供するという点でも，拠点となる施設を備えることが望ましい。こうした施設は既存する建物の改修による整備も考えられ，その場合「埋蔵文化財保存活用整備事業」を活用することが可能である（資料編 P64）。

（エ）行政組織内における連携

埋蔵文化財が学校教育において大きな可能性を秘めた教育的資産であることを踏まえ，各地方公共団体はその成果を教育・学習の中に的確に位置づける必要がある。そして，埋蔵文化財専門職員による学校への出前授業，体験学習，資料館・博物館等での学外授業，遺跡見学等の教育活動への組み込みを，これまで以上に広く展開していくことが求められる。

学校現場との連携も重要である。学校教職員に埋蔵文化財を利用した授業を行うための講座を開催することや体験学習用の教材を作成すること（資料編 P55・56・57 参照）や学校教職員との共同作業によって地域の歴史や文化に関する副読本を作成すること（資料編 P66 参照）も有効である。そして，埋蔵文化財の活用に関する諸事業は，異世代交流や地域社会での交流の機会を提供することになることから，生涯学習に関する施策として実施することも求められる。

また，適切な埋蔵文化財保護行政の推進について開発関係部局との緊密な連絡調整が必要であることは，すでに平成 10 年の本委員会報告において指摘したところである。今後は，地域づくりとの関わりから，都市計画部局や広報部局，文化部局，観光部局等との連携も行う必要がある。

（オ）他の地方公共団体等との連携

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでは地方公共団体同士が連携することも重要であり，特に活用の面では，複数の地方公共団体間で同一のコンセプトに基づいて事業を行うことは大きな効果をもたらす。歴史的空間や関連する文化財は必ずしも一つの地方公共団体の地域内に収まるものではなく，たとえば一連の古墳群，国府と国分寺の跡が複数の地方公共団体の区域に所在している場合，あるいは縄文時代の貝塚や古墳のように，同種の，あるいは歴史的に関連する遺跡が複数の地方公共団体にわたっている場合に，それらが共通の考え方に基づき共同して一体的な活用を図ることが考えられる。このほか，地域ブロックや都道府県内のいくつかの市町村が連携して活用事業を推進することも効果的である（資料編 P50・51 参照）。

（カ）地域住民・民間との連携

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸事業を進めるにあたって，各地方公共団体が地域住民や民間と連携を図ることは，ひとづくりという観点からも大きな意義がある。とくに，さまざまな活用事業をとおして，現在の土地は過去からの連続の上に存在しており，それを可能な限り将来に伝え保存していくことの必要性を地域住民に伝えることは非常に重要である。

そして，現状保存した遺跡を活用する際，あるいは域内の埋蔵文化財に関する普及事業を行う際等にボランティアを組織することやＮＰＯ法人等の活動を導入することも考えられる（資料編 P60･64･76･78 参照）。また，地域住民自らが主体となって事業を実施することに対しては，行政が適切な支援を行うことが重要である（資料編 P53 参照）。

このほか，言い伝え等によって知られているのみの遺跡をはじめ，行政上なんら保存・活用の手立てはとられていないが地域住民自身が身近に感じている遺跡については，保存・活用を地域住民さらには公益法人・ＮＰＯ法人・企業等が主体となって企画し実行することも考えられる。

このように，地域住民や民間の組織が主体的に活動する場合，事業の内容や埋蔵文化財の取扱い等については，関係する地方公共団体が，必要に応じて指導・助言を行う必要がある。

（キ）研究機関及び報道機関等との協力関係の構築

埋蔵文化財の保存と活用を行ううえで欠くことのできない地域研究は，域内の文化財に精通している埋蔵文化財専門職員が中心となり，大学等の各種研究機関と連携を図りながら行うことが求められる。なお，大学では，考古学についての教育・研究を行っているところは多いが，埋蔵文化財や文化財の保護に関する教育･研究を行っているところは少ない。大学等の研究･教育機関には，このようなことがらについての配慮や対応も望まれる。また，埋蔵文化財の保存と活用に関する事業の実施やその成果を国民・地域住民に広く知らせるうえで，報道機関は重要な役割を果たし，それがその事業の成否に大きく関わることから，報道機関と協力関係を構築することも重要である。なお，発掘調査等の成果を公表する場合，事実関係とその意義を正確かつ客観的に整理し，確かな情報を提供する必要がある。

おわりに

我が国ではこれまで，国土開発が強力に推進され，各種の土木事業が活発に行われてきた。それに伴って，国民の理解と協力のもと全国各地で遺跡の発掘調査が広く行われ，そのために都道府県・市町村に埋蔵文化財の調査体制が整備されてきた。地下から掘り出された遺構・遺物は，どの地域にもかけがえのない歴史があったことを明らかにし，その成果は多くの場合，記録として保存されたが，なかには現状のまま保存された遺跡もある。しかし，埋蔵文化財行政を全体としてみると，従前のそれは主として開発事業に伴う発掘調査を円滑に実施することであり，本来あるべき埋蔵文化財行政の目的から偏ったものであったことは否めない。

一方，国民生活や国民の意識は大きく変化しつつあり，いま求められているのはそれぞれの地域固有の歴史や文化に裏打ちされた個性豊かな地域と生活である。埋蔵文化財行政は，そのような社会的要請に的確に対応していく必要がある。さいわいに，これまでの膨大な調査によって，地域で蓄積された歴史的･文化的資産は実に豊富であり，いま，これらの蓄積と成果を豊

かな地域づくり・ひとづくりに生かす時といえる。本報告では埋蔵文化財の意義と埋蔵文化財行政の基本を見直すとともに，埋蔵文化財の保存と活用を的確に位置づける必要性，さらにそれを実現するための視点，具体的な施策を進めるうえでの留意点，体制整備を充実させること等，埋蔵文化財行政としてのあるべき姿を総体として示した。

各地方公共団体における埋蔵文化財行政を取り巻く環境・状況はさまざまである。ここで示したことがらについても，すでに積極的に実施しているところがあれば，様々な要因によってほとんど着手できていないところもあると考えられる。それぞれの地方公共団体がおかれた環境・状況に応じ，埋蔵文化財の保存と活用を施策として着実に進め，埋蔵文化財行政を向上させていくことが大切である。

われわれの祖先が今日まで守り伝えてきた埋蔵文化財を，現代において活用するとともに次の世代に伝え，国民・地域住民が国と地域に愛着をもち，新しい未来像を作り上げ，歴史を生かした個性ある地域づくりが実現することを切望するものである。

(46)　埋蔵文化財の保存と活用について

平成十九年三月二十七日　十八庁財第三七五号
文化庁次長から
各都道府県教育委員会あて通知

文化庁では，平成６年 10 月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財行政に関する基礎的な事項について順次調査研究を行い，これまでに「出土品の取扱い」，「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準」，「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」等の報告がなされております。各地方公共団体においては，これらの報告の趣旨を踏まえ都道府県基準の策定等，所要の施策が実施されており，大きな成果が上げられているところです。

このたび，同調査研究委員会から，別添のとおり「埋蔵文化財の保存と活用」について報告を受けました。環境や文化に対する関心が高まるなど国民意識が変化する中にあって，埋蔵文化財を保存し活用することは，国民の期待に応えるという点で大きな意味があります。これまでの埋蔵文化財行政は，開発に対応する形で記録保存の本発掘調査の実施に重きを置かざる得なかったところでありますが，今後は，埋蔵文化財の保存と活用全般について埋蔵文化財行政の中に確実に位置づける必要があります。

本報告では，埋蔵文化財の保存と活用を実施する上での視点，具体的な施策及びそのための体制整備の必要性など，埋蔵文化財の保存と活用に関する全体の考え方が示されています。地方公共団体の中には，すでに個々の施策を実施しているところもありますが，本報告の趣旨を十分にご了知の上，それぞれの実情にあわせて埋蔵文化財の保存と活用を行う体制を整備し，諸施策を実施することにより，さらなる埋蔵文化財行政を推進するようお願いします。

また，域内の市町村教育委員会に対しても同報告の周知を図るとともに，本報告が十分に活用されるようご配慮願います。

(47)　今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について (報告)

平成二十年三月三十一日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は，国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民共有の財産であり地域の資産でもある。それを適切に保護し，開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向について検討することを目的として，平成６年 10 月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会は，これまで，埋蔵文化財保護行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）に関する諸課題を検討し，その結果については以下のとおり，報告・提言してきている。

・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（平成７年 12 月）
・『出土品の取扱いについて』（平成９年２月）
・『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』（平成 10 年６月）
・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』（平成 12 年９月）
・『都道府県における地方分権への対応および埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』（平成 13 年９月）
・『出土品の保管について』（平成 15 年 10 月）
・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』（平成 16 年 10 月）
・『埋蔵文化財の保存と活用 ―地域づくり・ひとづくりを目指す埋蔵文化財保護行政―』（平成 19 年２月）

文化庁では，上記の報告を踏まえ，都道府県教育委員会へ指導等の通知を行い，現在，各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。さて，このたびの検討課題は「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」である。平成７年，本委員会による最初の検討課題の報告に基づいて行われた通知により，多くの地方公共団体で埋蔵文化財保護体制の整備が一定程度図られてきた。その報告から 12 年が経過した現在では国民の文化財への関心が高まり，埋蔵文化財行政に対する期待が高まる一方で，公共事業を中心とした大規模開発事業の減少や行財政改革を背景として，埋蔵文化財行政を取り巻く環境は大きく変わってきている。こうした状況を踏まえ，本委員会では今後の埋蔵文化財行政を推進するうえで，おもに発掘調査をどのような体制で実施するべきかについての検討を行うこととした。

検討は，平成 19 年３月から委員会を３回，委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会の実務担当者からなる協力者会議を４回開催して行った。委員会では記録保存のための発

掘調査（以下「記録保存調査」という。）や考古学研究に関わる関係機関からのヒアリングを行うとともに，実態調査に基づく現状分析を行い，各地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の多様なあり方を確認しつつ，埋蔵文化財行政が今後採るべき基本的方策を示した。

本委員会としては，この検討結果をまとめ，報告・提言するものであるが，文化庁および各地方公共団体においては，本報告を踏まえ，埋蔵文化財保護体制の確立に向けて適切な措置を講じるよう期待するものである。

第１章　埋蔵文化財保護体制の現状と課題

１．埋蔵文化財保護体制の現状

（1）平成８年通知までの経過

発掘調査体制の整備　開発事業に伴う記録保存調査は，昭和40年代に入り国土開発が急速に進展したことから，当時の文化財保護委員会と日本道路公団その他との間にとり交わされた覚書等により，原則として都道府県教育委員会が行うこととされた。それに伴い都道府県に埋蔵文化財専門職員（以下「専門職員」という。）が配置され，地方公共団体における埋蔵文化財保護の体制整備が始まった。昭和50年代以降は，開発事業とそれに伴う記録保存調査の増大に対応して都道府県の専門職員数はさらに増加し，市町村にも専門職員の配置が進んだ。それとともに大規模な開発事業の多い都道府県においては，発掘調査を行う教育委員会の付属機関（以下「公立調査組織」という。）や地方公共団体が設置した財団法人の調査機関（以下「財団調査組織」という。）が文化財主管課から独立して設置され，埋蔵文化財行政としては開発事業との調整業務と発掘調査業務とを分化させつつ体制整備が進み，発掘調査体制は一定程度充実したといえる。

平成８年通知　平成に入ると発掘調査事業量はますます増加の一途をたどり，記録保存調査の円滑な実施が課題となったことから平成６年に本委員会が設置され，平成７年12月に最初の検討課題についての報告『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』が行われた。この報告を受け，文化庁では平成８年10月１日付けの文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（以下「８年通知」という。なお，この通知は他の通知とともに平成10年９月29日付けの同名の通知に統合されている。）において，埋蔵文化財保護体制についての指針を示した。

この通知では，埋蔵文化財は国民共有の財産であると同時に地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり，各地域で保存・活用するという理念を確認するとともに，各地方公共団体では，史跡の指定等による積極的な保存およびその整備活用，埋蔵文化財包蔵地の把握と周知，開発事業との調整および発掘調査の実施，発掘調査成果の公開等の広報活動等を含む多岐にわたる行政を進めるために，適切な対応能力を備えた十分な数の専門職員を確保する必要があるとした。

このなかで，発掘調査の実施は，地方公共団体の文化財主管課内の調査部門（以下「教育委員会直営」という。），公立調査組織，財団調査組織（以下これら３つの調査組織を「地方公共団体等」という。）が行うという原則のもと，はじめて限定的な民間調査組織導入の指針を示した。

（2）近年の社会変化と埋蔵文化財保護体制の現状

ア．社会全体の変化　近年，行財政改革によって行政全体が大きく変わってきている。行政コストの削減のために，行政組織のスリム化は大きな課題であり，国では「小さな政府」を実現するため，さまざまな権限を地方公共団体に委譲し，省庁再編や組織の統廃合，独立行政法人化等が図られている。また，厳しい財政事情のもと，効率的な公共事業の執行のため，事業の見直しやコスト縮減等の対策が採られている。地方公共団体の多くで財政悪化が深刻な問題となるなかで，大規模な市町村合併，財団法人等の組織の統廃合を含めた見直しが進められ，平成16年に施行された改正労働者派遣法により行政と財団組織の分離化が推進されている。同時に「官から民へ」という流れのなか「規制緩和」により，国や地方公共団体が行ってきたさまざまな事業を，その目的や性格等を勘案し，可能な限り民間に委託する動きも進んでいる。

その一方で，昭和30年代以降の急速な経済発展と社会的基盤整備の結果，国民は一定程度の物質的豊かさを享受することとなったが，近年，国民の意識に変化がみられ，心の豊かさや潤いのある暮らしを求めるようになってきている。

イ．埋蔵文化財行政の変化

文化財保護行政への期待　近年，国民は環境や景観に配慮した生活空間を希求し，地域の自然，歴史・文化を具体的に示す各種の文化財への関心・期待は確実に高まっている。また，市町村合併により地域再編が進むなか，各地域のアイデンティティを確認し，新たな地域づくりを推進するという施策に，文化財を有効な素材として活用しようとするところが出てきている。

こうした社会の要請を受け，本委員会は平成19年２月に行った報告『埋蔵文化財の保存と活用』で埋蔵文化財をとおして地域づくり・ひとづくりに貢献するために取り組むべき施策についての考え方を示した。また，文化審議会文化財分科会企画調査会は平成19年10月に，市町村が域内の一連の多様な文化財を総合的に把握したうえで，積極的に保存し活用するための方針を定める「歴史文化基本構想」を策定する等の方策をまとめた。さらに国土交通省等との連携により，地域の文化財を地域づくりの施策に活かす取り組みも始められようとしている。

このように，地域の文化財の社会的な価値に対する認識や期待はますます高まっており，埋蔵文化財行政は今後一層地域の文化財の保存と活用を図る施策を積極的に推進していく必要がある。

記録保存調査事業量の減少　近年，全体的な景気の低迷や地方公共団体の財政悪化等に伴う開発事業の縮小等に伴い記録保存調査事業量は大きく減少している。それを緊急発掘調査事業費でみると平成９年度に1,321億円と全国の費用総額はピーク

となったが，その後は減少に転じ平成 18 年度には約 755 億円とピーク時の 57％となった（資料編 P25 参照）。記録保存調査事業量の減少は地方公共団体が自ら実施する保存・活用事業を行いやすい状況を生む一方，これまでの発掘調査体制の見直しも必要となってきている。

専門職員の減少　記録保存調査事業量の減少は専門職員数に影響している。緊急発掘調査事業費が減少に転じた平成 10 年度以降も専門職員数は微増し，平成 12 年度には 7,111 人となりピークに達したものの，その後は減少に転じ，平成 19 年度現在 6,305 人で，内訳は都道府県 2,307 人，市町村 3,398 人となっている（資料編 P26 参照）。

最近，昭和 40 年代に地方公共団体等に採用された，いわゆる団塊世代の専門職員の退職が始まっているが，大規模な記録保存調査の減少や財政難等に伴う職員定数の削減方針等により退職者の補充は十分行われていないところが多い（資料編 P27 参照）。各地域で埋蔵文化財行政の仕組みをつくり，発掘調査を担当し地域に適した技術を培い豊富な調査成果を蓄積させた経験豊富な専門職員の知識や技術が，次の世代に適切に継承されないのではないかということが危惧される。

都道府県と市町村の役割の変化　平成 12 年４月にいわゆる地方分権一括法が施行され，文化財保護法（以下「法」という。）における埋蔵文化財行政上の国の権限はおもに都道府県に移譲され，都道府県の役割は大きなものとなった。この際指定都市へ一部の権限が移譲されたが，その後，指定都市以外の市町村へも都道府県から権限移譲を行おうとする動きがみられる。

発掘調査体制の変化　都道府県の発掘調査体制は，直営形態の５県を除くと開発事業等との調整を担当する本庁から独立した調査組織を設立しており，そのおよそ６割が財団調査組織である。財団調査組織は，財政基盤が脆弱で運営面の問題が指摘されてきたが，地方公共団体が行うこととされた発掘調査業務を地方公共団体に代わって実施する公的機関として設置されたもので，組織の形態は異なるが公立調査組織と同様，地方公共団体の調査組織としての機能を果たしてきた。

ところが近年，国の公益法人制度改革により，公益法人全般についてその統廃合等の見直しの検討がなされ，すでにその流れが一部の財団調査組織にも及んでいる。８年通知では排土・測量･写真撮影等，発掘調査に関連しこれを支援する業務には，民間調査支援組織の効果的な導入を図ることとされ，各地で積極的な導入が図られた。一方，発掘調査への民間調査組織の導入は，関東・近畿等の一部の地方公共団体では８年通知以前からみられたが，８年通知以降，新たにこれを進める地方公共団体が出てきている。

このように，近年，社会の変化を受け文化財への期待が高まる一方，埋蔵文化財行政を取り巻く状況は変化しつつある。また，発掘調査体制の変化は，埋蔵文化財行政全体に影響を及ぼすと考えられる。なかでも民間調査組織の導入は，その影響が大きいと考えられるため，以下でさらにその現状を把握することとする。なお，排土等の支援業務は８年通知以降積極的に導入されて発掘調査の効率化が図られており，今後も効果的な導入を図ることが適当である。このため，以下では，支援業務を越えて民間調査組織が発掘調査に関わる場合について検討することとする。

２．民間調査組織導入の現状と課題

（１）８年通知における考え方

８年通知では，発掘調査は原則として地方公共団体等が実施するという考え方に基づき，発掘調査そのものに民間調査組織を導入する場合の条件や要件を示した。

導入の前提　民間調査組織を導入する場合の前提条件は次の３点である。

(1) 地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有していること。

(2) その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延し，または短期的な発掘調査の急増により現在の体制では調査の遅延等が予想されること。

(3) 他の地方公共団体からの専門職員の派遣・支援等によっても対応することができないこと。

導入の要件　そして，民間調査組織を導入する際の要件は次の３点である。

(1) 導入する民間調査組織は，発掘調査について十分な資質を有する職員を備え，調査を適切に実施できる能力を備えていること。

(2) 導入する場合，地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし，組織の選択や管理等は当該地方公共団体が行うこと。

(3) 導入によって各地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することがないこと。

基本的な考え方　８年通知においては，地方公共団体が，まず埋蔵文化財保護体制の整備を図ることが前提であった。したがって，民間調査組織を導入しようとする地方公共団体等に一定の発掘調査体制が整備されていて，それでもなお対応できない場合に限り，民間調査組織を地方公共団体の管理下におくことを必須の要件としたうえで，極めて限定的に導入を認めるというものであった。しかも，導入の具体的な形態として想定されたのは，地方公共団体等が調査主体となり，そこに発掘調査について十分な資質を有する職員を備えた民間調査組織を組み込み，一体として発掘調査を実施するものであった（資料編 P45 参照）。

（２）民間調査組織導入の現状

民間調査組織の現状　民間調査組織には，①発掘調査を専門に行う会社，②発掘調査部門を設けた建設・測量会社，③発掘調査を専門に行う者が組織した恒常的な任意団体等がある。その数は平成７年時点で 25 団体程度であったのが，平成 17 年に①･②を中心に設立された業界団体では加盟組織が 80 団体を超え，そのうち②の組織がおおよそ 80％程度を占める。

導入の形態　平成 18 年６月 20 日に専門職員を配置している地方公共団体（都道府県 47，市町村 1139）を対象に，平成 15 年度から 17 年度の３年間に実施した発掘調査における民間調査組織の導入状況について，実態調査を行った（結果の詳細は資料編 P29 参照。）。民間調査組織を導入したことがある地方公共団体は都道府県が 15％，市町村が 16％と少数である。導入の理由としては，現有の体制では発掘調査事業量に対応できなかったことが大半である。民間調査組織の導入にあたり，特に導入基準を設けていない都道府県もみられる。導入された調査の多くは記録保存調査であった。民間調査組織を導入する方法としては，(ア) 地方公共団体が調査主体となって発掘調査を実施する場合（手続きは法第 99 条による。）のほか，(イ) 民間調査組織が調査主体となって発掘調査を実施する場合（手続きは法第 92 条による。）もある。

地方公共団体の関与 (ア) の場合，民間調査組織の発掘調査に，都道府県では 70％のところで調査担当者が現地に常駐し，発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）の内容を確認している。

一方，市町村ではそうしたかたちで関与しているところは 17％しかなく，逆に発掘調査現場での確認が週１回以下であるところが 20％程度ある等，関与の度合いは相対的に低い。また，(イ) については地方公共団体・開発事業者・民間調査組織の三者間で協定を結び，民間調査組織が調査主体となって実施する発掘調査に地方公共団体が関与できる仕組みをつくったうえで発掘調査が実施されている場合がある一方で，開発事業者と民間調査組織の間だけで発掘調査の実施に関する契約を結び地方公共団体がほとんど関与していない場合も認められる。

問題点　上記のとおり，民間調査組織の導入形態と地方公共団体の関与のあり方はさまざまである。特に民間調査組織の実施する発掘調査に対して，地方公共団体が適切に監督・管理（以下「監理」という。）していない場合，発掘調査の進行に伴って必要となる行政判断を下すための情報が，地方公共団体に適切に把握されないおそれがあり，調査の質の確保の面からも問題である。

民間調査組織の導入実績がないところでも，今後導入の予定がある，あるいは可能性があると回答しているのは都道府県で 33％，市町村で 57％で，今後増えることも予想される。

３．埋蔵文化財保護体制の課題とその改善のための検討項目

（１）埋蔵文化財行政における発掘調査の意義

これまでの埋蔵文化財行政は開発事業への対応を最大の課題とし，記録保存調査は地方公共団体等が行うという原則により，記録保存調査を円滑に実施するための仕組みを整備してきた。また，８年通知においては，その原則のもとで，民間調査組織の導入については一定の前提条件と要件を設けて限定的に対応することとした。

現在，記録保存調査事業量が減少しているとはいえ，実態調査によれば，今後民間調査組織の導入は増加することも予想されることから，民間調査組織の導入に関する基本的な考え方の整理や標準の策定等のすみやかな対応が必要と考えられる。そのためには，埋蔵文化財行政における発掘調査の意義をあらためて確認し，各種の発掘調査の目的と性格を明確にしたうえで，その調査主体のあり方についての基本的な考え方を整理する必要がある【第２章】。

（２）記録保存調査の実施に関する要件

地方公共団体等が行う発掘調査のなかで，非常に大きな比重を占めるのが記録保存調査であり，法第 93・94 条の届出・通知（以下「届出等」という。）に対する発掘調査の指示・勧告（以下「指示等」という。）を受けた開発事業者から，地方公共団体等に調査を委託されて実施する場合が多い。行政上の措置である記録保存調査の質を確保し，その成果をその後の施策に活かすために，地方公共団体による調査の適切な監理は不可欠である。したがって，まず開発事業者からの委託により実施される記録保存調査の監理のあり方を整理する必要がある【第３章１・２】。

民間調査組織については，地方公共団体によって種々の導入形態があり，それが実施する発掘調査を地方公共団体が適切に監理していない等問題のある事例もある。こうした状況が生じた要因の一つとして，８年通知で示した方針については幅広い解釈・運用が可能であったことが挙げられる。このような現状を踏まえると，民間調査組織を導入する場合について，あらためて導入する条件を明確にするとともに，民間調査組織が実施する記録保存調査については，その性質を踏まえた監理のあり方を整理する必要がある【第３章３】。

（３）埋蔵文化財保護体制のあり方

これまで地方公共団体では，調査組織を中心に一定程度の体制整備が図られてきたが，埋蔵文化財行政の本来行うべき業務は記録保存調査だけに留まるものではない。近年の文化財に対する期待の高まりや社会の要請を考慮すると，さまざまな発掘調査等の成果に基づき埋蔵文化財をその内容や価値にあわせて適切に保存・活用していくための多様な業務を推進していくことが求められていることから，そのための体制を整備しなければならない。

上記のような８年通知以後の変化に対する課題の検討を踏まえ，埋蔵文化財行政全体をバランスよく進めるうえで，各地方公共団体はどのような体制を構築すべきなのか，あわせて専門職員にはどのような資質・能力が求められるかについて明らかにする必要がある【第４章】。

第２章　埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり，極めて重大な意味をもっている。本章では，各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

１．埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性　埋蔵文化財は地下に埋蔵され，土地に深く結びつき，ひとつひとつ内容が異なり個性的で，地域色・地域性がある。このように地域に存在している遺跡の総体を把握することにより，地域における歴史や文化を復元することができる。そういう意味において，埋蔵文化財は歴史的･文化的資産，地域の資産，教育的資産としての意義を有し，地域づくりやひとづくりに活用できる格好の素材ともなる。したがって，埋蔵文化財はその価値に応じて適切に保存・活用されなければならない。

ただし，埋蔵文化財の内容が明らかでない状態では，適切な保護措置を執ることができないことから，その範囲・内容等を解明するために発掘調査は不可欠である。

発掘調査の特性　発掘調査とは埋蔵文化財がもつ多様な情報を最も多く引き出すことのできる機会である。その成果は国民や地域住民にすみやかに公開し，地域において蓄積し，地域のために活用しなければならない。こうしたことから発掘調査は，埋蔵文化財を適切に保護し，多様な意義をもった資産として活用していくための手段といえる。

一方で，発掘調査はいかなる目的で行ったとしても埋蔵文化財の解体・破壊を伴い，やり直しがきかない。したがって，発掘調査は明確な目的のもと，適切に実施できる十分な能力（具体的な内容は第３章で記述する。）を備えた者が行わなければならず，その方法・内容・成果等が適切であるか否かの判断は，発掘調査中に現地で行うことが不可欠である。

２．埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

（１）各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財行政の本来のあり方は，地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し，その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知，②調整，③保存，④活用の４つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために，①「把握・周知」の段階における分布調査，試掘・確認調査，②「調整」の段階における試掘・確認調査，③「保存」の段階における (ア) 埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査（以下「保存目的調査」という），(イ) 記録保存調査，④「活用」の段階における活用のための調査（以下①から④の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか，発掘調査には，大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。）を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより，はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており，かつ一連の流れとなってはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており，それを行政から切り離してしまうと，埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。各段階での調査の種類，目的と内容は以下のようにまとめられる。

①把握・周知（分布調査，試掘・確認調査）　法第 93・94 条の規定により土木工事の届出等を必要とする（すなわち法的な保護の対象となる）周知の埋蔵文化財包蔵地を定め，これを遺跡台帳，遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために，埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。既往の諸調査の成果に加え，新たに行う分布調査（踏査），試掘・確認調査等の結果により埋蔵文化財包蔵地に関する内容を的確に把握するとともに，それを新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目，調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し，法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。

②調整（試掘・確認調査）　法第 93・94 条の届出等に対応し，埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し，埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の把握，確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので，現状保存を図るか，あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政判断と一体となった調査である。調整の結果，やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合，記録保存調査の範囲の決定，調査に要する期間･経費等の算定のため，当該埋蔵文化財の遺構･遺物の密度，遺構面の数や深さおよびその性格や内容等を的確に把握することが必要である。埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは，関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ，部分的な調査範囲での地形・土層，遺構・遺物等の限られた情報から，遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存（保存目的調査，記録保存調査）

(ア) 保存目的調査　学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について，その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法を採るのか，史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

(イ) 記録保存調査　法第 93・94 条の届出等に対し，試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い，その結果，やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について，都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき，開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが，調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合，開発事業者等と再調整を行う必要があり，その結果によっては，記録保存する旨の方針を変更することもあるため，調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用（活用のための調査）　遺跡の整備等，活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定し

ている史跡指定地内での発掘調査は，史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるので，基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け，その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（２）各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方　行政目的で行う調査は，埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり，その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ，地域において確実に蓄積し，地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。したがって，記録保存調査を含め行政目的で行う調査全般については，可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましい。一方，これらの調査は，前項でみたとおり行政判断との関係において２種に分けることができるが，調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査，試掘・確認調査，保存目的調査，活用のための調査　これらの調査は，埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる，行政判断と一体となった調査である。この種の調査の場合は，事前に調査対象の内容が十分に把握できていないことが多い。そのため，調査の進行にしたがって刻々と変化する発掘調査現場にあって，適宜，調査位置の変更や調査範囲の拡張を行う等の目的に即した判断と進行管理を行うことが求められる。こうしたことは行政上の措置そのものであることから，これらの調査は地方公共団体が調査主体となって行う必要がある。また，活用のための調査は，法令に基づく現状変更許可を得たうえで行う場合が多いことから，許可内容と齟齬がないよう，また不測の事態に備えるためにも地方公共団体が調査主体となって行う必要がある。また，その後の整備・活用の基本方針を設定する等，整備事業の全体像を構築するうえでも，地方公共団体が調査主体となって実施するのが適当である。

記録保存調査　記録保存調査は試掘・確認調査によって埋蔵文化財の概要が一定程度把握され，記録保存の措置を執るという行政判断が下されたうえで実施される。そのため発掘調査に関する方法・期間等基本的な内容が決まっており，原則として遺跡の完掘を前提にしている。したがって，この種の調査は地方公共団体が調査主体となって行うほか，それが設置した調査組織，および十分な能力をもつ地方公共団体等以外の組織が行うことも考えられる。

しかしながら，発掘調査の大半を占める記録保存調査は一般的に規模が大きく，地域の埋蔵文化財に関する情報を最も多く得ることができる機会であり，これまでは地方公共団体等がこれらの調査を継続的に行ってきた結果，その成果は埋蔵文化財行政全体に最大限有効に活かされ，地域の歴史・文化の解明に大きく貢献してきた。このように記録保存調査が埋蔵文化財行政全体に大きな影響を及ぼすことを考えると，今後も可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましく，地方公共団体等以外の組織を記録保存調査に導入することについては，埋蔵文化財行政の推進の観点から慎重な検討が求められる。

第３章　記録保存調査の実施に関する要件

記録保存調査の実施主体としては，教育委員会直営のほか，地方公共団体が設置した公立調査組織・財団調査組織・調査会，大学，民間調査組織等さまざまな組織がある。本章では，これらが行う記録保存調査の実施に関する要件について検討する。

１．記録保存調査の質の確保

記録保存調査については可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが，埋蔵文化財行政上望ましい。ただし対象となる遺跡の発掘調査を適切に行うことができる十分な能力をもつ組織であれば，地方公共団体等以外の組織が調査主体となって実施することも考えられる。発掘調査は実施の主体となる調査組織がどのような種別のものであっても，国民共有の財産である埋蔵文化財の保護という公益の実現のための行政措置の一部として行われるものであることに変わりはないので，その目的実現のために調査を適切に実施し，調査そのものの質を確保することが必要となる。具体的には，①発掘調査を行う調査組織の質，②個々の発掘調査についての質およびその適正性，③地方公共団体による調査組織および個々の発掘調査の適切な監理，の確保が必須の要件である。

これらの要件は記録保存調査が法令に基づく全国共通の措置である以上，内容的にある程度統一され均質であることが望ましいことから，各要件の標準が示されていることが必要となる。

①発掘調査を行う調査組織の質の確保　これを実現させるためには，発掘調査を適切に行うことのできる調査組織を判別するための客観的な標準が必要である【本章２．（１）】。

②個々の発掘調査についての質と適正性の確保　これを実現させるためには，発掘調査の方法と内容の決定，その経費・期間等の積算，負担や発掘調査事業の委託にかかる開発事業者との契約，発掘調査の監理等が適切に行われる必要があり，それぞれに応じた客観的な標準が必要である【本章２．（２）（３）】。

③地方公共団体による監理の確保　これについては，上記②と関連するところがあり，監理の内容・方法と監理を実行するうえでの地方公共団体の体制と能力についての標準が必要である【本章２．（３）】。

記録保存調査を行う調査組織としては，地方公共団体等と民間調査組織では設立の背景と機能，組織の性質が異なるため，発掘調査を適切に実施し，その質を等しく確保するという観点から，その要件に関する標準の策定にあたっては，それぞれの特性を踏まえて検討を行う必要がある。

２．記録保存調査の実施に関する一般的要件

記録保存調査は，開発事業者から地方公共団体あるいは調査

組織への委託により実施されることになる。その際，調査主体が教育委員会直営や地方公共団体が設置した公立調査組織・財団調査組織・調査会，さらには民間調査組織の場合でも，地方公共団体が監理を行うという考え方が必要である。そこでまず，委託を受けて実施するあらゆる記録保存調査に求められる一般的要件について整理し，次節３.において民間調査組織が実施する場合の要件を検討することとする。

（１）調査組織に求められる要件

ア．法令等に基づく事柄

法第 92 条および「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則」第１条において，発掘調査を行おうとする者は，あらかじめ発掘調査主体者，発掘担当者の氏名・経歴等を記した発掘調査の届出を行うこととされ，それに対して埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは，文化庁長官（権限委譲により都道府県教育委員会）は必要な事項の指示等または発掘の禁止，停止もしくは中止を命ずることができることとされている（資料編 P44・45 参照）。このことから，当然，発掘調査についての届出を受理し，それについて進達・指導・審査等を行う都道府県教育委員会は，発掘担当者を含めた調査組織が十分な専門的な能力を有しており，発掘調査を適切に行うことができるかどうかについて，事前に十分見極める必要がある。法第 99 条による発掘調査についても同じことがいえる。

平成 12 年通知における考え方　平成 12 年 11 月 17 日付け文化庁長官通知「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」（以下「12 年通知」という。）においては，「調査主体となる個人又は組織」を，下記のとおりとしている（資料編 P46 参照）。

(1) 計画されている発掘調査全体を適切に行い，完了させることができ，かつ，発掘調査報告書を適切に作成する専門的な能力を有している者であること。

(2) 発掘調査結果の評価・公表および遺跡や出土品の保護・活用を適切に図ることができる者であること。

(3) 過去に調査主体となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること。

イ．調査組織に求められる要件

上記の考え方に基づき，適切な組織の要件を示すと次のとおりとなる。

公益性の認識　調査組織は，埋蔵文化財の発掘調査が埋蔵文化財の保護という公益の実現を目的とした措置であり，国民の理解と協力のもとに行われるものであり，そのあらゆる成果が国民，地域社会に還元されるという社会的に大きな意味をもつ行為であることを，組織として正しく認識していなければならない。

調査組織の要件　発掘調査は，考古学等の知識・技術に基づいて行われるものであり，その資質・能力を備えた発掘担当者等を調査に応じた員数有している組織でなければならない。発掘調査は，多様な作業を多数の人員やさまざまな機材を使用して遂行するものであり，また，地下に埋蔵されたものを対象とするものであることから予測を超えた事態の発生も想定される。そのため，調査組織は，責任をもって発掘調査を遂行するために，相応の事務体制や財政的基盤，施設や調査機材の保有等について，十分な条件を満たしている必要がある。

ウ．発掘担当者に求められる要件

発掘担当者の要件　発掘担当者は，発掘調査全体の統括・指揮を行うことができる者でなければならない。12 年通知では，「専門的知識・技術の面で，調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し，発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができるとともに，発掘調査報告書を適切に作成できる者」とされている。法第 92 条の届出に記載する「発掘担当者」は，このような能力を有する者でなければならない。また，発掘担当者は職務の遂行のため発掘調査現場に常駐することが求められる。

必要な知識と技術　発掘担当者に必要とされる専門的な能力とは，個々の発掘調査で必要とされる調査の方法と内容を万全に行うことができるものでなければならず，一般的には，『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』（以下「『調査標準』」という。）および都道府県の調査基準（『調査標準』では，各都道府県において，法第 93 条第２項等に定められている発掘調査の指示等の事務執行における基本的な指針として，『調査標準』に準拠した「基準」を定めることが必要とされている。）で求められている水準の調査を遂行できることを意味する。その水準を満たす発掘担当者は，具体的には次のような知識と技術を備えていることが不可欠である。

①発掘調査を行ううえで必要な考古学・歴史学等の知識　この知識は考古学・歴史学等の専門課程をもつ大学で得られるものが基本となる。履修単位，卒業論文，研究論文等の実績がそれを示す指標である。

②実際の発掘調査を行う技術・能力　この技術・能力は現地における発掘作業および出土品と記録類の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）を経験することによって得られるものである。発掘調査の経験と発掘調査報告書の執筆・編集経験等の実績がそれを示す指標である。

③埋蔵文化財行政に関する基礎的な知識　これは記録保存調査が開発事業に伴う埋蔵文化財の保護措置であること，開発事業者の協力のもとに行われるものであるため，調査経費や調査期間に条件があること等，埋蔵文化財に関する制度と行政上の知識であり，埋蔵文化財行政の経験等によって得られるものである。

④埋蔵文化財の地域性や時代・種類に関する知識・技術　考古学的な知識・技術は全国に共通する要素も大きいが，遺跡を構成する遺構・遺物や地形・地層・土層等には地域や時代・種類による差異があり，それに応じた十分な知識・技術がなければ適切な発掘調査を行うことはできない。これは当該の地域や時代・種類の遺跡の発掘調査に携わることにより得られるもので

ある。上記①から③の要件については基本的な知識・技術であるのに対して，この要件は発掘調査の対象となる遺跡に特化した要素であり，一般的には当該地域・時代・遺跡の種類についての調査経験の有無に左右されるものである。

なお，発掘担当者のほかにそれを補佐する発掘技術者が必要な場合もあり，その要件について定めておくことも有効である。

（2）記録保存調査の質と適正性の確保のための要件

記録保存調査の質と適正性を確保するための標準としては，すでに『調査標準』および『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準』（以下「『積算標準』」という。）が策定されている。したがって，今後，適切な記録保存調査を行っていくためには，発掘調査の方法・内容の決定，開発事業者との契約，発掘調査の監理等に関する事項等，『調査標準』・『積算標準』に示されていない内容について標準を策定する必要がある。これらについては下記（3）で検討を行うこととする。

（3）地方公共団体が行う監理等の要件

ア．記録保存調査の方法と内容の決定

「調査仕様」の決定　発掘調査の監理を適切に行うためには，その前提として，監理を行う地方公共団体が発掘調査の方法と内容をあらかじめ明確にしておく必要がある。地方公共団体は，個別の開発事業に対して，当該地域における既往の発掘調査や，あらためて実施する試掘・確認調査の成果・情報等に基づき，『調査標準』や『積算標準と各都道府県の調査基準に即して，その発掘調査に求められる具体的な範囲とその方法・内容』（以下「調査仕様」という。委託契約に際しての「仕様書」とは異なる。）についてあらかじめ決定しておく必要がある。

「調査仕様」の内容　調査仕様の内容となるおもな事項は次のとおりであり，委託の対象となっている調査内容に応じたものでなければならない。

(1) 発掘調査の対象（発掘作業を行う位置・面積・掘削深度，整理等作業を行う出土品・記録類等）

(2) 発掘作業の方法（表土・遺物包含層掘削，遺構検出・掘削等の工程と内容）

(3) 整理等作業の方法（出土品の洗浄・実測・復元・写真撮影等の工程と内容）

(4) 各工程で必要な記録類とその作成方法

(5) 発掘調査成果の公開（現地説明会等の実施，発掘調査報告書の作成・刊行等）

(6) 出土品・記録類の取扱い（発掘調査報告書刊行までの保管方法，刊行後の移管手続き等）

(7) 発掘調査に要する経費と期間等に関する事項

調査仕様の作成にあたっては，対象となる遺跡に関する事前の情報が重要であり，発掘調査の着手後に調査仕様の内容と齟齬をきたさないように，十分な試掘・確認調査を実施することが必要である。なお，開発事業者の負担を軽減するために，調査の質と適正性を確保したうえで可能な限り発掘調査に要する経費の節減と発掘調査の早期実施に配慮する必要がある。

イ．契約のあり方

適切な監理を行ううえでは，発掘調査の実施に関する契約が適正なものであることが前提となる。

発掘調査に関する契約等の際に関係するのは，①調査仕様の作成と発掘調査の監理を行う地方公共団体，②調査を行う調査組織，③調査経費を負担する開発事業者の三者であり，契約にあたっての三者の関係と契約の方法は実態上，以下の２種類がある。

(1) 地方公共団体が開発事業者から発掘調査事業を受託したうえで調査組織と契約する方法

(2) 開発事業者と調査組織が直接契約する方法

(1) は，地方公共団体が調査組織と開発事業者の間に介在する形式で，おのずと地方公共団体が調査仕様に基づいて監理を行うことになる。これに対して，(2) は調査仕様の作成とその監理を行う地方公共団体が契約に直接関与しないことになる。こうしたことを考慮して，三者の関係については発掘調査の適正性を確保できる仕組みとする必要がある。また，調査仕様のほかに地方公共団体の監理に関すること，重要な遺跡等の発見に伴う工事計画と埋蔵文化財の取扱いに関する再調整等，調査開始後に生じる事態への対応に関する取り決め等，発掘調査の遂行と埋蔵文化財の取扱いに関して必要な事項を決めておき，発掘調査が適切かつ万全に行われるようにしておくことも必要である。

ウ．記録保存調査の監理

地方公共団体は，調査開始後もその発掘調査が正しい知識・技術等に基づいて，あらかじめ決められた調査仕様のとおり適切に行われているかどうかを確認することが不可欠である。

監理の方法　遺跡は発掘調査の過程で解体されていくため，成果品として残るのは出土品と記録類だけであり，調査後の成果品のみによる確認ではそれが適正な調査であったどうかの判断は困難である。したがって，調査中に現地において確認し，問題があればその場で是正しなければならないので，作業状況を随時把握したうえで，それに応じた指導を行うことが不可欠である。

発掘作業における確認事項　発掘作業については，調査仕様の内容にしたがって必要な作業が適切に実施されているかどうか，現地で確認する必要がある。発掘作業の実施と密接に関係する期間と経費については調査の実行上重要な事項であるから，調査の各工程の時間配分が適切であり，予定通り終了するかどうか，また，調査経費の執行状況と予算との関係を確認する必要がある。

協議・調整事項　発掘作業の進行により，遺構・遺物の分布範囲，遺構面数，遺構の種別や数量，出土品の量等が事前の想定と異なり，調査に要する期間・経費に影響する場合においては，開発事業者との協議を含めすみやかに対応する必要がある。さらに，新たに判明した遺跡の内容によっては，その現状保存や工法変更等の対応を開発事業者と協議しなければならない。

また，発掘調査現場は国民が歴史とじかに接することができる貴重な場であり，学術的評価を適切に行い，発掘調査の質を確保する観点からも，現地説明会等による発掘調査現場の積極的な公開が必要であり，その実施等について協議することも必要である。

整理等作業における確認事項　発掘作業と同様に調査仕様で決められた内容にしたがって適切に行われているかどうかを現地で確認する必要がある。整理等作業は報告書に掲載する出土品・記録類を主たる対象として行われ，その対象の選択が遺跡の理解や評価に直結する一方で，作業量を大きく変動させることになる。そのため，それらの選択を適切に行うことが特に重要であり，この点の確認が必要である。期間と経費の問題については，発掘作業と同じである。

エ．地方公共団体に求められる能力と体制

地方公共団体に求められる能力　地方公共団体は，各都道府県における役割分担に基づき個別の開発事業に対して試掘・確認調査を適切に行い，その時代，種別・性格を的確に見極めて，それに即してその価値を適切に評価して遺跡の取扱いを決める必要がある。そのうえで記録保存調査が必要な場合においては，調査仕様の作成や調査組織および発掘担当者の適否を判断することとなる。また，進行中の発掘作業の監理については，現地に常駐しない状態であっても，上記ウに示した事項を踏まえ，作業の内容・方法が適切であるかどうかについて，現地で即座に見極めなければならない。さらに，発掘作業の進行によって判明する遺跡の内容に応じて，その現状保存の要否を適切に判断する必要が生じる場合がある。このようなことから，発掘調査の監理を担当する地方公共団体の専門職員に求められる資質・能力は，発掘担当者に求められるものよりも高いものでなければならないといえる。

地方公共団体に求められる体制　地方公共団体には上記のように試掘・確認調査を実施し，記録保存調査の監理を適切に行い，的確な判断を行うことのできる専門職員が適切に配置されていなければならない。こうした専門職員に必要な資質・能力は，域内の多様な遺跡について，さまざまな条件のもとでの発掘調査業務と，開発事業等との調整業務を積み重ねるなかで，はじめて備わるものである。したがって，監理を行う専門職員は調整業務と発掘調査業務の全般をそれぞれ十分に経験している必要がある。

オ．開発事業者への対応

都道府県教育委員会等は記録保存調査の質と適正性の確保のため，開発事業者の法第 93・94 条の届出等に対する指示等として，記録保存調査は『調査標準』や都道府県の調査基準に即した調査仕様により，地方公共団体の適切な監理のもとで行う必要があることを明確に示す必要がある。また地方公共団体は，開発事業者に対し，記録保存調査が国民共有の財産である埋蔵文化財の保護措置であり，公益のために行われる行為であることを十分に説明して理解を求め，指示等の内容の誠実な実行や，発掘調査の実施とその成果の公開等に協力することについて，十分な理解を得る必要がある。

３．民間調査組織の特性と記録保存調査への導入の要件

民間調査組織は地方公共団体等と設立目的が異なっており，民間調査組織に特有の性格をもっている。そのため，これを記録保存調査に導入する場合，そのような民間調査組織の性格を踏まえて，調査組織等の要件，その選択・契約に関する要件，地方公共団体による監理等に関する要件を明確にし，それを前節２.の一般的要件に加えて確保する必要がある。

（1）民間調査組織の特性

民間調査組織は，公益性の観点からは，本来，地方公共団体が負うべき責任と同様の責任をもつべきものとされてはいない。このため，公益のために実施されるべき発掘調査においても，設置主体や経営者の経営的視点を重視する可能性がある。地方公共団体等は，地域における発掘調査の実績から得られる情報を豊富にもっており，地方公共団体が求める発掘調査の標準・水準を十分把握している。これに対して，民間調査組織は，このような地域とのつながりが地方公共団体等のように保証されるものではない。

また，民間調査組織は，母体となる企業の業種が多様であり，組織の規模，発掘担当者の員数や専門的な能力等も多様で，組織としての得意分野や総体的な能力は一様でない。

（2）地方公共団体が対応すべき事項

ア．民間調査組織と発掘担当者の要件

調査組織の要件　民間調査組織は多数存在するが，地域における調査実績が少ない場合もあり，地方公共団体が，その体制と発掘担当者を的確に判断することは相対的にむずかしいことから，調査組織の見極めには，組織の所在地・財政規模・職員構成・業務実績等を総合的に判断することが必要である。また，調査組織に対しては，発掘調査に関して責任ある対応を求めることになるので，地方公共団体と緊密に連絡調整を行うことが可能な場所に組織の拠点があることが望ましい。

発掘担当者の要件　発掘担当者には，前節２.（1）ウで示したさまざまな知識と技術が必要であるが，地域における実績が少ない場合，発掘担当者の資質・能力の見極めは相対的に困難である。そのため，経験や実績に関する客観的かつ具体的な指標を設定し，それにより判断することが必要である。

なお，民間調査組織の発掘担当者にあっては，さまざまな雇用形態もみられ，組織と発掘担当者の関係が相対的に希薄な場合があることにも留意する必要がある。

イ．民間調査組織の選択・契約に際して求められる要件

調査仕様の作成　民間調査組織が発掘調査を実施する場合，さまざまな事態に細かく対応するために，これまでに各地方公共団体が採ってきた方法等を踏まえた調査仕様とする必要がある。また，安全対策や近隣対策，調査後の出土品や記録類の取扱い，それらの活用に際しての権利等について明確にしておく

ことも必要である。

選択の方法　民間調査組織の選択にあたっては，発掘調査の質の維持等を十分に担保するために，発掘調査の経緯・規模やその調査条件・難易度とともに，民間調査組織の当該地域における発掘調査実績等を考慮し，発掘調査の内容・規模が組織の総体的な能力に応じたものとすることが必要である。適切な能力を備えた民間調査組織と発掘担当者を客観的に判別する際の利便性を考慮すると，あらかじめその実績等を審査して適当な組織・担当者を登録しておく方法もある。また，開発事業者は発掘調査に関する専門的な理解が十分ではないことから，調査組織の選択方法を決定するにあたっては，調査仕様を作成した地方公共団体が関与する必要がある。実際に民間調査組織を選択するにあたっては，上記の視点を踏まえると，調査組織の技術・能力，発掘調査の内容・質を見極めることができる方法や，調査経費の多寡だけによらない方法を採るよう十分な配慮が必要である。

契約のあり方　民間調査組織を導入する場合，契約に関係する地方公共団体，調査組織，開発事業者の三者の関係としては，実態上，前述の２．（３）イに示した２つの方法がある。一般的に，開発事業者は調査経費の低減と期間の短縮を望むものであり，開発事業者から調査の質に関するクレームは出にくい側面がある。そのため，開発事業者と民間調査組織が直接契約する場合，地方公共団体の関与が不十分であると，契約上の立場から適正な調査の実現が困難になるおそれもある。したがって，そうした直接契約の場合には三者による協定等により地方公共団体が確実に関与し，適切な監理を行う仕組みを確保する必要がある。

その他の留意事項　同一個人が期間の重複する複数の発掘調査を担当することは，個々の発掘調査の万全な遂行上問題がある。しかし民間調査組織・発掘担当者の活動範囲が都道府県を越える場合，それを事前に確認することは困難であることから，都道府県間の連絡等によってそれを予防する等の工夫が必要である。なお，発掘調査の終了後は，発掘調査そのものおよび調査組織についての評価を行い，その結果をその後の調査組織の選択等に活用する必要がある。

ウ．監理する地方公共団体に求められる要件

民間調査組織の導入形態と監理する体制の整備　民間調査組織の導入形態としては，民間調査組織が調査主体となる場合（手続きは法第 92 条による。）と，地方公共団体が調査主体となり民間調査組織に委託して実施する場合（手続きは法第 99 条による。）が考えられる。いずれの場合であっても，民間調査組織とそれが行う発掘調査について，地方公共団体は適切に監理しなければならない。

地方公共団体は，適切な発掘調査が行われるよう，調査途上において多様な調査組織に応じたきめ細かい対応を行う等，十分な監理を行う必要があり，その体制をあらかじめ備えていることが民間調査組織を導入する前提となる。なお，監理に必要な体制が十分に整っていない市町村については，都道府県がそれぞれの実情に応じて，その市町村の体制が将来的に整備されるよう支援の方策等を検討することが考えられる。

発掘作業・整理等作業における確認事項　民間調査組織の場合は，事業としての採算性等の観点に比べて，公益性の確保が不十分になっていないか確認する必要がある。したがって，発掘調査における作業量や質を左右する作業工程（発掘作業における遺跡の基本層序の確認，機械を用いての掘削，遺物包含層掘削，遺構検出等。整理等作業における作業対象の選択等。）や，特に，遺跡の評価や性格づけに関わる重要な局面では，地方公共団体による現地確認が必要である。

地域性の観点からの監理　地域における発掘調査実績の少ない民間調査組織が発掘調査を実施する場合，その遺跡の立地条件や環境に適応した作業方法の選択や，その遺跡周辺および地域における既往の調査成果等に基づく遺構・遺物の適切な評価を行うために，地方公共団体による技術的な支援・指導が特に必要である。

エ．記録保存調査終了後の措置

発掘調査によって得られた出土品や図面･写真等の記録類は，埋蔵文化財に代わる重要な資料であることから，地方公共団体が民間調査組織から検収し保存・活用しなければならない。そのため，それらの成果品は，地方公共団体で保管・管理する必要があることをあらかじめ契約内容として明示しておく必要がある。

（３）民間調査組織を導入する際の要件および基準の策定

ア．民間調査組織を導入する場合の要件

第２章２．（２）で述べたとおり，記録保存調査についても，地方公共団体等が可能な限り調査主体となって実施することが埋蔵文化財行政上望ましいことから，民間調査組織を導入する場合，以下の点に留意する必要がある。

導入する場合の前提　民間調査組織を導入する場合の前提としては，地方公共団体の現有の組織・体制では発掘調査が遅延しているかあるいは遅延が予想される場合，埋蔵文化財行政全体の業務のなかで発掘調査業務に著しい偏りが生じており適切な埋蔵文化財行政が遂行できない場合等である。また，他の地方公共団体等からの専門職員の派遣・支援等についても事前に検討したうえ行うことが適当である。地方公共団体等が調査主体となるべき遺跡 多様な遺跡があるなかで，事前に遺跡の取扱いの判断が相対的に行いにくいと考えられる遺跡，例えば史跡指定地周辺の遺跡，地域にとって重要な遺跡，あるいは対象とする遺跡に関し従前の調査成果・情報が不十分な遺跡等については，埋蔵文化財行政を適切に推進するうえで，引き続き地方公共団体等が調査主体となり行うことが求められる。

経過措置　過去に民間調査組織が導入されていない地域で，新たに導入を図る場合においては，地方公共団体等による発掘調査の実施を前提としてきたこれまでの仕組みとは大きく異なり，民間調査組織との相互理解も乏しく，大きな混乱が生じることも想定される。そのため，先行して地方公共団体等が調査

主体となって行う発掘調査に支援業務として導入を図る等の試行を行うことや，記録保存調査自体に導入する場合にも試行期間を設けて基準の見直しを行う等の慎重な対応が必要である。

イ．民間調査組織の導入基準の策定

民間調査組織を導入する場合，都道府県は本章２．３.の内容に準拠して基準を策定する必要がある。その際，地域的な特性や従前の取扱いや，上記ア.で示した民間調査組織を導入する場合の要件を踏まえる必要がある。

第４章　今後の埋蔵文化財行政に求められる体制と検討課題

ここまで，埋蔵文化財行政を取り巻く環境の変化を踏まえ，行政目的で行う調査のあり方を検討してきた。本章では，本来必要な埋蔵文化財行政の体制のあり方をあらためて確認し，今後に向けた課題について検討を行う。

１．調整組織の充実

埋蔵文化財行政の体制は，これまで，記録保存調査の円滑な実施に比重をおいて整備が図られてきた。そのため，発掘調査業務に比べ開発事業等との調整業務に従事する専門職員の比率がかなり低いところが多い。とりわけ調査組織を分離している都道府県においてその傾向は顕著である。都道府県は埋蔵文化財に関する法的権限に伴う業務を執行するうえにおいて，域内における埋蔵文化財行政に関する調整業務を担う組織の一層の充実を図ることが不可欠である。また，多様な開発事業に関する協議や埋蔵文化財の保存・活用においても，行政組織内の他部局や他の地方公共団体との連携が必要であり，調整業務に従事する組織が重要な役割を果たすことを認識する必要がある。

また，民間調査組織を導入する場合においては，導入基準の策定，民間調査組織に関する情報の把握と管理，民間調査組織が実施する記録保存調査についての調査仕様の作成や監理等の業務が新たに加わることになる。これらは相当な業務量になることを認識し，それが可能な体制を整備することが必要である。

２．発掘調査体制の堅持

地方公共団体について　発掘調査は，埋蔵文化財行政上欠くことのできない業務である。これまで地方公共団体とそれが設置した調査組織は一体となって地域に根ざし継続して発掘調査を行い，地方公共団体等とその専門職員に膨大な資料，実績と知識・技術が蓄積されてきた。その結果，地域の歴史・文化の成り立ちが解明され，現在，社会的に要請されている埋蔵文化財の幅広い保存・活用に大きな役割を果たしている。そうしたことから，各地方公共団体は将来にわたって行政目的で行う調査を可能な限り自らが調査主体となって実施することが望ましい。

埋蔵文化財行政においては，これまで自らが各種の調査を積み重ねることにより資質・能力を身につけてきたが，それらを引き続き維持する観点からも，地方公共団体は分布調査，試掘・確認調査，保存目的調査，活用のための調査だけでなく，記録保存調査についても恒常的な実施を行う機能・組織を今後も備えておく必要がある。

財団調査組織について　地方公共団体が行うべき調査をそれに代わって行ってきた財団調査組織については，これまで地方公共団体固有の調査組織として大きな役割を果たしてきた。その結果，各地域における多様な遺跡の発掘調査を実施してきた豊富な実績があり，地域の遺跡と発掘調査に対応する高い意識と能力を有した人材と豊富な資料等を備えている。

そのため財団調査組織については，埋蔵文化財の調査とその成果を埋蔵文化財行政の業務全般へ効果的に反映するための専門的・技術的組織として，組織・職員の意識改革と財政基盤の充実等を図りつつ，あらためて適切に位置づけることが望ましい。なお，近年の行財政改革に伴う法人組織の位置づけの変化等を踏まえると，組織形態の変更や地方公共団体の枠組みを越えた広域的な調査体制の構築等，財団調査組織の将来のあり方について，各地方公共団体において検討することも必要である。

３．地方公共団体における専門職員の適切な配置

専門職員に求められる能力　専門職員に求められる能力は，おもに第３章２．（３）で示したとおりであるが，これまで確認してきた地方公共団体の業務を踏まえ，あらためて整理すると以下のようになる。

(1) 分布調査，試掘・確認調査，保存目的調査，記録保存調査，活用のための調査を適切に実施することができ，その成果をまとめて発掘調査報告書を作成できること。

(2) 記録保存調査についての調査仕様の作成や経費の積算等を適切に行うことができ，その調査を行う調査組織の体制･能力，発掘担当者の知識・技術を適切に見極め，その調査を適切に監理できること。

(3) 各種の行政目的で行う調査の成果に基づき，埋蔵文化財の価値に応じた適切な保存措置を執るための的確な判断を下すことができること。

このほか，本委員会の前回の報告『埋蔵文化財の保存と活用』で示したように，行政目的で行う調査の成果を国民，地域住民に対して積極的に公開・活用するための措置を適切に執ることができる能力も求められる。

専門職員の適切な配置　これからも埋蔵文化財行政は，都道府県と市町村の間の適切な役割分担のもとで施策を推進していく必要がある。上記のような能力をもった専門職員は，都道府県においてはいうまでもなく，地域に根ざした埋蔵文化財行政を進めるため，市町村においても必要である。特に，埋蔵文化財行政にかかる大きな権限を有する都道府県においては，あらゆる埋蔵文化財に関する判断を的確に行うことのできる専門職員を適切に配置することが不可欠である。

このことは，埋蔵文化財行政にかかる一部の権限をもつ市町村においても同様である。団塊世代の専門職員が退職を迎えるなかで，これまで長年にわたり蓄積されてきた埋蔵文化財行政に関する知識・経験等を継承し，今後も引き続き保護体制を永

続的に保持するためにも，こうした能力を有する専門職員の計画的な採用・配置は不可欠である。

地方公共団体の専門職員は，埋蔵文化財に限らず，他の分野の文化財にかかる行政も幅広く担当しており，地域の文化財保護行政の要となっている場合が多い。専門職員の採用・配置はこうした視点からも総合的に行われることが望まれる。

４．今後の検討課題

今後の埋蔵文化財行政や発掘調査体制の課題にはさまざまなものがあるが，引き続き検討すべきものとしては，資格の仕組みのあり方がある。資格については，平成７年の本委員会報告において「技術の分野・水準の設定，審査基準，審査方法，資格の効果等調査･研究すべき多くの課題がある。」とされている。今回の検討を踏まえて記録保存調査に民間調査組織を導入する場合，組織の性質上発掘担当者の能力の見極めが相対的にむずかしくなるが，資格はそれを示す客観的な指標となりうるものと考えられる。本委員会において，すでに発掘調査の『調査標準』や『積算標準』等が整備され，課題とされた技術水準や審査基準等に関する状況は変わってきている。

埋蔵文化財の発掘調査に関する資格は，国民共有の財産である埋蔵文化財の保護に携わることができる資質・能力を示す指標として，公的性格を有したものとすることが考えられる。そのために発掘調査を行う者に必要な資質と能力に必要な学術分野についてはそれを大学の教育課程に組み込むことや，埋蔵文化財行政に関連する知識・能力等については行政機関が関与することとする等を含め引き続き本委員会で検討する必要がある。

おわりに

平成７年 12 月に本委員会の最初の報告として『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』が行われてからすでに 12 年が経過した。この間の社会の変化は極めて大きなものがある。行政のスリム化は不可避の重要課題である一方，国民の意識変化に伴う文化財の保存・活用に対する期待にも十分こたえる必要がある。こうした変化を踏まえ，このたびの報告では，おもに埋蔵文化財の発掘調査体制のあり方について，あらためて考え方を整理することとした。

これまで我が国の埋蔵文化財保護体制は，世界的にも高く評価されているところであるが，それは地方公共団体における保護体制の整備充実によるところが大きい。したがって，記録保存調査に民間調査組織を導入する場合，これまでの積み重ねをよりよく引き継ぐものでなければならない。埋蔵文化財の保存と活用は地域に根ざしてこそ意味があり，貴重な地域の資産を将来も確実に守り伝えていくための体制整備やその維持は今後も必須である。こうした観点から，今後，より一層，本委員会の前回の報告『埋蔵文化財の保存と活用』で示したような施策が求められる。

埋蔵文化財行政を取り巻く状況が変化しつつある現在，地方公共団体の果たす役割はますます重要となってきていることをあらためて認識する必要があろう。

最後に，検討に参加いただいた委員・協力者，実態調査等にご協力いただいた関係者・関係機関の方々，意見聴取にご協力いただいた関係者・関係機関の方々に感謝申し上げる。

※別紙は省略

(48)　今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について

平成二十年四月二十八日　二〇庁財第三六号

文化庁次長から

各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化庁では，平成６年１０月に「埋蔵文化財発掘調査等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け，埋蔵文化財保護行政に関する基礎的な事項について順次調査研究を行い，同調査研究員会により，これまでに「出土品の取扱い」，埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準」，「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」等の報告がなされております。各地方公共団体においては，これらの報告の趣旨を踏まえ都道府県基準の策定等，所要の施策が実施されており，大きな成果が上げられているところです。

このたび，同調査研究委員会から，別添の通り「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」の報告を受けました。これまで埋蔵文化財保護体制に関しては，平成１０年度９月２９日付庁保記第７５号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知)において，そのあり方を示しているところです。

本報告では，近年の社会や国民意識の変化を受け，埋蔵文化財保護体制における発掘調査の位置づけや，その実施に関する考え方を検討し，それを踏まえた今後の埋蔵文化財保護体制のあり方が示されています。また，発掘調査の中で，その大半を占める記録保存のための発掘調査については，それを適切に行うために，地方公共団体及び発掘調査を実施する組織の求められる要件等が提示されています。特に民間調査組織については，その特有の性格を踏まえ，要件が整理されています。

本報告の趣旨を十分にご了知のうえ，今後，地方公共団体において埋蔵文化財保護体制を適切に整備し，埋蔵文化財保護行政を推進いただきますようお願いします。また，域内の市町村教育委員会に対しても本報告の周知を図るとともに，本報告が十分に活用されるようご配慮願います。

なお，本通知により，平成１０年度９月２９日付庁保記第７５号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」のうち，「２　埋蔵文化財の組織・体制のあり方とその整備・充実について (６) 民間調査組織の適切かつ効果的な導入　(イ) 発掘調査について」は廃止します。

(49)　埋蔵文化財保護行政における資格のあり方

平成二十一年三月三十一日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実

に関する調査研究委員会中間まとめ

はじめに

○わが国では，これまでに埋蔵文化財保護行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）を推進するにあたり，様々な目的で埋蔵文化財の調査を実施してきた。中でも，昭和 40 年頃にはじまる高度成長期以降，地方公共団体及びそれが設立した調査組織（以下「地方公共団体等」という。）が中心となって行う記録保存のための発掘調査（以下「記録保存調査」という。）は，近年では年間 9,000 件程度で推移している。このような調査の蓄積の結果，わが国は世界でも有数の，高度で精緻な発掘調査技術を確立し，多大な成果を収めてきたところである。

○こうした埋蔵文化財は，国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民共有の財産であり地域の資産である。埋蔵文化財を適切に保護し，開発事業と円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向について検討することを目的として，平成６年 10 月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）が設置された（資料１(1) 参照）。

○委員会ではこれまで，埋蔵文化財行政に関する諸課題，具体的には埋蔵文化財保護体制のあり方，出土品の取扱い，発掘調査の積算のあり方，行政目的で行う埋蔵文化財の調査のあり方等について，報告・提言を行ってきたところである（資料１(2) 参照）。

○委員会は，平成 20 年３月に『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について』を報告した。行政目的で行う埋蔵文化財の調査は国民共有の財産の保護措置として行われるものであり，それを適切に実施する上で，文化財保護法（以下「法」という。）第 92 条の届出に記載される発掘担当者は必要な知識・技術を有していることが求められる。そのため，同報告においては，記録保存調査において民間調査組織の導入を図る場合の発掘担当者の見極めに資格は有効で，引き続き検討が必要であるとの指摘を行った。

○それを受け，委員会では平成 20 年度より「埋蔵文化財保護行政における資格のあり方について」という課題の検討を始め，埋蔵文化財行政における資格の現状と課題について分析を行うとともに，資格の必要性，さらには創設すべき資格のあり方等について慎重に検討を行ってきた。これまでの検討の結果，埋蔵文化財行政において新たな資格が必要であることについて，概ね共通認識が得られ，また，資格の要件やそのあり方など今後，資格創設に当たっての様々な議論を行ってきたところである。

○新たな資格創設にむけては，大学等の教育研究機関，学界等の幅広い関係者さらには地方公共団体をはじめとする関係行政機関の協力が不可欠であることから，これまで行ってきた検討の基本的事項を「中間まとめ」として公表することとした。

○委員会としては，文化庁及び各界の関係者が「中間まとめ」に示された資格の必要性や課題に対する理解を深め，積極的な取り組みを展開していくことを期待するものである。

第１章　埋蔵文化財行政における資格の現状と課題及び必要性

１．埋蔵文化財行政における発掘調査の意義

（１）埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

○埋蔵文化財行政には，「把握・周知」「調整」「保存」「活用」という４つの段階がある。その各段階で的確な行政判断を行うためには，それぞれの段階で目的に応じた行政目的の調査を適切に実施する必要がある。埋蔵文化財行政を推進するにあたり，発掘調査はきわめて重要な意味を持つ。

○発掘調査のなかでも調査の大半を占める記録保存調査は，開発事業との調整の結果，現状保存の措置を執ることができない場合に行う調査で，その遺跡の内容・情報を記録し後世に残すものである。記録保存調査は一般的に規模が大きく，それによって得られる成果は非常に多いことから，これまで各地域における歴史や文化のあり方を明らかにする上で大きな役割を果してきた。

○近年，地域の歴史や文化を重視する国民意識が高まる中で，それを具体的に示すことで地域のアイデンティティを確保しその絆を維持するものとして埋蔵文化財の果す役割はますます大きくなってきている。その内容を明らかする発掘調査に対する国民の関心も高くなってきており，適切に行われることが求められている。

（２）発掘担当者の能力の重要性

○発掘調査は，どのような目的で行われようとも埋蔵文化財の破壊・解体を伴い，やり直しがきかないという性質をもつ。したがって，いかなる調査であっても常に現場の状況を的確に把握し，一定の質の高さを維持した発掘作業・整理等作業を実施しなければならない。このため，発掘担当者は考古学等の知識・技術に基づく高い専門的能力及びその職務を誠実に遂行する高い倫理観を備えていなければならない。

○発掘調査を適切に実施するにあたり，調査組織が十分な発掘調査体制を備えている必要があることはいうまでもないが，実際の発掘調査で遺跡の内容を正しく把握する作業は，個々の発掘担当者の能力に委ねられる部分が少なくない。万が一，発掘担当者がその業務を適切に遂行できない場合，遺跡の評価を十分に行うことができないことになり，公共性のある発掘調査に係る社会的責任が果たせないことになる。

２．発掘担当能力と判断基準としての「資格」についての考え方

（１）法令の規定（資料２(4) ①参照）

○法第 92 条において，発掘調査を行おうとする者は，あらかじめ発掘調査の届出を行うこととされ，埋蔵文化財の保護上，特に必要と認めるときは，文化庁長官（権限委譲により都道府県教育委員会）が，必要な事項の指示等または発掘調査の禁止，停止，もしくは中止を命じることができる。そのため，都道府県教育委員会は発掘担当者が，発掘調査を適切に行うことがで

きるかどうかを事前に十分見極める必要がある。このことは，法第 99 条によっておこなわれる地方公共団体が主体となって実施する発掘調査についても同じである。

（２）地方公共団体における考え方

○これまで地方公共団体等が行う発掘調査の発掘担当者の能力を判断する際の明確な基準は存在しなかった。概ね，多くの地方公共団体では，大学において考古学等の専門教育を受け，一定の発掘調査経験をもつ専門職員を発掘担当者の要件としてきた。また，地方公共団体によっては，発掘調査報告書の編集・執筆歴，論文の執筆歴等を入会の審査基準とする有限責任中間法人日本考古学協会（以下「考古学協会」という。）の会員であることを要件とするところもあった。

（３）文化庁および委員会における考え方

（イ）平成７年委員会報告『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』（資料２(4)②・③参照）

○地方公共団体等の専門職員の技術，知識，経験等の水準は必ずしも一定ではないが，調査担当能力を有する者であることを客観的に示す仕組みとして「資格」を設けることにより，調査水準の確保，専門職員採用の際の判断基準として活用すること，また専門職員の行政における専門性を裏付けることに資するという指摘がある，ことが示された。

○そして，資格を創設する際の課題として，①発掘調査を実施する際に必要な技術の分野やその水準のあり方，②資格認定する際の審査基準や審査方法のあり方，③資格を創設した場合の埋蔵文化財行政上の効果の有無及び社会的影響の３点があげられた。

（ロ）平成 12 年文化庁長官通知「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」（資料２(4)④参照）

○法第 92 条に基づく届出時の確認事項として，発掘担当者に必要な具体的能力については，専門的知識・技術の面で，調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し，発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに，発掘調査報告書を適切に作成できること，とした。

（ハ）平成 20 年委員会報告『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について』（以下「20 年報告」という。）（資料２(4)⑤参照）

○委員会において『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』（平成９年）（以下「積算標準」という。）や『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』（平成 16 年）（以下「調査標準」という。）を検討し，発掘調査を実施する際の必要な事項についての標準的な考え方を示したことにより，平成７年報告において示された課題の一部は解決したことを確認したうえで，資格は民間調査組織における発掘担当者の能力の見極めに資するという意義があることから，引き続き検討する必要がある，との指摘が行われた。

（４）学界等における考え方

○埋蔵文化財行政に関する諸課題について研究するために設立された埋蔵文化財行政研究会においては，資格は地方公共団体等の専門職員の能力を担保するために必要であり，資格取得者を発掘担当者として認定するべきという提言が行われた。

○資格創設は，記録保存調査に民間調査組織が本格的に参入する機会を与えることになり地方公共団体等における体制整備に支障をきたす，という理由から，その創設については消極的な見解もある。

○現在，考古学協会の研究環境検討委員会と埋蔵文化財保護対策委員会とにおいて資格についての検討が行われ，複数の学会誌において資格が特集される等，学界における資格に関する議論は活発になっている。

○なお，韓国・中国さらにはイギリス・フランスなどの諸外国では，国や学会等により資格あるいは資格に準ずるものが設けられている場合も多くみられる。

３．発掘担当能力を判断する基準としての資格の必要性

（１）判断基準の現状

○発掘調査は埋蔵文化財の保護という公益性の高い行政措置である。その発掘調査の適切な実施は個々の発掘担当者に委ねられる部分が少なくないにもかかわらず，現状では，発掘担当者に必要とされる専門的な知識・技能に係る標準的な内容やそれを客観的に評価する基準等が確立することなく，現在に至っている。

○その結果，地方公共団体等によっては，考古学や発掘調査に関する知識・技術や経験が相対的に少ない教員等の職員を発掘調査に従事させているところがある。また，採用の際に実効的な受験条件を提示できず，本来，発掘調査能力を示すことを目的としない学芸員資格を代替的な措置として受験条件にするところや職名にしているところもある。

○また，都道府県によっては，記録保存調査を民間調査組織に委託する際における発掘担当者の能力見極めのために基準を策定しているところもあるが，国の考え方が定められていないためばらつきが生じている。

○一方，埋蔵文化財に関わる資格としては，日本文化財保護協会及び早稲田大学が，それぞれ民間調査組織の職員の専門的能力，大学における学習・研究の到達度を踏まえた指標として資格を創設している。ただし，これらは行政目的で行う調査における発掘担当者に必要とされる知識・技術に係る全国的な標準を示し，それを客観的に評価することを目的としたものではない。

（２）資格の必要性

○発掘調査を実施する発掘担当能力を判断する基準がないため，発掘調査能力の評価にばらつきがみられる。また，既存の２つの資格はその設置目的に即し一定の意味をもつものと考えられるが，埋蔵文化財行政を推進していく観点とは異なる立場

から創設されたものである。
○こうした現状を踏まえると，埋蔵文化財の保護を目的とした公益性の高い行政措置である発掘調査の質を担保するためには，埋蔵文化財に係る新たな全国標準的な資格を創設することにより，必要とされる標準的な知識・技能を明らかにするとともに，客観的な評価手法を確立することが求められる。
○また，公益性の高い発掘調査を実施することができる能力が客観的に評価されることにより，発掘担当者が高い専門性を備えた技術者として，社会的にも適切に位置づけられるのみならず，本人がその自覚を高めていくことも埋蔵文化財行政上重要である。

４．資格創設の効果
○創設される資格が，発掘調査を担当する上で必要とされる専門的な知識・技術を客観的かつ標準的に示すものとして広く普及することにより，以下のような効果が見込まれると考えられる。

（１）発掘調査の質の確保
○地方公共団体等及び民間調査組織（以下「各種調査組織」という。）において，有資格者を発掘担当者とすることが定着することにより，発掘調査の質の確保につながる。
○資格の取得を目指した取り組みにより，各種調査組織の職員の知識・技術が向上する。また，一定数の有資格者の確保に努めることなどにより，組織全体としての体制の整備・充実にも資する。
○発掘調査の質が確保されるということは，発掘調査の成果を最終的に享受する国民・地域住民にとっても有益である。

（２）地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の充実
○地方公共団体においては，域内で行われるあらゆる行政目的で行う調査の成果に基づき種々の行政判断を行い，適切に埋蔵文化財行政を推進することが必要である。したがって地方公共団体においては，適切な埋蔵文化財行政を行う基礎となる発掘担当能力をもつ専門職員が配置されることが不可欠である。この発掘担当能力を客観的に示す資格が人事施策等に反映されるようになると，地方公共団体の体制の維持・強化につながる。
○有資格者の専門職員の採用・配置が進むことにより，発掘調査の成果に基づく行政判断や施策が，専門職員の十分な発掘担当能力に裏打ちされていることを示すことができるようになる。このように，人事施策における資格の活用は，埋蔵文化財行政の妥当性や信頼性を客観的に示す一つの方法となりうる。

（３）派生的な効果
○資格取得のために必要とされる知識・技術を習得する場としては，主として大学等の高等教育機関が想定されるが，大学等において，資格取得につながる科目を開設するなど，埋蔵文化財に係る実践的な人材育成に向けた取り組みが進展することが期待される。さらに，大学等におけるこのような取り組みを通じて，教育研究活動と埋蔵文化財行政との効果的な連携が進展することも期待される。
○現在，目的や基準の異なる民間資格が複数あるため，資格を取得しようとする者や，資格により判断を行おうとする者に混乱を生じさせるおそれが懸念されている。委員会で検討される資格は，行政目的で行う調査に関する資格として，埋蔵文化財行政を適切に推進する上で必要なものとして検討されるものであるが，資格の現状を整理する上でも有効である。

第２章　資格の基本的なあり方

１．資格の基本的性格
○資格のあり方については，国家資格など，法令に基づいて国・地方公共団体や国等から委託された団体・組織が認定する，何らかの法的効果（業務独占・必置義務・名称独占等）を伴う資格と，民間の団体・組織が独自の基準等に基づいて認定する，法的効果を伴わない資格の２つに分類することができる。
○これまでの国の規制改革の経緯等を踏まえると，埋蔵文化財の発掘調査に係る資格について，法的効果を伴う資格を新たに創設することは困難であり，直接的には法的効果を伴わない資格として創設されることが適当である。
○ただし，発掘調査は国民の共有財産である埋蔵文化財に関わる極めて高い公益性，公共性を有する行政措置であることから，創設される資格についても，関係行政機関と協力のもと，社会的な信頼性や認知度を高め，第１章４（１）～（３）で述べた効果が得られるような実効力のある公共性の高い資格として発展させていくことが求められる。

２．検討にあたっての留意事項
○資格の具体的な検討に当たっては，発掘調査の現場を担う各種調査組織等で実際に行われている発掘調査の現状を分析することにより，発掘調査を実施する上で必要となる知識・技術の能力を検討することが求められる。
○また，現在の地方公共団体等の専門職員の経歴や近年の採用状況を踏まえ，発掘調査を実施する上で求められる知識と技術の習得のあり方を検討することが必要である。

３．求められる資格の基本的なあり方
（１）資格が示す能力
○発掘調査は，基本的に発掘担当者が発掘作業員に指示をして諸作業を進める。したがって，発掘調査を実施する上で必須の資格として発掘担当者に相当する能力を有することを示す，「調査担当者資格」（仮称）が求められる。
（２）発掘担当者に求められる能力
○発掘担当者には，発掘調査や考古学等に関する豊富な知識・技術と経験をもち，『積算標準』『調査標準』で示した発掘調査から発掘調査報告書刊行までの作業工程の標準を適切に遂行できる能力，調査期間と経費の配分等工程管理についても適切に

行うことができる能力等が求められる。

（３）資格に必要な知識・技術を修得する場

○ 20 年報告において発掘担当者には，以下のような知識・技術が求められるという指摘が行われた。

①発掘調査を行う上で必要な考古学・歴史学等の知識

②実際の発掘調査を行う技術

③埋蔵文化財行政に関する基礎的な知識

④調査対象となる埋蔵文化財の地域性や時代・種類に関する知識

○現在，地方公共団体等の専門職員は①を大学において履修し，②を地方公共団体等が実施する発掘調査において経験を積んでいる場合が多い。一方，③を大学で履修している者は少なく，埋蔵文化財行政の業務における経験，国や地方公共団体が実施する専門職員研修等によって修得している。さらに④については，地域における発掘調査の経験により修得している。

○①は大学における講義・実習・演習により，②は発掘調査の実務経験により修得することができる。また，③に関わる文化財保護に関する基本理念や埋蔵文化財行政における発掘調査の意義等については，大学における講義で修得することが適当である。一方，④については調査対象となる遺跡に関する個別の要件であり，全国共通の資格の要件にはなじまないことから，各都道府県で具体的に判断すべき事項である。以上のことから，資格に必要な要件として①～③について検討することが必要である。

４．今後の方向性

○委員会としては，埋蔵文化財行政における資格の必要性を確認するとともに，資格の基本的なあり方について提言したところである。今後は，文化庁，地方公共団体，大学等の協力のもと，認定機関のあり方を含めた具体的な資格創設に向けた体制，資格取得の要件等について詳細な検討を進めるとともに資格認定のための仕組みの具体化を図ることが必要である。関係機関においては，資格創設に向けた検討状況を踏まえつつ，必要な条件整備を進めることを期待したい。

○なお，委員会では，資格の具体的なあり方についても様々な議論を行ったところであり，その内容についても別紙に示すこととした。今後の具体的な検討の参考となることを期待するものである。

○委員会としては，今後，このような具体的な検討をふまえ，本課題に関する議論を行ってまいりたい。

別紙　委員会における資格の具体化に向けた考え方や今後の検討課題等

１．資格取得の要件について

（１）発掘担当者の実態

○現在の地方公共団体等の専門職員は，学部･大学院在学中に，考古学等に関連する分野を専攻し，各種調査組織が実施する発掘調査に参加し，一定期間の実務経験を積んだ者が多い。

○近年，地方公共団体等に新規採用された専門職員は，学部卒より大学院修士課程を修了した者の方が多い。このことは，大学院が社会のニーズを踏まえて専門性の高い人材育成に力を入れるなど，近年の大学における学部・大学院の役割の変化と関連していると考えられる。ただし，大学や各種調査組織のあり方が変化してきたことにより，学部・大学院時代に各種調査組織の発掘調査に参加する機会は少なくなっている。そのため，専門職員を多数配置している地方公共団体等においては，採用後に発掘調査経験の豊富な者のもとで発掘調査の実務経験を積んでいる場合が一般的である。

（２）基本的な考え方

○資格に必要な知識・技術は「大学の授業」と「実務経験」から習得する。

○「大学の授業」としては，講義（座学）と実習・演習（基礎的な実務経験）がある。具体的には，①考古学・歴史学等に関する知識を習得する講義，②文化財保護行政に関する知識を習得する講義，③発掘調査に関する諸作業の技術を習得する実習等，④考古学及び歴史学等関連分野の卒業論文等を執筆する演習等が考えられる。

○「実務経験」としては，大学が実施する学術目的の調査と各種調査組織が実施する行政目的の調査が考えられる。ただし，前者と後者では調査の目的が異なり，調査の進め方等に違いがあることから，行政目的で行う埋蔵文化財の調査の発掘担当者となるためには後者の経験が必須である。

（３）求められる要件

○現状を踏まえると，発掘担当者となる要件については，考古学等の単位を取得した学部卒業者及び大学院修士課程修了者で実務経験を有する者を対象とすることが適当であり，「調査担当者資格」(仮称)取得のための要件は以下のように考えられる。

①大学学部において，資格取得のために必要とされる講義及び実習・演習の単位を取得していること。

②学部卒業後，各種調査組織において発掘調査の実務経験及び発掘調査報告書の執筆経験を有していること。なお，大学院修士課程修了者は，大学院で習得した専門的な考古学等の知識・技術を一定程度の実務経験に替わるものとみなすことも考えられる。

○なお，大学学部において考古学等の基礎的な知識と技術を習得した者は，発掘調査において一定の役割を果たすことができると考えられる。したがって，発掘調査の質を担保する観点から，発掘担当者の指示に従って調査に係る諸作業を行う上で求められる知識・技術を評価する資格についても，併せて創設することが適当であると考えられる。

２．創設する資格の具体化

○資格の種類・名称，資格を取得するために必要な大学における講義・実習・演習等の種類と単位数，実務経験の内容と日数等の具体的な要件についての検討が必要である。
○資格の更新は一般的に，有資格者の知識・技術の維持・向上，並びに倫理観の保持に寄与するものとされているが，有資格者の側の負担のみならず，資格を認定する機関において，有資格者に係る情報管理や更新手続きのための多大な業務が生じる。これらを踏まえ，資格の更新についても検討が求められる。

３．資格認定の方法及び認定機関
○資格認定の方法については，大学・大学院において必要とされる単位を取得して卒業・修了し，かつ必要な実務経験を有することを申請資格とし，取得希望者による申請に基づいて，資格認定機関において審査を行い，資格取得の可否を判定することが想定される。
○認定機関については，全国的な資格としての社会的な信頼性や認知度を得る観点から，学界等考古学関係者の協力の下で，新たに創設することを検討する。その場合，資格に公共性を担保するため，必要とされる組織のあり方，審査体制等について慎重に検討することが必要である。

４．創設する資格と各種調査組織の職員の関係
○現在，各種調査組織に所属している職員（以下「現役職員」という。）は，これまでにも発掘担当者等として発掘調査に従事してきたという実績がある。こうした実績のある現役職員であっても，あらためて本資格の取得を通じ，社会的にも行政的にも，自らの発掘担当能力を明らかにすることが適当と考えられる。
○各地方公共団体の専門職員は，域内で行われる発掘調査に基づく行政判断を行い，記録保存調査について適切に管理・監督する必要がある。公共性の高い発掘調査を行政的に判断する調整業務に携わる専門職員についても，本資格で求める能力が基礎となって，その判断の客観性・妥当性が問われるという立場上，資格を取得することが望まれる。

５．関係機関における連携
○既存の資格と新たに創設する資格の要件には一致する点もあると想定されることから，既存の資格と整合を図りながら各資格のあり方について検討することが適当である。
○大学で取得する単位については，一大学で完備することが難しい場合も想定されることから，大学間で単位互換等について連携する検討をすることが必要と考えられる。また，埋蔵文化財行政に関する講義については，大学と国・地方公共団体等との連携が必要と考えられる。このほかにも本資格の運用上，必要となる事項については関係機関において連携を図ることが求められる。
○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所は，これまで地方公共団体等の専門職員を対象に，高度で専門的な能力向上に資するための研修を実施してきている。資格創設にあたっては，その経験・蓄積を活かし，様々な形で役割を果たすことの検討が求められる。
※参考資料は省略

(50)　道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化について

平成二十二年十一月二日　二二財記念第一五二号
文化庁文化財部記念物課長から
各都道府県教育委員会
文化財行政主管課長あて協力依頼

貴都道府県におかれましては，かねてから埋蔵文化財の保存・活用についてご尽力いただいているところでありますが，先般，道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財発掘調査費用の範囲について，会計検査院より国土交通省に対して是正改善の措置要求があり，国土交通省から，文化庁に対して当該是正改善の措置要求に対して，別添の通り協力依頼がまいりました。

つきましては，発掘調査の適切な実施については，以前から通知又は会議等において周知してきたところでありますが，今回会計検査院から国土交通省に対しこのような指摘がなされたことを受け，貴都道府県及び貴管下市町村が行う道路整備事業に伴う発掘調査の実施等について，是正改善の措置要求を踏まえた適切な対応を願います。

別紙１　道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化について

平成二十二年十月二十七日　国道国防第一〇三号
国土交通省道路局国道・防災課長から
文化庁文化財部記念物課長あて通知

道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財発掘調査費用の範囲について，会計検査院より，別紙の通り是正改善の措置要求がありましたので是正改善に向けて協力願います。

別紙２　道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財の発掘調査費用の算定について

平成二十二年十月二十六日　二二検第六三五号
会計検査院長から国土交通大臣あて

標記について，会計検査院法第３４条の規定により，下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

１　埋蔵文化財の発掘調査の概要
（１）　道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査
貴省は，道路交通の安全確保とその円滑化等を図るなどのため，国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業として，道路整備事業を実施している。道路整備事業を行う国及び地方公共団体は，事業の施行地内に埋蔵文化財（注１）があ

り，当該事業を行うことによりやむを得ず埋蔵文化財を損壊等することとなる場合，文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）等に基づき，発掘調査を行ってその内容を記録保存している。

文化財の保護に関する事務は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）等に基づき，都道府県等の教育委員会が管理し，執行することとされているが，道路整備事業に伴い埋蔵文化財が損壊等されることとなる場合に行われる発掘調査については，貴省が，昭和３９年７月に，当時の文化財保護委員会（現在の文化庁）からの協力依頼に基づき発した「史跡，名勝，天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地等の保護について」（建設省化第１号）により，その損壊等の原因となった事業を実施する者（以下「原因者」という。）が必要な費用を負担することとされている。

（２） 発掘調査の内容及び実施方法

発掘調査は，一般に，教育委員会に委託するなどして実施されており，その内容は，〔1〕埋蔵文化財の発掘作業，〔2〕出土品の整理保存作業，〔3〕発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の作成作業等からなっている。これらの作業は，発掘作業を指揮・監督する調査員と現場で発掘作業に従事する発掘作業員等によって行われており，発掘作業員等には，随時雇用等による労働者を充てる一方，出土品が文化財として重要なものであるかどうかなどの行政判断を行う調査員には，通常，教育委員会等の職員が充てられている。

また，上記作業のうち，報告書の作成作業は，現状保存ができなかった埋蔵文化財の内容を記録保存し，広く一般に活用するために作成，配布するもので，その作成部数は，発掘調査の委託先である教育委員会等が決定している。

（３） 原因者が負担する発掘調査費用

道路整備事業において原因者が負担する発掘調査費用は，貴省と文化庁が４６年に協議の上取りまとめた「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（昭和４６年１１月建設省道一発第93号。補助事業の場合もこれに準拠している。以下「取扱通知」という。）に基づき，関係教育委員会と協議して取り決めることとされている。そして，取扱通知には，原因者は，発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費，報告書作成費等を負担すると記載されており，これらのうち調査員に係る費用については，日当旅費を負担すると記載されている。

（４） 文化庁が実施する同種事業

文化庁は，教育委員会等が埋蔵文化財の記録保存を目的として行う発掘調査等を対象として，埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業を実施している。この補助事業は，道路整備事業に伴い実施する埋蔵文化財の発掘調査と同様に，発掘作業，整理保存作業，報告書作成作業等を行うものである。そして，報告書の作成部数については，同庁が５９年１１月に発した事務連絡において，重要な文化財であるなどとして特に同庁が増刷を認めた場合を除き，関係教育委員会等の所要の公的機関に配布する必要から３００部を原則とすることとしている。

２ 本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点） 道路整備事業において原因者が負担する発掘調査費用は，取扱通知に基づき，事前に関係教育委員会と協議して取り決めることとされている。そこで，本院は，合規性，経済性等の観点から，道路整備事業において原因者が負担する発掘調査費用が取扱通知の趣旨に沿って適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法） 平成２０，２１両年度に，国道事務所等及び地方公共団体が，教育委員会や専門機関等に委託するなどして実施した埋蔵文化財の発掘調査のうち，直轄事業として１０地方整備局等管内の２８国道事務所等（注２）が実施した１２３件（発掘調査費用計１１６億８３４４万余円）及び補助事業として２２都道県（注３）及び管内３２市町，計５４地方公共団体が実施した３６５件（発掘調査費用計７４億２８２９万余円(国庫補助金計４２億０１６４万余円)），計４８８件の発掘調査を対象として，これらの２８国道事務所等及び５４地方公共団体において契約書，精算調書等の書類により会計実地検査を行った。

（検査の結果） 検査したところ，次のような事態が見受けられた。

（１） 教育委員会の職員の給与等を負担しているもの

２０，２１両年度に，埋蔵文化財の発掘調査の調査員に充てられている教育委員会の職員の給与等を負担していたものが，13国道事務所等（注４）及び４地方公共団体（注５）においてそれぞれ４３件，８億７５７１万余円及び２１件，５５５０万余円（国庫補助金２９９６万余円）あった。

しかし，前記のとおり，取扱通知においては，調査員に係る費用のうち原因者負担の対象として記載されているのは日当旅費となっていて，教育委員会の職員の給与等は，原因者が負担する発掘調査費用の対象としては記載されていない。

現に，教育委員会の職員を調査員に充てて発掘調査を実施していた上記以外の国道事務所等及び地方公共団体では，地方自治法等により，発掘調査で調査員が行う業務は，教育委員会が文化財の保護部局として自ら実施すべき事務とされているなどの理由により，教育委員会の職員の給与等を負担していなかった。

（２） 必要最小限の範囲を超えて報告書の印刷製本費用等を負担しているもの

２０，２１両年度に，教育委員会等に埋蔵文化財の発掘調査を委託するなどして報告書を作成し，その印刷製本費用等を負担していたものが，２１国道事務所等及び３５地方公共団体においてそれぞれ７８件，１億１０７３万余円及び１１７件，１億０９７１万余円（国庫補助金６５０８万余円）あった。

取扱通知においては，原因者が負担する報告書の作成費用は必要最小限の費用とされているが，原因者が負担する作成部数などについての標準的な範囲は明確にされていない。一

方，文化庁が実施する同種の補助事業においては，前記のとおり原則として３００部とされている。そこで，原因者が負担していた報告書の作成部数をみたところ，最少１００部から最大６００部までと区々になっており，このうち，１７国道事務所等（注６）及び２３地方公共団体（注７）は，文化庁が同種の補助事業で原則としている３００部を超える報告書の作成費用を原因者として全額負担していた。そして，これらの報告書の作成に係る件数，作成部数及び作成費用は，それぞれ６５件，１０，１７０部，３０７４万余円及び８４件，１３，３５３部，２９３５万余円（国庫補助金相当額１７１９万余円）となっていた。

しかし，原因者が負担する報告書の作成費用は，必要最小限の費用とされているのであるから，道路整備事業に伴い実施する発掘調査と内容等が同様である文化庁の補助事業における原則的な報告書の作成部数を超えてまで作成費用を負担しているのは，原因者が負担すべき必要最小限の範囲を超えるものと認められる。

（是正改善を必要とする事態）　道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が，教育委員会に委託するなどして実施した埋蔵文化財の発掘調査において，教育委員会の職員の給与等を負担したり，必要最小限の範囲を超えて報告書の作成費用を負担したりしている事態は適切とは認められず，是正改善を図る要があると認められる。

（発生原因）　このような事態が生じているのは，貴省において，教育委員会の職員の給与等は原因者が負担する発掘調査費用には含まれないということを取扱通知に明確にしていないこと，また，そのことを国道事務所等及び地方公共団体に周知徹底していないこと，及び取扱通知において報告書の作成費用を負担する際の標準的な範囲について明確にしていないことなどによると認められる。

３　本院が求める是正改善の処置

道路整備事業の実施に伴う埋蔵文化財の発掘調査に係る費用は毎年度多額に上っており，その費用を適切に算定して発掘調査を適正に実施することが求められている。そして，その際の原因者が負担する発掘調査費用の範囲についても，原因者間で不均衡が生じないよう統一的な運用を図る必要がある。

ついては，貴省において，道路整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するに当たり，教育委員会の職員の給与等は原因者負担の対象とならないこと及び原因者負担の対象となる報告書作成費用の標準的な範囲をそれぞれ明確にするとともに，改めて取扱通知の趣旨を地方整備局等を通じて国道事務所等に対して周知徹底し，また，地方公共団体に対しても同様に周知するなどして原因者が負担する発掘調査費用の算定を適切なものとするよう是正改善の処置を求める。

（注１）埋蔵文化財　土地に埋蔵されている貝づか，古墳，住居跡等の遺跡及びこれらの遺跡から発見される土器，石器，陶器等

（注２）２８国道事務所等　岩手河川，湯沢河川，酒田河川，高崎河川，大宮，北首都，首都，甲府河川，長野，高田河川，岐阜，高山，沼津河川，浪速，姫路河川，和歌山河川，紀南河川，鳥取河川，倉吉河川，岡山，福山河川，香川河川，熊本河川，八代河川，大分河川，鹿児島，南部各国道事務所，函館開発建設部

(注３) ２２都道県　東京都，北海道，青森，秋田，群馬，神奈川，新潟，富山，山梨，岐阜，愛知，三重，滋賀，兵庫，奈良，島根，高知，佐賀，熊本，大分，宮崎，沖縄各県

(注４) １３国道事務所等　甲府河川，岐阜，高山，姫路河川，鳥取河川，倉吉河川，岡山，香川河川，熊本河川，八代河川，大分河川，鹿児島各国道事務所，函館開発建設部

(注５) ４地方公共団体　岐阜，兵庫両県，玉名，西都両市

(注６) １７国道事務所等　岩手河川，湯沢河川，酒田河川，高崎河川，大宮，首都，高田河川，高山，沼津河川，和歌山河川，鳥取河川，倉吉河川，熊本河川，大分河川，鹿児島，南部各国道事務所，函館開発建設部

(注７) ２３地方公共団体　青森，群馬，神奈川，富山，愛知，三重，滋賀，兵庫，奈良，島根，高知，佐賀，大分，宮崎各県，高崎，新潟，洲本，加西，大和高田，熊本，玉名，日田各市，いの町

(51)　道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との協議結果について（周知）

平成二十五年三月二十九日
文化庁文化財部記念物課長から
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて事務連絡

「道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化について（協力依頼）」（平成 22 年 11 月２日付け 22 財記念第 15２号）により連絡しています会計検査院から国土交通省に対する指摘への対応に関し，「道路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査実施にあたっての教育委員会職員の給与等の取扱いについて」（平成 25 年２月４日付け国土交通省道路局国道・防災課事務連絡）のとおり取り扱うことで国土交通省との協議を行いましたので，周知します。

なお，今回の指摘の対象となりました「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和 46 年 11 月１日付通知）」については，同通知の発出から長期間経過していることを踏まえ，他の事項についても明確化を図ることについて，国土交通省道路局国道・防災課と協議を開始することを合意していますので申し添えます。

参考資料　道路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査実施にあたっての教育委員会職員の給与等の取扱いについて

平成二十五年二月四日
国土交通省道路局国道・防災課から
各地方整備局道路計画 (第一) 課長，北海道開発局道路計画課

長補佐，沖縄総合事務局道路建設課長あて事務連絡

道路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査については，「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（昭和46年11月1日付通知）」をもとに都道府県教育委員会等へ委託して実施しているところですが，教育委員会の職員給与等については，発掘調査の原因となった事業を実施する者が負担する発掘調査費用には含まれないということを通知にて明確にしていないこと，また，そのことを国道事務所及び地方公共団体に通知していないことなどに起因して不均衡が生じていることから，この運用について，別紙の通り会計検査院より是正改善の処置要求がありましたので，下記の通り周知します。

記

1. 発掘調査費用については，平成24年度より都道府県教育委員会職員の給与等を対象としないこと。

なお，特段の事情のある都道府県等に限り，平成24年度末までを目途に引き続き調整を行うものとする。

2. 報告書の印刷製本部数は，300部を上限とすること。

(52)　適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について―これからの埋蔵文化財保護行政に求められる体制―

平成二十六年十月三十一日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は，国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり，地域における資産でもある。埋蔵文化財を適切に保存し活用するため，行政上必要とされる事項の基本的な方向について検討することを目的に，平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が設置された。

本委員会では，これまで埋蔵文化財の保護を目的とした行政（埋蔵文化財行政）に関する諸課題，具体的には，埋蔵文化財の保護を担当する行政機関における組織や都道府県・市町村の役割分担のあり方，埋蔵文化財発掘調査の実施に当たっての考え方，発掘調査の費用を積算する際の考え方，埋蔵文化財の保存と活用についての考え方や方法，発掘調査の資格等について，9編の報告と1編の中間まとめを取りまとめた。文化庁は，これらの報告等を都道府県教育委員会を通じて全国の地方公共団体等に周知し，埋蔵文化財行政の充実が進められている。

さて，このたびの委員会では，埋蔵文化財の保護体制の在り方について検討を行った。保護体制の在り方については，平成20年3月の『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）』（「平成20年報告」）で提言したところであるが，その後の社会情勢や埋蔵文化財を取り巻く環境の変化を踏まえ，この報告で示された事項を再度検討するとともに，都道府県と市町村の役割について新たに検討を行ったものである。

埋蔵文化財行政における組織の在り方は，これまで開発事業の増加に応じて充実されてきたため，発掘調査に重点が置かれてきたが，本来は，埋蔵文化財の把握・周知から発掘調査を経て，埋蔵文化財の保存・活用までの諸業務をバランスよく行うための組織が求められる。本報告は，今こそ，本来あるべき埋蔵文化財行政への転換を図る必要があるという視点の下に取りまとめたものである。

本委員会は，平成24年3月から26年2月まで5回にわたって検討を重ね，その間，実情を踏まえて審議を行うためにも，地方公共団体，地方公共団体の外郭団体として設立された発掘調査の実施を目的とする法人（以下「法人調査組織」という。）及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈文研」という。）の実務担当者から意見を聴取するとともに，埋蔵文化財行政について文化庁が実施した実態調査を基に現状分析を行った。

本報告ではこれらを踏まえ，地方公共団体が有すべき埋蔵文化財行政における組織の在り方についての基本的方向性及びそれを支援する文化庁や奈文研の役割について提言している。

本委員会としては，各地方公共団体が本報告を踏まえて埋蔵文化財行政を適切に実施できるよう組織等の充実に努め，この体制を次の世代につなげていくことを期待するものである。

第1章　埋蔵文化財行政の目的とその体制について

1　埋蔵文化財行政の目的

埋蔵文化財とは，土地に埋蔵されている文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条）である。具体的には貝塚・古墳・都城跡・城跡等の遺跡のほか，そこから出土する土器・石器・瓦片等の遺物がこれに当たる。

埋蔵文化財を包蔵する土地として地方公共団体により周知されている場所（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）は，約46万か所（平成24年度文化庁調査）あり，全国に存在している。これらは，その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり，土地に刻まれた地域の歴史そのものである。埋蔵文化財を発掘調査し，その価値を住民が共有することは，地域のコミュニティーを構築し，郷土愛を醸成することにもつながるものである。

2　埋蔵文化財行政の業務と求められる体制

埋蔵文化財行政に関しては，平成12年度施行の地方分権推進に係る改正文化財保護法により地方公共団体の果たすべき役割が飛躍的に拡大した。例えば，従前は文化庁長官が行っていた，開発事業が行われる場合の事業者からの届出の受理や発掘調査の指示等は都道府県及び指定都市の教育委員会が行うこととされた。

埋蔵文化財は，発掘調査によって初めてその内容や価値を把握できるものであることから，地方公共団体は，適切に発掘調査を行うことができる体制や仕組みを確保する必要がある。特に，埋蔵文化財の所在をあらかじめ正確に把握し，それを周知することは，埋蔵文化財の保護と開発事業による埋蔵文化財の損壊の最小化を図る上で，また，重要な埋蔵文化財を現状のま

ま保存する上で執るべき最初の方法であり，これを適切に行うことが重要である。さらに，埋蔵文化財行政は，単に文化財を保存する事務だけでなく，その成果を地域住民に広め，地域においてその価値が認識されるような活用に係る事務も含むものである。

上記の点を踏まえて，本章では，地方公共団体における埋蔵文化財行政の適切な執行のために必要な体制を示すこととする。

(1) 埋蔵文化財行政の業務の諸段階と求められる体制

埋蔵文化財行政は，埋蔵文化財の所在や内容を把握し，その価値に応じて適切に保存することが基本であり，土地に埋蔵された状態のまま将来に伝えていく「現状保存」を第一とすべきことが，本委員会が平成 19 年 2 月に取りまとめた「埋蔵文化財の保存と活用（報告）」（「平成 19 年報告」）で示されている。

同報告では埋蔵文化財行政の業務には「把握・周知」「調整」「保存（現状保存・記録保存）」「活用」の四つの段階があり，これらの段階それぞれにおいて，地方公共団体が主体となり，埋蔵文化財の保存のために実施する発掘調査 (以下「行政目的調査」という)(※ｉ) を行うことを求めている (図 2)。地方公共団体は，埋蔵文化財行政が自治事務であることを踏まえ，その適切な実施に必要な体制を整備することが重要である。

また埋蔵文化財が存在する土地で開発を行う事業者やその土地の所有者の意向等により，やむを得ず現状保存できない場合は，当該埋蔵文化財を記録として保存するための発掘調査 (以下，「記録保存調査」という)(※ii) を行い，調査で得られた記録類や活用の可能性のある出土品及び発掘調査報告書を確実に保存することとされている。なお，埋蔵文化財の現状保存を目的とし，その範囲や内容を明らかにするための発掘調査を「保存目的調査」という。

※ｉ　発掘調査には，行政目的調査のほかに大学等の研究機関が学術研究を行う「学術目的調査」がある。

※ii　発掘調査の行程には，現場における発掘調査作業 (以下「発掘作業」という。) のほか，発掘作業の記録と出土品の整理から発掘調査報告書作成までの作業 (以下「整理等作業」という。) 及び当該発掘調査報告書の刊行が含まれる。

(2) 埋蔵文化財専門職員

埋蔵文化財行政に求められる専門性　埋蔵文化財の把握から保存は，通常，次の手順で行われる。

(i) 分布調査によって遺物の散布や地形の観察を行い，必要に応じて過去の出土品や史料，地形図の検討等も行って埋蔵文化財包蔵地の範囲を想定する。

(ii) 試掘調査や確認調査によって，埋蔵文化財包蔵地の範囲を確定する。

(iii) 目的に応じた各種の発掘調査を実施する。

(iv) 活用事業を実施する。

発掘調査は，土の色や質の違いを注意深く観察し，出土品を検討しながら埋蔵文化財が持つ情報を確実に抽出することを通じて，その土地の歴史的な変遷を明らかにする必要がある。こうした作業を行うためには，考古学に関する高度な専門知識と技術が必要となる。

埋蔵文化財専門職員に求められる能力　専門的な行政分野である埋蔵文化財行政を適切に行うためには，専門知識と豊富な実務経験を有する埋蔵文化財専門職員（以下「専門職員」という。）が必要となる。専門職員に求められる専門性とは，考古学や歴史学の知識・技術であるので，大学等でこうした知識・技術を身に付けた職員を配置することが必要である。さらに専門職員には，発掘調査だけではなく，重要な遺跡をあらかじめ把握し，保存・活用することや開発事業との調整において適切な調査計画の作成及び費用の積算を行うことなども求められる。こうした専門職員に必要とされる能力をまとめると以下のとおりである。

(i) 考古学や歴史学の知識・技術を基礎とし，発掘調査に係る諸作業を実施及び運営・監理する能力

(ii) 調査結果を整理・評価し，発掘調査報告書を執筆する能力

(iii) 開発事業者とその開発計画について協議し，埋蔵文化財保護と開発事業とを両立できる方法を調整できる能力

(iv) 地域の埋蔵文化財に関する知識を持ち，その保存・活用について方針を立案し，住民の理解を得つつ実行する能力

第 2 章　埋蔵文化財行政を担う体制に係る課題

１体制整備をめぐる経緯と留意すべき近年の動向

(1) 体制整備の経緯

これまでの経緯　開発に伴う発掘調査については，昭和 39 年に文化財保護委員会（文化庁の前身機関）事務局長から建設省官房長ほか宛てに発出された「史跡，名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について（依頼）」（「昭和 39 年 2 月 10 日付け文委記第 14 号）により，開発事業者が費用を負担し，都道府県教育委員会に発掘調査の実施を委嘱するよう依頼が行われた。これを踏まえ，昭和 40 年 6 月に文化財保護委員会と日本住宅公団との間で事業と埋蔵文化財の取扱いについて確認され，以後，日本道路公団など大規模な開発事業を行う機関との間でも同様の取扱いとすることとされた。

これを受けて都道府県教育委員会は，開発に対応するため埋蔵文化財の「把握・周知」に努めるとともに，開発事業者との「調整」を行い，さらに工事によりやむを得ず破壊される埋蔵文化財の記録保存調査を行ってきた。開発事業は昭和 40 年頃から増加の一途をたどり，それとともに都道府県教育委員会の体制の整備・拡充が進められた。その結果，都道府県によっては，教育委員会が，記録保存調査の実施を主たる業務とする組織（公立調査組織）を本庁とは別に設置したところや，教育委員会に代わって記録保存調査の業務を行う外郭団体（法人調査組織）を設立したところもある。また，市町村でも教育委員会本庁の人員拡充や公立調査組織・法人調査組織の設置が行われた。

しかし，これらは飽くまでも開発事業への対応であったため，調査事業は進んだものの，記録保存調査以外の埋蔵文化財行政全体の充実には至らなかった。また，発掘作業を優先したため，記録類や出土品の整理まで手が回らず，「活用」を行う段階に至らないまま資料が山積みされる結果にもなった。さらに，埋蔵文化財行政において本来行うべき業務全般に対する理解が不十分なまま，専ら記録保存調査に対応するための体制を急速に整備したこともあり，記録保存調査を行うことこそが埋蔵文化財行政であるという誤解を生む結果にもつながることになった。

埋蔵文化財に係る人員と予算の縮小　発掘調査の規模は大小様々であり，遺跡の内容によっても調査に要する期間は大きく異なるため，発掘調査の事業量（専門職員が発掘作業に専念する時間）は発掘件数ではなく調査に要した費用に反映されていると考えられる。調査費用は平成 9 年度に 1321 億円となりピークを迎えるが，その後減少傾向へと転じる（平成 24 年度は 534 億円）。調査費用の減少，すなわち発掘調査の事業量の減少を受け，各地方公共団体はそれまで手が回らなかった出土品や記録類の整理発掘調査報告書の公刊，発掘調査成果の「活用」事業にも積極的に取り組むようになった。それと同時に，地方公共団体が行う域内の埋蔵文化財の把握や重要遺跡の保存を目的とした試掘・確認調査の件数も次第に増加するようになり，ようやく本来あるべき埋蔵文化財行政が行われるようになってきた。

また，平成 12 年度施行の地方分権推進に係る改正文化財保護法により，文化庁長官が有する埋蔵文化財に係る権限は，その内容に応じて都道府県，指定都市又は中核市の教育委員会に委譲され，埋蔵文化財行政における地方公共団体の役割が飛躍的に拡大したが，専門職員の人数はこの年をピークに減少へと向かう。その後も，行政改革の流れの中で，全国的な傾向として，開発事業対応を主たる目的として整備されてきた埋蔵文化財保護に係る人員と予算は，開発事業の減少とともに縮小されてきている。

(2) 留意すべき近年の動向

東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護　東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いをめぐって，岩手県・宮城県・福島県及び被災した市町村における埋蔵文化財行政を担う体制の差が浮き彫りとなるとともに，当初，一部からは発掘調査の実施が復興の阻害要因となるのではないかとの声が上がった。

これは，この地域の多くの市町村ではこれまで発掘調査が余り行われたことがなく，住民が埋蔵文化財に接する機会が少なかったことや県及び市町村が迅速な発掘調査を実施するために様々な取組を行っていることが正しく伝わっていなかったことなどが要因と考えられる。

このことは，埋蔵文化財の価値や意義について日常的に住民の理解を得るための活動を行う必要があることや埋蔵文化財行政としての取組を内外に発信する必要があることを改めて認識させることになった。

発掘調査経費の事業者負担範囲　従前，道路整備事業等の公共事業に伴う発掘調査の経費については，「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」（昭和 46 年 11 月 1 日付け建設省道一発第 93 号）の運用により，当該事業費から支出されていた。しかし，この通知には発掘調査に係る公務員の人件費が含まれるとは明確に述べられていなかったことから，平成 22 年 10 月に，会計検査院による是正改善の処置要求（平成 22 年 10 月 26 日付け 22 検第 635 号会計検査院長から国上交通大臣宛て「道路整備事業を行う国道事務所等及び地方公共団体が負担する埋蔵文化財調査費用の算定について」）が出され，直轄道路事業関係の発掘調査に係る公務員の人件費は当該事業費から支出されなくなった。

2　地方公共団体を対象とした実態調査等から明らかとなった課題

ここまで示してきたように，埋蔵文化財行政を担う体制は開発事業に伴う記録保存調査の実施のために整備されてきたという経緯があり，それ以外の業務に対する取組は必ずしも十分とは言えない。そうした中で，それまで体制整備の動因となってきた開発事業の減少は，必然的に体制の縮小に直結することになったが，その程度が本来的な埋蔵文化財行政に必要な範囲を超えている例も見受けられることが懸念される。

以下では，地方公共団体が埋蔵文化財行政を行う上で必要な体制を有しているかどうかを検証することを目的として，文化庁の作成による埋蔵文化財関係統計資料（以下「統計資料」という。）の分析と今回の検討に際して実施した地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制と民間調査組織利用の実態調査（以下「実態調査」という。）結果から浮かび上がった，地方公共団体の埋蔵文化財行政を担う体制の課題を指摘する。なお，実態調査の結果の詳細は参考資料 2 に掲載した。

(1) 専門職員に係ること

ア　全体的な傾向

専門職員数の減少　都道府県では，専門職員の減少を指摘した平成 20 年報告時より更に減少が進んだところが 26 あり，特に法人調査組織における減少が顕著である。市町村でも専門職員を有する 1,120 市町村のうち 21.3% に当たる 239 市町村で専門職員が減少している。これらの主な要因は記録保存調査が減少していることにある。減員の影響については，84 市町村は「無し」と回答しているが，61 市町村が業務に影響があったとしている。

業務に影響があったとする市町村の中には，発掘調査件数が増加したにもかかわらず専門職員が減少した例が認められた。なお，平成 16 年度に行われた会計検査院による実地検査では (※ i) 出土品の整理や台帳作成の不備，出土品の公開・活用が不十分，発掘調査報告書の未刊行等の問題点が指摘されたが，専門職員の減少もこれらの問題が生じた要因の一つであると考

えられる。

専門職員の年齢構成の偏り　記録保存調査の増加に対応するために専門職員の配置が行われてきたという経緯から，採用年次が各域内で大規模開発事業が実施された時期に集中する傾向がある。今回の実態調査の結果によれば，地方公共団体の正規職員（任期の定めのない常勤職員）の人数を世代別にみると，40 歳未満は 32%(都道府県 39%・市町村 43%(※ ii)),40 代は 35%(28%•27%),50 歳以上は 33%(32%•29%) で，35 歳未満の専門職員は 14% にとどまっており，他の行政分野よりも若手・中堅職員の占める割合が低い（図 4, 図 5)。

なお，都道府県は地域における埋蔵文化財行政の指導的役割を担う必要があるが，平成 12 年度以降，専門職員を新規採用していないところが 8 あり，世代の偏りが今後も進行するおそれがある。新規採用の停滞や世代の偏りは，これまで培われてきた知識 • 技術の継承が困難になることを懸念させる。

※ i　検査結果は，会計検査院「平成 16 年度決算検査報告」で報告されている。

※ ii　括弧内の数字は，総務省による「地方公務員給与実態調査結果」から算出した平成 24 年 4 月 1 日時点の全地方公務員の年齢構成比。

イ　都道府県本庁における体制の弱体化

専門職員数の不足　都道府県の本庁に配置されている専門職員の主な業務には，文化財保護法令で定められた埋蔵文化財に関する権限の適切な行使に係る事務，開発事業者との調整，行政目的調査等がある。統計資料によると，本庁で事務・調整の業務に携わる専門職員数は，延べ 191 名で全国平均では 4.1 名となるが，専門職員の配置が 1 名以下のところが 12 ある。こうした傾向は，本庁における専門職員数の不足を指摘した平成 20 年報告時と変わっておらず，「把握・周知」「調整」業務に関する専門職員の関与の度合いが低いところや，特定の専門職員に事務負担が集中しているところがあることを示している。

発掘調査経験を有しない専門職員の存在　都道府県に新規採用後 5 年以上在籍した専門職員の中で，記録保存調査及び発掘調査報告書作成業務について未経験の者がいるところが 6 あるが，発掘調査の実施経験は，専門職員の知識 • 技術の向上及び地域の埋蔵文化財を理解する上でも必要である。

また，埋蔵文化財に係る事務・調整等の業務を行う場合も，地域の埋蔵文化財に関する理解と発掘調査に関する知識 • 技術が不可欠であるので，都道府県は全ての専門職員に対し，発掘調査業務に携わる機会を設ける必要がある。

(2) 発掘調査の実施体制等に係ること

自ら発掘調査を行わない都道府県の存在　行政目的調査のうち，分布調査及び試掘・確認調査は行政判断を行うための調査であることから，平成 20 年報告では地方公共団体（公立調査組織を含む。）自らが行うこととされているが，都道府県の中にはこれらの発掘調査を法人調査組織に全て委ねているところが 3 ある。

市町村合併の影響　平成の市町村合併により専門職員の配置率は増加したが，合併後の市町村の規模に対し専門職員の配置が不十分と考えられる事例が多数認められる。中には，市町村合併により他の部署よりも著しく職員が減らされた例や，専門職員数に対する市町村面積（市町村面積／専門職員数）が市町村の平均面積約 168㎢の数倍にも及ぶ市もある。こうした行政の対象範囲の拡大により，埋蔵文化財包蔵地の面積，量の増加だけでなく，行政目的調査や現地における調整のための業務量（移動時間等も含む。）が増加することにもなっている。

また，「合併により 1 日市町村間の相違（体制の規模や埋蔵文化財保護に関する方針の違いなど）が顕在化した」と回答した市町村が 222 ある。このことは，市町村間における埋蔵文化財の取扱いに関する差異が無視できない大きさで存在することを裏付けており，少なくとも各都道府県の域内では，都道府県による助言の下，埋蔵文化財の取扱いを統一することが望まれる。

法人調査組織における財政基盤問題の顕在化　法人調査組織のうち 11 組織が専門職員の高齢化と今後の事業量の見通しが立たないため職員の新規採用が見込めないことを課題に挙げている。また，職員の減員分を嘱託・任期付職員の雇用により対応している状況が認められる。法人調査組織の中には国や地方公共団体からの受託事業費のみで運営されているところがあり，そうした組織にとって記録保存調査の減少は，組織の運営基盤を揺るがすことに直結する。これまでも法人調査組織については財政基盤の脆弱さが指摘されてきたが，それが顕在化していることが改めて指摘できる。

(3) 民間調査組織の取扱いに係ること

民間調査組織とは　記録保存調査を実施することを目的に，企業や個人により設立された組織のことをいう。このような民間調査組織は，全国で 80 社以上存在しており，地方公共団体が行う発掘調査の支援や地方公共団体・開発事業者から受託又は請け負った発掘調査を行っている。

利用形態の区分　今回の実態調査では，民間調査組織の利用件数や地方公共団体による監理の実態について，ここ数年の推移を確認することを目的として，平成 18 年度に行った調査とほぼ同様の設問で調査を行った。なお，民間調査組織の利用形態の区分は以下のとおりとした。

(i) 支援導入：地方公共団体（公立調査組織を含む。）に所属する専門職員が発掘調査を担当し（以下，発掘調査を担当する専門職員を「発掘担当者」という。），調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断の一切を行うもので，民間調査組織は，地方公共団体の発掘担当者の指示の下で作業（調査及びその他の支援業務）を行う形態。

(ii) 一括導入：発掘作業の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断を民間調査組織の責任の下に行う形態。民間調査組織は，発掘調査業務の全てを開発事業者や地方公共団体から受託又は請け負う形を執り，地方公共団体は発掘調査の監理を行う。

民間調査組織の利用傾向と一括導入における監理頻度の減少
平成 18 年度調査の結果では，民間調査組織を利用（支援導入・一括導入の別を問わない。）したことがある都道府県は 7, 市町村は 185 であったが，今回の調査では都道府県 15, 市町村 307 で，18 年度調査の 1.7 倍に増加している。

また，一括導入における地方公共団体の監理の実態については，常駐監理あるいは毎日 1 回は監理をしていると回答した都道府県は 0%(0/ 一括導入実績がある 6 都道府県)，市町村は 18%(31/ 同 169 市町村）である。これは平成 18 年度調査の結果（都道府県 100%(6/ 同 6), 市町村 37%(65/ 同 174)) よりも大きく減少している。中には，専門職員未配置市町村における民間調査組織の一括導入の事例も見られる。

民間調査組織の利用に際しては，発掘調査の適正性を確保する必要があることから，平成 20 年報告では地方公共団体による「監理」の重要性が指摘されたが，今回の調査結果はそれが形骸化してきていることを示しており，「監理」の考え方について補足する必要がある。

民間調査組織利用に際しての手続上の問題　埋蔵文化財調査のために土地を発掘しようとする者は，事前に文化財保護法第 92 条に基づく届出が必要であるが，地方公共団体が発掘調査主体である場合は同条の適用は受けないこととされている (※ i)。

これに基づけば，本来，地方公共団体以外の調査組織が調査主体である文化財護法第 92 条の届出件数は，地方公共団体による民間調査組織の一括導入件数を上回るはずであるが，平成 23 年度の統計調査では，民間調査組織が調査主体となった発掘調査件数 205 件に対し，一括導入件数は 323 件（つまり，118 件が地方公共団体が発掘調査主体であるとして扱われている。）と逆の結果となっている。このことは，文化財保護法で定める手続に混乱が生じていることを示しているので，地方公共団体が行う発掘調査とそれ以外の者が行う発掘調査の違いを具体的に示す必要がある。

※ i 文化財保護法では，埋蔵文化財調査のために土地を発掘する場合は事前の届出を求めているが（第 92 条），昭和 50 年の法改正の際に，第 98 条の 2 (現行の第 99 条）を新たに設けたことに伴い，改正法の施行通知である「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 50 年 9 月 30 日付け庁保管第 191 号文化庁次長通達）第 11 の 1(1) により，地方公共団体が行う発掘調査については，同法第 57 条第 1 項（現行の第 92 条）の規定は適用しない扱いとされた。そのため，地方公共団体が行う発掘調査については，事前の届出を要しないこととし，代わりに届出に準じる方式で通知を行うこととされた。これにより，地方公共団体が発掘調査を実施する場合の届出に代えて，事前に通知を行うことが広く定着している（いわゆる「文化財保護法第 99 条による通知」)。

第 3 章　地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制について

1 適正な埋蔵文化財行政を担う体制の構築に際して望まれる事項

(1) 基本的な考え方

現在の埋蔵文化財行政を担う体制は, 第 2 章で示したように, 開発事業への対応を中心として整備されてきた受動的なものである場合が多い。しかし，ここまで示してきた埋蔵文化財行政の本来的な目的からすると,「把握・周知」「調整」「保存」「活用」を一層重視した能動的な体制に改善することが強く望まれる。すなわち，埋蔵文化財行政全体を適切に執行するため，地方公共団体は埋蔵文化財行政の四つの段階の業務における各種の事務及び行政目的調査を行うことが重要であり，そのために必要な人的配置が望まれる。

(2) 整備方針

人的配置に関する基本方針　地域の実情を踏まえつつ埋蔵文化財行政に係る業務の量や内容に見合った人的配置を行う必要がある。また，専門職員は，大学等で身に付けた知識・技術を基礎とし埋蔵文化財行政に継続的に携わりながら研鑽を積むことによって，その知識・技術の更なる向上を図ることができる。さらに埋蔵文化財に関する法令や制度に加え，文化財保護全般に係る関連法令，制度等の知識が必要とされる。

一方，地方公共団体には，専門職員がそうした経験を積むための体系的･継続的な機会を提供することが求められる。また，専門職員の持つ知識・技術や行政的なノウハウは，当該地方公共団体が文化財を生かした魅力ある地域づくりを推進する上でも活用できるので，それらを次世代に継承できるよう，年齢構成を考慮した人員配置に配慮することが期待される。なお，専門職員の身分は，埋蔵文化財行政が専門性を確保しつつ，安定的・継続的に行われるためにも，期間の定めなく任用される正規職員であることが強く望まれる。

専門職員の配置　専門職員は，上記 (1) を踏まえ，埋蔵文化財行政の 4 段階の業務を適切に実施することが求められるが，行政目的調査は，開発事業の動向により件数や規模が大きく左右される記録保存調査とそれ以外の調査とに大別されることに鑑みると，地方公共団体における体制整備は以下の点を念頭に行う必要がある。

(i) 開発事業等の外的要因により業務量が変動しにくい事務や記録保存調査以外の行政目的調査等に対応するため，域内の埋蔵文化財の状況に応じて必要な人員を配置すること

(ii) 開発事業等の外的要因により業務量が変動する記録保存調査に対応するため，域内の中長期的な開発事業の動向を注視して必要な人員を配置するとともに，短期間に事業が集中する場合への対応に備えておくこと

(3) 他部局等との連携

ア　学校教育との連携による活用事業の推進

連携の意義　適切な埋蔵文化財行政を進めるためには，住民の理解と関心の高まりが不可欠であることから，地方公共団体は住民に地域の埋蔵文化財の存在とその価値を理解してもらうた

めの活用事業を実施することが望まれる。

中でも学校教育に地域の埋蔵文化財を生かすことは，未来を担う子供たちが自分たちの地域を知り，さらには郷土への関心を深めて愛着を育む機会にもなることから，埋蔵文化財担当部局は学校と積極的に連携を図り，種々の取組を行うことが望まれる。

具体的な連携事業　学校教育との連携事業には，例えば以下のものが考えられる。

(i) 専門職員による出土品等を用いた出前授業

(ii) 児童・生徒による発掘調査や土器作り等の体験学習

(iii) 埋蔵文化財センター等の地域における発掘調査の拠点となる施設や博物館・資料館等の施設を活用した学習会の開催や児童・生徒による郷土史の調査や勉強会

(iv) 史跡等域内の遺跡案内

(v) 出土品の校内展示

(vi) 地域の埋蔵文化財に関するパンフレット・資料集等の作成

(vii) 教員を対象とした地域の埋蔵文化財等に関する研修会

なお，児童・生徒の理解や関心は学年や発達段階によって大きく異なるため，こうした事業に際しては，埋蔵文化財行政側からだけではなく，教員と意見交換を行いながら，より魅力のあるメニューを作り上げ，継続的に行っていくことが望まれる。

イ　地方公共団体と大学の連携

運携の意義　専門職員に必要な考古学の基礎知識は，多くの場合，大学で得られることから，専門職員の確保に際して大学が果たす役割は極めて大きい。しかし，大学における考古学専攻生が減少している状況を踏まえると，専門職員を今後も採用・育成していく上で地方公共団体と大学が可能な限り連携を図ることが重要である。

また，大学で得られる知識は埋蔵文化財に対する学生の関心を高め，大学卒業後に様々な立場から埋蔵文化財行政の推進を支援する人材の育成にもつながる。一方，大学においても，埋蔵文化財行政担当職員による講義をはじめ，現場の実態を踏まえた「生きた授業」を提供するなど，学生の埋蔵文化財行政への関心を高め，理解を深めるための取組が望まれる。また，大学が持つ専門知識・技術を生かし，地方公共団体が行う保存目的調査への参加又は地方公共団体との共同調査の実施なども効果的であると考えられる。

具体的な連携事業　大学との連携事業には，例えば以下のものが考えられる。

(i) インターンシップ制度等を活用した行政目的調査における考古学専攻生の受入れ

(ii) 大学と地方公共団体との合同調査

(iii) 大学を会場とした埋蔵文化財行政の取組に関する事例報告会の開催

なお，上記のことは，地方公共団体，大学双方が相応の責任を持って行うこととし，いずれか一方に過度な負担が掛かることがないよう配慮が必要である。

ウ　地方公共団体を越えた連携の必要性

発掘調査の相互支援　東日本大震災の復興においては，全国の地方公共団体や法人調査組織から多くの専門職員が被災地へ派遣され，埋蔵文化財の保護に取り組み，各種の調整や迅速な発掘調査を進めている。また，独立行政法人国立文化財機構は専門的な知識を持って支援に当たり，文化庁は予算措置や埋蔵文化財の取扱いに関する考え方を提示し，全国各地に対して専門職員の派遣を要請している。

震災復興に限らず，個々の地方公共団体の対応能力を超える短期的な大規模事業の集中による発掘調査等の増加に対応するため，他の地方公共団体や法人調査組織が人的支援を行った事例はこれまでも幾つかあるが，こうした支援は各地で育まれてきた発掘調査の技術や方法の共有化にもつながっている。このような支援は，支援を受ける側の地方公共団体等にとってだけではなく，支援を行う地方公共団体等にとっても有益であり，今後とも地方公共団体及び関係諸機関による相互支援の継続と支援体制の充実が期待される。

活用事業の相互協力と連携　複数の地方公共団体や法人調査組織，大学等が連携して活用事業を行うことも，埋蔵文化財に関する国民の理解と関心を高めるために有効であり，近年，そのような取組が活発化している。その方法は多様であり，

(i) 複数の組織が一堂に会し，それぞれの発掘調査成果の報告会等を開催

(ii) 複数の組織が共通のテーマの下，イベントを開催

(iii) 地域の埋蔵文化財に関する情報を発信する際に，関連する他地域の埋蔵文化財も併せて紹介など工夫を凝らした様々な取組がなされている。また，都道府県と市町村，近接する市町村同士あるいは国府跡や国分寺跡等同種の埋蔵文化財を持つ地方公共団体同士等，連携の枠組みの在り方も多様である。

このような連携は，住民にとって地域の埋蔵文化財をより幅広い視点で客観的に見たり，また過去の地域間のつながりを確認したりする機会にもなり，広い視点で自らの郷土の歴史を考える機会を提供することにもなる。また，こうした取組は，生涯学習や歴史を媒体とした新たな地方公共団体間の交流の形成という点からも重要かつ効果的であるので，今後とも積極的に行われることが期待される。

2　都道府県の役割

(1) 都道府県の業務

都道府県の主たる業務としては，広域の地方公共団体として，域内の市町村が適切な埋蔵文化財行政を行うために必要な助言や市町村との連絡・調整及び市町村では対応できない大規模な発掘調査の実施等が挙げられる。

しかし，例えば保存目的調査や活用事業の実施をはじめ，市町村と業務内容が共通する部分も多く，これらの業務についての都道府県・市町村相互の役割については，これまで必ずしも明確ではなかった。よって，以下では，市町村との役割分担を

踏まえつつ，都道府県の役割について確認する。

ア　広域の地方公共団体としての業務

研修会等の開催　都道府県は，本委員会が過去の報告で提言してきた諸基準の整備や市町村の体制整備に対する助言に加え，域内市町村の専門職員や埋蔵文化財行政に関わる職員を対象に，

(i) 埋蔵文化財行政に関する最新の情報の共有化

(ii) 域内所在の埋蔵文化財の特性に応じた発掘調査技術や知識・意識の向上についての会議や研修会を行い，域内の埋蔵文化財行政の水準の維持・向上を図ることが望まれる。また，こうした取組を通じて市町村の専門職員と交流することにより，種々の情報や諸課題への対応方法の共有化等を図ることも，埋蔵文化財行政の円滑な推進のために有効である。

イ　行政目的調査の実施に係る業務

主体的な発掘調査の実施　以下で示す発掘調査は，域内の埋蔵文化財を俯瞰できる立場にあり，市町村に比して体制が整っている都道府県が主体となって行うことが効果的である。

(i) 域内の埋蔵文化財を総体的に捉え，現状保存する遺跡を決定するために行う行政目的調査（例えば貝塚，古墳，古代・中世寺院，各種生産遺跡，城館遺跡の悉皆調査等）

(ii) 発掘調査に高度な技術を要する遺跡などについて，その保存と活用のために計画的に行う行政目的調査

記録保存調査　記録保存調査における市町村との役割分担は，域内における埋蔵文化財の状況や開発事業の動向等を勘案しながら行う必要がある。

また，専門職員が未配置あるいは一時的な開発事業の増加等の理由で市町村が発掘調査を行うことができない場合には，都道府県が発掘調査を支援あるいは代行することも考えられる。さらに，監理の体制が必ずしも十分とは言えない市町村において民間調査組織が主体の発掘調査が行われる場合についても，都道府県が監理を代行することが考えられる。ただし，この場合の都道府県の調査及び監理は飽くまでも臨時的な措置であることを市町村に認識させ，当該市町村が自ら埋蔵文化財行政を担う体制を構築・整備するよう働き掛けることが重要である。

ウ　保存・活用事業に係る業務

史跡指定等における都道府県の役割　都道府県には，埋蔵文化財の価値を総体的に評価し，その価値に応じた保護措置を自ら執ることが望まれる。また，史跡指定の仕組みや他の都道府県や市町村における文化財保護の取組に関する優良事例等についての知識を蓄積し，市町村が埋蔵文化財の現状保存措置を執ろうとする場合には，これを基に適切な助言を行うことが望ましい。

都道府県による活用事業の実施　活用事業は，都道府県と市町村が域内の埋蔵文化財の特性を生かし，連携して行うことが望ましい。特に都道府県は，域内の埋蔵文化財を体系的に捉えた上で行う活用事業を自ら進めること，域内の複数市町村と連携して活用事業を実施すること，さらには，市町村に対し活用事業への積極的な取組を促し支援することが重要である。

資料編では都道府県の活用事例を幾つか掲載しているが（資料編 52 ～ 82 ページ），これらはいずれも特定の遺跡を対象としたものではなく，域内の埋蔵文化財全体を俯瞰し，地域の埋蔵文化財をストーリー立てて幅広く発信しているところに特徴がある。単独の市町村では実施が困難なこうした取組を各都道府県において進めることが期待される。

(2) 体制構築の留意事項

都道府県には，あらゆる時代と種別の埋蔵文化財の行政目的調査や活用事業を実施できる体制の整備が望まれる。また，都道府県は，埋蔵文化財に係る専門性の高い業務を行うという観点から，本庁とは別に埋蔵文化財の調査や活用を行う機関として公立調査組織や法人調査組織を設置しているところが多い（表 1)。これらの組織については，以下の点に留意する必要がある。

公立調査組織を有する都道府県が行うべき事項　公立調査組織のほとんどは，その設置目的に発掘調査の実施や出土品の整理・保管を掲げており (※ｉ) 組織によってはそれに加え普及事業や研究，市町村への知識・技術の教授を行うとされている。

このように公立調査組織は，埋蔵文化財行政の業務のうち，行政目的調査を主に担当し，事務・調整を行う教育委員会本庁と一体となって埋蔵文化財行政に係る 4 段階の業務を行うことが期待される。しかし，公立調査組織を有する 17 都道府県のうち，保存目的調査を実施しているところは 6 にとどまっており，公立調査組織の業務が記録保存調査の実施にほぼ限定されている状況にある。

公立調査組織を有する都道府県は，本庁及び公立調査組織の両者が一定の役割分担の下で行っている業務内容について，ここまで示してきた「都道府県で行う必要がある業務」が適切に行われているか点検し，両者が一体的に埋蔵文化財行政を推進していく必要がある。

なお，公立調査組織の中には，出土品の保存処理を業務として掲げているところがある。出土品を保存・活用する上で，保存科学の知識と技術を有する職員の存在は重要であり，こうした職員を有し，保存処理を自ら行うことができる環境を整備することにより，市町村の発掘調査に対しても技術的な助言が可能となる。このことは域内の市町村における発掘調査の技術水準の向上にもつながる。

法人調査組織を有する都道府県が配慮すべき事項　法人調査組織は，地域の埋蔵文化財に関する知見や発掘調査の技術に係る豊富な経験を持ち，埋蔵文化財行政上大きな役割を果たしてきた。また，その設置理由や活動の沿革からも都道府県との関係が極めて近く，民間調査組織とは位置付けが異なる。法人調査組織は，都道府県が持つべき恒常的な調査体制では対応できない場合の記録保存調査を担当させる組織として有用な場合があ

るほか，同組織が有する知見や技術等を継承することは域内の発掘調査の質を保つ上でも必要である。よって，都道府県は，行政目的調査を行う体制を可能な限り整備するという原則の下，法人調査組織を活用し続ける場合は，同組織を都道府県の埋蔵文化財行政を担う体制を補完する組織として位置付け，記録保存調査の増減に対して適切に対応できるよう法人運営に必要な支援を行うことが必要と考えられる。

なお，5 で述べるように，法人調査組織が調査主体となる発掘調査については都道府県の監理を受けることになるが，これらの組織が都道府県が行うべき役割を補完することを目的として設置されたこと，それぞれの地域において豊富な調査実績を有すること，地域における発掘調査の実施に際し中心的な役割を果たしてきたこと等を踏まえ，監理の頻度を軽減するなどの措置を執ることも可能と考えられる。

※ｉ 公立調査組織とは別に法人調査組織を有するところの中には，こうした業務を法人調査組織が行うこととし，公立調査組織は主として公開・普及を行うこととされているところがある。

(3) 埋蔵文化財の取扱いに係る権限行使について

権限委譲の現状　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条の規定では「都道府県は，都道府県委員会の権限に属する事務の一部を，条例の定めるところにより，市町村が処理することとすることができる。」とされている。都道府県の中には，この規定に基づき文化財保護法第 92 条以下の届出受理，指示等の権限を市町村教育委員会に処理させている例が 99 認められた（平成 24 年 4 月時点）。その中で事務処理に何らかの影響があったとした 35 の市町村のうち，11(指定都市 3, 市 6, 町 2) は都道府県教育委員会との協議等が不要になったことによる事務量の軽減・迅速化を効果として挙げている。しかし，13(指定都市 6, 市 6, 町 1) が事務量の増加，さらにそれによる事務の遅滞や混乱を挙げている。また，このほかにも，権限委譲後に当該市町村教育委員会に専門職員が不在になったところもあるなど，埋蔵文化財行政が適切に行われているかどうか疑問視される点もある。

権限委譲する際の留意点　都道府県教育委員会が有する埋蔵文化財保護に関する権限を市町村教育委員会に委譲する場合，当該市町村教育委員会において権限を行使するにふさわしい体制を有するとともに，その体制が安定的に維持されていくことが前提である。都道府県教育委員会は，権限委譲を行う場合には，そうした点を確認することが求められる。

なお，権限委譲が行われたものの，委譲の前提となった体制の維持等の措置が十分でなくなったため適切な権限行使が期待できない市町村教育委員会に対し，都道府県教育委員会は地方分権の要請を踏まえつつも，条例改正も含めて適切な措置を講じることが望まれる。

3　市町村の役割

(1) 市町村の業務

本委員会は，過去の報告において，市町村の業務として開発事業との調整や発掘調査の実施を挙げてきたが，詳しい業務内容については触れてこなかった。よって，以下では市町村の主な業務について示すこととする。

ア　開発事業との第一義的な窓口としての業務

開発との調整　指定都市を除く市町村は，都道府県教育委員会から権限委譲されない限り，制度的には開発事業に伴う文化財保護法上の具体的な事務処理権限は有しない。しかし，埋蔵文化財行政における市町村の役割の大きさを指摘し，埋蔵文化財の所在や内容の把握は市町村が行うことが適切であるとした文化庁の指導（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成 10 年 9 月 29 日付け庁保記第 75 号文化庁次長通知）にのっとり，市町村が文化財保護法第 93 条第 1 項による届出の受付をはじめ開発事業者に対する第一義的な窓口となっているほか，開発事業との調整についても実際に担当する場合が多い (※ｉ)。こうした業務を的確に行うためには，以下のような措置が求められる。

(i) 域内の埋蔵文化財の所在状況や範囲・内容の把握と遺跡地図等を整備し，これらを窓口やホームページで閲覧可能な状態にすることなどによる周知の徹底

(ii) 開発担当部局等との連携による域内の開発事業の動向の早期把握

(iii) 開発事業者との調整

(iv) 埋蔵文化財の保護と開発事業に関係する各種の行政目的調査の実施

都道府県教育委員会との連絡・調整　埋蔵文化財の範囲や内容について都道府県教育委員会ど情報を共有するとともに，記録保存調査の要否判断等埋蔵文化財の取扱いに関する考え方について適宜都道府県教育委員会と協議し，適切に意見具申を行うことが望まれる。

※ｉ　市町村教育委員会による文化財保護法第 93 条第 1 項等の届出の受付等は，都道府県条例により制度化されている場合のほか，都道府県と市町村との協議の結果によるものなどがある。

イ　情報収集に係る業務

発掘調査成果等の収集・整理　域内の埋蔵文化財，発掘調査等に関する以下の情報収集と整理，活用を行うことが望まれる。

(i) これまでに行われた発掘調査とその成果

(ii) 今後予定されている発掘調査計画とその内容

ウ　行政目的調査に係る業務

主体的な行政目的調査　市町村は，埋蔵文化財の把握や保存・活用において主体的な役割を果たすことを期待されていることから，以下の行政目的調査を行うことが望まれる。

(i) 埋蔵文化時の保存や，開発事業との調整へ備えるために行う埋蔵文化財の有無や範囲内容を把握するための試掘・確認調査

(ii) 重要遺跡の保存と活用を行うために計画的に行う発掘調査

記録保存調査　都道府県と役割分担を行った上で，その担当に係る記録保存調査を行う。また，市町村の専門職員には，域内の埋蔵文化財に関する豊富な知識や遺跡の種類に応じた調査技術を有している者が多いので，そうした知識や技術を基に都道府県や他の調査組織が行う発掘調査に対し，必要な助言を行うことも期待される。

工　保存・活用事業に係る業務

史跡指定等における市町村の役割　市町村は，都道府県と連携しながら，重要な遺跡については計画的な調査の積み重ねによって，その内容に応じた史跡指定を進めることが望ましい。一方，「歴史文化基本構想技術指針」（平成 24 年 2 月文化庁文化財部）でも示されているように，近年は各地で文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く，的確に把握し，その周辺環境まで含めて，総合的に保存・活用することが試みられている。このように埋蔵文化財の保存・活用に対する考え方や方法が多様化していることを視野に入れ，例えば，開発事業との調整により重要な遺構が確認された範囲を公園や緑地として整備し保全を図るなど，史跡指定以外の方法も含めた保存・活用の方法について検討することが期待される。そのため，市町村は埋蔵文化財をはじめとする域内の文化財の内容や価値を的確に把握しておくことが必要と考えられる。

市町村による活用事業の実施　行政内外の組織と連携して，発掘調査の成果を活用し，地域づくり，ひとづくりにつなげるために様々な活用事業を企画し推進することが望ましい。

市町村は，地域住民の要請を直接知る機会が多いので，住民と連携し，さらには住民の参加を求めながら事業を企画・実施することが大切である。また，埋蔵文化財に対する住民の理解をより深めるために，住民に対し埋蔵文化財の価値や保存の意義について丁寧な説明を行うことはもちろん，様々な文化財を含めた総合的，多角的な事業を行うことも望まれる。

資料編では市町村の活用事例を幾つか掲載しているが，そのいずれもが様々な工夫を凝らした個性豊かな取組であり，こうした埋蔵文化財や地域の個性を生かした取組が，全国各地で行われることが期待される。

(2) 体制構築の留意事項

市町村の体制構築の考え方は，都道府県と基本的に同様である。（公立調査組織，法人調査組織に関する扱いを含む。）埋蔵文化財を有する市町村はその保護のために必要な体制を構築する必要があるが，小規模な市町村の場合は現実問題として必ずしも十分な埋蔵文化財行政の体制を構築できるとは限らない。そうした市町村については，地域の実情を踏まえ，必要に応じて地方自治法第 252 条の 2 ～ 6 の規定による協議会方式や同法第 284 条第 2 項の規定による一部事務組合など，事務の共同処理によって対応することも考えられる。

4 民間調査組織を利用するに際しての留意事項

(1) 民間調査組織に関する課題と本委員会によるこれまでの指摘

民間調査組織の利用実態　民間調査組織は開発事業に伴って増加する記録保存調査により迅速・効率的に対応するために利用されてきたという経緯がある。現在行われている民間調査組織の利用方法には，

(i) 発掘調査の周辺的な作業（測量・写真撮影等）における利用

(ii) 地方公共団体の発掘担当者が調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等（例えば，調査方法の選択と指示等）を行う中で，民間調査組織が発掘調査の一連の作業を担当する形態（「民間調査組織を地方公共団体の発掘調査体制に組み込む形態」で，地方公共団体が調査主体となる発掘調査）

(iii) 発掘調査の一連の作業だけではなく，全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等も民間調査組織が行う形態（民間調査組織が調査主体となるもので，地方公共団体は発掘調査の監理等の関与を行う発掘調査）の三つがある。

本委員会におけるこれまでの指摘　平成 7 年 12 月の「埋蔵文化財保護体制の整備充実について（報告）」（「平成 7 年報告」）では，(i) の利用について，発掘調査を効率よく進めるために有効な場合は，民間調査支援機関の効果的な導入を図る必要があるとするとともに，(ii) の利用について，以下の留意点を示した。

(a) 民間調査機関の選択，調査に関する事業者との契約等について，その地方公共団体が責任を持って対応すること

(b) 導入しようとする民間調査機関とその調査担当職員は，調査につき十分な能力と実績を持つものであること

続く平成 20 年報告では，記録保存調査を含め調査全般は，地方公共団体が可能な限り調査主体となって実施するという考え方の下（資料編 101 ページを参照），民間調査組織の利用については (i)(ii) を基本としている。ただし，平成 20 年報告は，一部の地域で (iii) の利用が行われている実態に鑑み，民間調査組織の特性や地方公共団体の体制整備の観点から，慎重な対応を求めつつも（資料編 99•102 ページを参照），(iii) の利用を行う場合の原則として，以下の点を示した。

(a) 地方公共団体が対応しきれない量の発掘調査が生じた場合に限ることとし，本来地方公共団体が行うべき発掘調査の一部を補完する役割にとどめること

(b) 地方公共団体が関与すること

民間調査組織を利用した発掘調査の問題　民間調査組織を (iii) の方法で利用した場合を中心に，以下のア）～ウ）の問題が生じている例がある。

ア）民間調査組織の中には，埋蔵文化財の地域的特性を十分に把握していない場合や考古学的な専門性が不十分なところが見られる。この場合，地方公共団体が適切に関与しなければ発掘調査の質が著しく劣化することになる。

イ）地方公共団体における行財政改革の進展に伴って，民間調

査組織の実態が十分に認識されないままにその利用が進み，それによって専門職員の削減が行われている場合があり，地方公共団体の体制に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

ウ）地方公共団体において，民間調査組織に依存する傾向が強まった結果，埋蔵文化財の知識・技術に関する専門性が弱体化し，適切な対応が執れなくなっている場合がある。

また，埋蔵文化財は，土地に埋蔵されているがゆえにあらかじめその内容を予測しにくいという性質があるため，発掘調査は作業の進捗に伴い調査計画や方法を柔軟に変更しながら進められる。このため，通常の土木工事のように設計書と成果物との対比のみでは適切に調査が行われたかを確認することができない。したがって，地方公共団体の専門職員が作業の進捗状況を逐次，現地で点検する必要がある。それを怠れば，仮に必要な作業行程の省略等不適切な調査が行われたとしても，そのことを把握することさえできないことになる。発掘調査の質が劣化することは，地域の歴史・文化を後世に伝える役割を果たす埋蔵文化財行政にとって大きな問題となる。

このように (iii) の利用にあたっては特に，地方公共団体が周到な準備を行い十分に関与する必要があるが，第 2 章で指摘したとおり，一部の地域では民間調査組織が調査主体となる発掘調査の常態化や行政の関与の希薄化等，いくつかの問題が生じている。これらの問題が生じる背景には，平成 20 年報告の内容が十分でなかったこと，内容の趣旨が誤解された向きがあることなどが考えられる。よって以下では，いくつかの点を補足，修正する。

(2) 地方公共団体が調査主体となる発掘調査における民間調査組織の利用 ((i) 及び (ii) の利用形態）に関する留意点

地方公共団体が調査主体となり，民間調査組織を利用する場合には，改めて以下の点を満たしているか確認する必要ある。

ア）地方公共団体（公立調査組織を含む。）の専門職員が発掘担当者として調査を指揮すること

イ）発掘調査の全行程における進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等の一切を地方公共団体が直接行うこと

ウ）当該発掘調査の発掘調査報告書を地方公共団体が作成すること

また (ii) の利用形態を採る場合には，地方公共団体の発掘担当者が調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等を行うことを，業務発注時の特記仕様書等で明確に示しておく必要がある。

なお，第 2 章で述べたとおり，地方公共団体が民間調査組織を利用して行う発掘調査に関する文化財保護法の運用上の手続に混乱があるが，文化財保護法第 99 条による発掘とすることができるのは，少なくとも上記ア）～ウ）を充たす場合に限っているので，注意が必要である。（地方公共団体からの委託等によって民間調査組織が調査を行う場合であっても，上記のア）～ウ）を充たさない場合は，当該民間調査組織が文化財保護法第 92 条の届出を行うことになる。）

(3) 民間調査組織が調査主体となる発掘調査 ((iii) の利用形態）に関する留意点

ア　地方公共団体の関与について

民間調査組織の的確な選択　平成 20 年報告では，民間調査組織を利用する際には，以下の点について基準を策定する必要があることが指摘されている。

ア）発掘調査を適切に行うことができる調査組織や発掘担当者を判別するための基準

イ）発掘調査の方法と内容の決定，経費・期間等の積算・算出，開発事業者との契約に関わる基準

ウ）監理の内容・方法についての基準

なお，同報告の中では，ア）の基準の運用として，民間調査組織の実績等を審査して適当な組織・担当者をあらかじめ地方公共団体が登録しておくという方法が例示されている（次に掲げる平成 20 年報告の抜粋部分を参照）が，その運用次第で民間調査組織への常態的な依存を進め，結果として地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞する例が生じている場合も見られるので，民間調査組織を選定する際には，登録された民間調査組織であっても，発掘調査の都度，地方公共団体がその組織の体制と能力の確認を行うのが適切である。

また，民間調査組織の選定は，組織の能力や調査の体制・方法も含めた総合的な評価に基づき行う必要があり，単に経費のみで選定を行う入札方式は適切でない。

調査組織の要件　（中略）調査組織の見極めには，組織の所在地・財政規模・職員構成・業務実績等を総合的に判断することが必要である。また，（中略）地方公共団体と緊密に連絡調整を行うことが可能な場所に組織の拠点があることが望ましい。

選択の方法　民間調査組織の選択にあたっては，発掘調査の質の維持等を十分に担保するために，発掘調査の経緯・規模やその調査条件・難易度とともに，民間調査組織の当該地域における発掘調査実績等を考慮し，発掘調査の内容・規模が組織の総体的な能力に応じたものとすることが必要である。

適切な能力を備えた民間調査組織と発掘担当者を客観的に判別する際の利便性を考慮すると，あらかじめその実績等を審査して適当な組織・担当者を登録しておく方法もある。

契約内容等の点検と協定　実態調査では民間調査組織の倒産事例が相当数報告されており（都道府県 4 件，市町村 60 件），膨大な残務を地方公共団体が引き継ぐことになった例もある。経済的な基盤の弱い民間調査組織が発掘調査を実施する背景には，開発事業者の事情により調査期間の短さや経費の低廉さを優先して選定されることが大きな要因となっていると考えられる。そして，民間調査組織の倒産後の処理のために地方公共団体が費用負担し，人員を割いている事例があるという実態に鑑みれば，そのような事態に陥らないよう地方公共団体は民間調査組織が行う発掘調査に対し責任を持って関与することが重要である。具体的には，

ア）客観的，標準的な基準にのっとった調査経費と調査期間の

積算

イ）具体的な調査方法や手順を示した調査仕様の作成と調査成果の確認方法の明示については，地方公共団体が行う必要があるほか，以下の点について地方公共団体，開発事業者及び民間調査組織の三者で協議し，三者協定を締結するなどあらかじめ方針を決めておくことが望まれる。

①地方公共団体による「監理」の具体的な方法（第 3 章 5. 参照）

②重要遺跡の発見等に伴う工事計画と埋蔵文化財の取扱いに関する再調査等，調査開始後に生じる可能性がある事態への対応

③出土品や記録類の地方公共団体による保管・利活用

イ　民間調査組織利用の前提となる地方公共団体の体制

民間調査組織を利用しようとする地方公共団体は，上記で示した関与を行う必要がある。これらの業務を行うためには，埋蔵文化財に対する知識と調査対象地内の埋蔵文化財に関する正確な情報が必要であり，それを基に過不足ない発掘調査計画を作成することが求められる。また，民間調査組織による発掘調査が適切に実施されるようにするためには，地方公共団体は，地域の埋蔵文化財を熟知し，かつ高度な専門知識・技術と十分な行政経験を持つ専門職員を相応の頻度で，発掘現場における監理に当たらせる必要がある。こうした業務は当該地方公共団体にとっても相応の事務及び実務負担となることから，これらに対応できる体制が構築されていることが民間調査組織の利用の前提になる。

5　発掘調査の監理

監理の定義と必要性　「監理」とは，域内の発掘調査が当該地方公共団体の定めた「発掘調査基準」やそれに基づく「調査仕様」及び文化庁刊行の『発掘調査のてびき』（平成 22 年・平成 25 年）にのっとり行われているかどうかを，地方公共団体が埋蔵文化財保護を所掌する立場で確認するとともに，適切でない場合にはその場で是正を求める措置である。

本委員会の考え方　平成 20 年報告では監理について，

(i) 発掘調査の質を確保するとともに埋蔵文化財を適切に保護するために，遺跡の内容や遺物の出土量等を確認し，調査期間・経費との関係，遺跡の保存，現場公開等の対応や協議を行うこと

(ii) 監理を行う地方公共団体には，事務的業務と発掘調査業務の全般をそれぞれ十分に経験し，発掘担当者よりも高い資質・能力を備えた専門職員が必要であり，そうした専門職員を監理業務に充てることなどを示した。しかし，平成 20 年報告では監理の対象となる発掘調査や監理を行う主体についての考え方が具体的に示されておらず，地方公共団体によっては監理についての考え方に差異が生じる状況となっているため，以下ではこれらの点について本委員会の考え方を示す。

監理の実施主体　監理は以下の地方公共団体が行うことが適当である。

ア）都道府県

イ）埋蔵文化財担当部局に事務的な業務と発掘調査の実務につき十分な知識・経験を持つ専門職員が配置された市町村

監理の対象となる発掘調査　監理の対象となる発掘調査は，都道府県及び監理の体制が整備されている市町村が行うものを除く全ての行政目的調査である。

監理項目　監理を行う地方公共団体は自ら監理項目を定めるとともに，調査を行う組織や調査対象等によって適用する項目を選択することが必要である。

監理の視点　監理業務の内容に鑑み，監理を担当する専門職員は，以下の観点から監理を行うことが適切である。

(i) 地方公共団体が民間調査組織に示した調査仕様にのっとった手順で調査が行われているか。

(ii) 地方公共団体が作成した発掘調査標準や文化庁が作成した『発掘調査のてびき』で示された調査方法のうち，当該遺跡及び遺構の内容に最もふさわしい方法が選択され，的確に行われているか。

(iii) 写真及び図面といった記録類が過不足なく作成され，その精度や様式が調査仕様で示したとおりのものであるか。

(iv) 調査前に設定した期間と予算の範囲内で適切な発掘調査を行うことができるか（遺跡の内容が当初の想定を大幅に上回っていないか）。

なお，監理を行う専門職員は発掘作業だけではなく，整理等作業や発掘調査報告書作成に至る一連の作業が適切に行われるよう確認することが必要である。

監理の方法・頻度　監理は，発掘作業における作業量や実施方法を左右する行程（基本層序の確認，機械掘削，遺物包含層掘削，遺構検出など）及び埋蔵文化財の評価や性格付けに関わる重要な局面では，一連の作業を発掘現場で確認し，問題があればその場で是正を指導することを原則とする。

また，監理の実施主体は，遺構・遺物の数量等が事前の想定と異なり調査期間や経費に変更が生じる場合には，調査を担当している組織及び開発事業者と速やかに協議し，期間の変更や経費の増減等必要な措置を執る必要がある。さらに，発見された埋蔵文化財の内容によっては，現状保存や工法変更等の対応を開発事業者等と協議する。これらのことから，地方公共団体は監理のための専門職員を発掘現場に常駐させることが望ましく，発掘作業の進行上，定形的な作業が続くことが想定される場合で，かつ，他の業務との兼ね合いにより職員の常駐が困難である場合でも，最低 1 日 1 回は作業内容の確認をするのが適当である。

6　地方公共団体の埋蔵文化財行政の整備に向けた文化庁等の役割について

(1) 文化庁の役割

埋蔵文化財に係る諸標準の検討・提示と地方公共団体への支援

平成 12 年度から施行された改正文化財保護法により，文化庁長官が担っていた埋蔵文化財に係る事務は都道府県等の教育委員会が行うことになった。しかし，文化庁は，文化財保護法を

所管する国の行政機関として，地方自治の原則を踏まえつつ，引き続き次のような事項について対処する必要がある。
(i) 埋蔵文化財行政に関する基本的な方向性を提示すること
(ii) 埋蔵文化財に関する事務処理等が地方公共団体によって不統一にならないよう，その執行に関する標準の提示と必要な助言等を行うこと
(iii) 地方公共団体が行う埋蔵文化財保護のために必要な事業に対する支援を行うこと
(iv) 今後の埋蔵文化財行政の在り方について中長期的な視野で検討を行うこと

文化庁が主催する会議・講習会等への参加促進　文化庁が行っている「埋蔵文化財担当職員等講習会」では，専門職員の知識・意識の向上を目的に，埋蔵文化財行政の現状と課題等に関する講演や各地域における活用事例の報告等に関する意見交換が行われている。文化庁はこの講習会を継続するとともに，常に埋蔵文化財を取り巻く課題を注視し，地方公共団体にとってより有意義なものにする必要がある。また，地方公共団体の協力を得つつ，例えば「埋蔵文化財行政初任者研修」を開催するなど，埋蔵文化財行政に従事する地方公共団体職員の意識・知識の向上に寄与する取組を充実させる必要がある。

一方，地方公共団体は，専門職員がこの種の講習会等に支障なく参加できるよう予算面をはじめ一定の配慮を行うことが望まれる。

資格制度の検討　平成 20 年報告及び「埋蔵文化財保護行政における資格のあり方について（中間まとめ）」（平成 21 年 3 月 31 日）において，発掘調査技術等の維持・向上のため，専門職員の資格創設について提言が行われている。これらの提言を踏まえ，引き続き資格創設について検討を継続する必要がある。

行政目的調査への支援　文化庁では，記録保存調査への支援のみならず，地方公共団体による埋蔵文化財の保存と活用を目的とした主体的な発掘調査に対し，国庫補助等により積極的に支援を行う必要がある。

活用に関する補助事業の充実とその成果の周知　埋蔵文化財の保存・活用のために，文化庁では地方公共団体に対する補助事業の充実を図ってきたが，今後とも埋蔵文化財の意義や重要性を国民に伝えるため，地方公共団体の意見を取り入れながら，支援内容の一層の充実を図る必要がある。また，現在多くの地方公共団体で行われている保存・活用の取組に関する情報を収集し，全国の地方公共団体及び関係組織等に発信することが望まれる。

大学と地方公共団体の連携の推進　本章 1(3) ウで示した地方公共団体と大学との連携を推進するためには，文化庁が，大学において埋蔵文化財行政における種々の取組を紹介する機会を設けるよう協力を求めること，地方公共団体と大学との連携事業を支援することも効果的であると考えられる。

(2) 埋蔵文化財行政における奈良文化財研究所の役割

ア　奈良文化財研究所の役割

奈文研は，文化財に関する調査研究資料の作成及びその公表を行う組織として国により設置され，埋蔵文化財や歴史資料，建造物等の文化財を中心に調査研究を行い，これらの調査研究に関する情報資料の収集保管公開等を行ってきた。その後組織改編があり，現在は独立行政法人国立文化財機構の中の 1 組織として，全国各地の発掘調査・遺跡整備等に対する協力・助言及び地方公共団体等の文化財担当者を主たる対象とした研修，調査・研究成果の公表，文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を担っている。

こうした奈文研の取組が地方公共団体の埋蔵文化財行政に引き続き資するよう，一層の充実が図られることが望まれる。特に，地方公共団体における体制整備を図る上では，以下のイ及びウの機能の強化・充実が必要である。

イ　埋蔵文化財の保存・活用や専門職員の知識・技術の向上に対する支援

発掘調査や埋蔵文化財の保存・活用に関する助言・支援
(i) 専門的知識を生かした発掘調査等への支援
(ii) 埋蔵文化財の保存・活用に関する助言・支援
(iii) 埋蔵文化財及び文化財保存に資する調査・研究の実施・提言
(iv) 遺跡の整備の調査研究の実施と保存・活用に関する助言・支援

専門職員の養成等に関する役割　奈文研は，昭和 41 年度から継続して埋蔵文化財等に関する専門的な研修を行ってきた。これらの研修は，専門職員の養成や知識・技術の向上のために極めて有益である。今後も地方公共団体の要請を踏まえながら，その充実を図ることが期待される。

ウ　埋蔵文化財に関する知識・技術の開発と普及

発掘調査等の技術に係ること
(i) 最新の測量・物理探査・計測技術等についての調査研究の実施と技術の普及
(ii) 保存科学や自然科学的な調査方法等の効果的な導入のための調査・研究等，科学的な調査・研究方法の開発と普及
(iii) 建築学，文献史学等の関連分野の知識を応用した調査方法，遺構・遺物の鑑察・分析方法等埋蔵文化財を多角的な視野で検討する方法・技術の検討・提示と普及・埋蔵文化財に関する情報の収集・保管・発信
(i) 全国の発掘調査や埋蔵文化財の保存・活用事例等についての情報収集と発信
(ii) 遺跡や遺物報告書のデータベースの構築・充実と情報発信
※図版・資料は省略

(53)　国土交通省が行う道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

平成二十六年十二月十五日　二六財記念第一二〇号
文化庁文化財部記念物課長から
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて周知

国土交通省が行う直轄道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについて，「道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との協議結果について（周知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け事務連絡）によりお知らせしたところですが（別添 1 参照），このたび，国土交通省道路局国道・防災課との協議が整い，同省国道・防災課長から同省関係機関に対して，「直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いの一部改訂について」（平成 26 年 12 月 1 日付け国道国防第 158 号）が発出されました（別添 2 参照）。

ついては，貴課におかれても，別添 2 の通知を踏まえて，埋蔵文化財の保護に万全を期されるようお願いします。

なお，今回の改訂により，発掘調査に関して積算する際には，教育委員会職員の給与等を対象としないこと，報告書の印刷製本部数は 300 部を上限とすることが明確化されましたので留意願います。

別添 1 → (51) 参照

別添 2　直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いの一部改訂について

平成二十六年十二月一日　国道国防第一五八号
国土交通省道路局国道・防災課長から
北海道開発局建設部長・各地方整備局道路部長・
沖縄総合事務局開発建設部企画調整官あて通知

直轄道路事業の建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱い（建設省道一発第 93 号昭和 4611 月 1 日（平成 4 年 12 月 4 日一部改訂））について，一部改訂するので通知する。

直轄道路事業の建設計画線の立案にあたって，貝塚，古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地をいう。以下「埋蔵文化財包蔵地」という。）を極力回避し現状保存することは当然のことであるが，道路の線形等により止むを得ず現状保存できない場合は，文化財保護法の趣旨を尊重し，下記事項に留意の上，適切に対応されたい。

なお，文化庁文化財部記念物課とは，協議済みであることを申し添える。

記

1. 直轄道路事業の建設工事施行にあたっては，事前に埋蔵文化財包蔵地における埋蔵文化財の有無及び取扱いについて，関係地方公共団体と協議すること。埋蔵文化財の適切な取扱いを判断するために必要な予備調査 (分布調査，試掘・確認調査) の準備作業 (調査対象地の樹木の除去，進入路の確保等) については費用負担を行うものとする。

2. 上記 1. の調査の結果，埋蔵文化財包蔵地において発掘調査が必要となった場合は，関係地方公共団体へ発掘調査の必要性，調査地の範囲の決定根拠等を確認した上で，以下の事項について関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）と協定もしくは契約を締結すること。上記 1. と同様，当該発掘調査の準備作業は，費用負担を行うこととする。なお，協定等締結後，直轄道路事業や発掘調査の進捗状況等により，協定等内容の変更が必要となった場合は，発掘調査の期間，費用等について関係地方公共団体と十分協議すること。

①発掘調査地の範囲
②発掘調査の期間
③発掘調査費及び当該費用のうち直轄道路事業が負担する範囲
④発掘調査の実施に係る契約の方法及び当該契約の支払いの方法
⑤特に重要な埋蔵文化財が発見された場合の対応方針
⑥その他必要事項

3. 発掘調査費には，①発掘作業費，②整理等作業費，③発掘調査報告書作成費がある。直轄道路事業が負担する範囲については，原則として直轄道路事業施行地内に係るものとし，発掘作業費及び発掘された出土文化財に係る必要最小限の整理等作業費 (継続的な管理費，その他学術的研究のための費用は含まない)，発掘調査報告書作成費 (300 部を上限）とする。

①発掘作業費

発掘作業費は，文化庁の「埋蔵文化財緊急調査国庫補助要項（別紙）」に準拠ずる。なお，関係地方公共団体の職員（嘱託職員を含む）は旅費のみとする。

②整理等作業費

整理等作業費は，文化庁の「埋蔵文化財緊急調査国庫補助要項（別紙）」に準拠する。また，発掘作業によって発掘された出土文化財の整理等作業（緊急を要するさび止め，腐食防止のために行う自然科学的な保存処理を含む。），記録類の整理，並びにそれらを統合した発掘調査報告書の作成及び印刷等（これらに係る人件費のうち，関係地方公共団体の職員（嘱託職員を含む）については旅費のみとする。また，出土文化財，発掘調査報告書等を保管（展示，閲覧等含む）するための経費は含まない。）とする。

③発掘調査報告書類作成費

上記 3. ②で整理された内容をまとめた発掘調査報告書の印刷費及び配布送料とする。発掘調査報告書の作成部数は，300 部を上限として関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）と合意した部数とする。

発掘調査報告書の配布先は，『発掘調査のてびき－整理・報告書編—』(2010 文化庁発行）に記載された機関をもとに，関係地方公共団体（関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。）と協議し決定すること。

4. 発掘調査費の精算にあたっては，関係地方公共団体 (関係地方公共団体が指示する公益法人等を含む。) から発掘調査の実施結果に某づく実績報告書，精算調書（必ず経費の実支出額の根拠資料を添付）を提出させ，完了確認を行うこと。

5. 発掘又は発見された埋蔵文化財は，文化財保護法の主旨に鑑み，一切の権利を放棄するとともに，速やかに遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 1 条及び第 7 条の所定の手続きを行うものとする。

附則
（施行期日）
1. この通知は，平成 26 年 12 月 1 日以降，新たに契約する埋蔵文化財発掘調査から施行する。

(54)　埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 1(報告)

平成二十九年三月三十一日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は，国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり，地域における資産でもある。埋蔵文化財を適切に保存し活用するため，行政上必要とされる事項の基本的な方向について検討することを目的に，平成６年１０月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が設置された。

本委員会では，これまで埋蔵文化財の保護を目的とした行政に関する諸課題，具体的には，埋蔵文化財の保護を担当する行政機関における組織や都道府県・市町村の役割分担の在り方，埋蔵文化財発掘調査の実施に当たっての考え方，発掘調査の費用を積算する際の考え方，埋蔵文化財の保存と活用についての考え方や方法，発掘調査の資格等について，１０編の報告と１編の中間まとめと取りまとめた。文化庁は，これらの報告等を都道府県教育委員会を通じて全国の地方公共団体等に周知し，埋蔵文化庁行政の充実が進められている。

さて，このたび本委員会では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入について検討を行うこととした。デジタル技術の急速な発展は，埋蔵文化財行政においても，多大な影響を及ぼしている。発掘作業においては，高精度の三次元データを比較的容易に取得できるなど，作業の迅速化，効率化に寄与するところも多く，また，デジタルアーカイブ等，国民に埋蔵文化財を分かりやすく伝えるためにデジタル技術を活用する取組も各地で盛んに行われている。しかし，その一方でデジタル技術は極めて多様であり，機器やデータの記録形式によって精度等が異なるなど，埋蔵文化財の記録として必要な精度を持った機器の選択とその更新について一定の考え方を示す必要がある。また，デジタルデータを恒久的に保存するためには，パソコン等の機器が必要となるだけでなく，データの定期的な更新等が必要になるなど，デジタル技術の導入は単なる技術の問題だけでなく，地方公共団体の予算や体制に及ぼす影響も大きい。

こうした問題を受けて，本委員会はデジタルへの移行が急速に進んでいるカメラの問題を中心に，平成２８年５月から２９年２月にわたって検討を行った。また，本検討は技術的な問題に係る点が大きいため，作業部会を設置して報告書案の作成等を行うとともに，実情を踏まえた審議を行うために，地方公共団体，地方公共団体の外郭団体として設立された発掘調査の実施を目的とする法人及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）の実務担当者から意見聴取や実態調査を実施して現状分析を行った。

本報告は埋蔵文化財行政におけるデジタル技術導入に関する基本的な考え方を示すとともに，埋蔵文化財の記録に相応しいデジタルカメラの導入やその保存方法，さらにデジタルカメラの導入に伴って，地方公共団体が有するべき 体制等についての基本的な方向性について提言している。地方公共団体におかれては，本報告を参考にデジタル化に対応するための予算の確保と体制の整備を行うことを期待するものである。

第一部　埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入について

第１章埋蔵文化財行政とデジタル技術

１．埋蔵文化財行政におけるデジタル化の現状

（１）発掘調査におけるデジタル技術の導入

埋蔵文化財行政の４段階におけるデジタル技術の導入状況　埋蔵文化財行政は，「把握・周知」「調整」「保存」「活用」の４段階からなる。近年，急速に進展しているデジタル技術は，その各段階において様々な形で導入され，一定の成果を挙げている。

「把握・周知」「調整」の段階では，周知の埋蔵文化財包蔵地の基礎資料となる遺跡地図や遺跡台帳をデジタル化することで，過去の発掘調査成果や開発事業との調整に係る情報を一括管理し，インターネットをつうじて常に最新の情報を幅広く発信している地方公共団体もある。

「保存」の段階では，３Ｄレーザー測量機器などデジタル技術を利用した測量機器を導入することで，客観的かつ精緻な三次元情報を迅速に，しかも比較的容易に取得することに成功している。特に，近年，古墳や中世山城の調査に利用されている航空レーザー測量は，樹木の伐採を行わなくとも，高精度の地形測量図を作成することができるなど，今後のさらなる活用が期待されている。

「活用」の段階では，既に多くの実績がある。例えば，デスクトップパブリッシング（ＤＴＰ）(※ 1) の普及によって，従来より低コストで印刷物を作ることが可能になり，現地説明会資料等も手軽に印刷できるようになっている。これらは，カラー図版の多用など情報量の向上にも貢献しており，記録の質と分かりやすさを高めることにも結びついている。また，バーチャル・リアリティー（ＶＲ・仮想現実）やオーグメンテッド・リアリティ（ＡＲ・拡張現実）を利用し，タブレット端末等を通して過去の風景を再現する取組も活発化している。

施策としてのデジタル化　文部科学省は，文化資源の次世代型デジタル・アーカイブ (※ 2) 化及びアーカイブの活用・流通・ネットワーク化に向けた技術の研究開発や，「デジタルミュージアム」の実証に向けたシステムの研究開発構想についての検討を行い，その結果を平成１９年６月に『新しいデジタル文化の創造と発信（デジタルミュージアムに関する研究会報告書）』として公表した (※ 3)。また，総務省は平成２４年３月に知的資産の総デジタル化と電子情報として利用・共有できる仕組みの構築等を目的とした「デジタルアーカイブの構築・連携の

ためのガイドライン」を公表した(※４)。これらの取組に象徴されるように，近年では施策としてのデジタル化の推進が活発化している。

博物館や図書館等で進められているデジタルアーカイブは，有形・無形の文化財をデジタル化して保存することで，文化財の修復・公開や，ネットワーク等をつうじた閲覧を容易にしている。その効果としては，

①資料をデジタル化することで，オリジナル資料に直接触れる機会を減少させ，資料に対する物理的ダメージを抑制できる。

②音声や解説文，関連資料など様々な情報を埋め込めるデジタルの特性を活かせるので，さまざまな工夫を凝らし，より分かりやすく資料を見せることができる。

③インターネットをつうじて，いつでも，どこからでも資料を閲覧できるようにするとともに，資料の存在を広く周知することによって，知的資産を国民が広く共有できる（文化庁文化遺産オンラインなど）(※５)。

④データベース化により，様々なアプローチから検索することができる。

などが挙げられる。このように，デジタル技術は，埋蔵文化財行政においても，発掘調査そのものの迅速化や精度の向上だけでなく，資料の保存・管理や情報発信，さらには「文化財の所在を広く周知するとともに，国民に分かりやすく伝える」ことにもつながることが期待される。

※１　出版物の原稿作成や編集，デザイン，レイアウトなどの作業をコンピュータで行い，データを印刷所に持ち込んで出版すること。卓上出版とも言われる。

※２　有形・無形の資料をデジタル化して保存すること。

※３『新しいデジタル文化の創造と発信（デジタルミュージアムに関する研究会報告書）』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sonota/002/toushin/07062707.htm ※注で示す URL は平成２８年度現在のもの。以下も同じ。

※４『デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000153595.pdf

※５　文化遺産オンライン http://bunka.nii.ac.jp/

（２）デジタル化社会の到来とデジタル技術の問題点

『発掘調査のてびき』におけるデジタル技術の扱い　文化庁は平成２２年３月に『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』（以下「集落遺跡発掘編」という。）と『発掘調査のてびき－整理・報告書編－』（以下「整理・報告書編」という。），平成２５年３月に『発掘調査のてびき－各種遺跡調査編－』（以下「各種遺跡調査編」という。）を公刊し，その中でデジタル技術の利活用に関して一定の指針を示した。

「集落遺跡発掘編」「整理・報告書編」の作成を行った平成１７～２１年度は，例えば写真計測やデジタルトレースなど発掘調査の様々な場面でデジタル技術の導入が進められていた時期であった。その一方で，デジタル機器全般で，次々と新機種が登場するとともに新たな技術開発により，それまでのシステムや仕様が変更されることが多く，発掘調査におけるデジタル技術の利用についても統一的な見解や仕様を提示することは現実的でなかった。

そのため，『発掘調査のてびき』におけるデジタル技術の扱いは，情報発信等，公開・活用における有効性を認める一方，

①導入に経費と手間がかかる場合がある。

②記録媒体は半永久的な保存ができず，規格の変更や製造中止といった事態も想定される。

③突発的なデータの消失・破損などの恐れがある。

④データの保存・更新には費用がかかり，維持・管理体制の構築が必要となる。

などを指摘し，導入にあたってはこれらのことを視野に入れ，十分な検討を行う必要があることを示すにとどめた。

デジタル機器の普及　デジタル技術は『発掘調査のてびき』公表後も発展し続け，新たな機器も次々に世に送り出されてきた。総務省の『情報通信白書』によると，平成１１年には全世帯の３７．７％に過ぎなかったパソコンの普及率は，平成２１年には８７．２％にも及んでいる。その後，緩やかな下降線をたどっているが，それに代わってスマートフォンが爆発的に普及しており（平成２２年は９．７％だったものが平成２６年には６４．７％），情報機器全体の普及率は現在でも上昇傾向にある（図２）。こうした機器の普及と対応してインターネットの普及率も着実に増加を続け，平成２５年には８０％を超えるに至り，どこにいても必要な情報をインターネットによって容易に入手できるようになった。

アナログ技術の衰退とデジタル技術の問題　上記のようなデジタル機器の普及に対応して，従来からのアナログ方式の機器（以下「アナログ機器」という。）は衰退の一途をたどっている。例えば，デジタルカメラの普及の結果，フィルムカメラが生産中止や生産規模の大幅な縮小に追い込まれたように，デジタル化の流れは，これまで一般に広く普及していたアナログ機器の衰退と直結するという側面を有している。

一方，デジタル技術は絶えず進展しつづけているため，新たな機器が次々と開発されると同時に，陳腐化した機器は製造中止に追い込まれる。また，デジタルデータ自体は高い保存性を有しているが，データの再生機器や保存機器，ファイル形式やオペレーティングシステム（ＯＳ）(※６)の更新が絶え間ない現状では，『発掘調査のてびき』で指摘された問題点は依然として存在していると言える。

このようにデジタル技術はいくつかの問題を抱えているが，デジタル化の流れは社会全体の趨勢であり，アナログ機器や技術の衰退もこれと一体のものである。埋蔵文化財行政においても，こうした社会的な趨勢にどのように対応すべきかを検討する時期を迎えているのである。

２．デジタル技術導入にあたって必要な事項

発掘調査記録のデジタル化　「整理・報告書編」では，発掘調

査の記録を一次資料と二次資料とに大別した。前者は発掘作業の諸段階で作成する図面や写真,日誌等の記録類のことを指し，後者は一次資料の複製（デジタルデータを含む。）や様々な一次資料を整理・検討することをつうじて作成した記録全般を指す。

また「集落遺跡発掘編」及び「整理・報告書編」では一次資料について，紙媒体として適切に保存するとともに，デジタル化（二次資料を作成）し，ネットワークによる共有と情報発信の必要性を示している。このように，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入については，恒久的な保存が求められる一次資料と，積極的な情報発信等の目的で一次資料から作成される二次資料とに大別して考え方を整理する必要がある。より具体的に言えば，

①デジタルカメラによる写真撮影や，３Ｄレーザー測量など発掘作業の初段階で作成する記録 (一次資料) を，その作成段階からデジタル技術を用いて取得する場合

②一次資料をデジタル化 (※７) あるいは，それを基にデジタルデータを作成する場合 (二次資料の生成)

に大別できるということになる。

一次資料の性質とその作成と保存に関する地方公共団体の責務　埋蔵文化財は，日本及び全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことができない，国民共有の貴重な歴史的財産である。そして，土地に埋蔵された遺構と遺物の存在及びその相互関係を正しく理解するためには，考古学的な手法に基づく発掘調査が必要となる。しかし，その一方で，発掘調査は，埋蔵文化財の解体や現状変更を必ず伴い，再び同じ場所で同じ調査を繰り返すことはできないという性質を持っている。

発掘作業の過程で作成されるさまざまな図面や写真，日誌などの各種の記録類は，発掘作業の成果を具体的に示す，かけがえのない一次資料であり，埋蔵文化財の解体や現状変更の代償というべき性格を持つとともに，人類の過去を明らかにするための重要な情報ともなる。『発掘調査のてびき』では，こうした一次資料の性質からして，

①発掘調査の記録類は相応の精度を持って適切な方法で作成されること。

②地方公共団体等の責任のもとで，恒久的かつ適切な保存管理を行う必要があること。

が強く求められることを示した。

なお,『発掘調査のてびき』では地方公共団体及び地方公共団体が設立した公益財団法人等の発掘調査組織（以下「公益法人等調査組織」という。）を含め,「地方公共団体等」としたが，平成２６年１０月に公表した『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（報告）において，埋蔵文化財行政における地方公共団体の設置責任を明確にするために,「地方公共団体等」という表現は用いないこととした。

ここで示す一次資料の作成や保存管理についても，実体的には公益法人等調査組織をはじめとする発掘調査組織（民間発掘調査組織を含む。)が行っている場合が多いと思われる。しかし，本委員会によるこれまでの報告でも示してきたように，行政目的で行う発掘調査は原則として，調査対象となった土地を所管する地方公共団体が主体となって実施すべきものである。やむを得ず実施できない場合でも当該地方公共団体が発掘調査の監理を行うなど相応の責任を果たすべきものであることから，一次資料の作成や保存管理についても地方公共団体が仕様や方法の提示等，様々な措置を行う必要がある。

発掘調査報告書の位置づけ　発掘調査で作成された一次資料は，発掘作業で得られた知見や評価・解釈も加えた上で整理・検討され，発掘調査報告書として公刊される。『発掘調査の手引き』では，発掘調査報告書を二次資料の中心となるものとして位置づけている。しかし，記録保存調査において発掘調査報告書は，失われた埋蔵文化財に変わるものであることから，将来にわたって保存されるとともに，広く公開され，国民が共有・活用できるような措置を講じる必要があるとした。つまり，発掘調査報告書は他の二次資料とは性格が異なり，発掘調査で得られた成果そのものであり，外の二次資料は仮に失われたとしても一次資料から再現することができるのに対し，発掘調査報告書は再現が極めて困難であるという違いがある。そうした発掘調査報告書の性質からして，一次資料と同様に長期保存が必要とされている。

また，現在の技術の中で，相応の精度を有するとともに長期的に保存することが可能で有り，かつ国民が共有・活用できるという要件を満たすためには，発掘調査報告書は紙媒体による印刷物 (※８) とすることが適当であるという方針を示した。

発掘調査報告書を除く二次資料の性質　発掘調査報告書を除く二次資料は，一次資料が保存されていれば，仮に消失したとしても理論上は，復元可能であり，その点が一次資料との大きな違いである。

『発掘調査のてびき』ではデジタル化による二次資料作成の効果として，

①データの検索や編集，共有が容易になること

②迅速かつ広汎な情報発信が容易になること

を挙げているが，最大の効果は活用の幅が広がるという点にある。本章の冒頭で紹介したデジタルアーカイブ等は，その好例であり，全く同じ画像データでもアプリケーションソフト (※９) 次第で様々な見せ方をすることができ，また，様々なデータの組み合わせによって，その効果の幅は限りなく広がっていく。埋蔵文化財の積極的な活用を行うためには，こうした資料のデジタル化は積極的に行っていく必要がある。

デジタル機器を用いた一次資料の取得と取扱い　ここまで示してきたように，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入にあたって問題となるのは，一次資料即ちデジタル機器を用いて作成される記録の取扱いについてである。一次資料は，相応の精度と恒久的な保存管理が強く求められるものであり，それはデジタルデータであっても何ら変わりはない。特に『発掘調査のてびき』でも示したように，デジタル技術の導入にあたって

最も留意しなければならないのは，データの長期保存であり，そうした環境を整備することがデジタルデータを取扱宇上で前提となる。

ここからは，デジタル機器を用いて作成される一次資料について，その取得から保存までの留意点について示すこととする。

※６　システム全体を管理するソフトウェア

※７　一次資料をデジタル化したものについては，すべて二次資料として扱う。

※８　印刷物は長期保管の実績があるとともに，保管や閲覧のために特別な機材や環境整備を必要としないことも，発掘調査報告書に求められる要件を満たしている。また，発掘調査報告書を作成・保管・公開する役割の一端を担う地方公共団体及び公益法人等調査組織の体制やデジタル環境を考慮すれば，発掘調査報告書は，印刷物による作成・配布が適切である。

※９　表計算や画像処理など，用途に応じて作られたソフト

(2) 記録類の作成から保存・公開におけるデジタル技術の導入

必要な精度を持ったデジタルデータの取得　デジタルデータの取得は，デジタルカメラ等を用いて被写体等を直接デジタルデータとして記録する場合と，紙などのアナログ資料をデジタル化する方法もあるが，いずれの場合も機器の性能や設定により，得られるデータの精度が異なってくる。

画像データの精度は一般的に解像度 (ｄｐｉ)(※ 10) と階調 (ビット数)(※ 11) によって決定される。デジタルカメラやスキャナなどの機器は，機種により解像度と階調の上限があり，また，設定を変更することにより解像度と階調を上下させることができる。そして，デジタルデータは，データを圧縮すること等により取得時から精度を落とすことはできるが，精度を上げることはできない。一方，精度の高い画像であればあるほど，データ容量は大きくなり，整理や処理にも時間がかかるし，インターネット等を用いた配信も困難になる。

デジタルデータでは，こうした特性を理解した上で使用目的に応じて，必要な精度を得られる機器の選択と設定が不可欠となる。

デジタルデータの利用 (共有)　デジタルデータは，適切な保存形式を選択する必要があり，使用するアプリケーションソフトやＯＳによって，データファイルの保存形式 (以下，「ファイル形式」という。) が異なる。一次資料は恒久的に保存するだけでなく，たとえば写真の貸し借り等，他の組織とのデータのやりとりを行う場合も想定されるので，使用するファイル形式は，一般的に広く利用され全国統一の基準を策定し各組織間で共有できるようにする必要がある。あまり普及していないファイル形式だと，データの共有が困難であったり，対応するアプリケーションソフトの消滅によって再現不可能に陥ったりするする恐れがあるためである。

実際，画像の長期保存に適したシステムとして期待を集め導入されたフォト CD システムのサポートが打ち切られたことがあり，それに伴い大量のデータをマイグレーション (※ 12) しなければならない事態が発生した。デジタルデータには，こうした記録システムそのものの旧式化 (システム寿命) という問題もある。

また，一次資料は発掘調査報告書の作成等，様々な利用が行われるが，デジタルデータはパソコンの利用によってはじめて可視化できるものであり，アプリケーションソフトを含めて適切なデジタル機器の整備が不可欠である。特に，高精細のデータを扱う場合には，パソコンもそれに見合った高精細なものが必要である。

デジタルデータの長期保存とデータ量の増加への対応　デジタルデータはバックアップとマイグレーションを繰り返すことにより，理論的には恒久的に保存することができる。しかし，デジタルデータを記憶する様々な記録媒体 (メディア) にはそれぞれ寿命があり，また，物理的な破損やシステムエラーによるデータ損傷など，一瞬にして全てのデータが失われる危険性がある。

よってデジタルデータの保存については，解説５で示したように，保存に伴うリスクを理解し，それらを回避できるような措置を執る必要がある。ただし，これらの措置を発掘調査組織ごとに執ることは，困難であると考えられることから，個々では最も発生の可能性が高いと考えられる「①物的リスク」への対応について示す。

物的リスクの対処法には，解説５出示したとおりで，具体的には，オリジナルデータを保存するサーバやハードディスク等のほかに，別のハードディスクや光ディスク等，複数のローカルストレージ (※ 13) にバックアップデータを保存することが挙げられる。また，参考２で示したハイブリット保存も，バックアップのひとつとなる。

なお，データの保存・更新には相応の費用が恒常的に発生するとともに，増加し続けるデータを検索可能な状態で整理し，保存し続けるためには，保存・管理体制を構築することが不可欠である。

デジタル技術の導入にあたり留意すべき点　ここまで示してきたように，デジタル技術の導入を進めるためには，相応の設備の整備と長期保存のために必要な予算や人員の確保が必須となる。そうした環境が整う前に安易にデジタル化を進めることは，

①必要な精度を満たさないデジタル機器を用いてデータを取得 (撮影等) したことによって生じる情報そのものの欠落

②汎用性の乏しいファイル形式を選択することによって生じる情報の非共有化

③取扱うデジタルデータを処理できる性能を有しない，あるいはセキュリティー等により利用制限されているパソコンのみしか保有していないことによって生じるデータ処理等の不能

④デジタルデータの保存のために機器の不備，あるいは，維持・管理の不備等によって生じるデータの消失

⑤ファイル形式の変更に対応しなかったことなどによって生じるデータの再生不能

などの問題が生じる。そして，こうした問題に対応するために，以下の５点について文化庁として指針を示す必要がある。

a　求められる情報の精度に対応できる (情報を必要な精度で取得できる) 機器の選択と使用方法の提示

b　データの内容に応じたデータ共有の考え方の提示 (※ 14)

c　デジタルデータの取扱いに必要な環境整備

d　デジタルデータの長期保存のために必要な環境整備 (機材・予算・体制等)

e　新技術の普及等に伴うシステム寿命等への対応方法

このうち，a，b については，例えば文字データか画像データかなど，対象とするデータごとに検証する必要があるが，c，d，e については，デジタル化全般に共通する，ものである。

※ 10　画像の密度のこと。dpi は dots per inch の略で 1 インチあたりのドット数を示す。ドット数が多いほど精度が増し，細部の表現が可能になる。

※ 11　色の濃さや明るさを何段階で表現することができるかを表す数で，数が多きいほど細かな色や明るさの違いを表現できる。現在のパソコンでは，赤・緑・青の各色 256 段階まで設定でき，赤 256 ×緑 256 ×青 256 ＝ 16,777,216 色がフルカラーとされている。スキャナでは取り込める階調数をビットで示し，８ビットがパソコンの 256 段階に相当し，近年では各色 16 ビットというものも増加している。

※ 12　データを他のシステムに移行すること。

※ 13　操作しているコンピュータに直接つながれたハードディスクなど外部記憶装置。

※ 14　画像データのファイル形式の統一のことを指し，具体的には本報告第２部で提示する。

(３) デジタルデータを取扱うために必要な環境の整備

デジタル化を進める際の基本事項　デジタル化を進めるためには，以下の環境を構築する必要がある。

①埋蔵文化財の記録として必要な情報を取得できる精度を持った機材の確保

②大容量データを取扱うことができるパソコン等の機器と，必要なソフトウェア (画像加工ソフト等) の確保

③デジタルデータを適切に取扱うことができる人員の配置と育成

④デジタルデータを長期保存するためのシステムの構築

⑤将来的なデータの増加やシステムメンテナンスを見越した予算措置

もちろん，必要な予算と体制の規模は，取扱うデータの量によって大きく左右されるが，デジタル化によって，これまで行ってきた記録類の作成・整理・保存方法も大きく変化するため，それに伴う職員の作業量の増減も視野に入れた上で，導入計画を検討する必要がある。また，こうした環境の整備が実現できれば，一次資料の適切な取得と保存が可能となるだけでなく，発掘調査に係わる様々な作業の効率化や情報の共有・発信が可能となる。さらに，デジタルアーカイブに代表されるように，埋蔵文化財をはじめ様々な文化財の効果的な活用も可能となり，こうした情報発信を通じて地域の魅力の発信等，地方創生にも寄与できるようになる。

地方公共団体の役割　地方公共団体は，上記の環境を計画的に整備する必要があるとともに，自ら設立に関与した公益法人等調査組織についても同様の環境を整備できるよう努める必要がある。特に都道府県教育委員会は，管内市町村のデジタル環境の整備を促す必要がある。

また，地方公共団体は管内で発掘調査を行う民間発掘調査組織に対しても，必要な精度を持った機材の使用やファイル形式の指定などデータの共有や長期保存を行うために必要な事項を指示するなどして，適切な一次資料の取得と長期保管を実現できるよう努める必要がある。

なお，デジタルデータの長期保存の実現及び効果的な活用を行うためには，記録保存調査の原因者に負担を求められない経費が発生することが想定され，新たな予算を確保する必要がある。そうした点においても地方公共団体が果たすべき役割はこれまで以上に重要となる。

３．今回の検討課題

（１）課題の設定

一次資料のデジタル化の検討にあたり，喫緊の課題として挙げられるのは，デジタルカメラの導入についてである。解説１で示すように，デジタルカメラの普及は，フィルムカメラやフィルムの生産規模の縮小に直結していることから，早急な対応が必要となる。従って，平成２８年度の検討課題は「デジタルカメラの導入」とし，本報告書の第２部で指針を示すこととする。

平成２９年度は，発掘調査報告書のデジタル化について検討する。先述したように，発掘調査報告書はその性質からして一次資料と同様，恒久的に「保存」しなければならず，そのためには現在の技術では印刷物とするのが適切である。一方で発掘調査報告書の作成部数は限られており，その存在を広く国民に周知し公開するという観点から問題を抱えているのも事実である。この問題に対処するため，奈良文化財研究所によって「全国移籍報告総覧」(※ 15) の整備が進められ，閲覧実績などから既に大きな成果が挙げられている。

この取組は，発掘調査報告書の「活用」と位置付けられ，印刷物の発掘調査報告書と性格を大きく異にするものである。ここでは，この取組への具体的な対応とともに，印刷物の発掘調査報告書と同等の精度を持ったＰＤＦデータの取扱い 16 をはじめとする印刷物の発掘調査報告書とデジタルによる発掘調査報告書それぞれの役割や，デジタル化時代の発掘調査報告書の在り方について検討する。

平成３０年度は，これまで作成した記録類のデジタル化について検討する。既存の一次資料のデジタル化の問題は，フィルムなど資料そのものの劣化への対応と省スペース化という観点から検討されることがあるが，それは長期保存を実現できるシステムが構築されていることと強く関連している。その一方で，

先に紹介したデジタルアーカイブのように，実資料の劣化を抑制しつつ効果的な活用を行うために，一次資料も同時に保存しながらデジタル化を進めるという考え方もある。

いずれにせよ，この検討にあたっては，フィルムや紙として存在する既存の一次資料とそこから生成される同程度の精度を持ったデジタルデータの扱いや，発掘作業の段階でデジタルデータとして取得される記録類の取扱いについて議論する。

（２）デジタルへの移行について

デジタル技術は常に進歩を遂げており，新たな技術の誕生とともにそれまでの技術が一気に陳腐化することがある。そうしたデジタルの特質からして，今回行う一連の検討内容についても，あくまでも検討を行った時点の技術に基づいた指針となることをあらかじめ断っておく。それは，デジタル技術の特性からしてやむを得ないことであり，デジタル化を行う場合には，その時々の技術の中から最も相応しい技術を選択して，導入を進める必要がある。よって，デジタル化を行おうとしている地方公共団体及び発掘調査組織においては，本報告の内容を参考にし，適切な機材等と必要な予算の確保及び環境整備に努める必要がある。

また，既にデジタル化への移行を終えた地方公共団体及び発掘調査組織においては，それぞれの組織における使用機材，保存方法について検証を行い，必要があれば報告で示す内容への段階的な移行を検討することが望まれる。

繰り返しになるがデジタル化を進めるにあたっては，適切な機材類の確保や体制の整備等が必要となる。そのため，デジタルへ移行しようとする場合には，何をデジタル化するのか，組織として取扱うデジタルデータの量と将来的な増加を十分に検討し，計画的移行する必要がある。また，デジタル機器の導入は，これまで使用してきたアナログ機器が確保できる時点から進めておく必要があり，一時期はアナログとデジタルを併用するなど，段階的にデジタル化を進めることも有効である。

※ 15　発掘調査報告書を全文デジタル化してインターネット上で検索，閲覧できるようにした電子図書。http://sitereports.nabunken.go.jp

※ 16　現在の技術では印刷物を作成する過程で，印刷に耐えうる精度を持ったデジタルデータが生成されているが，こうした印刷物の版下の役割を果たすデジタルデータの役割を整理しておく必要がある。

第二部　発掘調査におけるデジタルカメラの導入について

第１章記録写真のデジタル化に関する検討の背景と目的

１．デジタルカメラの導入に関する検討の方針

（１）検討理由

銀塩写真の衰退　第１部で示したように，近年のデジタルカメラの普及は銀塩写真を急速に衰退に追い込んでいる。その実態については解説１で示したとおりであり，

①フィルムカメラの生産規模の縮小

②フィルム生産量の減少

③現像所の減少

④デジタルデータを前提とした印刷技術の普及

が挙げられる。このように，銀塩写真の衰退は単にフィルムカメラの生産規模の縮小という一面的な要因のみではなく，フィルム等も含めた産業構造総体としての衰退と言え，発掘調査の記録としての写真もフィルムからデジタルへの転換を具体的に検討すべき時期に差し掛かっていると言える。

地方公共団体における実態　今回の検討に先立ち，都道府県及び政令指定都市，市町村に対しデジタルカメラの導入状況に関する実態調査を実施した。その結果は資料１で示したとおりである。特に注目すべき結果は，市町村の３５％がフィルムカメラからデジタルカメラへ完全に移行しているという実態が明らかになったことである。また，約７６％の市町村がデジタルカメラへの導入に関して国に対し指針の策定を求めると回答するなど，デジタルカメラの導入が進んでいる反面，どのような機種が適切であるかなど，手探りの状態で移行が進められている実態が明らかになった。

（２）検討にあたっての基本方針

『発掘調査のてびき』では，埋蔵文化財の記録としての写真の特性を示し，求められる精度等について具体的に示した。そこでは，発掘調査報告書の図版等に使用する場合に必要な精度をフィルムカメラではフィルムサイズで，デジタルカメラでは解像度を挙げて具体的に示した。内容については解説２で掲げるが，『発掘調査のてびき』における写真に関する基本方針は，埋蔵文化財の記録として求められる精度を基本に据え，それはフィルムカメラであってもデジタルカメラであっても同様であるということを前提としている。本報告でもこの考え方を踏襲する。すなわち，「これまでフィルムカメラで撮影してきたものと同等の精度・内容を持つ写真 (『発掘調査の手引き』で示した精度等) をデジタルカメラで撮影し，それを長期保存するために相応しい機材と保存の方法を示す」ことを基本方針とする。

２．指針として示す事項

(1) 検討事項と検討の前提

検討事項　本報告では，これまで発掘調査における記録写真の中心を担ってきたフィルムカメラやフィルム自体の生産中止，現像所の閉鎖に伴う現像品質低下や感材の減少によって，減塩写真を用いる記録が困難になった場合の更新手段として，デジタルカメラを導入する際の対応について，以下の点を中心に示す。

①埋蔵文化財写真を撮影する場合の機材選択の考え方

②高解像度，適度な濃度，適度なコントラスト，正確な色の再現性を持った写真撮影方法とファイル形式の選択

③長期保存の方法

検討の前提　デジタル技術は，日進月歩で進展を遂げている分野であり，これから示す内容もあくまでも平成 28 年度現在における技術に基づくものであることを断っておく。また，採用

数ル機材や保存システムによってコストの開きが大きいため，単に理想的な在り方だけを示したとしても，対応できない地方公共団体等の調査組織が生じるため，ある程度，現実を見据えた指針である必要がある。

よって，本報告ではデジタルカメラの導入に関する基本的な考え方を示すとともに，地方公共団体及び発掘調査組織が最低限，備えておくべき機材と体制を当該組織の規模や保有するデータ量等を勘案しながら示すこととする。

(２) 課題への対応

デジタルカメラ機種に係わる課題　デジタルカメラを導入するということは，発掘調査の一次資料をデジタルデータとして取得するということであり，そのためには 10 頁で示したとおり「①埋蔵文化財の記録として必要な情報を取得できる精度を持った機材の確保」が重要となる。しかし，資料１で示したアンケート結果に見られるように，市町村で使用されているデジタルカメラの機種は，市町村ごとの開きが大きいという実態がある。よって本報告では，デジタルカメラの精度を図る目安としてフィルムカメラとの対比を行うことをつうじて，これまで取得してきた画像と同程度の精度の画像を得るためにはどのような機種を選択すべきかという点をできるだけ具体的に示すこととする。

ファイル形式の選択に関する課題　デジタルデータを共有するためには，ファイル形式を統一することが重要である。アンケート結果では，多くの組織が JPEG 形式を採用していることが明らかになり，データの共有という点では，統一が図られていると言える。しかし，解説４で示したように JPEG 形式ではなく，全ての写真を一律に JPEG 形式で保存することが適切であるとは言えない。よって本報告では，写真の内容に応じたファイル形式の選択について言及することとする。

長期保存に関する課題　デジタルカメラの導入にかかわらず，デジタル化全体に係わる課題がデータの長期保存の問題である。そして，この課題については，アンケート結果でも多くの地方公共団体が十分な対応ができていないという実態がある。例えば，地町村は，都道府県と比べてデジタルカメラへの移行が進んでいるといえ，中にはフルサイズデジタル一眼レフカメラ (解説３参照) を取り入れている組織もある。その一方で，デジタルデータの保存のためのシステムを十分に整えていない組織も多く，デジタルデータを取扱うパソコンも職場のネットワークに接続された事務用のパソコンを使用している場合が多いなど大容量データを取扱うには不自由な環境にあるという実態が明らかになった。

また，都道府県を対象としたアンケート調査でも，デジタル化に対する懸念事項として，多数を占めたのはデータの長期保存に関することである。例えば，適切に現像処理されたフィルムは温湿度の管理や包材の適切な選択を行うことにより，長期間の保存が可能となる。また，仮に劣化したとしても劣化は段階的であり，かつその進捗状況を可視的に捉えることができる。それに対しデジタルデータは理論的には恒久的に保存することができるが，長期保存には様々なリスクが伴う。よって，本報告では，リスク回避のためのデータのバックアップの方法として分散保存について言及することとする。

第２章　デジタルカメラ導入に関する指針

１．デジタルカメラの選択に関する指針

（１）発掘作業における写真の利用目的

「集落遺跡発掘編」で示したように，発掘作業における写真の利用目的には，

①長期保存と活用を目的とした発掘記録

②発掘作業の過程の記録（メモ）

③遺構や遺物の実測・測量・図化目的の計測

があり，目的に応じて撮影方法や機材，照明方法なども異なってくる。そして，「長期保存と活用を目的とした発掘記録」に用いる写真は，４×５ｉｎ判やブローニ判のフィルムカメラが相応しいとし，３５ｍｍフィルムカメラはメモ用としての利用が基本であるとした。つまり，デジタルカメラでも４×５in 判ブローニ判程度の精度を持つものを「長期保存と活用を目的とした発掘記録」のためのカメラとして推奨し，35 ｍｍフィルムカメラ程度の精度をもつものをメモ用カメラとして推奨する。

（２）「長期保存と活用を目的とした発掘記録」のために使用するカメラ

推奨するデジタルカメラ　「長期保存と活用を目的とした発掘記録」のために使用するカメラには，フルサイズデジタル一眼レフカメラ(解説３参照)を推奨する。その理由は，撮像センサー (※ 17) のサイズがＡＰＳ－Ｃ以下のデジタルカメラと比べて，

①画質を左右する画素 (※ 18) ピッチ (※ 19) にゆとりがある

②同一焦点距離のレンズでは画角が広くなり，遺跡の全景写真など広角撮影時に有利である (※ 20)

③高性能なレンズのラインナップが豊富であるためである。

画素数は，フルサイズデジタル一眼レフカメラに限っても１２００万画素程度のものから５０００万画素以上のものまでメーカーにより大きな違いがある。画素数を落とすことによって画質の向上を図っている機種もあるため，概に画素数により機種の優劣は決められないが，「集落遺跡発掘編」で述べたとおり，２０００万画素以上の画像を撮影できる機種が適当である。

フルサイズデジタル一眼レフカメラによる高精細撮影　フルサイズデジタル一眼レフカメラを用いてブローニ判程度の精度の写真を撮影するためには，感度を基本設定以上に上げず，ブレ防止のために堅牢な三脚に据え付け，ピンボケ防止のために背面ディスプレイのライブビュー画面をみてピントを調整 (※ 21) し，適正露光を得るためにヒストグラム (※ 22) で露出を確認する必要がある (参考３参照)。そして，色の正確さを期すために，グレーカードやカラーチャートを写し込み，ＲＡＷ

データ (解説４参照) を現像する際には，それをもとに細かな調整をする。

また，３５mmフィルムカメラでは１カットにつき，露出を変えながら２～３枚撮影することが一般的であったが，ＲＡＷデータの場合は現像の工程で，露出をある程度調整することができるので，フィルムカメラのような撮影方法を採らなくともよい。ただし，ごく希に，撮影したデータを記憶メディアに書き込む際にエラーが発生する場合があるので，撮影の都度，結果を確認するか，エラーに備えて複数枚撮影する。

なお，デジタル写真はフィルムを必要としないため撮影コストが押さえられるとともに，データ保存の省スペース化も実現できるため往々にして撮影カット数が増加する傾向がある。また，デジタルデータの特性から，撮影後の加工や修正がフィルムよりもはるかに容易であるため,撮影が雑になる恐れもある。しかし,解説４で示すようにデジタルデータはフィルム以上に,後処理や保存に手間や経費がかかることを念頭におき，撮影にあたっては，その用途を意識し，過不足のない撮影を心がけることが大切である。なお，デジタルデータの特性として改変が容易という点が挙げられる。当然のことながら写真としての真正性を保つためにも，オリジナルデータを適切に保存しなければならない。

中判デジタルカメラ　４×５ｉｎ判フィルムカメラに匹敵する画像を得るためには，中判サイズの撮像センサーを持ったデジタルカメラが必要となる。センサーサイズは，最新モデルで大きいものだと５３．７×４０．４mmとなり，画素数は一億画素を超える。また，中判デジタルカメラには撮像センサーがカメラに内蔵されているタイプとデジタルバック (※ 23) タイプの２種類がある。

デジタルバックタイプの場合は，中判フィルムカメラのフィルムバックと交換することで従来の中判カメラと組み合わせたり，アダプターを装着して大判フィルムカメラに取り付けて使用したりすることもできるほか，専用のカラボディーも発売されている。

※ 17　光をデジタルに変換するためのイメージセンサー・撮像素子。

※ 18　画像における色情報 (色調や階調) を持つ最小単位。ピクセル。

※ 19　デジタルカメラの受光素子の精細さを表す指標で画素の大きさのこと。画素ピッチにゆとりがないと画素数を増加させたことによる受光面積の減少のために，精細な画質が得られなくなることがある。

※ 20　34 ～ 35 頁参照

※ 21　オートフォーカス機能を利用すると精度が下がるためマニュアルで行う。

※ 22　カメラの液晶画面に表示される，横軸に明るさ (輝度０(純黒) ～ 輝度 255(純白)), 縦軸にピクセル (点) の数を示すことにより，露出やコントラストを示したグラフ。デジタル画像の場合は，輝度が 15 未満や 246 を越えると印刷物にする際に白トビや黒ツブレとなって階調再現が乏しくなるため，メインの被写体の輝度は，15 ～ 246 の間に収まるように調整する。

※ 23　撮像センサーや画像処理エンジン，モニタ等が搭載された中枢部のことで，各社のカメラボディーに着装してカメラを構成する。

（３）「発掘作業の過程の記録（メモ）」等に用いるデジタルカメラ

メモ等に用いる写真は，ＡＰＳ－Ｃデジタル一眼レフカメラ（以下,「ＡＰＳ－Ｃデジタルカメラ」という。）やそれ以下のセンサーサイズのカメラ，あるいはコンパクトデジタルカメラでも問題ない。また，フルサイズデジタル一眼レフカメラを使用する場合は，ＪＰＥＧ形式のデータのみを撮影する方法もある。

目的	フィルム	センサーサイズ
長期保存と活用を目的とした発掘記録	４．５in 判 ブローニ判	中判センサー フルサイズセンサー
発掘作業の過程の記録	３５mm	ＡＰＳ－Ｃ以下のセンサー

表１　フィルムカメラとデジタルカメラの精度の対応関係に関する目安 (※ 24)

(４) レンズの選択

記録写真の精度を高める上で重要なのは撮像センサーとレンズであり，これは車の両輪の関係にある。特にデジタルカメラを導入することで，撮影した画像の確認をモニタで等倍確認する機会も増えることから，厳密なピント精度を求める傾向になる。本報告で推奨するフルサイズデジタル一眼レフカメラは，フィルムカメラで使っていたレンズを使うことも可能である。ただし,フィルムと撮像センサーという記録媒体の違いがあり，解像性能 (※ 25) を求めるならデジタル撮影用に設計されたレンズを用いることが適切である。これを用いることで，フィルム撮影より顕著に発生する色収差 (※ 26) や周辺光量の低下，画像の歪みを抑え，ＲＡＷ現像時にはレンズ補正機能を容易に適用させることができる。

なお，ズームレンズより単焦点レンズの方が画質は良い。しかし，屋外でレンズ交換を頻繁に行うと塵や埃がかめらないに入り込んで撮像センサーに付着する可能性も高くなる。最近のカメラでは，センサークリーニング機能が付加されてはいるが限度もあり，それを回避する手段としてズームレンズも選択しに入れておきたい。ズームレンズを選択する際には，単焦点レンズに匹敵する画質を得られる最新の高品質なレンズを入手することを推奨する。

※ 24　解説３で示すように，デジタルカメラの性能はセンサーサイズのみで決定されるわけでなく，また，メーカーや機種によって性能の違いもあるので，個々で示した対応関係もあくまで目安として示したものである。

※ 25　どれだけ細かいところまで再現できるかというレンズの性能。性能が低いと歪みや周辺光量の低下などが起こりやすい。

※ 26　レンズによって生ずる像の位置や大きさが波の波長によって異なること。像の色ズレとして現れる。

２．ファイル形式に関する指針

（１）基本的な考え方

デジタルカメラで生成できるデータは，ＪＰＥＧ形式のデータとＲＡＷデータの二つである場合が多く，それぞれデータの大きさや精度が異なっている。そのため，ファイル形式の選択は，写真個々の使用目的を勘案して行う必要がある。

（２）「長期保存と活用を目的とした発掘記録」としての写真のファイル形式

推奨するファイル形式　「長期保存と活用を目的とした発掘記録」としての写真は，ＲＡＷデータから生成した非圧縮のＴＩＦＦ形式で保存することを推奨する。その理由は，

①撮影により取得した情報を漏れなく保存できること

②データの安定性と汎用性が高く，システムのサポート終了等により，データそのものを読み出せなくなるリスクが少ないことである。ただし，非圧縮のＴＩＦＦ形式のデータは，ＲＡＷデータから生成するため手間がかかるとともに，一枚当たりのデータ量が大きいため保存する枚数の増加に伴ってそれに要する予算が増加するという問題がある。そのため，非圧縮のＴＩＦＦ形式で保存するデータは，発掘調査報告書や図録等で掲載する写真を原則とするなど，ある程度，選択的に保存するという方法が考えられる。

ＪＰＥＧ形式のデータ　非圧縮のＴＩＦＦ形式のデータは，データ量が大きいためインターネットなどによる配信やデータベースの構築には不向きである。そのため，様々な利用を想定し，非圧縮のＴＩＦＦ形式のデータのほかにＪＰＥＧ形式のデータも保存するのが適当である。また，低解像度あるいは圧縮率の高いＪＰＥＧ形式のデータをインデックスとして利用することにより，デジタルデータの管理を行い易くすることもできる（参考１参照）。

（３）「発掘作業の過程の記録（メモ）」等に用いる写真のファイル形式

「発掘作業の過程の記録（メモ）」等として撮影する写真や，被写体の色の再現をさほど求めない場合は，ＪＰＥＧ形式による保存のみであってもよい。ただし，ＲＡＷデータからホワイトバランス等の調整を経て生成したＪＰＥＧ形式のデータと，デジタルカメラで自動生成されたものとでは見た目に異なることがある。また，圧縮率を変えることにより，精度や品質も変化する。そのため，ＪＰＥＧ形式のデータの取扱いについては，使用目的に応じて，生成方法や圧縮率等について調査組織ごとに一定の方針を定めておくのが望ましい。

（４）ＲＡＷデータの扱い

解説４で示すとおりＲＡＷデータは，現像ソフトのサポート終了によりデータを閲覧することすら不可能になる恐れがあること，またデータ量が大きいという保存上の問題がある。ただし，文化財の記録写真としての真正性を担保する観点や，現像ソフトの処理内容の改善，現像者のスキル向上，あるいは画像内で必要とする調整内容が当初と異なるものになる可能性を勘案すると，現像ソフトとともに保存することにも意味がある。その場合，保存管理するデータ容量が課題となるので，組織におけるデジタルデータの保存環境を見極めつつ，ＲＡＷデータの保存について検討することが望まれる。

３．デジタルデータの保存に関する指針

（１）基本的な考え方

データ量に応じたシステムの構築　画像保存に係るシステムの規模や構成は，データ量の多寡によって左右される。すなわち，都道府県及び発掘調査を日常的に実施している市町村など，膨大な画像データを保有し，かつ将来的なデータの増加も著しいと予想される組織は，画像データ保存のための記憶メディアの容量も必然的に大きくなる。また，膨大なデータの検索やマイグレーションを行うためには，保存システムと連動した検索，管理システムの導入が必要となるため，システム構築や維持のための費用も多額になる。ハードディスクは，不慮のデータ消失のリスクを極力回避するために，無停電電源装置（ＵＰＳ対応）(※27) やＲＡＩＤ技術 (※28) を導入したシステムを採用するのが望ましい。ただし，こうしたシステムを採用しても，落雷や災害によりデータが消失するリスクを完全に回避することはできず，機器そのものの寿命もあるため，ハードディスクを複数台準備するか，あるいは光ディスクや紙媒体によるバックアップを行う必要がある。

また，こうしたシステムを維持するために，機器の更新を含めた計画的かつ継続的な予算措置が必要となる。さらに，大容量のデータを扱うことになることから，作業をスムーズに行うことができる性能を持ったパソコンや，キャリブレーションがとれて色の再現性に優れたモニタが欠かせない。それに加えて，データの管理等を行う職員の配置も必要となる。

一方，画像データの保有量が少なく，将来的に増加もさほど想定できない市町村等も，データ保存に対する基本的な考え方は変わらず，両者の違いは画像データ保存のための記憶メディアの容量の違いだけとなる。

※27　停電等により入力電源が断になった場合も，接続されている機器に対して，一定時間，電力を供給する電源装置。交流入力。交流出力のものをＵＰＳと呼ぶ。

※28　Redundant Arrays of Inexpensive Disc。複数台のハードディスクを組み合わせることで仮想的な１台のハードディスクとして運用し，構成する１台のディスクが故障してもデータを読み出すことができる技術。RAID1(ミラーリング), RAID5(ブロック単位での分散 記録), RAID6(ブロック単位での複数分散記録) などがある。

（２）「長期保存と活用を目的とした発掘記録」としての写真の保存

データの選別　画像データの保存を考えるための前提となるのは，先述のように画像データの使用目的に応じて保存方法を変えることである。例えば，フィルムカメラにおける４×５in 判，

ブローニ判，３５mm判の使い分けのデジタルカメラデータにも応用し，記録写真としての使用目的に応じて，長期保存と活用を目的とした画像データは非圧縮のＴＩＦＦ形式とＪＰＥＧ形式で保存，メモ等に用いる写真は圧縮されて容量が小さいＪＰＥＧ形式のみで保存など，ファイル形式を使い分けることが重要である。

推奨する保存方法　非圧縮のＴＩＦＦ形式の画像データは，画像一枚あたりの容量が大きいため，光ディスクに保存した場合，ディスク一枚あたりに記録できるがぞうすうもすくな区，結果としてディスクの枚数が多くなる。そのため，画像データの管理という観点からすると光ディスクのみでの保存は不向きである。そのため，サーバやハードディスクでの保存を基本とするのが適当と考えられる。また，活用頻度もメモ等に用いる写真に比べ格段に多いため，人的リスクも高まることから，人的リスク回避のための措置を執ることが望まれる。

(３)「発掘作業の過程の記録(メモ)」等に用いる写真の保存方法

JPEG 形式の画像データは，画像一枚あたりの容量が小さいため，光ディスク一枚あたりに記録できる画像数も多くなる。そのため，その保存方法も光ディスクでの保存を基本とすることも考えられる。もちろん，保存方法を選択する場合は，画像データの利用頻度や管理方法(参考１参照)を勘案した上で決定する必要があるので，調査組織ごとに保存方法を決定することが望まれる。

(４)データ管理と分散保存について

データの分散保存と都道府県による市町村支援　繰り返し述べてきたように，デジタルデータの長期保存には様々なリスクが伴う。こうしたリスク回避の初歩的な措置としてバックアップデータを作成しておくことを挙げたが，災害対策等，さらなるリスク回避を行う場合には，バックアップデータを別の場所で保存することを検討する必要がある。

こうした方法には解説５で照会したオンラインストレージの利用が考えられるが，それ以外にもコピーを容易に作成できるというデジタルデータの特性を生かし，発掘調査組織間でデータを共有する方法も考えられる。例えば，都道府県と管内市町村とが，本報告で示した指針に基づき，それぞれ撮影した画像データを共有するという方法や，都道府県の枠を越えて全国的な規模でのデータの共有が考えられる。さらに，同種の埋蔵文化財の発掘調査等々有する都道府県，市町村間において，データの取扱いやしようにかんする取り決めを行った上で，当該埋蔵文化財に係わるデータを共有するという方法もあり得る。こうしたデータの共有は，リスク回避のための分散保存だけでなく，発掘調査の情報の共有という意味もある。また，都道府県は地町村のデジタル化のための体制整備を促すことが望まれる。

公益法人等調査組織が撮影した画像データの管理について　地方公共団体が設立に関与した公益法人等調査組織が撮影した画像データを当該法人調査組織に管理させる場合には，地方公共団体が確実な保存を実現するために関与をする必要がある。先述したように，デジタルデータの保存と管理には相応の費用と体制の構築が必要となり，また，発掘調査の記録類は地域の財産として長期的に保存し，活用に資するべき性格のものである。そうした意味でも地域の文化財を所管する地方公共団体の関与は欠かせないものとなる。また，公益法人等調査組織は管理するデータの活用や地方公共団体への引き渡し等を視野に入れ，常に第三者でも内容が把握でき検索可能な状態にしておく必要がある。

４．デジタルカメラの導入のために必要な環境整備

(１)必要な機材の確保

デジタルカメラを導入する場合には，以下の機材が必要となる。

①フルサイズデジタル一眼レフカメラと高精細レンズ(※29)・堅牢な三脚

②大容量データを取扱うことができるパソコンと必要なソフトウェア

③キャリブレーションがとれるモニタ

④画像データを保存するためのサーバやハードディスク

※29　撮影内容や対象によっては中判デジタルカメラも必要となる。

(２)予算・人員等

デジタルカメラを導入するにあたって必要となる予算・人員は１０頁で示した通りであるが，デジタルカメラを導入することにより，これまで外注で行ってきた作業を直営で行う事態も発生する。具体的には，RAW データから非圧縮の TIFF 形式のデータを生成する作業は，フィルムにおける現像を直営で行うことに相当するため，新たな業務が発生することになる。そのため，地方公共団体及び発掘調査組織はデジタルデータを適切に取扱うことができる人員の配置と育成に加え，デジタルカメラの導入により新たに加わる作業に対応するための措置が必要である(※30)。

※30　RAW データから非圧縮の TIFF データを生成する作業を外注することも考えられるが，平成 28 年度現在において，実績に乏しく，対応できる業者がどの程度，存在するか不明である。

５．国・奈良文化財研究所の役割

(１)文化庁の役割

文化庁は，講習会や研修会の場において本報告の内容を周知するとともに，地方公共団体が体制を整備するために必要な助言等を行う必要がある。また，今後のデジタル技術の進展を注視し，本報告で示した内容を大きく変更しなければならない状況になった時は，再検討を行う必要がある。

(２)奈良文化財研究所の役割

奈良文化財研究所では写真撮影等に関する研修事業が行われているが，今後ともこうした研修を継続するとともに，より一層の充実が求められる。また，今後ともデジタル技術の進展を注視し，発掘調査の実施や活用事業の推進につながるデジタル技術に関する情報の収集や技術の開発等，先駆的な取組みが求められる。

おわりに

デジタルカメラの急速な普及は，発掘調査における記録写真の主体を担ってきたフィルムカメラを駆逐しつつある。そうした状況を受けて，地方公共団体及び発掘調査組織の中から文化庁に対し，デジタルカメラの使用に当たっての指針の提示が求められた。本報告は，こうした要請や近年の動向を踏まえて奈良文化財研究所の全面的な協力を受け，取りまとめたものである。しかしながら，冒頭でも述べたように，デジタル技術は日々進歩しており，最新の技術であっても数年の内に陳腐化する状況にある。また，文化財写真に求められる長期保存についても，決定的な方法は確立されておらず，バックアップデータを作成し保存することで不測の事態に備えているのが現状である。そういったデジタル技術の現状からして，ここまで示してきたこともあくまで平成２８年度現在のものであり，今後の技術の進展に伴い適宜，見直すべき内容を含んでいる。

本報告ではデジタル技術を導入する場合の留意点を中心に述べたが，デジタルカメラに限っても，それを導入することで撮影後の確認が容易となり，極端な露出ミスやピントがずれた写真が減少するなど，写真記録の品質向上に資する面もある。さらに三次元データの取得も容易となり，活用面でも様々な効果が期待される。こうしたデジタルカメラ導入のメリットも理解し，地方公共団体が導入計画を進めることを期待する。

今後とも，デジタル化は一層進展するものと予測され，それに備えたデジタル環境の整備は避けることができない。アナログからデジタルへの変化は，これまでさほど問題とされてこなかった一次資料の長期保存のための環境整備や予算確保，人材育成など，埋蔵文化財行政を担う体制にも影響を及ぼすこととなる。また，本文中でも繰り返し述べてきたように，デジタル技術を導入することにより「活用」の幅が広がり，埋蔵文化財を地域づくり，人づくりに活かす機会も増加するなどの効果が大いに期待される。したがって，地方公共団体は，単にデジタル機器の導入の問題だけにはとどまらず，本報告で示したデジタル化のために必要な事項を理解し，その効果的な利用についても検討を行いながら，体制の整備･充実に努める必要がある。

また，デジタル化の効果の一つとして，省スペース化が挙げられることも多いが，これまでの発掘調査で撮影されてきたフィルムや図面類をデジタル化したとしても，これら一次資料の取扱いについては，慎重な検討が必要となろう。こうした記録類のデジタル化と一次資料の取扱いについては，平成３０年度に検討をはじめる予定である。

※解説以下は省略

(55)　埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について２(報告)

平成二十九年九月二十五日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備
充実に関する調査研究委員会報告

はじめに

埋蔵文化財は，国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり，地域における資産でもある。埋蔵文化財を適切に保存し活用するため，行政上必要とされる事項の基本的な方向について検討することを目的に，平成６年１０月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が設置された。

本委員会では，これまで埋蔵文化財の保護を目的とした行政に関する諸課題，具体的には，埋蔵文化財の保護を担当する行政機関における組織や都道府県・市町村の役割分担の在り方，埋蔵文化財発掘調査の実施にあたっての考え方，発掘調査の費用を積算する際の考え方，埋蔵文化財の保存と活用についての考え方や方法，発掘調査の資格等について，１１編の報告と１編の中間まとめを取りまとめた。文化庁は，これらの報告等を都道府県教育委員会をつうじて全国の地方公共団体に周知し，それを受けて各地で埋蔵文化財保護行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）の充実が進められている。

さて，このたび本委員会では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入について検討を行うこととし，平成２８年度には『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について１』（報告）（以下「デジタル報告１」という。）を公表した。この報告では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の導入全般に関する考え方を示すとともに，デジタルへの移行が急速に進んでいる写真について，使用すべき機材，保存形式，保存方法等について指針を示した。また，この報告の中では，デジタル技術は埋蔵文化財行政においても国民に埋蔵文化財の価値を分かりやすく伝えるなどの効果が期待される反面，データの恒久的な保存という点においては，いくつかの問題があることを指摘し，その導入にあたっては必要な機材の確保はもちろんのこと，その維持・更新等に係る予算の確保，デジタルデータを適切に取り扱うことができる人材の養成・確保が必要である点等を指摘した。

今回は，デジタル報告１で示した考え方に則り，発掘調査報告書のデジタル化について検討を行った。検討は実情を踏まえた審議を行うために，地方公共団体，地方公共団体の外郭団体として設立された発掘調査の実施を目的とする法人及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）の実務担当者から意見聴取や実態調査を実施して現状分析を行った。また報告を取りまとめるにあたり，日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会提言「持続的な文化財保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―」（平成２９年８月３１日）を参考とした。発掘調査

報告書は，発掘作業から整理等作業に至る発掘調査全般の成果をまとめたものであり，特に記録保存調査においては失われた遺跡に代わり後世に残す記録の中心となるものである。本報告はデジタル技術が進展し，かつ深く浸透した今日において，発掘調査報告書の本来的な在り方を確認するとともに，デジタル技術の効果的な利用について提言している。地方公共団体におかれては，本報告を参考に発掘調査報告書の適切な刊行と保存，情報発信のために必要な事項について整備されることを期待するものである。

第１章　デジタル技術の導入と発掘調査報告書

１．『発掘調査のてびき』における発掘調査報告書

デジタルデータによる発掘調査報告書の出現と本報告の目的

文化庁により平成２２年３月に公表された『発掘調査のてびき』「整理･報告書編」（以下「整理･報告書編」という。）では，発掘調査報告書には，

①将来にわたって保存されること。

②相応の精度を有すること。(※1)

が求められるとされている。また，発掘調査報告書は広く公開されて国民が共有し，活用できるような措置を講じる必要があると指摘されており，このことは利活用しやすい環境を整えるとともに，発掘調査報告書そのものの形態（媒体）も，国民にとってなじみ深く利用しやすいものである必要があることを示している。すなわち，発掘調査報告書には，

③公開・活用のための形態・方法が適切であること。

という要件も求められている。そして，この３要件から発掘調査報告書の形態は「記録媒体自体の劣化のほか，媒体の規格変更や製造中止など，いくつかの問題が指摘されるデジタルデータではなく，紙媒体による印刷物とすることが求められる。」とされている。

しかし，近年のデジタル技術の発達と普及により，発掘調査報告書をデジタル化しインターネット等で公開するなどの取組が行われ，その閲覧実績（３１頁参照）からして発掘調査報告書に対する需要の高さが数値で把握され明確になった。発掘調査報告書は基本的に発掘調査の都度，作成されるものであり，近年では年間千数百冊程度刊行されているが（文化庁『埋蔵文化財関係統計資料』による。），後述するようにそれぞれの印刷部数は開発事業等が原因となって行われる発掘調査でその経費を事業者が負担する場合（以下「原因者負担による発掘調査」という。），３００冊が上限とされている。このように個々の印刷部数は少ない反面，毎年膨大な数の情報が累積されていく中から，必要な情報を得るためには，印刷物の発掘調査報告書を閲覧するよりも，Ｗｅｂ(※2)上でデータを検索する方が利便性が高く効果的である。こうした事情が，デジタルデータによる発掘調査報告書の出現を促し，その需要を高めていると考えられる。また，デジタルデータによる発掘調査報告書の閲覧実績は，発掘調査報告書に対する潜在的な需要の高さを示しており，印刷物の発掘調査報告書のみを図書館等に配架するだけでは，こうした需要に十分に応えられていなかったことを示している。

このように，デジタルデータによる発掘調査報告書は埋蔵文化財行政において，重要な役割を担いつつあり，その作成や公開方法等について一定の考え方を示す必要が生じている。それと同時に，デジタルデータによる発掘調査報告書の行政的な位置付けも重要である。先述したように，「整理・報告書編」では発掘調査報告書は印刷物が適切であるとしたが，デジタルデータによる発掘調査報告書は「整理・報告書編」で示した印刷物の発掘調査報告書の代わりになるものか，あるいはそれとは別の役割を担うものなのかという考え方の整理，すなわちデジタルデータによる発掘調査報告書の性質と役割について明確にする必要がある。本報告では，これらの点についての考え方を示すことを第一の目的とする。

また，デジタルデータによる発掘調査報告書の出現にり，これまで示されてきた印刷物の発掘調査報告書の配布や保管に関する考え方に変更すべき事柄があるのか，さらにデジタルデータによる発掘調査報告書の閲覧実績から窺われる発掘調査報告書の潜在的な需要への対応についても検討し，考え方を示すこととする。

※１発掘調査報告書の精度に関する記述は「整理・報告書編」の以下の部分に示されている。

○挿図は「図としての見やすさを失わず」（整理・報告書編 139 頁）

○写真図版は「アート紙やコート紙に鮮明に印刷する」（同 135 頁）

○スクリーン線数は「最低でも 175 線が必要で（中略）写真などでより細かな表現を望むのであれば，300 線以上の高精細印刷が要求される。」とされている（同 157 頁）。

※２インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システム。

発掘調査報告書とは　検討に先立ち，まず発掘調査報告書の行政的な位置付けについて確認しておく。「整理･報告書編」では，発掘調査報告書を以下のように定義している。

「発掘調査報告書とは，埋蔵文化財の発掘作業から整理等作業にいたる，発掘調査全般の成果を的確にまとめたものである。発掘調査は，この報告書が適切に刊行されることによって完結する（２頁）。」

また，記録保存調査においては「現状保存の措置をとることができなかった遺跡に代わり，後世に残す記録の中でもっとも中心となるものである」とされている。埋蔵文化財は国民共有の貴重な歴史的財産である。そして，土地に埋蔵された遺構と遺物の存在及びその相互関係を正しく理解するためには，考古学的な手法に基づく発掘調査が必要となる。しかしその一方で，発掘調査は埋蔵文化財の解体や現状変更を必ず伴い，再び同じ場所で同じ調査を繰り返すことはできないという不可逆的な性質をもっている。発掘作業及び整理等作業の過程で作成されるさまざまな図面や写真，日誌などの各種の記録類は，発掘調査の成果を具体的に示す，かけがえのない一次資料(※3)であり，

埋蔵文化財の解体や現状変更の代償というべき性質をもつとともに，人類の過去を明らかするための重要な情報ともなる。しかし，こうした一次資料は個々単独では調査対象となった遺跡の内容や価値を伝える情報とはならず，一次資料の相互検討に発掘作業及び整理等作業で得られた知見等を加え作成される発掘調査報告書によって，はじめて「国民共有の貴重な歴史的財産の記録」となる。そして，複数の遺跡の発掘調査報告書を横断的に検討することによって国や地域の歴史の復元がなされていくのである。

このように発掘調査報告書は，埋蔵文化財行政において極めて重要な役割を担っており，それは単に個々の遺跡の評価に留まらず，埋蔵文化財の活用さらには埋蔵文化財を活かした地域づくり・ひとづくりの出発点とも位置付けられるものである。よって，その確実な刊行と効果的な利活用が強く求められている。なお,「整理・報告書編」では，発掘調査報告書を二次資料の中心となるものと位置付けている。しかし，発掘調査報告書は様々な一次資料を的確に整理し，発掘調査担当組織等の知見や評価･解釈を踏まえて作成されており，仮に失われた場合，その再現は極めて困難であることから一次資料と同等の性質を有するものといえる。

「デジタル報告１」では，このことを改めて確認し，一次資料と同様，長期保存すべきものであることを強調した。

２．デジタルデータによる発掘調査報告書

既存のデジタルデータによる発掘調査報告書　現在，作成されているデジタルデータによる発掘調査報告書 (※ 4) には，主に以下のふたつがある。

①高精度ＰＤＦ等 (※ 5) による発掘調査報告書（以下「高精度ＰＤＦ」という。）印刷物の作成過程で生成される，印刷物と同等以上の精度をもつデジタルデータ。

②低精度ＰＤＦによる発掘調査報告書（以下「低精度ＰＤＦ」という。）

①を圧縮あるいは印刷物をスキャンすること等によって生成されるデジタルデータ。

いずれの場合も，掲載されている情報は基本的に二次元情報であり，その体裁や構成も印刷物の発掘調査報告書と同様である場合が多数を占める。このように，現在のデジタルデータによる発掘調査報告書のほとんどは，印刷物の発掘調査報告書の存在を前提としたものであり，印刷物の発掘調査報告書のデジタル版というべきものが主流となっている。

※３　近年は写真のみならず発掘作業や整理等作業で作成される実測図も，デジタル機器により作成される場合があるが,これらのデジタルデータの取扱いや考え方については次の検討課題とする。

※４　印刷物の発掘調査報告書に DVD 等を添付するものもある。発掘調査報告書に添付された光ディスクには，動画や音など印刷物では表現できない情報が記録されているものもあれば，発掘調査報告書の全編あるいは挿図や図版などが記録されているものまで多様な在り方を示しているが，ここでは，発掘調査報告書の全編をデジタルデータとしているもののみを取り上げることとする。

※５　こうしたデータには，PDF 以外にも例えば，InDesign document などのデータもあるが，汎用性が高く，将来的にも安定性が高いデータ形式として PDF が広く用いられている。

印刷物を前提としないデジタルデータによる発掘調査報告書の可能性　三次元データや音声，動画等，印刷物では表現できない情報の公開にあたっては，デジタルデータでの公開が効果的である。また，デジタルデータは動画や音声なども含めた膨大な情報をコンパクトに収納でき，かつ検索も容易で，様々な見せ方が可能であるなど，極めて有効な情報発信の手段であるとともに，技術的にも実現可能な状態にある。現在，作成されている発掘調査報告書の中にも，動画や音声，三次元データなどを光ディスクに保存し，印刷物の発掘調査報告書に添付している事例もみられ，発掘調査の記録のひとつの形態として効果があげられている。

発掘調査報告書の将来的な形態として，これまで続けてきた形態である印刷物に代えて，多種多様の大量の情報を統合して見せることができるといったデジタルデータの特性を最大限活かした全く新しい形態とするという選択肢もあり得る。平成１６年度に公表された『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告)』（以下「調査標準」という。）では,「現在の報告書は印刷物が一般的であるが，デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり，それを導入した報告書のあり方についても，今後，検討する必要がある。」とされている。また，実際に現在，発掘作業の中でも三次元データが取得される場合が増加しており，印刷物では取得した情報を十分に反映できないという実情もある。

しかし，例えば三次元データはデジタルカメラによって撮影された画像データに代表される二次元の画像データとは異なり，ファイル形式（使用されるソフトウェア）が極めて多様であり，汎用性やシステム寿命の点で問題がある。また，こうした分野は新技術の開発も盛んであり，データの長期保存のためには頻繁かつ複雑なマイグレーション（データ更新）等が必要となるなど，冒頭で示した発掘調査報告書に求められる３要件を充足していない。よって，デジタルデータのみによる調査結果の記録と情報発信は，将来への研究課題ではあるが，現時点ではデジタル技術は，活用事業や発掘作業・整理等作業の手法として利用するのが適当である。そのため，デジタルデータのみによる発掘調査報告書は不適切であり，今回の検討対象から除外する。また，発掘調査報告書の一部をデジタルデータとすることについては，観察表や計測表などの定型的なデータを大量に取り扱う場合や動画や音声，三次元データなど副次的な情報を光ディスクで印刷物の発掘調査報告書に添付するのは適当と考えられるが，発掘調査で作成した図面・写真等の基礎的な情報や遺跡の評価に直結する図面等については，印刷物とする必要がある。

なお，発掘調査で取得されるデジタルデータの取扱いについ

ては，本委員会で次に行う一次資料のデジタル化の検討の中で考え方を示すこととする。

検討対象と方法　これらのことから，本報告の検討の対象とする発掘調査報告書の形態は，以下の三つとする。
①印刷物
②高精度ＰＤＦ
③低精度ＰＤＦ
　また，検討にあたっては「整理・報告書編」で示した発掘調査報告書に求められる３要件ごとに，①～③の三つの形態を比較することとする。

第２章　デジタルデータによる発掘調査報告書の位置付け

１．発掘調査報告書に求められる事項とそれぞれの媒体の特性

発掘調査報告書の３要件　印刷物，高精度ＰＤＦ，低精度ＰＤＦそれぞれの発掘調査報告書の位置付けを行うにあたって，まずは冒頭で確認した発掘調査報告書に求められる３要件を改めて確認し，要件ごとにそれぞれの形態の特性と，要件を満たしているか否かについて述べる。
①将来にわたって長期保存されること(以下「保存性」という。)。
②相応の精度を確保すること（同「精度」という。)。
③公開・活用のための形態が適切であること（同「利活用」という。)。

保存性について　「整理・報告書編」では，発掘調査報告書を印刷物とする最大の理由として保存性の高さを挙げている。印刷物は保存性に優れた紙を選択した場合 (※6)，使用や保管環境により劣化するものの，その進行は段階的であり，劣化速度も緩やかである。それに対しデジタルデータは，「デジタル報告１」で確認したとおり理論上は劣化しないもののシステムエラー等によるデータの消失のリスクがあり，データの規格変更への対応が必要になるなど，長期保存には相応のコストが発生する (※7)。さらに，デジタルデータは改変が容易であるため，真正性の確保という点でも問題がある。これらの点からしても通常の環境でも長期保存が可能な印刷物が最も優位である。
　さらに，「デジタル報告１」では，デジタルデータの長期保存のために必要な事項として，
①オリジナルデータを保存するサーバやハードディスク等のほかに，別のハードディスクや光ディスク等，複数のローカルストレージ８にバックアップデータを保存すること。
②保存・管理体制を構築すること。
を挙げた。しかし，「デジタル報告１」の検討に先だって行った地方公共団体へのアンケート調査によると，こうしたデジタル環境を整備している地方公共団体は現時点では少なく，デジタルデータを確実に保管できる状態にない地方公共団体が大多数を占めているという実態が明らかになっている。
　こうした状況からして，長期保存が求められる発掘調査報告書をデジタルデータのみとすることは，現時点では慎重にならざるを得ず，デジタルデータの長期保存に必要な体制等の整備が十分でない現状では，長期保存を実現するためには印刷物が最もふさわしいということになる。なお，「デジタル報告１」で示したように，今後はデジタルカメラで撮影した画像をはじめとして，長期保存する必要があるデジタルデータが蓄積されていくことが予想される。そのため，発掘調査組織は「デジタル報告１」で示した次の環境整備に努める必要がある。
①埋蔵文化財の記録として必要な情報を取得できる精度をもった機材の確保。
②大容量データを取扱うことができるパソコン等の機器と，必要なソフトウェア（画像加工ソフト等）の確保。
③デジタルデータを適切に取扱うことができる人員の配置と育成。
④デジタルデータを長期保存するためのシステムの構築。
⑤将来的なデータの増加やシステムメンテナンスを見越した予算措置。

※６「整理・報告書編」では本文や挿図には非塗工の上質紙を，図版には上質紙をベースにコート剤を塗工したコート紙やアート紙の使用を推奨している。
※７　デジタルデータの長期保存のためには，①物的リスク，②人的リスク，③災害リスク，④情報セキュリティーリスクがあり，これらに対する初歩的な対応として，データの分散保管とバックアップを挙げたが，当然のことながら個々のデータ量が大きくなるほど，バックアップに用いるメディアの選択の幅が狭くなるなどリスクへの対応も複雑になる。
※８　操作しているコンピュータに直接接続されたハードディスクなどの外部記憶装置。

精度について　『発掘調査のてびき』(※9) で示されている記録類及び発掘調査報告書の精度とは，印刷物の発掘調査報告書上で，図面や写真を細部に至るまで十分に観察するために必要な精度を示したものである。また，デジタル製版が一般的となった現在においては，精度を解像度で示すことが一般的であり，「整理・報告書編」では，挿図をデジタル入稿する場合の画像解像度は，モノクロ二階調の場合は１，２００ｄｐｉ，グレースケールの場合は６００ｄｐｉ，写真図版の場合は印刷線数の倍，一般的な１７５線印刷 (※10) の場合は実寸で３５０ｄｐｉという目安を示している。すなわち，「整理・報告書編」で示した印刷物の発掘調査報告書の精度とは，その版下とも言える高精度ＰＤＦの精度と基本的には同等であるということになる。
　ただし，印刷物の発掘調査報告書の精度は，解像度だけで決定されるわけではなく，印刷方法や出力する紙の品質にも大きく左右されるので，「整理・報告書編」（１５４頁）で示した仕様書例などを参考に，適切な用紙を選択した上で，デジタルデータの精度を十分に再現できる方法で印刷する必要がある。
　一方，低精度ＰＤＦはデータのもつ情報の一部を切り捨てることによりデータ容量の軽量化を行っているので，その精度は当然のことながら印刷物や高精度ＰＤＦよりも低いこととな

り，圧縮率を上げるほど精度も低下することとなる。よって，精度については高精度ＰＤＦと印刷物の発掘調査報告書が優れているといえる。

利活用について　発掘調査報告書は，国民共有の財産である埋蔵文化財の調査の成果である。そのため，広く国民や埋蔵文化財行政関係者，考古学・歴史学の研究者が共有・利活用できるよう努める必要がある。そうした発掘調査報告書の利活用については，形態（媒体）としての利用のしやすさという点と，情報公開の容易さ，効率の高さという点のふたつの視点で検討する必要がある。

まず形態としての利用のしやすさという点からすると，パソコン等の機器を必要とせずに簡単に閲覧ができる印刷物が最も優位である。先述したように，地方公共団体におけるデジタル環境の整備状況は十分ではない上，導入しているパソコンの性能や通信環境が違うため，閲覧可能なデータの容量や読み取り速度等のバラツキが大きい。また，デジタルデータの取扱いについては情報セキュリティーの問題もあるため，他の組織とのデータ共有も困難な状況にある。さらに，総務省の調査結果 (※ 11) によると，電子図書の利用率は現時点では低く，国民の約６割は今後も利用予定がないと回答している。そうした実態からしても，現状では印刷物が優れているといえる。しかし，情報公開という観点では，印刷物はいくつかの問題を抱えている。印刷物の発掘調査報告書の刊行部数は，原因者負担による発掘調査の場合は３００冊を上限としており，埋蔵文化財行政関係者や考古学･歴史学の研究者が確実に共有できる状態にはなく，ましてや広く国民が共有できる状態にはなっていない。また，毎年，全国各地の発掘調査組織から千数百冊単位で公刊される発掘調査報告書を印刷物のみで把握することは，実質的に不可能であり，利用の前提となる公刊状況や配架施設を把握することもできない。こうした問題を解決するためには，デジタルデータによる発掘調査報告書をインターネットをつうじて公開することが効果的である。その場合に問題となるのは，個々の発掘調査報告書のデータサイズである。

例えば「整理・報告書編」で示したＡ４版１頁大のカラー図版を１７５線で印刷するために必要となる画素数は，次のとおりとなる。

(２１０×１７５×２/２５.４)×(２９７×１７５×２/２５.４)＝１１,８４２,５２７≒１,２００万画素

それを画像サイズに換算すると，

１１,８４２,５２７×２４ビット＝２８４,２２０,６４８ビット÷８(※ 12) ＝３５,５２７,５８１バイト (※ 13) ≒３４ＭＢ

高精度ＰＤＦは印刷物に必要な精度をもつデータと定義しているので，カラー図版１頁分のデータ量は計算上３４ＭＢとなり，ＤＶＤディスク一枚（約４.７ＧＢ）に最大１４０頁分しか記憶できないことになる。また，このような精度のデータを大量にインターネット上で公開しようとすれば，サーバへの負荷が大きくなり，処理に時間を要するだけでなく，アクセスが集中した場合はタイムアウト (※ 14) や無応答状態になることもある。

現在サービス提供されているインターネット回線の理論上の最大速度 (データの伝送速度) は，ＡＤＳＬ回線 (※ 15) の場合は５０ＭＢｐｓ (※ 16)，モバイル回線 17 では２６０ＭＢｐｓ程度，近年一般家庭にも広く普及している光ファイバー回線 (※ 18) では１ＧＢｐｓとなっている (※ 19)。しかし，実際には回線やパソコン，ルータ・モデム・無線ＬＡＮなどのパソコン周辺機器，利用する地域や環境･時間帯，プロバイダ (※ 20) の違いなどによって通信速度が大きく異なり，実効速度 (※ 21) は理論上の最大速度を大きく下回る場合が一般的 (※ 22) で，通信環境に恵まれた利用者でなければ，高精度ＰＤＦを利用できないのが現状である。

このことから，デジタルデータであっても高精度ＰＤＦは，インターネット上での公開には適さないということになる (※ 23)。そのため，インターネット上での公開を前提にデータ容量を調整した低精度ＰＤＦ (※ 24) が，情報発信という点において最も優位となる。

※ 9　記録類の精度については「集落遺跡発掘編」と「整理・報告書編」の双方に記載している。

※ 10　通常，印刷物を作成する場合に必要な画像の精度は，印刷線数の倍とされており，一般的な 175 線印刷の場合に必要な画像解像度は 350dpi となる。一方，モニタでの閲覧のみを想定するならば，パソコンのモニタプレビューにおける標準解像度である 72 dpi でも十分，綺麗に再現されるので，モニタによる実寸の閲覧を前提とした低精度 PDF であれば，印刷物に必要な解像度の約 1/5 の解像度であっても足りるということになる。仮に A4 版のカラー図版のデータサイズに換算すると，印刷物に求められる精度を確保する場合のデータサイズは 34MB であるのに対し，モニタのみの閲覧の場合は 1.5 MB となる。

※ 11　総務省「平成 26 年度版 情報通信白書」

※ 12　１バイトは８ビット

※ 13　1KB は 1024b，１MB は 1024KB，1GB は 1024MB となる。

※ 14　通信が一定時間内に開始または完了できず，自動的に中止されること。

※ 15　電話回線（アナログ）を使ってインターネットに接続する高速・大容量通信のこと。

※ 16　bps は bits per second の略で 1 秒間に送ることができるデータ量のこと。

※ 17　無線インターネット接続サービスのこと。

※ 18　光ファイバーケーブルを使用してレーザー光で通信する回線のこと。

※ 19　ダウンロード速度（理論上の最大速度）が 30MBps 以上のものは超高速ブロードバンドと呼ばれ，その利用可能世帯率は平成 26 年度末時点で 99.9% に及んでいる（総務省「平成 27 年度版 情報通信白書」http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc372210.html より）。

※ 20　インターネットへの接続サービスを提供する企業。

※ 21　一般的な利用環境で計測される通信速度。

※22　携帯電話回線については総務省が定めた「実効速度に関するガイドライン」に則って大手携帯電話会社各社が実効速度に関する調査を行っており，結果の一部は各社が web 上で公開している。総務省「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン(案)」http://www.soumu.go.jp/main_content/000358884.pdf

※23　現在，携帯電話などの移動通信システムの高速化・移動通信システム用周波数の確保にむけて，総務省を中心とした検討が進められており，それによって大容量データのスムーズな配信が将来的には可能となると考えられる。事実，平成 29 年度現在の移動通信速度は，昭和 55 年頃の約 1 万倍にも達している。そうした点においてデジタル技術の活用については，新技術の開発や社会の趨勢に注意を払いながら，新技術を埋蔵文化財行政にいかに効果的に取り入れていくかという視点も重要となる。そのため，今回，進めているデジタル技術の導入に関する検討についても，技術の進展等に対応できるよう適宜，見直す必要がある。
総務省総合通信基盤局電波政策課「2020 年代に向けたワイヤレスブロードバンド戦略」http://kiai.gr.jp/jigyou/h27/PDF/0626p1.pdf

※24　低精度 PDF であってもモニタプレビューにおける標準解像度である 72 dpi の精度を保たなければ閲覧に支障をきたすことになる。ただし，現状の通信環境からすると 1 ファイルあたりのデータ量は 100 MB 程度に留めておくのが妥当である。ちなみに，一般的な電子図書のデータサイズは画像やイラストを含む図書の場合 30 ～ 50MB となっている。

２．適切な発掘調査報告書の形態

印刷物の発掘調査報告書とすること　発掘調査報告書に求められる３要件，すなわち保存性・精度・利活用と情報の真正性の確保という点について，印刷物と高精度ＰＤＦ，低精度ＰＤＦの三つの形態を比較したものが前頁の表である。ここで示したとおり，印刷物は，

①長期保存と閲覧が可能であること。

②刊行後の改変が困難であるため，情報の真正性が確保できること。

③「整理・報告書編」で示した精度を確保でき，パソコンの設置等，閲覧のための環境の整備を行わなくとも高精細な記録を閲覧できること。

という点において，デジタルデータより優位である。これらのことから，現在においても発掘調査報告書の形態はこれまでどおり印刷物が適切であるといえる。

高精度ＰＤＦの役割と位置付け　高精度ＰＤＦは現在の印刷技術では印刷物の発掘調査報告書の，いわば「版下」に相当するデータであり，印刷物の発掘調査報告書そのものや掲載した図面や写真のバックアップとして，著作権等に留意しつつ，当該発掘調査報告書を作成した組織が保管する必要がある。また，民間発掘調査組織等の地方公共団体以外の組織が作成した行政目的の発掘調査報告書については，当該遺跡の所在する地方公共団体においても保管する必要がある。

しかし，高精度ＰＤＦはデジタルデータ全般に指摘されている長期保存という点に問題があり，そのデータ容量の大きさから利活用にも不向きである。よって，印刷物の代わりとして，作成・配布するものとはならず，高精度ＰＤＦのみの発掘調査報告書は不適切である。なお，高精度ＰＤＦもデジタルデータであるため，改変が比較的容易であるという特性がある。そのため，データの真正性を確保するためには印刷物と一体で保存する必要がある。

低精度ＰＤＦの役割と位置付け　低精度ＰＤＦは，長期保存の問題と精度が劣るという問題があるので，低精度ＰＤＦのみの発掘調査報告書は不適切である。しかし，低精度ＰＤＦを使えばインターネットをつうじて広く情報を発信できるという特性があり，それを活かすことにより，印刷物の存在やその配架施設の検索等，印刷物の利活用に寄与することができる。

「調査標準」では，「発掘調査報告書の刊行状況等を把握する手段として，報告書データベースの整備と公開が必要であり，このために，奈良文化財研究所が公開しているデータベースの充実を図る必要がある。」とされているが，この提言後に一般家庭に広くインターネット等が普及した現状を考えると，発掘調査報告書の内容も含めたより詳細な情報をインターネット上で公開することは，その幅広い利活用を推進する上で有効と考えられる。

よって，低精度ＰＤＦは印刷物の発掘調査報告書の利活用を促すためのもの，すなわち「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」と位置付けることが適切であり，本来的な発掘調査報告書とは性質が異なるものと位置付けられる。

第３章　発掘調査報告書の保管と利活用

第１節　発掘調査報告書の配布・保管・管理

１．印刷物の発掘調査報告書の配布

印刷物の発掘調査報告書の優位性　第２章で示したように印刷物の発掘調査報告書は，

①長期保存と閲覧が可能であること。

②刊行後の改変が困難であるため，情報の真正性が確保できること。

③「整理・報告書編」で示した精度を確保でき，パソコンの設置等，閲覧のための環境の整備を行わなくとも高精細な記録を閲覧できること。

という点で，「整理・報告書編」で示した発掘調査報告書に求められる要件のすべてを高い次元で満たしている。よって，現状では印刷物の発掘調査報告書が最もふさわしい発掘調査報告書の形態であることを，ここで改めて確認しておく。

印刷物の発掘調査報告書の作成部数　印刷物の発掘調査報告書の作成部数は，原因者負担による発掘調査においては３００部を上限とし，重要遺跡の範囲確認等，埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業で行われる発掘調査では，対象となる遺跡の重要性に鑑み５００部を上限としている。

原因者負担による発掘調査による発掘調査報告書の印刷部数を

３００部を上限とするという考え方は，「道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担範囲の明確化に関する国土交通省との協議結果について（周知）」（平成２５年３月２９日付け文化庁文化財部記念物課長名事務連絡 ３９頁 資料４）によって明文化され，道路整備事業以外の事業についても同様に取り扱われている。

一方，本報告の冒頭でも述べたように，デジタル化された発掘調査報告書の閲覧実績から窺われる発掘調査報告書の効果的な活用に対する潜在的な需要に対し，現在の印刷部数では十分，応えられているとは言えない。こうした需要と印刷物の作成部数との関係を明らかにするためには，まず低精度ＰＤＦの公開等をつうじて配架施設の周知を徹底した上で，各施設における印刷物の利用状況を調査する必要がある。

印刷物の発掘調査報告書の配布の原則　低精度ＰＤＦは「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」であり，印刷物とは用途・性質が異なる。そのため，低精度ＰＤＦによる公開が行われたからといって，これまで文化庁が示してきた印刷部数や配布に対する考え方に変更はない。なお，低精度ＰＤＦの普及により印刷物の発掘調査報告書の存在と配架施設が周知されることに伴う閲覧希望の増加への対応が必要となると考えられる。「調査標準」では，発掘調査報告書の保管・配布の在り方について次のように示している。

「報告書は，調査対象遺跡の所在する都道府県及び市町村において保管し活用に供する必要がある。したがって，地方公共団体は，自ら刊行した報告書のほかに管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに，自らの刊行した報告書については，関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し，発掘調査の成果を国民が広く共有し，活用できるような措置を講ずる必要がある。当該報告書に係る遺跡の所在地においては，地域の図書館，博物館，公民館等に重点的に配布し，地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。」

このことは地方公共団体以外の調査組織が行った発掘調査の報告書についても同様であるから，関係地方公共団体は，報告書の入手・保管・配布等の指導その他の措置を執る必要がある。

こうしたことから，国民共有の貴重な歴史的財産の記録であり，行政的な資料でもある発掘調査報告書の配布については，今後とも「調査標準」で示した上記の指針に則って行うとともに，配布を受けた組織は，少なくとも目録を作成するなどして，所蔵する発掘調査報告書の管理に努めることが望まれる。また，この指針にあるように，発掘調査報告書は広く公開されて国民が共有し，利活用できるような施設へ配布することを原則としているので，配布する側と配布を受ける側とが，発掘調査報告書の意義を十分認識した上で相互理解をもって，その保存と活用に努める必要がある。

様々な利用方法に備えた適切な収集・保管　発掘調査報告書の利用者は，特定の発掘調査報告書のみの閲覧に留まらず，地域単位や同種の遺跡の発掘調査報告書を横断的に閲覧する場合も多い。こうした利用形態に鑑み，発掘調査報告書の収集・保管については，次の考え方で行うことが望まれる。

①都道府県や公立埋蔵文化財センター及び都道府県が設立に関与した公益法人等の調査組織は，自らが刊行した発掘調査報告書のほかに，管内で行われた発掘調査の報告書はもとより，全国単位で発掘調査報告書を収集・保管するよう努めること。

②市町村においては最低限，自らが刊行した発掘調査報告書だけでなく，管内で行われた発掘調査の報告書は完備しておく必要があり，さらに管内に所在する遺跡を評価する上で必要な全国の発掘調査報告書も積極的に収集するなど，可能な限り発掘調査報告書を収集・保管するよう努めること。

こうした配布，収集・保管による活用を実現するためには地方公共団体や調査組織どうし，さらには図書館やその他機関等図書を配架・閲覧できる組織との連絡・調整が不可欠である。

２．印刷物の発掘調査報告書の管理

書誌情報の管理の必要性　発掘調査報告書の多くは書誌コントロール (※25) がなされていないため，入手が困難なだけでなく，刊行や所在の確認自体も困難な状況にある。これは，単に発掘調査報告書の管理や利活用の問題に留まらず，こうした図書が存在することが公にされていないことにもつながる。事実，これまで国内で公刊された発掘調査報告書の実数は把握されておらず，このことは国民共有の貴重な歴史的財産である埋蔵文化財の記録の存在が共有されていないということにもなる。

こうした書誌情報の管理は一般には，ＩＳＢＮ（国際標準図書番号）によって行われている。ＩＳＢＮコードは，図書館において書誌情報を正確に管理して利用者に提供するために用いられており，図書館の中には図書の受け入れにあたってＩＳＢＮコードを要求しているところもある。しかしＩＳＢＮコードを取得するためには，登録料が発生するため，それが地方公共団体による取得の妨げになっている。

国立国会図書館と奈良文化財研究所への配布　日本国内で出版された出版物は，法定納本制度により国立国会図書館への納本が義務付けられており (※26)，国立国会図書館に納本された発掘調査報告書には全国書誌番号（ＪＰ番号）が無償で付与される。それによって国立国会図書館において書誌情報が管理され，オンライン総合目録の管理下に置かれるようになり，国会図書館及び全国の公共図書館における印刷物の発掘調査報告書の所在情報が確認できるようになる。

また，奈良文化財研究所に配布された発掘調査報告書は，国立情報学研究所（ＮＩＩ）が運用している大学図書館等の総合目録データベースＮＡＣＳＩＳ－ＣＡＴでの書誌レコードＩＤであるＮＣＩＤ が付与される。このように国立国会図書館と奈良文化財研究所へ発掘調査報告書を送付することは，確実な保管が担保されるだけでなく，ＩＳＢＮコードを取得しなくとも書誌情報の管理が可能となる。このことによって，国立国会図書館と全国の公共図書館のオンライン総合目録及び，全国の大学図書館等のオンライン総合目録によって，自館が所蔵して

いない資料を相互に提供する「図書館間相互貸借」が可能となることから，両機関へは確実に配布する必要がある。

３．高精度ＰＤＦの保管・管理

高精度ＰＤＦと印刷物の発掘調査報告書との関係　高精度ＰＤＦは，先述したように現在の印刷技術では，印刷物の作成の過程で生成される。いわば，印刷物の「版下」ともいえる性質のものであり，当然のことながらその精度は，印刷物と同等もしくはそれ以上である。

ただし，第２章で示したように高精度ＰＤＦは，データ容量が重いため，閲覧にあたっては一定の性能を有するパソコンとモニタが必要となり，インターネット上での公開にも不向きである。そのため，高精度ＰＤＦのみで発掘調査報告書を作成し配布することは，不適切であり，必ず印刷物を作成する必要がある。

高精度ＰＤＦの保存　高精度ＰＤＦは，印刷物のバックアップとして当該発掘調査報告書を作成した組織及び民間発掘調査組織等の地方公共団体以外の組織が作成した行政目的の発掘調査報告書については，当該遺跡の所在する地方公共団体において，印刷物とともに保存する必要がある。保存にあたっては「デジタル報告１」で示した適切なデジタル環境において長期保存する必要がある。しかし，写真等のデジタルデータとは異なり，数量が少なく増加率もさほど高くないこと，また発掘調査報告書一冊ごとにデータ管理を行ってもデータ検索にさほど支障をきたす性質のものではないことから，バックアップを含めＤＶＤ等の光ディスクに保存し，定期的にデータの点検を行うことでも対応できると考えられる。

※25　資料を識別同定し，記録して，利用可能な状態を作り出すための手法の総称。図書館で行われる目録作成作業や分類作業などがある。

※26　「国立国会図書館法」第二十四条の二による。

第２節　発掘調査報告書の利活用

１．発掘調査報告書の利活用にあたっての課題

発掘調査報告書の利活用の前提　冒頭で述べたように，低精度ＰＤＦの公開により発掘調査報告書の潜在的な需要の高さが数値で把握され明確になった。この結果を受けて，本報告では低精度ＰＤＦを利用した発掘調査報告書情報の積極的な公開が，その利活用を推進する上で効果的であることを示した。しかし，デジタルデータによる発掘調査報告書を含む発掘調査報告書の利活用にあたっては，次の点に留意する必要がある。

①著作権に係ること。

②低精度ＰＤＦの公開に係ること。

発掘調査報告書と著作権　発掘調査報告書を刊行する組織の専門職員が，職務として発掘調査報告書を作成した場合は，契約等に別段の定めがない限り，その職員は著作権を有しない。しかし，外部研究者等の執筆に係る部分は，原則としてその者が著作権を有することになる。写真等の画像についても，外部の者による撮影であって撮影者の創意工夫が入っており，著作権法第２条で規定されている著作物にあたる場合は，撮影者が著作権を有することになる。通常の場合，印刷物の発掘調査報告書への原稿掲載を前提に外部研究者等に執筆等の依頼を行うが，その許諾を得たものであっても，デジタル化をする場合は，別にデジタル化に係る複製権（著作権法第２１条）と公衆送信権（著作権法第２３条第１項）に関する許諾を得る必要がある。

複製権とは，作品の複写，録画・録音，印刷や写真にしたり，模写（書き写し）したりすること，スキャナ等による読み取りなどのことを指し，著作権法第３０条～第４７条で定める場合を除き，著作権者がその権利を占有することとされている。また，公衆送信権とは，インターネット等により，著作物を公衆向けに送信することに関する権利であり，公衆向けであれば，無線・有線を問わずあらゆる送信形態が対象とされている。これらの権利は財産権に相当し，譲渡や相続の対象となるため，過去の発掘調査報告書をデジタル化する場合には，仮に執筆者が死亡していたとしても，その相続権者の許諾が必要になる場合がある。また，原稿依頼時に謝金を支払っていたとしても，当事者間において著作権譲渡が明確化されていない場合は，一般的には著作権が譲渡されたとはみなされないので注意を要する。

著作権等への対応　発掘調査報告書の執筆や掲載する写真の撮影等の一部を外部委託する場合は，著作権に留意する必要がある。通常の場合，原稿等を外部に依頼する場合には，印刷物の発掘調査報告書への掲載を前提とするため，重版する場合を除くとさほど著作権の問題は生じないが，先述したように，デジタル化を行う場合はそれに係る複製権と公衆送信権への対応が必要になる。

こうした問題は，デジタル化の予定の有無に関わらず，原稿等を依頼する場合にあらかじめデジタル化に対する許諾（３５頁 参考様式）を得ておくことによって解消される。また，著作権以外にも個人情報の取扱いについても十分な配慮が必要となる。これは，発掘調査報告書を作成する場合に限らず，過去の発掘調査報告書をデジタル化し，公開する場合にも，個人情報が含まれていないか確認し，該当箇所を非公開とするなどの措置も必要となる。

なお，過去に公刊した発掘調査報告書をデジタル化する場合は，現実的に短期間で全ての発掘調査報告書の権利関係を整理することは困難であるため，作業計画を定め，権利関係に問題のない発掘調査報告書から進めることが重要となる（３７頁 資料１）。

低精度ＰＤＦの公開に係る問題　低精度ＰＤＦは保存性や精度の点で要件を満たしていないため，印刷物の発掘調査報告書の代わりになるものではなく，あくまでも「印刷物の発掘調査報告書の活用のための媒体」である。また，すでに膨大な蓄積があり，今後とも増加し続ける発掘調査報告書情報への入口にもなるものである。しかし，低精度ＰＤＦを作成し単にインターネット上で公開するだけでは，次に述べるように，こうした役割を十分に果たすことはできない。先述したように，印刷物の

発掘調査報告書の多くは書誌コントロールがなされていないため，入手が困難なだけでなく，刊行や所在の確認自体も困難な状況にある。このような図書は灰色文献と呼ばれており，インターネット上での公開は，こうした灰色文献の解消を図る目的もある。しかし，デジタルデータによる情報公開により，インターネットでは検索することが困難な文献や，インターネット上でしか存在せず長期的なアクセス保証に不安のある情報が多数生み出されるようになり，これらが新たな「灰色文献」になる危険性も指摘されている。つまり，インターネット上での公開も，書誌情報のコントロールと長期的なアクセスの保証が不可欠となる。

低精度ＰＤＦの公開にあたって留意する必要がある点は，次のとおりである。

①低精度ＰＤＦ公開の周知：組織のホームページに低精度ＰＤＦが公開されていることを周知するための工夫が必要となる。②リンク切れ：組織のホームページでは，サーバの老朽化に伴い，機器更改した際，低精度ＰＤＦを公開しているＵＲＬが変更され，アクセスできなくなり，公開の安定性に欠ける場合があるので，固定ＵＲＬを用いるなどの工夫が必要になる。③各組織のサーバ領域の圧迫：低精度ＰＤＦを多数公開する場合に備えて，サーバのデータ領域を十分に確保する必要がある。

２．発掘調査報告書の積極的利活用への対応

低精度ＰＤＦの効果的公開　低精度ＰＤＦの公開には，先述した問題がある。これらの問題のうち最も重要なことは，一度公開した情報を将来的にも管理し続けることである。また，公開の効果を高めるためには，公開している組織どうしがリンクを張るなどして，情報を共有し相互検索を可能とするなどの工夫も必要である。こうした低精度ＰＤＦの公開に係る問題を解消したシステムが，「全国遺跡報告総覧」である。

「全国遺跡報告総覧」の活用　「全国遺跡報告総覧」は，発掘調査報告書を全文電子化して，Ｗｅｂ上で検索・閲覧できるようにした「発掘調査報告書のインデックス」である。国立情報学研究所の最先端学術情報基盤（ＣＳＩ）整備事業の委託を受けて，平成２０年度～２４年度の５年間にわたって，全国の２１の国立大学 (※ 27) が連携して取り組んだ「全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト」で構築された遺跡資料リポジトリ・システムとコンテンツを奈良文化財研究所が引き継ぎ運用しているものである。

登録できるＰＤＦのデータサイズを，１ファイルあたり１００ＭＢを上限とすることにより，サーバの負荷を軽減しているため操作性に優れており，一般的なインターネット環境があれば誰でもどこからでも情報を取得できる。また，ＯＣＲ (※ 28) 処理を行うことにより全文検索を可能としているため，毎年，増加し続ける膨大な発掘調査データの中から，必要な情報をキーワード検索することもできる（詳細については，２５頁の参考を参照）。さらに，印刷物の発掘調査報告書を保管する図書館等の施設を調べることも可能であり，より高精度の情報を求める場合にも対応している。

つまり「全国遺跡報告総覧」は，国民が広く発掘調査報告書に触れる機会を提供するだけでなく，印刷物の発掘調査報告書の存在と内容の周知につながるものである。また，こうした効果はすでに現れており，平成２８年度のダウンロード数は８４万件にも及ぶなど，発掘調査報告書の需要を高めている。なお，このシステムにより国民が広く発掘調査報告書に触れる機会が得られることは，

①国民の埋蔵文化財保護に対する意識の向上。
②歴史や考古学に関心をもつ人材の育成。
③調査・研究の進展。

につながると期待され，埋蔵文化財を活かした地域づくり，ひとづくりにも寄与するところが大きいと考えられる。

全国遺跡報告総覧プロジェクトへの参加の推奨　「全国遺跡報告総覧」は，発掘調査報告書のインターネットによる公開に係る問題を解消し，効果的な情報発信を可能とした優れたシステムであり，発掘調査報告書の需要への対応や利活用の促進という観点のみならず，今後の埋蔵文化財行政の推進にあたっても重要である。また，このシステムは発掘調査を実施する組織が，数多く参加することにより内容の一層の充実が図られるものであるので，すでに低精度ＰＤＦを公開している組織も含め，より多くの調査組織の参加を推奨するものである。なお，システムへの参加に必要となるのは参考（２５頁）で示すとおり，基本的には著作権等の処理を行った低精度ＰＤＦの作成のみである。

※ 27　東北大学・山形大学・秋田大学・筑波大学・富山大学・信州大学・滋賀大学・大阪大学・神戸大学・奈良女子大学・鳥取大学・島根大学・岡山大学・広島大学・山口大学・徳島大学・香川大学・愛媛大学・高知大学・九州大学・宮崎大学の各附属図書館

※ 28　Optical Character Recognition/Reader。イメージスキャナなどで取り込んだ画像等を解析して，その中に
含まれる文字に相当するパターンを検出し，書かれている内容を文字データとして取り出す技術。

第３節　まとめ

本報告の最後に，ここまで示してきた内容をまとめることとする。

発掘調査報告書の形態について　発掘調査報告書は，埋蔵文化財という国民共有の貴重な歴史的財産の記録である。そのため，その確実な刊行はもちろんのこと，適切な精度で作成され，確実に保管し国民の利活用に備える必要がある。こうした発掘調査報告書に求められる諸要件を充足する具体的な措置として次の点を示した。

①発掘調査報告書はこれまでどおり印刷物とすること。
②印刷物の発掘調査報告書と同等以上の精度をもつ高精度ＰＤＦを，そのバックアップとして，当該発掘調査報告書を作成した組織が印刷物とともに保存する必要があること。また，地方公共団体以外の組織が作成した行政目的の発掘調査報告書につ

いては，当該遺跡の所在する地方公共団体においても印刷物とともに長期保管すること。
③低精度ＰＤＦは，印刷物の発掘調査報告書の存在と内容を広く周知し活用を促進するために有効なものであるので，その目的で作成し適切に公開することが望ましい。ただし，低精度ＰＤＦは，資料の体裁としては発掘調査報告書と同じ形態であっても精度・保存性等が発掘調査報告書に求められる要件を満たさないため，発掘調査報告書として使うことは適切でないので注意すること。

発掘調査報告書の配布と保管について　低精度ＰＤＦによる情報発信を行うことにより，印刷物の発掘調査報告書の需要が高まることが予想される。こうした状況に対応するための措置として次の点を示した。
①「調査標準」で示した発掘調査報告書の配布の考え方に基づき適切な機関に配布すること。
②多様な利用形態に対応できるよう保管・利用環境の充実に努めるとともに，自らが所蔵する発掘調査報告書の目録を作成するなどして，適切に管理し利用に備えること。
③長期保存及び書誌コントロールのために，国立国会図書館及び奈良文化財研究所には確実に配布すること。

発掘調査報告書の利活用について　国民共有の財産である埋蔵文化財の記録の中心となる発掘調査報告書は，国民がその存在を知ることはもちろんのこと，積極的な利活用を推進する必要がある。そのためには，低精度ＰＤＦによる公開が効果的であり，その作成と効果的な公開にあたっての具体的な措置として次の点を示した。
①外部に発掘調査報告書の原稿等を依頼する場合には，デジタル化による公開に備えて，デジタル化に係る許諾をあらかじめ得ておく必要があること。
②過去の発掘調査報告書のデジタル化にあたっては，著作権等の問題がないものから優先的に行うなど，計画的な対応が必要となること。
③低精度ＰＤＦによる公開を行う場合には，データを公開していることの周知や一度発信した情報を将来的にも管理し続けることと，他の公開組織との情報共有が重要になること。
④奈良文化財研究所が運営する「全国遺跡報告総覧」は，低精度ＰＤＦによる公開に係る問題を克服したシステムであるので，積極的に参加すること。

おわりに

発掘調査の記録として後世に残す記録の中心となる発掘調査報告書は，相応の精度により作成されることと，確実に保管されることとともに，多くの国民の利用に供されるよう閲覧環境が整備されていることが求められている。本報告では，発掘調査報告書に求められる要件ごとに，印刷物の発掘調査報告書，デジタルデータによる発掘調査報告書の特性を分析し，それぞれの特性に応じて果たすべき役割について明確化した。また，デジタルデータによる発掘調査報告書の出現とその利用頻度から，これまで以上に発掘調査報告書の利活用が推進される可能性を指摘し，それに対応するために発掘調査組織及び地方公共団体が行うべき措置について示した。

なお，本検討に引き続き，本委員会では既存の一次資料のデジタル化の問題と発掘調査で取得されるデジタルデータの一次資料の取扱いについての検討を行うこととしている。この検討の中では，埋蔵文化財行政におけるデジタル技術の効果的な利用という観点も含めて検討する予定である。また，「デジタル報告１」でも示したように，デジタル技術は今後もさらに進展すると考えられ，本委員会では，今後のデジタル技術の進展や社会への浸透を注視するとともに，埋蔵文化財行政の円滑な推進のために埋蔵文化財行政におけるデジタル化の問題について必要となる事項について，今後とも検討し方向性を示していく予定である。

参考　「全国遺跡報告総覧」について

１．全国遺跡報告総覧の概要

経緯　発掘調査報告書の広域的な電子公開は，全国遺跡資料リポジトリプロジェクトから始まる。平成１９年度から島根大学附属図書館を中心とした中国地方の五つの国立大学附属図書館が協同で，発掘調査報告書の電子公開を始めた。平成２０年度には，国立情報学研究所の最先端学術情報基盤（ＣＳＩ）整備委託事業（第２期〈平成２０～２１年度〉）の領域２（以下「ＣＳＩ委託事業」という。）に採択され，事業を推進した。ＣＳＩ委託事業の最終年の平成２４年度には，全国２１の国立大学が２６道府県の発掘調査報告書１１，９１６件を各地の大学図書館のサーバで電子公開するに至った。

一般的に発掘調査報告書は，発行部数が少なく商業出版の流通基盤に乗らないため，図書館界では入手や閲覧が困難な「灰色文献」とされるが，電子公開により平成２４年度には約３０万件のダウンロード数があった。こうした活発な利用実績からして，発掘調査報告書の電子公開が灰色文献の解消につながることが実証された。また，このプロジェクトは，印刷物の発掘調査報告書をデジタルデータに置き換えようとするものではなく，印刷物とデジタルデータの双方の特性を活かし，確実な保存と発掘調査成果の幅広い発信と活用を達成することを目的としたものであり，印刷物とデジタルの相互補完を目指して事業が推進された。しかし，大学附属図書館が主導するモデルの限界やＣＳＩ委託事業の終了によるプロジェクトの継続性に課題があった。そこで，プロジェクト当初より遺跡抄録情報を提供し支援してきた奈良文化財研究所がデータ及びシステムを引き継ぐことが，関係機関の協議によって決定された。

それに伴い，各大学図書館に分散配置されていたデータ・システムは，奈良文化財研究所に統合されることになったが，各大学図書館との連携や大学ごとの取組は継続されることとなった。また，プロジェクト名称は「全国遺跡報告総覧プロジェクト」（以下「遺跡総覧プロジェクト」という。）と改称され，平成２６年にシステム統合に向けた調整を行い，平成２７年６月

にそれぞれ分散していた２１のシステムを統合した新システム「全国遺跡報告総覧」が再スタートした。

推進体制　遺跡総覧プロジェクトは，代表機関・システム維持管理を奈良文化財研究所，事務局である島根大学附属図書館を含めた２１の国立大学附属図書館，直接参加地方公共団体・地方公共団体が設立もしくは設立に関与した公益法人等の発掘調査組織等で構成し事業を推進している。プロジェクト内には実務者会議とプロジェクト推進会議の二つの会議を設置している。

実務者会議は，年１回開催され構成機関での課題共有や解決策について議論されている。構成機関は，実務者会議に欠席であっても事前の意見徴募やアンケートによって，会議に関与することができることとなっている。プロジェクト推進会議は実務者会議での内容を具体化し実務的に推進する会議で，必要に応じて開催されている。

２．システムの特徴

発掘調査報告書の効果的な利用に係る機能　「全国遺跡報告総覧」は，単に広く公開するというだけではなく，実際の発掘調査報告書の利用形態等を踏まえてシステム設計されている。その大きな特徴は次のとおりである。

①インターネット環境があればいつでもどこからでも情報を取得できること。「全国遺跡報告総覧」は，Ｗｅｂシステムとして一般公開しているため，インターネットを利用できる環境であれば，世界のどこからでも，いつでも必要とする情報をサーバから取得することができる。

②発掘調査報告書の形態をそのまま再現していること。発掘調査報告書は画像情報とテキスト情報からなり，ページレイアウトも工夫されている。そのため発掘調査報告書を電子的に扱うためには，画像とテキストを扱え，特定のＯＳ環境に依存せず，ページレイアウトがくずれず，広く社会で使われているデータ形式である必要がある。ＩＳＯ３２０００－１として標準化されているＰＤＦ（Portable Document Format）がこれらの要件を満たしていることから，ＰＤＦ形式が採用されている。

③検索が容易であること。発掘調査報告書の代表的な利用のひとつに，同種の遺跡や遺物を複数の発掘調査報告書から横断的に検索するという方法がある。こうした作業を印刷物で行う場合，検索の対象となる発掘調査報告書の原本にあたり，相当の手間暇をかけて行う必要があるが，「全国遺跡報告総覧」の全文検索機能を利用することにより，こうした作業を簡単に行うことができる。

「全国遺跡報告総覧」では，データ登録時に夜間処理としてＰＤＦデータから本文の全文テキスト抽出処理を行っており，この処理の結果は全文検索エンジンと連携している。例えば，検索語を「高坏」で調べた場合，発掘調査報告書１，３１１件の検索結果が提示される。さらに「弥生時代」を加え「高坏弥生時代」で検索した場合，１，１４６件の結果に絞り込まれる。さらに「島根」を加えた場合，１１９件の結果となる。このように一般的な検索エンジンサイトのように条件を追加することで，利用者が必要とする発掘調査報告書を簡単に探すことが可能である。

平成２９年７月現在の検索可能なデータ数は発掘調査報告書約２０，０００冊，テキスト約１５億１千万文字であり，利用者はその中から検索することができる。なお，検索結果画面には，発行機関・種別・発行年・編著者名ごとに絞り込むこともできる。

④ＰＤＦデータのダウンロードができること。必要とする発掘調査報告書を見つけた場合，ダウンロードボタンをクリックすることで，ＰＤＦをダウンロードすることができる。

⑤印刷物の発掘調査報告書の所在を知ることができること。印刷物の発掘調査報告書を閲覧したい場合は，報告書詳細画面の「所蔵大学（ＮＣＩＤ）」および「ＪＰ番号」欄のＩＤをクリックすることで，大学図書館及び国立国会図書館のサイトに移動し，所蔵状況を確認することができる。国立国会図書館のサイトでは，公共図書館の所蔵状況を調べることができる。また，発掘調査報告書の表紙のサムネイル画像が「全国遺跡報告総覧」の画面に表示されるので，図書館等で印刷物の発掘調査報告書を探す時にも便利である。

⑥登録した発掘調査報告書の閲覧実績を知ることができること。発掘調査報告書を発行した機関は，遺跡総覧プロジェクトから配布されたＩＤ及びパスワードを使用して，インターネット上の「全国遺跡報告総覧」にログインし，データを登録する。登録時には，あらかじめ圧縮した発掘調査報告書ＰＤＦをアップロードし，書誌情報等を入力する。発掘調査報告書ＰＤＦは１ファイルを１００ＭＢ以内に圧縮するか分割しなければならない（資料２・３）。

データ登録機関は，自機関が登録した発掘調査報告書のファイルダウンロード数の推移や当該月でのファイルダウンロード数などの利用統計を確認することができる。

⑦災害等の不測の事態にも対応できるようデータのバックアップがとれていること。ディザスタリカバリ（Disaster Recovery＝災害時のシステム障害を素早く復旧・修復を行うための仕組みや体制）として，遠隔地サイトへバックアップデータを複製する遠隔地バックアップを導入し，東日本・西日本のサイトにデータを保管している。

⑧ ＤＯＩ (Digital Object Identifier) コードが付与されること。ＤＯＩとはＷｅｂ上の電子文献に付与されるコードで，書誌におけるＩＳＢＮコードと同様，文献ごとに与えられるコードである。Ｗｅｂ上の電子文献は配布サイトのＵＲＬが変わるとアクセスできなくなるが，ＤＯＩは恒久的に使用されるため，管理に用いることで，ブラウザのＵＲＬ欄に http://dx.doi.org/(DOI コード) と入力するだけで確実に電子文献にアクセスでき，長期的なアクセスも保証される。

付帯的な機能

①文化財の普及活用事業の周知　データ登録機関は，普及活用

事業の情報を「全国遺跡報告総覧」に登録することができる。発掘調査報告書の全文検索データベースと活用事業のデータベースが同居することにより，発掘調査報告書の活用促進と，埋蔵文化財活用事業の情報発信が一体化されることになる。それによって，発掘調査報告書を見にきたユーザーが，当該遺跡が所在する地方公共団体周辺での講演会や展示会等の活用事業に関する情報を得て現地を訪れたり，逆に活用事業の情報を求めるユーザーが，活用事業で接した遺跡の発掘調査報告書を検索・閲覧したりするなど，発掘調査報告書の利用促進と活用事業のＰＲの相乗効果が期待される。

②登録機関へのフィードバック　活用事業のページには，自機関のホームページアドレスをロゴマークで載せることができる。「全国遺跡報告総覧」に事業概要を載せ，より詳しい情報を載せている自機関のホームページに誘導することも可能であるなど，自機関のホームページの訪問数を伸ばすことも期待できる。

３．保有しているデータ量と利用実績データ量

平成２９年７月１３日時点のデータ量は下記のとおりである。

【資料登録数】

登録数：２０，０２７件

発行機関数：３７９機関

登録資料の内訳

・報告書・概報・要覧（発掘調査・遺跡整備・復元工事）（１８，５３４）

・年報・紀要・研究論集・市史研究等・文化財だより（８４１）

・配布資料（現地説明会・展示解説・発表要旨）・講演会資料集・ガイドブック（４４３）

・展示図録（６８）

・遺跡地図・分布地図（２７）

・その他（古文書・景観・民俗等の関係資料・機関概要）（１１４）

【データ内容】

総ページ数：２４５万ページ（２，４５０，４９８）

総文字数：１５億１千万文字（１，５１６，５５１，３５５）

編著者数：１０，００８

利用実績　登録コンテンツおよび機能改善によって利用実績は，増加傾向にある。平成２８年度の発掘調査報告書ＰＤＦのダウンロード数は約８４万件と大幅に活用された。主な要因は，インターネットによる公開で今まで手に取って閲覧することができなかったが利用できるようになったケースや，全文検索機能によって知らなかった発掘調査報告書を知ることができ利用機会が増加したためとみられる登録報告書数の増加と認知度の向上により，奈良文化財研究所にシステムを移行した平成２７年６月以降，利用頻度は増加し続けている。

４．全国遺跡報告総覧の効果

発掘調査成果の幅広い普及　「全国遺跡報告総覧」は発掘調査報告書の利用促進において，大きな効果が挙げられることが期待され，事実，その閲覧実績も右肩上がりに増加している。検索機能を利用することにより，膨大な発掘調査報告書の中から必要な情報を容易に入手できるなど，調査・研究の進展に寄与するところも大きい。また，タブレット端末等を利用することにより，現地での協議や調査の現場で情報を参照する際も，紛失等の恐れなく発掘調査報告書の内容を閲覧できる利点もある。さらに，こうした点以外にも，次のような点で効果が挙げられている。

大規模災害への対応　大規模災害には，発掘調査報告書等の資料を収蔵する施設が被災するなどして，埋蔵文化財に関する基礎情報を確認することが被災地において困難になり，外部からの問い合わせ等に即座に対応できない状態となることが予想される。

先述したように，「全国遺跡報告総覧」は遠隔地バックアップを導入しているので，インターネットに接続できる環境にあれば利用でき，非常時における利用にも効果的である。

海外への日本考古学の情報発信　平成３２年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めインバウンドへの情報発信強化文化財分野でも求められている（※29）。我が国の文化の保存・継承や国内外への発信基盤となる取組としてデジタルアーカイブの整備が有効であるとされているが（※30），現在は，海外からアクセス可能な日本研究のためのデジタルコンテンツの不足が指摘されており，今後，海外発信の強化のために関係機関による多言語化が望まれている（※31）。

「全国遺跡報告総覧」では，英語で検索できるクロスリンガル検索機能を備えている。システム内部に日英の和英対訳の考古学用語と日本語の類語データベースを保持しており，自動検索に使用している。英語の考古学用語を検索ワードとした場合，日本語に自動変換し，類語を自動付与した上で検索できるため，日本語の考古学用語を知らない場合でも，英語で日本の発掘調査報告書を調べることができる。

こうした機能は，海外に向けた日本考古学の成果発信の一助となり，日本研究に興味がある海外の利用者に，より手軽に発掘調査報告書を閲覧できる環境を提供することになる。

※29　内閣官房知的財産戦略推進事務局「コンテンツのデジタルアーカイブに関する今後の取組について」平成27年２月 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai8/siryou1.pdf，知的財産戦略本部「知的財産推進計画２０１６」平成28年５月 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf

※30　『デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告』（平成28年３月）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/jitumu/h28_chukanhokoku.pdf

※31　報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）平成29年４月

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html。全国遺跡報告総覧は本報告書において「アーカイブ連携・活用の優良事例」として紹介されている。

※参考様式，挿図，資料等は省略

(56)　水中遺跡保護の在り方について (報告)

平成二十九年十月三十一日

水中遺跡調査検討委員会報告

はじめに

我が国は，国土面積は世界で６２番目であるが，海岸線の距離は６番目と長大であり，海を舞台とした歴史事象は非常に多い。したがって，これまで陸上の歴史事象を中心に構築されてきた我が国の歴史と文化に，これら海における歴史事象，特に，水中遺跡から得られる情報を加えることは，我が国の歴史と文化の内容をよりよく理解する上で極めて重要である。例えば，２度の蒙古襲来のうち，弘安４（１２８１）年の弘安合戦に際して，現在の長崎県伊万里湾の鷹島沖に集結していた元軍１４万人，軍船４，４００艘が暴風雨により壊滅的な打撃を受けたとされる歴史事象は著名であり，これに関連する鷹島海底遺跡は，日本における水中遺跡の象徴的な存在として広く知られている。

しかし，我が国ではこれまで，埋蔵文化財の保護を目的とした行政は主として陸上に所在する埋蔵文化財を対象として進められており，水中遺跡を保護しようとする機運の高まりはほとんどなく，行政的な対応や体制整備等は十分に進まない状況にあった。

こうした中，文化庁では平成２４年３月に，鷹島南東部の神崎沖の海岸から南北２００ｍ，東西また，平成２７年５月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本方針（第４次基本方針）」の中では，重点的に取組むべき施策の一つとして「水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究を進めるとともに，地方公共団体の取組を促す。」とされ，国として水中遺跡保護の取組に関する方向性が示された。本報告によって，我が国の水中遺跡保護がこれまで培ってきた陸上の埋蔵文化財行政の理念・保護手法・体制等と同様，着実に定着していくことを期待するものである。

第１章　水中遺跡とは

我が国は海に囲まれているため，海との関わりの中で人々は暮らし，そして海を舞台に人とモノが往来し，国内外の諸地域と活発な交流がなされてきた。また，河川・湖沼を介して行われてきた交流も，地域の歴史と文化を考える上では欠くことができない。海岸・海底・河川・湖沼及びそれらと連接する地域には，そのような海や河川・湖沼を舞台とする歴史事象の痕跡が数多く存在する。これが本報告で取り上げる「水中遺跡」である。文化財保護法上の埋蔵文化財の定義である「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第９２条）には，水底に所在するものも含まれる（「文化財保護法の一部改正について」（昭和２９年６月２２日付文委企第５０号 文化財保護委員会事務局長通知 資料編７（２）），「海底から発見された物の取扱いに関する疑義について」（昭３５年３月１５日付文委庶第２６号 文化財保護委員会事務局長通知 資料編７（４））。したがって，水中遺跡も文化財保護法に基づき保護措置を執るべき対象となる。

ところが，我が国における埋蔵文化財の保護を目的とした行政（以下「埋蔵文化財行政」という。）は，昭和４０年代以降，陸上で行われる開発事業への対応が優先され体制が整備されてきたため，水中遺跡保護の取組は積極的には進められなかった。そのため，これまで水中遺跡に対する国民の興味や関心もほとんど高まりを見せることはなかった。冒頭でも述べたように，水中遺跡から得られる情報は我が国の歴史と文化をよりよく理解するためには欠くことのできないものであり，その内容の解明と適切な保護措置を執ることが必要である。

１．水中遺跡の定義

水中遺跡の定義　ただし，ダム・溜池・河川等の水面下にある遺跡については，陸上の埋蔵文化財包蔵地として把握されすでに保護措置が執られている場合が一般的であることから，本報告では水中遺跡として取り扱わないこととする。なお，船着き場をもつ港町のような港湾関係遺跡等，陸上から水域にかけて展開して連続性と一体性が強い遺跡の水域部分については，状況に応じて，その都度，取扱いについての検討が必要である。

２．水中遺跡の種類と特性

水中遺跡の形成要因と種類　水中遺跡といえば，座礁や暴風雨によって難破した沈没船が代表的な事例と考えられがちであり，本報告においてもそれを具体的な事例として記述する場合が多い。しかし，実際に把握されている事例の多くは遺物が確認されるだけの遺物散布地である。これらについては主に，漁業関係者やダイバー（以下「漁業関係者等」という。）による遺物の引揚げをはじめ，護岸工事・浚渫・土砂採取等に際しての不時発見，海岸・河岸における遺物散布の発見等によりその存在が認識される。水中遺跡の形成要因は多様であるが，主に次の４点が考えられる。

①船が積み荷とともに沈没した場合。

②船上等から何らかの事情により積載物が投棄された場合。

③自然の営力により陸上の遺跡が水没した場合。

④港湾等の陸上から水中にかけて一体的に構築された施設が遺存している場合。

このうち①及び②については，沈没船の木質部がフナクイムシやバクテリア等の生物被害により滅失することもあるため，遺物の散布状況のみによって明確に区別することができないこともある。

①及び②による代表的な水中遺跡としては次のような事例がある。

○鷹島海底遺跡（長崎県松浦市）：弘安４（１２８１）年の蒙

古襲来の弘安合戦に関係した遺跡。
○相島海底遺跡（福岡県新宮町）：平安宮朝堂院焼失に際して筑前国から瓦が海路により搬送されたことを物語る,「警固 (けご)」銘の文字瓦が出土する玄界灘の相島沖に所在する遺跡。
○倉木崎海底遺跡（鹿児島県宇検村）：奄美大島南西部の珊瑚礁の浅瀬に中世の貿易陶磁器のみが大量に出土する遺跡。
○神津島沖海底遺跡（東京都神津島村）：伊豆諸島神津島沖に近世の同一規格の大量の擂鉢と硯等が出土する遺跡。
○開陽丸（北海道江差町）：明治元（１８６８）年の箱館戦争に際して沈没した旧幕府軍榎本武揚乗船のオランダ製軍艦。
○幕末維新期の外国籍沈没船：安政元（１８５４）年静岡県駿河湾内ロシア船籍ディアナ号，安政４（１８５７）年沖縄県多良間島沖オランダ船籍ファン・ボッセ号，明治５（１８７２）年沖縄県国頭沖イギリス船籍ベナレス号。
③による代表的な水中遺跡としては次のような事例がある。また，陸上の遺跡が河川の流れや洪水等により浸食され，遺物が水底に二次堆積した場合もこれに含まれる。
○粟津湖底遺跡（滋賀県大津市）：沈降により水没した琵琶湖湖底にある縄文時代の貝塚。
○檜原湖湖底遺跡（福島県北塩原村）：明治２１（１８８８）年に磐梯山の噴火によって発生した火砕流が，川を堰き止めて生じた湖に水没した明治期の集落遺跡。
④による代表的な水中遺跡としては次のような事例がある。
○ 史跡十三湊遺跡（青森県五所川原市）：１５世紀の港湾都市遺跡。

水中遺跡の歴史的特性　水中遺跡は，水没した時点で人為的な行為が短時間もしくは一瞬のうちに停止するため，陸上に比べて遺物が高い完形性や一括性をもち，生物被害等がなければ有機質遺物の遺存状態も良好な場合が多い。例えば，倉木崎海底遺跡や神津島沖海底遺跡は同一時期に属する特定生産地の陶磁器等が海底に集積している事例として知られている。これらは目的地に向かう途中で難破した商船の積載物であった可能性があり,当時の物資流通経路の状況を示す資料として注目される。また，集積している陶磁器等の組成を分析することにより，当時の交易・商業活動等についての具体的な状況を知ることができる場合もある。

粟津湖底遺跡や檜原湖湖底遺跡のように自然環境の変化等によって水没した遺跡は，後世の攪乱等を受けておらず，当時の状況がそのまま遺存していると考えられている。このような遺跡からは，当時の集落の構造や生活に関する多くの情報が得られ，それらの復元も可能になる場合がある。

また，水中遺跡単独としての評価にとどまらず，陸上の遺跡や文献史料及び民俗誌等との関連とを一体的に評価することで，我が国全体や地域の歴史と文化をより一層明らかにすることができる場合もある。例えば，史跡十三湊遺跡では，中世の船着き場等の港湾施設とそれを中心に展開する港町が検出されており，往時の景観とそこを舞台とした交流の実態解明のための貴重な情報をもたらしている（資料編２，７２頁参照。）

さらに水中遺跡には，近世以降の事例が多いことから，文献史料を通じて遺跡の由来や形成に関することや，人の生命にまつわるエピソードなどが伝えられることもある。中でも外国籍の沈没船については，当該期の対外交易史や外交史に関連した情報が得られることもあり，地域史という枠組みに収まらずより広範な視点で評価する必要もある。

水中遺跡の物理的特性　水中遺跡の最大の特性は前項で示したとおりである。一方で，水中遺跡は水面下という特殊な環境にあるため次のような物理的特性を有している。
①遺跡までは潜水等によってアプローチする必要があり，その存在はもちろん範囲と内容の把握が困難なこと。
②水中での諸作業には陸上とは異なる潜水等の特殊な技術が不可欠であることから，陸上の場合と比べると格段の困難と危険を伴うこと。
③水中環境の変化（水流・塩分濃度・酸素濃度・水温等）やフナクイムシ等による生物被害により，劣化や滅失の可能性が高いこと。

そのため水中遺跡の調査においては，探査等で使用する機器類に関する特性の理解はもちろんのこと，調査の方法やそれに要する技術，安全管理やそれを実施する体制等が求められることから，陸上の場合とはその内容が大きく異なる。さらに，要する費用と期間は陸上の調査と比較して増大するのが通例である。

３．水中遺跡保護に関する現状と諸課題及び本報告の目的

水中遺跡保護の現状　水中遺跡保護にとって対処する必要のあることとしては，開発事業等の人的な行為と自然の営力による滅失等がある。我が国の海域や湖沼等で行われる掘削を伴う行為には，港湾開発を中心とした護岸・浚渫工事や橋梁建設，パイプラインやケーブルの敷設，洋上の風力発電や海底資源の開発，リゾート開発等の各種開発事業がある。

また，これとは別に，漁業関係者等による偶然の遺物採集，底引き網漁等による海底面の掘削，さらにはトレジャーハンター（本報告では「科学的な調査を行わずに水中遺跡を濫掘し，売買を目的に金銭的に価値のあるものを収集する個人又は法人その他団体」とする。）による濫掘等によって水中遺跡が破壊される場合もある。これらは概して，水中遺跡の存在自体が知られていないことや，それを国民共有の財産として保護を図る必要があるという理念が認識されず,「周知の埋蔵文化財包蔵地」として取り扱われないために生じる，主として埋蔵文化財行政上の課題である。

このような現状は，我が国の埋蔵文化財行政が昭和４０年代以降の陸上における大規模開発事業に対応することを中心に進められてきたこと，蒙古襲来に伴う鷹島海底遺跡のような発見はあったものの，特別史跡高松塚古墳や特別史跡吉野ヶ里遺跡のような国民的注目を集める水中遺跡の発見や調査等がほとんどなかったこと，トレジャーハンターによる水中遺跡の濫掘等の実態が把握され問題になることもほとんどなかったことな

ど，水中遺跡保護に関する行政や国民の認識が高まる契機が乏しかったことに起因すると考えられる。

その結果，平成２９年３月に文化庁が公表した『埋蔵文化財関係統計資料』では，把握されている約４６万８，０００箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地のうち水中遺跡は３８７箇所に留まり，発掘調査も毎年約８，０００件のうち１件前後と極めて少ないという状態になっている (※1)。

水中遺跡保護に関する課題　陸上の歴史事象を中心に構築されてきた我が国の歴史と文化に水中遺跡から得られる情報を加えることは，その内容をよりよく理解する上で極めて重要である。その観点で，現在の水中遺跡保護に関する課題として次の３点を位置付け，水中遺跡保護の在り方を示す必要があると考えられる。

①国と地方公共団体の埋蔵文化財行政において，国や地域の歴史と文化をさらに充実した内容にするためには高い歴史的価値を有する水中遺跡を適切に保護することが必要であることを再認識するとともに，広く国民にその意識の涵養を図ること。

②水中遺跡を保護するための考え方及び手法の整理・検討等により，埋蔵文化財行政としての取組の基本的な在り方を明確にすること。

③水中環境の変化に影響されやすいという水中遺跡の物理的特性に対応した調査手法や保存技術を確立するとともに，保護に当たる体制の整備を図ること。

本報告の目的　本報告では前記①から③を基礎におきながら，水中遺跡保護を進めるために必要となる具体的な次の事項について，一定の方向性を示すこととする。

①水中遺跡保護における「把握・周知」「調整」「保存」「活用」の諸段階の在り方。

②水中遺跡保護のために必要となる市町村・都道府県・国の体制と役割。

なお，水中遺跡保護を推進するためには，国民の水中遺跡保護に関する意識の涵養を図ることが望まれるとともに，開発事業を所管する行政機関の担当部局等において埋蔵文化財行政に関する理解を得ることも必要であるので，これらの点についても，適宜，触れることとする。

※１『日本漂流漂着史料』（気象研究所気象史料シリーズ３ 昭和３７年）には，古代以降，明治期に至るまで少なくとも６００件近い船舶の漂流・漂着・難破等に関する情報が掲載されている。この資料は，六国史や風土記をはじめ，貴族の日記類，中国・朝鮮の文献，江戸幕府が嘉永６（１８５３）年に編纂した『通航一覧』等の限られた文献史料の中から抽出したものである。これに加えて地方文書等の地域の文献史料に記載された漂流・漂着・難破等に関する記事の悉皆調査を実施すれば，我が国の水域に存在する水中遺跡の数は現在の数を大きく超えることは確実である。

第２章　諸外国における水中遺跡保護の現状

今回の検討に当たっては，水中遺跡保護に対し積極的な取組を進めている諸外国の状況調査を行った。その目的は，日本国内における水中遺跡の調査事例が乏しい中，豊富な調査の実績と成果を上げている諸外国での水中遺跡保護に係る行政的な取組の実態と諸課題を把握し，我が国における水中遺跡保護の在り方の検討素材とするためである。

１．諸外国における水中遺跡保護の経過

水中遺跡保護の取組と沈没船の引揚げ　諸外国では，潜水技術等が飛躍的に向上した１９６０年代以降，欧米を中心に国主導で沈没船の引揚げが進んだ（資料編１）。フランスのローヌ川に沈没した紀元１世紀のローマ時代の商船，１０世紀頃に海峡封鎖を目的に意図的に沈められたデンマークの５隻のヴァイキング船，１５４５年にフランスとの海戦で沈没したイギリスのヘンリー８世の旗艦であるメアリー・ローズ号，１６２８年に進水直後に沈没したスウェーデン王室の軍艦であるヴァーサ号等はその代表的な事例である。これらはいずれも沈没船本体と積載物の遺存状態が極めて良く，また，歴史的意義の重要性からも自国の誇りとなる場合もあれば，それが対外的な争いに起因するならば自国のアイデンティティーの象徴として位置付けられる場合もあり，国民から高い興味と関心を得るという共通の背景を有している。同様にアジアにおいても，韓国の新安沈没船や中国の南海１号沈没船等の引揚げが国主導で行われ注目を集めた。

保護体制整備の経過　こうした経緯のもと，水中遺跡保護の意識も徐々に高まり，行政的な考え方の整理，保存処理に関する技術の向上，専用施設の整備，専門的な知識や技術を有する専門職員の配置等の体制整備に関する考え方の整理と実践が着実に進んだ。また，外国籍の沈没船の取扱いに関して旗国との対応等が必要となることや，水中遺跡保護の取組自体が諸外国との関係性の中で行われている実態に則し，１９９０年代以降，諸外国では水中遺跡保護を所管する専属の研究機関等の設置・整備が主に国主導で行われた。その結果，悉皆的な分布調査等も積極的に進められ，水中遺跡のおおよその範囲と内容に関する情報が着実に集約・管理されるようにもなった。

開発事業に際しては，陸上と同様に事業対象地に水中遺跡が存在する場合，保護行政側は開発事業者に対してまずは計画変更を促すが，現状保存が図られない場合は原因者負担による発掘調査を実施している。なお，発掘調査の対象となる水中遺跡の多くは水没遺跡や遺物散布地であり，沈没船の事例は少ない。

また，近年では，長期にわたる発掘調査によって引き揚げられた沈没船本体や多様な積載物であった遺物について，さらに長期に及ぶ保存処理を行い，大規模な博物館等の保存公開施設を整備して，公開・活用を積極的に図る事例もみられる。この他にも，それらの保存処理や復元作業自体を公開することで水中遺跡保護に伴う作業内容の理解を促す取組や，現地保存や整備された水中遺跡を実際に見に行くダイビングツアー，水中遺跡に関する体験学習等も行われ，水中遺跡保護の重要性を国民に理解してもらうための工夫や事業を積極的に展開している。

なお，水中遺跡保護には，一般的な考古学のほかにその特性

に応じた知識と技術が必要であり，大学の考古学カリキュラムに水中考古学の講義を設けて，国の研究機関と連携して水中遺跡保護に関する人材育成を行っている国もある（資料編１）。

水中遺跡保護に関する条約　１９９４年，「海洋法に関する国際連合条約」（国連海洋法条約 解説編５）が発効した。この条約では，海洋に関する諸問題について包括的に規律し，いずれの国も海洋において発見された考古学上の又は歴史的な特質を有する物について保護し，協力する義務を有することなどを定めている。

諸外国において水中遺跡保護の体制整備が進められても，開発事業による水中遺跡の破壊やトレジャーハンターによる濫掘と売買が後を絶たない状況であったことを踏まえ，「水中文化遺産の保護に関する条約」（水中文化遺産保護条約　資料編７（６））が，２００１年の第３１回ユネスコ総会で採択され，２００９年１月に発効した（２０１７年８月３０日時点で５８か国が批准しているが我が国は批准していない）。この条約では，「水中文化遺産が人類の文化遺産の不可分の一部を成すもの」と位置付けられ，対象を「文化的，歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって，その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあった」（第１条第１項）ものとし，その取扱いについては，現状保存を「あらゆる活動を許可し又は行う前の第一の選択肢」（第２条第５項）としている。

なお，この条約の実施状況を報告・確認する国際会議として，「水中文化遺産保護条約締約国会議」が隔年で開催され，同会議の実務組織にあたる科学技術諮問委員会が毎年開催されている。これらの会議には，締約国以外の国の関係者もオブザーバーとして参加している。

２．諸外国における水中遺跡保護の成果と課題

諸外国における体制整備　水中遺跡保護に積極的に取り組んでいる諸外国は，自国を代表する沈没船の引揚げを主に国主導で実施してきた。その背景には，特殊分野の人員を備えた大規模な調査体制とそれに伴う多くの費用と期間を要することから，地方機関が主体となって実施することは難しいという実態がある。この国主導の取組の結果，諸外国では水中遺跡の保存と活用に不可欠な発掘調査や保存科学等の技術が大きく進展し，それに伴い文化財保護関連部局や研究機関等の整備充実が図られ，国民の水中遺跡への関心も高まった。

一方，諸外国における沈没船や遺物の引揚げに至る背景には，トレジャーハンターによる濫掘という問題がある場合も多い。第１章２でも述べたように，水中遺跡では沈没船等に由来する交易品が完全に近い形で遺存する場合が多いことから，売買目的で濫掘する事例が多発している。この件に関しては，国際刑事警察機構（インターポール）が各国の水中考古学関連機関と連携して，水中遺跡保護の重要性を周知しながら，定期的な監視を行うなどの防止活動を進めている。

引き揚げた沈没船や遺物の保存・活用と維持管理　引き揚げた巨大な船体や多様な積載物，船内の生活用品といった実物資料等を直接に見る機会は，当時の姿や大きさを身近に感じることができるため，国民が水中遺跡の重要性を認識する大きな契機となる。

しかし，これらを引き揚げて公開・活用を行うためには，多くの費用と期間を要し，温湿度等の保存環境の整った専門施設を設置する必要がある。その上，保存処理後の劣化に伴う再処理等の継続的な維持管理が必要なことも明らかになってきた。特に沈没船本体については，その大きさから展示手法や維持管理の難しさがあり，また，釘等の金属が使用された木質部材のように，異なる材質からなる遺物の保存処理には高度な技術を要するといった課題もある。

さらに，沈没船やその積載物であった遺物の保存処理や維持管理には，専門家の配置や保存処理に関する最新技術の更新等が適宜必要であり，それを実現するためにも費用・技術・施設・人員等の一体的かつ安定的な確保・維持が不可欠であることも，従来以上に大きな課題として認識されてきている。

引揚げから現状保存へ　水中遺跡保護の取組が進んでいる諸外国では，国民の関心が高い沈没船の引揚げがその契機となってきたが，そうした国々でも「水中文化遺産の保護に関する条約」の発効により，水中遺跡の取扱いについては原則として現状保存の措置が執られるようになってきている。この考え方は，同条約の批准国だけではなく，批准していない国においても着実に浸透してきている。

また，水中遺跡の現状保存を行う場合には，陸上の場合と同様に，まず遺跡の範囲と内容を把握して保存と活用に必要な情報を得るための発掘調査を行うことが一般的である。一方，水中遺跡は環境変化による影響を受けやすいという物理的特性があるため，水中環境の変化等による劣化状況を確認する定期的なモニタリング（監視）の実施が世界的な趨勢になりつつあるが，モニタリングに係る経費や，その手法が確立していないという課題もある（解説編７）。

３．我が国において検討を要する事項

諸外国における水中遺跡保護に関する取組の調査の結果，我が国における水中遺跡保護の在り方を検討するに当たって参考となる事項は，次の３点と考えられる。

①水中遺跡の調査の実施方法と実施主体についての考え方の整理。

②水中遺跡保護のために必要となる費用・技術・施設・人員等の検討。

③①及び②を踏まえ，現状保存した水中遺跡の維持・管理・活用の方法の検討

特に，①及び②については，水中遺跡の調査は技術的に種々の困難を伴うものであり，かつ多くの費用と期間を要するという問題がある。さらに，外国籍の沈没船の調査の場合，旗国との調整等が必要という外交上の課題だけでなく，その調査の方法や精度についても，旗国で行われている調査水準を最低限，

確保することが国際的には通例となっている。したがって，水中遺跡の調査においては，諸外国の先進的な調査水準を理解し，それに則った調査が必要となり，調査の実施方法と実施主体の検討に当たっても，このことを視野に入れて行う必要がある。

第３章　水中遺跡保護の現状と課題

１．水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組

我が国では，水中遺跡保護は埋蔵文化財行政一般の取組としてこれまで必ずしも十分ではなかったと述べてきたが，個別の取組としては，国・地方公共団体や大学等研究機関における水中遺跡の調査･保護等にそれぞれ一定程度の実績を挙げている。

（１）地方公共団体によるこれまでの主な取組

これまでも地方公共団体では，水中遺跡保護を目的として，国庫補助により計画的に分布調査や現状保存を図るための発掘調査（以下「保存目的調査」という。）のほかに，開発事業に対応してやむを得ず現状保存ができない場合においては次善の策として行う記録を保存するための発掘調査（以下「記録保存調査」という。）を実施してきた。その代表的な事例としては次のものがある（資料編２）。

○滋賀県は，琵琶湖総合開発に伴い昭和４８年度から平成３年度にかけて，琵琶湖湖底遺跡の調査計画を定め，試掘・確認調査や発掘調査を実施し，有機質遺物については計画的に保存処理を行った。代表的な遺跡としては，縄文時代の粟津湖底遺跡や飛鳥時代の勢多橋等がある。

○北海道江差町は，明治元（１８６８）年に座礁・沈没した旧幕府軍榎本武揚乗船の軍艦開陽丸について，昭和５０～５４年度に港湾施設建設に伴い発掘調査を実施した。遺物はほぼすべて取り上げたが，船体はフナクイムシ対策として銅網で覆い海底に現状保存している。

○長崎県松浦市は，平成４年度から鷹島海底遺跡（その一部が「鷹島神崎遺跡」として史跡に指定されている。）について，分布調査及び港湾施設建設に伴い発掘調査を実施した。また，取り上げた遺物については同市が保存処理をして展示を行っている。さらに，平成２９年４月には，水中考古学の拠点として松浦市立水中考古学研究センターを開設し，史跡鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査・研究及び保存・活用等に取組んでいる。

○福岡県福岡市は，平成６年度に将来的なリゾート開発事業に備え，蒙古襲来関連遺跡の存在が想定された志賀島周辺や玄界島沖において探査や潜水調査を行った。

○鹿児島県宇検村は，珊瑚礁の浅瀬において１２～１３世紀代の大量の貿易陶磁器が散布する倉木崎海底遺跡について，平成７～１０年度に発掘調査を実施した。

○沖縄県立埋蔵文化財センターは，平成１６～２２年度に沖縄県沿岸地域遺跡分布調査を実施し，平成２９年３月に『沖縄県の水中遺跡・沿岸遺跡－沿岸地域遺跡分布調査報告－』を刊行して，１４３箇所で２２０件の水中遺跡及び関連文化財等の存在を把握・報告した。

（２）大学等研究機関によるこれまでの主な取組

我が国における水中遺跡の調査は，学術目的調査として明治期に始まったが，その代表的な事例としては次のものがある（資料編２・５）。

○長野県諏訪市の曽根遺跡は，明治４１（１９０８）年に諏訪教育会による地質調査に際して諏訪湖の湖岸から４５０m沖合において縄文時代草創期の遺跡が発見され，杭上住居説や湖底水没説等によるいわゆる「曽根論争」を引き起こす契機となった。

○滋賀県葛籠尾崎遺跡は，琵琶湖北部の水深７０mの湖底にある縄文時代や古代の遺跡である。大正１３（１９２４）年に漁業関係者が引き揚げた縄文時代早期の土器等によって遺跡が発見され，小江慶雄（京都学芸大学，現京都教育大学）の調査を嚆矢として，現在までいくつかの大学等研究機関により継続的な調査が行われている。

○鷹島海底遺跡は，茂在寅男（東海大学）が昭和５５～５７年度に，西谷正（九州大学）が平成元年度～３年度に，池田榮史（琉球大学）が平成１８～２７年度に，それぞれ学術目的調査を実施した。これまで確認されている２隻の沈没船は，池田榮史による調査に際して発見された。

○ＮＰＯ法人水中考古学研究所（昭和６３年に設立。平成１９年にＮＰＯ法人に認証された。）は中国歴史博物館水下考古研究室との南海１号沈没船の共同調査をはじめ，シリア沖沈没船や推定いろは丸等の調査を行い，また，『水中考古学ニュース』を発行して最新情報の発信や普及活動も進めている。

○ＮＰＯ法人アジア水中考古学研究所（昭和６１年に九州・沖縄水中考古学協会として設立。平成１７年度に改称・改編してＮＰＯ法人に認証された。）は，平成２１～２３年度に公益財団法人日本財団の助成を受け「海の文化遺産総合調査プロジェクト『水中遺跡データベース作成と水中考古学の推進』」を実施した。その成果として平成２４年度に『総論・九州編』『南西諸島編』『瀬戸内編』『日本海編』『太平洋編』『全国水中遺跡地図』を刊行した。

（３）文化庁によるこれまでの主な取組

文化庁では，昭和５０年代から地方公共団体が実施する水中遺跡保護の取組についての技術的・財政的支援を行ってきており，本章１（１）で示した地方公共団体による保存目的調査としての取組への支援はその代表的な事例である。

また，文化庁が主体となって行った水中遺跡保護に関する調査研究は，滋賀県の粟津湖底遺跡を対象にした『遺跡確認方法の調査研究 昭和５５年度実施報告－水中遺跡－』と平成１２年報告にまとめられている。前者は，昭和５５年度から平成５年度まで，把握が困難な条件下にあるさまざまな遺跡の保存方法等についての検討を目的とした「遺跡保存方法の調査研究」の一環として行われたものである。後者は，長崎県松浦市（旧鷹島町）に所在する鷹島海底遺跡における一連の調査を対象に，

我が国における水中遺跡調査の歴史，水中遺跡の実態把握，発掘調査方法の検討，文化財保護法と水中遺跡の関係性の検討等を踏まえ，水中遺跡の所在に関するアンケート調査を実施して２１６箇所の水中遺跡を示したものである。

水中遺跡の件数については，平成２９年３月に文化庁が公表した『埋蔵文化財関係統計資料』では，約４６万８，０００箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地のうち３８７箇所となっている（なお，平成２４年度調査で周知された水中遺跡は５１２箇所としているが，これはこの時点での水中遺跡の定義が不明確であったことによるものである。）。

２．水中遺跡保護に関する行政的な課題

文化庁及び「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が報告した『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（報告）』（平成２０年３月３１日）（以下「平成２０年報告」という。）では，次のように埋蔵文化財の保存と活用を４段階に分けて整理している。

「埋蔵文化財行政の本来のあり方は，地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し，その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握･周知，②調整，③保存，④活用の４つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために，①「把握・周知」の段階における分布調査，試掘・確認調査，②「調整」の段階における試掘・確認調査，③「保存」の段階における（ア）埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という。)，(イ)記録保存調査，④「活用」の段階における活用のための調査を行うこととなる。」

この考え方は水中遺跡保護にも適用すべきものであるが，「把握・周知」「調整」「保存」「活用」のいずれの段階においてもそれぞれに水中遺跡保護特有の課題があると考えられる。ここでは水中遺跡の特性を勘案しつつ，各段階における課題と保護のための体制に関する課題を抽出・確認することとする。

（１）把握・周知

把握　水中遺跡の範囲と内容を把握しておくことは，その保護のために欠くことのできない重要かつ基本的な取組である。しかし，水中遺跡に関しては，これまで水中遺跡の定義や水中遺跡として扱う範囲等の取扱いについて共通認識がなく，範囲と内容を把握するための具体的な調査方法も確立していなかったため，地方公共団体間で大きな差異（粗密）が生じているのが現状である。このことから，基礎的な条件整備として水中遺跡の定義を明確化し，統一された標準の下にその範囲と内容を把握することが必要であると考えられる。

周知　水中遺跡が存在していても，それが周知の埋蔵文化財包蔵地とされていなければ，文化財保護法第９３条･第９４条（以下「法第９３条・第９４条」という。）に基づく開発事業者への届出・通知の義務付けや指示・勧告その他協力依頼や協議等の実務が適切に行われないことになる。したがって，水中遺跡の範囲と内容が把握されればそれを周知の埋蔵文化財包蔵地として決定し広く周知する必要がある。

一方で，これまで，水中遺跡の存在が開発事業を所管する行政機関の担当部局等や民間の開発事業者等に知られていない，あるいは水中遺跡についても陸上と同様に保護のための制度・行政上の対応が必要であることが知られていないことから，開発事業に際しての水中遺跡保護に関する適切な対応が十分に行われてこなかったという経緯がある。そのため，今後の水中遺跡保護のためには，水中遺跡の範囲と内容を把握し，保護に関する制度と行政の役割を関係する行政機関の担当部局等や民間の開発事業者等に周知する仕組みを整えることが必要である。

（２）調整

開発事業に際しては開発計画と水中遺跡保護の両立に向けて調整し，その取扱いを決定することが必要である。すなわち，開発事業者に対しては遺跡の現状保存を図るための計画変更を促すことや，やむを得ず記録保存調査を行うことが求められる。その際，水中遺跡の発掘調査に特有の調査方法とそれに必要な費用と期間等が主な協議事項となる。

このような調整を適切に行うには，水中遺跡の範囲と内容が十分に把握されていることと，調整の過程でさらに遺跡の状況を詳細に把握するために必要な試掘・確認調査を実施する場合に，探査や潜水作業等の方法とその有効性についての共通認識を形成することが不可欠である。

また，海面や内水面における漁業権を有する漁業者との調整，水難救護法に基づく取扱いの要否に関する関係者との調整等，開発事業と直接的な関係をもたない者との調整も必要になるので，埋蔵文化財行政としての標準的な対処方法を確立する必要がある。

（３）保存

水中遺跡に関する取扱いにおいても，陸上の場合と同様，原則として現状のまま保存する「現状保存」と，やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合に行う「記録保存調査」がある。しかし，いずれの保護措置を執るにしても，水中遺跡の場合はその特性上，陸上の場合とは手法等が大きく異なる。そして，個々の水中遺跡の内容に応じて適切な保存手法を執らないと，その保護が適切に図られないことになる。また，沈没船やその積載物等に代表されるように水中遺跡の中には，「遺構」を伴わず遺物の散布のみが把握されているものも多くあり，その場合は遺物の取上げが水中遺跡の滅失に直結することになる。取り上げた遺物に関しても，保存処理のための技術や保管する施設・設備が適切でなければ，その保存・活用の措置が十分にできないことになる。

これらに関しては，現時点では定着した取扱いの手法等が確立していないため，多くは今後の課題として継続的な検討が必要である。

（４）活用

水中遺跡についても陸上の場合と同様に，遺跡と遺物のもつ価値をさまざまな手法によって公開・活用する必要がある。ただし，それ自体を現地に保存して活用することには困難を伴うことから，これまでは取り上げられた遺物を保存処理した後に，博物館等で展示することが一般的である。諸外国で行われているような保存処理や復元作業の公開をはじめ，水中遺跡を実見するダイビングツアーや水中遺跡に関する体験学習等の開催は，我が国ではまだ限られた一部の事例に留まっているのが現状であり，その多くは今後の課題である。

（５）水中遺跡保護を図る上で必要となる措置

水中遺跡保護に関しては，遺跡の内容や遺存状態等を確認した後に，現状保存とその後の状態変化をモニタリングすることが国際的な標準となっている（解説編７）。我が国においても同様の考え方と手法を採用する場合は，水中遺跡の特性に適合した考え方の整理と具体的な手法について十分に検討しておく必要がある。

また，水中遺跡の調査の際に生じる漁業関係者等との調整，個人の拾得物とされることの多い海から引き揚げられた遺物に文化財保護法が適用されることについての周知，外国籍の沈没船本体及び積載物の取扱い，トレジャーハンターによる濫掘への対応方法等についても，標準的な保護措置を見定めておく必要がある。

（６）体制

現状では，国･地方公共団体ともに，埋蔵文化財専門職員（以下「専門職員」という。）のうち水中遺跡保護に不可欠な知識･技術・潜水士資格等をもつ担当職員はほとんど配置されておらず，探査や保存処理を行う機器を備えた施設や公開のための専用の展示施設等もほとんど設置されていない。水中遺跡保護の取組を適切に行う前提となるこれら体制の整備が基本的かつ重要な課題と考えられる。

第４章　水中遺跡保護の在り方

１．陸上の埋蔵文化財行政との共通点と相違点

本報告の冒頭で確認したとおり，水中遺跡も文化財保護法に基づく保護の対象とされるものであり，陸上に所在するか水中に所在するかに関わらずその保護の基本的な考え方は同じである。しかし，水中遺跡は水中という特殊な環境と条件の下にあるため，保護のための「把握・周知」「調整」「保存」「活用」のそれぞれの段階における方法や，保護のための体制構築等において陸上の埋蔵文化財行政とは異なる点も多い。本章では，水中と陸上の遺跡とその保護に関する共通点と相違点を確認した上で，我が国における水中遺跡保護の在り方を示す。

（１）共通点

埋蔵文化財行政は，地域に所在する遺跡の範囲や内容を把握し，国民の理解と協力を得ながらその価値に応じて適切に保存することであり，埋蔵された状態のまま将来に伝えていく「現状保存」を基本とする。他方，開発事業に際して事業計画との調整を図った上で，やむを得ず記録保存調査を行い，出土文化財や記録類を確実に保存するとともに，発掘作業から整理等作業にいたる発掘調査全般の成果を的確にまとめた報告書を刊行することが求められる。

こうした考え方は，『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）』（平成１０年９月２９日付庁保記第７５号 文化庁次長通知）（以下「平成１０年通知」という。），平成２０年報告等により示してきたところであり，水中遺跡保護にも共通するものである。

（２）相違点

水中遺跡は水中という特殊な環境と条件の下にあるために，主に次の点において陸上の遺跡とその保護について相違点がある。

①水中遺跡の発掘調査は，水中での掘削，記録，遺物の取上げなどの作業を行う必要があることから，潜水技術と資格及びそれに必要な装備や設備が不可欠であること。

②調査のうち主に潜水作業時においては格段の困難と危険を伴うため，安全管理が極めて重要であること。

③調査に要する費用と期間が陸上の調査よりも増大すること。

④陸上に比べて，有機質遺物が極めて良好に保存される場合が多いことから，取り上げた時には保存処理を必要とする遺物が増えること。また，中には保存処理に際して特別な対応が必要な船材等の大型遺物が含まれる場合もあること。

⑤木製の船材と材質の異なる船金具が一体となる遺物等の保存処理に関しては，高度な専門的技術が必要になること。

⑥海域においては地方公共団体の行政区域の境界は明確でないため，水中遺跡保護を所掌する地方公共団体を決定するに当たっては，隣接する地方公共団体間の連絡調整が必要となること。

⑦水中遺跡の調査等に際しては，文化財保護法以外にも関連する法令の適用を受ける場合があること。

⑧主として外国籍の沈没船に由来する遺物の所有権等の取扱いに関して，旗国との調整等を要する場合があること。

水中遺跡保護の適切な実施のためには，こうした陸上との相違点に対応した取扱いや調査方法を確立し，その客観化・標準化を図るための取組を進めていかなければならない。

２．水中遺跡保護の在り方

（１）把握・周知

把握・周知の考え方と水中遺跡の特性　平成１０年通知では，埋蔵文化財包蔵地の把握・周知の方法として，次のことが示されている。

水中遺跡の範囲と内容を的確に把握しておくことは，国民に保護すべき対象を明確に示すという観点から重要かつ基本的な

（参考）「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成１０年９月２９日庁保記第七五号 文化庁次長通知）」（抜粋）

（１）埋蔵文化財保護の基本的な考え方
埋蔵文化財は，国民共通の財産であると同時に，それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり，その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから，基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。
（２）埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進
埋蔵文化財の保護にあたっては，市町村，都道府県，国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進，埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実，発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。
（３）開発事業者等への対応の基本
埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては，事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し，その理解と協力を基本として進めること。
（４）関係部局との連携
埋蔵文化財の保護行政は，各地方公共団体における開発担当部局等，教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。
（５）客観化・標準化の推進
埋蔵文化財の保護に関する行政は，保護の対象が地下に埋もれているため的確に把握することが困難であり，また，その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの，その施策について国民の理解と協力を得るために，可能な限り客観的・標準的な基準を設け，それに即して進めること。
（６）広報活動等の推進
埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては，発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより，埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得，その協力によって進めること。

取組である。それは水中遺跡を現地に保存し活用する場合はもとより，開発事業に際して当該水中遺跡の現状保存を図るため調整を行う場合の行政判断の前提要件となる事柄であるため，可能な限り高い精度で遺跡の範囲と内容を把握しておくことが必要である。

しかし，水中遺跡の場合には，遺跡及び遺物の有無や埋蔵文化財包蔵地としての範囲を確認するための現地調査は，陸上における分布調査のような費用と期間で行えるものではない。したがって，水中遺跡の調査については日頃からそれに備えた措置を講じておく必要がある。

把握の方法と手順　平成１０年通知に示された遺跡の範囲と内容の把握の手順は次のとおりである。

①過去の調査成果の検討等を行うこと（既知の資料・情報の分析）。
②分布調査や試掘・確認調査等を実施し範囲と内容を明確化すること（現地調査）。
③新たな情報に基づき更新と高精度化を図ること（情報の更新）。

水中遺跡の場合は，現地へのアプローチが困難であるため②の手順の前に予備的な調査が特に重要になる。第１章及び第３章で紹介した水中遺跡の存在が確認された契機は，およそ次の４類型に類型化できる。

○漁業関係者等により水中あるいは沿岸部で遺物が採集されたもの（鷹島海底遺跡等）。
○文献史料や地域の伝承により存在が想定されていたもの（檜原湖湖底遺跡等）。
○工事による不時発見（倉木崎海底遺跡等）。
○陸上の遺跡と一体となっているもの（史跡十三湊遺跡等）。

（二）埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は，地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。
ただし，現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については，当面，都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること，又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し，必要な助言や援助を行うことが望ましい。
埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は，これまでに行われた諸調査の成果に加え，今後，埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査，試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し，常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお，これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については，早急に所要の調査等を行い，順次範囲を把握すること。
前記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については，都道府県教育委員会が，関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い，周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は，これまでに行われた諸調査の成果に加え，今後，埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査，試掘・確認調査その他の調査の結果によって的確に把握し，常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお，これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については，早急に所要の調査等を行い，順次範用を把握すること。

このことを踏まえると，水中遺跡の範囲と内容の把握のためには，まずは次のような予備的な調査により情報を収集することが必要である。

①漁業関係者等から，水中からの遺物の引揚げや沿岸部等における遺物の採取情報，水中における人工物の目撃情報等について聞き取り調査を行うこと。
②文献史料等の記録類について，地域の歴史研究者の協力を得ながら精査し，船の漂流・漂着や沈没記事や伝承，災害等による集落等の水没記事，水中からの遺物の引揚げに係る記事等を調査すること。
③過去の沿岸開発に伴う遺構・遺物の発見記録の有無について調査すること。

現地へのアプローチが困難であるということから，陸上のように現地調査を悉皆的に実施するのは現実的ではないため，「既知の資料・情報の分析」を徹底的に行い，まず可能な限り水中遺跡の存在する可能性のある場所を絞り込む必要がある。

範囲の絞り込み　既知の資料・情報の分析により水中遺跡の存在の可能性が確認された場合，次の段階としてその範囲と内容の把握が必要となる。水中遺跡の正確な範囲と内容を把握するためには現地調査が必要となるが，調査費用や期間等の問題が予想されることから，それを開始するまでに可能な限り現地調査すべき対象範囲を絞り込むことが必要である。

例えば，港湾遺跡等の陸上部分と一体として機能した水中遺跡については，沿岸部等の踏査を行うことで範囲を把握することができる。また，水深が浅く透明度が高い水域では，水上からの目視により比較的容易に水中遺跡の範囲を絞り込めることもある。

しかし一方で，水中遺跡が存在する可能性のある地点が沖合

の場合や水深が深い場合，あるいは史料によりその存在が確認されていても遺物の採取情報に乏しい場合等においては，実施する現地調査はその対象が広大になることが予想される。したがってその着手に際しては，相当な費用と期間を要することが想定されるため，綿密な調査計画を立て体制を整備することなどを十分に考慮して対応することが必要である。

史跡鷹島神崎遺跡の場合は，長年にわたる調査の結果，遺物は海底地形の変換点に集中する傾向が明らかになっている。また，周辺よりも海底地形が深くなる場所は，船舶の航路になりやすいため，沈没船や船舶から投棄された積載物の集積が確認される可能性が高いことが一般的に知られている。このように，海底の地形は水中遺跡の立地と関係していると考えられるため，目視等による範囲の絞り込みが困難な場合は，現地調査を行う前に海図等により海底の地形を把握し，より遺物等が見つかる可能性の高い箇所を調査対象とすることが必要である。

現地調査　ここまでの手順で水中遺跡の存在が具体的に想定された場合は，将来的に開発事業が想定されるもの，あるいは歴史上重要な意味をもつ水中遺跡であると想定されるものなど，行政的な対応の必要性が高いものを優先して現地調査を実施することが望ましい。現地調査は，水上からの各種探査（資料編４）や無人探査機（水中ロボット，資料編４）による目視調査を基本とするが，水中遺跡の性格把握や年代決定のために遺物の取上げが必要な場合は潜水作業（解説編６）による調査を行うこととなる。

周知　範囲と内容が確認された水中遺跡については市町村と都道府県の教育委員会が協議の上，「周知の埋蔵文化財包蔵地」として決定し，周知の徹底を図るための措置を講じる必要がある。平成１０年通知では，周知に当たっての留意点として次のことが示されている。

> 都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については，都道府県及び市町村において，「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し，それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また，必要に応じて，関係資料の配布等の措置を講ずること。（中略）
> なお，資料への表示としては，埋蔵文化財包蔵地の区域は，原則として，その範囲を実線で明確に示すこと。また，遺跡が完全に減失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など，表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

この方法は基本的には水中遺跡の場合も同様で，遺跡範囲を遺跡地図や台帳には「面」で示すことが必要である。ただし，厳密な位置や範囲の特定が困難であるという水中遺跡の特性を踏まえれば，周知の埋蔵文化財包蔵地を暫定的に「点」で示すことも考えられる。また現地調査の結果として仮に遺物等が確認できなくとも，文献史料等の記録類や漁業関係者等からの情報の精査により水中遺跡の存在が想定される場合は，参考情報として遺跡地図や台帳に記録を残し開発事業に備えることも必要である。なお，水中遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地にする場合，名称については地名や地元で親しまれている名称を付すことが一般的であるが，調査成果に基づき沈没船名等を付すことも考えられる。

埋蔵文化財包蔵地として扱うべき水中遺跡の範囲　周知の埋蔵文化財包蔵地として保護の対象とする水中遺跡は，平成１０年通知で示されている次の原則によることとなる。

> ①おおむね中世までに属する遺跡は，原則として対象とすること。
> ②近世に属する遺跡については，地域において必要なものを対象とすることができること。
> ③近現代の遺跡については，地域において特に重要なものを対象とすることができること。

しかし，水中遺跡の具体的な事例をみると，近世・近現代に属するものが多く，その中には外国籍の沈没船の事例も含まれている。これらについては文献史料が残されている場合も多く，地域間の交流史だけではなく外交史まで具体的に知ることのできる事例として重要である。このような特性を踏まえると，水中遺跡に関しては単に当該地域の歴史と文化における重要性という観点だけではなく，国内外における物流・交易・商業活動等や対外交易史・外交史等といった，我が国の歴史と文化との関わりという広い観点から保護対象とすることも重要である。なお，我が国における水中遺跡保護は，国内法である文化財保護法の適用範囲となる領海内に所在するものが対象となる。

（２）調整

開発事業の把握　平成１０年通知では開発事業との調整について次のことが示されている。

> ３　開発事業との調整について
> 埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は，事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ，次の各事項に留意の上，遺漏のないよう措置されたい。
> なお，公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については，平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり，連絡調整体制の整備等による一層の連携強化に努めていただきたい。
> (1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握
> 各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し，各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。
> (2) 事業者との調整
> 事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては，次の各事項に留意する必要がある。
> ①事業計画が把握された場合は，速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また，埋蔵文化財に係る調整は，当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
> ②事業者との事前協議に当たっては，事業の計画や実情についで十分了知するとともに，埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。
> ③埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は，速やかに後述の試掘・確認調査等を行い，これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし，調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。
> ④調整により本発掘調査が必要となった場合は，その範囲・調査期間・経費等を提示し，十分に説明し理解を得ること。
> ⑤事業者との調整の経過等については，逐次記録し，調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化
開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については，効率的に進めるため，次の各事項に留意する必要がある。
①試掘・確認調査を積極的に活用し，その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。
②作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして，その円滑かつ迅速な実施に努めること。
③事業者との連絡を密にし，調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

周知の埋蔵文化財包蔵地とされた水中遺跡における開発事業について，法第９３条・第９４条に基づく届出・通知が必要となる。平成１０年通知では，開発事業はできるだけ早期に把握するよう努める必要があることが指摘され，そのための具体的な対応として開発事業を所掌する行政機関・部局等との間の連携を強化し，各機関・部局等に関係する開発事業計画の早期の把握と適切な事前調整に努める必要があるとされている。

水中遺跡の所在地における開発事業は港湾・海浜等における公共事業の場合が多いと考えられるので，各地方公共団体の教育委員会においては次のような措置を講じておくのが有効である。

①港湾，漁港・漁場の整備，海岸の保全，湾岸道路や橋梁の整備，埋立工事等における開発行政を所掌する機関等に対して，水中遺跡保護に関する行政的な内容及び水中遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地及び水中遺跡の存在が想定される区域）の情報を提供しておくこと。

②前記①の機関等との間で経常的に相互の情報提供・共有関係を保ち，特に開発事業については計画段階から文化財保護部局が水中遺跡保護に関与できるようにしておくこと。

調整　開発事業計画が把握され，あるいは法第９３条・第９４条の届出・通知が行われた場合は，水中遺跡保護の観点から開発事業計画との調整が必要である。その際，陸上の場合と同様，開発事業者に対して水中遺跡保護の重要性を丁寧に説明し，理解と協力のもとで極力，現状保存されるように努める。そして，開発事業を避けて現状保存する必要があるものと，やむを得ず記録保存調査を行うものに区分し，それらについて必要な取扱いに関する具体的な諸事項等を協議して決めていく。

水中遺跡の場合，その有無や具体的な範囲や内容・価値等が明確でないものが多いことが想定されるため，調整段階における取扱いが特に重要である。開発事業者の理解と協力を得ながら，「把握」のプロセスと同様，情報収集や各種探査等を経た上で，必要に応じて潜水作業等を行ってその範囲と内容の把握に努め，適切に行政判断を行うこととなる。

なお，水中遺跡に係る調整に際しては，陸上の場合とは異なる観点からの関連法規への留意が必要な場合がある。例えば，現地調査を実施する水域に漁業権が設定されていればその権利保有者等との事前調整（解説編１）が，調査手法によっては各都道府県の漁業調整規則の担当部局への事前協議が必要になる（解説編２）。また，地質のサンプリング調査を行う場合には，その調査方法によっては鉱業法の所管部局との協議も必要になる場合がある（解説編３）。調査による出土品は，社会通念上も埋蔵文化財と認められることから，基本的に水難救護法に基づき市町村長に提出する必要があるものではなく，遺失物法及び文化財保護法に基づき取扱うことが原則であるため，この旨を事前に市町村の水難救護法の所管部局と認識を共有しておくことが望ましい（解説編４）。

こうした水域に係る行政を担当する関係機関においては，必ずしも水中遺跡保護の意識は定着していないと考えられる。したがって，国及び都道府県・市町村の教育委員会は，関係機関の担当部局に対し水中遺跡保護の意義と必要性を説明するとともに，水域における開発事業者あるいは関係権利者に対して，現状を改変する行為に際しては水中遺跡保護との調整が必要となることについて理解を得るように努めることが必要である。

大規模開発への対応　水域における開発事業の大部分は，港湾・漁港・漁場の整備，海岸の保全，湾岸道路や橋梁の整備，埋立工事等の大規模なものである。これらが計画される場合には，平成１０年通知に則り開発範囲における水中遺跡の有無を確認するために行う分布調査，試掘・確認調査等を事前に実施する必要があると考えられる。すなわち，大規模開発が行われる水域においては，基本的には本章２（１）で示した調査を実施するという方法が考えられる。その際には，事業者の理解と協力を得て当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うことや，必要な調査を効率的に行うように努めることが望ましい。

（３）保存

保存の形態　水中遺跡の保存に関しては，主として次のような方法・形態がある。

① 継続的な調査により重要なものであるとされたものに対して，文化財保護法又は地方公共団体の文化財保護に関する条例による史跡指定等。

② 開発事業計画との調整等の結果，事業計画の変更により事業対象外とされたものの現状保存。

③ 開発事業計画との調整等の結果，やむを得ず行う記録保存調査。

これらのうちいずれを選択するかについては，当該水中遺跡の価値，開発事業側の事情等を勘案して的確に判断し，適切に対応することが必要である。①の水中遺跡の史跡指定等に関しては，陸上の場合の同意の取得範囲，指定範囲の表示方法等，事務手続きにおいて若干の違いはあるものの，基本的には同じである。

②に該当する水中遺跡は，さらに調査等を重ねて将来的には①へ移行する場合もあると考えられる。ただし，開発事業の対象にならなかった場合の現状保存措置は，陸上の場合はそのまま現状保存すればよいものがほとんどであるのに対して，水中遺跡の場合は置かれている環境との関係で劣化や破壊の進行を防ぐための措置を講じておく必要がある場合もある。そのため，現状保存となったものについては①の指定等の対象になったものに準ずる継続的なモニタリングが必要である。

③に関しては，都道府県又は政令指定都市の文化財保護部局等による指示等に基づき，開発事業者が当該地方公共団体等に委託して記録保存調査を実施することになる（資料編２）。なお，調査を進める中で水中遺跡の重要性が判明した場合においては，速やかに開発事業者と事業計画変更等の再調整を行い，現状保存に向けた措置を講ずる必要がある。

保存の措置　前記①及び②における保存の具体的な手法は，水中遺跡保護の取組が進んでいる諸外国の事例を参考にすると，次のような措置が一般的であると考えられる。

（ｉ）波浪・水流等によって遺跡の破壊や遺物の拡散が起こらないよう障壁や覆い土等を設けること。

（ii）木質の遺物についてはフナクイムシ等による生物被害を防ぐために土で覆い銅網のカバーを設置するなどして，露出を防ぐこと。

（iii）前記①及び②の措置を講じた場合を中心に，現場でのモニタリングを継続的に行い，現状把握を行うこと。

前記③の記録保存調査の場合，範囲や内容を確認するための調査に比べて調査の規模が格段に大きくなるが，水中における発掘調査に関する標準的な手法が現時点で確立していないことに加え，水中における発掘調査の経験と技術をもっている専門職員等が少なく，現状では調査の実施には相当な困難を伴うことが予想される。そのため，本報告で取り上げている調査事例（資料編２）を実施した地方公共団体から情報提供を受けるなどして，個別に適切な対応を行うことが求められる。

前記①及び②に関しても発掘調査が必要な場合が多いと考えられるので，水中遺跡の適切な保存を行っていくためには，今後は行政目的及び学術目的の調査実例をさらに積み重ねつつ記録保存調査をはじめとする各種の発掘調査技術を開発していく必要がある。また，水中で発掘調査を実施するためには，後述する市町村・都道府県・国の役割分担を踏まえつつ，それぞれが対応可能な体制を整備していく必要がある。

具体的な調査の手法と技術等に関しては文化庁が平成２２・２５年に刊行した『発掘調査のてびき』に「水中遺跡調査編」（仮称）を加えるとともに，専門職員の養成を目的とした研修等の取組を進める必要がある。なお，水中遺跡の発掘調査に関する基礎的な知識と技術をもった人材の育成については，考古学等の講座を有する大学等研究機関に期待したい。

（４）活用

水中遺跡の活用には，次のものが考えられる。

① これまで漁業関係者等や発掘調査によって取り上げられた遺物の公開。

② 水中遺跡に関する情報の公開。

③ 水中遺跡の発掘調査成果の公開。

具体的な方法としては，講演会やシンポジウム（研究成果や発掘調査成果等の講演会），展示会（速報展や企画展等），広報資料（ホームページへの掲載やパンフレットの作成等），見学会（保存処理や復元作業過程の公開，ダイビングツアー，水上からの箱眼鏡による観察や沿岸部からの現地説明会等）等が考えられる（資料編３）。

また，報道等を通じて発掘調査の成果を調査の実施中に公表することは，水中遺跡保護の意義を広く国民に周知する上で重要であり，記録保存調査に際しても開発事業者の理解と協力のもと，積極的に実施することが望まれる。しかし，実際には調査現場の公開や現地説明会を行うことは難しく，例えば水中遺跡に近接した海岸等において，具体的な調査方法や成果の説明を行うことに加え，引き揚げた遺物を公開・活用するなどの工夫をすればより効果的と考えられる。なお，活用において遺物等の劣化対策が必要であることはあらゆる文化財に共通のことであり，保存の視点を第一とする公開・活用の手法等への適切な配慮が必要である。

（５）水中遺跡の調査の際に必要な留意点

沈没船及び積載物であった遺物の取扱い　調査によらず引き揚げられた遺物についても，陸上の場合と同様，遺失物法及び文化財保護法による取扱いが必要である。所有者が明確な場合には，民法及び遺失物法に基づき所有者に返還する手続きが発生する。また，外国籍の沈没船や積載物については，過去の事例や諸外国での対応等を参考にした措置が特に必要である。さらに，トレジャーハンターによる濫掘は刑法等が関係する違法行為であることも周知する必要がある。

水中遺跡保護に係る費用　記録保存調査を行う場合，原則として開発事業者に費用負担を求めることになる。なお，地方公共団体が行う分布調査，試掘・確認調査，現状保存を目的とする調査，取り上げた遺物の保存処理や活用事業については，陸上の場合と同様に国の補助制度の対象になる。

沈没船の引揚げ　我が国では沈没船を引き揚げた実績はないが，諸外国の事例を踏まえると，引き揚げられた船体や積載物等の実物資料を適切に保存処理し，保存環境の整った施設内において多様な公開・活用を行うことにより，国民の水中遺跡への関心が高まる事例が多く認められる。同様に我が国においても，水中遺跡保護の意識向上や水中遺跡に関する総合的な調査研究等の必要性が高まれば，沈没船の引揚げを行うことも考えられる。

ただし，その実施に当たっては，保存と活用の両面から総合的に十分検討した上で判断する必要がある。その際，当該沈没船の歴史的意義とその遺存状態や引揚げに対する社会的要請等を勘案するとともに，その引揚げとその後に必要となる人的体制と施設の整備等，そしてそれに要する費用等を総合的に検討して判断することが求められる。

３．水中遺跡保護の体制

埋蔵文化財行政における市町村・都道府県・国の役割分担については，基本的には平成２６年１０月の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」による『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について－これからの埋蔵

文化財行政に求められる体制－』の報告第３章「地方公共団体における埋蔵文化財行政を担う体制について」に示されている。これにより，水中遺跡の保護も基本的には地方公共団体が体制を整備して実施することとなる。

しかし，これまでの経緯からして，地方公共団体で水中遺跡保護のための行政的な枠組みを形成するには時間を要することが予測される。また，現状では水中遺跡に関する知見をもった専門職員の配置と育成は進められていないのが現状で，必要な機材や施設の整備も今後の大きな課題である。さらに外国籍の沈没船を調査する場合は，その旗国との調整が必要となるため，世界的に水中遺跡の保護は一国家の単独の問題に留まらず，諸外国との関係性の中での対応が必要になるなど，陸上の場合とは異なり一地方公共団体では対応できない事情もある。

したがって，陸上の埋蔵文化財保護に関しては，昭和４０年代以降，文化庁や独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が地方公共団体に対する行政的・財政的・技術的支援を行って現在の地方公共団体の体制整備を推進してきたように，水中遺跡保護に関してもまずは国が自ら体制を整備し，地方公共団体に対しては行政的・財政的・技術的な支援を行いながら体制整備と保護の実行を促していく必要があると考えられる。

一方，地方公共団体は，市町村・都道府県との役割分担を明確にした上で水中遺跡保護についても国による支援を受けつつ，国と連携した取組を進めることを検討し，長期的な展望に立って段階的に自らの体制を整備することが必要である。

（１）市町村の役割

市町村は基礎的地方公共団体として，水中遺跡保護においても，域内の水中遺跡の範囲と内容の把握・周知，開発事業動向の早期把握，開発事業者との調整，発掘調査を含めた保存や活用の措置等について初期段階の対応を行うことが求められる。

先述したとおり水中遺跡の範囲と内容を把握するための基礎となる情報の多くは，「既知の資料・情報の分析」によって得られる。その中でももっとも基礎となる漁業関係者等が有する情報の収集窓口となるのは市町村である。したがって，まず市町村は漁業関係者等への聞き取り調査を積み重ね，漁業関係者等が積極的かつ容易に情報提供を行うことができる関係を構築することが重要である。

また，水域の開発事業に対する権限は都道府県が有している場合が多く，市町村より先に都道府県が開発事業を把握し，調整の窓口となる場合もあるため，都道府県との連絡体制を密にしておく必要がある。

以上のことから，市町村においては域内の水中遺跡保護を図るため，具体的には次のような措置を講ずることができる体制を構築し，その充実を図ることが必要である。

①水中遺跡の範囲と内容，その保護に関する制度や具体的な手続等に関する情報を公開すること。

②漁業・港湾関係者，各種開発事業を所管する行政機関内の担当部局や民間の開発事業者に対し，水中遺跡保護の必要性と重要性及び保護行政の内容に関して理解を求め，それらとの協力関係を構築すること。

③地域住民に対しては，水中遺跡に関する様々な情報公開・活用事業を企画し，水中遺跡保護の重要性を知ってもらうよう働きかけること。

（２）都道府県の役割

都道府県は広域の地方公共団体として，広く国内における物流・交易・商業活動等や対外交易史・外交史を踏まえて域内の水中遺跡の価値を多角的かつ総体的に捉え，それぞれの内容に応じて適切な保護措置を講ずることが必要である。また，埋蔵文化財に関する基本的な法的権限を有することから，市町村と連携しながら域内の水中遺跡の保護を進めることが求められ，具体的には次のような措置を講ずることが必要である。したがって国においては，地方公共団体等への支援のため次のような体制の充実を図る必要がある。

①市町村が把握した水中遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

②開発事業との調整において，現状保存・記録保存等の取扱いについて判断し決定すること。

③市町村に対し水中遺跡保護を行うために必要な助言・支援を行うとともに，市町村間及び国との連絡・調整を行うこと。

④市町村との役割分担を行った上で，市町村では対応できない規模や内容の業務については主体的かつ積極的に協力すること。

⑤港湾・漁港・漁場の整備，海岸の保全，湾岸道路や橋梁の整備，埋立工事等の各種開発事業を所管し，又はその許認可権限を主に有する都道府県内の関係部局に対し，水中遺跡保護の重要性や保護のための制度・行政や具体的な手続等に関して情報提供し理解・協力を求めること。

⑥水中遺跡に関して域内の水中遺跡を多角的かつ総体的に捉えて，その歴史性や特性を広く情報発信するなどの公開・活用事業を企画・実施すること。

都道府県が上記の役割を果たすには，長期的な展望に基づいた体制整備を図る必要があり，そのためにはまず水中遺跡保護も含めた埋蔵文化財保護全般を適切に行うことができる専門職員の配置から着手することが望ましい。

（３）国の役割

国は，諸外国において先行的に進められている保護の取組を参考としつつ，常にその最新情報を把握して世界的な水準や動向を踏まえながら，地方公共団体に対しては中・長期的な取組の指針を示すために，自ら体制整備を進めることが重要である。また，水中遺跡保護に関する課題の抽出及び改善について高度な調査研究を推進し，地方公共団体を強力に支援するため，業務に関する方向性の提示，具体的な調査等に関する技術的助言及び財政的支援等に取組んでいく必要がある。また，重要な遺跡については地方公共団体との緊密な連携のもと史跡指定を図

り保護の万全を図る必要もある。したがって国においては，地方公共団体等への支援のため次のような体制の充実を図る必要がある。

①諸外国で行われている水中遺跡保護の動向とその世界的な標準を把握してそれを我が国の取組に反映･定着させるとともに，自らが水中遺跡の発掘調査を行う能力を有して地方公共団体の取組を支援し，地方公共団体の専門職員に対しては水中遺跡保護に関する行政的な研修も行うことができる文化財調査官を配置すること。

②水中遺跡保護に関する適切な組織・部署を独立行政法人国立文化財機構の内部に設けることも視野に入れ，諸外国における水中遺跡の実態把握，水中遺跡の調査・保護に関する専門的技術の研究開発，地方公共団体等に対する技術的支援や研修等を継続的に実施できるようにすること。

おわりに

我が国においては，陸上の埋蔵文化財保護については世界的にも極めて充実した仕組みと体制を構築してきたが，水中遺跡保護に関する考え方の整理や体制の構築については十分な措置が図られてこなかったという実態がある。本委員会では，我が国における水中遺跡保護の在り方を明らかにするために，諸外国での保護の現状についての調査を行いながら５年間にわたって検討を重ね，我が国の埋蔵文化財行政の基本的な構成である「把握・周知」「調整」「保存」「活用」に即して水中遺跡保護の在り方を整理し提示した。

本報告を受けて，国・都道府県・市町村のそれぞれにおいて水中遺跡保護のための積極的な取組が進められ，陸上における発掘調査等により明らかにされた各地域の歴史と文化に関する知見と水中遺跡から得られる知見とが一体となり，我が国の歴史と文化のよりよい理解に資することができるような埋蔵文化財行政が今後展開することを期待する。また，将来的に水中遺跡における新たな発見から，海外との交流の促進や地域の特色ある観光振興等の埋蔵文化財行政以外の分野への波及効果が生まれることにも期待したい。なお，諸外国の調査からも明らかになっているとおり，海域や湖沼等の水中環境や遺物の特性は国や地域によって異なるものである。我が国の水中遺跡保護の取組においても，全国的に共通する一定の方向性をもちつつも，各地域における水中環境に即した保護の手法を講じる必要があることも想定しなければならない。そして，諸外国の状況も視野に入れながら，水中遺跡保護に関する検討は継続的に行うことが重要かつ必要であることを付言する。

最後に，我が国における調査技術の発展や国及び地方公共団体の体制整備の進捗に応じ，本報告で示された内容が発展的に更新されていくよう，今後も関係者の真摯な取組が継続されることを願ってやまない。

※解説編・資料編，資料編２（平成３０年３月３０日）は省略

４．関係通知・事務連絡等（県）

（１） 宮城県埋蔵文化財事務取扱要領

改正　令和四年八月一日

（趣旨）

第１　この要領は，文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）及び文化財保護条例（昭和５０年宮城県条例第４９号。以下「条例」という。）に基づく埋蔵文化財に関する事務を円滑に処理するために必要な事項を定めるものとする。

（発掘・遺跡発見等に係る届出）

第２　法第９２条第１項の規定による届出は，第１号様式により行うものとする。

２　法第９３条第１項の規定による届出は，第２号様式により行うものとする。

３　法第９６条第１項の規定による届出は，第３号様式により行うものとする。

（国の機関等が行う発掘，遺跡発見等に係る通知）

第３　法第９４条第１項の規定による通知は，第４号様式により行うものとする。

２　法第９７条第１項の規定による通知は，第５号様式により行うものとする。

（埋蔵物発見届の提出）

第４　発掘調査等により遺失物法（平成１８年法律第７３号。）の適用がある埋蔵物を発見した者は，これを当該埋蔵物が発見された土地を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし，埋蔵物の保存上又は学術的な分類整理上，埋蔵物の提出に支障があるときは，第６号様式による埋蔵物発見届の提出をもって埋蔵物の提出に代えることができる。

（鑑査の結果の通知）

第５　宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は，法第１０２条第２項の規定により，鑑査した物件を文化財と認めた旨を警察署長に通知するときは，併せて当該物件が発見された土地を管轄する市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条第１項の規定により地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し，及び執行することとされた場合にあっては，当該地方公共団体の長）に通知するものとする。

（埋蔵文化財保管証の提出）

第６　法第１０２条第１項の鑑査により文化財と認められた物件は，学術的な分類整理のため必要があるときは，発掘者又は発見者が一時保管するものとする。

２　発掘者又は発見者は，前項の文化財を保管するときは，第７号様式による埋蔵文化財保管証を県教育委員会に提出するものとする。

（譲与）

第７　法第１０７条又は条例第３１条の規定により文化財の譲与を受けようとする者は，第８号様式による出土文化財譲与申

請書を県教育委員会に提出するものとする。
附　則　　この要領は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この要領は，平成 19 年 12 月 20 日から施行する。
附　則　　この要領は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この要領は，令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
※参考様式は本文編に添付

（２）　一定規模以上の土地の形質の変更届出について

平成二十二年六月二五日
宮城県文化財保護課長から
各市町村教育委員会宛事務連絡

本県の文化財保護行政につきましては，日ごろ格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，平成２１年４月２４日に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が公布され，平成２２年４月１日から施行されています。この改正により，平成２２年５月１日以降に３０００㎡以上の土地の形質の変更をする場合，着手する３０日前までに都道府県知事等に届出が必要となりました（別紙参照，各市町村にも通知されています）。

発掘調査も対象となることから，宮城県環境対策課と発掘調査の取り扱いを協議し，下記の点について確認しましたので，承知願います。

記

１．開発工事とそれに伴う発掘調査は，それぞれ別に届出が必要となります。

２．開発に伴う発掘調査については，届出者は事業者となります。

３．学術調査など教育委員会等が事業者となる発掘調査については，届出者は教育委員会等の調査主体者となります。

なお，発掘調査の場合，土地の形質の変更の対象は掘削部と排土置き場を合わせた面積となることから，調査内容・方法を十分に考慮して届出の必要の有無を判断して下さい。また，開発事業者と発掘調査について協議する場合，土壌汚染対策法の届出が必要である旨も伝えるようにして下さい。

（３）　発掘調査安全衛生管理マニュアル

平成二十六年十一月一日策定

Ⅰ　はじめに

当マニュアルは，当課が実施する埋蔵文化財発掘調査（以下，発掘調査）及び発掘調査に伴う遺物整理作業（以下，遺物整理作業）を「労働安全衛生法」に基づき安全に遂行するための留意事項等を記載したものである。発掘調査及び遺物整理作業時の発掘調査員は，当マニュアルを基に発掘調査現場等における安全衛生管理を徹底していく必要がある。

なお，当マニュアルは，基本的に文化庁文化財部記念物課監修「発掘調査のてびき　－集落遺跡発掘編－」の 62 ～ 69 頁に記載されている「発掘作業の運営と安全管理」に準拠しているので，併せて参照していただきたい。

Ⅱ　安全衛生管理体制

職員の安全及び衛生管理については「宮城県教育委員会職員安全衛生管理規定」（平成２年 10 月５日　宮城県教育委員会訓令甲第４号）による。このうち職員安全衛生管理者，安全衛生管理者等は以下のとおり定められている。

【職員安全衛生管理者】

宮城県教育委員会では，安全衛生管理体制を統括するものとして職員安全衛生管理者を置き，宮城県教育委員会教育長をもって充てる（宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程第５条）

【職員安全衛生管理責任者】

職員安全衛生管理者の職務を補助させるため職員安全衛生管理責任者を置き，福利課長をもって充てる（同規程第７条）

【安全衛生管理者】

本庁及び地方機関等に安全衛生管理者を置き，次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる（同規程第８条）

（１）本庁　福利課長
（２）地方機関等　所属長

【発掘調査安全衛生管理者】

当課が実施する発掘調査事業に発掘調査安全衛生管理者を置き，当課長をもって充てる。発掘調査安全衛生管理者は発掘調査員に対しての安全基準の遵守について，指示を与えること

【発掘調査安全衛生推進者】

当課が実施する発掘調査事業に発掘調査安全衛生推進者を置き，当課埋蔵文化財第一・第二班長をもって充てる。発掘調査安全衛生推進者は発掘調査員に対しての安全基準の遵守について，監督し，これを指導すること

【作業主任者】

発掘現場及び整理作業現場に作業主任者を置き，発掘調査安全衛生管理者は技能講習（地山の掘削，土止めの支保工等）を終了した発掘調査員の中から選任する

Ⅲ　安全衛生教育

１．安全意識の喚起

①発掘調査員は，発掘調査現場における作業員の危険防止のため，この基準に定める必要な措置を講じなければならない
②作業主任者は，発掘作業の開始にあたり，発掘作業員等に対して，安全管理体制や作業内容，手順，工程ごとの留意点等の説明，健康管理や服装，それぞれの現場の条件にもとづいた留意事項の説明等を行い，安全に対する意識の喚起を図ること

２．発掘調査時の服装・靴等

①服装はできるだけ動きやすく，丈夫なものを選ぶこと
②発掘作業中に杭や釘，枝や石等に引っかかったり，ベルトコンベアーに巻き込まれたりするような事故を防ぐため，袖や裾が広く開いたものや，金具が多くついた服装は避けること
③発掘作業は気候の影響を直接受けるので，気象条件に適した

服装を心がけること
④発掘調査現場では保護帽（ヘルメット）を着用すること
⑤靴は作業内容に応じ長靴，安全靴，運動靴（スニーカー）等安全に配慮した靴を選択し履くこと

３．通勤
①事故を起こさず，事故に巻き込まれないよう，日頃から交通安全の意識向上を図るよう努めること
②自動車やバイク・自転車など使用する交通手段の安全点検を怠らず，安全運転や適正な通勤経路を守るなど，安全な通勤に努めること
③体調管理を徹底すること
④飲酒運転・酒気帯び運転・危険運転は絶対に行わないこと

Ⅳ　発掘調査現場での安全管理
１．環境整備等
【発掘調査現場の明示と安全対策】
①発掘調査員は，現場への第三者の立ち入りを制限するため，周囲を柵やフェンスなどで囲うとともに，立ち入りを禁じ，注意を喚起する標識を設置すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること
②発掘調査員は安全確保のため，発掘調査地内での状況に応じて，各種フェンス等を設置するなど，導線を整備すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること
③発掘調査員は，市街地等周辺住民との接触が多い場所での発掘調査に当たっては,特に安全対策や騒音対策に留意すること。発掘調査安全衛生推進者はこれに伴う資材や環境整備に関する事務を監督すること
【埋設物等】
①発掘調査安全衛生推進者は，発掘調査着手前に関係機関と協議して調査区及びその周辺における上下水道管・暗渠・地下電線等の埋設物の有無を確認すること
②土中には，人体に悪影響を及ぼす可能性のある産業廃棄物などの物質が含まれていることがあるので，存在を把握した時点で，発掘調査安全衛生推進者は，すみやかに関係諸機関と以後の対応を協議すること
【気象条件】
①発掘調査員は，大雪・大雨・強風・熱暑・落雷などにより，作業の実施について危 険が予想されるときは，作業を中止すること。発掘調査安全衛生推進者は気象警報が発せられ発掘調査の実施について危険が予想されるときは，発掘現場を巡回し発掘調査員に災害防止に向けた適切な指示を行うこと
②落雷・突風・竜巻など発掘作業中の急激な気象条件に対処するため，発掘調査安全衛生推進者は気象情報の収集手段を確保し，避難場所についてもあらかじめ指定しておくこと
③台風などの強風や大雨の事態を想定して，日頃から，テントやトイレ，一輪車，看板などの設置場所に留意し，必要に応じて固定するなどの措置をとっておくこと
④シート等は土嚢等でしっかりと固定すること
【健康管理】
①各自の健康状態を把握し，健康管理に努めること
②夏季や湿度の高い日に作業する場合には，日陰等で適時休憩をとるとともに，水分と塩分，ミネラルを随時補給するなどして，熱中症予防に努めること
③熱中症などの予防については，環境省の熱中症予防情報や大気汚染（光化学オキシダント）の注意報・警報ほかの情報の共有にも努め，発掘作業中も迅速に対処できるようにすること
【休憩所】
　原則として２週間以上の期間に及ぶ発掘調査現場には，発掘調査員や作業員の人数に応じて適切な休息設備を設置し，飲料水を確保すること
【トイレの設置】
　発掘調査現場には，発掘調査員や作業員の人数に応じて適切にトイレを設置しなければならない

２．発掘調査実施前の留意点
【発掘調査の計画】
発掘調査員は，発掘調査を行う場合，次の項目について作業及び周辺の事前調査を行い，安全対策を含めた調査の計画を立てなければならない。
（１）地山の形状，地質及び地層の状態
（２）地山の亀裂，含水，湧水の有無及び状態
（３）空中架線，構造物等の倒壊および損壊による危険の有無
（４）ガス管，水道管，地中電線等地下埋設物による危険の有無
（５）産業廃棄物その他人体に有害又は危険を及ぼすものの有無（明かり掘削における掘削面の勾配と高さの基準）

３．発掘調査作業時の留意点
【掘削の基本事項】
①掘削面の高さが２m以上となる掘削作業は，掘削深度や土質に対する勾配が定められており，原則，これに従うこと（表1・図1）
②掘削面の高さが２m未満であっても，軟弱な土質は緩やかな勾配をとるなど適切に対応すること
③安定勾配を確保した場合でも，湧水や長期間の開口により壁面が崩落するおそれもあるので，亀裂の有無や崩落の危険性がないか，常に状態の把握に努めること
④掘削などに重機を用いる場合は，作業範囲内や作業路周辺への立ち入りを禁止し，移動する際は合図等で注意を呼びかけ，発掘作業員等が重機に接触しないようにすること
⑤傾斜地や低湿地での調査は，特に十分な安全対策等を講じること
⑥各遺構（特に急傾斜地や下記横穴等の遺構）の調査を実施するに当たって資格が必要な場合は,有資格者の立ち会い（指導・

助言）の下で調査を進める必要がある（別紙 1）

表 1　掘削面の勾配と掘削面の高さ

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
その他の地山	2 m未満	90°
	2 m以上 5 m未満	75°
	5 m以上	60°

図 1　掘削面の勾配

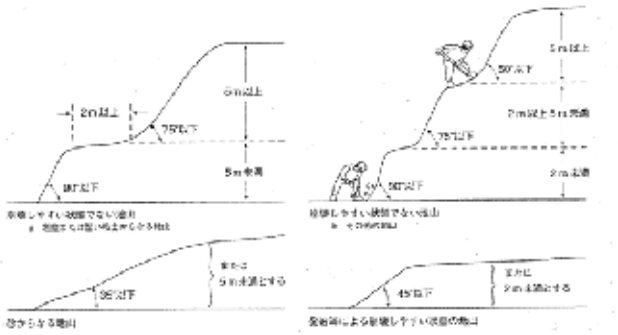

【井戸・横穴・窯等の深く掘る調査を行う時の留意点】

①井戸，土坑（穴），濠（溝），窯などの深い遺構の掘り下げに当たっては，転落防止の措置だけではなく，土砂崩落や落盤を防止するため，法令の定めに従った発掘方法をとること

②井戸などの深い遺構は，酸素の状態を把握し，酸欠防止に努めるとともに，深さに応じて地山を断ち割るなど，安全に対する十分な配慮をすること

③一連の作業が終了したのちは，深い遺構はすみやかに埋め戻すなどして，危険を回避する対策をとること

④事業者に発掘調査現場を引き渡す際にも安全管理について協議すること

【重機使用時の留意点】

①重機の搬入・搬出ルートを事前に運搬業者と協議し，道路路面，路肩，建物等を破損しないよう十分留意すること

②表土除去作業等で重機等を使用する際は，バックホーの回転範囲，ブルドーザー・キャリアダンプ等の稼働範囲に発掘調査員，作業員が入らないよう十分に留意すること

【ローリングタワー使用時の留意点】

①規定の部材を適切に使用すること

②設置・解体を安全に行うスペースを確保し，地盤が沈下するおそれのないところに水平に設置すること

③３段（5 m未満）を限度とし，手すりを設けること

④状況に応じてローリングタワーをロープ等で固定し，安定を図ること

⑤２段以上組み立てた状態で移動しないこと

⑥強風，雨，落雷のおそれがある時は，ローリングタワーの設置・解体，写真撮影は行わないこと

【ベルトコンベアー等使用時の留意点】

①ベルトコンベアーを使用するときは，丈夫な架台を用いて固定した状態で使用するとともに，接触あるいは巻き込みなどによる事故のないよう十分に留意すること

②水中ポンプや発電機などと同様に，エンジンやプーリー（ローラー）部分に覆いがあることを確認すること

③重量物のため，移動の際には細心の注意を払うこと

【足下の確認】

①常に足元に注意して作業を行い，傾斜地や雨天の後など滑り易い場所では，階段の設置，板等の敷設などにより安全確保に努めること

②調査区にかけたシートの下にある遺構は資材等で塞ぐか，形状に合わせたシートの保護を行い，その措置の施されていないシートの上は絶対に歩かないこと

③遺構の縁やセクションベルトの上など，崩れ易い場所は歩かないこと

④調査区内に機材等を散乱させないこと

⑤作業終了後，遺構を覆うシートの下には発掘用具を置かないこと

⑥発掘現場の溝や調査区の段差には，適切な資材による橋や階段を設けること

Ⅴ　発掘調査現場事務所の設置・管理等

【出土遺物・機材等の管理等】

①発掘調査現場事務所（以下，事務所）・トイレ等の衛生管理を徹底すること

②事務所では火災発生の防止に十分留意するとともに，適正な規模の消火器を設置すること

③貴重な出土品や機材は，施錠できる棚等に保管するなど，保管している出土品や発掘記録・機材の管理，盗難防止策を徹底すること

④事務所には救急用具や薬品を常備し，作業員等に設置場所等を周知すること

⑤灯油，ガソリン等の燃料は，火気から離れた場所に保管し，施錠すること

Ⅵ　緊急時の対処・連絡体制

【緊急連絡網・応急措置】

①事故発生時に迅速な組織的対応ができるよう，緊急連絡網を整備すること

②消防署や救急病院などの連絡先は事務所に明示し，発掘作業に携わる複数の者が常に把握できる状態にしておくこと

③ケガ人や急病人がでた場合は，あわてずに正しく対処できるように，応急処置についての正確な知識をもち，その方法について十分に習熟しておくこと

Ⅶ　点検

【発掘調査現場・機材等の点検】

①発掘区や事務所などの安全点検を定期的に実施し，安全衛生

管理を徹底すること
（別紙２：発掘調査における安全衛生点検票）
②発掘作業に用いる機材の点検を欠かさないようにすること
③電気機器を用いる場合は，感電による事故を防止するため，漏電防止措置を講じるとともに，配線やコード類の損傷や老朽化の有無を点検すること
④除草・伐採した草木の適切な処理や火災の防止などの安全管理を徹底すること

Ⅷ　出土遺物整理作業（室内）における安全管理
【出土遺物等の保管・移動時の留意点】
①出土遺物等を保管する平箱等の積み上げは高さ２ｍ未満とする
②出土遺物等の積み上げ・積み降ろし作業を行う場合は，発掘調査員の指示のもとで足場の安全を確保し，十分な人員で行うこと
【粉塵等に対する留意点】
金属製品の錆落とし，石膏等による土器の復元等粉塵が発生する作業を行う場合は，十分な通風・換気を確保するほか，防塵マスクや保護用眼鏡等の防護具を装着すること
【有機溶剤等使用時の留意点】
①シンナー・アセトン等の有機溶剤の保管・管理に当たっては十分に留意すること
②アセトン等の有機溶剤を使用しての室内作業を行う場合は，十分な通風・換気を確保するほか，火気を近づけないなど十分に留意すること
【消火器の配置】
遺物整理の施設等には適正な規模の消火器を設置すること
【健康管理】
室内作業においても，上記Ⅳの１の【健康管理】同様，留意すること

Ⅸ　事故発生時の対応等
【事故発生時の処置等】
①被害者の救出を最優先すること
②負傷者が発生している場合はケガの状況等を把握し，必要に応じ救急車の要請等を行うこと
③可能な場合は負傷者に応急処置を施すこと
④二次災害，後続事故等が発生しないよう適切な防止処置を講ずること
⑤上記措置を講じた後，直ちに文化財保護課ほかに連絡すること
【事故後の対応】
①上記措置を講じた後，すみやかに事故発生に係る必要書類を文化財保護課に提出すること
②再発防止策を講じること
附　則
このマニュアルは，平成 26 年 11 月 1 日から適用する。

附　則
このマニュアルは，平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（別紙１）
地山の掘削作業以外の作業主任者について
発掘調査・整理作業現場では，地山の掘削作業以外にも危険を伴う作業がある。
下記作業の実施に当たり，労働安全衛生法・規則に定められた有資格者の確保・講習・教育等が必須又は必要な場合があるので，調査内容を検討の上，有資格者の確保等に十分に留意すること。
なお，当課に有資格者が不在の場合は，当該業務の委託も検討すること。
記
○玉掛けの業務【労働安全衛生規則第 36 条第 19 号】
重量物の吊り上げ作業を行う場合
○ずい道等の掘削作業主任者【労働安全衛生規則第383の２条】
窯跡・横穴墓・横穴式石室等，天井部の残る遺構の掘削作業を行う場合
○酸素欠乏危険作業主任者【酸素欠乏症等防止規則第 11 条】
井戸跡等，酸欠の恐れのある遺構の掘削作業を行う場合
○有機溶剤の取扱い作業主任者【有機溶剤中毒予防規則第 19 条】
屋内作業場で有機溶剤を取扱う作業を行う場合
○チェンソー作業者特別教育【労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の２】
チェンソーにより作業を行う場合
○丸のこ等取扱い作業者従事者教育【平成 22.7.14 基安発 0714 第 1 号】
丸のこ等により作業を行う場合
○刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育【平成 12.2.16 基安発第 66 号】
刈払機により作業を行う場合

（別紙２）

発掘調査における安全衛生点検票（案）

宮城県教育庁文化財保護課

●遺跡名:　　遺跡
●記入者:

点検項目（1／2）	点検日				
	/	/	/	/	/
◆ 労災保険					
・ 加入手続きは終了しているか					
◆ 安全衛生教育					
・ 作業開始前の教育は行ったか					
・ 日常的に諸注意を行っているか					
◆ 衛生管理					
・ トイレは設置してあるか					
・ 通路は確保してあるか					
・ 飲料水に病気誘発の恐れはないか					
・ 応急措置のための救急薬品・用品はあるか					
◆ 火災の防止					
・ 火気（喫煙・漏電・加熱等）の注意は万全か					
・ 発掘調査現場事務所に消化器は設置されているか					
・ 燃料の保管は万全か					
◆ 連絡体制					
・ 緊急時の連絡体制は整っているか					
◆ 発掘機材					
・ 発掘機材で整備不良のものはないか					
・ その他機材で破損等の恐れがあるものはないか					
◆ 発掘作業における安全管理					
・ 発掘調査区の勾配、高さは安全か					
・ 土砂崩落の恐れはないか					
・ 埋設物等はないか					
・ ヘルメットを着用しているか					
・ 各作業に入る前、作業員に対し作業内容を十分説明したか					
・ 特に足下が悪いなど作業条件が悪い場合、注意喚起を行ったか					
・ 柵・標識などの設置は適切に行われているか					
・ 発掘調査現場内に機材の散乱及び危険物はないか					
・ 崩落の恐れがある遺構は、調査終了後に埋め戻すなどの措置を講じたか					
・ 転落等の恐れがある穴等を板で覆うなどの措置を講じたか					

点検項目（2／2）	点検日				
	/	/	/	/	/
◆ 発掘作業における人員配置					
・ 安全管理者を決めているか					
・ 調査員数に対し作業員数は適正な人数か					
・ 作業内容に対し作業員数は適正な人数か					
・ 高齢者などに対する配慮が行われているか					
◆ 横穴・窯などの調査					
・ 落盤の恐れはないか					
・ 入り口付近で土砂崩落の恐れはないか					
・ 酸欠の恐れはないか					
◆ 土坑・井戸の調査					
・ 土砂崩落の恐れはないか					
・ 土砂崩落を防止する措置を講じているか					
・ 酸欠の恐れはないか					
◆ ローリングタワーの設置・解体					
・ 部品は規格どおり揃っているか					
・ 設置地盤は安定しているか					
・ 1段目で、水平・垂直確認を行ったか					
・ 規格どおりの組み立てを行ったか					
・ 安全帯は必要ないか					
・ 2段以上組み立てたまま移動していないか					
◆ ベルトコンベアー・水中ポンプなど					
・ エンジン部分等に覆いはあるか					
・ 作業中に給油、清掃等を行っていないか					
・ 移動に十分な人員配置を行っているか					
・ 安全に固定・設置されているか					
◆ 重機					
・ 重機の回転範囲に人はいないか					
・ ブルドーザーの可動範囲に人はいないか					
安全管理者（現場チーフ）確認印					

レ:問題なし　　△:注意　　×:問題あり・作業中止

問題がある事項・改善策

（４） 宮城県埋蔵文化財発掘調査標準

平成三十一年三月二十日策定

はじめに

埋蔵文化財行政は，地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し，それぞれの内容や価値に応じて適切に保存し活用することを基本とする。これにより地方公共団体は埋蔵文化財の保存のための発掘調査（行政目的調査）を実施することになる。

平成 16 年には，文化庁が設置した埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会により『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』がまとめられた。これによれば，標準とは「単に調査や記録・資料作成作業の手引きではなく，記録保存のための発掘調査の基本理念や調査方法の原則を示し，それに基づいた作業工程とその目的・意義等の基本的事項を明らかにしたもの」と位置づけられている。更に，「各都道府県においては，文化財保護法第９３条第２項に定められている記録保存のための発掘調査の指示等の事務執行における基本的な指針として，この標準に準拠して「基準」を定める必要がある」とし，「各地域における遺跡のあり方等の特性上，この標準以上の内容が必要と判断される場合があれば，都道府県や地域ブロック単位で，その内容を一部修正し，あるいはより具現化したものとすることが適当である」としている。

宮城県では，この指針に従い，宮城県における遺跡の特性やこれまでの調査方法等を踏まえて，ここに『宮城県埋蔵文化財発掘調査標準』を策定することとした。本標準は，記録保存調査の一連の工程における作業内容の根拠を示すとともに，それぞれの作業内容に必要な費用等の積算をするための基礎となるものである。本標準が，県内における行政目的の発掘調査にあたり，より計画的・効率的な発掘調査の実施に資することを期待する。

例言

１．本標準は，平成 16 年 12 月 20 日付け文化庁次長通知「行政目的で行う埋蔵文化財調査の標準について」（16 庁財第 312 号）に基づき，宮城県内において行政目的で実施される埋蔵文化財発掘調査の標準について，必要な事項を示すものである。

２．本標準は，宮城県教育庁文化財課が以下の経緯を経て策定した。

平成 30 年　２月　素案作成
　　４月　ワーキンググループによる検討開始
　　９～ 11 月　課内における原案検討
　　12 月　県内市町村文化財担当者への説明会開催
平成 31 年　２月　市町村文化財担当者会議における報告
　　３月　策定

３．本標準は，発掘調査の進展に伴う技術の進歩や調査手法の見直し等にしたがって，適宜改定を行う。

４．本標準は，平成 31 年４月１日から運用する。

第１章　行政目的で行う発掘調査

行政目的で行う埋蔵文化財の発掘調査には，１．試掘・確認調査，２．記録保存のための調査（本発掘調査），３．保存・活用のための調査がある。本標準は主に記録保存のための発掘調査を対象として，具体的な作業内容を定めるものであるが，試掘・確認調査や保存・活用のための調査も基本的にこれに準じる。これらの発掘調査を円滑に進めるには，経費・施設・人員等を確保し，調査全体の進行や安全を管理するといった組織的対応が不可欠であり，『適正な埋蔵文化財行政を担う体制等の構築について』（埋蔵文化財の発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会，平成 26 年 10 月）に基づいて，適切な体制を整備する必要がある。

１．試掘・確認調査

（１）内容

埋蔵文化財を適正に保護していくためには，遺跡の所在や範囲を把握し，開発事業者側とその取扱いについて調整する必要がある。また，調整の結果，記録保存のための調査（→第１章２）が必要となった場合，その調査に必要な期間・経費等を算定するには，あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・時代・性格，遺構・遺物の内容と密度，遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。

これらの必要な知見や情報を得る目的で行う予備調査として，「分布調査」「試掘調査」「確認調査」がある。分布調査は，踏査によって遺物の散布状況や地形の特徴等を把握する調査で，掘削を伴わないことから得られる情報は限定的である。試掘調査は，地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を把握するための部分的な発掘調査である。確認調査は，遺跡の範囲・深さ・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査である。これらの調査を開発事業が計画されている区域において行う場合は，土地所有者の承諾を得るとともに，調査の方法や期間等について，事業者や周辺住民にも十分な理解を得ておく必要がある。

（２）方法

試掘・確認調査の方法は，記録保存のための発掘調査に準じる部分も多く，ここではその特質的な部分に限って概要を記述する。

試掘・確認調査では，分布調査の成果や地形等を考慮しながら，多くの情報を効率的に得ることができる試掘坑（トレンチ）を設定する。開発事業に伴う場合，事前に図面と現地を対照しながら，事業予定地の範囲を確認し，試掘坑の位置や作業期間・工程の計画を立てる。案件ごとに，開発事業の範囲や内容と遺跡とのかかわりを十分考慮し，目的とする情報が効果的・効率的に得られるよう，調査の面積や方法等を決定する。

試掘坑の掘削方法は，人力で行うか，重機を利用するか，または両方を併用する。遺構が確認された場合は，その範囲・種類・性格・密度・遺物量等を確認し，必要に応じて遺構の断ち割り（注 1）等を行って深さ等の遺存状況や時代等を確認する。遺構が確認された面よりもさらに下層に古い時期の遺構面が予想される場合は，遺構の分布しない空白地等でさらに深い試掘坑を設定し，下層における遺構の有無を確認する。試掘坑が深くなる場合は，事業者や土地所有者の理解を得たうえで，安全に十分注意して実施する。また，調査後の土地利用に支障をきたさぬよう，埋め戻し等の復旧方法についても，あらかじめ事業者や土地所有者と打ち合わせておく。

調査の記録として，写真を撮影し，平面図・断面図等を作成する。出土遺物は，後の調査（本発掘調査）の重要な情報となるため，出土遺構・層位等を正確に把握する必要がある。遺構が確認されなかった場合でも，基本層序や旧地形の状況を観察し，今後周辺で開発が生じた際の参考となるよう心がける。

注１　断面を観察するために遺構を部分的に掘り下げる調査方法には「断ち割り」「半裁」「半截」等の呼称があるが，本標準ではこれらを含めて「断ち割り」と記載する。

２．記録保存のための調査（本発掘調査）

開発事業者との調整・協議の結果，現状で保存を図ることができなくなった埋蔵文化財について，行政上の措置として，その内容を記録にとどめるために行う発掘調査である。このような発掘調査が必要な場合として，「宮城県発掘調査基準」（平成 12 年４月）では，①工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合，②掘削が及ばなくとも，工事により，埋蔵文化財に影響を及ぼす場合，③恒久的な工作物の設置により，埋蔵文化財と人との関係が絶たれ，埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合の３つを定めている。

発掘調査の記録は現状保存できなかった遺跡に代わって国民の文化的資産として後世に残すものであり，その内容に一定の質を保つ必要がある。よって，各調査機関は，発掘調査を適切に実施し，それに伴う記録類および出土遺物について適切に保管・活用を図らなければならない（第５章）。

発掘調査は，現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」），調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」）を経て，発掘調査報告書（以下「報告書」）の刊行に至る一連の作業によって完了する。

発掘作業（第２章）とは，現状保存を図ることができない埋蔵文化財について，土壌の特徴を見極めながら掘り下げ，埋蔵された遺構と遺物の存在や様態，およびそれらの有機的な関係を明らかにして，記録を作成する作業である。遺跡の破壊を伴う行為でもあり，やり直しや再検証は不可能であることを十分に理解して行う。

整理等作業（第３章）とは，発掘作業で得られた記録と出土した遺物について，考古学の手法を中心に他の分野の研究成果も用いて整理・分析し，遺跡の内容をまとめた報告書の作成を目的として行うものである。さらに，遺跡に関する基本的な資料である記録類と出土遺物を将来にわたって保管し，公開と活用に備えるための作業でもある。

報告書（第４章）とは，現状保存を図ることができなかった

埋蔵文化財に代わって後世に残す記録のうち最も中心的なもので，発掘調査の成果を周知し，活用するための基礎となる資料である。内容は行政的に講じた措置の記録と学術的な成果の記録からなる。

発掘調査は，考古学を中心に今日の学術的な水準を踏まえたうえで，必要な作業を，問題意識をもって，調査目的に応じて必要な範囲で実施するものである。それによって得られた遺跡に関する有用な記録は，可能な限り客観的で正確かつ必要十分な形で後世に残す必要がある。特に記録保存のための調査においては，遺跡の内容や規模に応じた適正な経費と期間を踏まえて，全工程を見通してバランスのとれた作業配分で進めなければならない。そのために，各工程の目的・意義や作業内容と，それに要する作業の質および量の程度等を，各調査員が十分に理解してあたる必要がある。

３．保存・活用のための調査

地域の歴史や文化を理解するうえで重要な遺跡を対象に，その内容の解明や保護，整備・活用等を目的として行う学術的な発掘調査である。遺跡の保存や史跡指定を目指して範囲・内容を確認するための調査，保存や史跡指定された遺跡について整備・活用に必要な情報を得るための調査といった，さまざまな段階がある。それぞれに応じて，報告書作成までを見据えた計画の立案と，調査体制の構築・整備等を行う必要がある。また，目的達成のために適切な調査範囲の選択と調査区の設定を行い，必要最低限の掘り下げにとどめることを原則とするなど，発掘調査による埋蔵文化財への影響を最小限にすることが重要である。

史跡に指定されている遺跡の発掘調査は，主にそれを管理する地方公共団体が法や条例にもとづく現状変更の許可を得たうえで，遺跡の保存に重大な影響を及ぼさないよう留意して行う。整備等の計画とも整合性を図る必要があり，指導委員会等の指導・助言を受けながら実施することが求められる。なお，史跡整備に伴う発掘調査の詳細については，文化庁文化財部記念物課『史跡等整備のてびき』（平成 17 年６月）で記述されている。

第２章　発掘作業の標準

１．基本方針

（１）遺跡の種類・立地に対応した発掘作業

前章で述べたように，発掘作業は遺跡を破壊する行為であり，遺跡を構成する主要な要素である遺構と遺物の関係を切り離すものでもあることから，細心の注意をはらって分析・検討に有用な情報を確認･把握し，記録しながら進めなければならない。

通常，遺跡にはその種類や立地環境に応じた発掘作業の方法があり，例えば集落遺跡と古墳，窯跡では作業の方法が異なる。また，台地上に立地する遺跡は遺構検出面が比較的浅く，遺構面も単一であることが多いのに対し，低湿地に立地する遺跡は遺構面が複数あることが多く，木製品や動・植物遺存体などの有機質遺物の出土にも注意をはらわなければならない。発掘作業はこのような遺跡の種類・立地の差異に応じて，適切な方法で実施する必要がある。

（２）目的に即した作業方法の選択と実施

発掘作業における各工程の作業は，目的や方法を正しく認識したうえで行う必要がある。また，各工程の作業は同じ比重で行うものではなく，遺構と遺物の所在と両者の関係を明らかにすることが重要であり，それに重点をおいた工程をとる必要がある。各工程内の作業は，期待される成果と作業に要する労力を勘案し，最も有効かつ効率的な方法を選択して適用する。全工程の中でも「遺構調査」の工程は最も重要であり，十分な時間を充てて慎重に作業する。また，遺物は出土状況等から資料的価値を的確に判断し，それに応じた方法で取り上げる。

選択した作業方法によって得られる結果が，発掘調査全体を通して後の作業や最終の成果にどのように生かせるかを考え，必要十分な作業の実施に努める。

（３）正確さと客観性の確保

発掘作業の成果を学術的にも活用しうる水準に保つためには，正確で客観的な作業を実施する必要がある。層位の把握や遺構の重複関係の確認といった重要な工程にとどまらず，発掘作業計画の立案の段階から日々の進捗，発掘成果の検討に至るまで，複数の調査員で検証しながら行うことが望ましい。やむをえず１人の調査員で発掘作業を行う場合は，過程の要所において第三者の検証を受けることなどが必要である。

（４）的確な記録・資料の作成

発掘作業の各工程においては，確認した事実や得られた成果の記録を適切に残すことが必要である。単に記録が詳細であればいいというものではなく，後の整理や分析および報告書の作成に有効で無駄のない記録とするために，最適な方法を採らなければならない。

遺構の記録は基礎的な資料であるため，必要な情報を的確に，可能な限り漏れなく捉えた実測図，写真等を作成する必要がある。遺物の出土位置の記録は，出土状況によって資料的価値を正しく判断し，その価値に応じた方法を選択する必要がある。

また，日誌類は調査の経過や体制を記したもので，行政的な記録を兼ねるため，後年に作業の検証等が可能なように全期間を通じて確実に作成する。

（５）安全で確実な作業の実施

発掘調査を安全かつ確実に実施するためには，調査開始前の環境整備が不可欠である。人員や調査面積等に応じて，調査事務所・休憩所・トイレ・器材倉庫の設置，駐車場や排土置場の確保，器材の準備等を行う。掘削・測量・撮影に使用する器材とともに，現場の環境を維持するための器材（養生シート・土嚢・発電機・水中ポンプ・安全対策の設備等）も準備する必要がある。

現場での発掘作業はその性格上，常に土砂崩壊，感電，高所からの転落等の危険を伴うため，労働安全衛生法等に基づいた安全基準を遵守し，発掘調査に携わる調査員・作業員に安全意識を徹底させ，事故のないように配慮しなければならない。また，現場内だけでなく，周辺環境（近隣に鉄道や道路がある時は特に）や地元住民への配慮も必要である。雨水や土埃，騒音等に注意を払うとともに，大雨や強風等の災害も想定した現場管理が求められる。

安全管理は発掘作業の全工程にわたって必須である。その詳細は「発掘調査安全衛生管理マニュアル」（平成 26 年 11 月）として別に定めており，以後の記述では特に注意を要する事項のみ個別に記載する。

２．発掘作業の工程とその内容

発掘作業の基本的な工程・内容を大別すると，（１）発掘前段階の作業，（２）表土等の掘削，（３）基本層序の確認と遺構の検出，（４）遺構の調査，（５）遺構の記録作成，（６）現場における出土品の取扱い，（７）自然科学的分析となる。このうち（５）から（７）の作業は（１）から（４）の作業と並行して行われるものである。以下に各工程について述べる。

（１）発掘前段階の作業

試掘・確認調査等の結果と周辺のこれまでの調査成果に基づき，発掘調査の範囲・工程等の計画を決定するとともに，具体的な発掘の方法について検討する作業である。基本的な工程には，①現地踏査と掘削前の地形測量，②発掘調査区の設定と測量基準点の設置がある。

①現地踏査と掘削前の地形測量

遺跡では，土地の起伏や地割が遺構を反映している場合，あるいは地表面に散布する遺物が遺構の年代や内容を示している場合等があり，現地を踏査・観察することで有用な情報が得られることが多い。そのため，調査対象範囲および周辺の十分な現地踏査を行ったうえで，掘削前の対象地の現況写真を撮影するとともに，現地形が遺構の形状を反映しているとみられる場合は，地形図等の記録を作成する必要がある。これらの作業は，調査開始後に調査区の拡張や新たに調査区を設定するうえでも有効である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
現地の踏査	・地上に顕在する遺構（古墳の墳丘，建物の礎石や基壇，城柵の築地や土塁，城館の縄張り等）や，地表面に散布する遺物を現地で確認する。 ・周辺の地形を示す図として，各市町村の都市計画図等を入手するか，事業者が作成した設計図等の提供を受ける。 ・古い地割図，地籍図，空中写真等を参照することも有効である。	・図面の提供を受ける際は，発掘調査報告書への掲載の可否や条件を確認し，必要に応じて文書記録として残す。 ・踏査や測量が対象地外に及ぶ場合は，地権者に立入りの許可を得るなどの配慮を要する。	・周辺地形図（1/500 ～ 1/10,000 程度） ・掘削前地形図（1/100 ～ 1/1,000 程度） ・掘削前全景写真
掘削前の地形測量	・地表面が遺構の形状を反映しているとみられる場合は，周辺も含めた測量図を作成する。 ・等高線は，地形の特徴を客観的に示すことができる精度で記録する。		

②発掘調査区の設定と測量基準点の設置

記録保存が必要な範囲を発掘調査区として設定する。発掘調査区の位置を正確かつ客観的に記録するため，基準となる座標系（世界測地系）に基づいた基準点を設置する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
発掘調査区の設定	・事業計画および試掘・確認調査の成果に基づき，必要十分な範囲を発掘調査区として設定する。 ・地形や調査状況に応じて調査区名を付ける。	・発掘調査の範囲は，事業用地外に影響を及ぼさないように留意し，埋め戻しも含めて，事前に事業者と打合わせる。	・調査区配置図（1/100 ～ 1/1,000 程度）
測量基準点の設置	・３～４級程度の精度の「測量原点」を用いて，調査区近辺に平面と標高の座標値を備えた「実測基準点」を設置する。測量原点は事業者や測量業者が工事のために打設したものを利用するか，行政機関が設置している各種の基準点で要件を備えたものを利用する。 ・実測基準点は発掘作業の全期間を通じて使用するため，トータルステーション等を用いて正確に測量し，丈夫な材質の測量杭等で打設する。	・平成 15 年４月以前の日本測地系を用いた座標データを合成する場合は，国土地理院が公開している変換式等を利用し，世界測地系の座標に変換する。 ・測量原点は地震等により変動している場合があり，測量年月日に注意する。	・実測基準点およびその成果表

（２）表土等の掘削

調査にあたっては，まず遺構を検出するために，遺構面の上に堆積した表土等を除去する。それらは調査の直接的な対象ではないことから，重機等を用いた効率的な掘削を検討するのを原則とする。遺物を含んでいても，二次的な堆積や撹乱等によるものと判断される際は，遺構との関連が薄いため，多量に遺物を含む場合以外は重機を用いて掘削する。ただし，遺構面が浅いなど，重機の利用により遺構に与える影響が大きい場合や、周囲が狭かったり、急斜面等の危険な場所では，その利用を控える必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
表土等の掘削	・原則として，調査対象となる時代の遺構面もしくは包含層上面近くまでの層は，重機を用いて効率的に掘削する。 ・遺構面がごく浅い場合，窯跡や貝塚等で表土層に大量の遺物を含む場合，古墳等で重機の利用により地下の遺構に影響を与える恐れがある場合には，人力で表土除去を行う。 ・遺構面が複数あり，その間に無遺物層をはさむ場合，無遺物層は表土等と同じ取扱いとする。	・試掘・確認調査等の成果を参考にし，遺構面の深さや範囲等を正しく把握して作業に着手する。また，適宜サブトレンチを設定するなど，基本層序を確認しながら掘り下げる。 ・調査区の深さや壁の崩落に十分注意し，必要に応じて法面または段差を付ける。	・作業状況写真
表土等出土遺物の取り上げ	・調査区や層位等を記録して取り上げる。詳細な出土位置の記録は，原則として不要である。	・下層の遺構との関連が想定される遺物は，出土位置を記録しておくなど，状況に応じた対応を行う。	

（3）基本層序の確認と遺構の検出

調査区内に分布する土層を調査区壁面やサブトレンチ等で観察し，その上下関係や広がりを把握して，基本層序を判断する。各層の特徴や出土遺物を観察することで，堆積した年代や環境を知る手がかりとなる。また，基本層序と遺構面の関係を整理することで，遺構の年代や新旧関係を推定することも可能となる。調査区が広範囲に及ぶ場合や起伏に富む場合等は，複数箇所で層序を確認し，相互の新旧関係を検討することが望ましい。ほかに，周辺における過去の調査や試掘・確認調査の知見等も参考にする。

遺構面と基本層序の関係を把握したうえで，遺構面を精査して遺構の検出作業を行う。この作業は，調査全体の進行や成果に密接にかかわる基礎的かつ重要な工程である。必要に応じて段下げ等を行い，遺構を正確に把握するとともに，重複する遺構がある場合は平面で新旧関係を把握するよう努める。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
基本層序の確認	・遺構検出面まで掘り下げた段階で，調査区壁面全体を削って基本層序を確認する。 ・遺構面が複数ある場合は，サブトレンチ等を用いて下層の遺構面の深さ等を把握する。 ・基本層序の断面図を作成する。	・基本層序は原則として新しいほうからⅠ層→Ⅱ層→Ⅲ層…の順に付番する。本県では原則としてローマ数字を用いる。 ・断面図は部分的な柱状図（模式図）で記録する場合もある。	・基本層序を示す断面図や模式図（1/20程度） ・断面写真
遺構の検出	・鋤簾（じょれん）等の道具を用いて人力で遺構面を削り，土壌の色調，質，硬さ，混入物等を慎重に見きわめて遺構の平面形・規模等を明らかにする。さらに，堆積土の状況や遺構の配置状況，出土遺物等にも注意し，遺構の性格や年代を推定する。 ・遺構に重複関係が認められる場合は，土色や土質の違いから可能な限り平面で新旧関係を確認する。 ・検出した遺構には遺構番号を付け，遺構台帳や遺構配置図等を作成する。各遺構の位置や新旧関係，出土遺物等を明確にして作業を進める。	・遺構番号は遺構の種類ごとに１番から付ける場合と，種類に関係なく通しで付ける場合等がある。いずれも台帳を作成し，混乱が生じないよう留意する。 ・遺構の種類を簡略に示すために，アルファベット２文字による遺構記号を使用することがある（例：竪穴建物跡＝SI）。過去に調査歴がある遺跡では，混乱が生じないよう留意し，各調査機関の実情に応じて記号を用いるのが望ましい。	・遺構配置図（1/50～1/200程度） ・遺構台帳 ・遺構検出写真
グリッドの設定	・遺構の実測や遺物取り上げ用に，必要に応じてグリッドを設定する。グリッドは３m単位を基本とし，世界測地系に沿って設定するか，地形の傾斜や遺構の方向等に合わせて設定し，現地に杭や釘等で示す。	・地形の傾斜や遺構の方向等に合わせて設定する場合も，世界測地系に位置付けられるようにする。 ・遺物の出土状況等により，必要に応じて小グリッドに分割する。	・グリッド配置図

（4）遺構の調査

遺構調査は発掘作業の中核をなす工程であり，遺構の性格，年代，構築方法，改変を含む使用状況，廃絶や埋没の過程等を解明することが求められる。そのためには，形状・規模や構造，遺構内の堆積土（埋土／覆土）（注１）の層位と，各土層のあり方および遺物の包含状況等を正しく把握することが重要であり，十分な時間を充てて慎重に作業する必要がある。

ここでは，一般的に存在する集落遺跡を対象として，はじめに最も代表的な遺構である竪穴建物（注２）の調査工程を記述し，次に掘立柱の遺構と井戸・溝・土坑・遺物包含層の調査で特に注意を要する項目について記述する。

注１　ここでは基本的に「堆積土」を使用し，人為的な埋め戻しの場合に「埋土」と表現する。
注２　工房など居住施設以外の竪穴も存在することを考慮し，ここでは「竪穴建物」の名称を用いる。

Ａ．竪穴建物の調査

基本的な工程には，①遺構の検出，②遺構堆積土の掘り下げ，③遺構床面の精査，④遺構掘方の調査がある。なお，記録の方法については（５）でまとめて述べるため，ここでは各段階で必要な記録について適宜触れることとする。

①遺構の検出

１－（３）に記述した「遺構の検出」に準じる。他の遺構との重複のほかに，建替えや拡張等の改築の可能性も念頭に置いて検出作業を行う。

②遺構堆積土の掘り下げ

遺構廃絶後に堆積した土を掘り下げ，その観察や記録をしながら機能時の面（床面）を検出する。遺構の埋没過程を把握するよう努めるとともに，床面や付属施設を見落とさないよう注意深く掘り下げる。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
堆積土の掘り下げ	・土層観察用ベルトで原則４つの小区に分割し，遺物の出土状況と層位の関係に注意しながら，床面まで慎重に掘り下げる。 ・重複関係がある場合は，相互の関係が把握できるように土層観察用ベルト等を設定し，新しい遺構から掘り下げを行い，遺物も分別する。 ・検出段階でカマドや炉の位置が推定できる場合は，その位置に合わせてベルトを設定する。	・サブトレンチを設定してあらかじめ深さや堆積状況を把握する方法も有効である。 ・カマドや炉の位置が竪穴の中心から大きく外れている場合は，別にベルトを設定する場合もある。	・平面図（1/20 程度） ・断面図（1/20 程度） ・断面写真 ・遺物出土状況写真
堆積土の分層	・土層観察用ベルトで堆積状況を観察し，分層する。各層の特徴や遺物の包含状況等から，堆積状況を見極め，埋没の過程を把握する。 ・写真撮影，断面図の作成，堆積状況の所見を記入し，記録を終了したら，ベルトを除去する。	・層番号は原則として新しいほうから１層→２層→３層…の順に付番する。 ・土層の観察では，自然堆積か人為的な埋め戻しかを判断するとともに，床面や付属施設等の遺構，土屋根，土壌化した木材の痕跡等に注意を払う。 ・断面図には地山基本層の情報も適宜記録する。	
堆積土中の遺物の取り上げ	・遺物は，原則として土層観察用ベルトで区分した小区ごとに，層位単位でまとめて取り上げる。 ・完形の土器や大型の土器片，特殊な遺物が出土した場合は，すぐに取り上げずに出土状況を確認し，必要に応じて出土位置等を記録する。 ・堆積土内に微細な遺物が含まれる場合は，土壌を回収する。	・大別層位による取り上げなど，遺物の取り上げ層位が土層断面の層位と異なる場合は，両者の対応関係を確実に記録する。	

③遺構床面の精査

遺構が機能していた面（床面）を検出し，共伴する遺物や付属施設を精査する。遺構の詳細な状況や年代等を明らかにする最も重要な工程である。床面で把握できる建物の形態や構造には時代差，地域差，個体差があるので，状況に応じた適切な調査方法を採ることが必要である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
床面の検出と付属施設の調査	・竪穴建物の床面には，平らに掘り下げた地山をそのまま床面としたもの，掘方埋土で平らに整形したもの，粘土等で貼床したものがあり，これらを意識して検出する必要がある。 ・カマド，炉，主柱穴，壁柱穴，貯蔵穴，周溝等の付属施設を検出する。 ・カマドや炉については，竪穴部の堆積土との関係に注意しながら断面の記録をとり，機能していた面（焼面やカマド袖等）を検出する。構築方法が多様であり，作り替えが行われていることも多いので慎重に調査する。 ・柱穴および貯蔵穴の調査方法は，後述する掘立柱の遺構や土坑の調査に準じる。 ・壁際の周溝には，排水用の溝や，壁材の据付け用の溝がある。後者では壁材痕や抜取り痕を平面・断面で確認し，実測図と写真で記録しながら掘り下げる。 ・床面を検出し，付属施設を機能していた面まで掘り下げた段階で，建物全景の写真を撮影し，平面図を作成する。	・竪穴内部だけでなく，外延溝や外周の溝・柱穴等も調査する。 ・カマドの内部やその周辺の出土遺物には，カマドの使用に伴うもの，カマドの袖や天井等の構築材として用いたもの，カマドの構築時や廃絶時の祭祀行為に伴うものなどがあり，出土状況を注意深く観察し，記録する。 ・周溝や貯蔵穴の上面にかぶせた蓋の痕跡が遺存する場合があるので注意する。	・平面図（1/20 程度） ・各施設の断面図（1/20 程度） ・遺物出土状況等の詳細図（1/10 ～ 1/20 程度） ・床面写真 ・遺物出土状況写真
床面出土遺物の取り上げ	・床面の遺物は詳細な出土位置を記録する。意識的に置かれた遺物や，遺構の構築材等は，遺構との関連がわかるように出土状況を実測図と写真で記録して取り上げる。 ・焼失建物等，床面上に炭化材が分布する場合は，上屋構造（土屋根を含む）を想定しつつ実測図と写真で記録する。	・床面の出土遺物は最も有意な情報をもつため，出土状況を詳細に観察し，その意味を検討する。	

④遺構掘方の調査

床面を除去し，構築段階の形態を調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
掘方の調査	・柱穴やカマドの袖等，付属施設の断ち割りを行い，断面図等の記録作成後，完掘する。 ・掘方埋土や貼床は，土層観察用ベルトを残して地山まで掘り下げ，平面図や断面図に追加で記録する。 ・掘方埋土中の遺物は，竪穴建物の構築時の遺物であり，床面（機能時）の遺物と確実に区別して取り上げる。	・柱穴の掘方埋土と，竪穴の掘方埋土や貼床との新旧関係に注意する。 ・遺構の見落としがないよう，確実な地山までダメ押しを行う。	・平面図（1/20 程度） ・断面図（1/20 程度） ・完掘写真

B．竪穴建物以外の調査

竪穴建物以外の遺構調査についても，基本的な工程は同じである。ここでは，集落遺跡にみられる①掘立柱の遺構，②井戸，③溝，④土坑，⑤遺物包含層・貝層について，それぞれの調査で特に注意を要する項目を取り上げる。これら以外の遺構の調査方法については，文化庁文化財部記念物課『発掘調査のてびき－各種遺跡調査編－』を参考とする。

①掘立柱の遺構調査

掘立柱の遺構（建物や塀等）は，各柱穴の掘方や柱痕跡，柱抜取穴を把握したうえで，柱穴の組合せを判断し，建物同士の重複がある場合は，新旧関係を検討・確認する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
柱穴の検出と組合せの検討	・検出した柱穴は段下げを行うなど，柱掘方・柱痕跡・柱抜取穴や，重複関係を平面で確認する。 ・柱穴の形状・規模や配置，掘方埋土の違い，柱間寸法等に留意しつつ柱穴の組合せを検討する。建物の場合は廂や床束の有無も確認する。 ・平面図または遺構配置略図を作成しながら柱穴の組合せを想定し，未検出の柱穴等がある場合は，その検出に努める。 ・重複する建物で，柱穴の重複が複数箇所ある場合は，すべての箇所で新旧関係に矛盾がないか確認する。 ・検討した組合せに基づいて，建物全景の写真を撮影し，平面図を作成する。	・柱穴の組合せは，発掘作業の段階で決めることが望ましい。	・平面図（1/20 程度） ・断面図（1/20 程度） ・遺物出土状況等の詳細図（1/10 ～ 1/20 程度） ・遺構全景写真 ・柱穴断面写真 ・完掘写真 ・遺物出土状況写真
柱穴の断ち割り	・建物全景の写真撮影と平面図の作成が終了後，柱穴の断ち割りを行う。平面で検出した柱痕跡の中央を通るように断ち割り位置を設定し，柱痕跡の位置を断面でも確認しながら慎重に掘り下げる。 ・柱抜取穴がある場合は，その下に柱痕跡が残存していることがあるので，柱の位置を想定して断ち割り位置を設定し，柱痕跡を見落とさないよう注意して掘り下げる。 ・断面観察で柱痕跡や柱抜取穴の位置，柱穴同士の重複関係を確定したうえで，柱穴の深さ，掘方埋土の特徴，底面の状況等を確認する。 ・実測図や写真で断面を記録した後に柱穴を完掘する。	・断面図や写真による記録はその建物等の特徴を示す代表的な柱穴のみとどめる場合もある。四隅や棟柱の記録を優先する。特に小型の柱穴については断面図・写真の記録をすべてとる必要はない。 ・柱穴内には柱材・礎板等が残存する場合があるので，慎重に掘り下げる。	
柱穴出土遺物の取り上げ	・遺物は柱掘方と柱痕跡，柱抜取穴ごとに分けて取り上げることを原則とする。 ・柱材や礎板，意図的に埋納した地鎮にかかわる遺物など，重要な意味があるものは，遺構との関係がわかるように出土状況を実測図と写真で記録する。	・柱掘方は構築時，柱抜取穴は解体時に掘ったもので，各埋土内の遺物は構築・廃絶の年代を考えるうえで有用である。	

②井戸の調査

井戸には素掘りのものと，石組や木製等の井戸枠を伴うものがある。堆積土の状況から，掘方，井戸枠内（石組内），井戸枠抜取穴を平面および断面で区別して調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
井戸の掘り下げ	・平面で確認した輪郭に基づいて断ち割りの位置を決定する。 ・規模や遺物の出土量に応じて適切な用具を選択し，平面と断面で層位を確認し，実測図や写真で記録を取りながら，井戸枠抜取穴→井戸枠内→掘方の順に掘り下げる。 ・抜取穴と井戸枠内の堆積土を除去した段階で，機能時の井戸の状況を実測図と写真で記録する。 ・掘方の断面，平面の精査まで確実に行って井戸の構築方法を明らかにし，全体の状況がわかる図面を作成する。また，井戸枠や石組等の構造物は，組み方がわかる図面（平面図・立面図等）を作成する。	・井戸は深くて狭いものが多く，湧水もあるため，壁が崩壊する危険性がある。また，酸素欠乏の危険もあるため，底面検出前に掘り下げを止めることも考慮しつつ，安全な調査方法をとる必要がある。	・平面図（1/20 程度） ・断面図（1/20 程度） ・井戸枠等の実測図（1/10 程度） ・断面写真 ・機能段階の写真 ・完掘写真 ・遺物出土状況写真
井戸出土遺物の取り上げ	・遺物は，井戸枠抜取穴・井戸枠内・掘方ごとに，層位単位でまとめて取り上げることを原則とする。重要な遺物については，出土状況を実測図と写真で記録する。	・構築時や廃絶時に祭祀を行っている例もあり，出土遺物や堆積状況からその性格を見極める。 ・脆弱な有機質遺物が出土することがあるため，注意を要する。	

③溝の調査

一般に溝と呼ぶ遺構には，人工的に開削したものと自然流路がある。前者は敷地の区画や地割溝，排水路等の性格をもち，建物等の周辺遺構である場合も多い。形態や堆積状況から性格を推定しながら調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
溝の掘り下げ	・地点ごとに堆積状況や遺物の包含状況に差があることが多いので，全長に応じて適切な間隔で土層観察用ベルトを設定して確認する。 ・規模や遺物の出土量に応じて適切な用具を選択し，層位単位で慎重に掘り下げる。 ・断面を記録した後に土層観察用ベルトを掘り下げて，全景写真を撮る。 ・改修等による変遷がある場合は平面と断面で確認し，新しいほうから順に，実測図と写真で記録しながら掘り下げる。 ・溝内の施設（杭列等）や掘削時の工具痕，底面の傾斜等にも注意を払う。	・河川跡の場合は，サブトレンチを設定して層位や遺物の包含状況を確認する。	・平面図（1/20 程度） ・断面図（1/20 程度） ・断面写真 ・完掘写真 ・遺物出土状況写真
溝出土遺物の取り上げ	・遺物は，ベルトで区画した地区ごとに，層位単位でまとめて取り上げることを原則とする。	・脆弱な有機質遺物が出土することがあるため，注意を要する。	

④土坑の調査

一般に土坑（土壙）と呼んでいる遺構には，墓坑・埋納土坑・廃棄土坑・焼成土坑・貯蔵穴・落とし穴（陥し穴）等の種類があるが，性格が不明なものも多い。形態や堆積土の特徴等から性格を想定しながら調査する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
土坑の掘り下げ	・平面で確認した輪郭に基づいて断ち割りの位置を決定する。 ・平面と断面で層位を確認しながら，規模や遺物の出土量に応じて適切な用具を選択し，出土遺物に注意して機能していた面まで掘り下げる。 ・断面の記録では，各層の堆積原因（人為または自然）について検討を加える。 ・断面を記録した後に，土層観察に用いた部分を，機能していた面まで掘り下げて，実測図と写真で記録する。 ・機能面より古い堆積土がある場合は，断面の記録を取りながら完掘し，掘削時の状況を実測図と写真で記録する。 ・掘り直し等の変遷がある場合は平面と断面で確認し，新しいほうから順に，実測図と写真で記録しながら掘り下げる。	・土坑内に微細な遺物が含まれる場合は，土壌を適宜回収する。 ・土坑の性格を推定するうえで自然科学的分析が有効な場合は，分析用土壌のサンプリングを行う。	・平面図（1/10 ～ 1/20 程度） ・断面図（1/10 ～ 1/20 程度） ・断面写真 ・完掘写真 ・遺物出土状況写真
土坑出土遺物の取り上げ	・土坑内の小区ごとに，層位単位で取り上げることを原則とする。 ・墓坑や埋納土坑等で人為的に埋められた遺物は一括性が高く，有用な情報をもつ。細心の注意をはらって遺物の出土状況を確認し，意図的に置かれるなど重要な情報が認められる場合は，出土状況を実測図と写真で記録する。		

⑤遺物包含層・貝層の調査

主に丘陵斜面や窪地に形成された層で，一定量の遺物がまとまって出土する区域について遺構と同等の扱いで調査する。遺物包含層の調査にあたっては，遺物の出土状況や年代幅，土質等を観察して，廃棄された状況を良好に残すものか，廃棄後に二次的に流れ込んだものかを判断することが重要となる。

特に，貝や骨等の動物遺存体を多く含む層（貝層・貝塚）については，土器・石器・骨角器といった生活用具が多く出土することもあり，情報量がきわめて多く，その調査は面積に比べて多くの手間と期間，経費を要する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物包含層の掘り下げ	・遺構検出と同様に包含層の範囲を検出し，地形の傾斜に合わせて土層観察用ベルトを設定する。断面による分層と平面での範囲の確認を行い，実測図と写真で記録しながら，層位的に掘り下げる。サブトレンチで層を把握する方法も有効である。 ・遺物の出土状況や年代幅，土質等を観察して，廃棄された状況を良好に残すものか，廃棄された後に二次的に流れ込んだものかを判断する。	・各層の平面分布は，重要度に応じて記録する。 ・土層観察用ベルトは記録を取りながら適宜掘り下げ，高くなりすぎないよう注意する。 ・包含層中に竪穴建物，柱穴，土坑，埋設土器等の遺構が存在する場合は，掘込み面を確認しながら，各遺構の調査方法に従って別途調査する。	・層分布平面図（1/20～1/100程度） ・断面図（1/20程度） ・遺物分布図 ・遺物出土状況詳細図（1/10～1/20） ・層の検出写真 ・断面写真 ・遺物出土状況写真 ・完掘写真
包含層出土遺物の取り上げ	・遺物取り上げ用にグリッドを適宜設定し，グリッドごとに層位単位でまとめて取り上げることを基本とする。必要に応じて，細分した小グリッドごとに取り上げる。 ・出土例の少ない貴重な遺物や，出土状況に重要な情報が認められる遺物は，詳細な出土地点または出土状況について，実測図と写真で記録する。	・断面図の層と遺物の取り上げ層の対応関係を明確にしておく。 ・出土地点を記録する場合でも，あわせて出土層位を記録する。 ・出土状況の記録については（6）も参照のこと。	
貝層の調査	・廃棄された状況を良好に残す貝層か，二次的な流れ込みかを見極めたうえで，前者の場合は，廃棄された単位層を把握するよう努める。 ・廃棄単位層の上下関係や広がりを整理しながら，実測図と写真で記録する。ほかの層の内容物が混入しないように層ごとに慎重に掘り下げて，遺物や土壌等を採取する。 ・貝がほとんど含まれない場合でも，獣骨や魚骨等が残存している場合には，貝層と同等の扱いが必要となる。現場で土壌のフルイがけを試行し，内容物を確認する。 ・土壌は原則として全量採取し，4mmと1mm程度の目のフルイを用いて，水洗フルイ選別を行う。	・貝層中の遺構の有無に注意し，特に人骨が出土した場合は掘方（墓坑）の有無を確認する。 ・廃棄単位層の把握が難しい場合は，柱状のコラムサンプルを採取する方法も有効である。 ・採取した土壌のフルイ作業は，必要な労力や保管場所等を考慮して，計画的・効率的に行う。可能な限り発掘作業と並行して行うことが望ましい。	

（5）遺構の記録作成

遺構の記録は発掘調査における基本資料であり，のちの整理等作業を進めるうえでも重要なものであるため，調査過程の各段階において必要な情報を実測図と写真で記録する。特に遺構の機能時の面（竪穴建物であれば床面）の記録は重要であり，実測図と写真それぞれの特質を理解し，必要な情報を十分記録できる方法を採用する。また，デジタルデータで作成する場合は，データの消失や破損等のないよう，確実にバックアップをとるなど適切な保管を行う。

実測図は，主に平面図と断面図（立面図）によって構成される。寸法を正確に表現し，記録者は対象を選択して必要な情報だけを表現する。

写真は，寸法を正確に表現できないものの，画面内のものはすべて記録されるので，記録者の主観が入り込むことが少ないという特徴がある。遺構や遺物の最も克明かつ客観的な記録を保存する手段の一つであり，その時点で採用しうる最善の方法で，後世の使用と保存に耐えるものを撮影する必要がある。

また，日誌に日々の成果と課題を整理して作業進行の記録を残すことで，以後の調査が円滑に進められるとともに，後の検証のための資料とすることができる。

なお，個別の遺構の記録方法・留意事項等については1－（4）遺構の調査に記載している。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
実測図の作成	・遺り方を組んでの人手による測量，平板測量，トータルステーション等を用いたデジタルデータ化，空撮図化等の各種の方式がある。それぞれの特性や利点，欠点を十分認識し，遺構の特徴を正確に表現できる方法・縮尺を採用する。必要に応じて複数の方法を併用することも効果的である。 ・平面図は，世界測地系に位置付けられるように作成する。遺構の特徴や新旧関係等を的確に表現し，地形の変換線や等高線も適宜記入する。 ・断面図は，遺構の構築→使用→埋没の過程や新旧関係を表現し，土層の特徴や所見を記入する。また，平面図との関係（位置・方向等）を明確にする。	・必要な情報を取捨選択して図面に的確に表現する技術が必要なため，十分な訓練を受けた者が行う必要がある。最終的には遺構の状況を熟知した調査員が点検する。	・平面図 ・断面図または立面図
写真撮影	・竪穴建物であれば，検出，堆積土断面，機能面（床面），掘方等の各調査段階において適宜撮影する。特に機能面の写真は最も重要である。 ・遺跡全体における調査区の位置，遺構の分布等を表現するために，調査区の全景写真も撮影する。調査区の面積が広い場合などは，高所作業用の足場等が必要となり，空中写真の撮影も効果的である。 ・写真撮影には，デジタルカメラや中判・35mmフィルム等を使用する。デジタルカメラの使用にあたっては，フルサイズのデジタル一眼レフカメラを堅牢な三脚に据え付け，高精細撮影を行うことが推奨される。詳細は『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について1』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会，平成29年3月）で示された仕様や撮影方法に準拠する。	・撮影対象となる遺構面の清掃を十分に行うとともに，機材などの不要な情報が入りこまないように注意を払う。 ・保管や活用も見据えて，必要かつ十分なカット数およびアングルで撮影する。 ・デジタル写真データを扱うためには，大容量データを取扱うことができるパソコンやソフトウェア，画像データを保存するためのハードディスク等の環境も必要となる。	・遺構写真 ・全景写真（空中写真）
日誌の作成	・調査日誌には，作業の経過，成果，課題，特記すべき遺構，遺物等の項目を記入する。文章のみでなく，略図や写真も併用すると効果的である。 ・発掘作業を中心になって担当する調査員は，常に全体の調査を統括し，遺跡全体の状況を把握して日誌を作成する。細部については，各調査区を担当する調査員と協議して作成する。	・日誌類は調査時全般を通した唯一の記録であり，行政的な記録を兼ねるため，後に作業の経過を検証できるように留意する。	・調査日誌

（６）現場における出土品の取り上げ

発掘作業で出土する遺物としては，土器･陶磁器，瓦類，埴輪，その他土製品，石器・石製品，木製品，骨角貝製品，金属製品，ガラス製品，鉱滓類，遺構を構成する自然石，人骨，動物遺存体，植物遺体，炭化物等がある。

遺物は，遺跡や遺構の年代・性格等を把握する重要な情報を有しているため，出土状況や層位等との関係を観察し，必要な記録を作成したうえで取り上げる。発掘作業や取り上げの際には，用具による傷や圧痕を付けないよう注意を払う。また，出土状態のまま長時間露出しておくと劣化の進行，紛失・盗難の恐れもあるため，記録作成後はすみやかに取り上げる必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
出土状況の記録	・遺物は，出土遺構，グリッド，層位等で区分したまとまりごとに取り上げることを原則とする。 ・出土例の少ない貴重な遺物，特徴的な出土状況を示す遺物，遺構との関係で意味のある遺物については，詳細な出土地点または出土状況について，実測図と写真で記録する。 ・出土地点を記録して取り上げた遺物は，台帳を作成する。	・遺物の出土状況写真は，単なる現場での遺物写真とならないよう注意する。水洗後置き直したものはその旨を明示する。特に重要な遺物は，必要に応じて作業の段階ごとに撮影し，取り上げ後の土壌に残った遺物の痕跡（インプリント）も撮影する。	・遺物取り上げ台帳
各種遺物の取り上げと保管	・取り上げた遺物は，遺跡名・発掘調査区・出土遺構・層位・取り上げ日等の必要情報を記入したラベルを添え，ビニール袋や整理箱等に入れて保管する。 ・石器等の剥片，玉類，種子，骨等，微細な遺物の出土が想定される場合は，現場で掘上げた土壌の一部についてフルイがけを試行する。出土が確認された場合は，地点・層位ごとに土壌を採取し，選別する。 ・特殊な遺構は，周囲の土ごと切り取って保管する場合があり，特徴的な土層断面についても，剥ぎ取って採取する「土層転写」を行う場合がある。 ・脆弱な木製品や金属製品，人骨等は，出土状況を記録したうえで，強化剤の塗布や，土ごと取り上げるなどの処置をする。 ・発掘作業の段階で，全数を保存する必要がないと判断される出土品（例として，遺構を構成する自然石，鉄滓，植物遺体，近世以降の遺物等）は，現場で記録をとるなど必要な情報を得たうえで，一定のサンプルを選択的に取り上げる扱いも可能とする。	・脆弱な遺物に強化剤の塗布等の応急的な保存処置を施す場合は，復元性や可逆性，自然科学的分析に与える影響も考慮する。 ・現場で選択的に遺物を取り上げる場合には，遺跡の種類・性格・重要性，出土状況（遺構に伴うものか否か），同種・同型・同質の遺物の出土量，残存度・遺存状況，移動・保管・活用の可能性等の要素を考慮し，慎重に判断する。詳細は，「出土品の取扱いについて」（平成９年８月13日付け庁保記第182号文化庁次長通知）を参照のこと。	

（７）自然科学的分析

遺跡の性格を総合的に明らかにするために必要かつ有効な場合は，土壌や自然遺物について適切なサンプリングを実施し，考古学的手法とは異なる自然科学的分析を行う。主なものとして，①放射性炭素（14C），火山灰，考古地磁気等による年代測定，②花粉，種実，珪藻，プラントオパール等による古環境の復元，③その他の土壌分析（植物遺体の検出，寄生虫卵による便所遺構の確認等）がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
分析試料のサンプリング	・遺跡の特徴を十分把握するとともに，分析の目的と方法を理解したうえで，専門家からの意見を参考に有効な分析方法を選択する。サンプリングは，分析担当者と問題点を整理し，適切な対象について行う。	・将来的な分析方法の進展を想定し，多数のサンプルを採取しておくことも考慮する。 ・分析の有効性を常に検証する姿勢を保ち，その結果を後の発掘作業や整理作業等に生かすことを心がける。	・各種サンプル

第３章　整理等作業の標準

１．基本方針

（１）作業対象の選択と作業の実施

整理等作業は，発掘作業で明らかにされた遺跡と遺物の内容を踏まえて，適切な方法を検討して実施計画を立案する。報告書に掲載する資料の選択により作業量が変動することから，作業の各工程において，目的に応じて，考古学的な知見・手法に基づく適切な選択を行う。特に，遺物は遺跡を理解するうえで重要な資料であり，その整理等には多大な作業量と専門的な知識，熟練した技術が不可欠である。そのため，考古学的な観察・分類を適切に行ったうえで，資料的価値に応じて報告書に掲載する資料を正しく選択する必要がある。

（２）作業の担当者

整理等作業は，発掘作業の情報や成果を正確に把握したうえで行う必要があるため，発掘作業を担当した調査員が行うことが望ましい。特に「調査記録の基礎整理」の工程（本章２－（１）－①）は原則として発掘作業を担当した調査員が行う。ただし，作業について一定の水準を確保し，効率よく進めるためには，必要に応じて発掘担当者以外の者の協力を得ることも考慮する。また，作業対象にとなる資料の分類・選択に際しては複数の調査員がかかわるなど，客観性を確保するための体制が望まれる。

（３）作業の実施時期

発掘調査の結果を正確に報告書に反映させるためには，発掘作業についての認識や記憶が確実である早期に整理等作業に着手し，報告書をすみやかに作成する。発掘作業終了後おおむね３年以内に刊行することを目標に，整理等作業を行うことが望ましい。

なお，「調査記録の基礎整理」は発掘作業中の遺構等との照合が必要であり，出土遺物の種類や年代等は発掘作業を進めるうえで必要な情報である。したがって，発掘作業と並行してこの作業や遺物の洗浄等を行うことで，正確で効率的な調査を進めることが可能となる。

２．整理等作業の工程とその内容

整理等作業の基本的な工程には，（1）記録類と遺構の整理，（2）遺物の整理，（3）調査成果の総合的検討，（4）報告書作成作業がある。基本的には（1）による遺構と（2）による遺物の整理検討を踏まえ，（3）で両者を合わせた総合的な検討を行い，（4）の報告書の作成に至る。ただし，これらの各工程の作業は必ずしも順番に行われるものではなく，並行して行うことや順序を逆にするなどの対応が適切な場合もある。以下，各工程について述べる。

（1）記録類と遺構の整理

基本的な工程には，①調査記録の基礎整理，②遺構の整理がある。はじめにこの作業を行うことで，発掘調査の成果全般についておおよそ把握することができ，整理作業の方向性が明らかとなる。

①調査記録の基礎整理

発掘作業によって作成された図面類・写真・日誌類等の記録類は，基礎的な資料としてきわめて重要であることから，調査記録を整理し，内容の確認を十分に行ったうえで整理等作業に活用できるように適切に保管，管理する。また，整理等作業に確実かつ効率的に活用できるよう台帳等を作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
図面の整理	・種類別に整理し，通し番号を付加したうえで台帳を作成する。台帳には，整理作業等で効率的に活用できるように必要事項を記入する。 ・個々の図面に調査区および遺構名，縮尺，基準点，標高値，注記等の必要事項の記載が十分になされているかを確認する。 ・発掘作業時の所見や各種記録類に基づいて，描画線や注記等の補足，修正を行う。	・発掘作業に関する情報と成果を正確に把握したうえで行う必要があるため，原則として発掘作業を担当した調査員が行う。 ・図面の描画線や注記等の修正を行った場合は，修正の内容がわかるようにする。デジタルデータで作業を行う場合は，元データは必ず残し，適宜バックアップを行うなど，データの保全に努める。 ・現場での所見を明確に記憶しているうちに行う作業であり，発掘作業と並行して行うことが効果的である。また，発掘作業終了後に速やかに完了することが望ましい。	・正しく記載された図面一式 ・図面台帳
写真の整理	・効率的に活用できるように，通し番号や，内容・方向等を含むタイトルを付加して台帳を作成する。		・番号・タイトルのついた写真一式 ・写真台帳
調査日誌類の整理	・個々の内容の確認を行ったうえで，発掘調査の記録として必要なものを保管する。一覧表の作成等により，効率的に活用できるようにする。		・日誌・メモ類一式 ・これらの台帳

②遺構の整理

個別の遺構のおおまかな年代・種別・遺構群全体における位置付けなどを検討し，報告書の中での取扱いや記載内容等の詳細を決定するとともに，調査成果を示す必要な図面・写真等を選定する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
個別遺構データの整理・集約	・遺構ごとに，種類，形状や規模，新旧関係等について，各種調査記録類や発掘作業時の所見等に基づき各種データを整理・集約する。	・別の調査員が後の作業を引き継ぐ場合を想定し，分かりやすく作成する。	・個別遺構カード等
遺構種別ごとの特徴や傾向の把握	・発掘作業時に作成した遺構台帳および整理作業時に作成した遺構カード等を参照して，遺構一覧表を作成し遺構データの集約を行う。	・情報を集約・整理するとともに，効率的に活用できるように表の体裁を整える。	・遺構属性表
遺構の記載内容の検討	・遺物との関連を踏まえて，遺跡の年代・種別・遺構群全体における位置付けなどを検討する。 ・報告書の中での取扱いを検討し，必要な図面・写真等を選定する。	・出土遺物についても取扱い方針を検討する。	・掲載図版一覧表

（2）遺物の整理

遺物は，それ自体が様々な情報を有するだけでなく，遺跡や遺構の年代や性格等を示す重要な資料であり，その出土状況から，遺構の埋没過程，一括遺物の器種構成等のほか，共伴遺物の年代や性格等が判明することもある。したがって，遺物の整理と分析は，発掘調査の成果を示すうえできわめて重要な作業である。

遺物を示す方法としては，実測図・写真・拓本等の二次元的な表現に，文章や属性表等を加えて説明するのが原則である。遺物それぞれの特性に応じた方法を選択するとともに，複数の方法を組み合わせて総合的に遺物の全容を正しく示す必要があることから，遺物の出土量や種類ごとの比率等全体の傾向を正確に把握したうえで，以下に示した作業工程のうち必要な工程を選択して整理作業を進める。

遺物整理の基本的な作業工程は，①洗浄・乾燥・注記，②接合・抽出・登録，③実測，④遺物全体の検討，⑤復元，⑥写真撮影，⑦自然科学的分析，⑧保存処理がある。これらについては，遺物の状態や遺跡・遺構の特徴等により必要のない場合や，複数の工程を並行して行う，あるいは順序を変えて行うのが適当な場合もある。ここでは，出土することの多い土器の整理を中心に記述し，その他の遺物については，特筆すべき事を留意事項のなかで示す。なお，遺物整理の工程においては，粉塵が発生する作業や薬品等を使用する作業を伴うため，安全管理に十分留意し，薬品等は取扱説明書に従って適切に使用する。

①洗浄・乾燥・注記

遺物を正確に観察できるように，付着している土壌等を洗浄し乾燥させ，後の作業と保管のために遺物の出土地点等の必要な情報を遺物へ直接記入するなどして表示する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物の洗浄および乾燥	・遺物の損傷や，炭化物・漆膜等の付着物の欠損・消失が生じないよう適切な器具を選択し，原則として出土した全品を速やかに洗浄する。 ・遺物の劣化やカビの発生を防ぎ，注記作業等を行うために十分に乾燥させる。	・発掘作業と並行して行うことが望ましい。また，遺跡を理解するうえで重要な遺物を優先させる。 ・適切な保存処理がなされるまでは，木製品は水分を，金属製品は乾燥状態を保つ必要がある。	・汚れを落とした遺物
遺物の注記	・注記の必要性の有無により遺物を分類・選別し，遺跡名・遺構名・出土地点・層位・取り上げ番号等必要な項目を注記する。 ・遺物の観察および分析等に影響のないところに小さく記入し，長期間経過しても消えないような処置を行う。	・小型品・木製品・金属製品等，直接注記することが適当でないものは，カードを添付するなど別の表示方法をとる。	・注記した遺物

②接合・抽出・登録

洗浄や注記を行った遺物は，器種・器形・年代等をより正確に判断するために，遺物の破片を接合して本来の器形に近づける作業が必要である。この作業は，離れた遺構や地点の遺物の接合を通して各遺構の同時性・関連性等を知るうえで有効な場合もある。また，石器等の接合により製作技法等が復元でき，

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物の接合および概要の把握	・遺物全体の様相を把握するために，接合作業時におおまかな分類を行い，遺構単位で遺物の概要（器種・装飾や調整等の特徴・残存部位等）を記録する（遺物調書）。 ・遺物の資料的価値により報告書に掲載すべき遺物を判断し，それらを優先して接合する。特に，遺構出土の一括遺物の場合には，個体数や器種構成を知るうえで有効であるため可能な限り接合する。 ・同一地点・層位・遺構での接合に限らず，他の地点・層位・遺構から出土したものとの接合も検討する。	・正確かつ効率的に作業が行えるように，適切な作業スペースを確保する。 ・遺物全体の把握と個々の遺物の詳細な観察が行えるため，これに合わせて遺物の抽出・登録を行い，効率よく作業を進める。 ・軟質で脆弱な土器等は樹脂等で強化してから接合する。 ・実測作業のために一部を石膏等により補強しながら接合する場合がある。ただし，土器等では，復元後はその断面や内面が観察できなくなるため，実測前の復元・補強は必要最小限にとどめる。	・接合した遺物
遺物の抽出・登録	・遺物の抽出は，資料化する遺物を中心に選択する。また，抽出したものは，整理用番号を付すなどして登録する。 ・登録した遺物は，出土地点・層位・器種・その他の属性等を記録し，遺物登録簿（遺物観察表）を作成する。	・抽出にあたっては，各種遺物の器種構成等を反映した選択をする。次に，残存状況の良いものや，少量あるいは破片でも特筆すべきものなどを抽出する。 ・資料化する遺物の選択は，③実測の基準に準ずることが多いが，遺物の種別によっては，全点の登録が望ましい場合もある。遺物の検討や総括を行ううえで必要な抽出・登録を行う。	・抽出・登録した遺物 ・各遺構出土遺物の概要・要点を記録した調書等 ・遺物登録簿や遺物観察表

石器製作に伴う人間活動を理解する機会にもなる。この際，遺構出土の遺物等，資料的価値が高く報告書に掲載すべきものから優先して進める。

接合作業は遺物全般の観察を行う機会にもなるため，ここで出土遺物全体の概要を記録した調書を作成する。また，資料化する（実測や写真，表等で示すもの）遺物の候補を抽出し，遺物登録簿（遺物観察表）を作成する。作業を効率よく進めるために，これらは一連の作業として行う。

③実測

実測は，立体的な遺物を観察しながら計測し，図化する作業である。遺物を最も詳細に観察する機会であり，重要な作業に

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
実測する遺物の選択	・実測する資料は，報告書に掲載するものとし，遺物の資料的価値を的確に判断して選択する。資料の観察を十分に行い，考古学的な知見から正しく分類したうえで，同種・同類のものの中から典型的・代表的なものなどを選択する。選択の基本的な考え方は以下のとおりである。 ⅰ）遺構出土かつ一括資料として高い価値を有する資料： ・すべての個体を実測図で提示する必要はないが，可能な限りすべての器種を実測図に示すことで，器種構成を正確に記すように努める。 ・正確な器種構成比・出土個体数は別途の図表，文章により説明を加える。 ⅱ）炉・カマドに据えられた土器，埋設土器や木棺等，遺構と一体あるいはその一部を構成する資料： ・すべての個体を示すことを原則とする。 ⅲ）遺構の時期（機能時・構築時）を示す資料： ・竪穴建物の床面，床面直上，溝跡の最下層等から出土した遺物の実測は特に重要であり，特徴のわかるすべての個体を示すことを原則とする。 ・堆積土中から出土した土器等は適宜選択する。 ⅳ）その他の単独でも意味のある資料： ・他地域で生産されたもの，出土例が少ないもの，残存度が高いものなどを選択する。	・遺物を最も詳細に観察する機会であることを念頭に置いて作業を行う。 ・作業員等が実測した場合，調査員が点検，確認する。実測を外部に委託した場合も同様である。	
遺物の実測	・実測図は，観察を十分に行ったうえで，考古学的な手法による表現方法を用いて，以下のような考え方で表示する。 ⅰ）製作時の状況を念頭におき，器形・製作技法等の遺物の特徴を適切に表現する。製作技法等を表す場合は，実測する範囲や表現方法等を工夫する。 ⅱ）使用にかかわる痕跡，埋没後に生じた変異・損傷なども峻別し，必要に応じて図示または注記する。 ⅲ）表現方法等は，理解しやすく，また統一的な方法を用いるように努める。	・金属製品の観察にはX線写真を活用することも有効である。 ・拓本や写真等による実測図の代用はそれが効果的と考えられる場合にのみ適用し，実測本来の目的と意義 (p. 24) をもった図を作成する。	・遺物実測図

位置付けられる。実測図は，写真等では明示できない遺物の形状や製作技法等の特徴を表現できる手法であり，その有効性が広く定着していることから，報告書には不可欠である。実測図と併用して，写真により遺物の質感や量感，加工･調整の痕跡，遺存状況等を示すことや，拓本で凹凸のある文様や製作技法を墨の濃淡により示すことも有効であり，それぞれの手法の特性を踏まえて資料化することが望ましい。

対象とする遺物は，実測可能なものすべてについて行うのではなく，その遺跡や遺構を理解するうえで有用な情報をもつ遺物を選択して行う。また，遺物全体について種類，器形，文様，製作技法等を十分観察して分類したうえで，同種・同類のものについては典型的，代表的なものを選択する場合もある。したがって，報告書では出土遺物全体の概要と実測図を掲載した遺物の位置付け，選択の考え方もあわせて示す必要がある。

④遺物全体の検討

接合や実測等の成果をもとに，報告書における個々の遺物の扱いを決めるために，遺物の年代・種別，遺物全体の中での位置付けなどを検討する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物全体の検討	・考古学的な知見を十分に踏まえて，出土遺物全体の器種構成や分類，編年を行う。 ・記録類の整理の工程で得られた成果を参考にしながら，遺物の資料的価値を決める。		・文章作成に必要な図表

⑤復元

写真撮影のために，接合した遺物の欠落部分を石膏等の補填材で復元する作業である。原則として，報告書に掲載するものを対象として行う。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺物の復元	・接合した遺物の欠落部分を石膏等の補填材を用いて全体の形状がわかるように復元する。 ・実測図をもとに遺物を正しく復元する。 ・復元した箇所は，写真撮影の際のハレーションを防止するため，適度な着色を施す。	・報告書に写真を掲載する必要のあるもので，器形を復元して表現することが必要なものに限って行う。 ・意味のある破断面や欠損部分は接合・補填しない。接合する場合は，接合を容易に解くことが可能な水溶性の糊等の接着剤を用いる。	・復元・着色した遺物

⑥写真撮影

実測図では表現しにくい遺物の質感や量感，製作技法，遺存状況等を示すために，報告書に写真を掲載する遺物を撮影する作業である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
報告書に掲載する遺物の写真撮影	・原則として実測図（拓本を含む）を作成したものを対象とし，そのほかに報告書に掲載すべき遺物で実測できないもの等を写真で表現する。 ・遺物の形状や特徴，質感や量感，製作・調整技法が鮮明に表現されるように適切な機材と方法で撮影する。 ・写真フィルムやデジタルデータ等は，必要なものを適切に保存し，台帳を作成して報告書掲載の写真が明確にわかるように整理する。	・実測図とは異なる情報の提示に有効な特性を持つことを十分に理解したうえで，遺物の記録を行う必要がある。 ・デジタルデータの取扱いについては，『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について１』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会，平成 29 年３月）を参照のこと。	・遺物写真 ・遺物写真台帳

⑦自然科学的分析

考古学的な手法や分析では明らかにしにくい遺物の年代測定，材質・原産地の鑑定・同定や，環境復元等を行い，遺跡を総合的に理解するために実施する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
自然科学的分析	・遺跡の総合的理解に資する情報を持つ試料を対象に，年代測定，材質・原産地の鑑定・同定や，環境復元等を明確な目的をもって行う。	・出土遺物を対象とする場合は，その考古学的な分析を十分に行ったうえで，有効性が確認されている方法で行う。	・分析結果の報告書

⑧保存処理

出土したままの状態では整理等作業や保管に支障をきたす脆弱な遺物について，保存のために科学的な処理を施す作業である。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
保存処理	・出土したままの状態では整理作業等や保管に支障をきたす脆弱あるいは不安定な状態の遺物について，安定した保存を図るために科学的な処置を施す。また錆化が著しく，本来の形状等が不明なものなどにも処理を施す。	・遺物の材質や状況に応じて，形状や質感が大きく損なわれない方法を選択する。 ・可逆性が確保される方法が望ましい。	・保存処理を施した遺物 ・保存処理の方法や経過等が記載された報告書

（３）調査成果の総合的検討

発掘調査の成果を報告書にまとめるために，（１）記録類と遺構の整理における遺構群全体の検討と，２－（２）遺物の整理における遺物全体の検討による成果を総合する工程である。これにより，報告書の事実記載に記述する個別の遺構・遺物についての基本的内容がまとめられる。報告書の「総括」につながる総合的検討を行う必要がある。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
事実記載の検討	・遺構・遺物の整理の成果を合わせて，遺構・遺物の時期や性格，全体における位置付けを明らかにする。	・調査員が複数の場合は，記載内容について共通理解を得るための十分な意見調整を行い，客観性を保ち，事実認識に齟齬がないようにする。	・文章作成に必要な図等（例：遺構新旧関係図・変遷図，遺物分類図・編年図
総括に向けた検討	・周辺の遺跡の情報も踏まえた考古学上の研究成果から，遺跡全体の構造や性格，時期的な変遷を検討する。さらに他分野の研究成果も視野に入れて，地域における歴史的位置付け等を検討する。		

（４）報告書作成作業

印刷物としての報告書にまとめるための作業である。報告書作成の基本的な作業は，①文章作成，②トレース・図版作成，③割付・編集，④印刷である。

①文章作成

記録類や出土遺物の整理の各工程で得られた成果と，それらを踏まえた総合的な調査成果を明確に伝えるために，平易で理解しやすい文章を作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
調査成果の記述	・文章は報告書の根幹となる重要な表現方法であり，遺構・遺物の基本的事項や，図や写真で表現した内容について，正確にわかりやすく簡潔に記述する。 ・必要に応じて箇条書きや一覧表の形式を採用する。	・図や写真は本文との関連付けによって適切に選択し，使用するように配慮する。 ・記載内容については調査・整理担当者間で十分な検討を行い，客観性を確保する。 ・用語や表現は平易なものとするよう心がける。	・文章 ・表

②トレース・図版作成

報告書に掲載するために遺構や遺物の実測図をトレースし，さらに他の図面や写真も含めて印刷用の図版を作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
遺構や遺物の実測図のトレース	・トレースの対象とする資料は，仮のレイアウトの作成等を通して適切に選択する。 ・トレースは，正確で理解しやすく，鮮明な仕上がりになるように適切な線を用いる。	・実測図に描かれた情報のすべてをトレースする必要はなく，遺構や遺物の特徴を示す情報を適切に選択して表現する。	・掲載図面一式
掲載する写真の選択・調整	・理解しやすい構図で，表現すべき内容が鮮明に映っているものを選択する。 ・仮のレイアウト作成等を通して適切に選択する。 ・デジタル写真の場合は必要に応じて画像を調整する。	・調整前の画像は必ず残す。 ・『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について１・２』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会，平成 29 年３月・９月）等を参考にする。	・掲載写真一式
図面・写真を含めた印刷用図版の作成	・遺構や遺物の特徴が明確にわかるように配慮して，適切な位置に図を配置して作成する。	・全体の構成を考慮する。	・図版一式

③割付・編集

印刷物とするために文章および図面や写真の配置を割り付けして全体を編集し，報告書の構成や体裁を決定する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
報告書の構成や体裁の決定	・文章と図の対照，図の配列，全体を通しての見やすさに配慮して文章・表・図版の割付を行い，利用しやすいように編集する。	・関係する調査員や組織内での意見調整及び検討を十分に行い，客観性を保つ。	・レイアウト見本

④印刷

報告書の仕様を決めて発注し，印刷物にする工程である。長期間の保存と資料としての活用に耐えられるよう，適切な印刷と装丁・製本で作成する。

作業内容	作業の方法	留意事項	成果品
印刷物としての仕様の決定・発注，印刷	・適切な印刷方法や長期間の保存・活用に耐えられる紙質・インクを選定する。 ・正確な内容とするため，十分な校正を行う。	・仕様の詳細は，『発掘調査のてびき―整理・報告書編―』（文化庁文化財部記念物課，平成 22 年３月）などを参考にする。 ・体裁は華美にならないよう適切な仕様とする。	・印刷物仕様書 ・刊行報告書 ・高精度ＰＤＦ

第４章　発掘調査報告書の標準

１．報告書の意義

記録保存のための調査における報告書（発掘調査報告書）は，現状で保存できなかったものに代わって後世に残すための記録となるものであり，埋蔵文化財に代わる公的性格をもつ重要な存在である。したがって，発掘作業と整理等作業によって得られた情報を的確に収録するとともに，将来にわたって活用されるものでなければならない。その作成に際しては，事実および所見の記述と図面・写真等の資料が体系的・合理的に構成されるように作成する必要がある。

２．報告書の構成・内容と留意事項

報告書は，記録保存に際して行政的に講じた措置の記録と，発掘作業および整理等作業を経て得られた学術的な成果の記録からなる。報告書の構成としては，前文と本文からなり，本文に記載する基本的項目には，①調査に至る経緯，②遺跡の位置と環境，③調査成果，④自然科学的分析，⑤総括，⑥報告書抄録がある。

（１）報告書の構成

報告書は主に以下の章・節で構成される。この構成は標準的なものであり，発掘調査の内容によっては，章・節の省略や統合，あるいは追加を行い，個々の遺跡で適切な構成をとることが望ましい。

前文
表題，序文，例言・凡例，目次
本文
第１章　調査に至る経緯
第２章　遺跡の位置と環境
第１節　地理的環境
第２節　歴史的環境
第３章　調査成果
第１節　調査の方法と経過
第２節　層序
第３節　発見した遺構と遺物
第４章　自然科学的分析
第５章　総括
報告書抄録

報告書の作成にあたっては，報告すべき事項，掲載する資料，文章表現等全般にわたって，調査・整理者内で綿密な検討を行

い，当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すよう努めなければならない。遺跡を理解するうえで必要な遺構や遺物を選択し，それぞれの関係性において矛盾のないように整合した説明を行う必要がある。

報告書は，文章・図表・写真で構成される。これらのうち，文章による記述が主要な部分を占めることから，客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に記述し，明快な文章表現を心がける。また，図表や写真については，カラーと白黒各々の特性を理解したうえで，適切に使い分ける。

構成を検討するにあたって，文章と，図表・写真との関係がわかりやすいものとなるように，利用する立場に立った表現や工夫が必要である。例えば，文章中に図表や写真を組み込むことで，位置関係が近くなり，読みやすくなるという利点がある。一方で，写真については，情報量の多さという特性を生かすために文章や図表よりも鮮明な印刷が求められ，最適な用紙の選択や印刷方法が必要となる場合もある。「写真図版」として本文の後ろにまとめて掲載することで，編集や印刷を効率的に行うことができるという利点もある。以上のような利点を考慮しつつ，報告書の内容によって構成を柔軟に組み立てることが望ましい。

（2）各項目の記載内容と留意事項

記載項目	記載内容	留意事項
表題	・検索しやすいように，原則として主題か副題のいずれかに遺跡名を入れる。	
序文	・調査主体の機関の長による文章。	
例言・凡例	・当該発掘調査についての，調査原因となった事業名，経費負担のあり方，報告書の執筆者および編集者名，調査協力者・機関，業務委託を行った場合はその委託先や内容等，記録類や出土品の保管場所等。 ・報告書で示した，地図等の出典，座標や方位等の表示方法，遺構記号を用いた場合はその表示方法，遺構・遺物実測図の縮尺等，報告書を利用するうえで必要な事項。 ・調査要項として，遺跡名，調査地住所（都道府県名を必ず記載する），調査原因，調査体制，調査期間（発掘作業および整理等作業の期間），調査面積，調査協力等を記載する。	・調査体制や業務委託に関する事項等は，第１章で記述する場合もある。
目次	・本文，図・表，写真それぞれの目次の作成を原則とする。 ・報告書全体の構成が把握しやすいように，本文目次では章と節の構成を示し，図や写真目次では遺構の名称を示す（例：SI01 竪穴建物跡）。	・本文と図・表，写真等の検索が容易に行えるように工夫する。

［前文］

［本文］

【第１章　調査に至る経緯】

発掘調査を実施するに至った開発事業等と埋蔵文化財保護の調整から，調査体制，調査前における遺跡の保護措置など，調査開始までの一連の事実を記載する。

記載項目	記載内容	留意事項
文章	・調査の原因，取扱い協議，法的手続き，試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議，遺構の保存協議（その経過や設計変更および保存の内容）等，記録保存調査に至るまでの経緯と内容等。 ・調査全体の計画，体制（主体者，担当者）の説明。	
図面	・開発計画図等。	・発掘調査と開発計画とのかかわりがわかるように工夫する。
写真	・調査着手前写真等。	・調査地の特定ができるよう，必要に応じて開発終了後の調査地風景写真も掲載する。

【第２章　遺跡の位置と環境】

調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境，他の遺跡のあり方等を記述する。同じ遺跡ですでに詳細な記述をもつ報告書が刊行されている場合は，その書名を示したうえで，簡潔な記述にとどめることも可とする。

記載項目		記載内容	留意事項
第１節 地理的環境	文章	・調査対象遺跡の立地について，遺跡を含む一定範囲を対象に，その行政区分や位置，地形や自然環境等について記載する。	・地形に関しては，調査終了後に大きく改変される場合があるので，特に詳細に記す。
	図面	・遺跡位置図，遺跡周辺地形図等。 ＊遺跡位置図：遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したもの。 ＊遺跡周辺地形図：遺跡の立地環境がわかる図で，地形図に調査対象地を示したもの。地形分類図を併用することもある。	・図面や写真について，既製の地形図や航空写真等を使用する場合は，原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。
	写真	・遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真，旧地形のわかる航空写真等。	

【第３章　調査成果】

報告書の中核をなす部分であり，最も多くの分量を占める。第１節では，発掘作業と整理等作業の目的や計画，方法と経過等について記述し，第２節では，調査地点における土層（基本層序）の説明と，遺構・遺物との関係について記述する。第３節では，検出した遺構の状況および出土した遺物との関係について，遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述し，また，遺物全体の出土量や内訳，遺物分類や個々の遺物の要点等の説明を行う。

記載項目		記載内容	留意事項
第１節 調査の方法と経過	文章	・試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し，当該調査の実施にあたって設定された目的や課題等。 ・目的や課題等に基づいた発掘作業，整理等作業の方針・計画の説明。 ・方針や計画に基づいた具体的な調査方法等（調査区の設定，作業の具体的な方法と経過，作業委託の状況，現地説明会や検討会等の実施状況等）。 ・発掘作業や整理等作業において留意した事項。 ・遺構の保存措置を実施した場合，その概要。 ・遺物の保存処理を実施した場合，その概要。	・個々の作業において使用した道具類（重機，掘削用具，測量機器，実測・写真による記録用具等）についても具体的に記載する。
	図面	・試掘・確認調査区位置図，既往の調査区位置図，試掘・確認調査および既往の調査成果に関する遺構・遺物実測図，発掘調査地区割図等。	
	写真	・試掘・確認調査の写真，過去の調査の写真，調査風景写真等。	・写真を併用することで効果的な説明ができる場合は，左記の写真を挿入する。
第２節 層序	文章	・各層について，土層名・土色・土質，分布範囲，遺物包含状況，さらにはその層の成因や年代，性格等。	・遺構面と包含層の関係や，遺跡を理解するうえで重要な鍵となる層（イベント堆積物を含む層等）は重点的に記述する。
	図面	・土層断面実測図あるいは土層断面模式図等。	・遺構面を太線等で強調する，鍵となる重要な層に網掛けや記号を挿入するなど，層序の特徴がよくわかるよう工夫する。 ・調査区が広範囲におよぶ場合は，重要な層の起伏の特徴を表すような土層断面模式図を作成する。
	写真	・層序の特徴を最もよく表した断面写真等。	
第３節 発見した遺構と遺物	文章	［遺構］ ・遺構全体の概要（検出面や種類・数量等を示す），種別ごとの概要を示した後，個別の遺構の内容を記述する。 ・個別遺構の記述にあたっては，遺構の性格や内容に応じて記述する。例えば，竪穴建物や掘立柱建物等は遺跡を構成する主要な遺構であり，個々の内容を詳細に記述する必要がある。 ・遺構内における遺物の出土状況は，遺構の時期や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解するうえで必要と判断した遺物は，出土層位と特徴を記述する。	・遺構の形状や規模等の客観的な記載だけでなく，遺構の検出過程や調査中に試行錯誤したこと等も簡潔に言及する。 ・すべての遺構について個別に記述する必要はなく，小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等は，一覧表に記載したうえで全体の傾向等を記述する場合もある。
		［遺物］ ・遺物全体の種類や年代，おおよその出土量（コンテナ数等で示す）等の概要を記述する。 ・実測図を掲載したものについての選択基準を示す。 ・遺跡・遺構を理解するうえで必要な遺物や，特筆すべき遺物は，個別に説明する。 ・個別の説明以外に，遺物の分類基準を示し，全体の傾向や特徴等についても言及する。	・遺物の個別説明は，冗長にならないよう，図や写真で良好に示される詳細等については，簡潔に記述する。
	図面	［遺構］ ・遺構の配置図・全体図・個別図，遺物の出土状況図・ドットマップ等。 ＊配置図：主要な遺構の構成と配置を容易に認識できるように模式的に示した図。 ＊全体図：調査範囲で検出した遺構のすべてを掲載した図。調査区が広い場合は，分割して掲載してもよい。また，遺構個別図を作成しない遺構は，この図によって位置等を特定できるようにする。 ＊個別図：遺構の平面実測図と断面実測図で構成された図。 ＊出土状況図：遺構から出土した遺物の状況を示した図。遺物が原位置を保ち，出土状況に意味があるもので，遺跡や遺構を理解するうえで必要と判断したものを掲載する。平面実測図のみで表現されることが多いが，必要に応じて断面実測図を組み合わせる。 ＊ドットマップ：遺物が出土した位置をドットで示した図。遺物の分布や接合関係に意味があり，遺跡や遺構を理解するうえで必要と判断したものを掲載する。	・遺構実測図には方位，位置（座標）および縮尺を表した物差し（スケールバー），土層断面図には標高および縮尺を表す物差しを表示する。 ・付図や折込図は，紛失しやすく，利用しにくい場合もあるため，なるべく避けることが望ましい。

		［遺物］ ・実測図・拓本・分類図等。 ＊実測図：遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等，遺跡や遺構を理解するうえで必要と判断したものを掲載する。遺構の時期を決定する遺物，遺構出土一括遺物は器種構成や数量比，分類等を考慮し，それぞれ必要な量を掲載する。なお，拓本は，有効性が認められる場合に用いる。 ＊分類図：土器，石器等の形態等に基づいた分類図。遺物が多量に出土し，その特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。	・実測図には縮尺を表す物差しを表示する。 ・各遺物の縮尺率は，遺物種別・器種・分類等それぞれにおいて統一することが望ましいが，特殊なものは大きさや特徴に即して決める。
	写真	［遺構］ ・全体写真・個別写真・遺物出土状況写真等。 ＊全体写真：調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。遺跡全体の中で調査区の位置がわかるものもあると良い。 ＊個別写真：遺構機能時の全景写真を原則とするが，必要に応じて，構築過程や廃絶後の状況を示す写真，遺構に付属する施設の詳細を示す写真等も掲載する。 ＊遺物出土状況写真：遺構の年代・性格等をよく表す遺物の写真や，遺構と遺物の関係を示す写真等を掲載する。	・斜め上方から撮影した写真と垂直写真それぞれの有効性を理解したうえで，必要なものを選択して掲載する。前者は，土地の起伏や遺構の深さ等遺跡や遺構の立体感を表すことに優れ，後者は，遺構の配置状況を示すことに優れている。
		［遺物］ ・個別写真，集合写真等。 ＊個別写真：遺物の質感，胎土，色調，遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図の縮尺に必ずしも合わせる必要はない。 ＊集合写真：遺物の組成や大きさ・質感等の多様性を表現するといった目的を明確にして遺物を選択し撮影する。	・原則として，実測図を掲載した遺物の個別写真を掲載する。
	表	［遺構］ ・遺構一覧表，土層観察表等。 ＊遺構一覧表：遺構の形状や規模等を記載した一覧表。文章で記述しなかった遺構も，必要に応じて選択して掲載する。 ＊土層観察表：各遺構の層名・土色・土質・含有物・遺物包含状況，さらにはその層の成因や性格等を記載する。	・土層観察表は，図と表を容易に対応させるために，断面図と同一のページに掲載するのが望ましい。同一ページに収まらない場合は，近接したページに掲載するなどの工夫が必要である。
		［遺物］ ・遺物観察表等。 ＊遺物観察表：遺物番号・出土地点・層位・器種・法量等の基本項目に加えて，特記事項や実測図等で表現できないことや，土器の胎土，石器の石材，木器の樹種等を記載する。実測図や写真を掲載したものは，図や写真と対応させるために，それらの位置（図や写真の番号等）も記載する必要がある。	・遺物観察表は，実測図と同一のページに掲載すると，図と表を対容易に対応できるという利点がある。ただし，実測図を掲載しない遺物も観察表に載せる場合は，巻末にまとめるなど，利用しやすくするための工夫が必要である。

【第４章　自然科学的分析】・【第５章　総括】・【報告書抄録】

記載項目	記載内容	留意事項
自然科学的分析	・発掘調査の成果をより総合的に理解するために行った自然科学的分析結果がある場合に記載する。 ・分析には，年代測定，自然環境の復元，土器・石器・金属器等の産地同定，石器・木器等の材質鑑定等があり，遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。	・報告書全体の量を考慮して，分析結果の占める割合が過度にならないよう，分析者とあらかじめ調整する。
総括	・発掘調査によって把握された，遺構・遺物等の特徴から，遺跡全体の構造や性格，変遷等の客観的事実の整理およびその遺跡が地域の歴史の中でもつ意味や位置付け等を記述する。 ・関連する学術的知見等も踏まえつつ，調査成果について主に考古学的手法を用いて記述する。 ・発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が作成する。	・総括に割く分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね数％から 10％程度とする。なお，出土資料の編年や類例の検討等についてより詳細な分析が必要な場合は，分量が増加することもある。 ・遺跡の理解に直接関わらない論文等は掲載しない。
報告書抄録	・発掘調査の基本的情報である調査組織及び調査員，遺跡で得られた成果等を所定の様式および記載要領（文化庁文化財部記念物課『発掘調査のてびき―整理・報告書編―』pp. 162-163）に従って記載する。	・原則として巻末に掲載する。 ・本文目次に掲載頁や位置を明示することが望ましい。

３．報告書の体裁・形態

報告書は，現状保存できなかった埋蔵文化財の唯一の記録であることから，保存性・精度・利活用と情報の真正性の確保が求められる。現時点では，これらの要件を満たすものは印刷物であり，長期間にわたる保存が可能な印刷方法，製本方法，紙質等を選択する必要があるが，過剰に華美な体裁にならないように注意する。

また，印刷物の「版下」として位置づけられる高精度ＰＤＦを，バックアップとして印刷物とともに保存する必要がある。

４．報告書の刊行

報告書の刊行は，発掘調査単位を基本とするが，同じ遺跡で

発掘調査が複数次にわたる場合には，報告書を同一の印刷物にまとめて掲載する，対象面積が狭小，あるいは検出遺構・遺物が僅少などで得られた情報が少ない場合には年報等に掲載するなど，調査の進行や規模等に応じた適切な方法を選択する。

報告書の刊行部数は，埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業で行われる発掘調査では基本的に３００部を上限としており，原因者負担による発掘調査においてもこれに準ずる。報告書の完成が発掘調査の完了であること，調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があるという観点から，刊行は，発掘作業終了後おおむね３年以内に行う必要がある。発掘作業や整理等作業が長期に及ぶ場合等，やむをえない事情により３年以内の刊行が難しい場合は，概報（注 1）の刊行や，調査の概要を年報等に掲載するといった措置をとる。

注１　報告書の刊行に先立ち，遺構に関する事項を中心に調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行する。

第５章　発掘調査資料の保管と活用

埋蔵文化財は，国民の文化的資産として後世に残すものであり，発掘調査で作成した記録類および資料類や出土遺物は，埋蔵文化財の記録保存のために重要かつ不可欠のものであることから，遺跡が所在する地方公共団体は，これらを将来にわたって安全･確実に保管しなければならない。また，文化財の普及･活用等の活動を通じて，多くの人々が埋蔵文化財に親しみ，地域の歴史について理解を深めることになるため，発掘調査資料を積極的に公開する必要がある。

１．記録類や出土遺物の保管と活用

発掘調査を行った地方公共団体は，発掘調査の記録類や整理等作業で作成した資料類，出土遺物および発掘調査報告書を適切に保管し管理しなければならない。台帳等を作成し適切に管理するとともに，火災や災害等に備え，記録類や出土遺物の種類・内容によって保管・管理方法を工夫する必要がある。特に遺物については，『出土品の保管について』（発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会，平成 15 年 10 月）を参照して，適切に保管する。

地方公共団体は，埋蔵文化財の価値，発掘調査の意義等に関する理解の促進を図るために，調査成果の積極的な活用に努めなければならない。発掘調査資料を安全・確実に保管するとともに，発掘調査報告書と容易に照合できる方法を工夫するなど，利用しやすい状態にしておくことが大切である。

また，発掘調査資料は，展示等により広く公開する必要がある。特に，展示の主要な要素となる出土遺物については，土器の復元（26 頁）や脆弱遺物の保存処理（27 頁）等を実施するなど，資料の視覚的な認識を高めるとともに，取り扱いの容易さにも配慮した活用のための有効な方策が望まれる。さらに，一般向けのわかりやすい概説書やパンフレット等による普及資料の作成，講演会の開催等の積極的な情報発信にも努めることで，発掘調査時における現地説明会（公開）以外にも多くの人々が調査成果にふれる機会を設け，埋蔵文化財への理解の促進と地域の活性化を図ることが必要である。

２．発掘調査報告書の公開と活用

地方公共団体は，管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに，関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し，広く活用できる措置を講ずる必要がある。特に，国立国会図書館（注１）および奈良文化財研究所へ配布することによって，書誌情報は管理され，確実な保管が担保されるとともに利用環境の向上が図られる。近年では，インターネットを利用したＰＤＦによる発掘調査報告書の公開が盛んになったが，奈良文化財研究所が運営する「全国遺跡報告総覧」に積極的に参加することで，発掘調査の成果が国内外に効果的に発信され，地域の歴史がより多くの人々に注目されるようになっている。

また、管内では，発掘調査報告書を地域住民が利用しやすいように，図書館，博物館，公民館等の公共的な施設を中心に配布する。その際にも多様な利用形態に対応できる保管・利用環境の充実に努めるとともに，刊行した発掘調査報告書の目録を作成するなど，適切に管理し利用に備えることが大切である。

注１　日本国内で出版された出版物は，国立国会図書館法第二十四条の二により，国立国会図書館への納本が義務付けられている。